令和８年４月30日

京都市会 議長　様

会派名　自由民主党京都市会議員団
代表者　寺田 一博
経理責任者　しまもと 京司

# 収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例１２条第１項の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

# 収支報告書

会派名　自由民主党京都市会議員団

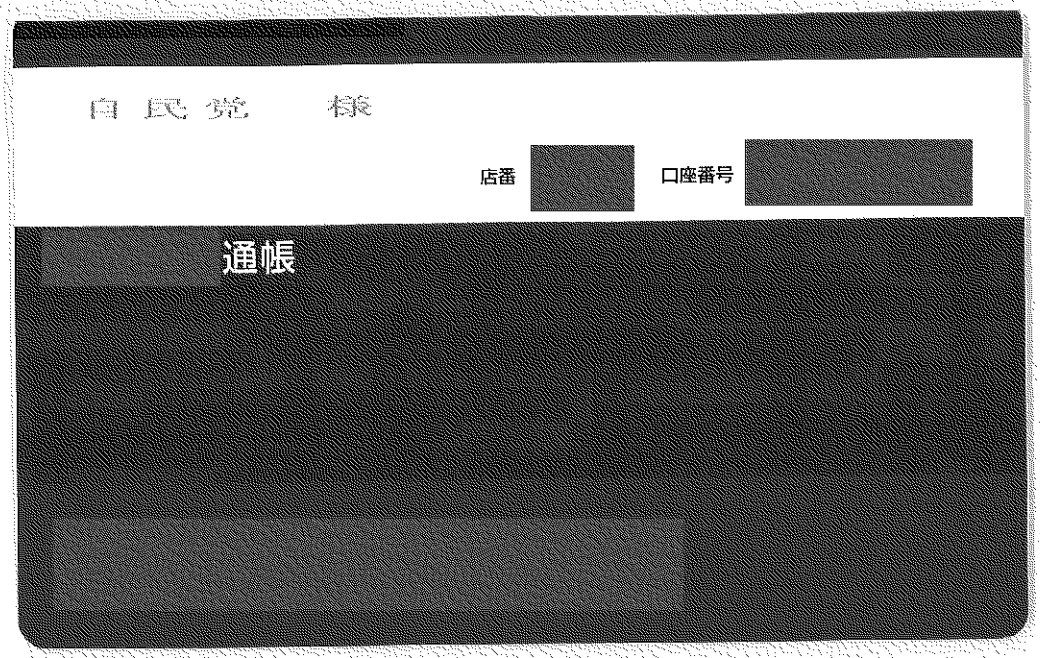
1 収　　入

政務活動費　　31,920,000 円

2 支　　出　　（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 調査研究費 | 220,145 | 韓国光州市都市間交流に係る費用 |
| 研修費 | 0 | |
| 広報広聴費 | 17,686,981 | ホームページ管理費・議員団ニュース及び制作費・ポスティング代 |
| 要請・陳情活動費 | 934,450 | 令和８年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望行動に係る費用 |
| 会議費 | 292,800 | サマーセミナー開催に係る費用 |
| 資料作成費 | 0 | 市政運営に要する資料作成代（９割按分※） |
| 資料購入費 | 586,520 | 新聞代（京都・毎日・産経・朝日・日経・読売・京都民報） |
| 通信運搬費 | 216,432 | FAX通信料・ネット通信料など（９割按分※） |
| 備品消耗品費 | 994,642 | コピー機・FAX複合機リース代・文具など |
| 人件費 | 9,812,854 | 職員２名（職員１：令和2.8.24～ 職員２：令和4.5.25～）　人件費9.5割 |
| 事務所費 | 0 | |
| 合計 | 30,744,824 | |

3 残　　額　　1,175,176 円


自民党　様
店番
口座番号
通帳

通信運搬費

ネット利用料について

政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。

自民党
# 京都市会議員団ニュース
No.86　令和7年（2025）3月29日発行

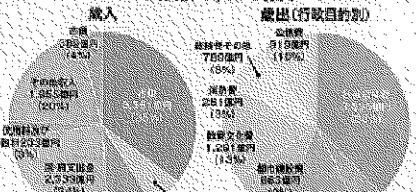
■発行人／橋村 芳和 ■編集委員／平山たかお、谷口みゆき、山本しゅうじ　〒604-857 | 京都市中京区河原町御池TEL.075（222）3718～23 FAX.075（257）3091 | https://jimin-kyoto.jp/

# 松井市長就任後初の通年予算編成!!
# 令和7年度予算概要について

すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた本格予算！福祉・健康・医療や教育・子育て環境の充実、包括性の高いまちづくり、京都経済を支える地域企業等の下支え、市民のいのち・暮らしの安心安全など、市民生活を守るという姿勢を基本に、都市全体の魅力や活力を向上させ、新たな京都を切り拓き、市役所・区役所が「結節点」として市民、企業、大学などと繋がりを深め、社会総がかりで共に課題の解決に協働して、京都の未来を創造していこうとする基本姿勢で取り組まれる予算です。

## 令和7年度予算規模

**一般会計：9,575億円**




**特別会計：6,495億円／公営企業会計：2,651億円**

**総額：1兆8,723億円**

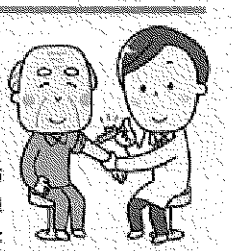
## 具体的施策

**【市民生活を守る施策の強化】**
- 救急隊増隊をはじめとする市民の安心安全対策
- 健診機会の充実などの一人一人の健康づくり 等

**【人口減少課題に対応】**
- 第2子以降保育料無償化などの子育て負担の軽減
- 京都安心すまい応援金の充実、公園の魅力アップ 等

**【京都の価値・強みを活かした先導的・挑戦的な取組】**
- 世界と社会にインパクトを与えるスタートアップの創出
- 区役所と学校の協働の下、地域課題の解決を目指す取組 等

# やむにやまれぬ、国民健康保険料値上げ



## 京都市は従前からかなり頑張ってきたが、昨今の情勢を踏まえやむを得ない。

今市会で、国民健康保険料の値上げに関する議案が提出され、可決されました。国民健康保険料の値上げを可決するなど、けしからんとのお声があるのも承知しています。もちろん、私たち自民党市議団も保険料の値上げなど、本音ではしたくありません。当たり前です。ただ、一方で、国民健康保険料を今ここで値上げしなければ、国民健康保険事業そのものが制度破綻をしてしまう現状だという事はお伝えしなければいけません。制度破綻させないための今回の制度改正であるのです。

国民健康保険は、そもそもが相互扶助で取り組むべきもの。すなわち、加入者の保険料で賄わなくてはなりません。ただ、これまで、京都市は市民生活に大きな影響があるなどの理由で一般財源などを投入し、全国20ある政令指定都市の中でも、最低水準の保険料、加えて、京都府内の自治体の中でも、最低水準で維持してきたわけです。ただ、京都府から国民健康保険事業に伴う負担金の増大を求められています。加えて、これまで国民健康保険料事業における基金などもすべて取り崩すまで何とか維持してきたのが現状です。

ちなみに、京都市内での国民健康保険への加入者は25万人余りと市民の約2割、ここに145万市民全体の予算でもある一般財源（令和7年度予算約99億円）の投入をこれ以上しても良いのか。全国的に比較しても、最低水準に抑えてきた保険料をこのまま据え置いて、国民健康保険制度を維持することができるのか、そのような事を総合的に鑑み、今回の制度改正議案に賛成をしたのが我が党の考え方です。一方で、国民健康保険事業の運営主体は市町村。今の人口減少、少子長寿化社会において、これまで通りの制度運営で果たして持続可能な制度たり得るのか。そのあたりは国に対し、国民健康保険事業の抜本的な見直しも含め、私たちは申し入れていきたいと考えています。

「政治家の役割とは一体何であるのか。勇気と真心を持って、真実、事実を語ること」とは石破茂総理大臣の言葉。

私たち自由民主党京都市会議員団は、市民の皆様に、時に耳の痛い政策であっても、「勇気と真心を持って、しっかりと真実、事実を語りかけなくてはならない」と考えています。どうか、今回の制度改正に、皆様のご理解を賜ります事をお願い申し上げる次第であります。

# シン（新）・宿泊税について



本市の宿泊税は「国際文化観光都市としての魅力向上」と「観光の振興」に活用され、京都の「まち柄」を後世につなぐ貴重な独自財源として、観光振興はもとより、文化・景観など京都固有の魅力の向上を通じて、「観光特急バス」の導入や「無電柱化」「観光トイレの新設」など、市民と観光客双方の満足度向上に貢献してきました。見直し案によると、令和5年度は52億円であった税収額が、約126億円に倍増される見込みであり、市民生活と観光の更なる調和・両立を図るため、観光課題対策はもとより、観光が市民生活の豊かさにつながることが実感できる施策の推進に期待が高まります。

今後も検討・研究を重ね、5年後の見直し等によって、「市民・観光客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる持続可能な観光」を実現に向けて尽力して参ります。

**令和8年3月から適用予定の改正条例案**
※改正前における試算（令和6年度実績見込み・ベース）

| 宿泊料金（1人1泊につき） | 税率 現行 | 税率 改正案 | 人数※ | 税収※ |
|---|---|---|---|---|
| 6,000円未満 | 200円 | 200円 | 13.7% | 5.6% |
| 6,000円以上20,000円未満 | | 400円 | 79.1% | 65.0% |
| 20,000円以上50,000円未満 | 500円 | 1,000円 | 5.7% | 11.8% |
| 50,000円以上100,000円未満 | 1,000円 | 4,000円 | 0.8% | 6.9% |
| 100,000円以上 | | 10,000円 | 0.6% | 10.6% |

CONTENTS

1面
- 松井市長就任後初の通年予算編成!! 令和7年度予算概要について
- やむにやまれぬ、国民健康保険料値上げ
- シン（新）・宿泊税について

2面、3面
- 市民の声を市政へ届ける!! 代表質疑

4面
- トピックス 松井市長就任後初の本格通年予算（令和7年度）について

# AI社会におけるデジタルの活用とデジタルデトックスへの適切な対応を!



中京区
津田 大三



## 津田大三議員の質問項目

1. 財政戦略について
2. 令和7年度予算について
3. 人口減少対策について
4. AI社会におけるデジタルデトックスについて
5. 防災・減災対策について
6. ウィングス京都の今後のあり方について

**津田大三議員**　令和7年度予算は、今年度中に設定される新京都戦略と連動した予算、これまでと同様の単年度予算なのか、様々な視点の要素を盛り込む議論をすべきか、戦略に掲げた課題を磨き上げ、複数の予算編成で推進事業を定め、市会と議論すること。では、どのように推進事業を定めたのか、予算に込めた想いと、「災を放ける世界都市京都」の実現に向けた決意を問います。



**門川市長**　様々な方との対話や「新京都戦略」の検証過程で再認識した課題の解決の元始には迅速な対応が極めて肝要です。財政調の成長型財政への移行や持続的な発展のために、喫緊の人口減少課題への対応に加え、京都の価値・強みを活かした先導的・挑戦的な施策を充実しております。
今予算は、ホップ・ステップ・ジャンプの、ステップ、新京都戦略に掲げる施策を磨き上げ、「災を放ける世界都市京都」の実現を目指します。

**津田大三議員**　最近、デジタルデトックスという言葉を耳にします。これはデジタルによる、スマの依存や社会的不安、健康被害の発生によって、使われだした言葉です。デジタルデトックスは、デジタルを完全に承認して生きるものではありません。今を生きるには人間デジタルは不可欠です。過度な使用が人間を幸せにするかは疑問です。デジタルは本来的に0と1の線引、分断や近似値などを当てはめるのは限度。言い換えれば、正しい答えを同じ答えへと導き、同一化します。これは結果的に分断を生みかねません。だからこそ一定の距離を保つべきです。人間が生み出した道具には全て功罪があります。デジタルの活用とデジタルデトックスへの対応を求めますが、いかがでしょうか。

**門川市長**　本市では、「京都市DX推進のための基本方針」に掲げる「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現に全力を挙げて取り組んできました。一方、児童・生徒で保護者を対象に、スマホ等の利用による危険性・依存性から子どもを守るための「情報モラル講座・教室」等を実施してきました。デジタル以外の価値も重視との認識のもと、デジタルデトックスの観点を持ち、利便性、安心安全、豊かさ、快適さを共感できるデジタル社会を目指します。

# 市民の声を市政へ届ける!!
# 代表質疑
## 松井市長に自民党議員が問う!
2月26日・27日
2月市会

# 西京極総合運動公園の大規模整備で多くの人が集まり賑わう空間へ!



右京区
田中たかのり



## 田中たかのり議員の質問項目

1. 働き手不足問題への対応や就職氷河期世代の抱える課題を踏まえた次期基本ビジョンのあり方
2. 「西京極スポーツシティ構想」を踏まえ、西京極総合運動公園の大規模整備
3. ゲームを楽しむかのように地域コミュニティに参加を促す仕掛けの構築など
4. 京都での子育て環境の拡充
5. 厳しい選択を迫られた国民健康保険
6. 七条通・桂野四通の拡幅の課題と今後の進め方

**田中たかのり議員**　西京極総合運動公園の周辺地域の課題解決（西京極駅のホームドア設置など）や賑わい創出のためには、公園を多くの人が集える空間に再構築する必要があります。
今年度に整備・活用方針案を策定されますが、再整備にあたっては「多機能複合型施設」を核とした公園整備が必要と考えますがいかがでしょうか。



**門川市長**　民間事業者から、公園やまちの活性化の観点で、飲食店やスポーツ関連の店舗の設置、施設の建替え、既存施設など大胆な提案も頂いています。
来年度は、スポーツとまちづくりが融合した、魅力あふれる公園の将来像を具体化した「西京極総合運動公園整備構想改革計画（仮称）」を策定するとともに、道具等によるキッズエリアも整備し、子育て世帯など多様な人で賑わう公園づくりに全力で取り組みます。

**田中たかのり議員**　様々な課題を抱える地域コミュニティの再構築に向けた新たな取組として、①地域活動にポイントを付与し、やりがいを感じて頂く工夫、②空き家を活用した、人が集り情報交換できる拠点作りが必要と考えますがいかがでしょうか。

**門川市長**　①つながりや交流を促す地域活動ポイントについては、地域通貨に取り組む企業等を積極的に紹介するなど、楽しみながら地域活動を行う仕組みを検討します。②地域の人が集まり情報交換できる場づくりについては、学校や公園といった公共施設の活用に加え、空き家などを視野に入れて取組を進めます。

**田中たかのり議員**　子育ての一番大変な時期は0歳まで。様々な声をさんざん聞いてきましたが、多くの方が言われています。子育てで大切なのは、経済的支援だけでなく、孤独を感じさせない精神的な支えです。助産師や保育士など子育てをサポートする人材の更なる活用の検討を求めます。

**門川市長**　本市では、母親の心身のケアや育児サポートを行う「スマイルママ・ホッと事業」のほか、医療施設において切れ目のない積極支援を行っています。
今後も、若者・子育て世代から選ばれるまち京都を目指して、関係団体や地域の皆様と共に、子育て環境の充実に取り組みます。

# 第二子以降の保育料無償化を実現し今後若者の市外流出をいかに防ぐか!



伏見区
みちはた弘之



## みちはた弘之議員の質問項目

1. 市バス・地下鉄事業の経営について
   市民優先価格について　市バス・地下鉄のキャッシュレス化について
2. 上下水道事業の経営について
3. 若者の市外流出対策と第2子以降の保育料無償化について
4. 宿泊税を活用した観光振興、観光と市民生活の調和について
5. 京都市立学校の学力向上に向けた教育環境の充実及び教育活動の推進について
6. 観光業社会の実現に向けた取組について
7. 観光市営駐車における回転再生事業について

**門川市長**　市バス・地下鉄の維持に向けた市長の決意、市民優先価格導入の課題解決状況、宿泊税を活用したキャッシュレス化の今後の進め方について、お考えをお伺いします。

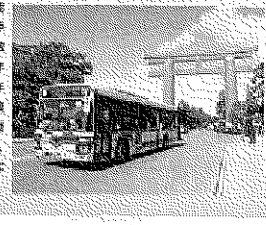
**みちはた弘之議員**　市バス・地下鉄事業は、当価高騰や新しい手不足により厳しい経営環境にありますが、高火線の利動式ホーム柵整備やキャッシュレス化の推進のため、積極的な活用し一般会計からも支援します。市民優先価格は、市民生活の向上を目的に運賃体系やバス路線の見直しも含めた検討を進め、令和9年度中の実現を目指します。キャッシュレス化も同年度に導入予定。持続可能で利便性の高い市バス・地下鉄の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

**門川市長**　第2子以降の保育料無償化に踏み切った市長の思い、若者の市外流出をどのように防ぐのか、お考えをお伺いします。

**みちはた弘之議員**　若者や働き盛り世代の流出抑制を進め、京都が「住み続く価値のある都市」となることを目指します。少子化対策については、第2子以降の保育料無償化に加え、子育て世帯の住宅支援や公園整備など総合的な支援を推進します。また、スタートアップ支援の強化や企業誘致の拡充を通じ、国内外の人材が京都に集い、新たな価値を創出できる「災き放ける世界都市」としての求心力向上を図り、未来に向けた施策を進めてまいります。

**門川市長**　城陽市営住宅における団地再生事業について、これまでの取組を踏め、今後どのようにこの事業を進めていくのか、お考えをお伺いします。

**みちはた弘之議員**　城陽市営住宅の団地再生事業については、市民アンケートを実施し、地元の皆様の様々なご意見を頂戴しながら、入居者の安心安全や住環境改善、地域の活性化等に取り組んでいます。現在、「検討委員会」において、地域活性化や福祉向上など、持続可能なまちづくりを目指し、PFI手法による民間活力の導入手法等を検討しており、令和7年度に事業者を決定、令和8年度以降に着手予定です。今後も地域の意見を踏まえ、多世代が笑顔できる街を創出し、市全体の活性化につながるよう、取り組んでまいります。



# あらゆる世代の活躍推進・就業支援・働き方改革について



北区
谷口みゆき



## 谷口みゆき議員の質問項目

1. あらゆる世代の様々な働き方や居場所づくりの支援について
   あらゆる世代の高齢定義、就業支援、働き方改革について
   女性特有の健康上の問題に関する理解を促進する啓発授業の展開について
   困難を抱える若年女性の支援について
   京都市はぐくむプランに基づく若者の居場所づくりについて
2. ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりについて
3. 地域との協働による学校づくりについて
4. 自転車対策について
5. 金閣寺バス停の混雑解消について

**谷口みゆき議員**　退職や育児による離職後、自分のスキルを活かした仕事に復職したい方、ケアラーや60歳以上の方など、多様な思い手の活躍推進に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**門川市長**　働きたいという意欲に応える仕組みが必要と考えます。就労マッチング支援を行うプラットフォームを新たに設置し、誰もが自分らしく生きがいを持って活躍し地域全体を支える力となっていただける取り組んでまいります。

**谷口みゆき議員**　経済産業省によると、女性特有の健康課題による経済損失は、社会全体で生産的3.4兆円と推計されています。最近では、女性の健康問題について、先進的な技術で解決を図るフェムテック技術・サービスを活用している企業も出始めています。企業のリーダーシップと従業員の意識改革を両輪として進めることができるよう行政からの働き掛けが必要と考えますがいかがでしょうか。

**門川市長**　企業等の点長に寄与する健康経営には、官民一体で取り組む必要があります。本市では、経営者や従業員の意識改革に向けた企業向けの情報発信や、「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の加速化に取り組んでいます。今後とも、女性の健康問題への理解促進、誰もが活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

**谷口みゆき議員**　ケアラーを地域全体で支える社会実現には、幅広い人々を巻き込んだ市民ぐるみの運動としていく必要があると考えます。条例に基づくケアラー支援計画の策定も含め、今後のケアラー支援の方向性について、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

**門川市長**　来年度早期に、当事者や支援団体等で構成する組織会を新たに設置し、市民レベルで支援の輪を広げていく仕組みづくりを進めます。また、保健福祉局内に司令塔となる「福祉のまちづくり推進室」を新たに設置し、これらの連携のもとで、支援計画を策定し、地域全体でケアラーを支えるまちづくりを推進してまいります。



## 山科区 富 きくお



攻めの都市経営予算で、すべての人々に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市」を実現するために、市民生活を守り、人口減少対策・新たな京都への挑戦等、果敢な予算編成!

## 山科区 山本しゅうじ



新京都戦略を推進し、輝かしい京都の未来を切り拓くため、市長の信念と決意が込められた予算案。大いに共感するとともに、華々しい事業のみならず市民本位の施策の充実にも力を尽くします。

## 上京区 下村あきら



第2子以降の保育料無償化などの子育て環境充実や、救急隊増隊をはじめとする市民の安心安全対策など、市民生活第一を徹底した予算により、豊かな市民生活を実現します。

## 南区 椋田隆知



市民の生活を守る政策を基本として、本市の歴史によって培われた伝統・文化が豊かな土壌や、数多くある将来の可能性・発展性を活かして、「選ばれる唯一無二のまち京都」へ、更に一層前進!!

## 南区 しまもと京司



昨年の代表質問での「都市ストックの効果的活用と市民経済に資する施策、公共投資、人材への投資を!」にしっかりと呼応。攻めの都市経営として進化させた「新京都戦略」を強力推進。

## 右京区 田中たかのり



限りある財源を活用し、これまでの取組と新たな挑戦で市民のくらしに責任を果たすものである。今後、豊かな人材（市民の力）を最大限に引き出し、京都の魅力向上のため取り組んで行く。

## 右京区 森田 守



収支均衡を継続することで将来負担の軽減を図りつつ、市民生活を守り、喫緊の課題である人口減少に対する取組を進め、京都が世界に突き抜ける都市となるための予算となっています。

## トピックス

# 松井市長就任後初の本格通年予算（令和7年度）について

## 左京区 井上よしひろ



市民の皆様の御意見などを踏まえ、令和9年度までに取り組む政策、財政等の方針を示す新京都戦略を策定。同戦略に基づいた、京都が誇る地域力の更なる進化、市民生活の豊かさ向上につながる予算編成です。

## 西京区 田中明秀



何よりも市民生活第一を徹底のうえ、更なる歳入の確保と人口減少対策、子育て支援、観光課題対策等に目を向け、京都の伝統・文化・芸術継承で唯一無二のまちを実現するための松井カラー予算。

## 西京区 西村義直



144万人が生活するに相応しい予算となるよう努めていかなければなりません。地域活性化や更なる福祉の向上を目指した政策が市民の皆様にもご理解、ご協力がいただけるよう尽力致します。

## 伏見区 橋村芳和



『meetus山科・醍醐』の推進に向けた予算計上を評価。東部クリーンセンター跡地活用等で、市内東部地域を『日出づる処（まち）』に「京都版シリコンバレー構想等、京都経済の振興は伏見区から!

## 伏見区 みちはた弘之



「突き抜ける世界都市 京都」を目指し、市民生活の充実、経済成長、文化・観光振興、環境・防災対策を推進のほか、福祉、教育、DX、脱炭素、企業誘致を進め、持続可能な都市経営の実現に向け、真摯に取り組みます。

## 北区 山本恵一



松井市長の目指す市政運営が示された予算案。二元代表制の一翼を担う市会として、市民の安心・安全を第一に、更なるまちの活性化や豊かな市民生活に向け、全力で役割を果たしていく。

## 北区 谷口みゆき



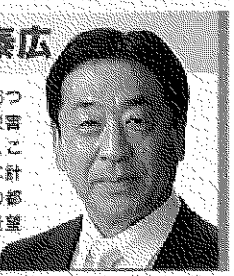
市民生活を守る施策の強化、子育て世帯の負担軽減や教育の充実、地域課題の解決を目指す取組は将来の京都市の価値を高めるためには重要なことです。皆様のお声を大切にし推進して参ります。

## 上京区 寺田一博



市長選挙で市民の皆さんに約束された第2子以降保育料無償化などの子育て支援強化や、企業誘致による若い世代の定住策に加えて、「ゼロ予算」の取組など、松井カラーを受け止め審議を尽くします。

## 左京区 さくらい泰広



新京都戦略政策集の中の6つの柱のうち、「安心安全で災害に強いレジリエントな町」、この取組は重要です。予算に計上された防災減災のための都市基盤整備の着実な実施を望みます。

## 中京区 津田大三



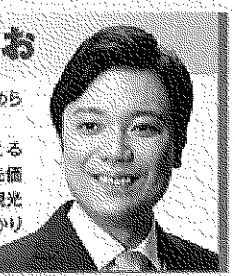
新京都戦略という中期計画と連動する予算であり、新たな取組。今後策定予定の長期ビジョンとの整合性や財政状況などの分かりやすい発信が肝要。時代のフェーズに合わせた取組に期待。

## 中京区 加藤昌洋



過去負債の確実な返済と将来への投資が盛り込まれた予算となりました。一方で、バス・地下鉄、上下水道の予算は厳しい見通しとなっています。持続可能な京都市に向けて議論を続けます。

## 東山区 平山たかお



松井カラーが随所に散りばめられた予算。
宿泊税の使い道の「見える化」、市バスなどの市民優先価格の一刻も早い実現など、観光の果実が市民の皆様にしっかりと行き渡るよう尽力したい。

# 京都市会決算特別委員会
# 自民党市会議員団の質問が市政を動かす！

令和6年度 京都市決算を認定

要ら概ち算こ決は

## 京都市ならではの施策（一部）

- 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出
- 観光特急バスの新設による市民生活と観光の調和と両立
- 重層的支援体制の構築
- 地域企業・中小企業及びスタートアップ等の成長促進や企業立地の促進
- 起業家精神や探究心を育む教育環境の充実
- 若者・子育て世代の住まいの確保支援「京都安心すまい応援金」の創設
- 災害備蓄物資の拡充など災害に強いまちづくりの推進
- 市バス・地下鉄の利便性の向上
- 市バス運転士等の処遇改善や職場環境の改善
- 地下鉄等をいかした移動経路の分散化による市バスの混雑対策
- 老朽化した水道配水管の更新をはじめとする震災対策や雨水幹線の整備
- ※持続可能な行財政運営に向け、着実に前進

※過去負債を計画通り35億円返済した上で、58億円の黒字。

## わが会派からの指摘・要求

- 財政状況が着実に改善していることなどを市民や事業者の方々に分かりやすく丁寧に説明すること
- 物価高騰が長引く折、市民・事業者に心を寄せた財政運営を行うこと
- 今後の市政運営にあたっては、ぶれることのない確固とした理念、哲学をもつこと
- 宿泊税やふるさと納税などの財源確保に取り組むこと
- 市バス・地下鉄両事業とも、引き続き、経営改善に向けて、「利用促進」、「収入増加」、「経費削減」に取り組むこと
- 「攻めの視点」を取り入れた次期経営計画（市バス・地下鉄）を策定し、前向きな取組を進めること
- 上下水道施設の老朽化対策等について計画的かつ着実に実施すること
- 大変厳しい状況が想定される上下水道事業の運営について、将来世代に負担の先送りをしない財源のあり方を検討すること

## 第1分科会

- 物価高騰が続く状況下での市民生活を支える財政運営の実施
- 行き過ぎた状況の変化を軌道修正するのが行政の役割であることを認識し市民の理解を得られるよう対応する必要性
- 京都創生の推進、双京構想の推進
- 消防署の自主防災会に対する関わり及び地域との関係性
- 生物多様性プランの中間見直しを踏まえた生物多様性の保全を推進していくに当たっての決意
- 子育て支援も含めた福祉の観点から市立病院と「COCO・てらす」をヘルスケアの拠点として活用する必要性

（一部抜粋）


副委員長 南区 椋田隆知


中京区 津田大三


北区 山本恵一


西京区 西村義直


南区 しまもと京司


北区 谷口みゆき

## 第2分科会

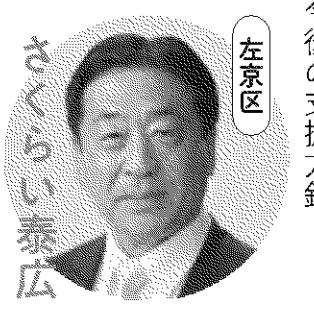
- 西京極総合運動公園の再整備における周辺地域との一体的なまちづくりを推進する必要性
- 子育て世代への市民税減税等の大胆な支援策に対する考え
- スーパー中学校構想等も視野に入れ中学校区の在り方を検討する考え
- 小金塚地域循環バスに係る支援状況と持続可能な運行に向けた今後の支援方針
- 京町家保全に向けた相続税・固定資産税の軽減措置の実現に向けた今後の取組方針
- 自動運転を含む新たな交通システムの取組方針

（一部抜粋）


副委員長 東山区 平山たかお


上京区 寺田一博


西京区 田中明秀


左京区 さくらい泰広


右京区 田中たかのり


中京区 加藤昌洋


山科区 山本しゅうじ

## 第3分科会

- 令和7年度における商店街振興の方向性及び重点施策に対する考え方
- 市内における環境保全型農業の今後の展開
- 山科・醍醐地域の住民の足を確保するため京阪バスに対し継続的に改善の申入れを行う必要性
- 駅エスカレーターの利用マナー向上に向けた取組状況
- 運転技能接遇コンテストを通じた運転士スキルアップや担い手確保に向けた決意

（一部抜粋）


委員長 右京区 森田守


山科区 富きくお


伏見区 橋村芳和


下京区 下村あきら


伏見区 みちはた弘之


右京区 井上よしひろ

PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

令和7年（2025）6月22日発行

# 自民党 京都市会議員団ニュース

発行人／橋村芳和　編集委員／田中たかのり、谷口みゆき、山本しゅうじ　〒604-8571 京都市中京区河原町御池　TEL.075(222)3718　FAX.075(257)3091　http://jimin-kyoto.jp/　No.87



## 市会第一党の義務と責任を果たす

## 令和7年度京都市一般会計補正予算等の議案を可決



❶元ラクト健康・文化館の有効活用に係る整備構想の策定（山科図書館の移転・機能充実、大型子ども屋内遊び場の併設）

❷新型コロナウイルスワクチン定期接種（65歳以上の方等の負担を軽減）

などの補正予算等を議論の結果、賛成しました。

## 議員団を代表して、わが会派の3名が代表質問

関連記事を2面・3面に記載



富きくお・さくらい泰広・森田守各議員は、会派を代表して、京都市や地域の課題について松井市長及び関係理事者に質問を行いました。特に、わが会派の質問に対し、松井市長は、子どもの健康と発達を総合的に支援していくため、**来年度から『5歳児健診』を実施する方針を示しました。**

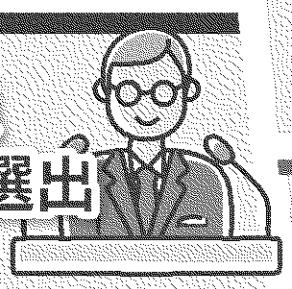
## 5つの常任委員会を設置し、徹底的に議論



関連記事を下段及び4面に記載

総務消防・環境福祉・文教はぐくみ・まちづくり・産業交通水道 各委員会で、**「消防体制の充実強化」、「今後のスマートゴミ箱の設置予定」、「学校の安全対策」、「モビリティマネジメントの取組」、「下京区における漏水の詳細と今後の対策」など**について質疑を行いました。

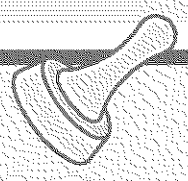
## 下村あきら議員 第87代議長に選出



関連記事を3面に記載

西村義直議員の議長辞職に伴う議長選挙が行われ、定数67名のうち、52名の議員の得票により、わが会派の下村あきら議員が新議長に選出されました。わが会派のみならず、他の会派の皆さまにも賛同いただきました。

## 令和7年定例会の会期を令和7年4月18日から令和8年3月19日までの336日間と決定



平成26年度からそれまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期をおおむね1年とする「通年議会」を導入しております。導入により、活動期間の拡大、突発的課題への柔軟な対応、議会の監視機能の強化などの効果があります。

### 常任委員会

| 総務消防 | 環境福祉 | 文教はぐくみ | まちづくり | 産業交通水道 |
|---|---|---|---|---|
| ○ 谷口みゆき | ○ 平山たかお | ◎ 加藤　昌洋 | ○ 山本しゅうじ | ◎ みちはた弘之 |
| 津田　大三 | 山本　恵一 | 田中　明秀 | 寺田　一博 | 富　きくお |
| 下村あきら | 西村　義直 | さくらい泰広 | 田中たかのり | 橋村　芳和 |
| 椋田　隆知 | しまもと京司 | 森田　守 | | 井上よしひろ |

### 市会運営委員会

◎□ 寺田　一博
□ 田中　明秀
しまもと京司
谷口みゆき
山本しゅうじ

◎委員長
○副委員長
□理事

### 予算・決算特別委員会

◎ 森田 守　○ 椋田 隆知　○ 平山たかお

| 第1分科会 | 第2分科会 | 第3分科会 |
|---|---|---|
| 津田　大三 | 寺田　一博 | 富　きくお |
| 山本　恵一 | 田中　明秀 | 橋村　芳和 |
| 西村　義直 | さくらい泰広 | 下村あきら |
| 椋田　隆知 | 田中たかのり | みちはた弘之 |
| しまもと京司 | 平山たかお | 森田　守 |
| 谷口みゆき | 加藤　昌洋 | 井上よしひろ |
| | 山本しゅうじ | |

### 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員

山本　恵一

### 人権擁護委員

平山たかお　谷口みゆき

### 都市計画審議会委員

椋田　隆知　森田　守
加藤　昌洋　山本しゅうじ

### 議長

下村あきら

### 団長

橋村　芳和

### 副団長

さくらい泰広

### 政策委員長

平山たかお

### 監査委員

西村　義直

### 関西広域連合議会議員

椋田　隆知

PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

# 特急はるか山科駅延伸を市内観光分散化の契機に

富きくお議員の代表質問
① 特急「はるか」山科駅延伸に当たっての山科駅周辺の観光振興及びにぎわいづくりについて
② 国道1号バイパスの早期実現について
③ 国内外企業の更なる誘致について
④ 5歳児健診の実施について




## 駅直結ラクトを活用した活性化策を

**Q 富きくお議員（質問）**
特急「はるか」の延伸に伴い、山科駅舎などの改良により駅周辺のにぎわいづくりを一層推進すべき。琵琶湖疏水施設の国宝指定を契機に、醍醐・宇治エリアへの周遊など広域的な観光振興を推進することで、京都駅一極集中の緩和や市内観光の分散化にもつながると考えますが、見解を伺います。

**A 松井孝治市長（答弁）**
地域の魅力を最大限活かし、山科駅周辺に人々が行き交い、世界ともつながる「京都の東の玄関口」となることを目指し、「ミータス山科・醍醐」の取組を全庁体制で進め、山科駅を基軸とした観光振興を推進していきます。駅直結のラクトを活用し、山科図書館の移転、東部地域初の大型子ども屋内遊び場の導入を進めます。


渋滞する国道１号

## 国道1号バイパス事業化へ前進

**Q 富きくお議員（質問）**
国道1号は、災害時に度々通行止めになるなど極めて脆弱であり、慢性的な渋滞による事故も多い。市民生活の利便性向上、物流など産業を支えるためにも国道1号バイパスの早期実現が必要です。国の調査や検討がスピードアップするよう、京都府・滋賀県等と、より一層協力体制をとり働きかけていくべきではないでしょうか。

**A 松井孝治市長（答弁）**
国道1号や幹線道路は、市民生活、社会経済活動を支え、災害時には避難や復旧支援活動の根幹を担うもので、港や空港のない本市にとって生命線です。今年度国道1号バイパスが概略ルートなどの検討を行う路線に選定され、事業化に向け大きく前進しました。府などとの連携を更に深め、地域の実情に詳しい本市が積極的に関与していきます。

## 5歳児健診の令和8年実施を目指す

**Q 富きくお議員（質問）**
3歳児健診後、就学前まで公的な健診がなく、不安を抱える保護者が多い中、健康面だけでなく、発達状況を多角的に評価できる5歳児健診を実施するべきではないでしょうか。

**A 松井孝治市長（答弁）**
言葉の理解力や社会性が高まる5歳時に、医師などの専門家が連携して発達を評価し、適切な支援につなげることは大変有意義な取組です。健診後のフォローアップ体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携し、5歳児健診の令和8年度の実施を目指し全力で取り組みます。

# 国道等の緊急輸送路に布設された古い水道管は、3年以内に解消！

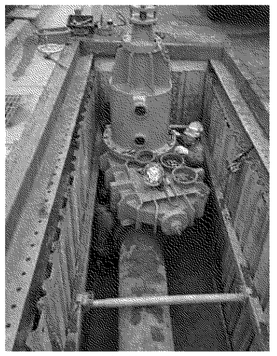
さくらい泰広議員の代表質問
① 水道管の整備について
② 関係人口の創出について
③ 林野火災及び通電火災への取組について
④ 闇バイト対策について
⑤ 地下鉄国際会館駅前整備（要望）




## AI等の新技術も活用し漏水対策の強化

**Q さくらい泰広議員（質問）**
去る4月30日に下京区の五条高倉交差点で水道配水管の漏水が発生しました。国道1号の五条通や高倉通が冠水し、周辺の住居に浸水被害が生じたほか、交通規制も敷かれ、ゴールデンウィークの京都の街で一時大きな渋滞を引き起こし、テレビニュースにも大きく取り上げられました。上下水道局では、市内に残る全ての「鋳鉄管」を緊急に調査し、軽微な漏水が1件認められたため、速やかに対処するとの事ですが、残る「鋳鉄管」への対応も含め、今後、更新時期を迎える水道の管路が増大する見込みの中、老朽配水管の更新をどのように進めるのか、市長の見解はいかがですか。

**A 松井孝治市長（答弁）**
今回の事案を踏まえ、漏水調査の頻度を増やし、点検を強化するとともに、破損時の影響の大きい国道等の緊急輸送路に布設された主要な古い管については対策を前倒しして3年以内に解消します。またAI等の新技術の活用も含めて、老朽管対策の強化・加速化を図ります。


水道管の工事

## 全国の京都ファンを増やす仕組みづくり

**Q さくらい泰広議員（質問）**
人口減少社会の到来とともに、自治体において地域の定住人口を増やすことについては、そのハードルは高く、自治体間でのパイの奪い合いになる側面もあり、また厳しい財政状況の中で移住を検討されている方へのサービス合戦になれば、自治体が疲弊してしまうことも考えられます。その対策としては、本市に関わる多くの関係人口と京都の方が繋がる仕組みをつくり、その繋がりから新たな価値を見出すことであり、きっとその先には市長が提唱される「ぬか床のようなまち」が生まれると私は考えます。市長の考えはいかがですか。

**A 松井孝治市長（答弁）**
京都の唯一無二性に共感して、京都に愛着を持っていただく方を増やすこと、すなわち、関係人口となる京都のファンをどれだけ増やしていくか、人口減少が進んだとしても、京都のファンは日本全国に何千万人もいる。そしてその愛着のもとになるような人材や技術をしっかり強化していくことが、京都の発展にとって極めて大切だと思います。





【代表質問】
5月市会
（5月28日）

# 「神輿」など文化財指定されていない価値ある財産の支援策を

森田守議員の代表質問
① 市庁舎整備について
② 都市計画道路の見直しについて
③ 文化財保護について
④ 京北地域の活性化について




## 文化財修理予算拡充で所有者負担軽減へ

**Q 森田守議員（質問）**
京都の貴重な財産の中には、価値が高いものの文化財に指定されていないものが数多くあると推測され、例えば、市内に数多くある神輿の修復には多額の経費が必要ですが、文化財に指定されていないため、修理改修にかかる補助が受けられず、老朽化が大きな課題となっています。こうした各地域の財産の保存継承に向けた支援が必要ではないでしょうか。

**A 松井孝治市長（答弁）**
今年度、文化財の保存と活用の更なる好循環の創出を図っていくための予算等を増額したところかと思いますが、今後、貴重な文化財をどのように守り、活用していくのか、今後の展望を伺います。

**A 松井孝治市長（答弁）**
今年度は、文化財修理に係る予算を大幅に拡充すると同時に、所有者の負担軽減に向け、検討を行うこととしています。
企業や個人の皆様からのご寄付を財源として文化財保護事業への支援を行う「Arts Act KYOTO」の更なる利用促進や、文化財の価値発信を通じた支援者の裾野拡大などにも注力しつつ、文化都市・京都として文化財の保存と活用の好循環の創出に向け一層の取組を進めてまいります。

# 下村あきら議長 挨拶

この度、令和7年定例会5月市会におきまして、歴史と伝統ある京都市会の第87代議長に就任させていただくこととなりました。
昨今の物価高騰や少子高齢化、災害の激甚化や地域コミュニティの希薄化など、一層厳しい状況に置かれている市民の皆様のいのちと暮らし、安心安全をしっかり守ることが、重要であると考えております。
二元代表制の一翼を担う京都市会において、議長として、円滑かつ時宜に応じた議会運営を行うとともに、行政に対する監視機能や政策提案・立案機能など、議会の権能を十二分に発揮し、より一層役割を果たせるよう誠心誠意努めてまいります。
また、市民の皆様と議会との距離を縮め、政治への関心を高めることが、信頼される議会づくりにつながるものと考えており、様々な情報発信や広報の取組など議会活動や仕組みの「見える化」を更に推進し、開かれた議会運営にも尽力してまいります。
諸先輩方の熟い思いを胸に刻み、皆様から愛される魅力あふれる京都を次世代に確実に継承していけるよう、及ばずながら、全力で取り組む所存でございます。

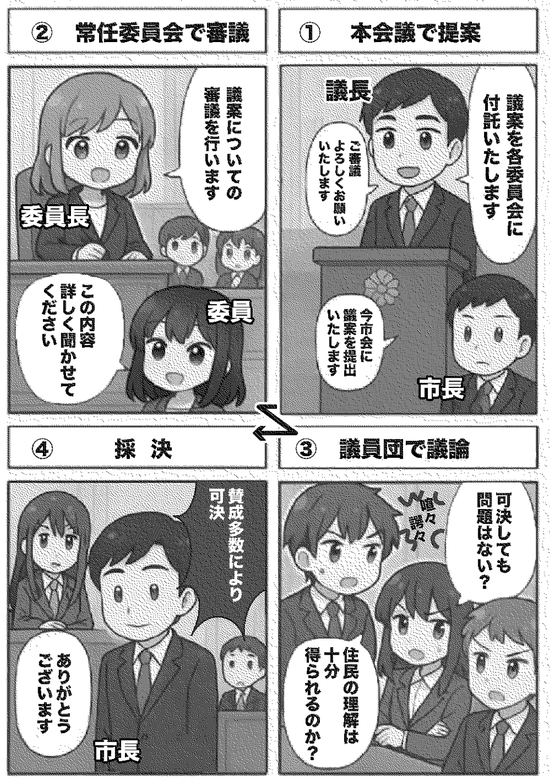
## 関係人口創出で京北の活性化へ

**Q 森田守議員（質問）**
我が会派が要望してきた右京区社会福祉協議会京北事務所の移転などの課題や、京北地域の未来について、地域の方々が希望や期待を持てるよう、今後どのような活性化策を講じていかれるのか、ご所見を伺います。

**A 松井孝治市長（答弁）**
京北地域では、「京北観光連絡会」が発足するなど、新しい取組が進んでおります。
今年度は更に、右京区社会福祉協議会京北事務所を京北出張所内に移転するとともに、地域住民とのつながり・支え合いの場の創出に向けた検討を行っているところです。
あわせて、地域医療を将来にわたって支えていくため、現在、京北病院の機能のあり方を議論しており、オンライン診療の導入や地域の福祉施設との連携強化などについて、検討していきます。
令和8年度末で期限を迎える過疎債も最大限活用し、関係人口の創出や移住促進の取組など、京北地域の活性化に向けた取組を力強く進めてまいります。

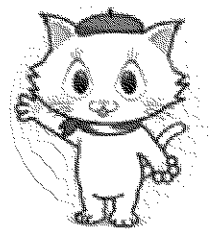

右京区社会福祉協議会京北事務所の移転先となる右京区役所京北出張所

## こうして決まる！ 議案が可決されるまで



# 自由民主党京都市会議員団
# 常任委員会の議論と取組

令和7年度の常任委員会の構成が定まりました。京都市会では通年議会を採用しており、概ね2週間に1度、各常任委員会において活発な議論、調査がされています。主な取組は各常任委員会をご参照下さい。



京都市会マスコットキャラクター
マタリーヌ

皆さんのご意見やご要望をお寄せください。

【自民党京都市会議員団】
〒604-8571 京都市中京区河原町御池
FAX.257-3091

## 総務消防委員会

総務消防委員会ではすべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市・京都」の実現に向けて、「新京都戦略」に掲げる取組を着実に推進できるよう、健全な財政運営の確立や、地域防災・危機管理対策、人口減少対策などの施策についてしっかりと議論してまいります。













## 環境福祉委員会

環境福祉委員会では、地球温暖化対策の推進、ごみの減量化、スマートごみ箱設置等による街の美化などの環境政策、また少子長寿社会の中、持続可能な保健福祉政策はいかにあるべきなのか、市民の皆様の命と健康に関わる政策について議論してまいります。













## 産業交通水道委員会

産業交通水道委員会では、持続可能な都市基盤の整備と市民サービスの向上に向けて、企業誘致による地域経済の活性化や観光課題の解決と新たな魅力づくり、公共交通の利便性向上、水道インフラの老朽化対策などの施策について、多角的な視点から議論してまいります。













## まちづくり委員会

まちづくり委員会では、都市計画局と建設局を担当し、まち再生や景観づくり、住宅政策、『歩くまち・京都』の推進、市民生活の安全を守るための道路・河川整備、緑豊かな公園整備などの施策について議論しています。










## 文教はぐくみ委員会

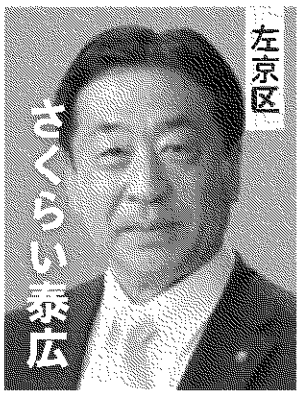
文教はぐくみ委員会では、文化市民局、教育委員会、子ども若者はぐくみ局を所管し、地域自治や教育、子育て、文化、スポーツなどに関して議論することで、安心安全なまちづくりや充実した子育て環境づくりを目指します。










PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

令和7年(2025)11月16日発行

# 自民党 京都市会議員団ニュース

発行人／橋村芳和　編集委員／田中たかのり、谷口みゆき、山本しゅうじ　〒604-8571 京都市中京区河原町御池　TEL.075(222)3718　FAX.075(257)3091　http://jimin-kyoto.jp/　No.88

令和8年度

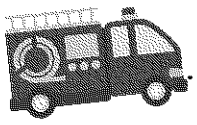
## 京都市予算及び市政方針に要望



### 最大会派のわたしたちだからこそ、成し遂げることができる政策がある

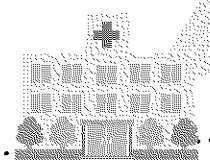
## 総務消防委員会

- 明治維新後の人口減少を克服した先人の知恵に学び、人口減少対策を強化するとともに、外国籍住民の増加に対応した安心して暮らせるまちづくりを進めること。
- 行財政改革の継続と財政の健全化を図りつつ、宿泊税の使途を明確に発信するとともに、必要な事業への的確な投資と都市の成長戦略を推進すること。
- 災害対応力強化のため、消防車両・資機材の充実や救急体制の整備など、京都の特性を踏まえた総合的な消防体制を強化すること。



## 環境福祉委員会

- ごみ減量と資源循環を推進し、食品ロスや紙ごみの削減、観光ごみや事業系ごみへの対策など現状の課題に重点的に取り組むこと。
- 赤字が続く京都市立病院について、自治体病院としての役割を踏まえ、市民の命と健康を守る持続可能な運営体制を確立すること。

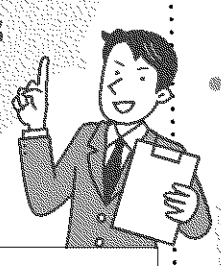


## 文教はぐくみ委員会

- 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の市民理解を引き続き進めるために、転入時に地域情報を丁寧に説明し、自治会や地域団体への相談体制を強化して、市民のつながりと地域の活性化を進めること。
- 保育園・こども園・幼稚園の京都市の特色をいかしつつ、障害児・病児・医療的ケア児への対応など多様なニーズに応える制度を充実させるとともに、物価高騰を踏まえ、施設整備・老朽化対策の支援制度を検討すること。また、「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」「子ども誰でも通園制度」などの取組を推進すること。

**高市早苗新内閣が発足しました。**初閣議では、自らの内閣を「決断と前進の内閣」と名付け、「変化を恐れず果敢に働く。あらゆる政策を一歩でも二歩でも前進させていく」と強い気持ちを表明されました。

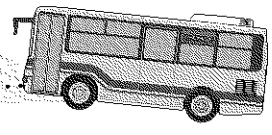
われわれ自由民主党京都市会議員団は、高市早苗新総理と軌を一に、**京都市会における第一党の義務と責任**を果たすべく、本市における財政基盤の強化、人口減少・少子長寿化社会、物価高対策、観光課題など、山積する諸課題に立ち向かい、京都を将来にわたって発展させるために、令和8年度京都市予算及び市政方針に対する要望を、松井孝治市長に提出しました。



※昨年に引き続き、執行機関における働き方改革の取組などを踏まえ、要望項目を厳選しました。なお、令和元年に提出した「平成から令和へ 明日の京都を切り拓く」で示した多くの要望項目など、これまで提案した項目について対応できていないものについては、その完遂に向けて引き続き取組を推進する事を求めています。

## 産業交通水道委員会

- 国や京都府と連携し、宿泊税を活用してマナー啓発や混雑対策など、市民生活と調和した持続可能な観光を推進すること。
- 「市バス等の市民優先価格」制度の令和９年度実現に向けて、国や民間事業者と協議を進め、分かりやすく利用しやすい制度設計を行うこと。
- 水道施設の老朽化や気候変動による災害リスクに対応するため、施設の更新・耐震化や浸水対策を進めるとともに、持続的な運営のための財源や事業方針を検討し、次期ビジョンを策定すること



## まちづくり委員会

- 地域事情に対応した新しい交通システム（自動運転バス、LRT、オンデマンド交通等）の導入を検討すること。
- 遅れている渋滞解消と道路ネットワークの構築を早急に進める必要があり、堀川通や国道１号・９号など重要幹線の整備を、国・府・周辺自治体等と連携して推進すること。

CONTENTS

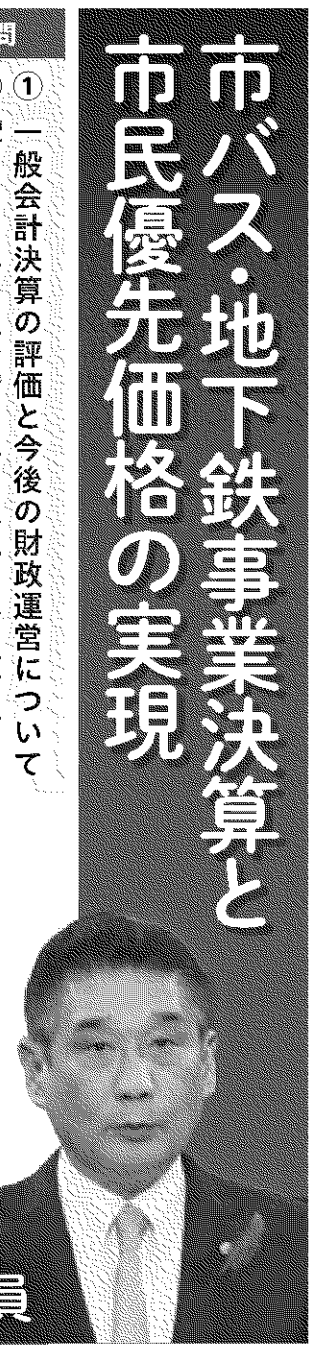

| | |
|---|---|
| 1面 | 令和8年度 京都市予算及び市政方針に要望 |
| 2～3面 | 代表質問 9月市会(10月1日) |
| 4面 | 京都市決算を認定<br>京都市会決算特別委員会 第1～第3分科会 主な質問 |


PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

# 市バス・地下鉄事業決算と市民優先価格の実現

**橋村芳和議員の代表質問**

①一般会計決算の評価と今後の財政運営について
②「新しい公共」の推進に向けた外郭団体の在り方について
③市バス・地下鉄事業について
（1）決算の評価について（2）市バスの混雑対策について（3）地下鉄のお客様数の動向と今後の混雑対策について（4）市バス等の市民優先価格について
④地方独立行政法人京都市立病院機構の今後の在り方について
⑤西京極総合運動公園の再整備について
⑥スタートアップの社会実装に向けた支援について
⑦旧伏見区役所跡地の活用について（要望）




## 市民優先価格の実現

**Q 橋村芳和議員**（質問）
お客様数の回復や平均乗車単価の改善もあり、両事業とも2年連続の黒字となった令和6年度決算を市長はどう評価するのか。また、外国人観光客の利用増加などに伴い、観光課題が再燃する中、市バス等の市民優先価格の取組は重要と考えますが、令和9年度の実現に向けての現状を伺います。

**A 松井孝治市長**（答弁）
市バスの混雑対策と担い手不足への対応のほか、安全対策や利便性向上策など将来を見据えた取組も前進させたうえで黒字を確保しました。市民優先価格は国や民間バス事業者と協議を重ねるなど着実に進んでいる手ごたえを感じており、令和9年度中の実現に向けスピード感を持って取り組んでまいります。


観光客の増加で混雑する市内のバス停

## 西京極運動公園の再整備

**Q 橋村芳和議員**（質問）
スポーツに親しみ、スポーツのさまざまな効果を享受できる環境づくりが本市の果たすべき責務です。西京極総合運動公園の再整備、特に老朽化した施設の改修は、市民のウェルビーイング向上と都市ブランド強化に資する投資との視点から、市長の決意と展望を伺います。

**A 松井孝治市長**（答弁）
西京極総合運動公園の歴史と誇りを未来につなぎつつ、まちの活力や幸福を生み出すオープンでウェルビーイングな公園を目指します。施設の老朽化には必要な対策に努め、再整備に併せて改善します。誰もが気軽に来園し、経済・産業の活性化や地域の賑わいにも資する多角的な公園となるよう、競技団体や企業等と連携して取り組みます。

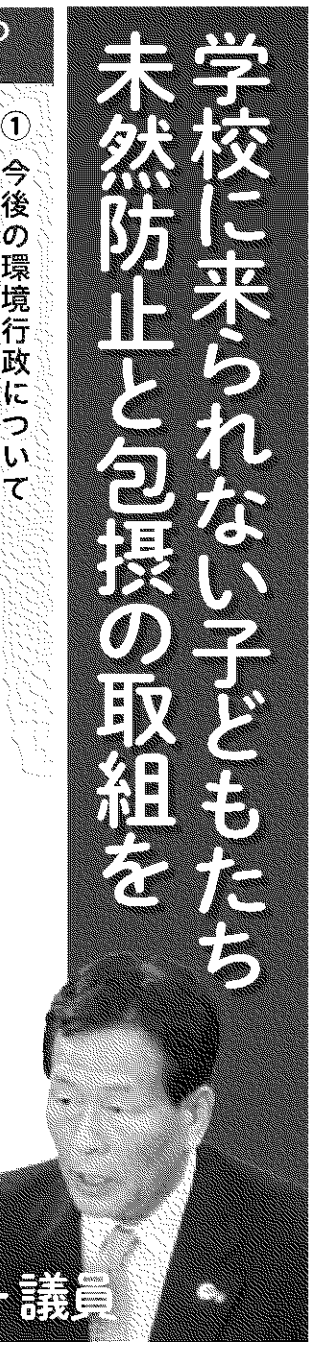
## 旧伏見区役所跡地の活用について

**Q 橋村芳和議員**（要望）
伏見区総合庁舎には50台分の駐車場がありますが、特に3月と4月に駐車スペースが不足するため、旧伏見区庁舎跡地を臨時駐車場として利用しています。
この跡地は区役所や伏見中央図書館と隣接していることや、JR、近鉄、京阪の各駅だけでなく大手筋商店街にもほど近い好立地であるため、地域活性化のための本格的な活用検討を進めるべきです。駐車場の必要台数を把握し、市民の意見を反映させながら、地域発展のために早急に跡地の活用を進めることを強く要望いたします。

# 学校に来られない子どもたちと包摂の取組を

**山本恵一議員の代表質問**

①今後の環境行政について
②障害者福祉施設におけるICT機器等の導入について
③持続可能な上下水道事業の運営について
④不登校対策の更なる推進について
⑤有害鳥獣対策について
⑥京都マラソンについて（要望）




## 子の未来に選択肢を 多様な学びの環境づくりへ

**Q 山本恵一議員**（質問）
全ての子どもの主体性を大切にし、将来の選択肢を広げ、豊かな人間性や社会で自立するための力を育むことは、公教育の使命である。今後の不登校施策推進に関して、お考えはいかがでしょうか。

**A 松井孝治市長**（答弁）
本市の取組を検証し、全ての子どもにとって魅力ある学校づくりや社会と繋がる機会の充実に向けた環境づくりを推進することは重要であり、今後、アンケート等を通じて、不登校の当事者の声を聴き、専門家の知見もいかしながら、不登校の未然防止はもとより、多様な子どもを包摂する魅力ある学校の在り方の検討を進め、自分らしく生き生きと学べる教育環境の充実に努めて参ります。

## 障害者福祉にICT機器導入を

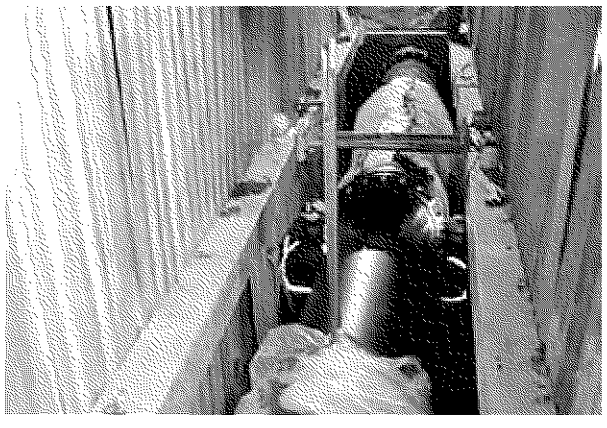
**Q 山本恵一議員**（質問）
担い手不足となっている障害者福祉現場の職員負担を軽減して長く働き続けていただける職場環境を確保するとともに、利用者へのケアの量と質を向上させるため、現場のニーズを把握したうえで、障害者福祉施設におけるICT機器等の導入支援に取り組んで頂きたいと思いますがいかがでしょうか？

**A 松井孝治市長**（答弁）
障害者福祉施設へのICT機器等の導入は、業務の効率化や現場の職員の負担軽減等に資する必要な取組と認識しています。ICT機器等の導入に関する意向調査において、幅広い機器等の導入支援を希望する回答をいただいたことも踏まえ、補助制度の創設を検討するとともに、導入事例を分かりやすく発信することで、ICT機器の導入が進むよう取り組んで参ります。

## 老朽化する上下水道への対策は

**Q 山本恵一議員**（質問）
老朽化する施設・管路の更新や地震対策は重要な課題である。今後の持続可能な上下水道事業の運営について、お考えをお伺いします。

**A 松井孝治市長**（答弁）
令和10年度以降の次期ビジョンは、国の動向も踏まえ、2050年までの長期のビジョンを策定することとし、今後、上下水道事業審議会において、老朽化した管路・施設の更新など、事業の方向性はもとより、官民連携や広域連携、DXによる業務変革も含めた運営手法、料金制度も含めた財源の在り方について議論いただき、あらゆる観点から検討して参ります。


市内の水道管工事の様子

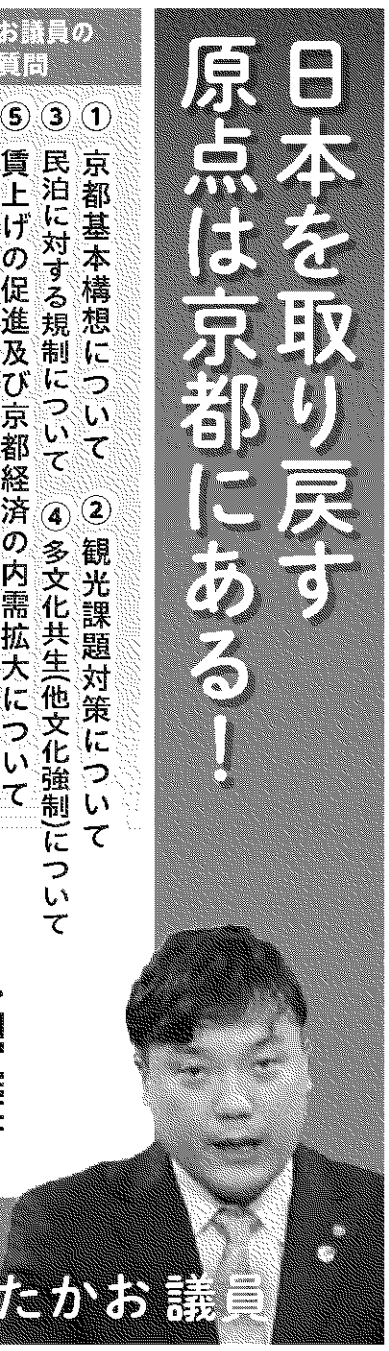
PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

# 日本を取り戻す 原点は京都にある！

平山たかお議員の代表質問

①京都基本構想について ②観光課題対策について
③民泊に対する規制について ④多文化共生(他文化強制)について
⑤賃上げの促進及び京都経済の内需拡大について
⑥物価高騰に対する個人への支援について
⑦東山区における人口減少対策について
⑧ゴミの夜間収集及びゴミ出しに使えるレジ袋の導入について(要望)

動画はこちら




## 京都基本構想について

**Q 平山たかお議員**（質問）
日本が日本で無くなってきているのではないかとの懸念があります。日本を取り戻すための原点が京都にはあり「京都基本構想」こそがその基となるものではないでしょうか。

**A 松井孝治市長**（答弁）
一時的な大量消費に迎合するあまり、あざといまちになってしまわないかとの懸念もあり、審議会の総意として町の名前を伏せても、京都だとわかってもらえる構想とすることを第一に考えていただいたと理解しています。京都の価値を次の世代に継承できるよう全力で取り組んでまいります。

## 外国人の不動産購入や民泊に規制強化を!!

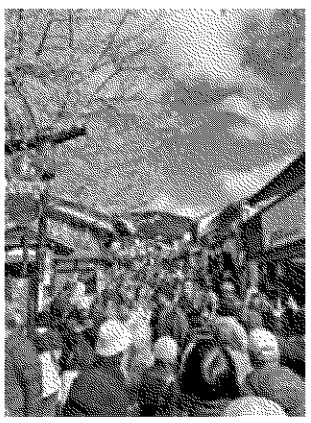
**Q 平山たかお議員**（質問）
特区民泊が大阪においては、中国人の移住のツールとなっているとの報道も見ます。京都市に特区民泊はないが、民泊が本来の目的や趣旨からは逸脱した事業形態となっていないでしょうか。住民との間にトラブルを抱えている事案もあると伺っています。そこで、許可要件に「日本語をしっかりと話せる事」などの能力要件を課す事や立地規制などの検討をしていただけないでしょうか。危機感の根底には外国人の不動産購入などがあると考えられます。規制するにも、憲法や条約などの諸課題もありますが、実態把握に努めていただきたい。

**A 松井孝治市長**（答弁）
外国資本の一部の不動産投機に関して、平山議員の危機感を共有しており、今後、国において適切に議論される事を強く期待しております。民泊については本市では全国一厳しい条例も課していますが、規制強化を国に働き掛けると共に、指導を徹底していきます。また、住宅宿泊事業法の届出施設は、本市独自のルールづくりが可能なことから、規制強化に向けて検討していきます。

## マナー違反の観光客 規制対策強化を

**Q 平山たかお議員**（質問）
観光客の一部エリアへの集中によって住民生活に不便が生じています。分かりやすいマナー啓発に加え、絶対に遵守してもらわないといけない、すなわち、「マナー違反や迷惑行為をする観光客は京都には来ていらない！」との強い意思表示が感じられる気概を持ち、取り組むべきではないでしょうか。オーバーツーリズム対策に特化した専門部署の設置、オーバーツーリズム対策基本条例など、京都市が全国に先駆けて観光課題対策はこのように講じていると示そうではありませんか。

**A 岡田憲和副市長**（答弁）
「ツーリストシップ」という言葉も活用し、分りやすいマナー啓発を強化していきます。今後の京都観光の在り方に関し、現在、次期観光振興計画の策定に向けた議論も行なっており、市民生活との調和・両立に向けて実効性の高い取組を検討し実行していきます。

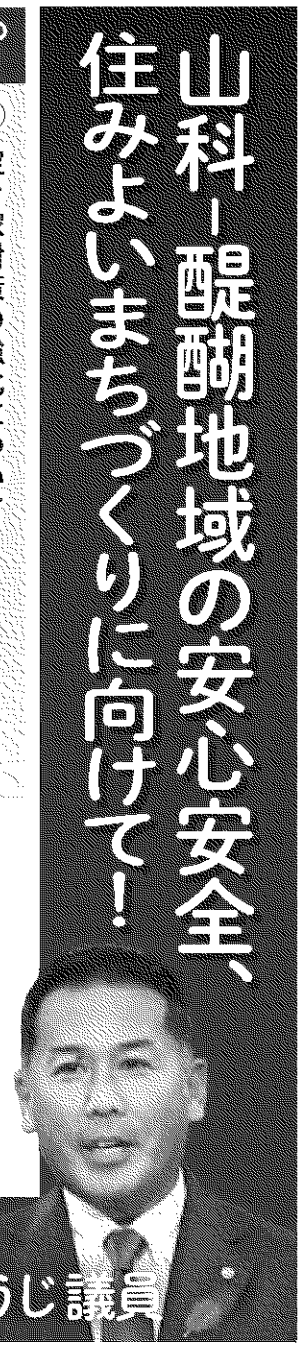

多くの観光客で溢れる京都

# 山科・醍醐地域の安心安全、住みよいまちづくりに向けて！

山本しゅうじ議員の代表質問

①空き家対策の強化について
②山科・醍醐地域全体の均衡ある発展と振興策について
③道路の冠水対策について
④豊かな「みどり」がある、まちづくりについて
⑤地域コミュニティの活性化・再構築について
⑥5歳児健診の実施に伴うフォローアップ体制について

動画はこちら




## 空き家対策の強化について

**Q 山本しゅうじ議員**（質問）
いつ自分が当事者になるかもしれない空き家問題。事前の予防策や早期の対応で、将来負担は減り、活用できれば収入にもなる。加えて、地域の防災・防犯面も改善し、住みよいまちづくりにも繋がる。本市の空き家対策情報が多くの市民の目に触れるような、広報・啓発活動を推進する事が重要であり、本市の定住・移住対策にも、大いに寄与することになる。これまでの取組の成果と、今後の空き家対策の強化について伺います。

**A 松井孝治市長**（答弁）
相手の心に響き、心を動かす広報が重要。職員が様々な機会に地域に出向いて、直接対面による発信を強化します。「Kyoto Dig Home Project」においても、制度を実際にご利用いただいた方の生のお声を動画でお届けする等、より心を動かす情報発信を行います。

## 山科・醍醐地域全域の均衡ある発展と振興策

**Q 山本しゅうじ議員**（質問）
山科・醍醐地域全体の均衡ある発展に向けて、ハード・ソフト両面の取組の成果を着実に積み上げていくことが重要。今後の施策の充実や課題認識、山科・醍醐地域の将来像について、どのようにお考えか？

**A 松井孝治市長**（答弁）
元ラクト健康・文化館の有効活用、東野公園の遊具の充実などを着実に進めるとともに、これらのまちの象徴となる取組を契機に、道路・交通・観光など様々な分野の取組を順次、山科・醍醐地域全体に波及していく必要があります。市民、事業者の皆様とともに、地域への愛着を深め、まちのブランディングにつながる、あらゆる世代がワクワクするまちの実現に向け、ハード・ソフト両面の取組をしっかり進めます。

Meetus ロゴ

## 5歳児健診実施に伴うフォローアップ体制

**Q 山本しゅうじ議員**（質問）
5歳児健診のフォローアップ体制として、健診から療育へ、シームレスに繋げる仕組みを構築することが重要と思いますがいかがでしょうか？

**A 松井孝治市長**（答弁）
5歳児健診の実施を見据え、切れ目なく療育につなげていく仕組みとして、健診を実施する各区役所・支所の子どもはぐくみ室において、ご相談だけでなく、そのまま療育に必要な手続きを受け付けることを検討していきます。児童福祉センターの専門的な相談や診断の機能も継続し、保護者の方の様々な不安に対応していきます。5歳児健診の実施、そのフォローアップ体制をしっかりと確保することで、子どもたちの発達を支えるとともに、保護者の方の安心につなげていきます。

PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

自民党 京都市会議員団ニュース

発行人／橋村芳和　編集委員／田中たかのり、谷口みゆき、山本しゅうじ　〒604-8571 京都市中京区河原町御池　TEL.075(222)3718　FAX.075(257)3091　http://jimin-kyoto.jp/　No.89

# 京都基本構想の策定

11月市会

京都とは何か　何を未来に引き継ぐのか

CONTENTS
1面　11月市会 京都基本構想の策定 中央省庁へ予算要望
2面　代表質問　田中明秀 議員 みちはた弘之 議員
3面　代表質問　井上よしひろ 議員 12月市会 補正予算
4面　25年後を見据えた 京都基本構想について

京都市は、市政の基本方針である**「京都市基本構想（2001-2025）」**とその具体化を図る**「京都市基本計画」**を策定し、文化を基軸とした都市経営を進めてきました。

しかしながら、予測が難しく、変化が激しい現代社会において、**引き続き、時代に左右されない京都のまちの基軸、羅針盤となるもの**を策定し、効率的に行政運営を行っていく必要があることから、**今後25年間を展望し、京都市と市民のあり方を示す「京都基本構想（2026-2050）」**が新たに提案されました。

この構想は、京都独自の3つの価値・思想

**❶歴史と文化を介して人間性を恢復（かいふく）できるまち**
**❷自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち**
**❸自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち**

**の序文から始まり、第1章「策定の背景」、第2章「京都のかたち」、第3章「世界・日本・京都市のいまと未来への課題」、第4章「市民がめざすまち」、第5章「市民のこれから」、最後は「未来への問いかけ」**という形で締めくくっています。

われわれは、京都市会に設置された『京都基本構想審査特別委員会』での議論も踏まえ、京都基本構想の策定に賛成しました。今後、構想を単に承認して終えるのではなく、理念を現場に根づかせ、市民の皆様お一人お一人に届くものとするため、これからも不断の検証と提案を重ねてまいります。

**京都基本構想審査特別委員会（自由民主党京都市会議員団）のメンバー**

寺田一博委員長　橋村芳和委員　津田大三委員　田中明秀委員
しまもと京司委員　加藤昌洋委員　谷口みゆき委員

**主な議論**

- 京都基本構想の理念を政策に落とし込み具体化する方針
- 京都基本構想案の主語である京都市民の概念
- 京都学藝衆（がくげいしゅう）構想の内容及び具体的な目的
- 今後25年間の京都市が目指す方向性を市民にしっかりと受け止めていただく必要性
- 多様な人々が集う京都のまちが大切にするものとして京都基本構想を共有する考え

詳しくはこちら

各議員の京都基本構想への想いは4面へ

京都市会最大会派の責任として

# 中央省庁へ予算要望

11月19日～20日

政策実現へ前進！

## 各班の訪問先（省庁）と重点要望内容

1班

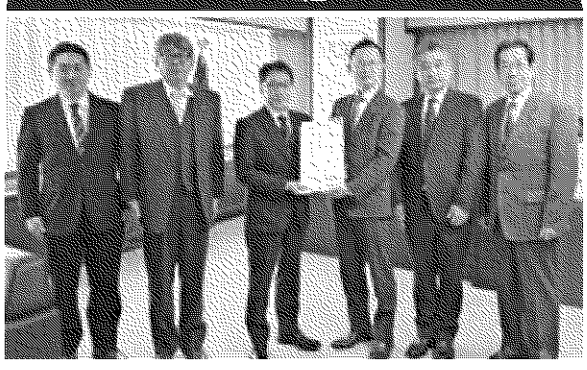


**総務省**
地方交付税の必要額の確保（地方財源の安定化）

**国土交通省**
市民優先価格（市バス等）実現支援、国土強靭化・社会基盤整備

**観光庁**
民泊に関する法改正も含めた制度見直し

2班



**法務省**
国有地（京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など）有効活用の検討

**厚生労働省**
福祉人材の処遇改善、物価高を踏まえた福祉施設等への支援

**経済産業省・中小企業庁**
中小企業の成長・事業継続に向けた支援

3班



**内閣官房・内閣府**
地方創生交付金の安定的な確保

**こども家庭庁**
保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

**デジタル庁**
自治体情報システム標準化に向けた財政措置等の課題解決

**文部科学省**
学校施設の空調設備更新・新設への財政支援充実

**文化庁**　文化芸術に対する一層の支援

PRINTED WITH SOY INK　環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

# 本物（ほんもん）の価値を継承し、高める京都基本構想案

**田中明秀議員の代表質問**

① 令和8年度予算編成について
② 今後の保健福祉行政の推進について
③ 民泊対策について
④ 市民が集い、つながる場としての公共空間の更なる活用について
⑤ マンション居住者の町内会・自治会への加入促進について
⑥ 自転車への青切符制度導入を契機とした、自転車の安全利用環境の充実について
⑦ 洛西地域における自動運転バスの導入について

動画はこちら



西京区
田中明秀議員

## 令和8年度予算編成について

**Q 田中明秀議員**（質問）
市民の皆様に「希望」を抱いていただく、そんな思いを込めた我が会派の令和8年度予算に対する要望書をしっかり踏まえていただき、財政規律を堅持する中においても、必要な施策にはしっかりと財源を配分していただきたいと考えますが、令和8年度予算編成に向けた市長のお考えをお聞かせください。

**A 松井孝治市長**（答弁）
今市会で提案しております京都基本構想案では、京都が大切にしてきた価値観やまち柄、今後四半世紀で目指す姿をお示ししており、京都の多彩な学藝を取り巻く人のつながりを活かして夢中になれる学びの場を創出し、幅広い世代が学び合う京都学藝衆構想の展開などを通じて、まちが醸成してきた唯一無二の価値を広く市内外に伝え、後世に遺していきたいと考えております。
理念と現実の間にある課題を乗り越え、京都の本物（ほんもん）の価値を継承し、高める施策に重点的に配分してまいります。
自由民主党市会議員団からのご要望についても、まちを発展させ、市民の皆様に希望を持っていただく観点で、京都基本構想案と方向性を一にしたものと考えており、これらも踏まえつつ、施策を検討してまいります。

## 都市交通の未来に向け自動運転活用の展望

**Q 田中明秀議員**（質問）
優れた道路環境が整う洛西地域でこそ、自動運転技術を活用した新たな公共交通システムを構築することが期待できるのではないでしょうか。洛西地域における実現の可能性についてお伺いします。

**A 松井孝治市長**（答弁）
自動運転バスは、都市の成長と発展のために欠かせない公共交通の維持、確保、ひいては利便性の高い新たな交通システムを中心とした「人と公共交通優先」の道路交通への転換にも繋がると考えています。
自動運転バスの実証実験は、道路環境等を総合的に考慮し、かねてから議員ご推薦の洛西地域で実施することといたします。
「洛西SAIKOプロジェクト」とも連携し、まず、洛西地域での実装化を進めてまいります。



自動運転バスの視察



# 地域建設業の人材確保 DX・AIの活用で活路を

**井上よしひろ議員の代表質問**

① 「京都ファン」の更なる獲得に向けた取組について
② 公共トイレのアップグレードについて
③ 市役所業務におけるAIを活用した生産性向上について
④ 建設分野におけるDX導入による生産性向上について
⑤ 消防団員の負担軽減に向けたDX導入について

動画はこちら



右京区
井上よしひろ議員

## AI交通誘導など生産性向上の実績

**Q 井上よしひろ議員**（質問）
生産年齢人口の減少に伴う全国的な担い手不足の中、デジタル技術の活用が最も期待される分野の一つが建設業です。道路や河川、公園等のインフラの維持管理や防災・減災に関わる業務に従事されている「地域建設業」においては、労働環境が他業種と比較して厳しく、若者が入職・定着しづらい、就業者の高齢化が進行する等、担い手不足が喫緊の課題となっています。そのような中、例えば、国道162号川東地区では、AIを活用した交通誘導に取り組み、生産性向上に向けて努力されております。官民ともに建設分野のデジタル化を推進し、生産性向上を図るべきと考えますが、市長の思いをお聞かせください。




AIを活用した交通誘導システム

**A 松井孝治市長**（答弁）
建設業者のデジタル技術活用促進に向けて、ICT活用工事の発注やデジタル技術を体験できる講習会の開催などに取り組んでおりますが、引き続き、まちづくりの基盤となる適切なインフラの整備や維持管理を行うため、官民とも、デジタル技術による更なる生産性向上を推進していきます。

## 公園は市民の憩いの場 トイレ環境の整備推進

**Q 井上よしひろ議員**（質問）
公園は、誰もが憩いや安らぎ、リフレッシュを求めて訪れる施設。多くの方々が気軽に立ち寄れる、魅力ある公園づくりをより一層進めていくためにも、誰もが安心して利用できるトイレ環境への改修を進めていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**A 岡田憲和副市長**（答弁）
ベビーチェアの設置やオストメイト対応など、公衆トイレ設備のアップグレードは宿泊税の活用も含め前向きに検討していきます。今後とも、公共トイレを安心快適に利用できるよう部局横断で取り組みます。

## 消防団員の負担軽減 退団者の歯止め注力

**Q 井上よしひろ議員**（質問）
消防団員は全国的に減少しており、本市においても、減少傾向であり消防団員の確保は喫緊の課題です。デジタル技術を活用し、活動の効率化を図るなど、消防団員の負担を軽減し、活動しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えます。
今後、長期間にわたり活動を継続できる環境を整える事が重要。消防団のDXをはじめ、どのように消防団業務を効率化し、充実強化に取り組んでいかれるのでしょうか。

**A 松井孝治市長**（答弁）
若手・中堅世代の退団者を減少させる取組に注力する必要があります。全消防団員に対してアンケートを実施し、その結果を基に、来年度以降、消防団のDXの推進を図り、活動の効率化や負担軽減に取り組みます。
具体的には、消防団専用アプリの導入や、消防団施設への通信環境整備などを検討中です。

## 【代表質問】11月市会（11月28日）

## 少子化進む教育保育の質的向上へ支援を検討

**みちはた弘之議員の代表質問**

① 私立幼稚園児の保護者への支援について
② 保育士の処遇改善及び障害児保育の充実について
③ 英語教育の更なる推進について
④ 地下鉄駅のエレベーターの増設について
⑤ 市バス・地下鉄の定期券購入に係る利便性向上について
⑥ 今後の下水道事業について
⑦ 伏見大手筋商店街西側へのタクシー乗り場の設置について（要望）

動画はこちら



伏見区
みちはた弘之議員

## 私立幼稚園へや多子世帯への支援も検討

**Q みちはた弘之議員**（質問）
幼児教育・保育の多様な選択肢を保障する観点から、特に私立幼稚園を希望する保護者の負担軽減策を検討することは、本市の子育て支援を一層前進させる明確なメッセージになると考えますが、市長の見解を伺います。

**A 松井孝治市長**（答弁）
本市には、幼稚園をはじめ多様な幼児教育・保育施設があり、保護者が安心して預けられる選択肢を確保することが重要と認識しております。
私立幼稚園では、建学の精神に基づく特色ある教育に加え、約7割の園が3歳未満児の受入れや子育て支援に取り組んでおられ、多子世帯の負担軽減に向けた要望も頂いております。少子化が進み、待機児童対策からの転換が求められる中、「質の高い特色ある教育」という本来の役割を十分に発揮いただけるよう、第2子以降の保育料無償化に加え、多子世帯や私立幼稚園への必要な支援の検討を進めてまいります。

## 保育園等の処遇改善 障害児保育も充実を

**Q みちはた弘之議員**（質問）
保育士が希望とやりがいを持って長く働ける環境整備（処遇改善等）と障害児保育の拡充を総合的に推進することが、全ての子どもが安心して通える保育環境の実現につながると考えます。質の高い保育と子どものウェルビーイング向上に向けた今後の取組方針について、市長の見解を伺います。

**A 松井孝治市長**（答弁）
本市では、保育士等の人材確保と長く働き続けられる職場環境の実現を目指し、国基準を上回る配置や人件費補助など独自の処遇改善を進め、昨年度には更なる充実を図ってきたところです。一方、全国的な担い手不足と、障害のあるお子さんを含む保育ニーズの多様化により現場負担は増していると認識しております。こうした状況と御提言を踏まえ、全ての子どもがともに育ち合う包摂的な保育の実現に向け、障害児加配補助金を令和7年度当初に遡って充実させるとともに、保育士等の働きがい向上と人材確保を通じて、質の高い保育と京都の子育て環境の一層の充実に、今後とも着実に取り組んでまいります。



保育の現場で笑顔いっぱいおままごとの時間

年末まで議会開催

12月 特別市会

# 市民の皆さまに、1日でも早く届くように強く要望!!

市民生活応援 3本の矢　地域ポイント　子育て応援　くらし応援

## 物価高対策として補正予算を可決

12月16日に成立した**国の補正予算**（物価高の影響を緩和するための国の経済対策（重点支援地方交付金の拡充）を受け、京都市会は、市民生活を支援するため、12月24日から26日に12月特別市会を開会。以下の補正予算を審議・可決しました。

**市民生活応援 デジタル地域ポイント（仮称）の給付**
市内店舗において食料品や日用品の購入などに利用できるデジタル地域ポイント
（1人当たり5,000円相当を給付）

**京都市物価高対応 子育て応援手当の給付**
児童1人あたり国の定める20,000円の給付に加え、市独自に5,000円上乗せ

**京都市くらし応援給付金**
（令和７年度住民税非課税世帯）
住民税非課税世帯に1世帯あたり5,000円給付

可能な限り多くの市民に一刻でも早く支援を届ける必要性

未活用の重点支援地方交付金について今後どのような活用を考えているのか

お米券など、他都市のような支援策を採択しなかったのはなぜなのか。

手続きにサポートが必要な方（デジタルデバイド）へのサポートの必要性

アプリ開発など、給付にかかる事務費の負担を抑え、交付金を有効活用する必要性

子育て世帯（国が示す給付額に市独自上乗せ）や低所得者への支援の充実に焦点を充てた理由

幅広い地域店舗との連携により京都経済の底上げに繋げる必要性

予算額を上回る申請があった際には全ての申請者に支給できるよう取り組む必要性

PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい 大豆油インキを使用しています。
PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい 大豆油インキを使用しています。

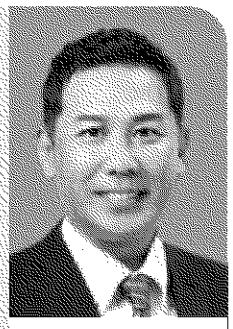
# 25年後を見据えた京都基本構想について

自由民主党市会議員団に聞きました！



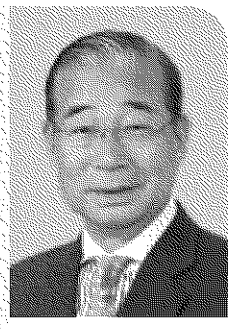
山科区
**富きくお**

25年後も京都のまちが伝統と歴史の文化に根ざし、平和で市民が安心安全の下、健康でより豊かに幸福を実感できるまちづくりを目指し、共にその未来を構築してゆくための重要な羅針盤。



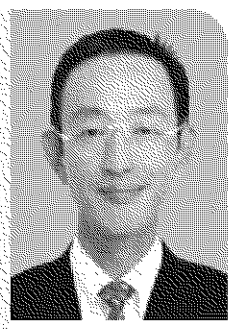
山科区
**山本しゅうじ**

偉大な先人たちから受け継いできた素晴らしい京都を次の世代に渡せるように、今を生きる私たち京都市民一人ひとりが誇りと自覚を持って行動する指針となり得る基本理念としたい。



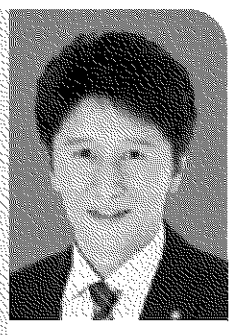
下京区
**下村あきら**

今後25年、京都市が目指す理想の姿を描いた京都基本構想。その理念が、京都にお住まいの人々、関わる人々の意識に浸透し、京都が世界中の人々を魅了し続ける都市であることを願う。



南区
**椋田隆知**

今後数多くの大きな変化を経験していく未来においても、京都が京都として在り続ける為、千二百年以上の歴史を経て体現された価値観や多様性を継承し、安穏と共栄を実現する責任ある指針です。



南区
**しまもと京司**

徹底審議してきた代表質問や提言が、この長期ビジョン・構想に結実。すべての人が自らの役割を主体的に果たしていくことが、生きがいとまちの活力、新たな価値と文化の創造に繋がります。



右京区
**田中たかのり**

世界文化自由都市宣言に「都市は、理想を必要とする」との言葉がある。われわれ市民一人一人の京都市の理想像を思い描く基盤となるものとして、しっかりと周知をしなければならない。



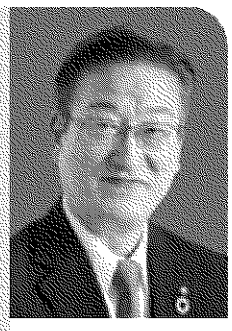
右京区
**森田　守**

京都市の政策が、直近な時勢や眼前の課題にのみ囚われたものではなく、この街が守り育んできた価値観に立脚したものとなるよう、議会としても不断の努力を重ねていきます。



右京区
**井上よしひろ**

京都の歴史と文化を大事にしつつ、観光との調和を図り、安心して暮らせるより良い京都を地域と連携しながら築いていくことが大切です。その実現に向けて取り組んでいきます。



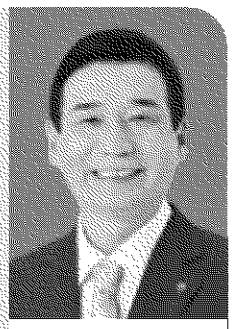
西京区
**田中明秀**

平安京から千二百年を経た現在においても京都は日本人の心のよりどころ。節度と矜持により伝統の真髄を保全・継承して25年後も世界の中で輝く京都である為の基本構想になっています。



西京区
**西村義直**

先を見据えた政策は、極めて重要です。基本構想は、より良い京都市の実現を目指し、多くの市民の声や思いが込められており、今後の私たちの生活や暮らしを送るうえでの重要な柱となるものです。



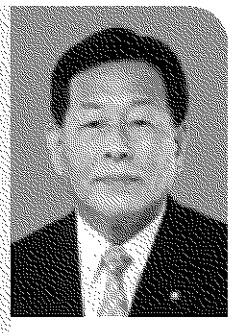
伏見区
**橋村芳和**

京都基本構想の特別委員会の委員として質疑。京都の羅針盤となる構想です。少し難解な表現もありますが、噛めば噛むほど味がでる『するめ』のような内容です。みんなで談論風発を!!



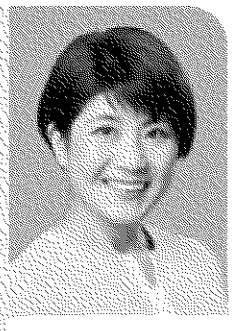
伏見区
**みちはた弘之**

人口減少や気候変動を踏まえて成立した京都基本構想の理念を市民の皆さまと共有し、その着実な推進と持続可能で豊かな市民生活の実現に向け、今後とも一層尽力してまいります。



北区
**山本恵一**

京都の歴史、文化、自然、先人たちへの感謝や、京都が京都であり続けるための理念が強く込められている。この理念を具現化し、次世代に引き継いでいくため、議論を深めていく覚悟であります。



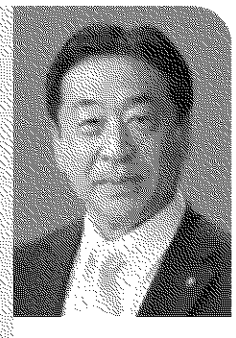
北区
**谷口みゆき**

日進月歩している社会情勢の中で、「わたしたち京都市民」が、直面する課題に向き合いながら、京都が京都であり続けるための「まち柄」が継承できている25年後であってほしいと願います。



上京区
**寺田一博**

市民の皆さまに伝わってこその「構想」です。25年間の京都市政の礎となる理念と、それに込められた「想い」を市民の皆さまと共有できる様に市会としても政策を通してお伝えさせていただきます。



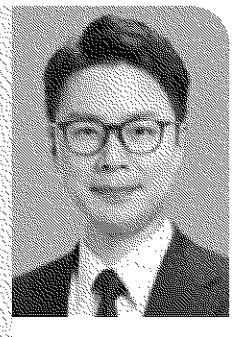
左京区
**さくらい泰広**

人間は自然に生かされて、自然を生きている。これは京都基本構想の序文の一節です。この構想を設計図として悠久の都京都の自然、文化、人の営みを守り、未来へ伝えなければなりません。



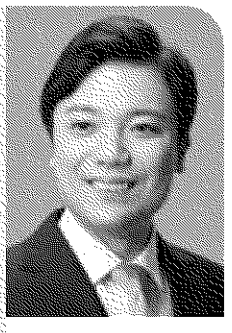
中京区
**津田大三**

基本構想が四半世紀ぶりに改定。審議会や多くの市民の意見を踏まえ、市会で議論・議決。日本人が大切にしてきた心根や思いやり、矜持を次世代に遺し、これからの京都の在り方を考える羅針盤に。



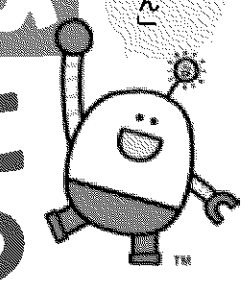
中京区
**加藤昌洋**

25年後を見据えた理念と思いが込められた基本構想となっています。多くの方に構想を理解していただき、ともにまちづくりを行うことが必要です。議会も不断の努力を行ってまいります。



東山区
**平山たかお**

私たちが失いつつある価値観が京都基本構想には記されている。すなわち、「日本を取り戻すための道標」が本構想だと考えています。本構想が随所に感じられる京都創りに尽力したい。




自民党
新キャラクター

https://www.jimin.jp/jimitan/

PRINTED WITH SOY INK
環境にやさしい
大豆油インキを使用しています。

# 自民党 京都市会議員団ニュース

No.90　令和8年（2026）3月28日発行

発行人／橋村 芳和 編集委員／田中たかのり、谷口みゆき、山本しゅうじ　〒604-8571 京都市中京区河原町御池TEL.075(222)3718 FAX.075(257)3091 https://jimin-kyoto.jp/

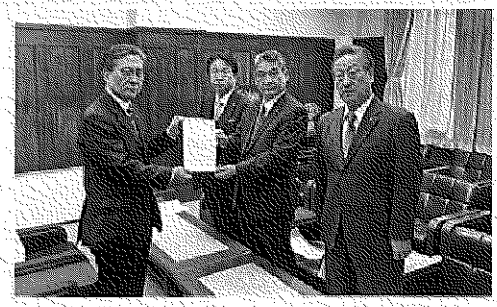

## 緊急提言 民泊の抜本的で、現実を見据えた規制強化に向けて

近年、市内で急増する民泊施設による騒音やゴミ出しトラブルは、地域コミュニティを揺るがす極めて深刻な事態となっています。自民党京都市会議員団は、現場の切実な声を背景に「市民生活を最優先した規制強化」を粘り強く求めてまいりました。

こうした中、本年1月に松井市長が「立地規制の検討」を表明したことは、わが団の主張に沿う大きな一歩です。この動きを確実に形にするため、2月12日、当議員団は市長に対し、住宅宿泊事業の制限地域拡大や都市計画手法の活用など、実効性のある具体策を求める**「5項目の緊急提言」**を行いました。

一刻の猶予も許されない市民の住環境を守るため、私たちはこれからも市政の牽引役として、民泊規制の抜本的強化を速やかに断行させてまいります。

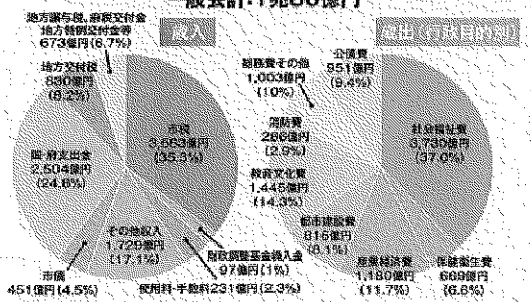
緊急提言の詳細はこちらからご覧ください



## 令和8年度予算成立
## 市民の「暮らし」と「平穏」を守り抜く
### ～自民党の粘り強い交渉が結実。突き抜ける世界都市・京都の実現へ～

令和8年度予算規模

一般会計:1兆80億円




特別会計:6,929億円/公営企業会計:2,707億円

総額:1兆9,715億円

令和8年度予算が市会において可決・成立いたしました。私たち自由民主党京都市会議員団は、市会第1党としての重い責任を胸に、予算編成の段階から市政の根幹を視野に多岐に渡る重点要望を行い、徹底した審議を重ねてまいりました。今回の予算には、わが党が最優先課題として掲げてきた施策が随所に反映されています。

- **実る** 2歳児保育料の無償化枠を拡大し「選ばれる京都」へ
- **守る** 民泊規制の抜本強化で、住環境と静穏な暮らしを確保
- **繋ぐ** 空き家対策と町内会支援で、京都の絆を次世代へ

厳しい行財政改革を継続しつつも、守るべき市民生活には果敢に投資する。この「攻めと守りの両立」こそが、私たち自民党京都市議団の使命です。京都の新たな成長に向けた挑戦が、今ここから始まります。

## 政治を考えるキーワード
## 子育て世代への空き家サブリース
### ～地域の「大切な資産」を、街を支える「宝」へ～

自民党が提案！市長とともに具体的検討に

**一言でいうと?**

「市や市関係団体が空き家を一括で借り上げ、リノベーションをして子育て世帯に転貸する仕組み」のこと。

空き家借り上げ → リノベーション → 子育て世帯へ転貸

**なぜ今、京都市で必要なの?**

全国初の「空き家税（非居住住宅利活用促進税）」導入に合わせ、空き家の「放置」を「活用」へつなげる受け皿が必要です。市が改修や管理をバックアップする**サブリース**を推進し、大切な資産の有効活用を強力に後押しします。

ともに、京都の未来を。

空き家活用は、これからの京都の街づくりに欠かせない挑戦です。皆さんの身近にある空き家をどう活かすか、地域の声を聴きながら、共に新しい取り組みを考えていきましょう。

**市民へのメリットは?**




CONTENTS


1面
◆緊急提言 民泊の抜本的で、現実を見据えた規制強化に向けて
◆令和8年度予算成立 市民の「暮らし」と「平穏」を守り抜く
◆子育て世代への 空き家サブリース ～地域の「大切な資産」を、街を支える「宝」へ～
2面・3面
市民の声を市政へ届ける!! 代表質疑
4面
トピックス 令和8年度当初予算について

# 市民の声を市政へ届ける!! 代表質疑

松井市長に自民党議員が問う!

2月会 2月24日

## 国の「地域未来戦略」に呼応強化 経済・福祉・環境・教育と暮らし



南区 しまもと 京司

しまもと京司議員の質問項目

1. 国の新たな地方創生に呼応した府市協調での取組について
2. さらなる高齢化社会における健康・活躍と介護保険制度について
3. これからの時代の循環経済・サーキュラーエコノミーへの移行促進について
4. 全員制中学校給食計画での食育・魅力向上と地域貢献について
5. 市民の「食」と「公益的施設」を守る農業と林業支援について
6. 京都駅東南部エリアと高瀬川・学校跡地活用まちづくりについて

### 地域発展と調和の上に新たな食育・子育て支援

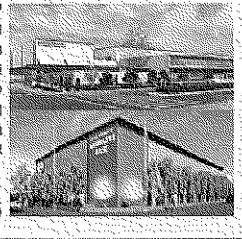
**しまもと京司議員**　全員制中学校給食計画における南区・洛南高校跡地エリアへの給食センター等の整備に当たっては、地域と調和した現代的かつ環境性能が高く地域コミュニティにも貢献する場所ともなるよう要請を続けた結果、旧校舎エリア南側には新しい公園、西側には地域活性化やスポーツ文化、地域防災にも寄与するプロチーム新体育館施設の整備計画にもなった、これら素晴らしいコンセプトを今後さらに正確かつ前向きに発信するとともに、給食の内容・献立についても「質の高いもの・京都らしいもの」を取り入れた学校給食の魅力向上について、どのように取り組んでいかれるのかお答えください。

**松井市長答弁**　給食センターからの安全・安定供給はもとより、京都らしい外観、大規模災害時の様々な地域対応・一時避難場所、地域行事や経済・産業の発展とまち全体の活性化に貢献できるよう進めてまいります。また給食内容面では、「学校給食未来プロジェクト」にて献立充実や魅力も高めるなど、高質な食育・食文化の推進に努めてまいります。

### 京都への東玄関口 地域資源で魅力的動線

**しまもと京司議員**　文化・芸術と調和を基軸とした新たなまちづくりが進められてきた京都駅東南部エリアにおいては、今後の追加整備整や更なる住民理解も必要と思われますが、まだ手付かずの九条通以南では、定時化小学校の早期活用を核として、高瀬川やレトロモダンなまち並みを活かし、鴨川西ランプから京都駅へ、そして様々な方面への「まくまち」の動線をつなぐことによる、単で来られる方のパーク&ウォーク&公共交通へのアクセス性も高めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

**松井市長答弁**　京都駅と九条通以南を結ぶ新たな動線づくりに向け、東南部エリアと鴨川西ランプ周辺が高瀬川で繋がる取組を検討・実施するとともに、地域のお声をお聞きしながら高瀬川沿いを回遊でき る環境づくりについても積極を進めてまいります。南化小学校の跡地活用についても、民間事業者との連携検討を含め、多くの方々を惹きつける魅力ある活用とするなど、東南部エリアでの取組効果の波及と地域資源の活用を図りて、九条通以南の活性化を推進してまいります。



南区・洛南高校跡地に整備予定の給食センター(上)とスポーツ文化施設(下)

## 空き家活用と民泊規制の強化、幼児教育人材支援、市民優先価格導入で暮らしをもっと豊かに



上京区 寺田 一博

寺田一博議員の質問項目

1. 京都基本構想と令和8年度市政方針について
2. 子育て支援策について
3. 市バスや本市施設における市民優先価格について
4. 国際交流に関する組織体制の強化について
5. 2050年カーボンニュートラルの実現について

### 空き家活用と民泊規制の強化

**寺田一博議員**　空き家対策として、民泊の規制を強化し、その代わりとして、本市または市関係団体が空き家を借り上げ、子育て世代にお貸しするという事業の創設を提案します。

**松井市長答弁**　民泊については、自民党市会議員団のお力添えもいただき、規制強化に向け、国とも連携し、協議・検討を進めています。令和8年度中の条例改正の提案を目指し、丁寧かつ速やかに取り組んでいきます。ご提案の事業は、民間事業者との役割分担や費用分担等の整理すべき課題はあるものの、非常に魅力的なものと認識しています。関係局間や外部団体とも連携し、専門の皆様からもお力、お知恵をいただきながら検討していきます。

### 未来の保育人材を応援します

**寺田一博議員**　幼児教育を学ぶ学生に対し、アルバイト代の上乗せなどの支援を行うことを提案します。

**松井市長答弁**　令和8年度において、ご提言いただいた方法も含め、さらに現場の声を丁寧に聞くなど、導入に向けた具体的な手法を検討していきます。

### 市民優先価格と交通政策の推進 ～バス運賃の見直しと市民負担軽減対策～

**寺田一博議員**　約7年前に、市民等にご利用いただく「京都カード・京都ポイント」の提言をしましたが、ようやくとの思いです。市民優先価格の制度概要を早期に示す必要があると考えますが、いかがですか。

同時に、バス・バス無償乗継を実現することで、路線の見直しも進むと考えますが、いかがですか。また、この間、二条城など、本市施設における市民優先価格を提言してきました。まずは本市施設より、市民優先価格をスタートすることで、民間施設等への広がりも期待されると思いますが、いかがですか。

**松井市長答弁**　市バスの改定後の普通運賃は350円から400円になる見込みで、割引後の市民の運賃は200円としたいと考えています。また、市外在住の方でも、定期運賃を購入し慣れることとともに、一定頻度の利用がある方への負担軽減策を検討しているところです。

バス・バス無料乗継ぎは、負担軽減や混雑対策に有効な策略と考えていますが、市バスや民間バスの減収に繋がることもあり、さらに検討を深めていきます。

市民優先価格の施設への導入についても、まずは、本市施設について、各施設の特性や利用状況、波及への影響などを踏まえ、検討を加速化していきます。




※写真の金額は仮設定

## メリハリのある都市計画を!! 中京区の学校跡地を地域とともに前進



中京区 かとう 昌洋

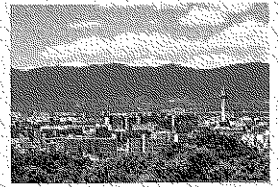
かとう昌洋議員の質問項目

1. 次期都市計画マスタープランの策定について
2. 緑市場の在り方について
3. 中京区における学校跡地活用について
4. 宿泊税の見直しの方向性と使途の在り方について
5. ワールドマスターズゲームズ2027関西を契機とした市民スポーツの振興について
6. 円町駅周辺の環境整備について（要望）

### 次期都市計画マスタープランについて

**かとう昌洋議員**　今回の都市計画マスタープランの策定において、中心市街地の環境保全などのように再整理し、地域ごとのメリハリある規制をどのように構築していくのか、また、郊外に存在する開発余剰地について、今後どのような方向性で土地利用を誘導していくのか、市の見解を求めます。

**松井市長答弁**　今回の次期プラン策定にあたりましては、北部・都心部・東部・南部・西部という大きなエリア別に議論しつつも、市内各地域の「まち柄」を従来よりもきめ細やかに見つめ、例えば京町家などの貴重なストックを守り生かす、あるいはオフィスをはじめ都市機能の集積機能を目指すなどそれぞれの地域に応じた指針を、市民の皆様に分かりやすい言葉とイメージでお示ししたいと考えております。自然や景観を大切にしながら、守るべきところは守り、伸ばすべきところは伸ばす、メリハリを付け、それぞれ異なるまちの個性が最大限に発揮され、京都が総体として光り輝くそういったまちづくりの方向性を打ち出してまいります。



### 教業・銅駝の跡地活用について

**かとう昌洋議員**　乾隆小学校跡地及び銅駝美工跡地について、検討状況と活用に向けたスケジュールをどう考えているのか、特に教業小学校跡地については、指定避難所としての位置付けを踏まえ、耐震化を含めた安全対策をどう進めていくのか、また、地域の検討委員会等で出された意見をどのように活用方針に反映していくのか、あわせて、銅駝学区における留定利用についての考え方を含め、答弁を求めます。

**松井市長答弁**　地域で出された意見をお伺いし、協議を重ねながら、教業学区の特性を踏まえた跡地活用の方向性を地域と共に検討し、更なる事業者の掘り起こしを行い、活用の早期実現を目指してまいります。これにより、安全な避難所機能の確保につなげてまいります。また、元銅駝美工についても、跡地の高いポテンシャルを活かしながら、長期的な活用が望ましいものと考えております。将来の長期的な活用方針との調整に影響を及ぼさないよう配慮しながら、可能な限り暫定活用についても検討してまいります。

## 手話がつなぐ共生社会と、西京区の新たな50年に向けた地域ブランディング



西京区 西村 よしなお

西村よしなお議員の質問項目

1. 手話の普及啓発について
2. 西京区の更なる地域活性化について
3. 外国人の就労支援及び地域との共生について
4. 学校跡地をはじめとする市内公有地の利活用の促進について
5. 西京区大原野地域のまちづくりについて

### 手話は言葉、共生は文化

**西村よしなお議員**　手話の普及・啓発についてお尋ねします。平成28年2月市会において、議員全員により提案し、全会一致で可決された「京都市手話言語かつ全員が安心共生社会を目指す条例（京都市手話言語条例）」の制定から、10年の歳月が流れました。この10年間の取組や、それを受けた状況の変化を踏まえ、現状をどう捉えておられるか。災害時の情報保障の取組も含め、今後どのように手話の普及・啓発を展開させていくのか、お聞かせ下さい。

**松井市長答弁**　この10年間、条例に掲げられた本市の責務を全うすべく全庁一丸となって様々な施策を進めてまいりました。

それにより手話が使用する方にとって重要な意思疎通の手段であるということにとどまず、一つの「文化」として尊重すべきものという理解は着実に広がっています。

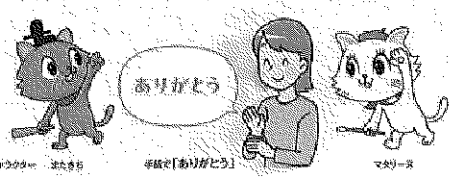
また、日頃からの災害発生を想定した取組が重要であることから、地域の防災訓練に当事者が障壁なく参加できる環境を整えるため、令和8年度から手話通訳者を派遣する取組を開始する予定です。

### 西京区の発展が京都市の発展

**西村よしなお議員**　西京区の更なる地域活性化についてお伺いします。今年は、西京区制50周年と洛西ニュータウンまちびらき50周年を迎えます。豊かな自然環境など、守るべきものは守りながら、あらゆる取組を一層加速させて、課題を乗り越えるためには、西京区全体をブランディング化し、関係・交流人口の創出を通じて、定住・移住の促進、西京区の活性化に繋げていくことが求められると思いますが、今後どのように取り組んで活性化を発揮していかれるのかお伺いします。

**松井市長答弁**　令和8年は西京区制及び洛西ニュータウンまちびらき50周年であります。これを契機として、15歳未満の人口割合や一人当たりの公園面積が京都市1位であること、また、既存エリアへの良好な交通アクセスなどのポテンシャルを活かし、西京の魅力を市内外に広く発信してまいります。

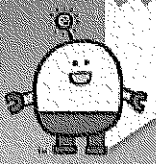
ハード・ソフトの両面から西京区の持つポテンシャルを最大限に活用し、次の50年を見据えた「選ばれるまち・西京区」の実現を目指してまいります。




京都市非マスコットキャラクター　いたきち　手話で「ありがとう」　マタリーヌ

# 令和8年度 当初予算について

トピックス



## 綾田 隆知


市民生活第一の徹底を基本姿勢とし、京都の本質的な価値・魅力を未来につなぐひとづくりと、暮らしやすい活力あるまちづくりに向けた、課題解決の推進に挑戦していく施策に対し、重点的に財源配分。

## しまもと京司


予算案代表質疑で国の地域未来戦略への強力な呼応や資産の戦略的活用、環境と循環経済、更なる高齢化社会での長寿活躍や食と生活基盤の農林政策他を主張。予算効果を倍増させる実現へ！

## 田中たかのり


京都を愛する人の活躍を支えるため、予算には「考え方」以上に「実感」が不可欠です。令和8年度、一つ一つの施策が市民の皆様の確かな実感につながるよう全力を尽くします。

## 森田 守


令和8年度一般会計の予算規模1兆80億円は、過去最大規模となっていますが、4年連続で収支均衡予算を継続しています。引き続き「安定した財政運営」を着実に推進していきます。

## 井上よしひろ


令和8年度予算は、宿泊税などを活用し、観光振興や道路・歩道・公共施設の整備に加え、混雑緩和や利便性の向上など、市民生活と観光の調和に配慮して編成された、暮らしの豊かさを実感できる予算です。

## 田中明秀


「市民生活第一」を基本姿勢とし、その上で京都の価値・魅力を未来に継承していく為の「人と人のつながり」・「場の創出」等のほか、京都人が受け継いできた匠の技の担い手育成にも配慮した予算。

## 西村義直


毎年、市民生活に関わる予算審議においては、徹底した議論を交わしております。赤ちゃんから高齢者までの幅広い方々にとって、より良い政策となるよう心がけ全力を尽くしてまいります。

## 橋村芳和


ミータス山科一醍醐の推進に向けた、醍醐地域の公共施設など（パセオ・ダイゴロー や折戸公園、石田駅周辺の市営住宅団地等）の活用や再編をはじめとする、まちの未来像検討の予算化を評価する。

## みちはた弘之


人口減少・物価高・観光課題に正面から挑み、市民生活を守る姿勢を軸に、行財政改革を通じた財政健全化、防災・救急体制の強化、交通基盤への的確投資による都市の成長に向けて、真摯に取り組んで参ります。

## 山本恵一


すべての人に「居場所と出番」があり、「突き抜ける世界都市」の実現を目指した積極的予算。市民生活第一を徹底し、議会としても活力あふれる京都の魅力継承、更に高めていく施策、課題解決にも挑戦。

## 谷口みゆき


「市民生活第一の徹底」を基本姿勢とする令和8年度予算。市役所・区役所等を結節点とした学び合いのコミュニティの創出を目指す「京都学藝衆構想」をもとに居場所と出番が創出できるよう取り組んで参ります。

## 寺田一博


全会一致で議決された京都基本構想をもとに新京都戦略が改定され次年度予算が提案された。市民優先価格や宿泊税など全国に先駆けた取り組みが注目される中、使途の明確化が求められている。

## さくらい泰広


過去最大規模の予算となりました。この予算が市民生活第一の徹底を基本として、今日の安心と明日への希望を示し、くらし、子育て、長寿の応援のため、着実に執行されなければなりません。

## 津田大三


過去最大の1兆円を超える一般会計予算、全会計では約2兆円。特別の財源対策なしで、収支均衡を4年継続。市民生活第一の徹底で、厳しい現状（物価高騰など）に対応し、未来に希望ある京都を創造。

## 加藤昌洋


京都基本構想に基づいた初めての予算となります。京都で大切にされてきたコミュニティが時代に合った形で維持できるよう、効果的な事業展開に向けて、取り組んでまいります。

## 平山たかお


4年連続の収支均衡予算。着実な過去負債の返済。また、民泊規制強化、市バス等の市民優先価格、前乗り後ろ降り方式の導入も力強く前進‼住みたい街、住んで良かった街「京都」を創る予算だと評価。

## 富 きくお


「若者、子育て世代の定住・移住」「子育て負担の軽減」「市内企業への就職」「企業の創出、成長、誘致」等の促進を一体的に推進！25年後を見据えた「京都基本構想」を推し進める重要な予算！

## 山本しゅうじ

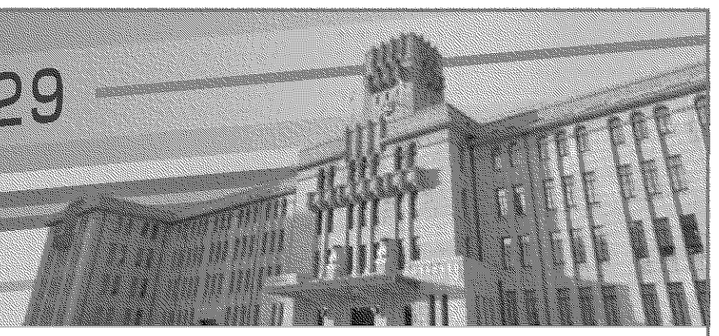

輝かしい京都の将来像を描く施策の実現に向けて、具体的な一歩を踏み出す『攻めの予算』である。つながり・好循環を生み、豊かな市民生活の向上の為に引き続き議論を尽くして参ります。

## 下村あきら


「市民生活第一の徹底」を基本姿勢として編成された令和8年度予算。若者・子育て世代の定住・移住の促進など、暮らしやすく魅力と活力あるまちづくりに向け、引き続き尽力します。

# 自由民主党京都市会議員団

## 市会報告 vol.29

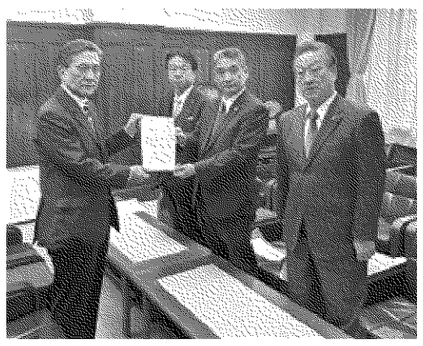


## 緊急提言 民泊の抜本的で、現実を見据えた規制強化に向けて

近年、市内で急増する民泊施設による騒音やゴミ出しトラブルは、地域コミュニティを揺るがす極めて深刻な事態となっています。自民党市会議員団は、現場の切実な声を背景に「市民生活を最優先した規制強化」を粘り強く求めてまいりました。

こうした中、本年1月に松井市長が「立地規制の検討」を表明したことは、わが団の主張に沿う大きな一歩です。この動きを確実に形にするため、2月12日、当議員団は市長に対し、**住宅宿泊事業の制限地域拡大**や**都市計画手法の活用**など、実効性のある具体策を求める「5項目の緊急提言」を行いました。

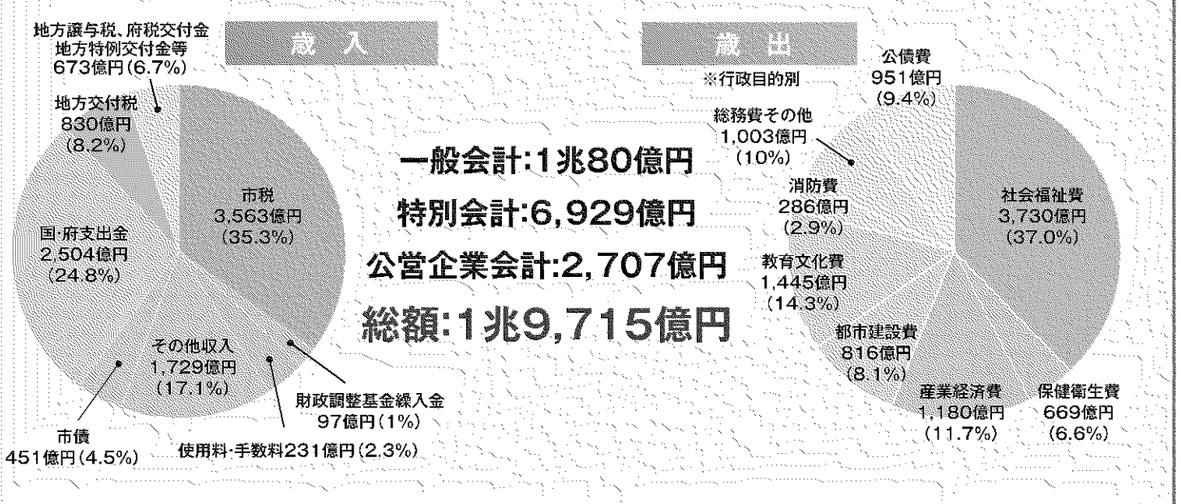
緊急提言の詳細はこちらからご覧ください



一刻の猶予も許されない市民の住環境を守るため、私たちはこれからも市政の牽引役として、民泊規制の抜本的強化を速やかに断行させてまいります。

## 令和8年度予算成立
## 市民の「暮らし」と「平穏」を守り抜く
### ～自民党の粘り強い交渉が結実。突き抜ける世界都市・京都の実現へ～

**令和8年度予算規模**




令和8年度予算が市会において可決・成立いたしました。私たち自民党市会議員団は、市会第1党としての重い責任を胸に、予算編成の段階から市政の根幹を視野に多岐に渡る重点要望を行い、徹底した審議を重ねてまいりました。今回の予算には、わが党が最優先課題として掲げてきた施策が随所に反映されています。

**実る** 2歳児保育料の無償化枠を拡大し「選ばれる京都」へ

**守る** 民泊規制の抜本強化で、住環境と静穏な暮らしを確保

**繋ぐ** 空き家対策と町内会支援で、京都の絆を次世代へ

厳しい行財政改革を継続しつつも、守るべき市民生活には果敢に投資する。この「攻めと守りの両立」こそが、私たち自民党市会議団の使命です。京都の新たな成長に向けた挑戦が、今ここから始まります。

## 市民の皆様の声を市政に届ける！

## 京都市会予算特別委員会

自民党市会議員団は以下の質問を致しました。(一部抜粋)

**第1分科会**

- 令和8年度市税収入が過去最高額を見込む一方で、京都駅東南部エリア等の急激な地価上昇に伴う固定資産税などの負担増が地域住民や京町家保全に及ぼす影響についての認識(行財政局)
- 本市の財政状況に関する市民への分かりやすい情報発信の取組(行財政局)
- 公衆トイレのアップグレードプロジェクトにおけるユニバーサルデザインの推進及び快適化の必要性(環境政策局)
- 子供用の補聴器も高額であり保護者の経済的負担が重いことを踏まえた、聴覚障害がある児童への補聴器の購入に係る助成制度の検討(保健福祉局)
- 民泊の規制強化を検討する必要性、またその実効性確保のための厳格なリーガルチェックで、訴訟リスク回避や既存不適格施設への対応を(保健福祉局)
- 消防団の負担軽減とやりがい創出に向けて、アンケート結果を踏まえ消防団専用アプリDanXに搭載する機能の検討(消防局)

**第2分科会**

- 自動運転バスの実証実験における安全確保及び市民理解の醸成、自動運転バスの導入に向けた決意(都市計画局)
- きめ細かな相談対応に向けて3ヶ所目の児童相談所を設置する必要性(子ども若者はぐくみ局)
- 市民と連携した公共事業の推進の観点から、地域が主体的に関わることで事業を加速化できるような選択肢を打ち出していく必要性(建設局)
- 二条城や動物園等の公共施設における市民優先価格導入に対する考え方及び導入に当たっては施設の特性やニーズに応じて検討する必要性(文化市民局)
- 部活動の地域展開や地域クラブ活動の充実に向けた環境整備(教育委員会)

**第3分科会**

- 市バスの市民優先価格の導入趣旨及び制度周知に係る取組方針(交通局)
- 下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた、緊急度に応じた対策方針及び事業費確保の見通し(上下水道局)
- 老朽化対策に多額の経費が必要となることを踏まえた浸水対策の今後の方針(上下水道局)
- 農林業分野における雇用・就労支援事業の具体的内容(産業観光局)

## 政治を考えるキーワード
## 子育て世代への空き家サブリース
### ～地域の「大切な資産」を、街を支える「宝」へ～

**自民党が提案！市長とともに具体的検討に**

**一言でいうと？**

「市や市関係団体が空き家を一括で借り上げ、リノベーションをして子育て世帯に転貸する仕組み」のこと。

空き家借り上げ → リノベーション → 子育て世帯へ転貸

**なぜ今、京都市で必要なの？**

全国初の「空き家税(非居住住宅利活用促進税)」導入に合わせ、空き家の「放置」を「活用」へつなげる受け皿が必要です。市が改修や管理をバックアップする**サブリース**を推進し、大切な資産の有効活用を強力に後押しします。

**市民へのメリットは？**




**ともに、京都の未来を。**

空き家活用は、これからの京都の街づくりに欠かせない挑戦です。皆さんの身近にある空き家をどう活かすか、地域の声を聴きながら、共に新しい取り組みを考えていきましょう。

## 皆様のご意見やご要望を 私たち自民党市会議員団にお寄せください。





TEL.075-222-3718 FAX.075-257-3091

〒604-8571 京都市中京区河原町御池上ル https://jimin-kyoto.jp/


詳しくはHPまで

2021R01

作成日 ： 2021/01/27
ページ ： 1/ 2

お問合せ先
担当支店　京都営業所
電話　06-6530-7111
(受付時間： 平日 09：00～17：00)

604－0925

京都府京都市中京区
寺町通御池上る上本能寺前町４８８

自由民主党京都市会議員団　御中

FAX様

431110 01271 0000028#
0001/0003 0000056

105－0003
東京都港区西新橋１丁目３－１
西新橋スクエア９階

日立キャピタルＮＢＬ株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。　平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。　敬具

# F　リース契約のご確認書

【ご契約内容】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 契約番号 | [redacted] | リース期間 | 60 ヶ月 | | |
| | リース | リース期間開始日 | 2021/01/12 | リース期間満了日 | 2026/01/11 |
| 販売店名 | 株式会社　タケウチ | 月額 リース料 | 8,700円 | 総額 リース料 | 522,000円 |
| | | 月額 消費税等 | 870円 | 総額 消費税等 | 52,200円 |
| 代表物件名 | 複合機 | 月額 お支払額 | 9,570円 | 総額 お支払額 | 574,200円 |
| | ※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。 | お支払日 | 27 日 | お支払方法 | 口座振替 |

【お支払引落口座】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | [redacted] | 預金種目 | [redacted] | 口座番号 | [redacted] |
| 口座名義人 | ジミントウガイケイ　モリタ　　マモル | | | | |

【お支払内容】

(単位：円)

| 回数 | お支払年月 | お支払額 | 内訳 リース料 | 内訳 消費税等 | お支払後残高 | 回数 | お支払年月 | お支払額 | 内訳 リース料 | 内訳 消費税等 | お支払後残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2021/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 564,630 | 31 | 2023/07 | 9,570 | 8,700 | 870 | 277,530 |
| 2 | 2021/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 555,060 | 32 | 2023/08 | 9,570 | 8,700 | 870 | 267,960 |
| 3 | 2021/03 | 9,570 | 8,700 | 870 | 545,490 | 33 | 2023/09 | 9,570 | 8,700 | 870 | 258,390 |
| 4 | 2021/04 | 9,570 | 8,700 | 870 | 535,920 | 34 | 2023/10 | 9,570 | 8,700 | 870 | 248,820 |
| 5 | 2021/05 | 9,570 | 8,700 | 870 | 526,350 | 35 | 2023/11 | 9,570 | 8,700 | 870 | 239,250 |
| 6 | 2021/06 | 9,570 | 8,700 | 870 | 516,780 | 36 | 2023/12 | 9,570 | 8,700 | 870 | 229,680 |
| 7 | 2021/07 | 9,570 | 8,700 | 870 | 507,210 | 37 | 2024/01 | 9,570 | 8,700 | 870 | 220,110 |
| 8 | 2021/08 | 9,570 | 8,700 | 870 | 497,640 | 38 | 2024/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 210,540 |
| 9 | 2021/09 | 9,570 | 8,700 | 870 | 488,070 | 39 | 2024/03 | 9,570 | 8,700 | 870 | 200,970 |
| 10 | 2021/10 | 9,570 | 8,700 | 870 | 478,500 | 40 | 2024/04 | 9,570 | 8,700 | 870 | 191,400 |
| 11 | 2021/11 | 9,570 | 8,700 | 870 | 468,930 | 41 | 2024/05 | 9,570 | 8,700 | 870 | 181,830 |
| 12 | 2021/12 | 9,570 | 8,700 | 870 | 459,360 | 42 | 2024/06 | 9,570 | 8,700 | 870 | 172,260 |
| 13 | 2022/01 | 9,570 | 8,700 | 870 | 449,790 | 43 | 2024/07 | 9,570 | 8,700 | 870 | 162,690 |
| 14 | 2022/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 440,220 | 44 | 2024/08 | 9,570 | 8,700 | 870 | 153,120 |
| 15 | 2022/03 | 9,570 | 8,700 | 870 | 430,650 | 45 | 2024/09 | 9,570 | 8,700 | 870 | 143,550 |
| 16 | 2022/04 | 9,570 | 8,700 | 870 | 421,080 | 46 | 2024/10 | 9,570 | 8,700 | 870 | 133,980 |
| 17 | 2022/05 | 9,570 | 8,700 | 870 | 411,510 | 47 | 2024/11 | 9,570 | 8,700 | 870 | 124,410 |
| 18 | 2022/06 | 9,570 | 8,700 | 870 | 401,940 | 48 | 2024/12 | 9,570 | 8,700 | 870 | 114,840 |
| 19 | 2022/07 | 9,570 | 8,700 | 870 | 392,370 | 49 | 2025/01 | 9,570 | 8,700 | 870 | 105,270 |
| 20 | 2022/08 | 9,570 | 8,700 | 870 | 382,800 | 50 | 2025/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 95,700 |
| 21 | 2022/09 | 9,570 | 8,700 | 870 | 373,230 | 51 | 2025/03 | 9,570 | 8,700 | 870 | 86,130 |
| 22 | 2022/10 | 9,570 | 8,700 | 870 | 363,660 | 52 | 2025/04 | 9,570 | 8,700 | 870 | 76,560 |
| 23 | 2022/11 | 9,570 | 8,700 | 870 | 354,090 | 53 | 2025/05 | 9,570 | 8,700 | 870 | 66,990 |
| 24 | 2022/12 | 9,570 | 8,700 | 870 | 344,520 | 54 | 2025/06 | 9,570 | 8,700 | 870 | 57,420 |
| 25 | 2023/01 | 9,570 | 8,700 | 870 | 334,950 | 55 | 2025/07 | 9,570 | 8,700 | 870 | 47,850 |
| 26 | 2023/02 | 9,570 | 8,700 | 870 | 325,380 | 56 | 2025/08 | 9,570 | 8,700 | 870 | 38,280 |
| 27 | 2023/03 | 9,570 | 8,700 | 870 | 315,810 | 57 | 2025/09 | 9,570 | 8,700 | 870 | 28,710 |
| 28 | 2023/04 | 9,570 | 8,700 | 870 | 306,240 | 58 | 2025/10 | 9,570 | 8,700 | 870 | 19,140 |
| 29 | 2023/05 | 9,570 | 8,700 | 870 | 296,670 | 59 | 2025/11 | 9,570 | 8,700 | 870 | 9,570 |
| 30 | 2023/06 | 9,570 | 8,700 | 870 | 287,100 | 60 | 2025/12 | 9,570 | 8,700 | 870 | 0 |

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

2021R01

作成日 ： 2021/01/27
ページ ： 1/ 2

〒604-0925
京都府京都市中京区
寺町通御池上る上本能寺前町４８８

お問合せ先
担当支店　京都営業所
電話　06-6530-7111
（受付時間：平日 09：00～17：00）

自由民主党京都市会議員団　御中

コピー様

431110 01271 0000027#
0001/0003 0000054

〒105-0003
東京都港区西新橋１丁目３－１
西新橋スクエア９階

日立キャピタルＮＢＬ株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。　平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。　敬具

# リース契約のご確認書

【ご契約内容】

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 販売店名 | | リース期間 | | 60 ヶ月 | | | |
| | リース | リース期間開始日 | | 2021/01/12 | リース期間終了日 | | 2026/01/11 |
| | 株式会社　タケウチ | 月額 | リース料 | 14,700円 | 総額 | リース料 | 882,000円 |
| | | | 消費税等 | 1,470円 | | 消費税等 | 88,200円 |
| 代表物件名 | 複合機 | | お支払額 | 16,170円 | | お支払額 | 970,200円 |
| | ※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。 | お支払日 | | 27 日 | お支払方法 | | 口座振替 |

【お支払引落口座】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 預金種目 | 口座番号 |
| 口座名義人 | ジミントウカイケイ　モリタ　マモル | | |

【お支払内容】

（単位：円）

| 回数 | お支払年月 | お支払額 | 内訳 リース料 | 内訳 消費税等 | お支払後残高 | 回数 | お支払年月 | お支払額 | 内訳 リース料 | 内訳 消費税等 | お支払後残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2021/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 954,030 | 31 | 2023/07 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 468,930 |
| 2 | 2021/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 937,860 | 32 | 2023/08 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 452,760 |
| 3 | 2021/03 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 921,690 | 33 | 2023/09 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 436,590 |
| 4 | 2021/04 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 905,520 | 34 | 2023/10 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 420,420 |
| 5 | 2021/05 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 889,350 | 35 | 2023/11 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 404,250 |
| 6 | 2021/06 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 873,180 | 36 | 2023/12 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 388,080 |
| 7 | 2021/07 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 857,010 | 37 | 2024/01 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 371,910 |
| 8 | 2021/08 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 840,840 | 38 | 2024/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 355,740 |
| 9 | 2021/09 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 824,670 | 39 | 2024/03 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 339,570 |
| 10 | 2021/10 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 808,500 | 40 | 2024/04 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 323,400 |
| 11 | 2021/11 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 792,330 | 41 | 2024/05 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 307,230 |
| 12 | 2021/12 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 776,160 | 42 | 2024/06 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 291,060 |
| 13 | 2022/01 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 759,990 | 43 | 2024/07 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 274,890 |
| 14 | 2022/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 743,820 | 44 | 2024/08 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 258,720 |
| 15 | 2022/03 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 727,650 | 45 | 2024/09 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 242,550 |
| 16 | 2022/04 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 711,480 | 46 | 2024/10 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 226,380 |
| 17 | 2022/05 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 695,310 | 47 | 2024/11 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 210,210 |
| 18 | 2022/06 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 679,140 | 48 | 2024/12 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 194,040 |
| 19 | 2022/07 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 662,970 | 49 | 2025/01 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 177,870 |
| 20 | 2022/08 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 646,800 | 50 | 2025/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 161,700 |
| 21 | 2022/09 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 630,630 | 51 | 2025/03 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 145,530 |
| 22 | 2022/10 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 614,460 | 52 | 2025/04 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 129,360 |
| 23 | 2022/11 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 598,290 | 53 | 2025/05 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 113,190 |
| 24 | 2022/12 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 582,120 | 54 | 2025/06 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 97,020 |
| 25 | 2023/01 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 565,950 | 55 | 2025/07 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 80,850 |
| 26 | 2023/02 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 549,780 | 56 | 2025/08 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 64,680 |
| 27 | 2023/03 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 533,610 | 57 | 2025/09 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 48,510 |
| 28 | 2023/04 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 517,440 | 58 | 2025/10 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 32,340 |
| 29 | 2023/05 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 501,270 | 59 | 2025/11 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 16,170 |
| 30 | 2023/06 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 485,100 | 60 | 2025/12 | 16,170 | 14,700 | 1,470 | 0 |

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

# 02 ご契約サービスについて

電気通信事業者：ニフティ株式会社

## ご契約サービスの内容

| | |
|---|---|
| 契約成立日（申込日） | 2025 年 12 月 2 日 |
| 契約特定番号 | [redacted] |
| 名称 | @nifty 光ライフ with フレッツ ホームタイプ 2 年割プラン |
| 種類 | FTTH インターネットサービス |
| 提供エリア、通信品質、制限など | ・本サービスは、NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光エリアでご利用いただけます。<br>※サービスエリア内であっても、一部地域でご利用いただけない場合があります。<br>・本サービスはベストエフォート型のサービスです。ベストエフォート型とは、最大速度及び接続性については保証せず、可能な場合にのみ最大限の速度・品質で提供することを前提に、安価で高速なサービスを提供する方法のことです。<br>・多くのお客様へインターネットを快適な状態・環境で利用していただくために、通信経路が混雑した場合、通信速度を一時的に制御する場合があります。その結果、通信速度が低下する場合があります。通信速度の制御は、通信経路の混雑が緩和され次第、解除します。 |
| サービス提供時期 | ・工事があるお客様の場合、工事完了次第、ご利用いただけます。<br>工事については、別途回線事業者もしくは弊社からご案内をお送りします。<br>・工事が必要のないお客様の場合、ご利用については、別途ご案内を郵送またはメールでお送りします。<br>ご案内に記載の日付かお客様がご利用になられた日がご利用開始日となります。 |

## ご契約サービスの料金

| | |
|---|---|
| 初期費用 | なし<br>※NTT へのお支払（@nifty 光ライフ with フレッツの場合）<br>実際のご請求金額はお申し込み内容や NTT のキャンペーン、価格変更等により変動することがあります。 |
| 月額費用 | @nifty 月額料金：1,000 円(税抜)<br>フレッツ光回線利用料 ※：4,300 円～8,400 円(税抜)<br>実際の料金は NTT にご確認ください。<br>※NTT へのお支払や実際のご請求金額は、お申し込み内容（機器レンタル料金、オプションサービス料金等）や NTT のキャンペーン、価格変更などにより変動することがあります。 |
| 工事費など | NTT 工事費 ※：なし<br>※NTT へのお支払（@nifty 光ライフ with フレッツの場合）<br>実際のご請求金額はお申し込み内容や NTT のキャンペーン、価格変更などにより変動することがあります。 |



BG-600013# 0013 002/011 000098 0000196 A

## 月額料金合計

| | |
|---|---|
| 月額料金合計（税抜） | 1,000 円 |

## サービス解除/変更の方法

Web：@nifty＞会員サポートトップ＞プロバイダーサービス
https://support.nifty.com/support/service/index.htm
会員サポートのページから手続きが可能です。
※ @nifty ID とログインパスワードが必要です。
※ @nifty の解約は別途手続きが必要となります。

・お電話の場合は「電気通信事業者の連絡先」に記載の@nifty 法人会員センターへお問い合わせください。

## ご契約サービスの解除条件など

【@nifty 月額料金について】
・解除月の月額費用は全額かかります。
〇ホームタイプ 2 年割プランをご選択の方へ
・契約期間はご利用開始月と 2 年間です。
・期間内にコース変更または解除された場合、2022 年 7 月 1 日以降にお申し込みのお客様は、違約金 1,100 円（不課税）が発生します。
・違約金なしで解約可能な期間は、契約更新期間(契約満了月から翌々月までの)3 カ月間です。
・初回の期間満了後は 2 年ごとの自動更新となります。
※違約金は、開通月にコース変更または解除された場合にもかかります。
【フレッツ光月額利用料について】
・光はじめ割ネクストの割引適用期間中にフレッツ光回線を解約された場合、ホームタイプは 4,000 円（税抜）、マンションタイプは 2,000 円（税抜）の解約金を NTT 西日本にお支払いいただきます。解約金の詳細につきましては、NTT 西日本のホームページをご確認ください。
・NTT 工事費の分割払いの期間中にフレッツ光を解約された場合、NTT 工事費の残額を NTT 西日本に一括でお支払いただきます。
※詳細につきましては、https://setsuzoku.nifty.com/bflets/price/ をご覧ください。



BG-600013# 0013 003/011 000098 0000197 A

11205 00001/00002 02753#

作成日 :2025年10月07日

〒６０４－０９２５
京都府京都市中京区
寺町通御池上る上本能寺前町４８８

自由民主党京都市会議員団　　御中

FAX用 複合機

〒２６１－７１０８
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６－１
ＷＢＧマリブイースト棟８階
三菱ＨＣビジネスリース株式会社
資産管理部　満了担当
お問合ＨＴＥＬ　０４３－３３３－７２００

002753#

# リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さてこの度、現在ご利用いただいておりますリース契約が満了を迎えますが、リース期間満了後も引き続いて下記条件にてリース物件をご利用いただけますのでご案内申し上げます。
つきましては下記内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
リース物件の全部または一部について、再リースをご希望されない場合にはご回答期日までに、同封のリース終了通知書にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、リース終了のお申出がないときには、再リースの手続きをさせていただきます。再リース契約時には裏面記載の暴力団排除条項が適用されることを承諾するものとします。暴力団排除条項を承諾いただけない場合は、ご回答期日までにお申し出下さい。その場合は、再リース契約をお断りさせていただきますので、ご了承下さい。

敬具

記

＜現在ご利用のリース契約＞

| 契約番号 | [redacted] | リース期間 | 2021年01月12日 ～ 2026年01月11日 |
|---|---|---|---|
| ＊＊＊ | － | 再リース回数 | － |

| 物件番号 | 物件名 | メーカー名 | 型式 | 台数 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 001-00 | 複合機 | 東芝 | e-STUDIO2515AC | 1 | 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８ |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

物件　全　1 件

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

＜再リースの条件＞ ※　再リースは年1回のお支払いで1年間ご利用いただける制度です。
・再リースを希望され、特に契約内容に変更がない場合は手続きの必要はございません。

| 再リース期間 | 2026年01月12日　より1年間 | 金融機関 | [redacted] |
|---|---|---|---|
| お支払日 | 2026年02月27日 | お引落（お振込）口座 | |
| 再リース料（年額） | 10,440 円 | 支店名 | |
| 消費税等 | 1,044 円 | 口座名義人 | ｼﾞﾐﾝﾄｳｶｲｹｲ ﾓﾘﾀ ﾏﾓﾙ |
| お支払額 | 11,484 円 | | |

957円／月額 ← (9,570÷10)

＜リース契約終了の手続き＞
①リース終了を希望される場合には、同封のリース終了通知書に必要事項を記入いただきご記名・ご捺印の上、下記回答期日までに弊社宛ご返送下さい。
②リース契約を終了された場合、リース物件を原状回復（コンピューター等のデータ消去を含む）の上弊社指定場所へご返還いただきます。
③リース物件はリース会社の所有物となりますので、無断で処分したり販売会社等に引き渡すことはできません。
④リース物件の返還に関わる費用　（指定場所への運搬・原状回復の費用等）につきましてはお客様のご負担となります。
⑤リース物件返還のお手続きにつきましては、　リース期間満了日前後に弊社又は弊社の委託業者（指定業者）よりご連絡をいたしますのでご確認ください。

※ご契約内容に変更がある場合やご不明点がございましたら、
まずは弊社ホームページのＦＡＱをご確認ください。
https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html

| ご回答期日 | 2025年11月30日 |
|---|---|

[備考欄]

11201 00001/00002 02752#

作成日 :2025年10月07日

〒６０４－０９２５
京都府京都市中京区
寺町通御池上る上本能寺前町４８８

コピー用複合機

自由民主党京都市会議員団　　御中

〒２６１－７１０８
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６－１
ＷＢＧマリブイースト棟８階
三菱ＨＣビジネスリース株式会社
資産管理部　満丁担当
お問合せＴＥＬ　０４３－３３３－７２００

002752#

# リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
　さてこの度、現在ご利用いただいておりますリース契約が満了を迎えますが、リース期間満了後も引き続いて下記条件にてリース物件をご利用いただけますのでご案内申し上げます。
　つきましては下記内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
　リース物件の全部または一部について、再リースをご希望されない場合にはご回答期日までに、同封のリース終了通知書にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、リース終了のお申出がないときには、再リースの手続きをさせていただきます。再リース契約時には裏面記載の暴力団排除条項が適用されることを承諾するものとします。暴力団排除条項を承諾いただけない場合は、ご回答期日までにお申し出下さい。その場合は、再リース契約をお断りさせていただきますので、ご了承下さい。

敬具

記

＜現在ご利用のリース契約＞

| 契約番号 | [redacted] | リース期間 | 2021年01月12日 ～ 2026年01月11日 |
|---|---|---|---|
| ＊＊＊ | － | 再リース回数 | － |

| 物件番号 | 物件名 | メーカー名 | 型式 | 台数 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 001-00 | 複合機 | 東芝 | e-STUDIO5015AC | 1 | 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８ |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

物件　全　1 件

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

＜再リースの条件＞ ※　再リースは年1回のお支払いで1年間ご利用いただける制度です。
・再リースを希望され、特に契約内容に変更がない場合は手続きの必要はございません。

| 再リース期間 | 2026年01月12日　より1年間 | 金融機関 | [redacted] |
|---|---|---|---|
| お支払日 | 2026年02月27日 | お引落（お振込）口座 | |
| 再リース料（年額） | 17,640 円 | 支店名 | |
| 消費税等 | 1,764 円 | 口座名義人 | ｼﾞﾐﾝﾄｳｶｲｹｲ ﾓﾘﾀ　ﾏﾓﾙ |
| お支払額 | 19,404 円 | | |

1,617円／月額 ←（16.7%OFF）

＜リース契約終了の手続き＞
①リース終了を希望される場合には、同封のリース終了通知書に必要事項を記入いただきご記名・ご捺印の上、下記回答期日までに弊社宛ご返送下さい。
②リース契約を終了された場合、リース物件を原状回復（コンピューター等のデータ消去を含む）の上弊社指定場所へご返還いただきます。
③リース物件はリース会社の所有物となりますので、無断で処分したり販売会社等に引き渡すことはできません。
④リース物件の返還に関わる費用（指定場所への運搬・原状回復の費用等）につきましてはお客様のご負担となります。
⑤リース物件返還のお手続きにつきましては、リース期間満了日前後に弊社又は弊社の委託業者（指定業者）よりご連絡をいたしますのでご確認ください。
※ご契約内容に変更がある場合やご不明点がございましたら、
まずは弊社ホームページのＦＡＱをご確認ください。
https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html

| ご回答期日 | 2025年11月30日 |
|---|---|

［備考欄］

## コピー機・FAX機リース契約（再リース）について

年度をまたぐリース料一括支払いについて、当年度分と翌年度分を月割按分通帳支出額との差額を整理したもの。

| 項目 | 年間一括額 | 月額 | 令和7年度(2ヶ月) | 令和8年度(10ヶ月) |
|---|---|---|---|---|
| FAX機リース | 11,484 | 957 | 1,914 | 9,570 |
| コピー機リース | 19,404 | 1,617 | 3,234 | 16,170 |
| 合計 | **30,888** | | **5,148** | **25,740** |
| 団費１割按分 | | | 515 | 2,574 |

**年度跨ぎの一括払につき月割按分、翌年度分は前払処理。**
**残額は８年度計上。**

■ 実際の通帳支出（2月）
30,888円（11,484円＋19,404円）

■ 令和7年度帳簿計上額
5,148円
（FAX 1,914円＋コピー 3,234円）

■ **差額**
30,888円 − 5,148円 ＝ **25,740円（理論値）**

ただし、
団費１割按分振替の端数１円を切上げ処理したため、

☞ **実際の通帳との差額は 25,739円**

## コピー機・FAX 機リース契約（再リース）について

### 1　経緯

当会派で使用しているコピー機及び FAX 機については、株式会社タケウチを通じて三菱ＨＣビジネスリース株式会社とのリース契約により導入している。リース期間（５年）満了に伴い機器の状態を確認したところ、本体は引き続き問題なく使用可能であった。このため、代表幹事の指示により新規リースへの更新ではなく再リース契約を行うこととした。

### 2　再リースの仕組み

一般にリース契約では、新規契約から約５年でリース料により機器本体価格が回収されるため、契約満了後に再リースを行う場合はリース料が大幅に低減される仕組みとなっている。

### 3　リース料の比較

（再リース前）月額 25,740 円（年間 308,880 円）

（再リース後）年間 30,888 円（月額換算 2,574 円）

### 4　削減効果

月額削減額：23,166 円

年間削減額：277,992 円

削減率：約 90%（従来の約 10 分の 1）

### 5　契約関係

リース会社：三菱ＨＣビジネスリース株式会社

取次（導入窓口）：株式会社タケウチ

機器メーカー・保守：東芝

※上記契約関係は再リース前と変更なし。

### 6　まとめ

機器本体が問題なく使用可能であったため再リースを実施した。その結果、リース料は従来の約 10 分の 1 となり、大幅なコスト削減となっている。

# 再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書

FAX様

作成日：2025年12月16日

[redacted]

〒２６１－７１０８
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６－１
ＷＢＧマリブイースト棟８階
三菱ＨＣビジネスリース株式会社
登録番号 T4010001062159

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、先日「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきましたのでお知らせいたします。
　本書をもって再リース料の請求書とさせていただきます。
　なお、ご契約内容は右記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

＜再リース契約の内容＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 契約番号 | [redacted] | 再リース回数 | 01回 |
| ＊＊＊ | - | | |
| 再リース期間 | 2026年01月12日より１年間 | お支払日 | 2026年02月27日 |
| 再リース料（年額） | (10%対象) | | 10,440円 |
| 消費税等 | (10%対象) | | 1,044円 |
| お支払額 | | | 11,484円 |
| 物件番号 | 001-00 | 全　１件（代表物件のみ表示しております） | |
| 物件名 | 複合機 | | |
| メーカー名 | 東芝 | | |
| 型式 | e-STUDIO2515AC | 台数 | 1 |
| 設置場所 | 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８ | | |

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

＜お支払方法＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| お支払日 | 2026年02月27日 | お支払額 | 11,484円 |
| 金融機関 | [redacted] | | |
| 支店名 | | | |
| お引落（お振込）口座 | | | |
| 口座名義人 | ｼﾞﾐﾝﾄｳｶｲｲｹｲ ﾓﾘﾀ ﾏﾓﾙ | | |

【ご注意】
お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は右記指定金融機関より自動引落しとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。
原契約が銀行振込のお客様は、右記指定口座へお支払日までにご送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

※ご不明点がございましたら、
まずは弊社ホームページのＦＡＱをご確認ください。

https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html


# 再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書


コピー様

作成日：2025年12月16日

[redacted]


〒２６１－７１０８
千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６－１
ＷＢＧマリブイースト棟８階
三菱ＨＣビジネスリース株式会社
登録番号 T4010001062159

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、先日「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきましたのでお知らせいたします。
　本書をもって再リース料の請求書とさせていただきます。
　なお、ご契約内容は右記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

＜再リース契約の内容＞


| | | | |
|---|---|---|---|
| 契約番号 | [redacted] | 再リース回数 | 01回 |
| ＊＊＊ | - | | |
| 再リース期間 | 2026年01月12日より１年間 | お支払日 | 2026年02月27日 |
| 再リース料（年額） | (10%対象) | | 17,640円 |
| 消費税等 | (10%対象) | | 1,764円 |
| お支払額 | | | 19,404円 |
| 物件番号 | 001-00 | 全　１件（代表物件のみ表示しております） | |
| 物件名 | 複合機 | | |
| メーカー名 | 東芝 | | |
| 型式 | e-STUDIO5015AC | 台数 | 1 |
| 設置場所 | 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８ | | |


※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。


＜お支払方法＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| お支払日 | 2026年02月27日 | お支払額 | 19,404円 |
| 金融機関 | [redacted] | | |
| 支店名 | | | |
| お引落（お振込）口座 | | | |
| 口座名義人 | ｼﾞﾐﾝﾄｳｶｲｲｹｲ ﾓﾘﾀ ﾏﾓﾙ | | |


【ご注意】
お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は右記指定金融機関より自動引落しとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。
原契約が銀行振込のお客様は、右記指定口座へお支払日までにご送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

※ご不明点がございましたら、
まずは弊社ホームページのＦＡＱをご確認ください。

https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 7 年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 01-001 | 04.29 | 調査研究費 | 出張経費 | 韓国広州市都市間交流 | 546,290 | 220,145 |
| 合計 | | | | | | 220,145 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (1/21)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月29日 | 支出額 | 546,290 円 |
| 項目 | 調査研究費 | 充当額 | 220,145 円 |
| 細目 | 出張経費 | 按分率 | |
| 摘要 | 韓国広州市都市間交流 | | |
| 備考 | 支出先の発行形態により宛名が空欄となっている領収書があるが、それぞれの議員が支払をしたものに間違いない。 | | |

第８号様式（第５条関係）

# 支 出 調 書 兼 出 張 記 録 書

会派名　自由民主党京都市会議員団

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支出年月日 | 令和7　年　4　月　29　日 | 整理№ | 1 |
| 使途項目 | 調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 | | |
| 期間 | 令和7年　4月　27日　～　令和7年　4月　29日 | | |
| 調査目的<br>市政との関連性 | 広州市には、朝鮮時代長きにわたり、王室のために陶器を作った広州窯がある。同じく京都市には、長い歴史を持つ京焼・清水焼がある。伝統産業を通じて、都市間交流を加速させ、両市のパートナーシップ連携を目指すため、調査を行うものである。 | | |
| 調査先<br>その選定理由 | 広州市、広州市議会、京畿陶磁博物館、広州王室陶磁フェスティバル伝統産業である焼き物の産地という共通点を活かし、都市間交流に繋げるため。 | | |
| 調査項目 | ・広州市長・副市長・行政自治局長、福祉文化局長。広州王室陶芸組合長<br>松井孝治京都市長からの書簡を伝達<br>各都市における交流のあり方、各種意見交換<br>広州市議会：各都市における交流のあり方、各種意見交換<br>・視察<br>博物館での陶磁の概念、歴史、技法内容の聴取 | | |
| 調査手法 | 広州市、広州市議会においての各都市での活動内容聞き取り、関係機関視察 | | |
| 調査結果 | （調査によって得た知見・成果）<br>視察先の博物館は、韓国陶磁の文化遺産を収集・保存・研究・展示・学習支援し、その文化と造形精神を継承し、新たな伝統の創造を図っている。一方、文化庁が移転してきた京都市においても、今年度から文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築を図るなどの取り組みを行なっており、伝統文化を享受する機会を拡大することで、都市力の向上を図るための知識を得ることができた。<br>また、陶磁を活用しての観光地作りは、京都市が抱える観光客の集中といった観光課題解決の糸口になることも考えられるため、市民生活と観光の調和に繋げていきたい。<br>陶磁という伝統文化を通じて相互理解を深め、今後も積極的な意見交換を継続することで、両市のパートナーシップ連携を目指す。 | | |

| | |
|---|---|
| | （収集した資料）<br>・京畿陶磁博物館　陶磁文化室～陶磁の概念・歴史・技法～<br>・京畿陶磁博物館　陶磁文化観光・館内紹介<br>・京畿陶磁博物館　ビジュアルストーリーブック<br>・地平窯 Han Gi sugさん 朝鮮王室白磁の紹介 |

注１　使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
　２　支出年月日は、当該活動に要した全ての支出が完了した日を記入してください。

| | 行　　程 | 内容、費用の積算内訳等 | | 費用（円） |
|---|---|---|---|---|
| 行 程 ・ 費 用 | 4月27日往路<br>4月29日復路 | 交通費　京都⇔関西国際空港<br>ＪＲ　特急はるか<br>寺田議員 9,520円<br>（往復グリーン指定4，760円×2）<br>森田議員 8,750円<br>（往路普通指定3,990円<br>＋復路グリーン指定4,760円）<br>西村議員 3,240円<br>（往路普通指定3,240円）<br>椋田議員 2,900円<br>（往路普通指定2,900円） | | 24,410<br><br>5割　12,205 |
| | 4月27日往路<br>4月29日復路 | 交通費　関西国際空港⇔金浦空港<br>アシアナ航空<br>寺田議員 航空料金 3,2000円<br>燃油サ他15,110円<br>西村議員 航空料金 59,500円<br>燃油サ他 15,110円<br>椋田議員 航空料金110,500円<br>燃油サ他 15,110円<br>森田議員 航空料金 35,000円<br>燃油サ他15,110円<br>※詳細 備考参照 | | 297,440<br><br>5割　95,720 |
| | 4月28日 | 宿泊費<br>21,000円×4名＝84,000 | | 84,000<br><br>5割　42,000 |
| | | 旅行会社　企画手続料金<br>10,000円×4名 | | 40,000<br><br>5割　20,000 |
| | | 振込手数料（宿泊・交通・企画手続料） | | 440円<br>5割　220円 |
| | | 通訳・ガイド費<br>100,000円 | | 100,000円<br>5割　50,000円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合　　計 | | | 546,290 |
| | 按 分 割 合 | 5割<br>※詳細「費用一覧」参照 | 政務活動費支出額 | 220,145 |

| | |
|---|---|
| 備　　考 | ■参加者について<br>京都市会日韓親善議員連盟(自民党京都市会議員団全員が加入)を代表して以下の４名が出席。<br>椋田　隆知議員(京都市会日韓親善議員連盟会長)、森田 守議員(同幹事長)<br>西村　義直議員(京都市会議長)、寺田　一博議員<br><br>■近畿日本ツーリストの請求書における各議員の単価内訳は別紙「韓国広州市都市間交流　費用一覧」の②～④を参照。<br><br>■按分理由<br>行程については別紙行程表を参照。<br>表敬訪問は儀式的なものではなく通訳者を介して広州市長や広州市職員と市政運営や都市間交流の発展に関する意見交換をする場であった。昼食会の食事を伴う交流の時間においても広州市議長や広州市職員との意見交換を行うなど調査研究活動を行った。<br>そのため全行程が調査研究活動となっているが、抑制的に5割按分とする。<br>また食事は先方にご用意いただいたため、費用に食事代は一切含まれない。<br><br>■交通費（特急「はるか」料金）について<br>議員各自で手配し、エクスプレス予約サイトからの予約購入と現地購入で価格が異なる。また乗車位置等の関係で往路と復路で普通車・グリーン車かが異なる。また、西村議員・椋田議員の復路分については領収書を徴収し得ず、各議員の自費負担とする。<br><br>■交通費（航空料金）について<br>寺田議員と森田議員は往復ともにエコノミークラス、西村議員は往路エコノミークラス・復路ビジネスクラスで予約、椋田議員は往復ともビジネスクラスで予約。<br>最低価格の寺田議員分47,110円(燃油サ他含む)を基準価格とし、この価格から5割按分の23,555円を政務活動費へ計上する。<br>差額（西村議員27,500円、椋田議員78,500円）は議員の自費負担とする。<br><br>ただし予約時に空席が限られており、旅行会社においてまとめての予約が叶わず数席ずつ予約していくような状況であった。そのため旅行会社が予約できたタイミングにより運賃が異なったので、森田議員の飛行機代のみ基準価格より3,000円高くなっている。そのため森田議員分については50,110円(燃油サ他含む)の5割按分の25,055円を政務活動費に計上する。<br><br>■燃油サーチャージ他の内訳について<br>燃油サ他15,110円の内訳は燃油サーチャージ7,200円、航空保険特別料金240円、旅客保安サービス320円、空港使用料2,780円、観光税3,470円(eチケット控え「空港税等」欄に1,000円と2,470円に分かれて記載)である。<br><br>■現地での添乗員・通訳費用について<br>意見・情報交換等の都市間交流を円滑に行い、都市の相互理解を深めるための案内や通訳が必要であり、また視察先で効率的な移動を行うために依頼することとなる。 |

| | |
|---|---|
| | 報酬額としては100,000円を支払いしたが、これにはこの渡航に係る費用と税額（航空料金32,000円、燃油サーチャージ7,200円、航空保険特別料金240円、旅客保安サービス320円、空港使用料2,780円、観光税3,470円、宿泊費21,000円、旅行会社企画手続料金10,000円、旅行会社への振込手数料440円、源泉徴収(10.21%) 10,210円。合計88,760円）を含み、ガイド・通訳費用については残額の11,240円である。<br>旅行会社に確認したところガイド・通訳費用の相場は1日あたり概算2万円であり、2泊3日の費用としては相場より低い価格である。<br>また委託にあたり業務委託契約書を取り交わしたため別紙にて添付。<br><br>■ホテル代金について<br>4/27～4/28の1泊のみ視察受け入れ先が手配した別ホテルであり費用は受け入れ先の全額負担だった。4/28～4/29の1泊は団で委託した旅行会社が手配したホテルの宿泊費用21,000円の5割按分を政務活動費に計上する。 |
| （領収書等貼付欄）<br>別紙に貼付け | |

注１　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。
　２　会派で出張を行った場合は、参加者の氏名を備考欄に記載してください。

# 韓国広州市都市間交流　行程表

| 日 | 時間 | 内　容 |
|---|---|---|
| 4月27日 | 7:49 | 京都駅発 |
| | 9:04 | 関西空港着 |
| | 11:10 | 関西空港発 |
| | 13:10 | 金浦空港着 |
| | | ゴンジアム近隣公園視察 |
| | 17:00 | 宿泊ホテルへ移動 |
| 4月28日 | 9:30 | 広州市庁舎へ移動 |
| | 10:30 | 市庁舎案内 |
| | 10:35 | **広州市長表敬訪問** |
| | | 以下参加者と意見交換会 |
| | | 1.広州市長 |
| | | 2.副市長 |
| | | 3.行政自治局長 |
| | | 4.福祉文化局長 |
| | | 6.自治協力課長 |
| | | 7.広州王室陶磁器事業組合長 |
| | 11:00 | 市議会へ移動・案内 |
| | 11:05 | **広州市議会表敬訪問** |
| | | 広州市市議会議員・広州市会議長と意見交換会 |
| | 12:00 | 広州市長主催の昼食会 |
| | | 市長との意見交換に同席した参加者と市議会議長が参加 |
| | 13:30 | ゴンジアム陶磁公園へ移動 |
| | 13:40 | **ゴンジアム陶磁公園・広州王室陶磁フェスティバル視察** |
| | | 広州王室陶磁器事業組合長より案内・説明・質疑応答 |
| | 17:00 | 宿泊ホテルへ移動 |
| 4月29日 | 8:10 | 金浦空港発 |
| | 9:50 | 関西空港着 |

# 韓国広州市都市間交流 費用一覧　令和7年4月27～29日

| 按分割合 | 0.5 |
|---|---|

①特急はるか

| 氏名 | 席種 | 往路 | 復路 | 合計 | 政活費 | 団費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 寺田　一博 | 往復グリーン指定 | 4,760 | 4,760 | 9,520 | 4,760 | 4,760 |
| 西村　義直 | 往路普通・復路なし | 3,240 | | 3,240 | 1,620 | 1,620 |
| 椋田　隆知 | 往路普通・復路なし | 2,900 | | 2,900 | 1,450 | 1,450 |
| 森田　守 | 往路普通・復路グリーン指定 | 3,990 | 4,760 | 8,750 | 4,375 | 4,375 |
| | | | 総合計 | 24,410 | 12,205 | 12,205 |

②飛行機

| 氏名 | 席種 | 航空料金 | 燃油サ他 | 合計 | 政活費 | 団費 | 自費負担 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 寺田　一博 | エコノミー | 32,000 | 15,110 | 47,110 | 23,555 | 23,555 | 0 |
| 西村　義直 | 往路エコノミー・復路ビジネス | 59,500 | 15,110 | 74,610 | 23,555 | 23,555 | 27,500 |
| 椋田　隆知 | ビジネス | 110,500 | 15,110 | 125,610 | 23,555 | 23,555 | 78,500 |
| 森田　守 | エコノミー | 35,000 | 15,110 | 50,110 | 25,055 | 25,055 | 0 |
| | | | 総合計 | 297,440 | 95,720 | 95,720 | 106,000 |

・寺田議員の額を基準とし、ビジネスクラス利用（西村議員復路・椋田議員往復）は、差額を自費支払とする。

47,110　×　0.5　＝　23,555

※森田議員は旅行会社が後でチケットを取ったため価格が違う。

不可抗力によるものなので森田議員のみ下記で計上。

50,110　×　0.5　＝　25,055

③宿泊費

| 氏名 | | | ホテル代金 | 合計 | 政活費 | 団費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 寺田　一博 | | | 21,000 | 21,000 | 10,500 | 10,500 |
| 西村　義直 | | | 21,000 | 21,000 | 10,500 | 10,500 |
| 椋田　隆知 | | | 21,000 | 21,000 | 10,500 | 10,500 |
| 森田　守 | | | 21,000 | 21,000 | 10,500 | 10,500 |
| | | | 総合計 | 84,000 | 42,000 | 42,000 |

④旅行会社手数料・振込手数料

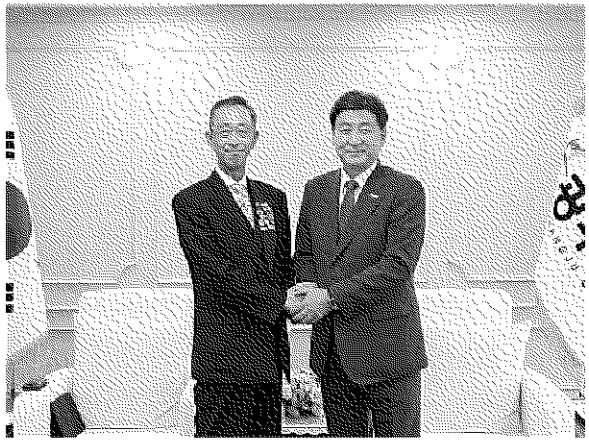
| 氏名 | 席種 | | 企画手続 | 合計 | 政活費 | 団費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 寺田　一博 | エコノミー | | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 西村　義直 | 往路エコノミー・復路ビジネス | | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 椋田　隆知 | ビジネス | | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 森田　守 | エコノミー | | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 5,000 |
| 振込手数料 | | | | 440 | 220 | 220 |
| | | | 総合計 | 40,440 | 20,220 | 20,220 |

⑤ガイド・通訳費用

| | | | 合計 | 政活費 | 団費 |
|---|---|---|---|---|---|
| ガイド・通訳費用 | | | 100,000 | 50,000 | 50,000 |

| 総計 | 政活費計 | 団費計 | 自費計 |
|---|---|---|---|
| 546,290 | 220,145 | 220,145 | 106,000 |











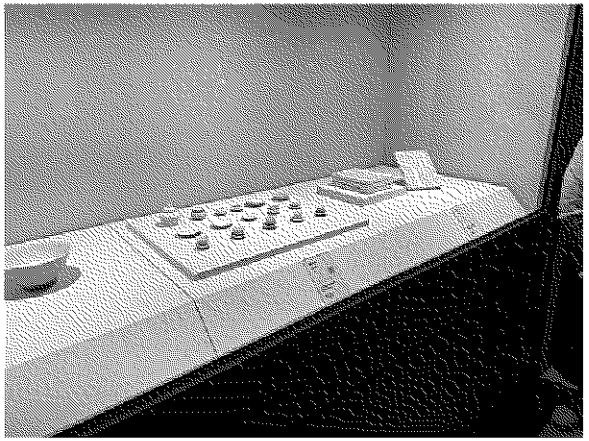




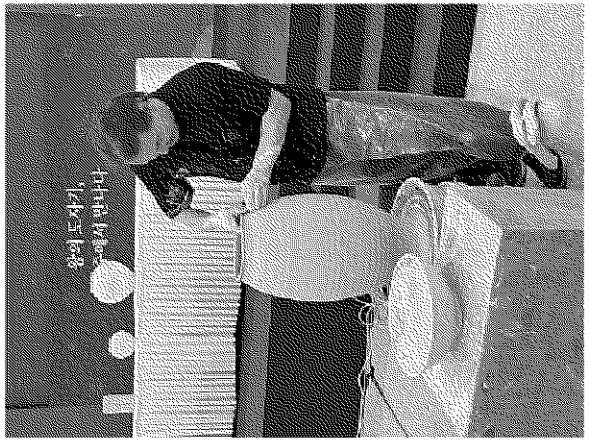



일본 교토시 대표단의 광주시 방문을 환영합니다
日本・京都市代表団の広州市訪問を歓迎します


역대 왕비

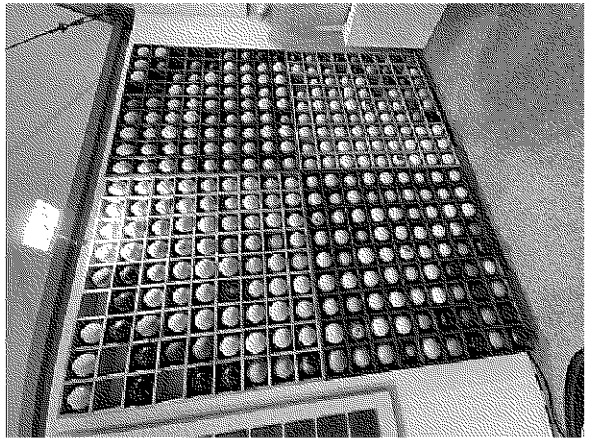





왕비도 다양한 삶을 살았다



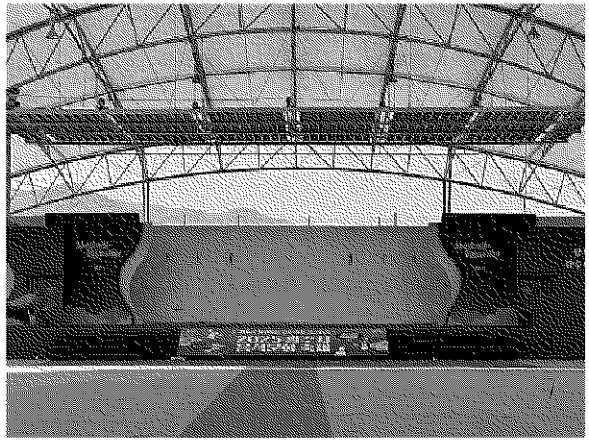




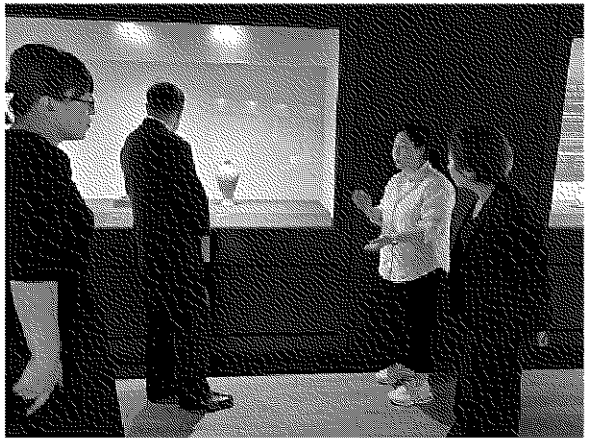

광주
왕실
도자
전주시





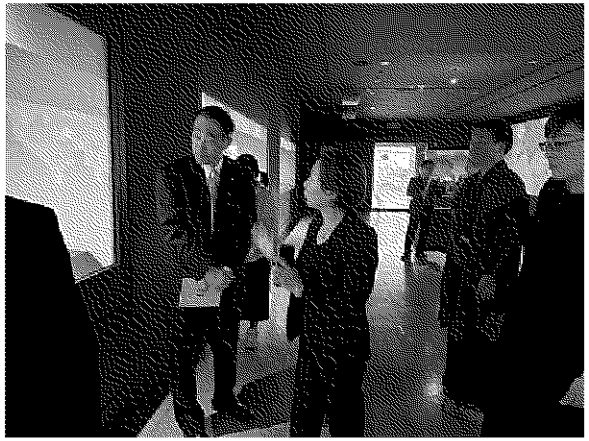


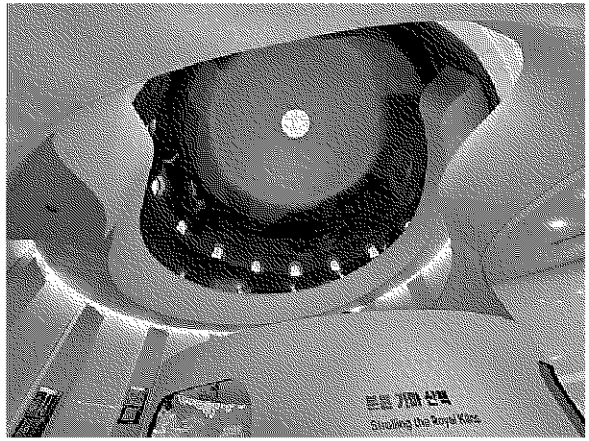





GYEONGGI
CERAMIC MUSEUM


일본 교토시 대표단의 광주시 방문을 환영합니다
日本・京都市代表団の広州市訪問を歓迎します




Sindoeng the Royal Kiln





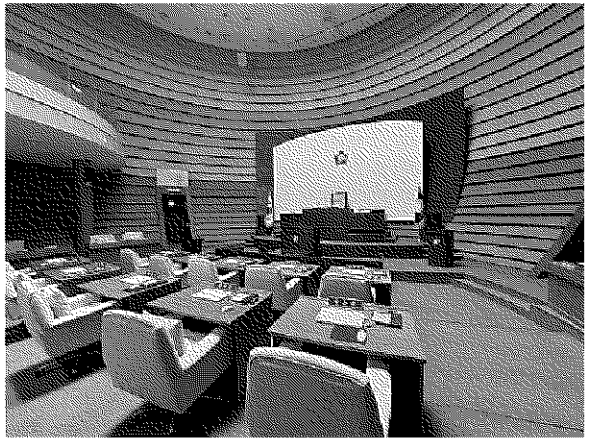





광주시의회
함께하는 의회
지역발전


광주시


광주시의회







**韓国広州市都市間交流　名刺**

調査研究費

広州市長

R7.4.28 広州市

Mayor of Gwangju City

**BANG, SEHWAN**

2026 GWANGJU

50, Haengjeong Town-ro, Gwangju-si,
Gyeonggi-do (12738)

**T.** +82.31.760.2001　**F.** +82.31.760.1400

**M.** +82.10.6357.0507　**E.** bsh6357@naver.com

広州市会議長

R7.4.28 広州市

廣州市議會

GWANGJU CITY COUNCIL

**許 京 行**

**Her Kyung Heang**

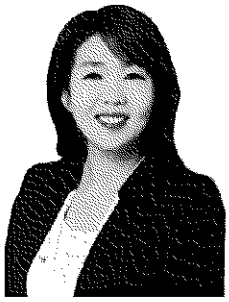
Chairman of the city council

50, Haengjeong town-ro, Gwangju-si, Gyeonggi-do, Korea

Tel 82.31.760.2500　Fax 82.504.311.9976

E-mail h01044442244@gmail.com

広州市市会議員



R7.4.28 広州市

광주시의회

GWANGJU CITY COUNCIL

의원 **황 소 제**

Mobile. 010.2357.1970

E-mail. soje1970@naver.com

12738 경기도 광주시 행정타운로 50

R7.4.28 広州市

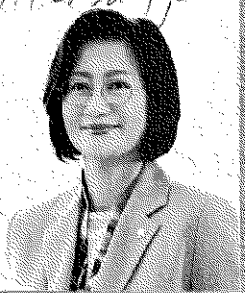
광주시의회

**주 임 록** 윤리특별위원장

010.8781.0115

12738 경기도 광주시 행정타운로 50

9대 전반기 의장 / 9대 윤리특위 위원



R7.4.28 広州市

광주시의회

**조 예 란** 도시환경위원장

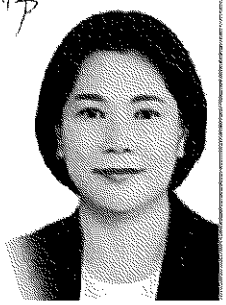
12738 경기도 광주시 행정타운로 50

Mobile 010.2305.8307

Tel 031.760.2507

Fax 031.760.1425

E-mail jyr7464@daum.net



R7.4.28 広州市

광주시의회

**이 주 훈** 의원

12738 경기도 광주시 행정타운로 50

Mobile 010.3518.0632

Tel 031.760.2510

Fax 031.760.1425

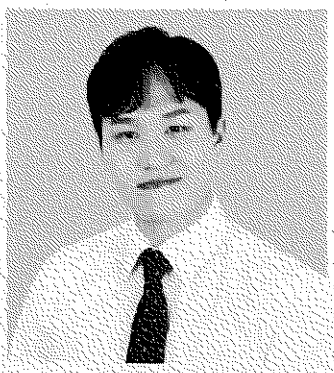
E-mail ijh5744@naver.com



R7.4.28 広州市

광주시의회

GWANGJU CITY COUNCIL



시의원 **노 영 준**

**010-3975-5634**

#경안동 #쌍령동 #광남1동 #광남2동
#도시환경위원회 #ENT

**韓国広州市都市間交流　名刺**

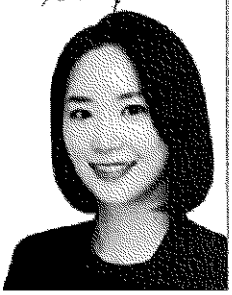
調査研究費

R7.4.28 広州市

광주시의회

**최 서 윤** 의회운영위원장
(오포1·2동,신현동,능평동)

12738 경기도 광주시 행정타운로 50
Mobile 010.8723.6032
Tel 031.760.2509
E-mail dancesy6016@naver.com

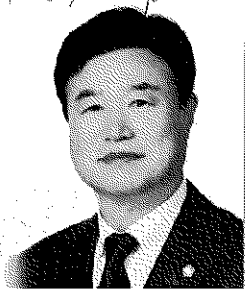


R7.4.28 広州市

광주시의회

**박 상 영** 부의장

12738 경기도 광주시 행정타운로 50
Mobile 010.3788.0347
Tel 031.760.2503
Fax 031.760.1425
E-mail paa0347@naver.com





R7.4.28 広州市

광주시의회

**이 은 채** 의원
더불어민주당 원내대표

12738 경기도 광주시 행정타운로 50
Mobile 010.7342.9870
Tel 031.760.2512
Fax 031.760.1425
E-mail eunchae0126@naver.com

京畿道陶磁博物館　館長

R7.4.28 広州市

**GYEONGGI-DO SAEMAUL UNDONG CENTER**

President LEE HO KYUNG

16488, 295 Hyowon-ro, Paldal-gu, Suwon-si,
Gyeonggi-do, R.O.Korea
Tel : 82-31-225-4941
Mobile : 82-10-5216-2759

広州王室陶磁陶磁器事業組合組合長

R7.4.28 広州市

광주왕실도예사업협동조합
Gwangju Royal Pottery Business Cooperative

조합장 **백 정 호**
組合長 白政虎

Mobile 010-4300-5641
Tel. 031-797-3773 Fax. 031-764-8826
E-mail. gwangjuroyalpottery@naver.com
경기도 광주시 곤지암읍 경충대로 727 우.12805

広州市　自治協力課

R7.4.28 広州市

The City Hope, Happy Gwangju 광주시 GWANGJU CITY

Head of Exchange and Cooperation Team

**Choi, Ji-sun**

50, Haengjeong town-ro, Gwangju-si, Gyeonggi-do, Korea, 12738

T. +82.31.760.1709　F. +82.31.760.1452
M.+82.10.9770.1342　E. jsc0109@korea.kr



도자기와 놀다
도자기 와 당다
*Touching Ceramics' Art Immersive Experience*

# 広州市

- 方世煥　広州市長
- 金忠範　副市長
- 趙鍾顥　行政自治局長
- 韓眞淑　福祉文化局長
- 白政虎　広州王室陶芸組合長

광주시
GWANGJU CITY

# 박물관의 활동

## 전시

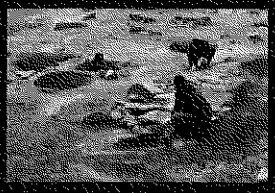


우리는 도자기를 비롯한 다양한 유물을 상설전시하고 있으며, 또한 특별전을 수시로 개최하여 한국 도자기의 역사와 전통을 관람객들이 이해하고 익숙해질 수 있도록 하고 있습니다.

## Exhibitions

We present exhibitions of its permanent collections of relics and artworks. Also, we prepare special exhibitions showing the history and tradition of Korean ceramics all the year round, through which viewers are able to understand ceramic culture and become familiar with it.

## 문화재조사연구



가동 중이거나 폐허가 된 도자기 가마 발굴조사를 통해서 수집된 자료는 전시와 교육프로그램 및 문화재 보존관리 분야 등에 활용되고 있습니다.

## Research and Investigation of Cultural Properties

We carry out archeological researches and excavations of Korean ceramics kilns. Information collected from the investigation is analyzed and used for exhibitions and educational programs at our museum as well as preservation management of ceramic relics.

## 학술활동



한국도자기 세미나 개최 및 학술지 발간, 학술발표회 및 심포지움 개최 등 학술연구활동 세미나 개최하여 한국도자기 학술연구 및 문화 발전에 이바지하고 있습니다.

## Academic Activities

We hold a symposium on the story of Korean ceramics every year. These events can make the museum function as the academic research center.

## 교육 프로그램 운영



학교교육과 가족, 어린이들의 도자문화 이해를 위해 다양한 교육프로그램을 운영하고 있습니다.

## Education Program

In order to help children, family and children learn about the culture of ceramic, we provide various kinds of education programs.

## 분원백자박물관

사적 제 314호 분원리 가마터 옆에 조성된 분원백자박물관은 분원리 가마터 발굴조사 결과물로 조선시대 사옹원 분원백자에 대한 종합적인 전시관입니다.

## Running Bunwon Royal Porcelain Museum

The museum is an information resource center on Joseon white porcelain, established on the site of last royal kilns in Bunwon in Namjoo-myeon, Gwangju-si. There provides information of Saongwon Bunwon, a kiln operation that produced white porcelain for the royal court, displaying excavated relics from Bunwon kilns.

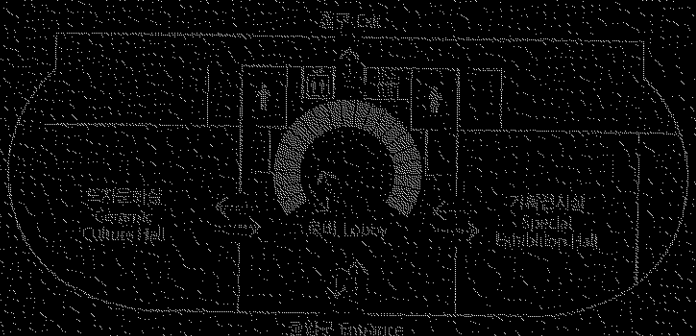
# THE BEAUTY OF KOREAN CERAMIC

GYEONGGI CERAMIC MUSEUM



조선시대 백자 항아리
Joseon Period White Jar

1F




## 도자문화실

도자문화실은 도자의 개념과 역사, 제작기법 등의 정보를 제공하여 도자유물 및 작품에 대한 이해의 폭넓은 도움을 주고자 기획되었습니다. 다양한 전시물과 영상, 모형, 체험형 등 시청각 매체를 활용하여 흥미롭게 학습 하면서 유익한 도자 관련 지식을 얻을 수 있습니다.

## Ceramic Culture Hall

The Ceramic Culture Hall is offered to help citizens better understand ceramic relics and artworks. It provides knowledge of ceramic history and production techniques.



## 기획전시실

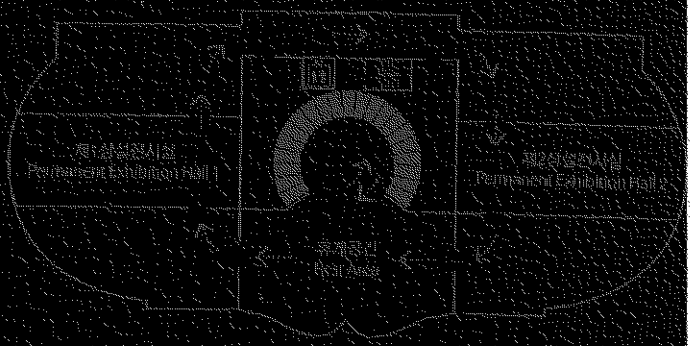
약 300m의 기획전시실에서는 국내 박물관과 기획 전을 통한 2차 세라믹 전문전시에서 볼 수 없는 새로운 볼거리와 지식을 제공합니다.

## Special Exhibition Hall

The Special Exhibition Hall is on the first floor. As an exhibition hall it presents special exhibitions in which new and interesting exhibits will be introduced under a different theme.



2F




## 상설전시실

2층에 위치한 약 500m의 상설전시실 I, II 는 고려시대부터 근현대에 이르는 도자유물 등에 대한 도자의 역사를 살펴보는 전시 공간입니다. 또한 대규모 기획전을 염두하여 다채로운 볼거리를 제시하고 있습니다.

## Permanent Exhibition Hall

There are two Permanent Exhibition Halls on the second floor, displaying the permanent collection of relics and artworks from Korean Goryeo to Modern. These halls also utilized for large scaled special exhibitions, including ones for World Ceramic Biennale in Korea.



## 제1상설전시실

고려, 조선 도자기 | 경기도자박물관은 천년도자 역사에 대한 이해를 돕는데 필요한 주요 전시품을 시대별로 고려시대 청자는 분청 조선시대 분청과 백자와 변천과정과 특징을 살펴보고 상감 청자에서 투명으로 변화, 분청과 백자의 문양변화, 백자의 종류와 시대 특징 등을 이해할 수 있도록 하였습니다.

## Gyeonggi Ceramic Museum prepares the permanent exhibit, *Wonder Korean from Goryeo and Joseon* for showing the development of Korean ceramics. This exhibition will help visitors better understand the transition process from celadon to white porcelain, and the types and significance of porcelains from Korea.

2024 경기도자박물관 무장애 기획전

# 도자기와 닿다
# 도자기 와닿다

Gyeonggi Ceramic Museum Barrier-free Special Exhibition 2024

*Touching Ceramics: An Immersive Experience*

# 비쥬얼 스토리북

## Visual Story Book

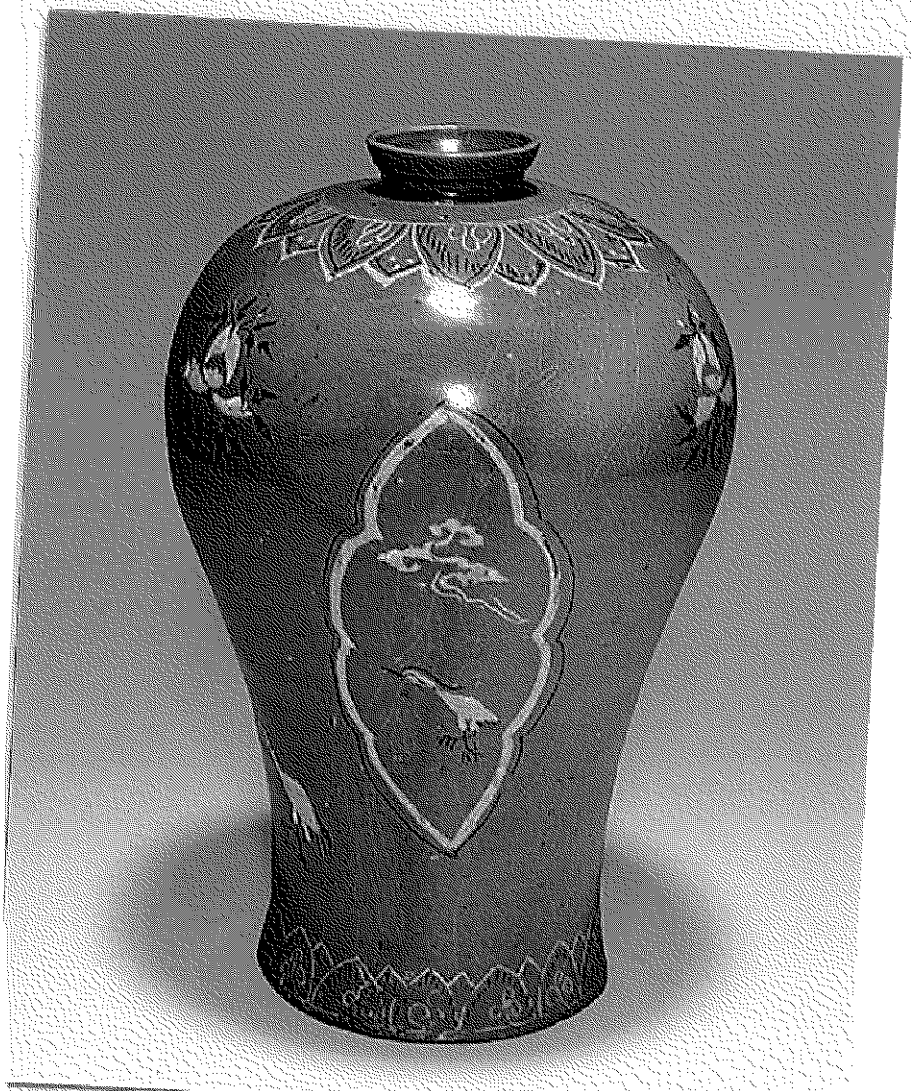
2024 **11. 26.** TUE – 2025 **05. 25.** SUN

경기도자박물관 기획전시실

**총 괄** 강명호 (경기도자박물관장)
**기 획** 김진영
**지 원** 김정종, 노영희, 심영민, 박수연, 김현숙

**대여협조** 경기도박물관
경기도자미술관

**그래픽 디자인** 디자인 나눔
**공간 조성** 마노
**인 쇄** 지아이 피앤피
**도서 및 연계교육** 피치 마켓
**쉬운 해설** 소소한 소통
**수어 영상** 손말 미디어
**촉각 체험물** 픽셀 컴퍼니
**미디어 월** 아이엠지 랩
**터치 세라믹** 앤씨더블유 × 신세빈



# Q.

## 이 유물에는 무엇을 담았을까요?

힌트는 '향기'입니다.



GCMD
경기생활도자미술관
Gyeonggi Museum of Ceramic Design

## 일상의 공간에서 만나는 도자예술

경기도 여주에 위치한 경기생활도자미술관은 도자예술을 일상과 연결하며 도자의 예술적 가치와 무한한 가능성을 선보이는 복합 문화 공간입니다. 다양한 전시와 기관 협력 행사, 도예인 창작 지원을 위한 대관 전시를 통해 관람객과 도예인이 소통하며 도자예술의 영역을 확장하고 있습니다. 미술관 안팎에서 펼쳐지는 다채로운 프로그램으로 도자예술의 아름다움을 경험해 보세요.

관람료 무료

관람시간 화요일~일요일 10:00~18:00
(입장 마감 :17:00)

휴관일 매주 월요일, 1월 1일, 명절 당일
(단, 월요일이 공휴일인 경우, 다음날 휴관)

Tel. 031-887-8250~1

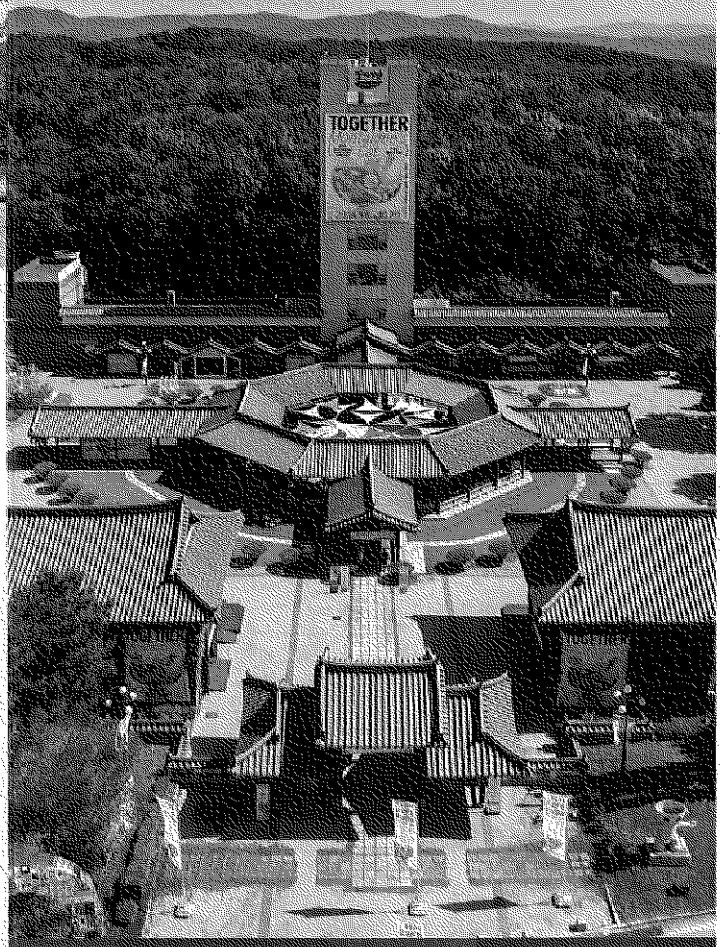
## 찾아오시는 길

버스 이용 시 — 여주 종합터미널 하차 ▸ 시내버스(981, 981-3, 981-4, 175, 987-3, 988-2, 988-3, 991, 992, 995, 130, 911-1, 911-5) ▸ '신륵사' 정류장 하차 후 도보 7분

지하철 이용 시 — 경강선 여주역 1번 출구 ▸ 시내버스(981, 175, 987-3, 988-2, 991, 992, 995, 130, 911-1, 911-5) ▸ '신륵사' 정류장 하차 후 도보 7분

자가용 — 영동고속도로 ▸ 여주IC 진출 ▸ 37번 국도(이천·여주 방향) 이용

경기도 여주시 신륵사길7(신륵사 관광단지내) 여주도자세상
Tel. 031-887-8250~1 | www.kocef.org




# 여주도자세상

도자 쇼핑부터 전시, 공예 체험까지 – 도자 문화관광의 중심!

변화의 흐름 기회의 문기

한국도자재단 KOREA CERAMIC FOUNDATION

여주세상

도자세상

# 도자 쇼핑부터 전시, 공예체험까지 -

**도자 문화관광의 중심, 여주도자세상**

여주도자세상은 국내 생활도자 유통의 중심지로, 경기생활도자미술관과 국내 최초의 공예 특화 메이커스페이스인 경기공예창작지원센터를 비롯해, 도예가들의 수작을 엄선한 쇼핑몰까지 다채로운 문화 경험을 제공합니다. 미술관의 깊이 있는 전시부터 창작의 즐거움, 휴식의 시간까지, 여주도자세상에서 도자기의 아름다움을 일상 속에서 경험하세요.

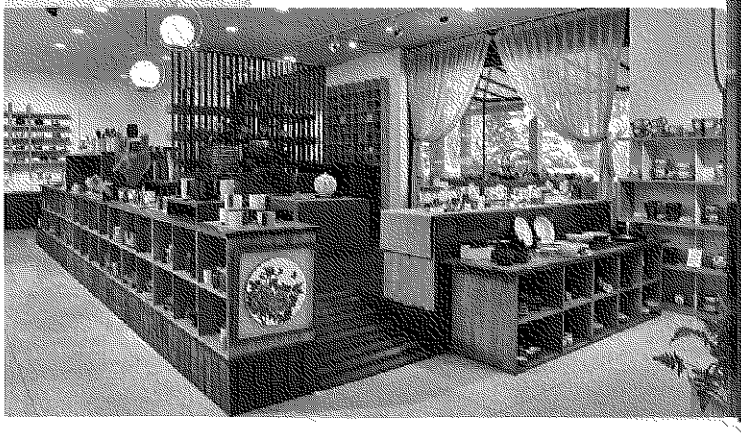
도자세상 쇼핑몰 | 경기생활도자미술관
경기공예창작지원센터 | 반달카페 | 도예랑

## 도자세상 쇼핑몰

**실용적인 생활도자부터 감각적인 예술 도자까지!**

여주도자세상에서는 리빙숍, 갤러리숍, 아트숍 이라는 각기 다른 세 가지 색깔의 공간을 통해, 130여 개 요장에서 선보이는 5,000여 점의 다채로운 도자 작품들을 만나보실 수 있습니다. 생활 속에서 도자기의 아름다움을 경험하며, 평범한 일상을 더욱 특별하게 채워보세요!

운영시간 화요일~일요일, 10:00~18:00
운영시설 갤러리숍, 아트숍, 리빙숍



공예

# 경기공예창작지원센터

경기공예창작지원센터는 4차 산업혁명 시대에 맞춰 공예 분야의 혁신과 발전을 지원하는 경기도의 공예 창작 거점 공간입니다. 도자, 유리, 금속, 목공예 등 전통 공예와 현대 디지털 공예의 융합을 촉진하며, 창작자들에게 다양한 지원 프로그램을 제공합니다. 공예를 통해 창작과 교류가 이루어지는 공간, 경기공예창작지원센터에서 새로운 공예의 가능성을 만나보세요.

## 메이커 맞춤형 프로그램 운영

공예 창작자와 일반인을 위한 맞춤형 프로그램을 운영하여 공예 문화산업의 성장과 창작 활성화를 지원합니다.

공예창업 창작 지원 | 공예기술 심화 및 지원 | 일반인 체험 교육

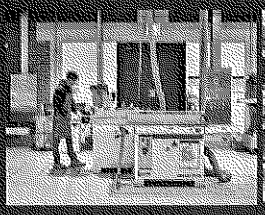


## 공예 창작 프로그램 운영

경기공예창작지원센터는 창작자들의 자유로운 창작활동을 지원하기 위해 다양한 시설과 첨단 기자재를 대관하는 공예 창작 대관 프로그램을 운영합니다. 이를 통해 공예 창작의 새로운 가능성을 모색할 기회를 제공합니다.

**시설 운영** 가마실, 디지털 교육실, 촬영실, 세미나실 등 창작과 교육을 위한 공간 제공

**기자재 운영** 공예 창작에 필요한 최신 장비 지원
- 도자공방(전기물레, 가마, 도자 3D 프린터 등)
- 유리공방(램프워킹 토치, 다이아몬드 커팅기 등)
- 목공방(슬라이딩 테이블 쏘, 자동대패 등)
- 디지털공방(3D 프린터, 레이저 조각기 등)






WWW.CSIC.KR

Form follows function

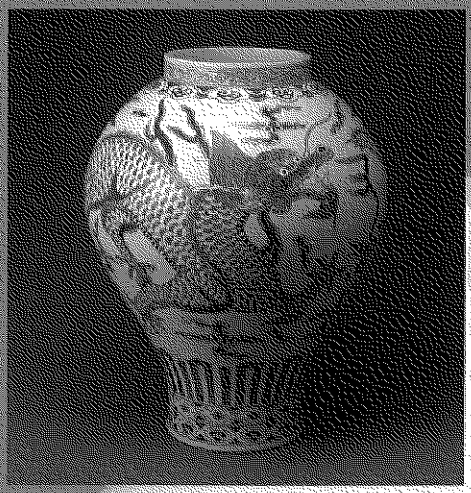
# 地平窯

GI PYUNG YO

韓基奭



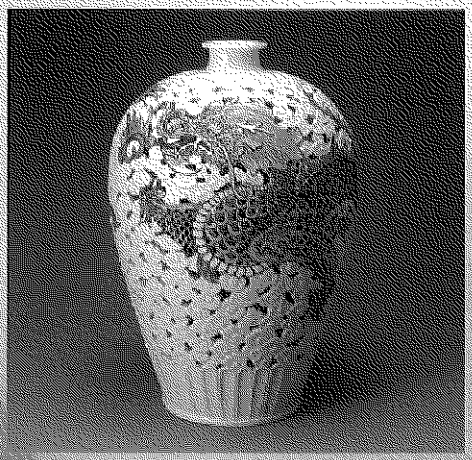
백자 달 항아리



청화백자 운룡문 호



백자청화금채패랭이문합



백자청화운룡문투각준호



# 지평도예, 한기석

Ji Pyeong , Han Gi sug

대한민국 조달문화상품 지정

1대 한영석 (조선왕실 사옹원 분원 도자장인)
2대 한치수 (조선왕실 사옹원 분원 도자장인)
3대 한태석 (조선왕실 사옹원 분원 도자장인)
4대 한광호 (한국미술품연구소 도자장인)
5대 한기석 (지평도예 대표)

백자대학교 산업대학원 도자기술학과 수료(명지대학교 대학원)
대한민국 우수 숙련기술자 지정 (도자부문) (고용노동부)
경기도 전통도자 전수교육 교육자 선정(경기도)
대한민국 조달문화상품지정(조달청)
대한민국 우수문화상품 지정(문화체육관광부)
대한민국 우수공예상품 지정(한국공예디자인문화진흥원)

## 전 시

대한민국 전통공예작가전(프랑스, 파리)
뉴욕 원 갤러리 도자전(미국, 뉴욕 원갤러리)
싱가포르 조형 도자전(싱가포르 국립문명사박물관)
독일 도르트문트대학 도자전(독일, 슈투트가르트)
한국 인도네시아 교류전(인도네시아, 자카르타)
피안미 한국대사관 초대전(미얀마, 양곤)
중국 경덕진 국제도자박람회(중국, 경덕진)
국제 아시아 도예전(중국, 경덕진)
국제 교류에이티브 엑스포(대만, 타이페이)
한국 다도구 100인전(서울 국립민속박물관)
광주왕실도자특별전(서울, 아라아트센터)
대한민국 천승도예 협회전(서울, 한벽원갤러리)
대한민국 문화상품전(서울, 국회의원회관)
경기천도 600년 기념 달 항아리전(광주, 경기도자박물관)
본사 공간 전 - 경기도세계도자비엔날레(광주, 경기도자박물관)
광주 왕실도자초대전(경기도, 성남 아트센터)
대한민국 명인 특별전(전남, 김대중 컨벤션 센터)
위안부 돕기 자선도자전(서울, 한전 아트 센터)
Made in KOREA 전(서울, 동대문디자인플라자) (광주, 국립아시아문화전당)

## 워크숍

국립문명사박물관 전통도자 워크숍 (캐나다르, 캐나다)
세계관광장관회의 전통도자 워크숍 (대한민국, 제주도)
국제박람회 전통도자워크숍(터키, 이스탄불)
국제박람회 전통도자워크숍(중국, 심양)
국제박람회 전통도자워크숍(일본, 동경)
세라믹스협업 - 에지텍스 특강수 전(한국도자재단)

## 수 상

대한민국공예품대전, 동아공예대전, 경기기능대회 등 30여회 이상 수상
제37회 대한민국 공예품 대전 국무총리 상
세계도자 비엔날레 플레이 올림픽 대상
아름다운 우리도자 공모전 특별상
대한민국 현대도예품평전 은상

## 상품판매

한국공예디자인문화진흥원 설립등록, 조달청 우수문화상품 등록, 경기광주 도화란
청와대 사랑채, 코엑스박물관 문화상품점, 신세계백화점 면세점, 문화역 서울 284

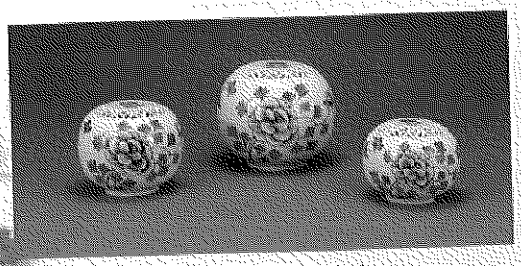
## 작품소장

한국도자재단, 국립민속박물관, 경기도 광주시청, 일본정부
중국 리커상품점, 에티오피아 영부인, 해외주재 한국문화원


경기도 광주시 도척로330번길 31 지평도예
010-4224-3386, 010-9828-3386
이메일 wivud1541@naver.com , 팩스 031-763-3386


KOREA

K-RIBBON SELECTION
문화체육관광부지정



백자청화모란문향합

## 백자청화모란문향합

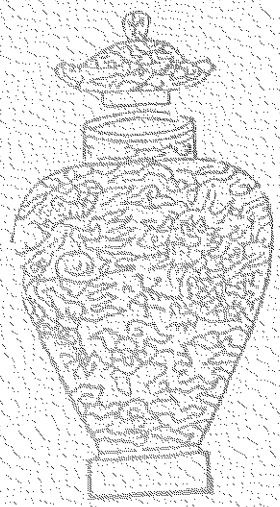
무형문화재 안동오, 한창문 장인(匠人)에게 사사를 받았으며 5대째 조선왕실백자의 명맥을 이어오고 있는 한기석 장인(匠人)의 상품이다. 향은 집안에 좋은 일이 있으면 피우고, 선비들은 관복에 혼향을 하여 입고 다녔으며, 조상에 예를 올리기 위해 사용 되었다. 각박한 시대, 향을 통해 상대방을 배려하는 옛 정신을 청화향합에 담았다.



백자청화모란문대합

# 陶磁文化室

陶磁の概念, 歴史, 技法



京畿陶磁博物館
경기도자박물관

# 1.陶磁器の定義と原料

## 陶磁器とは?

陶磁器は、可塑性のある粘土で人間の暮らしに必要な道具を作り、高温で焼いた珪素化合物だ。
原料が安価で、埋蔵量が無限である上、窯業生産体系で加工して高い付加価値を得ることができる。無味無臭で、洗浄が容易で清潔であり、人体と自然に優しいため、将来的に植物材料・金属材料・合成材料を代替できる唯一の素材とされている。

## 陶磁器の原料

**粘土** (Clay)

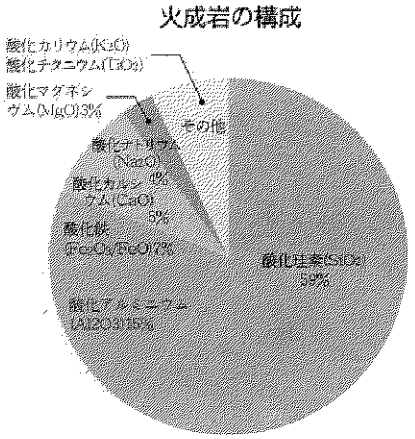
粘土は、地球表面の火成岩が地質学的に変化してできた物質だ。地表は、60%の長石・12%の石英・鉄・マグネシウム・黒雲母・チタニウムなどで構成されており、そのうち長石が風化と浸食の過程で分解され粘土を形成する。水に濡れた時に可塑性があり、高温で焼くと硬くなる。

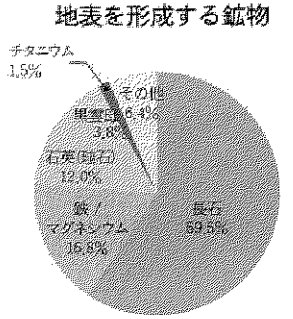
**釉薬** (Glaze)

釉薬は、陶磁器の表面に融着した珪素化合物の薄いガラス質の被膜だ。釉薬は、陶磁器の表面強度を高め、滑らかで艶が出るようにし、湿気と汚染を防ぐだけではなく、様々な色と質感で美しさを与え、工芸的な完成度を高める。長石は、地質学的な風化作用によって分解され、酸化ナトリウム(Na2O)、酸化カリウム(K2O)、酸化カルシウム(CaO)などが水によって分離し、酸化珪素(SiO2)と酸化アルミニウム(Al2O3)だけが残る。この過程には数百万年以上がかかり、こうした自然の変化を経て粘土が生成されている。








### 可塑性

粘土は微細な粒子でできており、35%の湿気を与えると、水の表面張力によって簡単に結合する。一度形を作るとそのまま維持しようとする性質があり、これを可塑性という。可塑性の本質である水の表面張力による結合と変形しやすい性質を利用して必要な形を作ることができ、乾燥した後湿気を与えると、粘土に戻り再び可塑性を持つ。

### ガラス化

ガラス化とは、粘土に高温を加えた時に現れる変化で、粘土はまるで石のように硬く緻密になり、ガラスのような材質になる。粘土は、構成成分によって様々な温度でガラス化する。不純物が多く含まれた2次粘土(仕器・盤器粘土)の場合、1000℃で緻密で堅くなり、1250℃で水飴のように溶けて流れる。しかし、純粋なカオリンは1250℃以上で緻密で硬くガラス化し、1800℃以下では溶け出さない。

### 一次粘土と二次粘土の形成過程




長石質の母岩の近くで生成されたもので、残留粘土とも呼ばれる。鉱物や有機質が含まれていない純粋な成分でできており、可塑性が低く、焼くと白色度が高い。ほとんどのカオリンは1次粘土で、地表にはあまりないため見つけにくい。

水と風によって母岩から運ばれてきた堆積粘土。不純物の鉄分を含んだ黄褐色・黄赤色の微細な粒子で、可塑性が高く、焼くと黄褐色または灰黒色を帯びる。1次粘土に比べて熟成温度が低く、地表に最も豊富に存在する。

# 目次


Ⅰ. 陶磁器とは何か?

1.陶磁器の定義と原料 …… 16
2.陶磁の分類と物理的特性 …… 18
3.伝統陶磁器の種類と機能 …… 20
4.陶磁器の社会的性格 …… 22

Ⅱ. 世界陶磁器の発展

1.先史時代 …… 26
2.古代 …… 27
4.中世 …… 28
5.近世 …… 29

Ⅲ. 美しい韓国陶磁器

1.先史時代の土器 …… 32
2.三國・統一新羅時代の土器 …… 34
3.高麗青磁 …… 36
4.粉青沙器 …… 38
5.朝鮮白磁 …… 40

Ⅳ. 朝鮮白磁の産室、広州分院

1.朝鮮官窯司饔院分院 …… 43
2.分院設置の背景 …… 44
3.分院の沙器匠(陶工)と構成 …… 45
4.分院白磁 …… 46
5.薪の調達と分院の移動 …… 48
6.1884年分院の民営化以降 …… 50
7.分院窯跡の調査研究と保存 …… 51
8.広州分院跡からの出土品 …… 52
9.白磁の紋様はどのように変化して来たか? …… 56
10.白磁の器型はどのように変化して来たか? … 58

Ⅴ. 白磁の製作過程

1.原料の採取 …… 62
2.水簸と練土 …… 64
3.成形 …… 66
4.整形と彫刻 …… 70
5.素焼き …… 72
6.施文 …… 76
7.施釉 …… 80
8.本焼き …… 82

광주시
GWANGJU CITY
50 HAENGJEONG TOWN-RO, GWANGJU-SI
GYEONGGI-DO, 12738, REPUBLIC OF KOREA
TEL. +82 31 760 1710 / FAX. +82 31 760 1452

# 감 사 서 한 문

안녕하십니까? 광주시장 방세환입니다.

이번 제28회 광주왕실도자페스티벌 행사에 귀 시의 대표단이 방문해주신 데 대해 진심으로 감사의 말씀을 드립니다. 대표단 여러분의 방문은 광주시에 큰 영광이었으며, 양 도시 간 우호 협력 증진과 문화 교류의 소중한 계기가 되었습니다.

특히 도자기 문화에 대한 깊은 관심과 애정을 보여주신 점에 대해 깊은 감명을 받았습니다. 한국도자기 명인들과의 대화와 경기도도자박물관 시찰을 통해 양 도시가 전통문화 보존이라는 공통된 가치를 확인하고 실질적인 교류와 협력의 기반을 다지는 뜻깊은 시간이 되었습니다.

이번 교토시 대표단의 방문이 두 도시의 뜻깊은 인연으로 이어져 앞으로 더욱 굳건한 협력 관계로 발전하길 바라며, 광주시는 항상 열린 마음으로 교토시와의 우호 협력에 함께하겠습니다.

다시 한번 소중한 방문에 감사드리며, 교토시 대표단 여러분의 건강과 교토시의 무궁한 발전을 기원합니다.

2025년 5월 9일

**대한민국 경기도 광주시장 방 세 환**

광주시
GWANGJU CITY
50 HAENGJEONG TOWN-RO, GWANGJU-SI
GYEONGGI-DO, 12738, REPUBLIC OF KOREA
TEL. +82 31 760 1710 / FAX. +82 31 760 1452

# お礼書簡文

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
京畿道広州市長のバン・セファンでございます。

このたび開催されました第28回広州王室陶磁祭りに、貴市の代表団の皆様にご来訪いただき、心より感謝申し上げます。
代表団の皆様のご訪問は広州市にとって大きな栄誉であり、両市間の友好協力の促進と文化交流の貴重な契機となりました。

特に、陶磁器文化に対する深い関心とご愛情をお示しいただき、大変感銘を受けました。韓国の陶磁器名人との対話や、京畿道陶磁器博物館の視察を通じて、両市が伝統文化の保存という共通の価値観を確認し、実質的な交流と協力の基盤を築く有意義な時間となりました。

今回の京都市代表団のご訪問が、両市の意義深いご縁となり、今後より一層強固な協力関係へと発展することを願っております。広州市は常に開かれた心で、京都市との友好協力に取り組んでまいります。

改めまして、このたびの貴重なご訪問に深く感謝申し上げ、京都市代表団の皆様のご健勝と、京都市のさらなるご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

2025年 5月 9日

**大韓民国　京畿道広州市長　バン・セファン**

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (2/21)

## 領　収　書

自由民主党京都市会議員団

代表幹事　寺田　一博　様

金額　￥１００，０００－

但し、　韓国広州都市間交流 通訳・ガイド費用　として

上記金額正に領収いたしました。



令和　7　年　4　月　19　日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (3/21)

韓国 広州 交通&宿泊費
(議員分)

APK1DKKRNX8TDV5412HC RS-0205-20250416-0001 2524001

## 領 収 証

近畿日本ツーリスト
2025年04月16日

下記金額正に領収いたしました。

自民党京都市会議員団

金 額 ¥421,440-

但 し 韓国出張費用
2025年4月14日 合計：¥421,440

200円

[redacted]

近畿日本ツーリスト株式会社
京 都 支 [redacted]
支店長 山本 俊治
〒604-8186 京都府京都市中京区御池通
３５８ ア・ベニュ御池ビル西館８Ｆ
ＴＥＬ 075-221-7401
承認者 [redacted] 発行者 [redacted]

<お客様用>

インボイス（適格請求書）の発行が必要な場合は、当社取扱い箇所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070414 | 04312 | 40 お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0273 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥421,440

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お預入れ・ご返却後残高
＊＊＊

16 53 ¥440 おつり

[redacted]

キンキニツポンツーリスト(カ様

ジミントウキインダン シマモト キヨウジ
様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (4/21)

〒604-8571
京都市中京区寺町御池上る京都市役所内
自民党京都市会議員団

[redacted] 様

4/14支払済
(国金)

近畿日本ツーリスト

謹啓　皆様には益々ご隆盛とお慶び申し上げます。
また、日頃よりお引立てを賜り御礼申し上げます。
以下ご査収ください。　謹白

No. SS-0205-20250409-0035-2524001

| お支払いのご案内 | | |
|---|---|---|
| | お支払期限 | 2025年04月21日 |
| | 取扱金融機関 | [redacted] |
| | 支店名 | |
| | 口座番号 | |
| | 口座名 | 近畿日本ツーリスト株式会社 |

弊社は、原則現金の取り扱いはいたしておりません。
銀行振り込みにてお支払いください。
尚、振込手数料につきましてはお客様負担にてお願い申し上げます。
ご不明点がございましたら、取扱箇所までお気軽にお知らせください。

近畿日本ツーリスト株式会社
京 都 支 店
〒604-8186　京都府京都市中京区梅屋町
３５８　ｱｰﾊﾞﾈｯｸｽ御池ﾋﾞﾙ酉館８Ｆ
ＴＥＬ：　075-221-7401
事業者登録番号：　T2010001187437
承認者：
担当者：[redacted]

## 請 求 書

自民党京都市会議員団　御中

No. SS-0205-20250409-0035-2524001
発行日：2025年04月09日

[redacted]

近畿日本ツーリスト株式会社
京 都 支 店
支店長　山本　俊治

| ご請求金額 | ¥421,440- |
|---|---|

旅行期間　2025年04月27日～2025年04月29日
参加人員　4名
行　　先　韓国

| 項目（摘要） | 単価 | 数量 | 小計 | 税区分 |
|---|---|---|---|---|
| 寺田一博様 | ¥68,110 | 1 | ¥68,110 | 対象外 |
| 西村　義直様 | ¥95,610 | 1 | ¥95,610 | 対象外 |
| 椋田　隆知様 | ¥146,610 | 1 | ¥146,610 | 対象外 |
| 森田　守様 | ¥71,110 | 1 | ¥71,110 | 対象外 |
| 取扱料金 | ¥10,000 | 4 | ¥40,000 | 10% |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | 取扱額 |
|---|---|
| 10%対象 | ¥40,000 |
| 軽減税率8%対象 | |
| 8%対象 | |
| ※税込対象 | |
| 課税対象外 | ¥381,440 |
| 非課税 | |
| お取扱総額 | ¥421,440 |
| ご入金額 | |
| ご請求金額 | ¥421,440 |

[ご案内]
※税込対象は免税事業者等との課税取引となっております。

〈お客様用〉


AHOM1LV85NP8MNB5X9F8

2026年4月17日

# 内 訳 書

寺田一博　　様

ご旅費を下記の通りご案内申し上げます。

近畿日本ツーリスト
近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358
アーバネックス御池ビル西館8F
TEL 075-221-7401
支店長　永友　誠一郎
担当者

1.旅行期間　4/27(月)　～　4/29(水)

2.行先　韓国

3.参加人員　大人 1名様　　小人

合計金額　¥78,110-

| 摘　要 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 航空運賃 | 1 | 32,000 | 32,000 | |
| 国内空港使用料 | 1 | 3,100 | 3,100 | |
| 海外空港使用料 | 1 | 2,470 | 2,470 | |
| 燃油＆航空保険料 | 1 | 7,440 | 7,440 | |
| 国際観光旅客税 | 1 | 1,000 | 1,000 | |
| 発券手数料 | 1 | 1,100 | 1,100 | |
| 旅行取扱料金 | 1 | 10,000 | 10,000 | |
| ホテル代金 | 1 | 21,000 | 21,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 費用総合計 | | 78,110 | |

＊備考：■消費税込価格です。

2026年4月17日

# 内 訳 書

森田　守　　様

ご旅費を下記の通りご案内申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358
アーバネックス御池ビル西館8F
TEL 075-221-7401
支店長　永友　誠一郎
担当者 [redacted]

1.旅行期間　4/27(月)　～　4/29(水)

2.行先　韓国

3.参加人員　大人 1名様　　小人

合計金額　¥81,110-

| 摘　要 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 航空運賃 | 1 | 35,000 | 35,000 | |
| 国内空港使用料 | 1 | 3,100 | 3,100 | |
| 海外空港使用料 | 1 | 2,470 | 2,470 | |
| 燃油＆航空保険料 | 1 | 7,440 | 7,440 | |
| 国際観光旅客税 | 1 | 1,000 | 1,000 | |
| 発券手数料 | 1 | 1,100 | 1,100 | |
| 旅行取扱料金 | 1 | 10,000 | 10,000 | |
| ホテル代金 | 1 | 21,000 | 21,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 費用総合計 | | 81,110 | |

＊備考：■消費税込価格です。

2026年4月17日

# 内 訳 書

西村　義直　　様

ご旅費を下記の通りご案内申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358
アーバネックス御池ビル西館8F
TEL 075-221-7401
支店長　永友　誠一郎
担当者 [redacted]

1.旅行期間　4/27(月)　～　4/29(水)

2.行先　韓国

3.参加人員　大人 1名様　　小人

合計金額　¥105,610-

| 摘　　要 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 航空運賃 | 1 | 59,500 | 59,500 | |
| 国内空港使用料 | 1 | 3,100 | 3,100 | |
| 海外空港使用料 | 1 | 2,470 | 2,470 | |
| 燃油＆航空保険料 | 1 | 7,440 | 7,440 | |
| 国際観光旅客税 | 1 | 1,000 | 1,000 | |
| 発券手数料 | 1 | 1,100 | 1,100 | |
| 旅行取扱料金 | 1 | 10,000 | 10,000 | |
| ホテル代金 | 1 | 21,000 | 21,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 費用総合計 | | 105,610 | |

＊備考：■消費税込価格です。

2026年4月17日

# 内 訳 書

椋田　隆知　　様

ご旅費を下記の通りご案内申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358
アーバネックス御池ビル西館8F
TEL 075-221-7401
支店長　永友　誠一郎
担当者 [redacted]

1.旅行期間　4/27(月)　～　4/29(水)

2.行先　韓国

3.参加人員　大人 1名様　　小人

合計金額　¥156,610-

| 摘　　要 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 航空運賃 | 1 | 110,500 | 110,500 | |
| 国内空港使用料 | 1 | 3,100 | 3,100 | |
| 海外空港使用料 | 1 | 2,470 | 2,470 | |
| 燃油＆航空保険料 | 1 | 7,440 | 7,440 | |
| 国際観光旅客税 | 1 | 1,000 | 1,000 | |
| 発券手数料 | 1 | 1,100 | 1,100 | |
| 旅行取扱料金 | 1 | 10,000 | 10,000 | |
| ホテル代金 | 1 | 21,000 | 21,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 費用総合計 | | 156,610 | |

＊備考：■消費税込価格です。

Outlook

---

**Fw: 内訳書**

---

**差出人** [redacted]
**日付**　2026-07-14 (火) 15:48
**宛先**　自由民主党　京都市会議員団 [redacted]

添付ファイル 5 個 (460 KB)
自民党韓国　LEE様.pdf; 自民党韓国　寺田様.pdf; 自民党韓国　森田様.pdf; 自民党韓国　西村様.pdf; 自民党韓国　椋田様.pdf;

---

**差出人:** [redacted]
**送信日時:** 2026年7月14日 14:42
**宛先:** jimin3@nifty.com <jimin3@nifty.com>
**件名:** 内訳書

[redacted]さん
遅くなりました。下記ご確認ください

国内空港使用料　３，１００
海外空港使用料　２，４７０
燃油＆航空保険　７，４４０
国際観光旅客税　１，０００
発券手数料　　１，１００

合計　　１５，１１０円

お届けいたします。

近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店
[redacted]
604-8186
京都市中京区烏丸御池南東
アーバンネックス御池ビル西館８階
**Tel** 075-221-7401
FAX075-223-5192
**Email** [redacted]

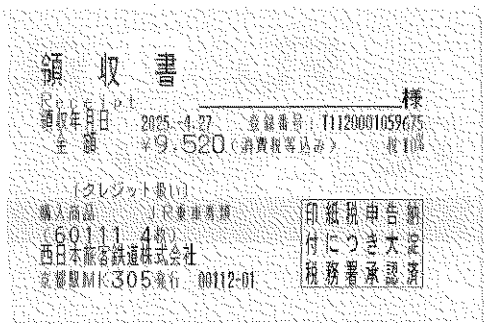
要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (5/21)

韓国 広州　交通費 特急ほか

寺田先生 往復



領収書

Receipt

様

領収年月日　2025.4.27　登録番号：T1120001059675

金額　¥9,520（消費税等込み）　対1件

（クレジット売り）

購入商品　（JR東海専用）

（60111　4枚）

西日本旅客鉄道株式会社

支援型MK305発行　00112-01

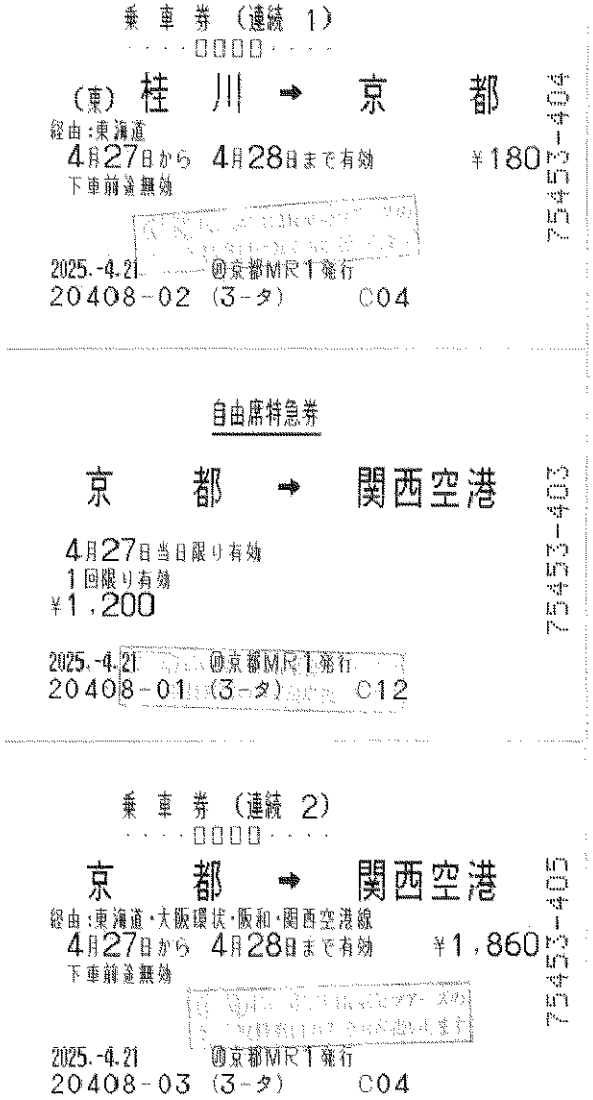
印紙税申告納付につき大定

税務署承認済

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (6/21)



乗車券（連続 1）
(東) 桂川 → 京都
経由：東海道
4月27日から 4月28日まで有効 ￥180
下車前途無効
2025.-4.21 @京都MR１発行
20408-02 (3-タ) C04
7554534-404

自由席特急券
京都 → 関西空港
4月27日当日限り有効
1回限り有効
￥1,200
2025.-4.21 @京都MR１発行
20408-01 (3-タ) C12
7554534-403

乗車券（連続 2）
京都 → 関西空港
経由：東海道・大阪環状・阪和・関西空港線
4月27日から 4月28日まで有効 ￥1,860
下車前途無効
2025.-4.21 @京都MR１発行
20408-03 (3-タ) C04
7554534-405

韓国 広州 西村先生分
交通費 特急にのるか

(注)

領収書No 15
控No 1

領 収 書

様

金額 ￥5,240円
（内消費税等 10%）

但し、乗車券類代金[illegible]として

2025年[illegible]
株式会社ジェイアール東海アソシエ
登録番号：T6010001046449

ご利用いただきましてありがとうございます

自動発券機
領収書発行
取扱営業所

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (7/21)

韓国 広州　交通費 特急はるか

e5489領収書　様田先生 (有生)

DYA8898F2504242135092　表示日：2025年4月25日

| | |
|---|---|
| 宛名 | 様田 雄知　様 |
| 利用金額計 | ¥2,900-（消費税等込み）税10% |
| お支払方法 | クレジットカード扱い（カード番号 下4桁[redacted] |
| 但し | JR乗車券類 |
| 予約番号 | 47644 |
| 購入日 | 2025年4月24日 |
| 備考 | |

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

| 乗車日 | ご利用人数 | | ご利用区間 |
|---|---|---|---|
| 2025年4月27日 | おとな１人 | 特急券 | 列車：特急はるか９号<br>区間：京都 - 関西空港 |

西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

https://e5489.j-cb.jp/cbv/pc/CBWebKensin0.do?initialize=0&DYA8898F2504242135092&screenId=CBP31570&contextid=2025/04/25 11:13

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (8/21)

韓国 広州　交通費 特急はるか

森田先生分

(往)

領　収　書

Receipt

様

領収年月日　2025 -4-22　登録番号　T1120001059675

金　額　¥3,990（消費税等込み）　税10%

（クレジット扱い）

購入商品　JR乗車券類

（30080　2枚）

西日本旅客鉄道株式会社

関西空港線ＭＫ１発行　500882-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

(復)

領　収　書

Receipt

様

領収年月日　2025 -4-29　登録番号　T1120001059675

金　額　¥4,760（消費税等込み）　税10%

（クレジット扱い）

購入商品　JR乗車券類

（20030　1枚）

西日本旅客鉄道株式会社

関西空港線ＭＫ１発行　300131-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (9/21)

2025/05/15 12:26 「京都駅」から「関西空港」乗り換え案内 - 駅探

ekitan

グリーン指定

2025年04月27日(日) 07:49出発

## 京都→関西空港

**07:49発→09:04着** 乗換0回 所要時間1時間15分 **4,760円**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **07:49** 出発 | 7番線発 | **京都** | きっぷ 1,860円 |
| 3駅 (1時間15分) | | **はるか9号 関西空港行き** | グリーン：2,900円 |
| **09:04** 到着 | | **関西空港** | |

©2025 駅探

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (10/21)



ekitan

普通 指定

2025年04月27日(日) 07:49出発

## 京都→関西空港

**07:49発→09:04着** 乗換0回 所要時間1時間15分 **3,990円**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 07:49 出発 | 7番線発 | 京都 | きっぷ 1,860円 |
| 3駅 (1時間15分) | | はるか9号 関西空港行き | 指定席：2,130円 |
| 09:04 到着 | | 関西空港 | |

©2025 駅探

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (11/21)

## 業務委託契約書

委託者 自由民主党京都市会議員団 代表幹事 寺田一博（以下「甲」という）と受託者 [redacted]（以下「乙」という）は、通訳・ガイド業務（以下「委託業務」という。詳細は第２条に定める）の委託にあたり、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第１条（総則）**

１．甲は、本契約に定めるところに従い、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
２．本契約に定める業務委託は、請負契約とする。

**第２条（委託業務）**

委託業務について、次のとおりとする。

（１）委託期間
令和７年４月27日から令和７年４月28日までとする。

（２）委託業務内容
甲は、乙に対し、甲が令和７年４月27日から令和７年４月28日に行う調査研究活動において、以下の業務を委託し、乙はこれを受託した。
①広州市長表敬訪問における意見交換及び質疑応答の通訳業務
②広州市市議会表敬訪問における意見交換及び質疑応答の通訳業務
③広州王室陶磁器フェスティバル会場視察における通訳業務
④その他、広州市と京都市との都市間交流に必要な通訳業務

**第３条（委託料の支払い）**

１．委託業務に関する委託料は、金100,000円とする。
２．甲は、乙からの請求に基づき、令和７年４月18日に委託料を直接支払うものとする。
３．委託料には、委託業務にかかる報酬に加え、諸費用（航空料金32,000円、燃油7,200円、航空保険240円、保安税320円、関空使用料2,780円、観光税3,470円、宿泊費21,000円、旅行会社企画手続料金10,000円、旅行会社への振込手数料440円）を含むものとする。

**第４条（関係法令の遵守等）**

1. 乙は、委託業務の遂行にあたって自らに適用のある関連する諸法令・諸規則を遵守し、これに従わなければならないものとする。
２．仮に乙による委託業務の遂行にあたって諸法令・諸規則に違反したことが判明した場合には、乙は直ちに甲へその旨および内容を報告し、対応を甲と協議するものとする。

**第５条（秘密保持）**

1. 甲及び乙は、委託業務に関して知りえた情報を善良なる管理者としての注意義務をもって管理するものとし、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、営業秘密を第三者に漏洩し又は開示してはならず、また、委託業務以外の用途に使用してはならないものとする。

以上、本契約の証として、正本２通を作成し、甲乙記名のうえ、各１通を保有する。

令和７年４月18日

（甲） 寺田一博

（乙） [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (12/21)

## eチケット控え / eTicket Receipt

発行日 PRINT DATE : 27MAR25

| | | | |
|---|---|---|---|
| お名前 NAME | MUKUDA/TAKATOMO MR | 航空券番号 TICKET NUMBER | [redacted] |
| 発券航空会社 TICKETING AIRLINE | ASIANA AIRLINES | 発券事業所 TICKETING PLACE | 16327124 |
| 予約番号 REFERENCE | [redacted] | 発券日 TICKETING DATE | 27MAR25 |

### 旅程/ITINERARY

| 日時 DATE/TIME | 都市/空港 CITY/AIRPORT | 便名/予約クラス FLIGHT/CLASS | 座席 SEAT | 予約 STATUS | 備考 REMARKS |
|---|---|---|---|---|---|
| 27APR(SUN) 11:10 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ1135 / J ASIANA AIRLINES | 02H | OK | FB:JJK BGG:2PC |
| 27APR(SUN) 13:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | | | | |
| 29APR(TUE) 19:20 | SEOUL INCHEON INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ116 / Z ASIANA AIRLINES | 02H | OK | FB:ZXAJK3 BGG:2PC |
| 29APR(TUE) 21:05 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | | | | |

FB: 運賃種別(FARE BASIS) / BGG: 無料手荷物許容量(FREE BAGGAGE ALLOWANCE) / NVB/NVA: 有効期限(NOT VALID BEFORE/NOT VALID AFTER)

### 運賃/航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

| | |
|---|---|
| 支払方法 FORM OF PAYMENT | CASH |
| 空港税等 TAX/FEE/CHARGE | IT<br>JPY 7200YQ JPY 240YQ JPY 320OI JPY 2780SW JPY 1000TK<br>JPY 24608P |
| 合計 TOTAL FARE | IT |
| 運賃計算情報 FARE CALCULATION | OSA OZ SEL479.44OZ OSA241.35NUC720.79END ROE153.303007 |
| 制限事項等 ENDORSEMENTS | MILE UG J/C/D/Y/B/M ONLY/ NONENDS |

フライトの二酸化炭素平均排出量の算出値 141.82 KG/A
ソース: ICAO CARBON EMISSIONS CALCULATOR
http://www.icao.int/environmental-protection/CarbonOffset/Pages/default.aspx
エアゾール、花火、引火性液体のような特定危険物の機内へのお持ち込は禁止されています。詳しい情報については利用の航空会社へお問い合わせください。
データ保護に関するお知らせ 個人情報は、対象航空会社、およびその予約システムプロバイダー（GDS）を通じて行われた場合、当該GDSのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、http://www.iatatravelcenter.com/privacy、または当該航空会社（GDSから直接入手できます。当該文書は、予約に対して適用され、例えば、個人情報がいかにして収集、保存、使用、開示、移転されるかが明記されておりますので、必ずお読みください（相次運送に適用されます）。
NOTICE
航空会社の提供する旅客運送やその他のサービスは運送約款に記載されている解約が適用されます。 運送約款は各航空会社より入手頂けます。この旅程/eチケットレシートは、航空会社が乗客に第3者の要件を満たす別の文書を提供した場合を除き、ワルソー条約の第3条が適用される航空券となります。出発国以外の国の最終到達地または着陸地を含む旅程の場合は、モントリオール条約またはその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下単に「ワルソー条約」といいます。）と呼ばれる国際条約が当該国の国内区間を含む全旅程に対して適用されることがあります。 このような旅客については、適用ラフに定められている特別な運送契約を含む適用条約等により規律され、航空会社の責任が制限されることがあります。 ワルソー条約が適用されることがあり、その適応が基準となり、ほとんどの場合にお客様の死亡もしくは身体及び荷物の損傷についての運航会社の責任は制限されます。
CARRIAGE AND OTHER SERVICES PROVIDED BY THE CARRIER ARE SUBJECT TO CONDITIONS OF CARRIAGE, WHICH ARE HEREBY INCORPORATED BY REFERENCE. THESE CONDITIONS MAY BE OBTAINED FROM THE ISSUING CARRIER. THE ITINERARY/RECEIPT CONSTITUTES THE PASSENGER TICKET FOR THE PURPOSES OF ARTICLE 3 OF THE WARSAW CONVENTION, EXCEPT WHERE THE CARRIER DELIVERS TO THE PASSENGER ANOTHER DOCUMENT COMPLYING WITH THE REQUIREMENTS OF ARTICLE 3. PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER. THESE CONVENTIONS GOVERN AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF AIR CARRIERS FOR DEATH OR BODILY INJURY OR LOSS OF OR DAMAGE TO BAGGAGE, AND FOR DELAY.




要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (13/21)

## CONDITIONS OF CONTRACT AND OTHER IMPORTANT NOTICES

PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER.

## NOTICE of Liability Limitations

The Montreal Convention or the Warsaw Convention system may be applicable to your journey and these Conventions govern and may limit the liability of air carriers for death or bodily injury, for loss of or damage to baggage, and for delay. Where the Montreal Convention applies, the limits of liability are as follows:

1. There are no financial limits in respect of death or bodily injury.
2. In respect of destruction, loss of, or damage or delay to baggage, 1,288 Special Drawing Rights (approximately EUR 1,500, US $1,700) per passenger in most cases.
3. For damage occasioned by delay to your journey, 5,346 Special Drawing Rights (approximately EUR 6,000, US $7,200) per passenger in most cases.

EC Regulation No. 889/2002 requires European Community carriers to apply the provisions of the Montreal Convention limits to all carriage by them of passengers and their baggage by air. Many non-European Community carriers have elected to do so in respect of the carriage of passengers and their baggage.

Where the Warsaw Convention system applies, the following limits of liability may apply:

1. 16,600 Special Drawing Rights (approximately EUR 20,000, US $20,000) in respect of death or bodily injury, if the Hague Protocol to the Convention applies, or 8,300 Special Drawing Rights (approximately EUR 10,000, US $10,000) if only the Warsaw Convention applies. Many carriers have voluntarily waived these limits in their entirety, and US regulations require that, for journeys to, from or with an agreed stopping place in the U.S., the limit may not be less than US $75,000.
2. 17 Special Drawing Rights (approximately EUR 20, US $20) per kg for loss of or damage or delay to checked baggage, and 332 Special Drawing Rights (approximately EUR 400, US $400) for unchecked baggage.
3. The carrier may also be liable for damage occasioned by delay.

Further information may be obtained from the carrier as to the limits applicable to your journey. If your journey involves carriage by different carriers, you should contact each carrier for information on the applicable limits of liability.

Regardless of which Convention applies to your journey, you may benefit from a higher limit of liability for loss of, damage or delay to baggage by making at check-in a special declaration of the value of your baggage and paying any supplementary fee that may apply. Alternatively, if the value of your baggage exceeds the applicable limit of liability, you should fully insure it before you travel.

Time limit for action: Any action in court to claim damages must be brought within two years from the date of arrival of the aircraft, or from the date on which the aircraft ought to have arrived.

Baggage claims: Written notice to the carrier must be made within 7 days of the receipt of checked baggage in the case of damage, and, in the case of delay, within 21 days from the date on which it was placed at the disposal of the passenger.

## Notice of Contract Terms Incorporated by Reference

1. Your contract of carriage with the carrier (the carrier) you with carriage by air, whether international, domestic or a domestic portion of an international journey, is subject to the rules and notices of the carrier, and to the carrier's individual terms and conditions ("Conditions") related rules, regulations and practices ("Regulations") and any applicable tariffs.
2. If your carriage is by more than one carrier, different Conditions, Regulations and any applicable tariffs may apply for each carrier.
3. The Conditions, Regulations and any applicable tariffs of each carrier are, by this notice, incorporated by reference into and made part of your contract of carriage.
4. The Conditions may include, but are not restricted to:
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the bodily injury or death of passengers.
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the loss of, damage to or delay of goods and baggage, including fragile or perishable goods.
   - Rules for declaring a higher value for baggage and for paying any supplementary fee that may apply.
   - Application of the carrier's Conditions and limits of liability to the acts of the carrier's agents, servants and representatives, including any person performing services on behalf of the carrier.
   - Claims restrictions, including time limits by which passengers must file claims or bring actions against the carrier.
   - Rules about reconfirmations, or refer to above, Check-in times, the use, duration and validity of air transportation documents and the carrier's right to refuse carriage.
   - Rights of the carrier and limits on the carrier's liability for delay or failure to perform a service, including schedule changes, substitution of alternative carriers or aircraft and re-routing and, where required by applicable law, the obligation of the carrier to notify passengers of the identity of the operating carrier or substituted aircraft.
   - Rights of the carrier to refuse carriage to passengers who fail to comply with applicable laws or who fail to present all necessary travel documents.
5. You can obtain more information about your contract of carriage, and find out how to request a copy, at places where transportation on the carrier is sold. Many carriers also provide information on their websites. When required by applicable law, you have the right to inspect the full text of your contract of carriage at the carrier's airport and sales offices, and upon request, to receive a copy by mail or other delivery service from each carrier free of charge.
6. If a carrier sells air transportation services or checks baggage specifying carriage on another carrier, it does so only as agent for the other carrier.

**YOU CANNOT TRAVEL IF YOU DO NOT HAVE ALL REQUIRED TRAVEL DOCUMENTS, SUCH AS PASSPORT AND VISA.**

**GOVERNMENTS MAY REQUIRE YOUR CARRIER TO PROVIDE INFORMATION ON OR PERMIT ACCESS TO PASSENGER DATA.**

**DENIED BOARDING.** Flights may be overbooked, and there is a slight chance that a seat will not be available on a flight even if you have a confirmed reservation. In most circumstances, if you are denied boarding involuntarily, you are entitled to compensation. When required by applicable law, the carrier must solicit volunteers before anyone is denied boarding involuntarily. Check with your carrier for the complete rules on payment of denied boarding compensation (DBC) and for information on the carrier's boarding priorities.

**BAGGAGE.** Excess valuation may be declared on certain types of articles. Carriers may apply special rules for fragile, valuable, or perishable articles. Check with your carrier.

**Checked Baggage.** Carriers may permit a free checked baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class, route, and/or fare/ticket type. It is recommended that checked baggage be kept to a minimum. Check with your carrier. If more than one carrier is providing the transportation for your journey, each carrier may apply different rules on baggage (both checked and cabin).

**SPECIAL BAGGAGE LIABILITY LIMITATIONS FOR US TRAVEL.** For domestic travel wholly between US points, federal rules require any limit on a carrier's baggage liability to be at least US$3,500.00 per passenger, or the amount currently mandated by 14 CFR 254.5.

**CHECK-IN TIMES.** The time shown on the itinerary/receipt is the departure time of the aircraft. Flight departure time is not the same as the time you must check in or the time you must be available for boarding. Your carrier may refuse you carriage if you are late. Check-in times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers can be accepted for travel; boarding times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers must present themselves for boarding.

**DANGEROUS GOODS (HAZARDOUS MATERIALS).** For safety reasons, dangerous goods must not be packed in checked or cabin (unchecked) baggage except as specifically permitted.
Dangerous goods include but are not limited to compressed gases, corrosives, explosives, flammable liquids and solids, radioactive materials, oxidizing materials, poisons, infectious substances, and matches with installed alarm devices. For security reasons, other restrictions may apply. Check with your carrier.

**DANGEROUS GOODS**
Do not pack or carry unaware the items pictured below without checking with your carrier.
DO NOT ENDANGER YOUR SAFETY OR THAT OF YOUR FELLOW PASSENGERS.
CONTACT YOUR CARRIER FOR MORE INFORMATION.
Translations and other useful travel information are available on the IATA website:
https://www.iatatravelcentre.com/tickets.htm

## 運送条件とその他の重要な注意

旅客が出発国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行う場合は、モントリオール条約又はその前身であるワルソー条約（その改正を含む。）が下記に「当該条約」という。）が適用されます。当該条約が当該国の国内区間全体を対象にあてはまることがあります。このような旅客については、適用ルールに定められている特別な運送契約を含む運用条約により制限され、運送人の責任が制限されることがあります。

## 責任制限に関するご注意

旅客の運送にモントリオール条約またはワルソー条約が適用され、死亡又は身体の損傷、手荷物の滅失又は毀損、及び延着の場合における運送人の責任が制限されることがあります。

モントリオール条約が適用される場合の責任制度は以下のとおりです。
1. 死亡又は身体の損傷に対する責任限度額はありません。
2. 手荷物の破壊、滅失、毀損又は延着の場合については、通常、旅客一人あたり1,288特別引出権（約1,500ユーロ又は約1,700米国ドル）が限度とされています。
3. 旅客の延着に起因する賠償については、通常、旅客一人あたり5,346特別引出権（約6,000ユーロ又は約7,300米国ドル）が限度とされています。

ECの運送人はEC規則（No.889/2002）により、全ての旅客及び手荷物の航空運送にモントリオール条約上の責任制限規定を適用することが義務付けられています。多くの非EC運送人も、旅客及び手荷物の運送について、モントリオール条約を適用しています。

ワルソー条約が適用される場合の責任制度は以下のとおりです。
1. ヘーグ議定書が適用される場合又は条約の改正について16,600特別引出権（約20,000ユーロ又は約20,000米国ドル）、ヘーグ議定書が適用されない場合は8,300特別引出権（約10,000ユーロ又は約10,000米国ドル）が限度とされています。多くの運送人は自発的にこれらの責任限度を放棄しています。また米国の規制により米国内の出発地、到着地又は予定寄航地とする旅行の場合の責任限度額は75,000米国ドルを下回らないことが義務付けられています。
2. 受託手荷物の滅失、毀損又は延着の場合については、1キログラムあたり17特別引出権（約20ユーロ又は約20米国ドル）が限度とされています。携帯手荷物については332特別引出権（約400ユーロ又は約400米国ドル）が限度とされています。
3. 延着に起因する賠償について運送人が責任を負う場合があります。

**旅客の運送に適用となる責任制限に関する詳細については各運送人にご確認ください。旅客が複数の運送人により運送される場合に適用となる責任限度についてはそれぞれの運送人にご確認ください。**

**旅客の運送にかかなる条約が適用されるかにかかわらず、搭乗手続き時に手荷物の価額を申告し必要とされる追加料金を支払うことにより手荷物の滅失、毀損又は延着による賠償について、より高額な責任限度額の適用を受けられる場合があります。あるいは手荷物の価額が適用責任限度額を超えている場合は旅行開始前に十分な保険をかけてください。**

**出訴期限：**損害賠償請求に関する訴えは、航空機が到達した日又は航空機が到達すべきであった日から2年以内に提起しなければなりません。

**手荷物に関する請求：**受託手荷物の破損の場合は当該手荷物受取の日から7日以内に運送人に対し書面により異議を述べなければなりません。延着の場合は受託手荷物の処分が可能となった日から21日以内に異議を述べなければなりません。

## 運送条件に関するご注意

1. 航空運送を提供する運送人との運送契約には、国際運送（国内運送、又は国際運送に含まれる国内区間）であるかを問わず、本通知に、運送人が発行する運送約款又は旅、各運送人の運送約款、関連する規則、規則・規定（以下総称して「運則」といいます。）及び運賃タリフが適用されます。
2. 複数の運送人により運送が行われる場合、各運送人について異なる運送約款、規則等及び適用タリフを適用されることがあります。
3. 本通知により、各運送人の運送約款、規則等及び適用タリフは運送契約に組み込まれ、その一部となります。
4. 運送約款には下記を含む場合があります。ただし、これに限られるものではありません。
   - 旅客の身体の傷害又は死亡の場合における運送人の責任に関する条件と限度
   - 破損しやすいもの、腐敗しやすいものを含む物品及び手荷物の滅失、毀損又は延着の場合における運送人の責任に関する条件と限度
   - 破損しやすい手荷物の申告及び適用される追加料金の支払いに関する要件
   - 運送人の代理人、被用者又は代表者（運送人に従属又は委託を提供する者を含むがこれに限らない）及び代行の運送
   - 運送人に対する請求の申立期限又は出訴期限を含む損害賠償請求に関する制限
   - 予約確認（はずれ）搭乗手続き時刻、航空運送サービスの利用、期間及び有効性並びに運送人の運送拒否権に関する規定
   - スケジュール変更、代替運送人又は代替航空機による代替運送若しくは経路変更の権利を含む旅客又は運送人債務を履行に関する運送人の義務及び責任制限、及び適用法令により必要とされる場合における旅行運送人又は代替航空機について旅客にも通知する義務
   - 適用法令を遵守させ又は必要な安全若しくは保安上の理由から運送を拒否する運送人の権利
5. 航空券が販売されている場所において、運送契約に関するより詳しい情報及び写しの入手方法を知ることができます。また、多くの運送人はウェブサイトに情報を掲載しています。適用法令に定めがある場合、運送人の空港又は航空旅客販売において運送約款全文を閲覧し、また希望すれば郵便又は他の送付手段で各運送人から郵便料金入手することができます。
6. 運送人が、他の運送人による運送であることを明示しつつ、航空運送サービスの販売又は手荷物の受託を行う場合には、当該他の運送人の代理人としてのみこれを行うものとします。

**パスポートやビザなどの必要書類を所持していない場合はご旅行いただけません。**

**政府機関は運送人に対し、旅客情報の提供又は旅客情報へのアクセスの許可を求める場合があります。**

**ご搭乗いただけない場合：**オーバーブッキング等により、有効な予約をお持ちのお客様にも座席を提供できない場合がございます。ほとんどの場合にはご搭乗いただけなかったお客様は補償を受けることができます。適用法令に定めがある場合、運送人は、お客様の意思に反してご搭乗を拒められて以降、自主的に搭乗を辞退される方を募る公示がなされるまでは、搭乗いただけない場合の補償（DBC）に関するお説明や搭乗の優先順位に係る情報については、運送人にお問い合わせください。

**手荷物：**一定の種類の物品については、重量制限額を超える価額を申告することができます。運送人は、破損しやすいもの、腐敗しやすいものなどの特定の種類の物品に対して特別な規定を適用する場合があります。運送人にお問い合わせください。

**受託手荷物：**運送人は、クラス及びノ又は経路によって異なる無料手荷物許容量を定めることがあります。運送人は、許容量を超える受託手荷物については追加料金を適用する場合があります。運送人にお問い合わせください。

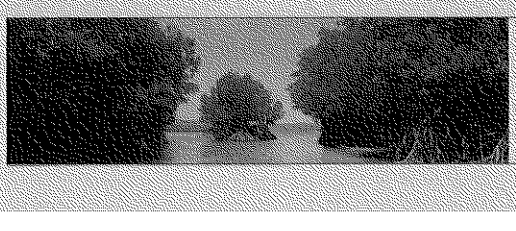
**機内持込手荷物：**運送人は、クラス、路線及び又は航空機の種類によって異なる無料で機内へ持ち込める手荷物許容量を定めることがあります。機内持込手荷物は最小限にすることを推奨しています。運送人にお問い合わせください。また、運送人により運送される旅客が全区間の一部又は一部のみ運送人により運送される場合、又は全区間が異なる運送人により運送される旅客が全区間の一部又は一部のみ運送人により運送される場合、それぞれの運送人によって異なる手荷物（受託、機内持込みの両方）の許容量が適用されることがあります。

**米国国内区間における手荷物の特別な責任限度：**米国国内区間のみの運送においては、米国運輸規則により、運送人の手荷物に対する責任限度は「旅客1人当り最低3,500米国ドル、又は現在14 C.F.R. 254.5にて指定されている額」となります。

**搭乗手続き締め切り時刻：**お客様ご自身に記載されている時刻は航空機の出発時刻です。出発時刻は搭乗手続き締め切り時刻又は航空機へ搭乗開始時刻とは異なります。各到着地の締め切り時刻をご確認ください。また、運送人により運送される旅客が全区間の一部又は一部のみ運送人により運送される場合、又は全区間が異なる運送人により運送される旅客が全区間の一部又は一部のみ運送人により運送される場合、それぞれの運送人によって異なる手続時（受託、機内持込みの両方）の許容量が適用されることがあります。

**危険な物品（安全上の理由により、危険な物品は、特別に認められる場合を除き、手荷物としてのお預かりもお持ち込みもできません。高圧ガス、爆発物、発火物、可燃性物品、酸化性物質、感染性物質、放射性物質、磁気を帯びた物質のスーツブリーフケースなどが危険な物品に含まれますが、これに限られるものではありません。保安上の理由により、他の制限も課されることがありますので、運送人にお問い合わせ下さい。

**危険物**
以下に描かれた物品は、運送人への確認なしにお預けもお持ち込みもできません。
お客様ご自身又は他のお客様の安全性を脅なうことは避けてください。
詳細は運送人にお問い合わせ下さい。
翻訳版著しくは有益な旅行情報がIATAウェブサイト
https://www.iatatravelcentre.com/tickets.htmで取得可能です。

マングローブの森づくり。
それは、豊かな地球を未来に届けること。
東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (14/21)

回答

出力日：2025年 03月 25日

## 【手 配 書】

■ N/B □ REVISE □ FINAL
〔 DAY ■ CHANGE □ ADD 〕

近畿日本ツーリスト（株）京都支店 御中

[redacted]様

(株)HANA TOURITC
東京支店

TEL : 075-221-7461 FAX : 075-223-5192

東京都新宿区住吉町6－10小松ビル401
電 話 : 03-5361-6035 FAX : 03-5361-6037
E-MAIL :
担当者名 : [redacted]

| | |
|---|---|
| TOUR NO | [redacted] |
| 団体名 | TERADA様ご一行 様 |
| 及び料金 | 地上費: × 5 = ¥<br>S/SUP: × = ¥<br>その他① × = ¥<br>その他② × = ¥<br>その他③ × = ¥<br>その他④ × = ¥<br>その他⑤ × = ¥<br>その他⑥ × = ¥<br>その他⑦ × = ¥<br>その他⑧ × = ¥ |
| | 総入員： 5 + 0 = 5 名 |
| 航空便 | |
| 支払い | ★ INVOICE ☆ 現地払い |
| 料金合計 | ¥ |

| 日 字 | 食 事 | メニュー | 内 容 | ホテル ■指定 |
|---|---|---|---|---|
| 第 1 日<br>04月28日<br>(月) | ☆ 朝 | | | ロッテシティホテル |
| | ☆ 昼 | | | 5DBL OK |
| | ☆ 夕 | | | |
| 第 2 日<br>04月29日<br>(火) | ☆ 朝 | | ホテル オンリー | TOUR OUT |
| | ☆ 昼 | | | |
| | ☆ 夕 | | | |
| 第 3 日 | ☆ 朝 | | | |
| | ☆ 昼 | | | |
| | ☆ 夕 | | | |
| 第 4 日 | ☆ 朝 | | | |
| | ☆ 昼 | | | |
| | ☆ 夕 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 交通便 | ☆ 大型 台 | ☆ 中型 台 | ☆ COMBI 台 | ☆ BONGO 台 | ☆ TAXI 台 |
| | ☆ その他 : | | | | |
| | ☆ 国内航空便 | | ☆ K T X | | |
| 特別手配 | | | NAME LIST | TERADA KAZUHIRO MR<br>MORITA MAMORU MR<br>[redacted]<br>MEKUDA TAKAMOTO MR<br>NISHIMURA YOSHINAO MR | |
| その他 | ☆ 空港税 ☆ 入場料 ☆ その他 : | | | ☆ガイド : | |
| 備考 | ロッテシティホテル金浦 5ダブル 1泊 OK<br>予約番号[redacted] | | | | |

◎(株)HANA TOURITC ソウル特別市
ソウル: 02-398-6679 釜山: 051- 済州: 064-

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (15/21)

## eチケット控え / eTicket Receipt

発行日 PRINT DATE : 27MAR25

| | | | |
|---|---|---|---|
| お名前 NAME | TERADA/KAZUHIRO MR | 航空券番号 TICKET NUMBER | [redacted] |
| 発券航空会社 TICKETING AIRLINE | ASIANA AIRLINES | 発券事業所 TICKETING PLACE | 16327124 |
| 予約番号 REFERENCE | [redacted] | 発券日 TICKETING DATE | 21MAR25 |

### 旅程/ITINERARY

| 日時 DATE/TIME | 都市/空港 CITY/AIRPORT | 便名/予約クラス FLIGHT/CLASS | 座席 SEAT | 予約 STATUS | 備考 REMARKS |
|---|---|---|---|---|---|
| 27APR(SUN) 11:10 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ1135 / E ASIANA AIRLINES | 20D | OK | FB:EKJK NVB/NVA:-/27JUL BGG:1PC |
| 27APR(SUN) 13:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | | | | |
| 29APR(TUE) 08:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | OZ1145 / W ASIANA AIRLINES | 20D | OK | FB:WKXAJK1 NVB/NVA:-/27JUL BGG:1PC |
| 29APR(TUE) 09:50 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | | | | |

FB: 運賃種別(FARE BASIS) / BGG: 無料手荷物許容量(FREE BAGGAGE ALLOWANCE) / NVB/NVA: 有効期限(NOT VALID BEFORE/NOT VALID AFTER)

### 運賃/航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

| | |
|---|---|
| 支払方法 FORM OF PAYMENT | CASH |
| 空港税等 TAX/FEE/CHARGE | IT<br>JPY 7200YQ JPY 240YQ JPY 320OI JPY 2780SW JPY 1000TK<br>JPY 2470BP |
| 合計 TOTAL FARE | IT |
| 運賃計算情報 FARE CALCULATION | OSA OZ SEL 146.76OZ OSA61.96NUC208.72END ROE153.303007 |
| 制限事項等 ENDORSEMENTS | MILE UG J/C/D/Y/B/M ONLY/ NONENDS |

フライトのご搭乗客平均排出量の算出値 259.23 KG/人
ソース) ICAO CARBON EMISSIONS CALCULATOR
http://www.icao.int/environmental-protection/CarbonOffset/Pages/default.aspx
エアライン、空港、可搬性資材のような特定処理物の輸内への持ち込制限されています。詳しい情報については利用の航空会社へお問い合せください。
データ保護に関するお知らせ 個人情報は、対象航空会社、およびIATAシステムプロバイダー（SDS）を通じて行われた場合、当該SDSのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、http://www.iatatravelcenter.com/privacy、または各航空会社、SDSから直接入手できます。当該文書は、予約に対して適用され、例えば、個人情報が入かにして収集、保存、使用、開示、移転されるかが明記されておりますので、必ずお読みください（相次運送に適用されます）。
NOTICE
航空会社の提供する搭乗券またその他のサービスは運送約款に記載されている規約が適用されます。 運送約款は各航空会社より入手願います。 この旅程/eチケットレシートは、航空会社が乗客に差し替の要件を満たす別の文書を提供した場合を除き、ワルソー条約の第5条の適用される航空券となります。 出発国以外の国の最終到達地または経由地を含む旅程の場合は、モントリオール条約またはその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下単に「ワルソー条約」といいます。）と呼ばれる国際条約が当該国の国内区間を含む全旅程に対して適用されることがあります。 このような旅客については、適用ラリフに定められている特別な運送契約を含む適用条約等により規律され、航空会社の責任が制限されることがあります。 ワルソー条約が適用されることがあり、その規定が基準となり、ほとんどの場合にも特別の定めにもしくは登録及び荷物の損傷についての運輸会社の責任は制限されます。
CARRIAGE AND OTHER SERVICES PROVIDED BY THE CARRIER ARE SUBJECT TO CONDITIONS OF CARRIAGE, WHICH ARE HEREBY INCORPORATED BY REFERENCE. THESE CONDITIONS MAY BE OBTAINED FROM THE ISSUING CARRIER. THE ITINERARY/RECEIPT CONSTITUTES THE PASSENGER TICKET FOR THE PURPOSES OF ARTICLE 3 OF THE WARSAW CONVENTION, EXCEPT WHERE THE CARRIER DELIVERS TO THE PASSENGER ANOTHER DOCUMENT COMPLYING WITH THE REQUIREMENTS OF ARTICLE 3. PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER. THESE CONVENTIONS GOVERN AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF AIR CARRIERS FOR DEATH OR BODILY INJURY OR LOSS OF OR DAMAGE TO BAGGAGE, AND FOR DELAY.




要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (16/21)

## CONDITIONS OF CONTRACT AND OTHER IMPORTANT NOTICES

PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING THE AGREEMENTS CONCLUDED BY THE EUROPEAN UNION, MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF, WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER.

## NOTICE of Liability Limitations

The Montreal Convention or the Warsaw Convention system may be applicable to your journey and these Conventions govern and may limit the liability of air carriers for death or bodily injury, for loss of or damage to baggage, and for delay. Where the Montreal Convention applies, the limits of liability are as follows:

1. There are no financial limits in respect of death or bodily injury.
2. In respect of destruction, loss of, or damage or delay to baggage, 1,288 Special Drawing Rights (approximately EUR 1,600; US $1,700) per passenger in most cases.
3. For damage occasioned by delay to your journey, 5,346 Special Drawing Rights (approximately EUR 6,600; US $7,300) per passenger in most cases.

EC Regulation No. 889/2002 requires European Community carriers to apply the provisions of the Montreal Convention limits to all carriage by them of passengers and their baggage by air. Many non-European Community carriers have elected to do so in respect of the carriage of passengers and their baggage.

Where the Warsaw Convention system applies, the following limits of liability may apply:

1. 16,600 Special Drawing Rights (approximately EUR 20,600; US $20,800) in respect of death or bodily injury of the passenger. Where the Convention applies, a $ 500 special drawing rights (approximately EUR 10,000; US $10,000) limit only the Warsaw Convention applies. Many carriers have voluntarily waived these limits in their entirety, and US regulations require that, for journeys to, from or with an agreed stopping place in the US, the limit may not be less than US $75,000.
2. 17 Special Drawing Rights (approximately EUR 20; US $20) per kg for loss of or damage or delay to checked baggage, and 332 Special Drawing Rights (approximately EUR 400; US $400) for unchecked baggage.
3. The carrier may also be liable for damage occasioned by delay.

**Further information may be obtained from the carrier as to the limits applicable to your journey. If your journey involves carriage by different carriers, you should contact each carrier for information on the applicable limits of liability.**

**Regardless of which Convention applies to your journey, you may benefit from a higher limit of liability for loss of, damage or delay to baggage by making at check-in a special declaration of the value of your baggage and paying any supplementary fee that may apply. Alternatively, if the value of your baggage exceeds the applicable limit of liability, you should fully insure it before you travel.**

Time limit for action: Any action in court to claim damages must be brought within two years from the date of arrival of the aircraft, or from the date on which the aircraft ought to have arrived.

Baggage claims: Written notice to the carrier must be made within 7 days of the receipt of checked baggage in the case of damage, and, in the case of delay, within 21 days from the date on which it was placed at the disposal of the passenger.

## Notice of Contract Terms Incorporated by Reference

1. Your contract of carriage with the carrier that provides you with carriage by air, whether internal use, domestic or a domestic portion of an international journey is subject to this notice, to any notices or receipts of the carrier, and to the carrier's individual terms and conditions (Conditions), related rules, regulations and policies (Regulations) and any applicable tariffs.
2. If your carriage is by more than one carrier, different Conditions, Regulations and any applicable tariffs may apply for each carrier.
3. The Conditions, Regulations and any applicable tariffs of each carrier are, by this notice, incorporated by reference into and made part of your contract of carriage.
4. The Conditions may include, but are not restricted to:
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the bodily injury or death of passengers.
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the loss of, damage to or delay of goods and baggage, including fragile or perishable goods.
   - Rules for declaring a higher value for baggage and for paying any supplementary fee that may apply.
   - Application of the carrier's Conditions and limits of liability to the acts of the carrier's agents, servants and representatives, including any person providing other equipment or services to the carrier.
   - Claims restrictions, including time limits by which passengers must file claims or bring actions against the carrier.
   - Rules about reconfirmation or reservations, check-in times, the use, duration and validity of air travel portions or coupons and the carrier's rules in case of overbooking.
   - Rights of the carrier and limits on the carrier's liability for delay or failure to perform a service, including schedule changes, substitution of alternative carriers or aircraft and re-routing and, where required by applicable law, the obligation of the carrier to notify passengers of the identity of the operating carrier or substituted aircraft.
   - Rights of the carrier to refuse carriage to passengers who fail to comply with applicable laws or who fail to present all necessary travel documents.
5. You can obtain more information about your contract of carriage, and find out how to request a copy, at places where transportation on the carrier is sold. Many carriers also have this information on their websites. When required by applicable law, you have the right to inspect the full text of your contract of carriage at the carrier's airport and sales offices, and upon request, to receive a copy by mail or other delivery service from each carrier free of charge.
6. If a carrier calls at an intermediate point not in a country of departure or destination, it does so only as agent for the other carrier.

**YOU CANNOT TRAVEL IF YOU DO NOT HAVE ALL REQUIRED TRAVEL DOCUMENTS, SUCH AS PASSPORT AND VISA.**

**GOVERNMENTS MAY REQUIRE YOUR CARRIER TO PROVIDE INFORMATION ON OR PERMIT ACCESS TO PASSENGER DATA.**

**DENIED BOARDING:** Flights may be oversubscribed, and there is a slight chance that a seat will not be available on a flight even if you have a confirmed reservation. In most circumstances, if you are denied boarding involuntarily, you are entitled to compensation. When required by applicable law, the carrier must solicit volunteers before anyone is denied boarding involuntarily. Check with your carrier for the complete rules on payment of denied boarding compensation (DBC) and for information on the carrier's boarding priorities.

**BAGGAGE:** Excess valuation may be declared on certain types of articles. Carriers may apply special rules for fragile, valuable, or perishable articles. Check with your carrier.

**Checked Baggage:** Carriers may permit a free checked baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class, and/or route, and/or aircraft type. Carriers may apply charges for checked baggage in excess of their permitted allowance. Check with your carrier.

**Cabin (Unchecked) Baggage:** Carriers may permit a free cabin baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class, route, and/or aircraft type. It is recommended that cabin baggage be kept to a minimum. Check with your carrier. If more than one carrier is providing the transportation for your journey, each carrier may apply different rules on baggage (both checked and cabin).

**SPECIAL BAGGAGE LIABILITY LIMITATIONS FOR US TRAVEL:** For domestic travel within the US points, federal rules require any limit on a carrier's baggage liability to be at least US $3,300.00 per passenger or the amount currently mandated by 14 CFR 254.5.

**CHECK-IN TIMES:** The time shown on the itinerary receipt is the departure time of the aircraft. Flight departure time is not the same as the time you must check-in or the time you must be available for boarding. Your carrier may refuse you carriage if you are late. Check-in times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers can be accepted for travel; boarding times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers must present themselves for boarding.

**DANGEROUS GOODS (HAZARDOUS MATERIALS):** For safety reasons, dangerous goods must not be packed in checked or cabin (unchecked) baggage except as specifically permitted.

Dangerous goods include but are not limited to: compressed gases, corrosives, explosives, flammable liquids and solids, radioactive materials, oxidising materials, poisons, infectious substances, and brief cases with installed alarm devices. For security reasons, other restrictions may apply. Check with your carrier.

**DANGEROUS GOODS**
Do not pack or carry onboard the items pictured below without checking with your carrier.
DO NOT ENDANGER YOUR SAFETY OR THAT OF YOUR FELLOW PASSENGERS.
CONTACT YOUR CARRIER FOR MORE INFORMATION.
Translations and other useful travel information are available on the IATA website:
https://www.iatatravelcentre.com/ticket.htm

## 契約条件とその他の重要なご注意

旅客が出発国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行う場合は、モントリオール条約又はその前身であるワルソー条約その改正を含む一連の国際的な条約が適用されます。これらは出発地から最終到達地までの全行程に対して適用されることがありますこのような旅客については、適用ルールに定められている特別な運送責任制限を含む運送契約条件について情報を得、運送人の責任が制限されることがあります。

## 責任制限に関するご注意

旅客の運送にモントリオール条約またはワルソー条約が適用され、死亡又は身体の傷害、手荷物の滅失又は毀損、及び延着の場合における運送人の責任が制限されることがあります。

**モントリオール条約が適用される場合の責任制限額は以下のとおりです。**

1. 死亡又は身体の傷害に対する責任限度額はありません。
2. 手荷物の破壊、滅失、毀損又は延着の場合については、通常、旅客一人あたり1,288特別引出権（SDR）又は約1,700米国ドルが限度とされています。
3. 旅客の延着に起因する損害については、通常、旅客一人あたり5,346 特別引出権（約6,600ユーロ又は約7,300米国ドル）が限度とされています。

ECの運送人は規則（EC）No.889/2002により、全ての旅客及び手荷物の航空運送にモントリオール条約上の責任制限規定を適用することが義務付けられています。多くの非EC運送人も、旅客及び手荷物の運送について、モントリオール条約を適用しています。

**ワルソー条約が適用される場合の責任限度額は以下のとおりです。**

1. 旅客の死亡又は身体の傷害に対する16,600特別引出権（約20,600ユーロ又は約20,800米国ドル）（条約が適用される場合は、その旨の記載をしなければならない場合は、500特別引出権（約10,000ユーロ又は約10,000米国ドル）が限度とされています。多くの運送人は自発的にこれらの責任限度を撤廃しています。また米国の規則により米国内の始点を出発地、到達地又は予定着陸地とする旅行の場合の責任限度額は75,000米国ドルを下回らないことが義務付けられています。
2. 受託手荷物の滅失、毀損又は延着の場合については1キログラムあたり17特別引出権（約20ユーロ又は約20米国ドル）が限度とされています。預入不荷物については332特別引出権（約400ユーロ又は約400米国ドル）が限度とされています。
3. 運送人は延着に起因する損害についても運送人が責任を負う場合があります。

**旅客の運送に適用となる責任制限に関する詳細については各運送人にご確認ください。旅客が複数の運送人により運送される場合に適用となる責任限度についてはそれぞれの運送人にご確認ください。**

**旅客の運送にいかなる条約が適用されるかにかかわらず、搭乗手続き時に手荷物の価額を申告し必要とされる追加料金を支払うことにより手荷物の滅失、毀損又は延着による損害について、より高額な責任限度額の適用を受けられる場合があります。あるいは手荷物の価額が適用責任限度額を超えている場合は旅行開始前に十分な保険をかけてください。**

**出訴期限：**損害賠償訴訟に関する訴えは、航空機が到達した日又は航空機が到達すべきであった日から2年以内に提起しなければなりません。

**手荷物に関する請求：**受託手荷物破損の場合は損害発覚後7日以内に運送人へ、遅延による損害を被った場合は発生後21日以内に旅客の自由な処分が可能となった日から21日以内に異議を申し立てなければなりません。

## 契約条件に関するご注意

1. 航空運送を提供する運送人との運送契約には、国際運送（国内運送又は国際運送に含まれる国内区間であるかを問わず、本通知、運送人が発行する運送状又は控え、各運送人の運送約款、関連する規則、規定、政策（以下総称して「規則等」といいます。）及び適用タリフが適用されます。
2. 複数の運送人により運送が行われる場合、各運送人について異なる運送約款、規則等及び適用タリフが適用されることがあります。
3. 本通知により、各運送人の運送約款、規則等及び適用タリフは運送契約に組み込まれ、その一部となります。
4. 運送約款には下記を含む場合があります。ただし、これらに限られてはいません。
   - 旅客の身体の傷害又は死亡の場合における運送人の責任に関する条件と限度。
   - 破損しやすい、もの、価値しやすいものを含む物品及び手荷物の運送、損傷又は延着の場合における運送人の責任に関する条件と限度。
   - 手荷物申告額の引き上げ及び適用される追加料金の支払いに関する規定。
   - 運送人の代理人、使用者又は代表者（運送人に設備又は役務を提供する者を含む）の行為に対する運送約款及び責任制限の適用。
   - 運送人に対する請求の申立期限又は出訴期限を含む権利喪失請求に関する制限。
   - 予約確認又は予約、搭乗手続き時刻、航空運送チケットの利用、期間及び有効性並びに運送人の運送拒否権に関する規定。
   - スケジュールの変更、代替運送人又は代替航空機による代替運送を含む運送変更の場合及び法律上要求される場合における運送人の義務、運航する実際の運送人又は代替航空機について旅客に告知する運送人の義務。
   - 運賃及び関連する運送人の義務及び責任限度、及び適用法令により必要とされる場合における責任義務を含む運送人の権利。
   - 適切な身分証明書類を提示しない旅客の搭乗を拒否する運送人の権利。
5. 航空券の販売されている場所において、運送契約に関する詳しい情報及び写しのリクエスト方法を知ることができます。また、多くの運送人はウェブサイトに情報を掲載しています。適用法令に定めがある場合、旅客人の空港又は販売店舗において運送契約全文を閲覧し、また希望すれば郵便又は宅配サービス等を通じ運送人から無料で入手する権利があります。
6. 運送人が、出発国又は仕向国ではない国で着陸する場合、航空運送サービスの販売又は手荷物の受託を行う場合は、当該他の運送人の代理人としてのみこれを行うものとします。

**パスポートやビザなどの必要書類を所持していない場合はご搭行いただけません。**

**政府機関は運送人に対し、旅客情報の提供又は旅客情報へのアクセスの許可を求める場合があります。**

**ご搭乗いただけない場合：**オーバーブッキング等により、特に確認された予約をお持ちのお客様にも座席を提供できない場合がございます。ほとんどの場合には、ご搭乗いただけなかったお客様は補償を受けることができます。適用法令に定めがある場合、運送人はお客様の意思に反してご搭乗を取りやめて頂く前に、自主的にご搭乗を希望される方を募らなければなりません。ご搭乗いただけない場合の補償（DBC）に関する全規則や搭乗の優先順位に係る詳細については、運送人の制限にお問い合わせください。

**手荷物：**一定の種類の物品については、責任限度額を超える価額を申告することができます。運送人は、破損しやすいもの、価値なもの又は腐敗しやすいものに対して特別な制限を適用する場合があります。運送人にお問い合わせください。

**受託手荷物：**運送人は、クラス及び/又は経路によって異なる無料手荷物許容量を定めることがあります。運送人は、許容量を超える受託手荷物について超過料金を適用することがあります。運送人にお問い合わせください。

**機内持込手荷物：**運送人は、クラス、路線及び/又は航空機の種類によって異なる無料で機内へ持ち込める手荷物許容量を定めることがあります。機内持込手荷物は最小限にすることを推奨しています。運送人にお問い合わせください。2つ以上の運送人により運行する旅客の場合、それぞれの運送人によって異なる手荷物（受託、機内持込みの両方）の規定が適用されることがあります。

**米国国内区間における手荷物の特別な責任制限：**米国国内区間のみの運送においては、連邦連邦規則により、運送人が旅客に対する責任限度は、旅客1人当り最低3,300米国ドル、又は現在14 CFR 254.5.にて指定されている額とされています。

**搭乗手続き締め切り時刻：**お客様がご記載されている搭乗証明書の出発時刻です。出発時刻は搭乗手続き締め切り時刻や搭乗開始時刻とは異なります。各時刻に遅れた場合ご搭乗をお断りすることがございます。運送人により通知される搭乗手続き締め切り時刻とは、手続きを受け付けることができる最終時刻です。また、運送人により通知される搭乗時刻とは、搭乗口にお越し頂く必要のある最終時刻です。

**危険な物品・安全上の理由により、**所持を禁じられる場合を除き、手荷物としてのお預かりもお持ち込みもできません。高圧ガス、爆発物、爆発物、可燃性液体、固体、放射性物質、酸化性物質、毒物物質、感染性物質、腐食性物質、リチウムバッテリーなどが危険な物品に含まれますが、これらに限られるものではありません。保安上の理由により、他の制限も課されることがありますので、運送人にお問い合わせ下さい。

**危険物**
以下に掲げた物品は、運送人への確認なしにお預けもお持込みもできません。
お客様ご自身又は他のお客様の安全性を損なうことは避けてください。
詳細は運送人にお問い合わせ下さい。
**最新版 正しくは有効な旅行情報がIATAウェブサイト**
https://www.iatatravelcentre.com/ticket.htm**で取得可能です。**



マングローブの森づくり。
それは、豊かな地球を未来に届けること。
東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (17/21)

## eチケット控え / eTicket Receipt

発行日 PRINT DATE：27MAR25

| | | | |
|---|---|---|---|
| お名前 NAME | MORITA/MAMORU MR | 航空券番号 TICKET NUMBER | [redacted] |
| 発券航空会社 TICKETING AIRLINE | ASIANA AIRLINES | 発券事業所 TICKETING PLACE | 16327124 |
| 予約番号 REFERENCE | [redacted] | 発券日 TICKETING DATE | 21MAR25 |

### 旅程/ITINERARY

| 日時 DATE/TIME | 都市/空港 CITY/AIRPORT | 便名/予約クラス FLIGHT/CLASS | 座席 SEAT | 予約 STATUS | 備考 REMARKS |
|---|---|---|---|---|---|
| 27APR(SUN) 11:10 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ1135 / H ASIANA AIRLINES | 19H | OK | FB:HKJK NVB/NVA:-/27JUL |
| 27APR(SUN) 13:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | | | | BGG:1PC |
| 29APR(TUE) 08:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | OZ1145 / W ASIANA AIRLINES | 23C | OK | FB:WKXAJK1 NVB/NVA:-/27JUL |
| 29APR(TUE) 09:50 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | | | | BGG:1PC |

FB: 運賃種別(FARE BASIS) / BGG: 無料手荷物許容量(FREE BAGGAGE ALLOWANCE) / NVB/NVA: 有効期限(NOT VALID BEFORE/NOT VALID AFTER)

### 運賃/航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

| | |
|---|---|
| 支払方法 FORM OF PAYMENT | CASH |
| 空港税等 TAX/FEE/CHARGE | IT<br>JPY 7200YQ JPY 240YQ JPY 320OI JPY 2780SW JPY 1000TK<br>JPY 2470BP |
| 合計 TOTAL FARE | IT |
| 運賃計算情報 FARE CALCULATION | OSA OZ SEL166.33OZ O5A61.96NUC228.29END ROE153.303007 |
| 制限事項等 ENDORSEMENTS | MILE UG J/C/D/Y/B/M ONLY/ NONENDS |

フライトの二酸化炭素平均排出量の算出値 129.61 KG/人
ソース: ICAO CARBON EMISSIONS CALCULATOR
http://www.icao.int/environmental-protection/CarbonOffset/Pages/default.aspx
エアソール、花火、可燃性液体のような特定危険物の機内へのお持込は禁止されています。詳しい情報については利用の航空会社へお問い合せください。
データ保護に関するお知らせ 個人情報は、対象航空会社、および予約/システムプロバイダー（GDS）を通じて行われた場合、当該GDSのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは http://www.iatatravelcenter.com/privacy、または各航空会社、GDSから直接入手できます。当該文書は、予約に対して適用され、例えば、個人情報が いかにして収集、保存、使用、開示、移転されるかが明記されておりますので、必ずお読みください（相次運送に適用されます）。
NOTICE
航空会社の提供する旅客運送やその他のサービスは運送約款に記載されている規約が適用されます。 運送約款は各航空会社より入手願います。ご旅程/eチケットレシートは、航空会社が乗客に第1版の要件を満たす別の文書を提供した場合を除き、ワルシャワ条約の第1条が適用される航空券となります。出発国以外の国の最終到着地または寄航地を含む旅程の場合は、モントリオール条約またはその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下単に「ワルソー条約」といいます）と呼ばれる国際条約の当該国の国内区間を含む全旅程に対して適用されることがあります。このような条件については、適用ラリフに定められている特別な運送契約を含む適用条約等により制限され、航空会社の責任が制限されることがあります。ワルシャワ条約が適用されることがあり、その規定が基準となり、ほとんどの場合にお客様の死亡もしくは身体及び荷物の損傷についての損賠会社の責任は制限されます。
CARRIAGE AND OTHER SERVICES PROVIDED BY THE CARRIER ARE SUBJECT TO CONDITIONS OF CARRIAGE, WHICH ARE HEREBY INCORPORATED BY REFERENCE. THESE CONDITIONS MAY BE OBTAINED FROM THE ISSUING CARRIER. THE ITINERARY/RECEIPT CONSTITUTES THE PASSENGER TICKET FOR THE PURPOSES OF ARTICLE 3 OF THE WARSAW CONVENTION, EXCEPT WHERE THE CARRIER DELIVERS TO THE PASSENGER ANOTHER DOCUMENT COMPLYING WITH THE REQUIREMENTS OF ARTICLE 3. PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE ARPC CABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER. THESE CONVENTIONS GOVERN AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF AIR CARRIERS FOR DEATH OR BODILY INJURY OR LOSS OF OR DAMAGE TO BAGGAGE, AND FOR DELAY.



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (18/21)

## CONDITIONS OF CONTRACT AND OTHER IMPORTANT NOTICES

PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER.

## NOTICE of Liability Limitations

The Montreal Convention or the Warsaw Convention system may be applicable to your journey, and these Conventions govern and may limit the liability of air carriers for death or bodily injury, for loss of or damage to baggage, and for delay. Where the Montreal Convention applies, the limits of liability are as follows:

1. There are no financial limits in respect of deaths or bodily injury.
2. In respect of destruction, loss of, or damage or delay to baggage, 1,288 Special Drawing Rights (approximately EUR 1,600; US $1,900) per passenger in most cases.
3. For damage occasioned by delay to your journey, 5,346 Special Drawing Rights (approximately EUR 6,600; US $7,900) per passenger in most cases.

EC Regulation No. 889/2002 requires European Community carriers to apply the provisions of the Montreal Convention limits to all carriage by them of passengers and their baggage by air. Many non-European Community carriers have elected to do so in respect of the carriage of passengers and their baggage.

Where the Warsaw Convention system applies, the following limits of liability may apply:

1. 16,600 Special Drawing Rights (approximately EUR 20,000; US $20,000) in respect of death or bodily injury, if the Hague Protocol to the Convention applies, or $ 9,300 Special Drawing Rights (approximately EUR 10,300; US $11,000) if only the Warsaw Convention applies. Many carriers have voluntarily waived these limits in their entirety, and US regulations require that for journeys to, from or with an agreed stopping place in the US, the limit may not be less than US $75,000.
2. 332 Special Drawing Rights (approximately EUR 382; US $420) per kg for loss of or damage or delay to checked baggage, and 332 Special Drawing Rights (approximately EUR 400; US $400) for unchecked baggage.
3. The carrier may also be liable for damage occasioned by delay.

Further information may be obtained from the carrier as to the limits applicable to your journey. If your journey involves carriage by different carriers, you should contact each carrier for information on the applicable limits of liability.

Regardless of which Convention applies to your journey, you may benefit from a higher limit of liability for loss of, damage or delay to baggage by making at check-in a special declaration of the value of your baggage and paying any supplementary fee that may apply. Alternatively, if the value of your baggage exceeds the applicable limit of liability, you should fully insure it before you travel.

Time limit for action: Any action in court to claim damages must be brought within two years from the date of arrival at the aircraft, or from the date on which the aircraft ought to have arrived.

Baggage claims: Written notice to the carrier must be made within 7 days of the receipt of checked baggage in the case of damage, and, in the case of delay, within 21 days from the date on which it was placed at the disposal of the passenger.

## Notice of Contract Terms Incorporated by Reference

1. Your contract of carriage with the carrier that provides you with carriage by air, whether international, domestic or a domestic portion of an international journey is subject to this notice; to any notice or receipt of the carriers; and to the carrier's individual terms and conditions (Conditions), related rules, regulations and policies (Regulations) and any applicable tariffs.
2. If your carriage is by more than one carrier, different Conditions, Regulations and any applicable tariffs may apply to each carrier.
3. The Conditions, Regulations and any applicable tariffs of each carrier are, by this notice, incorporated by reference into and made part of your contract of carriage.
4. The Conditions may include, but are not restricted to:
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the bodily injury or death of passengers.
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the loss of, damage to or delay of goods and baggage, including fragile or perishable goods.
   - Rules for declaring a higher value for baggage and for paying any supplementary fee that may apply.
   - Application of the carrier's Conditions and limits of liability to the acts of the carrier's agents, servants and representatives, including any person providing other services on behalf of or sub-contracted by the carrier.
   - Claims restrictions, including time limits by which passengers must file claims or bring actions against the carrier.
   - Rules about reconfirmation of or reservations, check-in times, the use, duration and validity of air transportation services and the carrier's right to refuse carriage.
   - Rights of the carrier and limits on the carrier's liability for delay or failure to perform a service, including schedules changes, substitution of alternative carriers or aircraft and re-routing and, when required by applicable law, the obligation of the carrier to notify passengers of the identity of the operating carrier or sanctioned carriers.
   - Rights of the carrier to refuse to carry passengers who fail to comply with applicable laws or who fail to present all necessary, lawful documents.
5. You can obtain more information about your contract of carriage, and find out how to request a copy, in places where transportation on the carrier is sold. Many carriers also make this information on their websites. When required by applicable law, you have the right to inspect the full text of your contract of carriage at the carrier's airport and sales offices and upon request to receive a copy by mail or other delivery service from each carrier free of charge.
6. If a carrier sells air transportation services or checks baggage specifying carriage on another carrier, it does so only as agent for the other carrier.

**YOU CANNOT TRAVEL IF YOU DO NOT HAVE ALL REQUIRED TRAVEL DOCUMENTS, SUCH AS PASSPORT AND VISA.**

**GOVERNMENTS MAY REQUIRE YOUR CARRIER TO PROVIDE INFORMATION ON OR PERMIT ACCESS TO PASSENGER DATA.**

**DENIED BOARDING:** Flights may be overbooked, and there is a slight chance that a seat will not be available on a flight even if you have a confirmed reservation. In most circumstances, if you are denied boarding involuntarily, you are entitled to compensation. When required by applicable law, the carrier must solicit volunteers before anyone is denied boarding involuntarily. Check with your carrier for the complete rules on payment of denied boarding compensation (DBC) and for information on the carrier's boarding priorities.

**BAGGAGE:** Excess valuation may be declared on certain types of articles. Carriers may apply special rules for fragile, valuable, or perishable articles. Check with your carrier.

**Checked Baggage:** Carriers may permit a free checked baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class and route. Carriers may apply extra charges for checked baggage in excess of their permitted allowance. Check with your carrier.

**Cabin (Unchecked) Baggage:** Carriers may permit a free cabin baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class, route, and/or aircraft type. It is recommended that cabin baggage be kept to a minimum. Check with your carrier. If more than one carrier is providing the transportation for your journey, each carrier may apply different rules on baggage (both checked and cabin).

**SPECIAL BAGGAGE LIABILITY LIMITATIONS FOR US TRAVEL:** For domestic travel wholly between US points, federal rules require any limit on a carrier's baggage liability to be at least US $1,000.00 per passenger, or the amount currently mandated by 14 CFR 254.5.

**CHECK-IN TIMES:** The time shown on the passenger's ticket is the departure time of the aircraft. Flight departure time is not the same as the time you must check in or the time you must be available for boarding. Your carrier may refuse you carriage if you are late. Check-in times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers can be accepted for travel; boarding times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers must present themselves for boarding.

**DANGEROUS GOODS (HAZARDOUS MATERIALS):** For safety reasons, dangerous goods must not be packed in checked or cabin (unchecked) baggage except as specifically permitted.
Dangerous goods include but are not limited to: compressed gases, corrosives, explosives, flammable liquids and solids, radioactive materials, oxidising materials, poisons, infectious substances, and brief cases with installed alarm devices. For security reasons, other restrictions may apply. Check with your carrier.

**DANGEROUS GOODS**
Do not pack or carry onboard the items pictured below without checking with your carrier.
**DO NOT ENDANGER YOUR SAFETY OR THAT OF YOUR FELLOW PASSENGERS.**
**CONTACT YOUR CARRIER FOR MORE INFORMATION.**
Translations and other useful travel information are available on the IATA website:
https://www.iatatravelcentre.com/ticketsh.htm

## 契約条件とその他の重要なご注意

旅客が出発国以外の国に最終到着地又は寄航地を有する旅行を行う場合は、モントリオール条約又はその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下総じて「ワルソー条約」という。）が適用される国際条約が当該旅行の全行程（当該旅行のうち当該旅客に対して適用されることとなるモントリオール条約又はワルソー条約の締約国の領域内における行程を含む。）に適用されることがあり、モントリオール条約又はワルソー条約により、運送人の責任が制限されることがあります。

## 責任制限に関するご注意

旅客の運送にモントリオール条約またはワルソー条約が適用され、死亡又は身体の傷害、手荷物の滅失又は毀損、及び延着の場合における運送人の責任が制限されることがあります。

モントリオール条約が適用される場合の責任制限額は以下のとおりです。
1. 死亡又は身体の傷害に対する責任制限額はありません。
2. 手荷物の破壊、滅失、毀損又は延着の場合については、通常、旅客一人あたり1,288特別引出権（約1,500ユーロ又は約1,700米国ドル）が制限されています。
3. 旅客の延着に起因する損害については、通常、旅客一人あたり5,346 特別引出権（約6,600ユーロ又は約7,300米国ドル）が制限されています。

ECの運送人はEC規則（No.889/2002）により、全ての旅客及び手荷物の航空運送にモントリオール条約上の責任制限規定を適用することが義務付けられています。多くの非ECの運送人も、旅客及び手荷物の運送について、モントリオール条約を適用しています。

ワルソー条約が適用される場合の責任限度額は以下のとおりです。
1. 死亡又は身体の傷害に対する責任制限額は、ハーグ議定書が適用される場合は16,600特別引出権（約20,000ユーロ又は約20,000米国ドル）、ワルソー条約のみが適用される場合は9,300特別引出権（約10,000ユーロ又は約10,000米国ドル）が制限されています。多くの運送人は自発的にこれらの責任限度を撤廃しています。また米国の規則により米国内の他の地点（到着地又は予定寄航地を含む）への旅行の場合の責任限度額は75,000米国ドルを下回らないことが義務付けられています。
2. 受託手荷物の滅失、毀損又は延着の場合については、1キログラムあたり特別引出権332（約420ユーロ又は約430米国ドル）の制限を受けています。預かり手荷物については1キログラム当たり332特別引出権（約400ユーロ又は約400米国ドル）の制限を受けています。
3. 延着に起因する損害についても運送人が責任を負う場合があります。

**旅客の運送に適用となる責任制限に関する詳細については旅客運送人にご確認ください。旅客が複数の運送人による運送される場合に適用となる責任制限については最初の運送人にご確認ください。**

**旅客の運送にいかなる条約が適用されるにかかわらず、旅客手荷物毎に手荷物の価額を申告し必要とされる追加料金を支払うことにより手荷物の滅失、毀損又は延着による賠償について、より高額な責任限度額の適用を受けられる場合があります。あるいは手荷物の価額が適用責任限度額を超えている場合は旅行開始前に十分な保険をかけてください。**

**出訴期間**：損害賠償請求に関する訴えは、航空機への到達した日又は航空機が到達すべきであった日から2年以内に提起しなければなりません。

**手荷物に関する通知**：受託手荷物毀損の場合は当該手荷物受取の日から7日以内に運送人にて、書面により異議を申立てなければなりません。延着の場合は当該手荷物の処分が可能となった日から21日以内に異議を申し立てなければなりません。

## 契約条件に関するご注意

1. 航空運送を行う運送人との運送契約には、国際運送、国内運送、又は国際運送に含まれる国内区間であるかを問わず、全運航、運送人が実行する運送又は提供、各運送人の運送約款、関連する規則、規制、方式（以下総称して「規則等」という。）及び運用ルールが適用されます。
2. 複数の運送人により運送が行われる場合、各運送人について異なる運送約款、規則等及び運用ルールの適用となることがあります。
3. 本運送により、各運送人の運送約款、規則等及び運用ルールは運送契約に組み込まれ、その一部となります。
4. 運送約款には下記を含む場合がありますが、ただしこれらに限られるものではありません。
   - 旅客の身体の傷害又は死亡の場合における運送人の責任に関する条件と限度
   - 破損しやすい、腐敗しやすいものを含む物品及び手荷物の滅失、毀損又は延着の場合における運送人の責任に関する条件と限度
   - 高価な手荷物の申告及び追加料金の支払いに関する規定
   - 運送人の代理人、被用者又は代表者（運送人に役務又は役務を提供する者を含む）の行為に対する運送約款及び責任制限の適用
   - 運送人に対する請求の申立期限又は出訴期限を含む損害賠償請求に関する制限
   - 予約確認又は予約、搭乗手続き時間、航空運送サービスの利用、関係法令で有効性を定める運送人の権利
   - 運航スケジュールの変更、代替運送人又は代替航空機への変更及び運送義務の停止に関する権限
   - 運送人が運送を拒否することができる場合（旅客が適用される法令に違反した場合又は必要な適切かつ有効な旅券、査証、健康証明書その他の書類を提示しない場合を含む。）
5. 航空券の販売されている場所において、運送契約に関するより詳しい情報及び同じ入手方法を知ることができます。また、多くの運送人はウェブサイトに情報を掲載しています。適用法令に定められる場合、旅客との空港又は販売営業所において運送契約全文を閲覧しまた希望すれば最寄又は他の適切手段で運送人から無料でコピーを入手する権利があります。
6. 運送人が、他の運送人による運送をあっせんする旨を明示しつつ、航空運送サービスの販売又は手荷物の受取を行う場合は、当該他の運送人の代理人としてのみこれを行うものとします。

**パスポートやビザなどの必要書類を所持していない場合はご搭行いただけません。**

**政府機関は運送人に対し、旅客情報の提供又は旅客情報へのアクセスの許可を求める場合があります。**

**ご搭乗いただけない場合**：オーバーブッキング等により、航に確認された予約をお持ちのお客様にも座席を提供できない場合があります。ほとんどの場合にはご搭乗いただけなかったお客様は補償を受けることができます。適用法令に定められる場合、運送人は、お客様の事前に、又して、搭乗を取りやめて頂く前に、自主的にご搭乗を辞退することを書くなければならないことを事前にお知らせしない場合や補償（DBC）に関する全規則や搭乗の優先順位に係る規則については、運送人にお問い合わせください。

**手荷物**：一定の種類の物品については、追加運賃を超える金額を申告することができます。運送人は、脆弱しやすい物、高価なもの又は貴重、腐敗しやすいものに対して特別な規定を適用する場合があります。運送人にお問い合わせください。

**受託手荷物**：運送人は、クラス、路線又はいずれは航空機の種類によって異なる無料で預け入れる手荷物許容量を定めることがあります。運送人は、許容量を超える手荷物に対して追加料金を請求することがあります。運送人にお問い合わせください。

**機内持込手荷物**：運送人は、クラス、路線又はいずれは航空機の種類によって異なる無料で機内へ持ち込める手荷物許容量を定めることがあります。機内持込手荷物に関することを規制しています。運送人は、1つ以上の運送人を利用する旅程の場合、それぞれの運送人によって異なる手荷物（手荷物、機内持込みの荷物）の規定が適用されることがあります。

**米国運内区間における手荷物の特別な責任限度**：米国国内区間のみの運送においては、米国連邦規則により、運送人による手荷物に対する責任限度は、原則1人当り最低1,500米国ドル、又は現在14 CFR 254.5に規定されている額とされています。

**搭乗手続き締め切り時刻**：お客様にチケットに記載されている時刻は航空機の出発時刻です。出発時刻は搭乗手続き締め切り時刻又はお客様へ搭乗時刻とは異なります。各時刻に遅れた場合、ご搭乗をお断りすることがあります。運送人により通知される搭乗手続き締め切り時刻とは、手続きを受け付けることができる最終時刻です。また、運送人により通知される搭乗開始時刻とは、搭乗口にお越し頂く必要のある最終時刻です。

**危険な物品（安全上の理由により、危険な物品は、特別に認められる場合を除き、手荷物としてのお預かりもお持ち込みもできません。高圧ガス、腐食物、爆発物、可燃性液体・固体、放射性物質、酸化性物質、有毒物質、感染性物質、警報装置の入ったブリーフケースなどが危険な物品にあたりますが、これらに限られるものではありません。保安上の理由により、他の制限も課されることがありますので、運送人にお問い合わせください。**

**危険物**
**以下に掲げられた物品は、運送人への確認なしにお預けもお持込みもできません。**
**お客様ご自身又は他のお客様の安全性を脅なうことは避けてください。**
**詳細は運送人にお問い合わせください。**
**航空旅行に関する有益な情報がIATAウェブサイト**
**https://www.iatatravelcentre.com/tickets.htm**で取得可能です。




マングローブの森づくり。
それは、豊かな地球を未来に届けること。
東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (19/21)

## eチケット控え / eTicket Receipt

発行日 PRINT DATE 27MAR25

| | | | |
|---|---|---|---|
| お名前 NAME | NISHIMURA/YOSHINAO MR | 航空券番号 TICKET NUMBER | [redacted] |
| 発券航空会社 TICKETING AIRLINE | ASIANA AIRLINES | 発券事業所 TICKETING PLACE | 16327124 |
| 予約番号 REFERENCE | [redacted] | 発券日 TICKETING DATE | 27MAR25 |

### 旅程/ITINERARY

| 日時 DATE/TIME | 都市/空港 CITY/AIRPORT | 便名/予約クラス FLIGHT/CLASS | 座席 SEAT | 予約 STATUS | 備考 REMARKS |
|---|---|---|---|---|---|
| 27APR(SUN) 11:10 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ1135 / E ASIANA AIRLINES | 21D | OK | FB:EKJK BGG:1PC |
| 27APR(SUN) 15:10 | SEOUL GIMPO INTERNATIONAL SKY CITY INTERNATIONAL TERMINAL | | | | |
| 29APR(TUE) 19:20 | SEOUL INCHEON INTERNATIONAL TERMINAL 1 | OZ116 / Z ASIANA AIRLINES | 02K | OK | FB:ZXAJK3 BGG:2PC |
| 29APR(TUE) 21:05 | OSAKA KANSAI INTERNATIONAL TERMINAL 1 | | | | |

FB: 運賃種別(FARE BASIS) / BGG: 無料手荷物許容量(FREE BAGGAGE ALLOWANCE) / NVB/NVA: 有効開始(NOT VALID BEFORE/NOT VALID AFTER)

### 運賃/航空券情報 FARE/TICKET INFORMATION

| | |
|---|---|
| 支払方法 FORM OF PAYMENT | CASH |
| 空港税等 TAX/FEE/CHARGE | IT<br>JPY 7200YQ JPY 240YQ JPY 320OI JPY 2780SW JPY 1000TK<br>JPY 2460BP |
| 合計 TOTAL FARE | IT |
| 運賃計算情報 FARE CALCULATION | OSA OZ SEL146.76OZ OSA241.35NUC388.11END ROE153.303007 |
| 制限事項等 ENDORSEMENTS | MILE UG J/C/D/Y/B/M ONLY/ NONENDS |

フライトの二酸化炭素平均排出量の算出値 141.82 KG/人
ソース：ICAO CARBON EMISSIONS CALCULATOR
http://www.icao.int/environmental-protection/CarbonOffset/Pages/default.aspx
エアシール、花火、可燃性液体のような特定危険物の機内への持ち込みは禁止されています。詳しい情報については、ご利用の航空会社へお問い合わせください。
データ保護に関するお知らせ 個人情報は、対象航空会社、および予約システムプロバイダー（GDS）を通して行われた場合、当該GDSのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、http://www.sitatravelcenter.com/privacy、または各航空会社、GDSから直接入手できます。当該文書は、予約に対して適用され、例えば、個人情報使いかたして収集、保存、使用、開示、移転されるかが明記されておりますので、必ずお読みください（特定運送に適用されます）。
NOTICE
航空会社の提供する旅客運送やその他のサービスは運送約款に記載されている規約が適用されます。 運送約款は各航空会社より入手頂けます。 この旅程/eチケットレシートは、航空会社が保管に第三者の責任を負える別の文書を提供した場合を除き、ワルシャワ条約の適用を受ける航空券となります。 出発国以外の国の最終到達地または寄航地を含む旅程の場合は、モントリオール条約またはその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下単に「ワルソー条約」といいます。）と呼ばれる国際条約が当該国の国内区間を含む全旅程に対して適用されることがあります。 このような旅程については、適用タリフに定められている特別な運送契約を含む適用条約により規律され、航空会社の責任が制限されることがあります。 ワルシャワ条約が適用されることがあり、その規定が基準となり、ほとんどの場合にお客様の死亡もしくは身体及び荷物の損傷についての運輸会社の責任は制限されます。
CARRIAGE AND OTHER SERVICES PROVIDED BY THE CARRIER ARE SUBJECT TO CONDITIONS OF CARRIAGE, WHICH ARE HEREBY INCORPORATED BY REFERENCE. THESE CONDITIONS MAY BE OBTAINED FROM THE ISSUING CARRIER. THE ITINERARY/RECEIPT CONSTITUTES THE PASSENGER TICKET FOR THE PURPOSES OF ARTICLE 3 OF THE WARSAW CONVENTION, EXCEPT WHERE THE CARRIER DELIVERS TO THE PASSENGER ANOTHER DOCUMENT COMPLYING WITH THE REQUIREMENTS OF ARTICLE 3. PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS (THE WARSAW CONVENTION SYSTEM), MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER. THESE CONVENTIONS GOVERN AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF AIR CARRIERS FOR DEATH OR BODILY INJURY OR LOSS OF OR DAMAGE TO BAGGAGE, AND FOR DELAY.




要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (20/21)

## CONDITIONS OF CONTRACT AND OTHER IMPORTANT NOTICES

PASSENGERS ON A JOURNEY INVOLVING AN ULTIMATE DESTINATION OR A STOP IN A COUNTRY OTHER THAN THE COUNTRY OF DEPARTURE ARE ADVISED THAT INTERNATIONAL TREATIES KNOWN AS THE MONTREAL CONVENTION, OR ITS PREDECESSOR, THE WARSAW CONVENTION, INCLUDING ITS AMENDMENTS, THE WARSAW CONVENTION AS AMENDED BY THE HAGUE PROTOCOL, MAY APPLY TO THE ENTIRE JOURNEY, INCLUDING ANY PORTION THEREOF, WITHIN A COUNTRY. FOR SUCH PASSENGERS, THE APPLICABLE TREATY, INCLUDING SPECIAL CONTRACTS OF CARRIAGE EMBODIED IN ANY APPLICABLE TARIFFS, GOVERNS AND MAY LIMIT THE LIABILITY OF THE CARRIER.

## NOTICE of Liability Limitations

The Montreal Convention or the Warsaw Convention system may be applicable to your journey and these Conventions govern and may limit the liability of air carriers for death or bodily injury, for loss of or damage to baggage, and for delay. Where the Montreal Convention applies, the limits of liability are as follows:

1. There are no financial limits in respect of death or bodily injury.
2. In respect of destruction, loss of, or damage or delay to baggage, 1,288 Special Drawing Rights (approximately EUR 1,500, US $1,700) per passenger in most cases.
3. For damage occasioned by delay to your journey, 5,346 Special Drawing Rights (approximately EUR 6,600, US $7,300) per passenger in most cases.

EC Regulation No. 889/2002 requires European Community carriers to apply the provisions of the Montreal Convention limits to all carriage by them of passengers and their baggage by air. Many non-European Community carriers have elected to do so in respect of the carriage of passengers and their baggage.

Where the Warsaw Convention system applies, the following limits of liability may apply:

1. 16,600 Special Drawing Rights (approximately EUR 20,000, US $20,000) in respect of death or bodily injury. If the Hague Protocol to the Convention applies, or if Additional Special Drawing Rights Agreement 1995 applies, 113,100 Special Drawing Rights (approximately EUR 136,000, US $135,000). Many carriers have voluntarily waived these limits to their entirety, and US regulations require that, for journeys to, from or with an agreed stopping place in the US, the limit may not be less than US $75,000.
2. 17 Special Drawing Rights (approximately EUR 20, US $20) per kg for loss of or damage or delay to checked baggage, and 332 Special Drawing Rights (approximately EUR 400, US $400) for unchecked baggage.
3. The carrier may also be liable for damage occasioned by delay.

**Further information may be obtained from the carrier as to the limits applicable to your journey. If your journey involves carriage by different carriers, you should contact each carrier for information on the applicable limits of liability.**

**Regardless of which Convention applies to your journey, you may benefit from a higher limit of liability for loss of, damage or delay to baggage by making at check-in a special declaration of the value of your baggage and paying any supplementary fee that may apply. Alternatively, if the value of your baggage exceeds the applicable limit of liability, you should fully insure it before you travel.**

Time limit for action: Any action in court to claim damages must be brought within two years from the date of arrival of the aircraft, or from the date on which the aircraft ought to have arrived.

Baggage claims: Written notice to the carrier must be made within 7 days of the receipt of checked baggage in the case of damage, and, in the case of delay, within 21 days from the date on which it was placed at the disposal of the passenger.

## Notice of Contract Terms Incorporated by Reference

1. Your contract of carriage with the carrier (the part that you will envisage by air, whether International, domestic or a domestic portion of an international journey) is subject to this notice, to any notice or excerpt of the carrier, and to the carrier's individual terms and conditions (Conditions), related rules, regulations and policies (Regulations) and all applicable tariffs.
2. If your carriage is by more than one carrier, different Conditions, Regulations and any applicable tariffs may apply for each carrier.
3. The Conditions, Regulations and any applicable tariffs of each carrier are, by this notice, incorporated by reference into and made part of your contract of carriage.
4. The Conditions may include, but are not restricted to:
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the bodily injury or death of passengers
   - Conditions and limits on the carrier's liability for the loss of, damage to or delay of goods and baggage, including fragile or perishable goods
   - Rules for declaring a higher value for baggage and for paying any supplementary fee that may apply
   - Application of the carrier's Conditions and limits of liability to the acts of the carrier's agents, servants and representatives, including any person providing other transportation or services for the carrier
   - Claims restrictions, including time limits by which passengers must file claims or bring actions against the carrier
   - Rules about reconfirmation or reservations, check-in times, the use, duration and validity of air transportation documents and the carrier's right to refuse carriage to passengers who fail to comply with applicable rules
   - Rights of the carrier and limits on the carrier's liability for delay or failure to perform a service, including schedule changes, substitution of alternative carriers or aircraft and re-routing and when required by applicable law, the obligation of the carrier to notify passengers of the identity of the operating carrier or substituted aircraft
   - Rights of the carrier to refuse carriage to passengers who fail to comply with applicable laws or who fail to present all necessary travel documents
5. You can obtain more information about your contract of carriage, and find out how to request a copy, at places where transportation on the carrier is sold. Many carriers also have this information on their websites. When required by applicable law, you have the right to inspect the full text of your contract of carriage at the carrier's airport and sales offices, and upon request or receive a copy by mail or other delivery service from each carrier free of charge.
6. If a carrier sells air transportation services or checks baggage specifying carriage on another carrier, it does so only as agent for the other carrier.

**YOU CANNOT TRAVEL IF YOU DO NOT HAVE ALL REQUIRED TRAVEL DOCUMENTS, SUCH AS PASSPORT AND VISA.**

**GOVERNMENTS MAY REQUIRE YOUR CARRIER TO PROVIDE INFORMATION ON OR PERMIT ACCESS TO PASSENGER DATA.**

**DENIED BOARDING.** Flights may be overbooked, and there is a slight chance that a seat will not be available on a flight even if you have a confirmed reservation. In most circumstances, if you are denied boarding involuntarily, you are entitled to compensation. When required by applicable law, the carrier must solicit volunteers before any one is denied boarding involuntarily. Check with your carrier for the complete rules on payment of denied boarding compensation (DBC) and the information on the carrier's boarding priorities.

**BAGGAGE:** Excess valuation may be declared on certain types of articles. Carriers may apply special rates for fragile, valuable or perishable articles. Check with your carrier.

**Checked Baggage:** Carriers may permit a free checked baggage allowance, which is set by the carrier and may differ by class, route, route, aircraft type. It is recommended that checked baggage be kept to a minimum. Check with your carrier. Where the carrier is providing the transportation for your journey, each carrier may apply different rules on baggage (both checked and cabin).

**SPECIAL BAGGAGE LIABILITY LIMITATIONS FOR US TRAVEL:** For domestic travel wholly between US points, federal rules require any limit on a carrier's baggage liability to be at least US$3,300.00 per passenger or the amount currently mandated by 14 CFR 254.5.

**CHECK-IN TIMES:** The time shown on the itinerary/receipt is the departure time of the aircraft. Flight departure time is not the same as the time you must check in or the time you must be available for boarding. Your carrier may refuse carriage if you are late. Check-in times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers can be accepted for travel. Boarding times, as advised by your carrier, are the latest times at which passengers must present themselves for boarding.

**DANGEROUS GOODS (HAZARDOUS MATERIALS):** For safety reasons, dangerous goods must not be packed in checked or cabin (unchecked) baggage except as specifically permitted.
Dangerous goods include but are not limited to compressed gases, explosives, flammable liquids and solids, radioactive materials, oxidising materials, poisons, infectious substances, and magnetized alarm devices. For security reasons, other restrictions may apply. Check with your carrier.

**DANGEROUS GOODS**
**Do not pack or carry onboard the items pictured below without checking with your carrier.**
**IKI NOT ENDANGER YOUR SAFETY OR THAT OF YOUR FELLOW PASSENGERS**
**CONTACT YOUR CARRIER FOR MORE INFORMATION.**
Translations and other useful travel information are available on the IATA website:
https://www.iatatravelcentre.com/tickets.htm

## 運送条件とその他の重要なご注意

旅客が出発国以外の国に最終到着地又は寄航地を有する旅行を行う場合は、モントリオール条約又はその前身であるワルソー条約（その改正を含み、以下単に「ワルソー条約」といいます。）と呼ばれる国際条約が当該国の領内区間をも含む全旅程に対して適用されることがあります。このような旅客については、適用ルールに定められている時間及び運送区間を含む適用条約第二部規定により、運送人の責任が制限されることがあります。

## 責任制限に関するご注意

旅客の運送にモントリオール条約またはワルソー条約が適用され、死亡又は身体の傷害、手荷物の滅失又は毀損、及び延着の場合における運送人の責任が制限されることがあります。

モントリオール条約の適用される場合の責任制限額は以下のとおりです。

1. 死亡又は身体の傷害に対する責任制限額はありません。
2. 手荷物の破壊、滅失、毀損又は延着の場合については、通常、旅客一人あたり1,288特別引出権（約8,500ユーロ又は約1,700米国ドル）が限度とされています。
3. 旅客の延着に起因する損害については、通常、旅客一人あたり5,346 特別引出権（約6,600ユーロ又は約7,300米国ドル）が限度とされています。

ECの運送人はEC規則（No.889/2002）により、全ての旅客及び手荷物の航空運送にモントリオール条約上の責任制限規定を適用することが義務付けられています。多くの非EC運送人も、旅客及び手荷物の運送について、モントリオール条約を適用しています。

ワルソー条約が適用される場合の責任限度は以下のとおりです。

1. ワルソー運送書が適用される場合は死亡又は身体の傷害について16,600特別引出権（約20,000ユーロ又は約20,000米国ドル）。プロトコール番号４の第四次議定書が適用される場合は8,300特別引出権（約10,000ユーロ又は約10,000米国ドル）に制限されています。多くの運送人は自発的にこれらの責任限度を撤廃しています。また米国の規則により米国内の発着地、寄港地又は予定着陸地とする旅行の場合の最低限度額は75,000米国ドルを下回らないことが義務付けられています。
2. 受託手荷物の滅失、毀損又は延着の場合については、1キログラムあたり17特別引出権（約20ユーロ又は約20米国ドル）が限度とされています。携帯手荷物については332特別引出権（約400ユーロ又は約400米国ドル）が限度とされています。
3. 延着に起因する損害については運送人が責任を負う場合があります。

**旅客の運送に適用となる責任制限に関する詳細については各運送人にご確認ください。旅客が複数の運送人により運送される場合に適用となる責任限度については、それぞれの運送人にご確認ください。**

**旅客の運送にいかなる条約が適用されるかにかかわらず、搭乗手続き時に手荷物の価額を申告し必要とされる追加料金を支払うことにより手荷物の滅失、毀損又は延着による損害について、より高額な責任限度額の適用を受けられる場合があります。あるいは手荷物の価額が適用責任制限額を超えている場合は旅行開始前に十分な保険をかけてください。**

出訴期限：損害賠償請求に関する訴人は、航空機が到達した日又は航空機が到達すべきであった日から２年以内に提起しなければなりません。

手荷物に関する通達：受託手荷物異常の場合は当該手荷物受取日の7日以内に運送人に対し書面により異議を述べなければなりません。延着の場合は手荷物が処分が可能となった日から21日以内に異議を述べなければなりません。

## 契約条件に関するご注意

1. 航空運送を提供する運送人との運送契約には、国際運送、国内運送、ごく国際運送に含まれる国内区間であるかを問わず、本通知、運送人が特定する運送又は他、各運送人の運送約款、附帯する規則、規制、規定（以下総称して「運則等」といいます。）及び適用タリフが適用されます。
2. 複数の運送人により運送が行われる場合、各運送人について異なる運送約款、規則等及び適用タリフが適用されることがあります。
3. 本通知により、各運送人の運送約款、規則等及び適用タリフは運送契約に組み込まれ、その一部となります。
4. 運送約款には下記を含む場合があります。ただし、これに限られてはいません。
   - 旅客の身体の傷害又は死亡の場合における運送人の責任に関する条件と限度
   - 旅客一人あたり、個別にもうかる場合は受託手荷物の価値、預託又は延着の場合に当該運送人の責任に関する条件と限度
   - 高価な手荷物の申告及び適用される運賃料金の支払いに関する規則
   - 運送人（その使用人、代理者又は代表者（運送人と設備又は役務を提供する者を含む）の行為に対する運送約款及び責任制限の適用
   - 運送人に対する請求の申立期限又は出訴期限を含む損害賠償請求に関わる制限
   - 予約確認又は予約、搭乗手続き時刻、航空運送サービスの利用、国際及び有効性並びに運送人の運送拒否権に関する規定
   - スケジュール変更、代替運送人又は代替航空機による代替運送実施についての権利及び義務並びに適用法令によりかかる変更を必要とされる場合における旅行運送書類不提示に関する運送人の責任限度、及び適用法令によりかかる変更を必要とされる場合における旅行運送の中止
   - 運送人の権利及び責任制限に関する運送人の義務
   - 適用法令で義務付けられる場合を除き、旅客に対する運送人の義務
5. 航空券が販売されている場所において、運送契約に関するより詳しい情報及びどなたでも入手方法を知ることができます。また、多くの運送人はウェブサイトに情報を掲載しています。適用法令に定められる場合、運送人の空港又は販売営業所において運送契約全文を閲覧し、また希望すれば郵便又は他の送付手段で各運送人から無料でコピーを入手する権利があります。
6. 運送人が他の運送人と運送できることを明示して、航空運送サービスの販売又は手荷物の受託を行う場合は、当該他の運送人の代理人としてのみこれを行うものとします。

**パスポートやビザなどの必要書類を所持していない場合はご搭乗いただけません。**

**政府機関は運送人に対し、旅客情報の提供又は旅客情報へのアクセスを許可を求める場合があります。**

**ご搭乗いただけない場合：**オーバーブッキング等により、機に確認された予約をお持ちのお客様にも座席を提供できない場合がございます。ほとんどの場合にはご搭乗いただけなかったお客様は補償を受けることができます。適用法令に定めがある場合、運送人は、お客様の意思に反してご搭乗を認めるまで待ち、自主的にご搭乗を諦められた方を募ったがそれでも一定数いただけない場合の補償（DBC）に関する全般的な基準の優先順位に係る情報について、詳しくは、運送人にお問い合わせ下さい。

**手荷物：**一定の種類の物品については、責任制限額を超える価額を申告することができます。運送人は、破損しやすい、もろい、貴重なもの又は変質、腐敗しやすいものに対して特別な規定を適用する場合があります。運送人にお問い合わせ下さい。

**受託手荷物：**運送人は、クラス及び／又は経路によって異なる無料手荷物許容量を定めることがあります。運送人は、許容量を超える受託手荷物に対して自己負担料金を適用する場合があります。運送人にお問い合わせ下さい。

**機内持込手荷物：**運送人は、クラス、所持及び／又は航空機の種類によって異なる無料で機内へ持ち込める手荷物許容量を定めることがあります。機内持込手荷物は座席の下に収まるものに限ります。運送人にお問い合わせください。2つ以上の運送人を利用する旅程の場合、それぞれの運送人によって異なる手荷物（受託、機内持込のの両方）の規定が適用されることがあります。

**米国国内区間における手荷物の特別な責任限度：**米国国内区間のみの運送においては、米国連邦規則により、運送人の手荷物に対する責任限度は、旅客１人当り最低3,300米国ドル、又は現在14 CFR 254.5にて指定されている額とされています。

**搭乗手続き締め切り時刻：**お客様に元気されている搭乗は航空機の出発時刻です。出発時刻は搭乗手続き締め切り時刻や航空機へ搭乗開始時刻とは異なります。各時刻に遅れた場合、ご搭乗をお断りすることがあります。運送人により通知される搭乗手続き締め切り時刻とは、お客様がご搭乗手続きを最終時刻です。また、運送人により通知される搭乗時刻とは、最後にご搭乗し頂く必要のある最終時刻です。

**危険な物品：**安全上の理由により、危険な物品は、特別に認められる場合を除き、手荷物としてのお預かりまたは持ち込みをできません。危険な物品には、圧縮ガス類、爆発物、可燃性液体、固体、酸性物質、腐食性物質、放射性物質、酸化物質、毒物類、感染性物質、磁気を帯びた警報装置の入ったアクセサリーなどが含まれますが、これらに限られるものではありません。保安上の理由により、他の制限も課されることがありますので、運送人にお問い合わせ下さい。

**危険物**
以下に掲げられた物品は、運送人への確認なしにお預けもお持込みもできません。
お客様ご自身又は他のお客様の安全性を損なうことは慎けてください。
詳細は運送人にお問い合わせ下さい。
翻訳版並びには有益な旅行情報がIATAウェブサイト
https://www.iatatravelcentre.com/tickets.htm で取得可能です。



マングローブの森づくり。
それは、豊かな地球を未来に届けること。
東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

01-001 (21/21)

通訳・ガイド分

〒604-8571
京都市中京区寺町御池上る京都市役所内
自民党京都市会議員団

寺田　一博　様

近畿日本ツーリスト

謹啓　皆様には益々ご隆盛とお慶び申し上げます。
また、日頃よりお引立てを賜り御礼申し上げます。
以下ご査収ください。　謹白

No. SS-0205-20250409-0036-2524001

| お支払いのご案内 | | |
|---|---|---|
| | お支払期限 | 2025年04月21日 |
| | 取扱金融機関 | [redacted] |
| | 支店名 | |
| | 口座番号 | |
| | 口座名 | 近畿日本ツーリスト株式会社 |

弊社は、原則現金の取り扱いはいたしておりません。
銀行振り込みにてお支払いください。
尚、振込手数料につきましてはお客様負担にてお願い申し上げます。
ご不明点がございましたら、取扱箇所までお気軽にお知らせください。

近畿日本ツーリスト株式会社
京　都　支　店
〒604-8186　京都府京都市中京区梅屋町
３５８　ｱｰﾊﾞﾈｯｸｽ御池ﾋﾞﾙ西館８Ｆ
ＴＥＬ：　075-221-7401
事業者登録番号：　T2010001187437
承認者：
担当者：[redacted]

## 請　求　書

[redacted]　様

No. SS-0205-20250409-0036-2524001
発行日：2025年04月09日

[redacted]

近畿日本ツーリスト株式会社
京　都　支　店
支店長　山本　俊治

| ご請求金額 | ¥78,110- |
|---|---|

旅行期間　2025年04月27日～2025年04月29日
参加人員　1名
行　　先　韓国

| 項目（摘要） | 単価 | 数量 | 小計 | 税区分 |
|---|---|---|---|---|
| 旅行代金 | ¥68,110 | 1 | ¥68,110 | 対象外 |
| 取扱料金 | ¥10,000 | 1 | ¥10,000 | 10% |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

［ご案内］
※税込対象は免税事業者等との課税取引となっております。

| | 取扱額 |
|---|---|
| 10%対象 | ¥10,000 |
| 軽減税率8%対象 | |
| 8%対象 | |
| ※税込対象 | |
| 課税対象外 | ¥68,110 |
| 非課税 | |
| お取扱総額 | ¥78,110 |
| ご入金額 | |
| ご請求金額 | ¥78,110 |

〈お客様用〉



VPQHVPP6QNZC8QNV9RHA

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 03-001 | 04.24 | 広報広聴費 | ホームページ等作成管理費 | ホームページ管理費　令和７年度分 | 47,102 | 47,102 |
| 03-002 | 05.12 | 広報広聴費 | その他 | 議員団ニュース８６号　ポスティング代 | 1,776,005 | 1,776,005 |
| 03-003 | 07.07 | 広報広聴費 | 印刷費 | 議員団ニュース８７号制作費 | 2,445,883 | 2,445,883 |
| 03-004 | 07.29 | 広報広聴費 | その他 | 議員団ニュース８７号　ポスティング代 | 751,162 | 751,162 |
| 03-005 | 11.18 | 広報広聴費 | 印刷費 | 議員団ニュース８８号　制作費 | 2,509,430 | 2,509,430 |
| 03-006 | 12.05 | 広報広聴費 | その他 | 議員団ニュース８８号　ポスティング代 | 864,902 | 864,902 |
| 03-007 | 02.05 | 広報広聴費 | 印刷費 | 議員団ニュース８９号　制作費 | 2,533,630 | 2,533,630 |
| 03-008 | 03.04 | 広報広聴費 | その他 | 議員団ニュース８９号　ポスティング代 | 888,772 | 888,772 |
| 03-009 | 03.30 | 広報広聴費 | 印刷費 | 市会報告２９号　制作費 | 3,350,490 | 3,350,490 |
| 03-010 | 03.30 | 広報広聴費 | 印刷費 | 議員団ニュース９０号　制作費 | 2,519,605 | 2,519,605 |
| 合計 | | | | | | 17,686,981 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

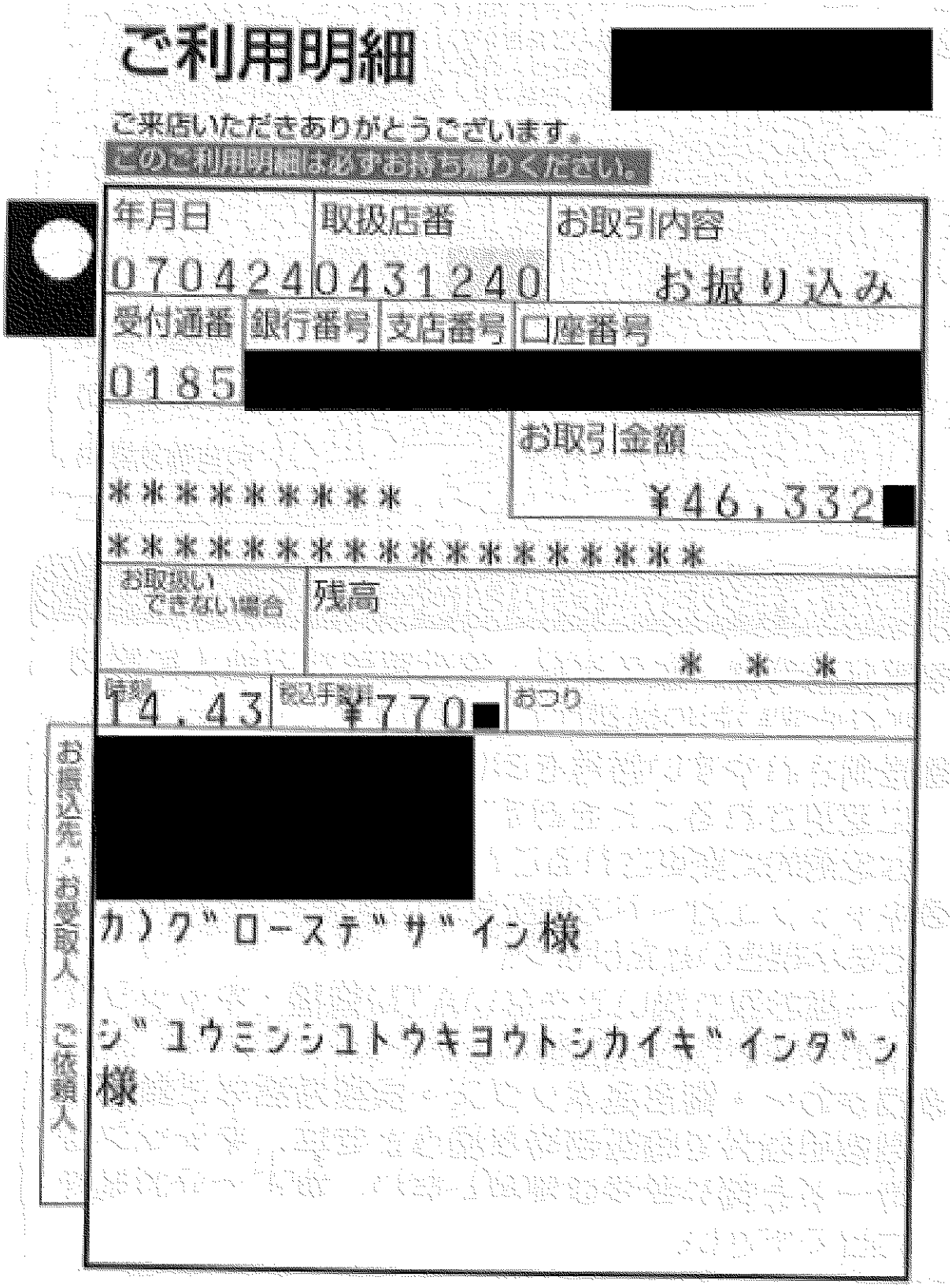
03-001 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月24日 | 支出額 | 47,102 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 47,102 円 |
| 細目 | ホームページ等作成管理費 | 按分率 | |
| 摘要 | ホームページ管理費　令和７年度分 | | |
| 備考 | 振込手数料770円含む | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-001 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070424 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0185 | [redacted] | | |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取引金額 ¥46,332[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高 ＊＊＊

| 時刻 | 税込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 14:43 | ¥770[redacted] | |

お振込先・お受取人・ご依頼人

[redacted]

カ）ク”ローステ”サ”イン様

ジ”ユウミンシユトウキヨウトシカイキ”インタ”ン様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-001 (3/3)

## 請求書 令和7年度分

自由民主党 京都市会議員団 御中

〒6048571
京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺町488番地

GROWTH DESIGN GROUP

株式会社グロースデザイン
登録番号:T5130003002653

[redacted]

〒604-8101
京都府京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65番地
TEL: 075-253-6966
FAX: 075-253-6965

請求書番号:202503264126
請求日: 2025/03/31
お支払期限: 2025/04/30

件名: サーバ・ドメイン

| 繰越金額 | 小計 | 消費税 | 今回御買上金額 | ご請求金額 |
|---|---|---|---|---|
| 0円 | 42,120円 | 4,212円 | 46,332円 | 46,332円 |

| 品目 | 単価 | 数量 | 価格 |
|---|---|---|---|
| サーバ利用料(2025年4月～2026年3月) | 3,000 | 12 | 36,000 |
| ドメイン利用料(2025年4月～2026年3月) | 510 | 12 | 6,120 |

| | |
|---|---|
| 小計 | 42,120 |
| 消費税額合計 | 4,212 |
| 合計 | 46,332 |

税率別内訳

| | 税抜金額 | 消費税額 | 税込金額 |
|---|---|---|---|
| 10% | 42,120 | 4,212 | 46,332 |

振込先

[redacted]カ)グロースデザイン
[redacted]カ)グロースデザイン
[redacted]カ)グロースデザイン
[redacted]カ)グロースデザイン

備考

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

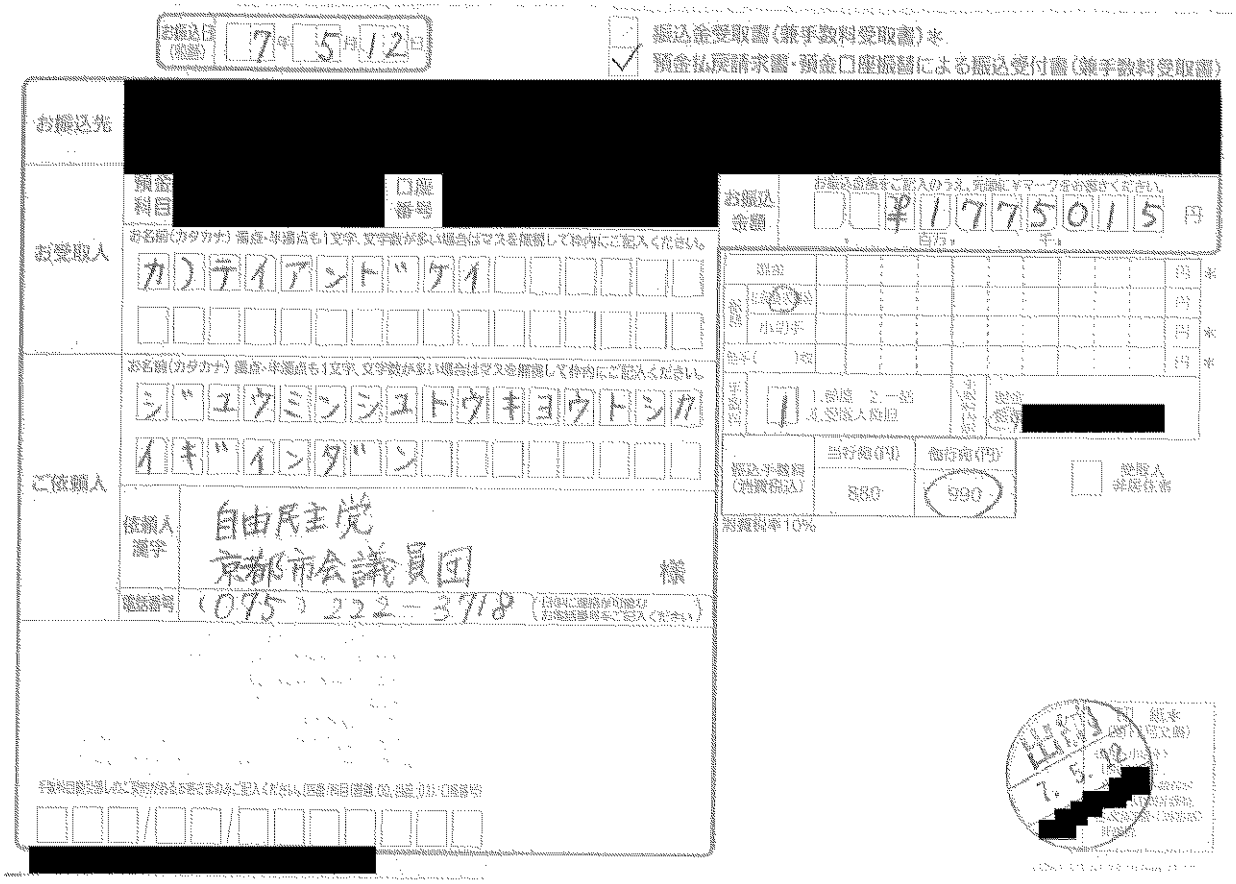
03-002 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月12日 | 支出額 | 1,776,005 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 1,776,005 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８６号　ポスティング代 | | |
| 備考 | 振込手数料990円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-002 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-002 (3/3)

お客様コードNo. [redacted]

６０４－８５７１

京都市中京区寺町御池上ル

自由民主党京都市会議員団 御中

TEL:075-222-3718 FAX:075-257-3091

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

## 請 求 書

No. 1

25年 4月 30日 締切分 (99)

登録番号：T3130001021715

株式会社 ティ・アンド・ケイ [redacted]

〒604-0864

京都市中京区両替町通夷川上ル

松竹町135-2 [redacted]

TEL 075-256-5556 FAX 075-256-559[redacted]

お振込みは下記銀行へお願いいたします

[redacted]

（口座名） 株式会社 ティアンドケイ

※明細欄は税別金額です。

| 前回御請求額 | 御入金額 | | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,775,015 | ¥1,775,015 | | |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 25/ 4/30 | 6167 | 『市会議員団ﾆｭｰｽVol.86』ﾎﾟｽﾃｨﾝｸﾞ費用 | | | | |
| | | ポスティング(北区) | 48,700 | 部 | 5.90 | 287,330 |
| | | ポスティング(中京区) | 48,550 | 部 | 5.90 | 286,445 |
| | | ポスティング(右京区) | 72,400 | 部 | 5.90 | 427,160 |
| | | ポスティング (伏見区) | 103,850 | 部 | 5.90 | 612,715 |
| | | ※配布期間：４月1日～4月15日ローラー | | | | |
| | | 【税別御買上計10.0%】 | | | | 1,613,650 |
| | | 消費税等10.0% | | | | 161,365 |
| | | 【合 計】 | | | | 1,775,015 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

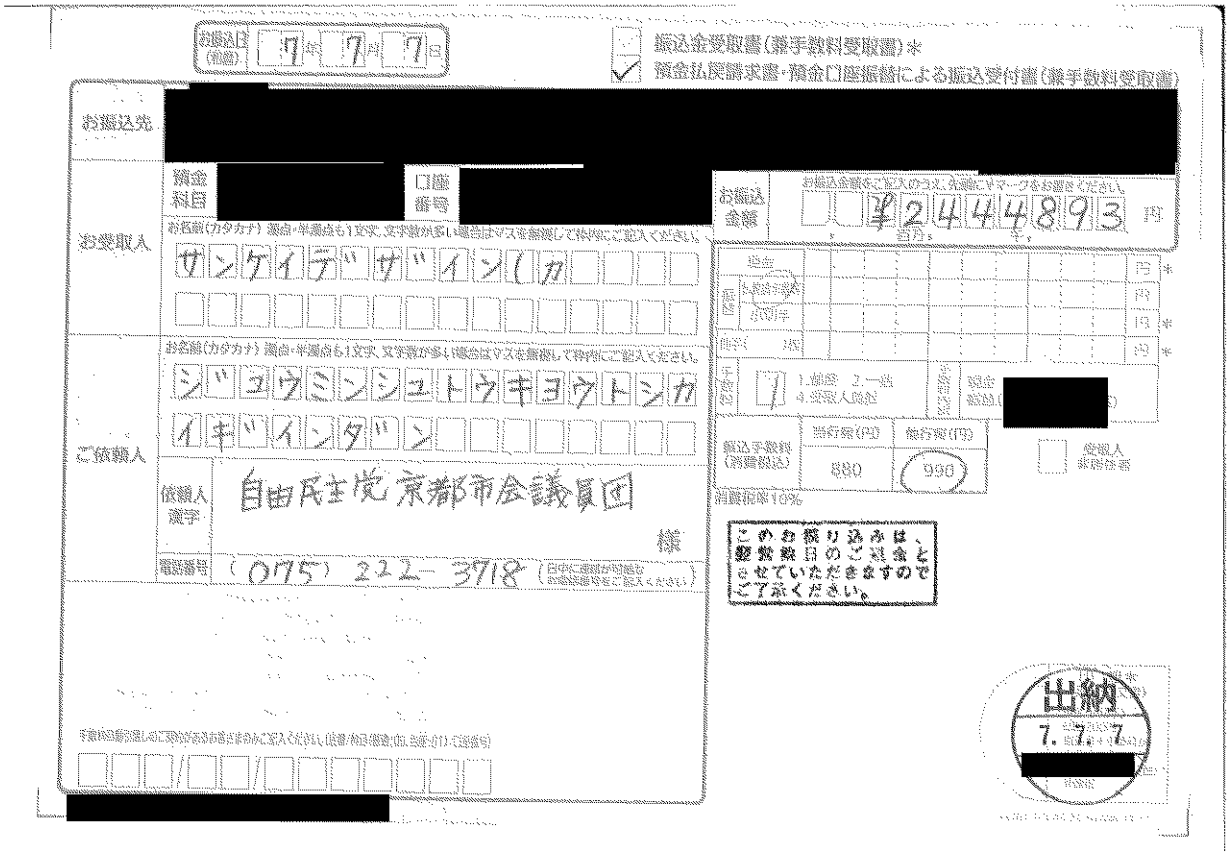
03-003 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月７日 | 支出額 | 2,445,883 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 2,445,883 円 |
| 細目 | 印刷費 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８７号制作費 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-003 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-003 (3/3)

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

## 請　求　書

[redacted]
[redacted]デジタルデザイン株式会社
代表取締役 吉川 [redacted]
[redacted]京都市上京区寺町御所前町14番地
TEL075(441)[redacted] FAX075(441)9127
取引銀行 [redacted]
登録番号 T9130001063047

自民党京都市会議員団 様
5104

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

| 前回御請求額 | 御入金額 | 繰越金額 | 今回お買上げ額 | 消費税額 | その他 | 今回御請求金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 2,222,630 | 222,263 | 0 | 2,444,893 |

| 担当者 | 締切日 | 発行日 | 頁 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 31日 | 2025年06月30日 | 1 |

| 納品日 | 伝票番号 | 商品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25/06/22 | 58795 | 議員団ニュースNo.87 制作費 | | | | 170000 | |
| 25/06/22 | 58796 | 議員団ニュースNo.87 印刷費 | 355950 | 部 | | 1332500 | |
| 25/06/22 | 58797 | 議員団ニュースNo.87 新聞折込費 | 156550 | 部 | 4.60 | 720130 | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

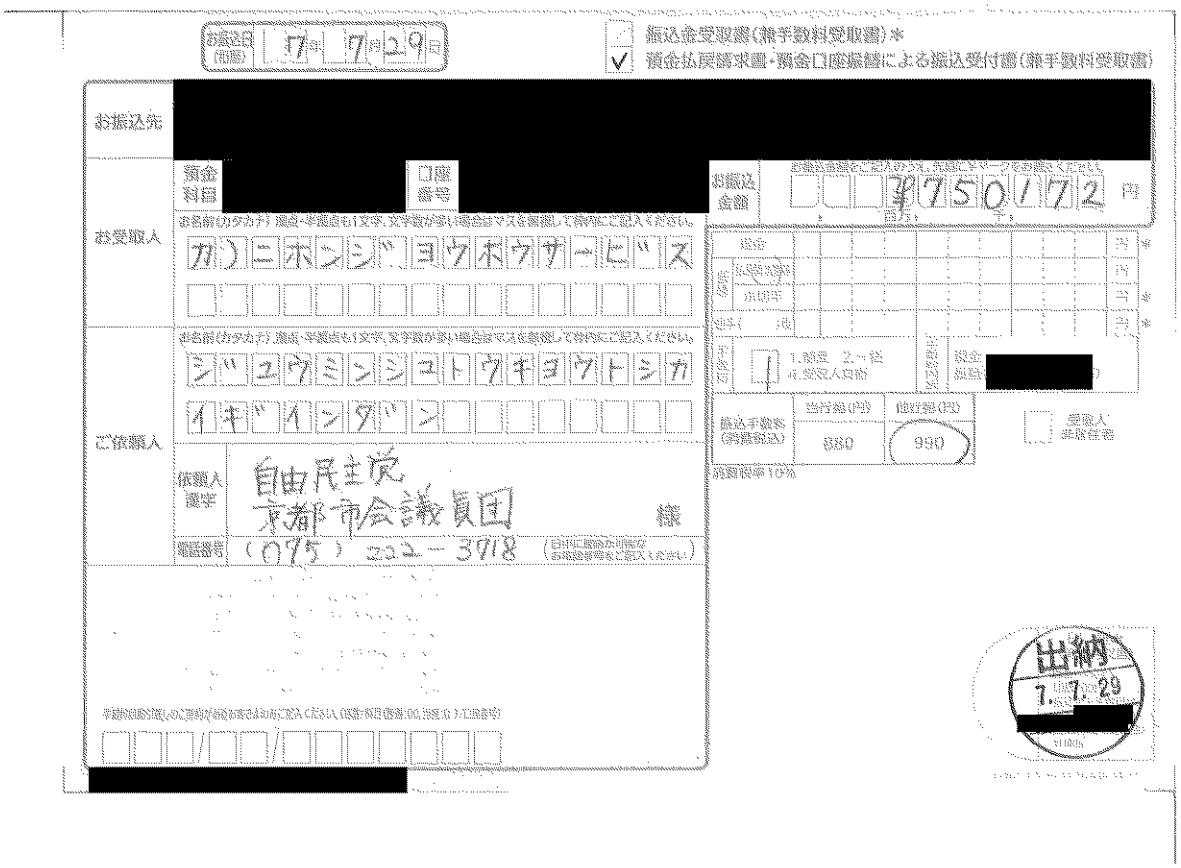
03-004 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月29日 | 支出額 | 751,162 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 751,162 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８７号　ポスティング代 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-004 (2/4)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-004 (3/4)

## 請　求　書

2025 年 07 月 31 日　　No. 00001272

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上ル
上本能寺前町　488番地
自由民主党　京都市会議員団 御中

[redacted]
〒601-8374 京都市南区吉祥院蟇笠井町４８番
（株）日本情報サービス　TEL 075-644-9573
振込先 [redacted]

登録番号　T3130002021342

お客様コード No. [redacted]　　担当：[redacted]

| 品番 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A-001 | チラシポスティング代金(タブロイド) 課10.0% | 194,850.00 | 枚 | 3.500 | 681,975 | 6/23-7/8 |
| 【課税10.0% 税抜額】 | | | | | 681,975 | |
| 【消費税額】 | | | | | 68,197 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

合計　10%対象 681,975　税10% 68,197　計 750,172

備考：

日本情報サービス TEL 052-459-1021

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-004 (4/4)

お取引先　各位

（有）日本情報サービス　行
FAX075－644－9574

発注締切日　前半　月　日　後半　月　日
納品締切日　前半　月　日　後半　月　日　※締切りを過ぎるとご希望に添えない場合がございます

## 発注書

【 2025 年 6 月度配布分】　管理 NO

| 1. 配布期間 | 京都市内 前半配布<br>（1 日～15 日）予備日 3 日間 | 京都市内 後半配布<br>（16 日～月末）予備日 3 日間 | 京都府下配布<br>（21 日～月末） |
|---|---|---|---|
| 2. 配布希望コース<br>※必ず行政区をご記入下さい | | 山科区・左京区・右京区<br>6月23日～7月8日 | |
| 予備エリア<br>（予めご指定下さい） | | | |
| ご希望欄 | | | |
| 3. 配布枚数 | 194850 枚 | | |
| 4. 広告サイズ | B5 B4 B3 B2 A4 A3 ハガキ 備考（ タブロイド ） | | |
| チラシ名 | 議員団ニュース | | |
| 5. 内職作業 | A）有り B）無し 加工内容 （ 折り セット 封入れ その他： ） | | |
| 6. 広告納品日 | A）引取り日時（ ※） 引取り先（ ※ ）<br>B）直送・持参（ ） ※ご希望に添えない場合もございます | | |
| 7. 配布単価 | 配布単価（税抜き）￥ 3.5 （内職単価￥ ） | | |
| 8. 配布金額 | ￥ 750,172 （消費税込み） | | |
| 9. 振込者名 | | | |

発注ご依頼者（請求先の住所をご記入下さい）※発注内容をご確認の上、サイン捺印頂き正式受注となります

| 貴社名（貴店名） | 自由民主党京都市会議員団　ご担当者名（ [redacted] ） |
|---|---|
| ご住所 | 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町 488 [redacted] |
| ご連絡先 | 1. TEL 075-222-3718　2. FAX 075-257-309[redacted] |
| メールアドレス | （アドレス：[redacted] |

弊社使用欄

| 確認欄 | |
|---|---|
| 新規・既存・その他（ ） | |
| 営業 ㊞ | 事務 ㊞ |

（有）日本情報サービス

確認事項：
955 自動掲載　有 ・ 無
ポスティング通信案内　有 ・ 無
配布報告　WEB ・ メール ・ FAX
ご請求スパン　配布月末 ・ その他（ ）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

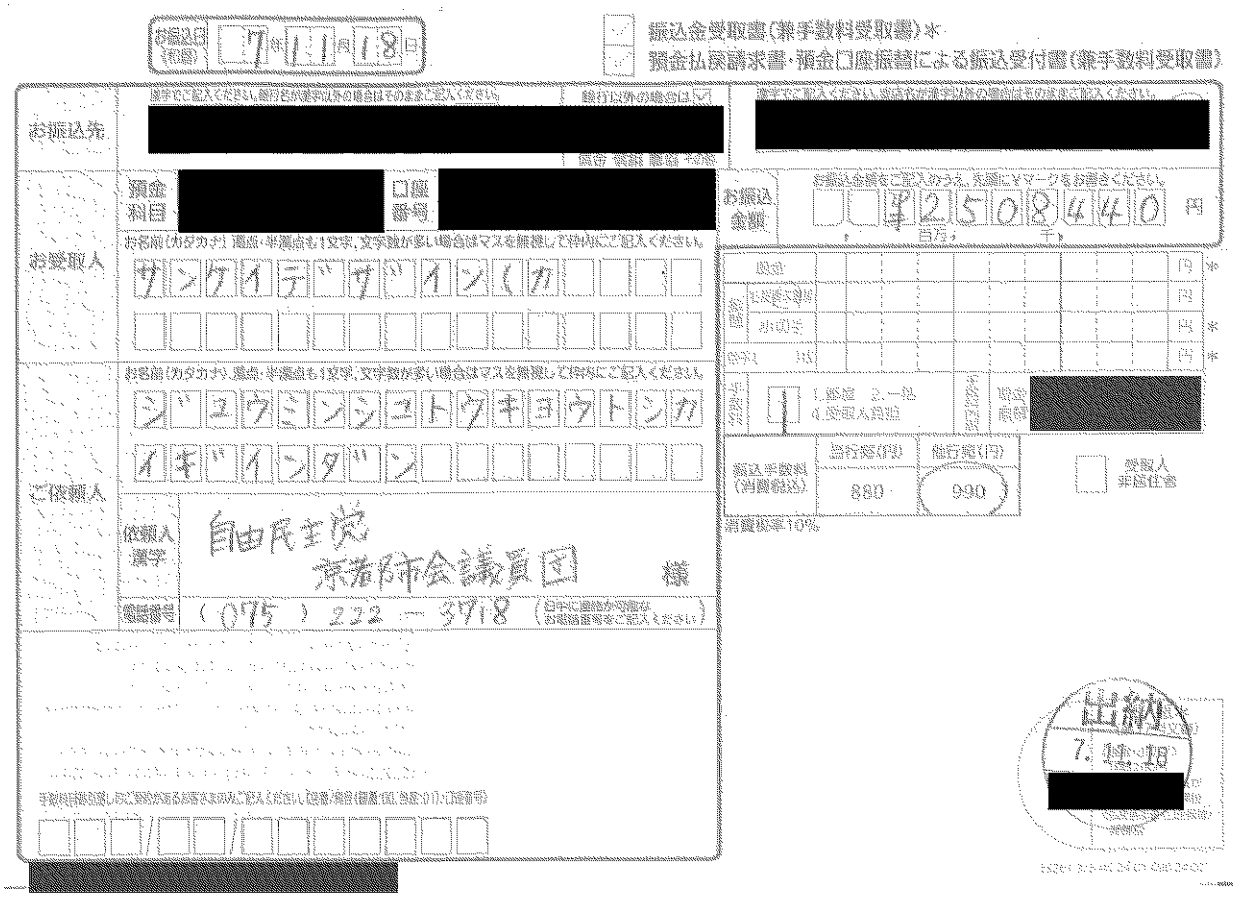
03-005 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月18日 | 支出額 | 2,509,430 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 2,509,430 円 |
| 細目 | 印刷費 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８８号　制作費 | | |
| 備考 | 振込手数料９９０円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-005 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-005 (3/3)

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

## 請　求　書

[redacted]
リンクスデザイン株式会社
[redacted]
登録番号　T9130001003047

自民党京都市会議員団　様
5104

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

| 前回御請求額 | 御入金額 | 繰越金額 | 今回お買上げ額 | 消費税額 | その他 | 今回御請求金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 2,280,400 | 228,040 | 0 | 2,508,440 |

| 担当者 | 締切日 | 発行日 | 頁 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 31日 | 2025年11月16日 | 1 |

| 納品日 | 伝票番号 | 商品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25/11/16 | 58883 | 議員団ニュースNo.88　制作費 | 1 | 式 | | 170000 | |
| 25/11/16 | 58884 | 議員団ニュースNo.88 印刷費 | 378350 | 部 | | 1402000 | |
| 25/11/16 | 58885 | 議員団ニュースNo.88　新聞折込料 | 154000 | 部 | 4.60 | 708400 | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-006 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月５日 | 支出額 | 864,902 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 864,902 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８８号　ポスティング代 | | |
| 備考 | 振込手数料７７０円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-006 (2/3)

## 請　求　書

2025 年 11 月 30 日　　No. 00002040

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上ル
上本能寺前町　488番地
自由民主党　京都市会議員団 御中

[redacted]
〒601-8374 京都市南区吉祥院嶋笠井町４８番
（株）日本情報サービス　TEL 075-644-9573
振込先　①[redacted]
②[redacted]

登録番号　T3130002021342

| 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| A-001 課10.0%<br>チラシポスティング代金(タブロイド) | 224,450.00 | 枚 | 3.500 | 785,575 | 11月配布 |
| 【合計 課税10.0% 税抜額】 | | | | 785,575 | |
| 【合計 課税10.0% 消費税額】 | | | | 78,557 | |

| 税率 | 10%対象 | 785,575 | 税10% | 78,557 | 合計 | 864,132 |
|---|---|---|---|---|---|---|

備考：

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071205 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0071 | [redacted] | | |

| お取引金額 |
|---|
| ¥864,132 |

| お預かり | 現金 | 小切手 | 他店券 |
|---|---|---|---|
| 計 25 | ¥770 | | |

[redacted]
カ）コモンジ゛ヨウホウサービス様
シ゛ユウミンシユトウキヨウトシカイキ゛インダン
様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-006 (3/3)

お取引先　各位

（有）日本情報サービス　行
ＦＡＸ０７５－６４４－９５７４

発注締切日　前半　月　日　後半　月　日
納品締切日　前半　月　日　後半　月　日

※締切りを過ぎるとご希望に添えない場合がございます

【 2025 年 11 月度配布分】

## 発注書

管理 NO

| 1. 配布期間 | 京都市内 前半配布<br>（1 日～15 日）予備日 3 日間 | 京都市内 後半配布<br>（16 日～月末）予備日 3 日間 | 京都府下配布<br>（21 日～月末） |
|---|---|---|---|
| 2. 配布希望コース<br>※必ず行政区をご記入下さい | | 伏見区・北区・東山区・山科区<br>11月16日～11月30日 | |
| 予備エリア<br>（予めご指定下さい） | | | |
| ご希望欄 | | | |
| 3. 配布枚数 | 224450 枚 | | |
| 4. 広告サイズ | B5 B4 B3 B2 A4 A3 ハガキ 備考（ タブロイド ） | | |
| チラシ名 | 議員団ニュース | | |
| 5. 内職作業 | A）有り B）無し 加工内容 （ 折り セット 封入れ その他： ） | | |
| 6. 広告納品日 | A）引取り日時（ ※） 引取り先（ ※ ）<br>B）直送・持参（ ） ※ご希望に添えない場合もございます | | |
| 7. 配布単価 | 配布単価（税抜き） ￥ 3.5 （内職単価￥ ） | | |
| 8. 配布金額 | ￥ 864,132 （消費税込み） | | |
| 9. 振込者名 | | | |

発注ご依頼者（請求先の住所をご記入下さい） ※発注内容をご確認の上、サイン捺印頂き正式受注とさせて

| | |
|---|---|
| 貴社名（貴店名） | 自由民主党 京都市会議員団　ご担当者名（ ） |
| ご住所 | 〒604-8571 京都市中京区寺町通 御池上ル上本能寺前町488 |
| ご連絡先 | 1. TEL 075-222-3718　2. FAX 075-257-3091 |
| メールアドレス | （アドレス：） |

弊社使用欄

| 確認欄 | |
|---|---|
| 新規・既存・その他（ ） | |
| 営業 ㊞ | 事務 ㊞ |

（有）日本情報サービス

確認事項：
955 自動獲戦　有 ・ 無
ポスティング通信案内　有 ・ 無
配布報告　WEB ・ メール ・ FAX
ご請求スパン　配布月末 ・ その他（ ）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

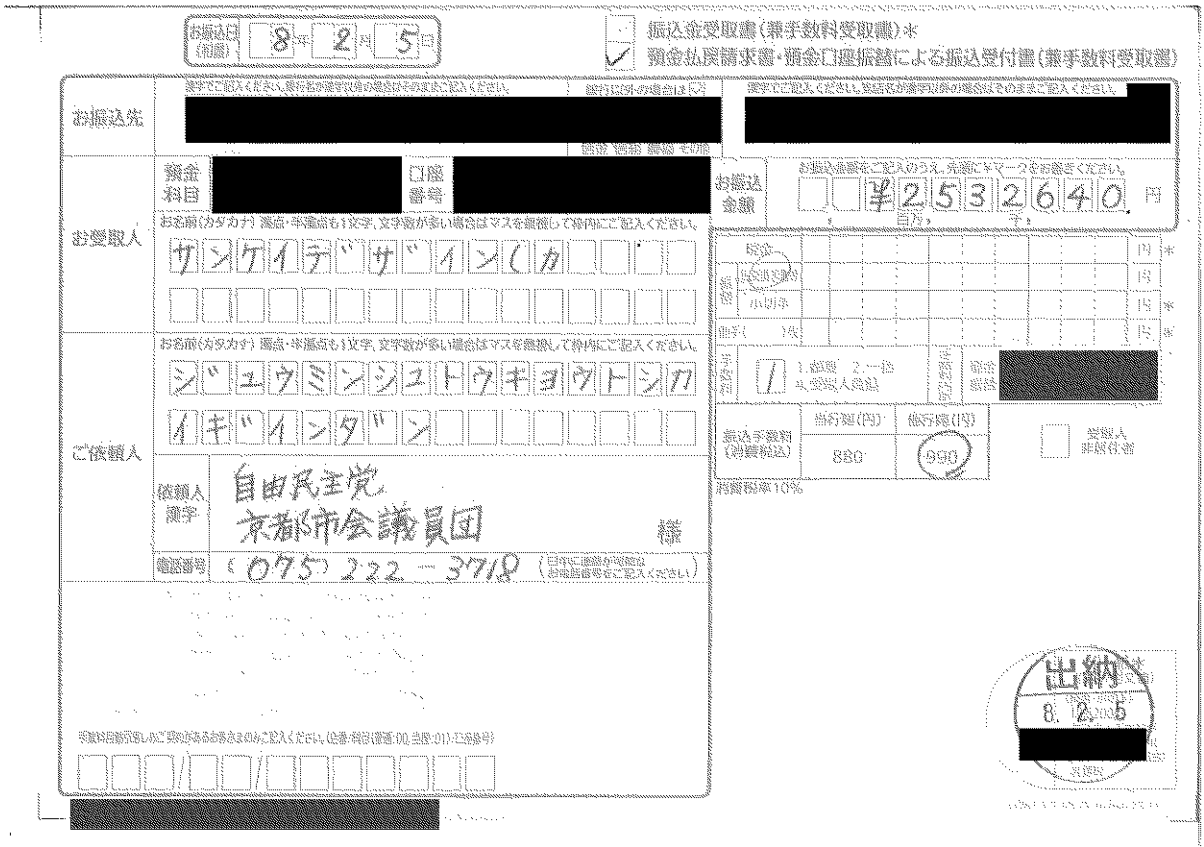
03-007 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月５日 | 支出額 | 2,533,630 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 2,533,630 円 |
| 細目 | 印刷費 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８９号　制作費 | | |
| 備考 | 振込手数料９９０円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-007 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-007 (3/3)

## 請　求　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自民党京都市会議員団 様
5104

[redacted]
ロゴクリエデザイン株式会社
代表取締役 吉川 [redacted]
[redacted]
TEL075(241)[redacted] FAX075(241)9127
[redacted]
登録番号 T9130001003047

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

| 前回御請求額 | 御入金額 | 繰越金額 | 今回お買上げ額 | 消費税額 | その他 | 今回御請求金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 2,302,400 | 10% 230,240 | 0 | 2,532,640 |

| 担当者 | 締切日 | 発行日 | 頁 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 31日 | 2026年01月31日 | 1 |

| 納品日 | 伝票番号 | 商品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26/01/18 | 58920 | 議員団ニュースNo.89　制作費 | 1 | 式 | | 170000 | |
| 26/01/18 | 58921 | 議員団ニュースNo.89　印刷費 | 391380 | 部 | | 1424000 | |
| 26/01/18 | 58922 | 議員団ニュースNo.89　新聞折込費 | 154000 | 部 | 4.60 | 708000 | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

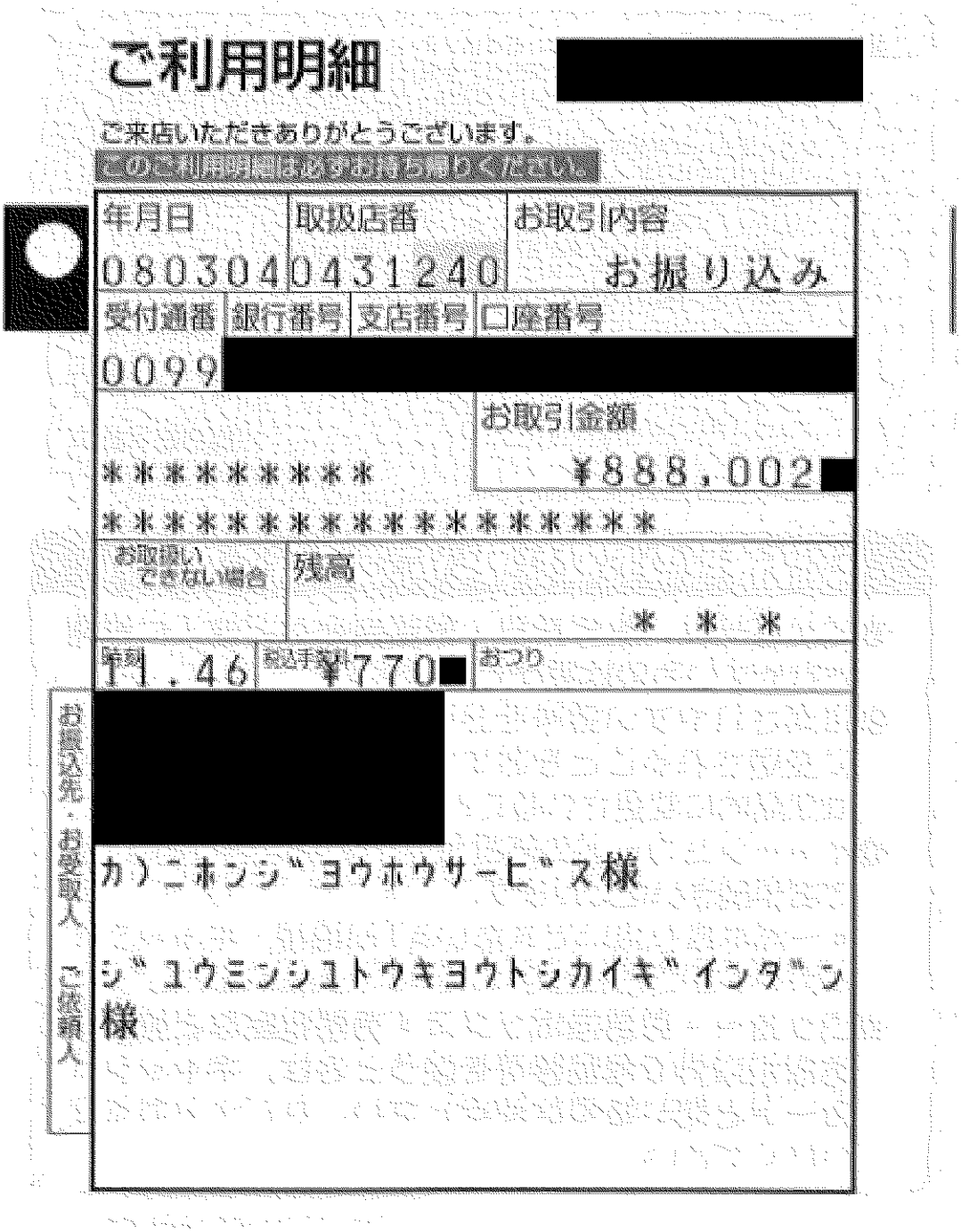
03-008 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月４日 | 支出額 | 888,772 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 888,772 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース８９号　ポスティング代 | | |
| 備考 | 振込手数料 770 円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-008 (2/4)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

この ご利用明細 は必ずお持ち帰りください

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 080304 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0099 | [redacted] | | |

| | お取引金額 |
|---|---|
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | ¥888,002 [redacted] |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 時刻 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 11:46 | ¥770 [redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

カ）ニホンシ゛ヨウホウサービ゛ス様

シ゛ユウミンシユトウキヨウトシカイキ゛インタ゛ン
様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-008 (3/4)

お取引先　者位

（有）日本情報サービス　行
ＦＡＸ０７５－６４４－９５７４

発注締切日　前半　月　日　後半　月　日
納品締切日　前半　月　日　後半　月　日　※締切りを過ぎるとご希望に添えない場合がございます

【 2026 年 1月度配布分】

## 発注書

管理 NO

| 1. 配布期間 | 京都市内 前半配布<br>（1 日～15 日)予備日 3 日間 | 京都市内 後半配布<br>（16 日～月末)予備日 3 日間 | 京都府下配布<br>（21 日～月末） |
|---|---|---|---|
| 2. 配布希望コース<br>※必ず行政区をご記入下さい | | 伏見区・西京区・右京区<br>1月18日～2月15日 | |
| 予備エリア<br>（予めご指定下さい） | | | |
| ご希望欄 | | | |
| 3. 配布枚数 | 230650 枚 | | |
| 4. 広告サイズ | B5 B4 B3 B2 A4 A3 ハガキ　備考(　タブロイド　) | | |
| チラシ名 | 議員団ニュース | | |
| 5. 内職作業 | A)有り　B)無し　加工内容　( 折り セット 封入れ その他: ) | | |
| 6. 広告納品日 | A)引取り日時(　※)　引取り先 (　※)<br>B)直送・持参(　)　※ご希望に添えない場合もございます | | |
| 7. 配布単価 | 配布単価(税抜き) ¥　3.5　(内職単価¥　) | | |
| 8. 配布金額 | ¥　888,002　(消費税込み) | | |
| 9. 振込者名 | | | |

発注ご依頼者(請求先の住所をご記入下さい) ※発注内容をご確認の上、サイン捺印頂き正式受注となります

| 貴社名(貴店名) | 自由民主党 京都市会議員団　ご担当者名( [redacted] ) |
|---|---|
| ご住所 | 〒604-8571 京都市中京区寺町通 御池上ル上本能寺前町 488 [redacted] |
| ご連絡先 | 1. TEL 075-222-3718　2. FAX 075-257-3091 |
| メールアドレス | (アドレス:・ [redacted] |

弊社使用欄

| 確認欄 | |
|---|---|
| 新規・既存・その他(　) | |
| 営業 | 事務 |
| ㊞ | ㊞ |

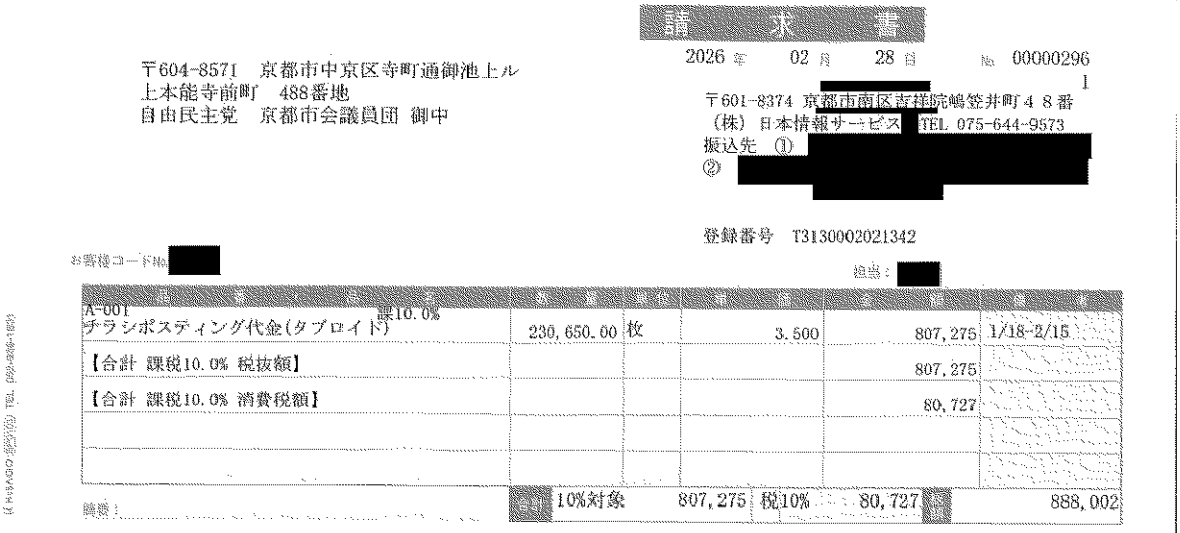
（有）日本情報サービス

確認事項:
- 955 自動掲載　有 ・ 無
- ポスティング通信案内　有 ・ 無
- 配布報告　WEB ・ メール ・ FAX
- ご請求スパン　配布月末 ・ その他(　)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-008 (4/4)



請　求　書

2026 年 02 月 28 日　No. 00000296-1

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上ル
上本能寺前町　488番地
自由民主党　京都市会議員団 御中

〒601-8374 京都市南区吉祥院嶋笠井町４８番
（株）日本情報サービス　TEL 075-644-9573
振込先 ①
②

登録番号　T3130002021342

お客様コード No.

担当：

| 品番・品名・摘要 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| A-001<br>チラシポスティング代金(タブロイド)　課10.0% | 230,650.00 | 枚 | 3.500 | 807,275 | 1/18-2/15 |
| 【合計 課税10.0% 税抜額】 | | | | 807,275 | |
| 【合計 課税10.0% 消費税額】 | | | | 80,727 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 摘要： | 合計 | 10%対象 | 807,275 | 税10% | 80,727 | 計 | 888,002 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

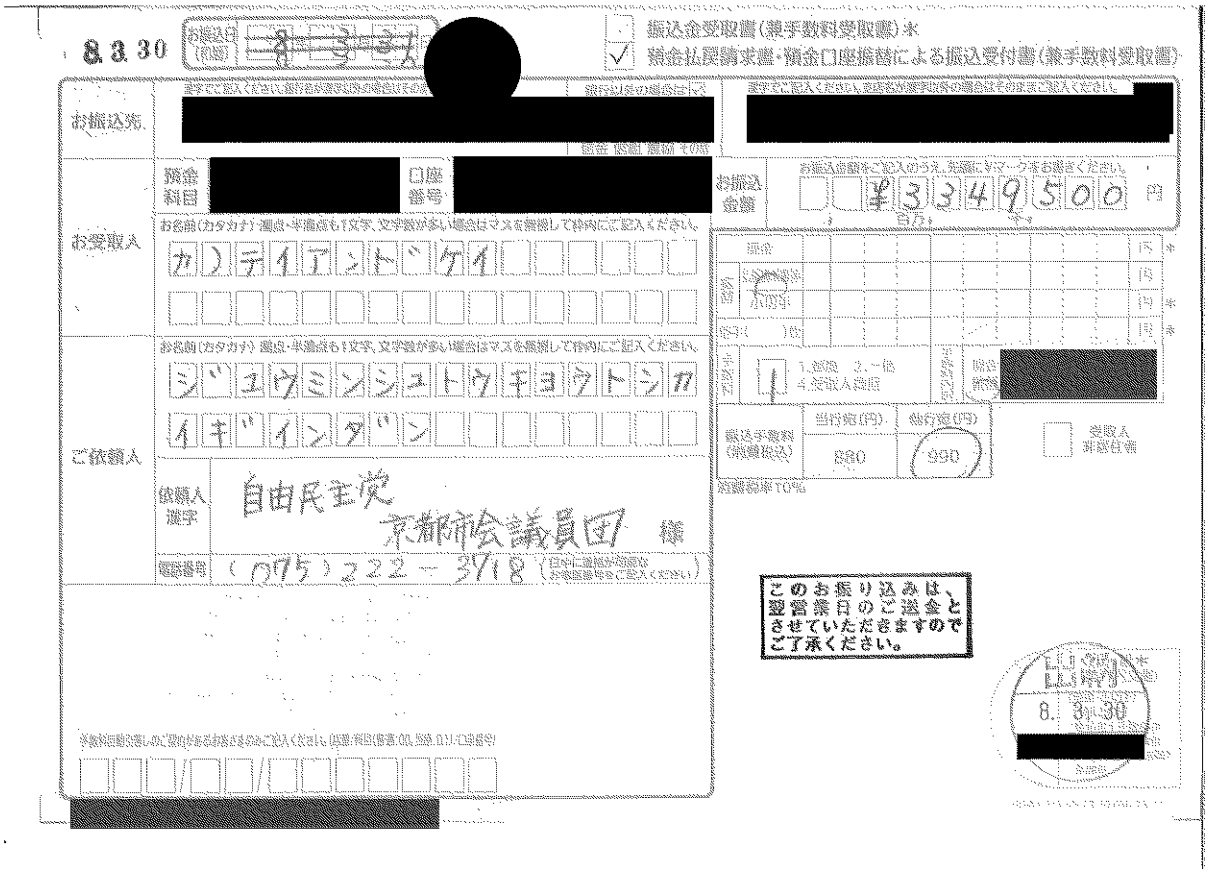
03-009 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月30日 | 支出額 | 3,350,490 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 3,350,490 円 |
| 細目 | 印刷費 | 按分率 | |
| 摘要 | 市会報告２９号　制作費 | | |
| 備考 | 振込手数料９９０円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-009 (2/4)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-009 (3/4)

お客様コードNo. [redacted]

６０４－８５７１

京都市中京区寺町御池上ル

自由民主党京都市会議員団 御中

TEL:075-222-3718 FAX:075-257-3091

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

## 請　求　書

No. 2

26年 3月 29日 締切分 (99)

登録番号：T3130001021715

株式会社 ティ・アンド・ケイ [redacted]

〒604-0864

京都市中京区両替町通夷川上ル

松竹町135-2 [redacted]

TEL 075-256-5556 FAX 075-256-5593

お振込みは下記銀行へお願いいたします

[redacted]

（口座名） 株式会社 ティアンドケイ

※明細欄は税別金額です

| 前回御請求額 | 御入金額 | | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 3,349,500 | ¥3,349,500 | | |

| 作業日付 | 伝票№ | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 26/ 3/29 | 6403 | 『市会報告Vol29』新聞広告掲載費一式 | | | | |
| | | 京都新聞　京都市内版15段カラー掲載費 | 1 | | | 2,795,000 |
| | | ※2026年3月29日（日）掲載 | | | | |
| | | 上記原稿制作費(ﾃﾞｻﾞｲﾝ・校正・出稿ﾃﾞｰﾀ) | 1 | | | 250,000 |
| | | 【税別御買上計10.0%】 | | | | 3,045,000 |
| | | 消費税等10.0% | | | | 304,500 |
| | | 【合　　計】 | | | | 3,349,500 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-009 (4/4)

## お見積書

2026年３月２日（月）

自由民主党京都市会議員団　御中

㈱ティ・アンド・ケイ
京都市中京区両替町通夷川上ル
松竹町１３５番地の２
TEL (075)256-5556
FAX (075)256-5598

件名 『市会報告』 発行費用一式

下記の通り、お見積り申し上げます。

| 品　　名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ■新聞広告掲載費 | | | |
| 京都新聞3月30日朝刊　15段（全頁）カラー | 1 | | ¥2,795,000 |
| ※京都市内版切替 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ■原稿制作費 | | | |
| タブロイド版　4頁（デザイン・校正一式） | | 1 | ¥250,000 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | ¥3,045,000 |
| 消費税（10%） | | | ¥304,500 |
| 合　　計 | | | ¥3,349,500 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

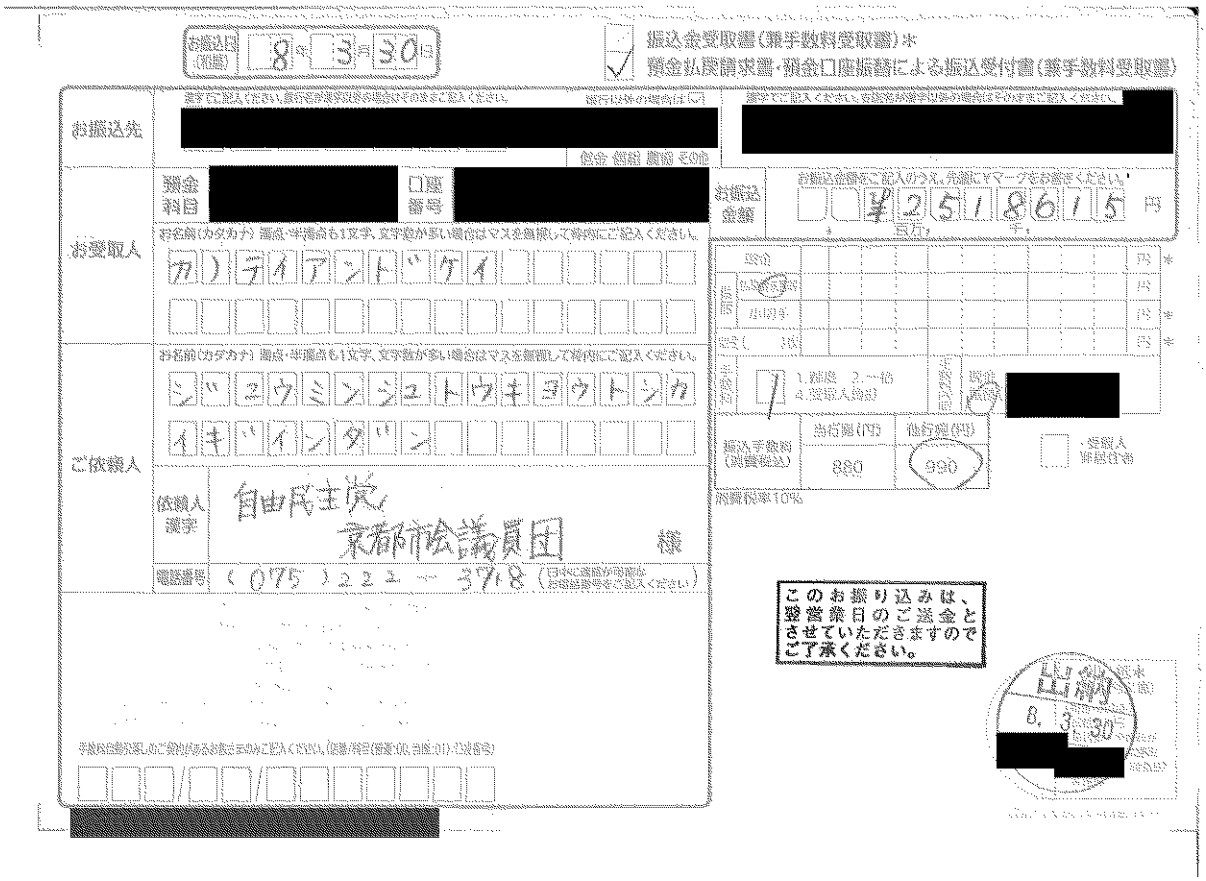
03-010 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月30日 | 支出額 | 2,519,605 円 |
| 項目 | 広報広聴費 | 充当額 | 2,519,605 円 |
| 細目 | 印刷費 | 按分率 | |
| 摘要 | 議員団ニュース９０号　制作費 | | |
| 備考 | 振込手数料990円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (2/7)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (3/7)

## 請　求　書

No. 1

お客様コードNo. [redacted]

26年 3月 28日 締切分 (99)

６０４－８５７１

登録番号：T3130001021715

株式会社 ティ・アンド・ケイ [redacted]

〒604-0864

京都市中京区寺町御池上ル

京都市中京区両替町通夷川上ル [redacted]

松竹町135-2

TEL 075-256-5556 FAX 075-256-5598

お振込みは下記銀行へお願いいたします。

自由民主党京都市会議員団 御中

[redacted]

TEL:075-222-3718 FAX:075-257-3091

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

（口座名） 株式会社 ティアンドケイ

※明細欄は税別金額です。

| 前回御請求額 | 御入金額 | | 繰越金額 | 御買上額 | 今回御請求額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 2,518,615 | ¥2,518,615 | | |

| 伝票日付 | 伝票No. | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 26/ 3/28 | 6402 | 『市会議員団ニュース90』発行費用一式 | | | | |
| | | ○印刷費　ブランケット版（二つ折り） | 340,000 | 部 | 4.00 | 1,360,000 |
| | | ※182,000部十字折、10,000部DM折 | | | | |
| | | ○上記原稿制作費B4×4頁 | 1 | | | 250,000 |
| | | ﾃﾞｻﾞｲﾝ・校正～出稿用データ作成一式 | | | | |
| | | ○新聞折込費　B3版　二つ折 | 147,750 | 部 | 4.60 | 679,650 |
| | | 3月28日（土）京都市内の京都新聞 | | | | |
| | | 【税別御買上計10.0%】 | | | | 2,289,650 |
| | | 消費税等10.0% | | | | 228,965 |
| | | 【合　　計】 | | | | 2,518,615 |

PA01-1 03 アクセル

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (4/7)



No. 828182825

## 配布証明書

発行日： 2025年9月30日

[redacted]

株式会社[redacted]

〒[redacted]

TEL：06-6233-1290 FAX：06-6233-[redacted]

プロジェクション室 [redacted]

自民党京都市会議員団　御中

下記の通り配布を完了致しましたのでご報告申し上げます

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 依頼主 | 自民党京都市会議員団 | 様 | 折込日 | 2025年10月28日（日） | サイズ | B３ | 総部数 | 147,750 | 枚 |
| タイトル | 市会議員団ニュース | | 全体配布コメント | | | | 請求先 | | 様 |

| 折込新聞 | | | 京都新聞 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 |
| 京都市　北区 | | | 地区計 | 15,200 | | （ | 15,200 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 北大路 | 3,500 | 3,500 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 衣笠 | 5,250 | 5,250 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 紫竹 | 3,400 | 3,400 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 上賀茂 | 3,050 | 3,050 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 15,200 | 15,200 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　上京区 | | | 地区計 | 11,400 | | （ | 11,400 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 堀川 | 2,700 | 2,700 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 西陣 | 6,100 | 6,100 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 堀川 | 2,600 | 2,600 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 11,400 | 11,400 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　中京区 | | | 地区計 | 8,500 | | （ | 8,500 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 朱雀 | 3,400 | 3,400 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 仁和 | 1,300 | 1,300 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 御所南 | 3,800 | 3,800 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 8,500 | 8,500 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　下京区 | | | 地区計 | 7,850 | | （ | 7,850 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 京都東南 | 3,750 | 3,750 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 吉祥 | 2,650 | 2,650 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 西七条 | 1,450 | 1,450 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 7,850 | 7,850 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　左京区 | | | 地区計 | 12,950 | | （ | 12,900 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 下鴨 | 2,150 | 2,150 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 修学院 | 5,900 | 5,900 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 岩倉 | 2,700 | 2,700 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 細原寺道 | 2,250 | 2,250 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 12,950 | 12,900 | | | | | | | | | | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (5/7)



No. 0281624E5

## 配布証明書

発行日： 2024年3月30日

[redacted]

株式会社[redacted]コネクト大阪
[redacted]事社
TEL:06-6225-[redacted] FAX:06-6225-[redacted]
ソリューション部 [redacted]

自民党京都市会議員団　御中

下記の通り配布業務が終了しましたのでご報告申し上げます

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 依頼主 | 自民党京都市会議員団 | 様 | 搬入日 | 2024年03月28日 (土) | サイズ | B5 | 総部数 | 14千 750 | 枚 当たり |
| タイトル | 市会議員団ニュース | | 全体配布コメント | | | | 請求先 | | 様 |

| 個別指定 | | | 一般新聞 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 |
| 京都市　左京区 | | | 地区計 | 23,600 | | （ | 23,600 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 西大路 | 5,200 | 5,200 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 御陵 | 5,750 | 5,750 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 鞍馬 | 2,150 | 2,150 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 西京極 | 4,200 | 4,200 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 御室 | 2,150 | 2,150 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 古知平安 | 4,550 | 4,550 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 出雲路 | 1,600 | 1,600 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 25,600 | 25,600 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　西京区 | | | 地区計 | 14,050 | | （ | 14,050 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 桂 | 5,350 | 5,350 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 上桂 | 8,850 | 8,850 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 洛西竹林 | 4,850 | 4,850 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 19,050 | 19,050 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　南区 | | | 地区計 | 11,200 | | （ | 11,200 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 吉祥院 | 2,200 | 2,200 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 唐橋 | 3,300 | 3,300 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 九条烏丸 | 4,000 | 4,000 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 入佐 | 1,700 | 1,700 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 11,200 | 11,200 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市　東山区 | | | 地区計 | 5,350 | | （ | 5,350 | ） | | | | | | | | | |
| | | | 東山五条 | 5,350 | 5,350 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 5,350 | 5,350 | | | | | | | | | | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (6/7)



No. 028182536

## 配布証明書

発行日： 2026年3月30日

[redacted]

株式会社朝日プリンティング大阪
[redacted]本社
TEL:06-6226-1200 FAX:06-6226-1222
ソリューション部 [redacted]

日民京都市会議員選 御中

下記の通り配布を完了致しましたのでご報告申し上げます

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 依頼主 | 自民党京都市会議員団 | 様 | 折込日 | 2026年03月28日(土) | サイズ | B3 | 総部数 | 147,750 | 部 | 組当部 | |
| タイトル | 市会議員団ニュース | | 全体配布コメント | | | | 請求先 | | | | 様 |

| 朝日新聞 | | | 読売新聞 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 | 店名 | 基本部数 | 配布数 |
| 京都市 山科区 | | | 地区計 | 43,800 | | ( | 12,250 | ) | | | | | | | | | |
| | | | 山科 | 1,700 | 1,700 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 四ノ宮 | 2,300 | 1,725 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 御陵 | 1,400 | 1,400 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 山科大石 | 1,800 | 1,800 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 東野 | 1,900 | 1,900 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 山科南 | 1,400 | 1,400 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 山科中 | 1,800 | 1,800 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 13,800 | 12,250 | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 伏見区 | | | 地区計 | 26,700 | | ( | 24,000 | ) | | | | | | | | | |
| 桃山南口 | 2,000 | 1,000 | 醍醐 | 4,650 | 4,650 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 伏見 | 4,200 | 4,200 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 神川 | 4,850 | 4,850 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 伏見南 | 1,700 | 1,700 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 桃山北 | 2,200 | 2,200 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 六地蔵 | 5,800 | 5,800 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 醍醐北 | 1,050 | 1,050 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 石田 | 3,400 | 3,400 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 桃山南 | 800 | 800 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 24,750 | 23,000 | | | | | | | | | | | | |
| 宇治市 | | | 地区計 | 2,600 | | ( | 150 | ) | | | | | | | | | |
| | | | 蔵泉 | 2,600 | 150 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 2,600 | 150 | | | | | | | | | | | | |
| 城陽市・久御山 | | | 地区計 | 3,750 | | ( | 300 | ) | | | | | | | | | |
| | | | 久御山 | 750 | 300 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | 1,750 | 300 | | | | | | | | | | | | |
| 新聞計 | 2,000 | 1,000 | 新聞計 | 102,850 | 146,750 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総合計 | 154,850 | 147,750 | | | | | | | | | | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

03-010 (7/7)

## 納品書

No： 055706 － 0

発行日： 2026年3月19日

〒 604-0864
京都府京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町135-2
株式会社ティ・アンド・ケイ
TEL：075-256-5556 FAX：

自民党京都市会議員団 御中

毎度ありがとうございます。
本日、下記の通りお納め致しましたのでご査収ください。

| 製品No | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|---|---|---|---|
| 5550510 | 自民党京都『市』議会議員団ニュース | 4,350 部 | DM折 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

納入先名： 自民党京都市会議員団 御中　　納品日： 2026年3月27日 AM 時

納入場所： 604-8375 京都市中京区河原町御池 自民党京都市会議員団

TEL： 075-222-3718

特記事項：

## 受領書

No： 055706 － 0

発行日： 2026年3月19日

〒 604-0864
京都府京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町135-2
株式会社ティ・アンド・ケイ
TEL：075-256-5556 FAX：

自民党京都市会議員団 御中

| 製品No | 品 名 | 数 量 | 受領印 |
|---|---|---|---|
| 5550510 | 自民党京都『市』議会議員団ニュース | 4,350 部 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

納入先名： 自民党京都市会議員団 御中　　納品日： 2026年3月27日 AM 時

納入場所： 604-8375 京都市中京区河原町御池 自民党京都市会議員団

TEL： 075-222-3718

特記事項：

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 04-001 | 12.11 | 要請・陳情活動費 | 出張経費 | 令和８年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望行動 | 973,550 | 934,450 |
| 合計 | | | | | | 934,450 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (1/18)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月11日 | 支出額 | 973,550 円 |
| 項目 | 要請・陳情活動費 | 充当額 | 934,450 円 |
| 細目 | 出張経費 | 按分率 | |
| 摘要 | 令和８年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望行動 | | |
| 備考 | | | |

第８号様式（第５条関係）

# 支 出 調 書 兼 出 張 記 録 書

会派名　自由民主党京都市会議員団

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支出年月日 | ７　年　１２　月　１１日 | 整理№ | 1 |
| 使途項目 | 調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 | | |
| 期間 | ７　年　１１月　１９日　～　　７年　１１月　２０日 | | |
| 調査目的<br>市政との関連性 | 京都市が国に提出した「令和８年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望」の内容を踏まえ、二元代表制の一翼を担う京都市会において最大会派である自由民主党京都市会議員団として、所管省庁等に対し、提案・要望事項の実現に向けた直接の要請活動を行ったものである。 | | |
| 調査先<br>その選定理由 | 提案・要望項目を所管する国省庁の部局等を選定<br>内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省、文化庁、総務省、国土交通省、観光庁、法務省、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、環境省 | | |
| 調査項目 | 1. 地方交付税の必要額の確保<br>2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の十分かつ安定的な予算確保など、「地方創生2.0」における地域の主体的な取組の支援<br>3. 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実（市バス等の市民優先価格の実現に向けた支援、「民泊」に関する課題検証及び制度見直しなど）<br>4. 文化芸術に対する一層の支援等（文化庁予算の抜本的拡充、文化財保存等に係る財政支援の一層の充実、国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置など）<br>5. 中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援<br>6. グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実<br>7. 「地方拠点強化税制」の適用期限の延長及び「拡充型」の区域設定の見直しによる、京都市全域への優遇対象拡大<br>8. 都市再生緊急整備地域における官民連携による都市再生を加速するための支援（京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置など）<br>9. 教育環境の充実（教員不足解消と働き方改革に向けた環境改善、学校の空調設備や給食施設の整備への財政支援、国における小中学校の給食費無償化の早期実現など）<br>10. 子ども・子育て支援の充実（保育士配置基準や処遇の改善、多子世帯をはじめとした保育所等の利用者負担軽減など）<br>11. 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援（訪問系の障害福祉サービスにおける十分な財政支援など）<br>12. 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処 | | |

| | |
|---|---|
| | 遇水準の維持<br>13. 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決<br>14. 新たな脱炭素技術を地域に導入する取組への支援など、2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化<br>15. 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等（バス事業者の担い手不足に対する支援、自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実など）<br>16. 市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援<br>17. 防災・減災対策事業に係る地方債の延長<br>18. 安心･安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進<br>19. 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築<br>20. 上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援（上下水道事業における国土強靭化のための財源の確保など）<br>21. 避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的かつ恒久的な支援制度の創設<br>22. 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承の推進に向けた税制の充実<br>23. 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討<br>24. 原油価格・物価高騰等を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実 |
| 調　査　手　法 | 提案・要望項目を所管する国省庁等を訪問し、局長、次長等に対し直接要請した。 |
| 調　査　結　果 | （調査によって得た知見・成果）<br>本市の抱える課題の解決や施策の一層の充実を図るためには、国の制度や予算が地方自治体の実情を的確に踏まえたものとなることが重要である。<br>　このため、京都市会では、地域の現場を熟知する議員が、基礎自治体の代表として国の関係省庁を訪問し、本市の課題や要望事項について直接申し入れを行った。<br>　議員が自らの言葉で国の幹部職員に対して訴えることにより、地方の視点を国の政策に反映させる意義を改めて認識するとともに、面談を通じて国の現状認識や今後の施策の方向性等について理解を深めることができた。<br>　今後も、国との連携を一層強化し、要望事項の実現及び本市施策の着実な推進に向けて、引き続き取り組んでいく。<br>（収集した資料） |

注１　使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
　２　支出年月日は、当該活動に要した全ての支出が完了した日を記入してください。

| | 行　　程 | 内容、費用の積算内訳等 | 費用（円） |
|---|---|---|---|
| 行 程 ・ 費 用 | 11月19日 | 交通費（新幹線）<br><br>京都⇔東京 往復<br>グリーン指定席<br>往路 19,040×18名＝342,720円<br>復路 19,040×17名＝323,680円<br>振込手数料　　440円<br><br>※復路について<br>谷口議員は、20日に開催された「政令指定都市令和８年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」会議に出席したため、帰路分の交通費は市会事務局より支給され、本項における復路の対象人数は１名減となっている。<br>※詳細は別紙「交通費 領収書(新幹線代)」へ | 666,840 |
| | 〃 | 交通費（タクシー代）<br><br>※詳細は別紙「交通費（タクシー代）」へ | 11月20日分に合算して記載 |
| | 11月19～20日 | 宿泊費<br>アパホテル国会議事堂前<br>スタンダード朝食付プラン<br>17,000円×17名＝289,000<br>宿泊税<br>100円×17名＝ 1,700円<br>宿泊費　　290,700円<br>振込手数料<br>770円<br>総額　291,470円<br><br>旅費条例上限<br>14,800円×17【１７名の宿泊費上限】 ＋770円【振込手数料】<br>＝　252,370円<br>旅費条例との差額39,100円は<br>団運営の口座より支出 | 291,470<br><br>うち<br>政務活動費<br>支出<br>252,370円 |
| | 11月20日 | 交通費（タクシー代）<br>総合計　14,800円<br>振込手数料 440円<br><br>※詳細は別紙「交通費（タクシー代）」へ | 15,240円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">合　　計</td><td>973,550</td></tr>
<tr><td>按 分 割 合</td><td></td><td>政務活動費支出額</td><td>934,450</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">※　団を代表して以下の１８名（３班体制）が要請<br>1班：加藤昌洋議員、さくらい泰広議員、田中明秀議員、田中たかのり議員、<br>寺田一博議員、平山たかお議員、山本しゅうじ議員<br>2班：井上与裕議員、富きくお議員、橋村芳和議員、みちはた弘之議員、<br>森田守議員<br>3班：しまもと京司議員、谷口みゆき議員、津田大三議員、西村義直議員、<br>椋田隆知議員、山本恵一議員<br>※椋田議員は、翌日の関西広域連合会議出席のため２日目は参加せず、１日目のみ参加。<br><br>・現地での電車移動について<br>事務的な負担を軽減する目的で今回の出張に関しては現地での電車移動に係る交通費は議員の実費負担とする。<br><br>・現地でのタクシー移動について<br>要望先にお渡しする機密資料の運搬や効率的に省庁を訪問する目的で使用し、数名ずつ乗り合わせしている。ホテルから省庁への往路及び省庁間の移動にのみに政務活動費より支出し、復路分は議員の実費負担とする。<br>使用区間等の詳細は、別紙「タクシー代一覧」及び「タクシーチケットイメージ」に記載のとおりである。</td></tr>
</table>

（領収書等貼付欄）

別紙へ貼付け

| |
|---|
| |

注１　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。
　２　会派で出張を行った場合は、参加者の氏名を備考欄に記載してください。

令和７年１１月１８日時点

# 省庁への要望行程＜第１日目（１１月１９日（水））＞

【集　合】　９時０５分　京都駅新幹線八条口　集合

※昼食は、新幹線車中でお願いします。

【移　動】　９時２１分　京都駅　発（新幹線のぞみ４号）　⇒　１１時３３分　東京駅　着

【移　動】１１時５７分　東京駅　発（東京メトロ丸ノ内線）　⇒　１２時０３分　国会議事堂前駅　着　⇒（徒歩７分）⇒　ホテル　着

※集合場所は別紙地図を参照ください。

※手荷物はホテルにお預けください。

【移　動】

| 第１班（第２分科会委員） | 第２班（第３分科会委員） | 第３班（第１分科会委員） |
|---|---|---|
| **集合場所：総務省（２号館）正面（桜田通側）** | **集合場所：法務省正面（日比谷公園側）** | **集合場所：内閣府正面（首都官邸側）** |
| **集合時間：１３時００分** | **集合時間：１３時００分** | **集合時間：１２時５０分** |
| ・ホテルから総務省２号館までは、地下鉄（丸ノ内線又は千代田線）でも行けますが、１区間のため、タクシーが便利です。<br>※地下鉄（千代田線）の場合<br>国会議事堂前駅　１２時４７分発<br>霞ヶ関駅　１２時４８分着<br>霞ヶ関駅→集合場所まで徒歩５分<br>・上記、集合場所にて、東京事務所所長の竹内がお出迎えします。<br>【緊急連絡先】[redacted] | ・ホテルから法務省までは、地下鉄（丸ノ内線又は千代田線）でも行けますが、１区間のため、タクシーが便利です。<br>※地下鉄（丸ノ内線）の場合<br>国会議事堂前駅　１２時４７分発<br>霞ヶ関駅　１２時４８分着<br>霞ヶ関駅→集合場所まで徒歩５分<br>・上記、集合場所にて、東京事務所次長の長﨑がお出迎えします。<br>【緊急連絡先】[redacted] | ・ホテルから内閣府正面までは、徒歩８分です。<br>・上記、集合場所にて、東京事務所次長の齊藤がお出迎えします。<br>【緊急連絡先】[redacted] |

【要　望】各班のスケジュールは別紙のとおり

【夕　食】１８時００分～

頤和園（いわえん）　霞が関店　≪電話：０３－３５０１－３２２２≫

（東京都千代田区霞が関３丁目 2-6 東京倶楽部ビルディング３階）

※　近隣の溜池山王店とお間違えのないようご注意ください。

【宿泊先】アパホテルプライド（赤坂国会議事堂前）　≪電話：０５７０－０５７－７１１≫

令和７年１１月１８日時点

# 省庁への要望行程＜第２日目（１１月２０日（木））＞

※チェックアウト後も大きな手荷物はホテルに預かっていただけます。

※集合場所は別紙地図を参照ください。

【移　動】

**第１班（第２分科会委員）**

**集合場所：国交省（３号館）正面（国会議事堂側）**

**集合時間：１０時１５分**

・ホテルから国交省３号館までは、地下鉄（丸ノ内線又は千代田線）でも行けますが、１区間のため、タクシーが便利です。

※地下鉄（千代田線）の場合
国会議事堂前駅　　９時５９分発
霞ヶ関駅　　１０時００分着
霞ヶ関駅→集合場所まで徒歩７分

・上記、集合場所にて、東京事務所所長の竹内がお出迎えします。
【緊急連絡先】[redacted]

**第２班（第３分科会委員）**

**集合場所：経産省本館正面玄関（桜田通側）**

**集合時間：１０時１０分**

・ホテルから経産省本館までは、地下鉄（丸ノ内線又は千代田線）でも行けますが、１区間のため、タクシーが便利です。

※地下鉄（千代田線）の場合
国会議事堂前駅　９時５９分発
霞ヶ関駅　　１０時００分着
霞ヶ関駅→集合場所まで徒歩３分

・上記、集合場所にて、東京事務所次長の長﨑がお出迎えします。
【緊急連絡先】[redacted]

**第３班（第１分科会委員）**

**集合場所：アパホテルロビー**

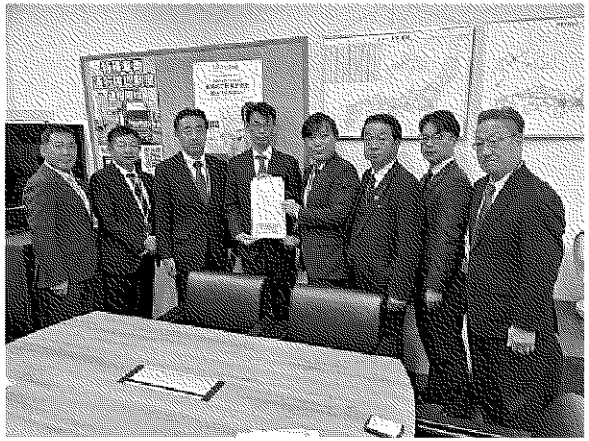
**集合時間：１０時００分**

・上記、集合場所にて、東京事務所次長の齊藤がお出迎えします。
【緊急連絡先】[redacted]

【要　望】各班のスケジュールは別紙のとおり

※要望終了後、ホテルにお預けになった手荷物を取りに戻ります。

【移　動】２１時２４分　東京駅　発（新幹線のぞみ２７３号）　⇒　２３時３１分　京都駅　着
※便宜的に最終電車を手配しています。適宜、変更手続きをお願いします。





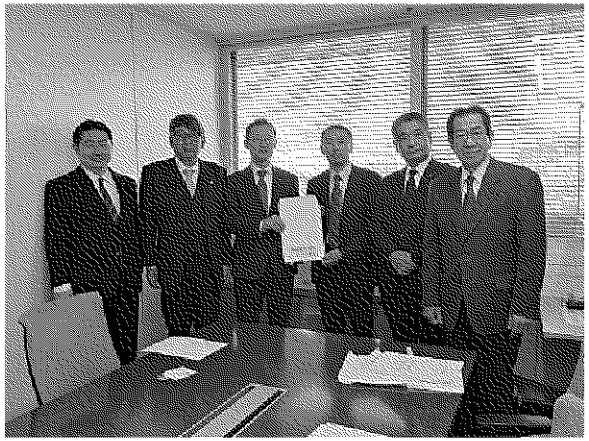


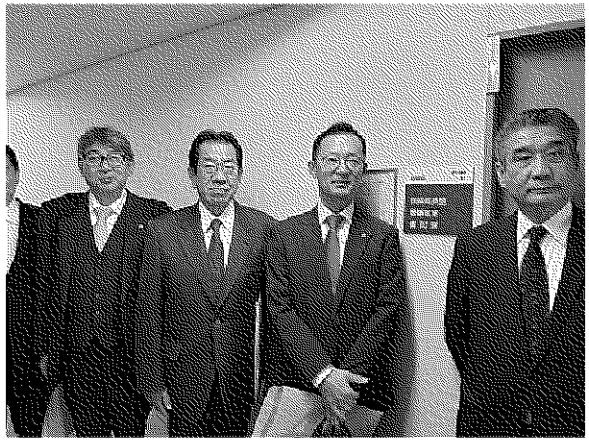








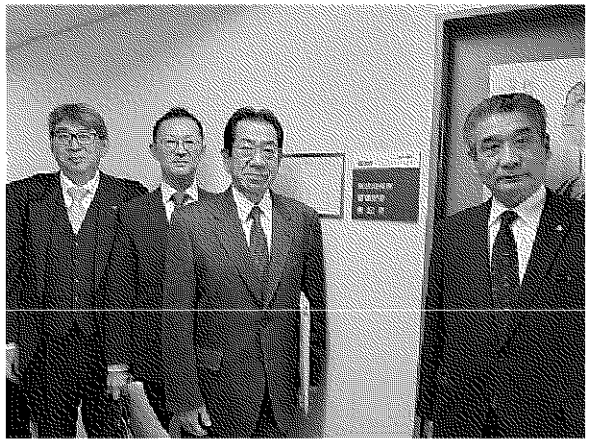


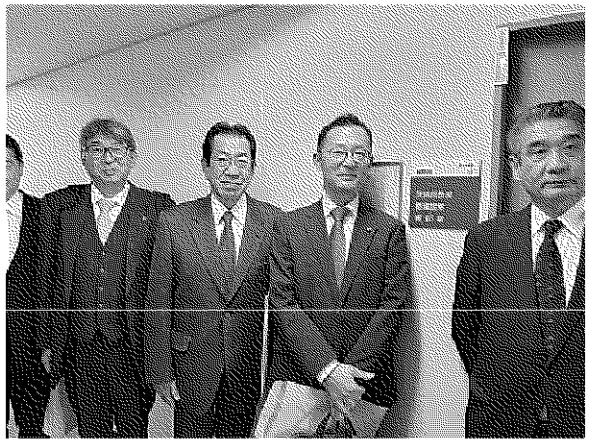








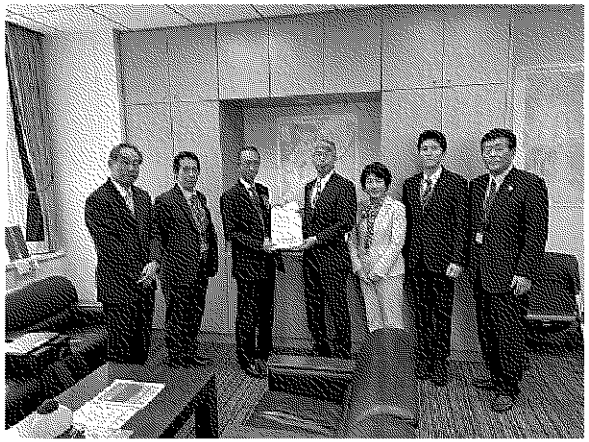




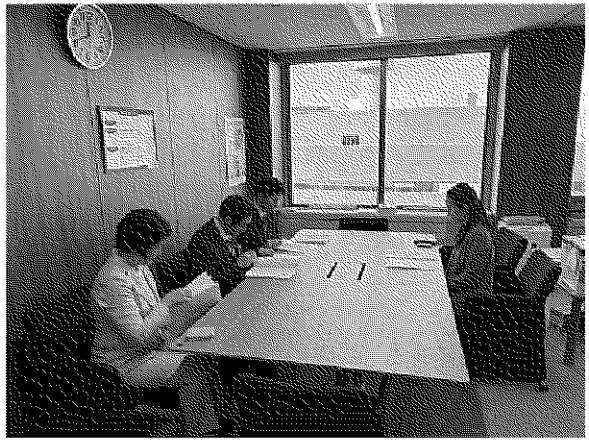
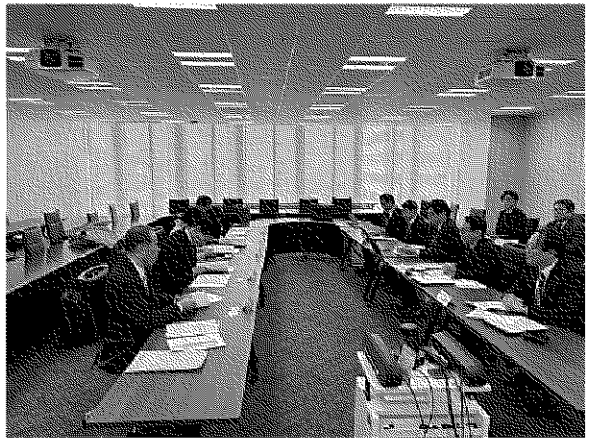












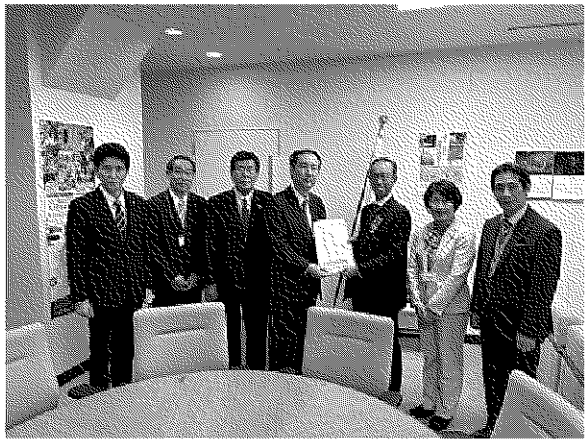






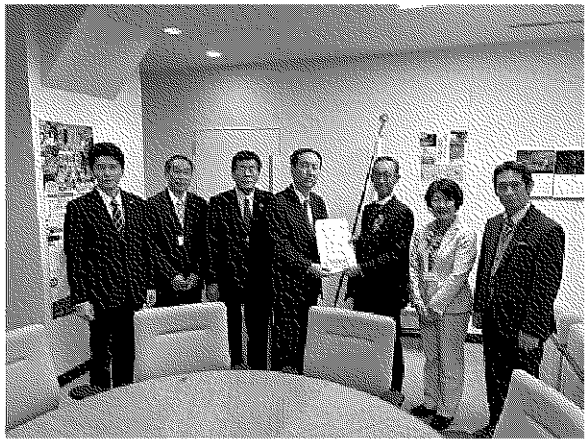












# １１／１９（水）令和７年度実施　自民党市議団　秋要望　タイムスケジュール

251113現在

| 時間 | 1班 | | | 加藤(昌)議員、さくらい議員、出中(昭)議員、出中(い)議員、寺田議員、平山(た)議員、山本(し)議員 | 随行：竹内所長 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 訪問先等 | | | | 備　考 |
| | 建物 | フロア | 職名・氏名 | | |
| 10:00 | | | | | |
| 10:10 | | | | | |
| 10:20 | 【集合時間】13時00分 | | | | |
| 10:30 | 【集合場所】総務省（2号館）正面（桜田通側） | | | | |
| 10:40 | 【緊急連絡先】[redacted] | | | | |
| 10:50 | | | | | |
| 11:00 | | | | | |
| 11:10 | | | | | |
| 11:20 | | | | | |
| 11:30 | | | | | |
| 11:35 | | | | | |
| 11:50 | | | | | |
| 12:00 | | | | | |
| 12:10 | | | | | |
| 12:20 | | | | | |
| 12:30 | | | | | |
| 12:40 | | | | | |
| 12:50 | | | | | |
| 13:00 | | | | | |
| 13:10 | 2号館 | 6階 | 総務省<br>出口　和宏　　自治財政局長 | | |
| 13:20 | | | | | |
| 13:30 | 2号館 | 4階 | 総務省<br>小川　康則　自治行政局長 | | |
| 13:45 | 2号館 | 4階 | 総務省<br>坂越　健一　官房審議官 | | |
| 13:50 | | | | | |
| 14:00 | | | | | |
| 14:15 | 3号館 | 1階 | 国土交通省<br>中井　淳一　水管理・国土保全局次長 | | |
| 14:25 | （代文は、林　水管理・国土保全局長補） | | | | |
| 14:35 | 3号館 | 6階 | 国土交通省<br>田島　聖一　官房審議官（鉄道） | | |
| 14:45 | （代文は、五十嵐　鉄道局長補） | | | | |
| 14:50 | 3号館 | 3階 | 国土交通省　総合政策局<br>福島　敦郷　地域交通課長 | | |
| 15:00 | （代文は、池光　小規交通政策室長補） | | | | |
| 15:10 | | | | | |
| 15:20 | | | | | |
| 15:30 | | | | | |
| 15:40 | 2号館 | 15階 | 観光庁<br>木村　典央　次長 | | |
| 15:50 | | | | | |
| 16:00 | | | | | |
| 16:10 | 3号館 | 6階 | 国土交通省<br>中田　裕人　都市局長 | | |
| 16:20 | | | | | |
| 16:30 | 3号館 | 5階 | 国土交通省<br>鈴木　章一郎　人事課長 | | |
| 16:40 | | | | | |
| 16:50 | | | | | |

| 時間 | 2班 | | | 井上議員、宮議員、梅村議員、みちはた議員、森出(宏)議員 | 随行：長場次長 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 訪問先等 | | | | 備　考 |
| | 建物 | フロア | 職名・氏名 | | |
| 10:00 | | | | | |
| 10:10 | 東京事務所　TEL03-6551-2671 | | | | |
| 10:20 | 【集合時間】13時00分 | | | | |
| 10:30 | 【集合場所】法務省正面（日比谷公園側） | | | | |
| 10:40 | 【緊急連絡先】[redacted] | | | | |
| 10:50 | | | | | |
| 11:00 | | | | | |
| 11:10 | | | | | |
| 11:20 | | | | | |
| 11:30 | | | | | |
| 11:40 | | | | | |
| 11:50 | | | | | |
| 12:00 | | | | | |
| 12:10 | | | | | |
| 12:20 | | | | | |
| 12:30 | | | | | |
| 12:40 | | | | | |
| 12:50 | | | | | |
| 13:00 | 法務省 | 14階 | 法務省<br>日笠　和彦　矯正局長 | | |
| 13:10 | | | | | |
| 13:20 | | | | | |
| 13:30 | | | | | |
| 13:40 | 5号館 | 25階 | 環境省<br>中尾　豊　地域脱炭素推進審議官 | | |
| 13:50 | | | | | |
| 14:00 | | | | | |
| 14:10 | | | | | |
| 14:20 | | | | | |
| 14:30 | 5号館 | 20階 | 厚労省<br>森光敬子　医政局長（代理受領の可能性あり） | | |
| 14:40 | | | | | |
| 14:50 | | | | | |
| 15:00 | 5号館 | 18階 | 厚労省　黒田秀郎　老健局長 | | |
| 15:10 | 5号館 | 18階 | 厚労省　林　官房審議官 | | |
| 15:20 | | | | | |
| 15:30 | | | | | |
| 15:40 | | | | | |
| 15:50 | | | | | |
| 16:00 | | | | | |
| 16:10 | | | | | |
| 16:15 | | | | | |
| 16:30 | | | | | |
| 16:40 | | | | | |
| 16:50 | | | | | |

14：30～17：00の間で自然体、代理受領
かすやさん（厚労省　間　隆一郎　保険局長）
5号館17階

黒田局長は難しく、林官房審議官対応のみになる可能性大。お応できるかどうかについては、前日夜に連絡が入る予定

| 時間 | 3班 | | | しまもと議員、谷口議員、津出議員、西村議員、林出議員、山本(浪)議員 | 随行：三好次長 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 訪問先等 | | | | 備　考 |
| | 建物 | フロア | 職名・氏名 | | |
| 10:00 | | | | | |
| 10:10 | | | | | |
| 10:20 | 【集合時間】12時50分 | | | | |
| 10:30 | 【集合場所】内閣府正面（首相官邸側） | | | | |
| 10:40 | 【緊急連絡先】[redacted] | | | | |
| 10:50 | | | | | |
| 11:00 | | | | | |
| 11:10 | | | | | |
| 11:20 | | | | | |
| 11:30 | | | | | |
| 11:40 | | | | | |
| 11:50 | | | | | |
| 12:00 | | | | | |
| 12:10 | | | | | |
| 12:20 | | | | | |
| 12:30 | | | | | |
| 12:40 | | | | | |
| 12:50 | | | | | |
| 13:00 | 8号館 | 7階<br>711 | 内閣官房<br>海老原　諭　地域未来戦略本部事務局長 | | |
| 13:10 | | | | | |
| 13:20 | 8号館 | 3階 | 内閣府<br>横山　壮成　政策統括官（防災担当） | | |
| 13:30 | | | | | |
| 13:40 | | | | | |
| 13:50 | 永田町合同庁舎 | 7階 | 内閣府<br>高橋　謙司　地方創生推進事務局長 | | |
| 14:00 | | | | | |
| 14:10 | | | | | |
| 14:20 | | | | | |
| 14:30 | | | | | |
| 14:40 | | | | | |
| 14:50 | | | | | |
| 15:00 | | | | | |
| 15:10 | 文科省 | 15階 | 文科省<br>西株　正明　科学技術・学術政策局長 | | |
| 15:20 | | | | | |
| 15:30 | 文科省旧庁舎 | 5階 | 文化庁<br>日向　信和　次長 | | |
| 15:40 | | | | | |
| 15:50 | | | | | |
| 16:00 | 文科省 | 8階 | 文科省<br>堀野　晶三　審議官 | | |
| 16:10 | | | | | |
| 16:20 | 文化庁旧庁舎 | 4階 | 文科省<br>蝦名　喜之　大臣官房　文教施設企画・防災部長 | | |
| 16:30 | | | | | |
| 16:40 | | | | | |
| 16:50 | | | | | |

【都合ハス 確認】
国会議事堂前
↓
溜が関

対応者が確定しました

（代文は、望月　初等中等教育局長補）

# １１／２０（木）令和７年度実施　自民党市議団　秋要望　タイムスケジュール

25１１18現在

| 時間 | 1班 | 訪問先等 | | | 備考 | 時間 | 2班 | 訪問先等 | | | 備考 | 時間 | 3班 | 訪問先等 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 正森(昌)議員、ふくらい議員、田中(明)議員、田中(た)議員、寺田議員、平山(た)議員、山本(し)議員<br>随行：竹内所長 | 建物 | フロア | 職名・氏名 | | | 上野議長、富識員、根村議員、みちはた議員、森田(守)議員<br>随行：長崎次長 | 建物 | フロア | 職名・氏名 | | | しまもと議員、谷口議員、津田議員、西村議員、山本(恵)議員<br>随行：斎藤次長 | 建物 | フロア | 職名・氏名 | |
| | 【集合時間】10時15分<br>【集合場所】国土交通省（3号館）正面（国会議事堂側）<br>【緊急連絡先】[redacted] | | | | | | 【集合時間】10時10分<br>【集合場所】経済産業省本館正面玄関（桜田通側）<br>【緊急連絡先】[redacted] | | | | | | 【集合時間】10時00分<br>【集合場所】アパホテルロビー<br>【緊急連絡先】[redacted] | | | | |
| | | | | 東京事務所　TEL03-6551-2671 | | | | | | | | | | | | | |
| 10:00 | | | | | | 10:00 | | | | | | 10:00 | | | | 【東京メトロ南北線】<br>溜池山王<br>～<br>永田町 | |
| 10:10 | | | | | | 10:10 | | | | | | 10:10 | | | | | |
| 10:25 | 3号館 | 8階 | 国土交通省<br>石原　大　物流・自動車局長 | | | 10:20 | 経産本館 | 4階 | 経済産業省<br>伊吹　英明　製造産業局長 | | | 10:20 | | | | （議文は、幹 納部官房） | |
| 10:35 | | | | | | 10:30 | | | | | | 10:30 | 東京ガーデンプレイス紀尾井町 | 20階 | デジ庁<br>デジタル社会共通機能グループ<br>三橋審議官<br>国民向けサービスグループ<br>上仮屋 尚審議官、岡田 智裕審議官 | | |
| 10:40 | | | | | | 10:40 | 経産本館 | 8階 | 経済産業省<br>佐々木　啓介　大臣官房総括審議官 | | | | | | | （議文は、三浦 統括官室） | |
| 10:50 | | | | | | 10:50 | （議文は、畠山 経済産業政策局長宛） | | | | | 10:50 | | | | 【東京メトロ銀座線】<br>赤坂見附<br>～<br>虎ノ門 | |
| 11:00 | | | | | | 11:00 | 経産本館 | 15階 | 経済産業省<br>荒井　勝喜　通商政策局長 | | | 11:00 | | | | | |
| 11:05 | 3号館 | 2階 | 国土交通省<br>石井　宏幸　上下水道審議官 | | | 11:10 | | | | | | 11:10 | | | | | |
| 11:15 | | | | | | 11:20 | | | | | | 11:20 | 霞ヶ関ビル | 20階 | こども家庭庁<br>齋藤　蓉　支援局長 | | |
| 11:20 | 3号館 | 1階 | 国土交通省<br>石和田　二郎　道路局次長 | | | 11:30 | | | | | | 11:35 | 霞ヶ関ビル | 21階 | こども家庭庁<br>竹林成育局審議官 | | |
| 11:30 | （議文は、菅澤 道路局長宛） | | | | | 11:40 | 経産別館 | 6階 | 中小企業庁<br>山本　和徳　中小企業庁長次長 | | | 11:40 | | | （議文は、中村 成育局長宛） | | |
| 11:50 | | | | | | 11:50 | | | | | | 11:50 | | | | | |

対応者が確定しました

自民党京都市会議員団の要望活動　訪問先

2025/11/17時点

| 省庁 | 役職 | 氏名 | 要望書頁 | 項目（カッコ内の〇_つ目の丸数は、1提案・要望1つの記載箇所） | 場所 | 窓口 | 時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1班（第２分科会委員：加藤(昌)、さくらい、田中(明)、田中(た)、寺田、平山(た)、山本(し)） | | | | | | | |
| 総務省 | 自治行政局長 | 小川　康弘 | P56 | 13 システム標準化（１ 必要額の全額措置） | 2号館 4階 | [redacted] | 19日 13:30 |
| | 自治税務局長 | 出　　私広 | P4 | 1 地方交付税 | 2号館 6階 | [redacted] | 19日 13:10 |
| | | | P66 | 16 市バス・地下鉄（１①及び２① 支援制度の構築） | | | |
| | | | P70 | 17 地方債の延長 | | | |
| | 官房審議官 | 高原　剛 | ー | ー | 2号館 4階 | [redacted] | 19日 13:45 |
| 国土交通省 | 公共交通政策審議官→総合政策局　地域交通課長 | 池光　崇→塚嶋　敦郎 | P60 | 15 地域公共交通（３ 人創の取組、４ 幹線補助等、５ 交通空白解消） | 3号館 3階 | [redacted] | 19日 14:50 15:00 |
| | 都市局長 | 中田　裕人 | P70 | 3 観光（６ 交流結節点） | 3号館 6階 | [redacted] | 19日 16:10 16:20 |
| | | | P72 | 18 社会資本整備（街路・公園整備を所管） | | | |
| | | | P82 | 22 京町家等の保全・継承 | | | |
| | 下水道審議官 | 石井　宏幸 | P74 | 20 下水（１ 財源確保、２ 支援制度拡充、４ 可視化導入） | 3号館 2階 | [redacted] | 20日 11:05-11:15 |
| | 水管理・国土保全局長→次長 | 松　上道　→石井　浩 | P72 | 18 社会資本整備（河川整備を所管） | 3号館 1階 | [redacted] | 19日 14:15 14:25 |
| | 道路局長　→道路局次長 | 寺澤　敏文→石和田　二郎 | P72 | 18 社会資本整備（道路整備を所管） | 3号館 1階 | [redacted] | 20日 11:20-11:30 |
| | | | P73 | 19 道路ネットワーク | | | |
| | 物流・自動車局長 | 今原　人 | P70 | 3 観光（１ 非実優先価格） | 3号館 8階 | [redacted] | 20日 10:25-10:35 |
| | | | P60 | 15 地域公共交通（１ 担い手確保、２ 自転運転バス） | | | |
| | 鉄道局長　→官房審議官（鉄道） | 五十嵐　徹人→丁島　智一 | P66 | 16 市バス・地下鉄（２② 地下高速鉄道整備事業費補助） | 3号館 6階 | [redacted] | 19日 14:35-14:45 |
| | 公室官房　公室課長 | 佐木　雄一郎 | ー | ー | 3号館 5階 | [redacted] | 19日 16:30-16:40 |
| 観光庁 | 次長 | 木村　一央 | P70 | 3 観光（３ 観光課題対策、４ 国際観光旅客税、５ 民泊（住宅宿泊事業法を所管）） | 2号館 15階 | [redacted] | 19日 15:40-15:50 |

| 省庁 | 役職 | 氏名 | 要望書ユ | 項目（カッコ内の〇　つ目の記載は、「提案・要望」下の記載箇所） | 場所 | 窓口 | 時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2班（第3分科会委員：井上、富、橋村、みちはた、森田(守)） | | | 末下村議長は公務で欠席 | | | | |
| 法務省 | 矯正局長 | 日笠　和彦 | P84 | 23 国有地活用 | 法務省 14階 | [redacted] | 19日 13:05-13:15 |
| 厚生労働省 | 医政局長 | 森光　敬子 | P50 | 11 福祉施策（3 医療従事者確保） | 5号館 20階 | [redacted] | 11月19日（水）14時30分～<br>対応は代理や事務高神さんが代理受領の可能性あり |
| | | | P86 | 24 物価高騰対策（4 社会福祉施設（医療機関）） | | | |
| | 健康・生活衛生局長 | 大坪　寛子 | P70 | 3 観光（5 民泊（旅館業法を所管）） | - | - | - |
| | 官房審議官<br>（老健・介護保険担当） | 林　修平 | P50 | 11 福祉施策（1 障害福祉サービス、2 福祉人材） | 5号館 18階 | [redacted] | 19日 15:10～ |
| | | | P54 | 12 地域手当（福祉人材を所管） | | | |
| | 人口局長 | 間　隆一 | P44 | 10 子ども・子育て（3 医ケア児（〇の4つ目 医療保険の対象拡大を所管） | 5号館 17階 | [redacted] | 19日14:30～17:00の間で自然体<br>かすやさん代理受領予定 |
| | 老健局長 | 黒田　秀郎 | P50 | 11 福祉施策（2 福祉人材（高齢者施設）） | 5号館 18階 | [redacted] | 19日 15:00～<br>局長は難しい 審議官対応となる可能性大<br>前日夜に対応できるか連絡 |
| | | | P54 | 12 地域手当（福祉人材（高齢者施設）を所管） | | | |
| | | | P86 | 24 物価高騰対策（4 社会福祉施設（高齢者施設）） | | | |
| 経済産業省 | 経済産業政策局長、大臣官房総括審議官 | 畠山　陽二郎<br>→佐々木　啓介 | P22 | 5 中小企業支援（1 成長支援（金融・支援を所管）） | 経産省本館 8階 | [redacted] | 20日 10:40-10:50 |
| | 通商政策局長 | 荒井　勝喜 | P26 | 6 スタートアップ（1 海外展開支援（ジェトロを所管）） | 経産省本館 15階 | [redacted] | 20日 11:00-11:10 |
| | 製造産業局長 | 伊吹　英明 | P60 | 15 地域公共交通（2 自動運転バス（〇の2つ目 実装化に向けた取組を所管）） | 経産省本館 4階 | [redacted] | 20日 10:20-10:30 |
| 中小企業庁 | 次長 | 土本　和徳 | P22 | 5 中小企業支援（1 成長支援（予算を所管）、2 事業承継） | 経産省別館 8階 | [redacted] | 20日 11:40-11:50 |
| | | | P86 | 24 物価高騰対策（2 中小企業） | | | |
| 環境省 | 地域脱炭素推進審議官 | 中尾　正 | P58 | 14 脱炭素 | 5号館 25階 | [redacted] | 19日 13:45-13:55 |

| 省庁 | 役職 | 氏名 | 要望書 | 項目（カッコ内の〇　つ目の記載は、「提案・要望」下の記載箇所） | 場所 | 窓口 | 時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **3班（第1分科会委員：しまもと、谷口、津田、西村、原田（1日目（11/19のみ参加））、山本(恵)）** | | | | | | | |
| 人事院 | 地域未来戦略本部参事官兼局長 | 海老原　尚 | P8 | 2 地方創生の交付金（地方創生の企画・立案を所管） | 8号館7階711 | [redacted] | 19日　13:00-13:10 |
| 人事院 | 政策統括官（防災担当） | 植田　征成 | P80 | 21 避難所環境整備 | 8号館3階S313 | [redacted] | 19日　13:20～ |
| | 地方創生推進事務局長 | 高橋　謙司 | P8 | 2 地方創生の交付金（法律・予算・制度の運用を所管） | 永田町合同庁舎7階 | [redacted] | 19日　13:50 |
| | | | P30 | 7 地方拠点強化税制 | | | |
| こども家庭庁 | 成育局長 | 中村　英一 | P44 | 10 子ども・子育て（1 保育士配置基準、5 子ども誰でも通園制度） | 霞ヶ関ビル21階 | [redacted] | 20日　11:35～11:45 |
| | | 一般社団法人 | P54 | 12 地域手当（保育園・幼稚園教諭を所管） | | | |
| | 支援局長 | 斎藤　馨 | P44 | 10 子ども・子育て（4 医療費助成制度（ひとり親家庭等を所管）） | 霞ヶ関ビル20階 | [redacted] | 20日　11:20～11:30 |
| | | | P54 | 12 地域手当（児童養護施設等職員等を所管） | | | |
| | | | P86 | 24 物価高騰対策（4 社会福祉施設（児童養護施設等を所管）） | | | |
| デジタル庁 | デジタル社会共通機能グループ　統括官 | 楠　正憲 | P56 | 13 システム標準化（2 IT技術者確保） | 東京ガーデンプレイス紀尾井町 20階庁議室 | [redacted] | 20日 10:30～10:40 |
| | 国民向けサービスグループ　統括官 | 浦　明 | P70 | 3 観光（1 市民優先価格（技術的支援）） | 東京ガーデンプレイス紀尾井町 20階庁議室 | [redacted] | 20日 10:30～10:40 |
| | | 一般社団法人 | P60 | 15 地域公共交通（2 自動運転バス（〇の2つ三 技術的支援を所管）） | | | |
| 文部科学省 | 大臣官房　文教施設企画・防災部長 | 服部　高之 | P38 | 9 教育環境（2及び3 学校施設環境改善交付金） | 文科省旧庁舎4階 | [redacted] | 19日16:20 |
| | 初等中等教育局長 | 望月　禎 | P38 | 9 教育環境（1 義務教育、十学校教育指導1-6 公立高等学校）（学校施設の長寿命化に関する対応及び整備等） | 文科省　8階 | [redacted] | 19日　16:00　調整中 |
| | 科学技術・学術政策局長 | 吉澤　正 | P26 | 6 スタートアップ（2 アントレプレナーシップ） | 文部科学省15階 | [redacted] | 19日　15:10 |
| 文化庁 | 次長 | 日向　信和 | P76 | 7 文化芸術（1 文化予算、2 文化財保存、3 国立文化財機構センター） | 文科省旧庁舎5階ラウンジ① | [redacted] | 19日　15:30 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (2/18)

R7.11.19-20　省庁要望　交通費（タクシー代）

| 班 | 日程 | 使用区間 | 目的地 | チケット番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1班 | 11月19日 | 永田町２➡霞が関２ | ホテル⇒総務省 | 765032 | 24 |
| 1班 | 11月19日 | 永田町２➡霞が関２ | ホテル⇒総務省 | 765032 | 25 |
| 2班 | 11月19日 | 永田町２➡霞が関１ | ホテル⇒法務省 | 765032 | 26 |
| 2班 | 11月19日 | 永田町２➡霞が関１ | ホテル⇒法務省 | 765032 | 27 |
| 3班 | 11月19日 | 永田町１➡霞が関３ | 内閣官房⇒文科省 | 583262 | 27 |
| 3班 | 11月19日 | 永田町➡虎ノ門 | ホテル⇒内閣府 | 583262 | 28 |
| 1班 | 11月20日 | 永田町２➡霞が関２ | ホテル⇒国土交通省 | 765032 | 22 |
| 1班 | 11月20日 | 永田町２➡霞が関２ | ホテル⇒国土交通省 | 765032 | 23 |
| 2班 | 11月20日 | 永田町２➡霞が関１ | ホテル⇒経産省 | 765032 | 28 |
| 2班 | 11月20日 | 永田町２➡霞が関１ | ホテル⇒経産省 | 765032 | 29 |
| 3班 | 11月20日 | 永田町２➡紀尾井町 | ホテル⇒デジタル庁 | 765032 | 07 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (3/18)

会員番号 [redacted]
会員氏名 自由民主党京都市会議員団

2025年 12月 ご請求分 愛のタクシーチケットイメージ一覧

様

ご利用枚数 11 枚　ご利用金額 14,800 円
この領収書は自動的に発行しております。

京都市下京区高辻通室町西入番匠町108番地
愛のタクシーチケット株式会社
TEL:075-354-9830　FAX:075-354-9836



¥900 国際自動車
¥1,000 日本交通
¥1,400 京都自動車
¥1,760 日本交通
¥1,800 国際自動車
¥1,800 国際自動車
¥900 国際自動車
¥1,300 京都自動車
¥1,760 京都自動車交通
¥1,200 国際自動車

25123106 003193

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (4/18)

会員番号 [redacted] 2025年 12月 ご請求分 愛のタクシーチケットイメージ一覧

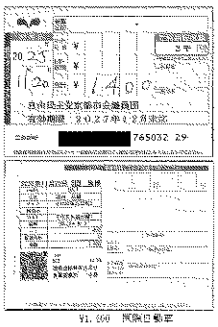
会員氏名 自由民主党京都市会議員団

ご利用枚数 11 枚 ご負担金額 14,800 円

様

この領収書は自動的に発行されております。

京都市下京区高辻通室町西入繁昌町308番地
愛のタクシーチケット株式会社
TEL:075-354-9830 FAX:075-354-9836




¥1,000 民族自動車

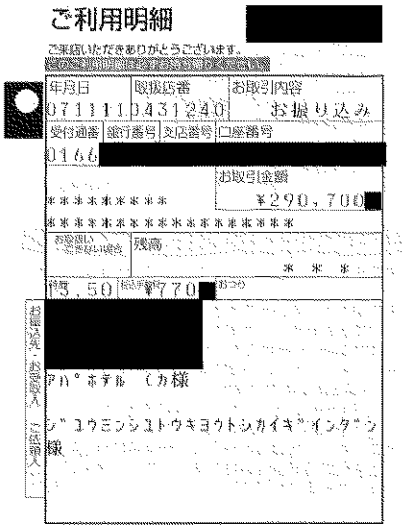
| | | | |
|---|---|---|---|
| 会員番号 [redacted] | | 11枚 | ¥14,800 |
| 合計 | | 11枚 | ¥14,800 |

25123106 003194

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (5/18)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071111 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0166 | [redacted] | | |

お取引金額
¥290,700[redacted]

残高
＊＊＊

¥5,50 ¥770[redacted]

[redacted]

ｱﾊﾟﾎﾃﾙ （カ様

ｼﾞﾖｳﾐﾝｼｭﾄｳｷｮｳﾄｼｶｲｷﾞｲﾝﾀﾞﾝ

様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (6/18)

## 請　求　書

自由民主党京都市会議員団　御中

No. 1285
請求日 2025/11/6

下記のとおり、御請求申し上げます。

| | |
|---|---|
| 件名 | 11/19から1泊17部屋分ご宿泊代 |
| お支払期限 | 2025/11/14 |
| 振込先 | [redacted] |
| | アパホテル（カ |

大変恐縮ですが振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。

[redacted]
アパホテル株式会社 [redacted]
アパホテルプライド（赤坂国会議事堂前）
〒100-0014　東京都千代田区永田町2-10-2
TEL：0570-057-711
登録番号：T4010401043403

| 前月請求額 | 前月ご入金額 | 差引残高(繰越額) | 今月ご請求額 | 請求額（税込） |
|---|---|---|---|---|
| 0 円 | 0 円 | 0 円 | 290,700 円 | 290,700 円 |

（調整額）　0 円

| 日付 | 摘要 | 数量 | 単位 | 税抜単価 | 税率 | 税込金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025/11/19 | スタンダードルーム朝食付き１名利用 | 17 | 式 | 17,000 | 10% | 289,000 |
| | 宿泊税 | 17 | 式 | 100 | 0% | 1,700 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※は軽減税率対象

| 税率別内訳 | 税込金額 | 内消費税額 |
|---|---|---|
| 10%対象 | 289,000 | 26,272 |
| 軽減8%対象 | 0 | 0 |
| 税金等 | 1,700 | 0 |

| 合計 | 290,700 |
|---|---|
| 内消費税 | 26,272 |

| 備考 |
|---|
| |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (7/18)

省庁要望 新幹線

発行通番　1067674
発行日時　2025年10月23日 10:11

自民党京都市会　様

近畿日本ツーリスト株式会社
京都支店
〒604-8186
京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町８５８
アーバネックス御池ビル西館８Ｆ
TEL：075-221-7401 FAX：075-223-5192

## 計算書（お客さま控）

お問合せ番号[redacted]

毎度お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。
ご確認いただきますようお願い申し上げます。

金額 ￥ 685,440

■のぞみ　４号 グリーン車・指定席 禁煙 京　都（市内） 09:21発 － 東　京（都区内） 11:33着（運賃加算）（おとな 10名 ）

| ご利用日 | | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金 | | | | |
| 11/19(水) | のぞみ　４号 グリーン車・指定席 禁煙 京<br>都（市内） 09:21発 － 東　京（都区内） 11:3<br>3着（運賃加算） | 190,400円 | 1 | 190,400円 |
| | | 合　計 | | 190,400円 |

■のぞみ　４号 グリーン車・指定席 禁煙 京　都（市内） 09:21発 － 東　京（都区内） 11:33着（運賃加算）（おとな 8名 ）

| ご利用日 | | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金 | | | | |
| 11/19(水) | のぞみ　４号 グリーン車・指定席 禁煙 京<br>都（市内） 09:21発 － 東　京（都区内） 11:3<br>3着（運賃加算） | 152,320円 | 1 | 152,320円 |
| | | 合　計 | | 152,320円 |

■のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙 東　京（都区内） 21:24発 － 京　都（市内） 23:31着（運賃加算）（おとな 1名 ）

| ご利用日 | | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金 | | | | |
| 11/19(水) | のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙<br>東　京（都区内） 21:24発 － 京　都（市内）<br>23:31着（運賃加算） | 19,040円 | 1 | 19,040円 |
| | | 合　計 | | 19,040円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (8/18)

岡方要望 新幹線㊁

■のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙 東　京（都区内） 21:24発 - 京　都（市内） 23:31着（運賃加算）（おとな 10名 ）

| ご利用日 | | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金 | | | | |
| 11/20(木) | のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙<br>東　京（都区内） 21:24発 - 京　都（市内）<br>23:31着（運賃加算） | 190,400円 | 1 | 190,400円 |
| | | 合　計 | | 190,400円 |

■のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙 東　京（都区内） 21:24発 - 京　都（市内） 23:31着（運賃加算）（おとな 7名 ）

| ご利用日 | | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金 | | | | |
| 11/20(木) | のぞみ　２７３号 グリーン車・指定席 禁煙<br>東　京（都区内） 21:24発 - 京　都（市内）<br>23:31着（運賃加算） | 133,280円 | 1 | 133,280円 |
| | | 合　計 | | 133,280円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (9/18)

〒604-8571
京都市中京区寺町御池上る
上本能寺前町４８８番地
京都市役所内

自由民主党京都市会議員団　御中

近畿日本ツーリスト

謹啓　皆様には益々ご隆盛とお慶び申し上げます。
また、日頃よりお引立てを賜り御礼申し上げます。
以下ご査収ください。　謹白

No. SS-0205-20251112-0005-2531001

| お支払いのご案内 | | |
|---|---|---|
| | お支払期限 | 2025年11月26日 |
| | 取扱金融機関 | [redacted] |
| | 支店名 | |
| | 口座番号 | |
| | 口座名 | 近畿日本ツーリスト株式会社 |

弊社は、原則現金の取り扱いはいたしておりません。
銀行振り込みにてお支払いください。
尚、振込手数料につきましてはお客様負担にてお願い申し上げます。
ご不明点がございましたら、取扱箇所までお気軽にお知らせください。

近畿日本ツーリスト株式会社
京　都　支　店
〒604-8186　京都府京都市中京区梅屋町
３５８　ｱｰﾊﾞﾈｯｸｽ御池ﾋﾞﾙ西館８Ｆ
ＴＥＬ：　075-221-7401
事業者登録番号：　T2010001187437
承認者：
担当者：[redacted]

## 請　求　書

自由民主党京都市会議員団　御中

No. SS-0205-20251112-0005-2531001
発行日：2025年11月12日

[redacted]

近畿日本ツーリスト[redacted]
京　都　[redacted]
支店長　山本　俊治

| ご請求金額 | ¥685,440- |
|---|---|

旅行期間　2025年11月19日～2025年11月20日
参加人員　18名
行　　先　東京

| 項目（摘要） | 単価 | 数量 | 小計 | 税区分 |
|---|---|---|---|---|
| 交通費１式 | ¥685,440 | 1 | ¥685,440 | 10% |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

［ご案内］
※税込対象は免税事業者等との課税取引となっております。

〈お客様用〉

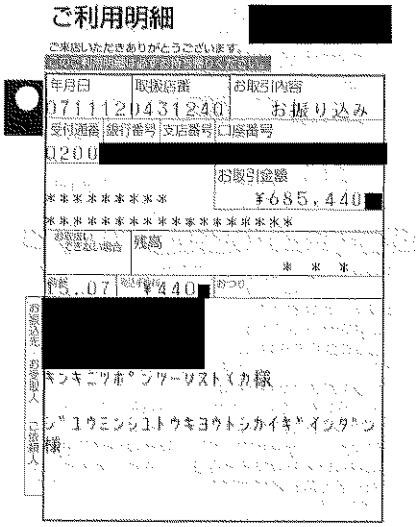
| | 取扱額 |
|---|---|
| 10%対象 | ¥685,440 |
| 軽減税率8%対象 | |
| 8%対象 | |
| ※税込対象 | |
| 課税対象外 | |
| 非課税 | |
| お取扱総額 | ¥685,440 |
| ご入金額 | |
| ご請求金額 | ¥685,440 |


5CR3N07U70MW8PXYUYS8

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (10/18)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071112 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0200 | [redacted] | | |

お取引金額
**********
¥685,440[redacted]

**********

お預入れ
ご依頼の場合

残高
＊＊＊

[illegible] 5.07 [illegible] ¥440[redacted] おつり

お振込先 お受取人 ご依頼人

[redacted]

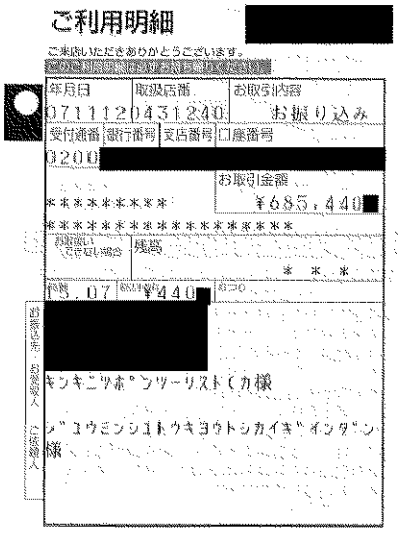
ｷﾝｷﾆﾂﾎﾟﾝﾌｰｽﾄｲｶ様

ｼﾞﾕｳﾐﾝｼｭﾄｳｷﾖｳﾄｼｶｲｷﾞｲﾝｶﾝ
様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (11/18)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071112043240 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0200 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊ ￥685,440[redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

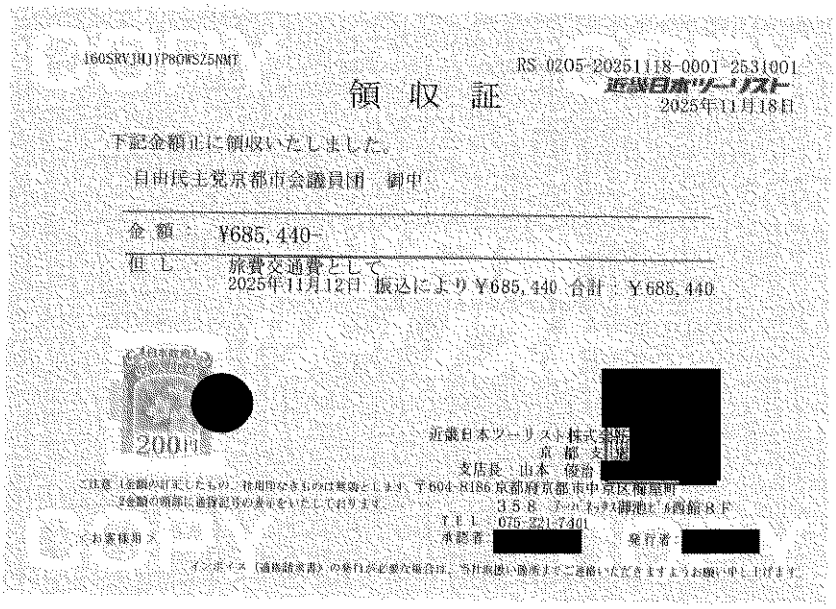
お預かり金額 / おつり又は不足金額 / 残高
＊ ＊ ＊

[redacted] 07 [redacted] ￥440[redacted] 0200

[redacted]

キンキニリホ゜ンツーリスト(カ様

ﾒﾞﾕｳﾐﾝｼｭﾄｳｷﾖｳﾄｼｶｲｷﾞｲﾝﾀﾞﾝ
様



160SRVJHJYP8OWSZ5NMT

RS 0205-20251118-0001-2531001

# 領 収 証

近畿日本ツーリスト
2025年11月18日

下記金額正に領収いたしました。

自由民主党京都市会議員団 御中

金 額 ¥685,440-

但 し 旅費交通費として
2025年11月12日 振込により¥685,440 合計 ¥685,440

200円 [redacted]

近畿日本ツーリスト株式会社 [redacted]
京 都 支店
支店長 山本 俊治

ご注意（金額の訂正したもの、捺印のないものは無効とします。〒604-8186 京都府京都市中京区梅屋町
金額の頭部に通貨記号の表示をいたしております。 358 アーバンネット御池ビル西館8F
TEL 075-221-7401
承認者 [redacted] 発行者 [redacted]

（お客様用）

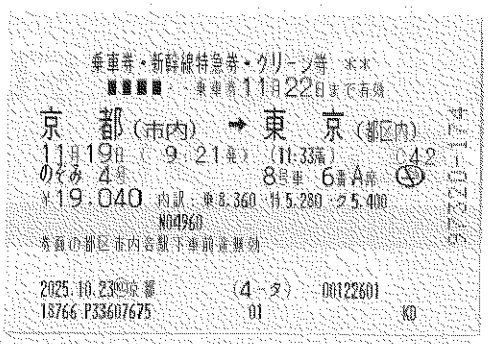
インボイス（適格請求書）の発行が必要な場合は、当社所定の請求書にご記載いただきますようお願い申し上げます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

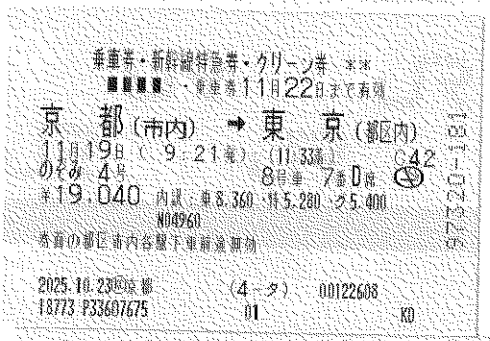
04-001 (12/18)

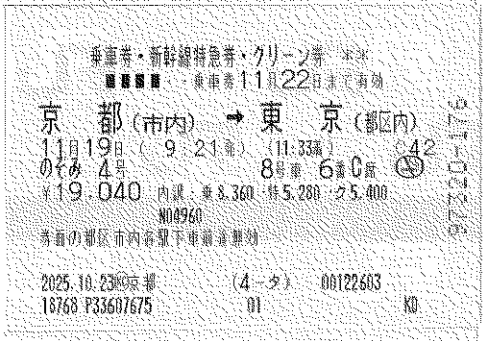

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 7番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122606
18771 P33607675 01 KD
04-001-0122606

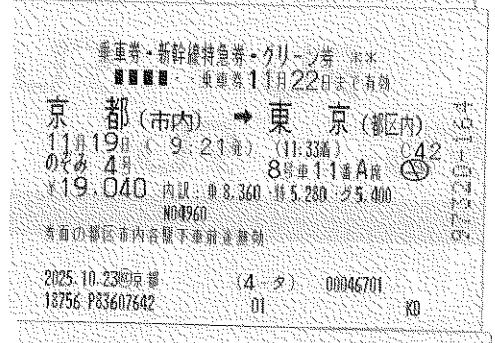

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 6番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122601
18766 P33607675 01 KD
04-001-0122601

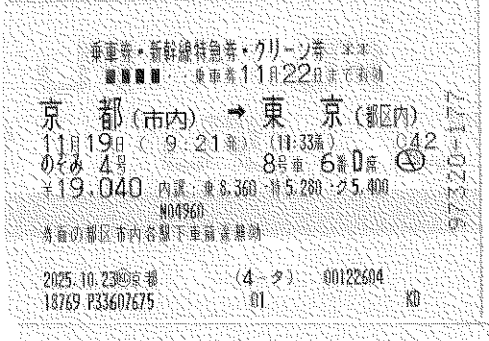

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 7番C席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122607
18772 P33607675 01 KD
04-001-0122607


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 6番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122602
18767 P33607675 01 KD
04-001-0122602

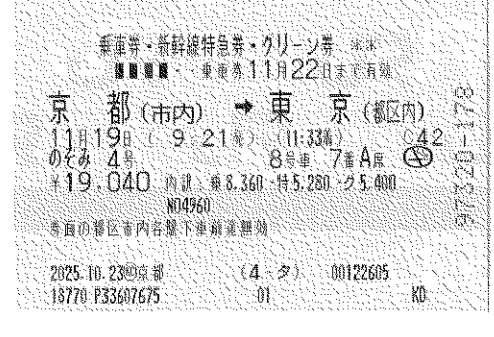

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 7番D席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122608
18773 P33607675 01 KD
04-001-0122608


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 6番C席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122603
18768 P33607675 01 KD
04-001-0122603


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車11番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00046701
18756 P83607642 01 KD
04-001-0046701


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 6番D席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122604
18769 P33607675 01 KD
04-001-0122604

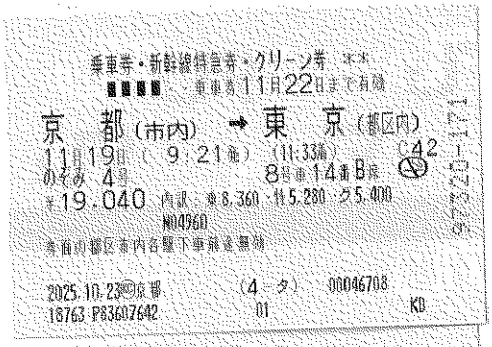

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車11番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00046702
18757 P83607642 01 KD
04-001-0046702


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■ 乗車券11月22日まで有効
京 都（市内） → 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） ○42
のぞみ 4号 8号車 7番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23京都 （4－タ） 00122605
18770 P33607675 01 KD
04-001-0122605

要綱 第６号様式

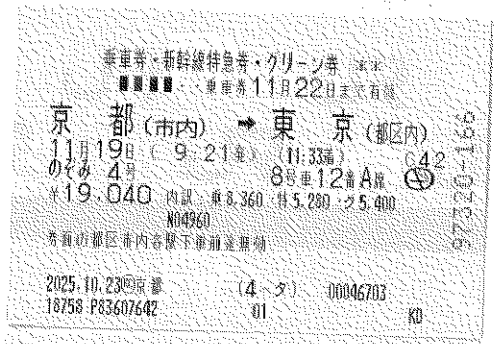
# 支出調書（一般用）

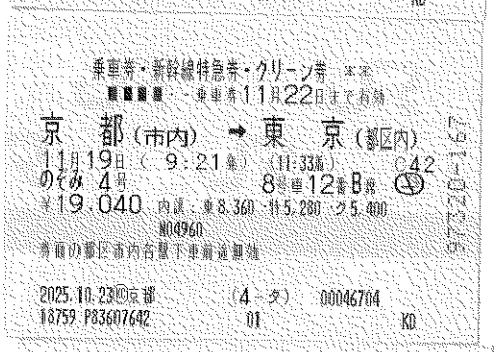
04-001 (13/18)

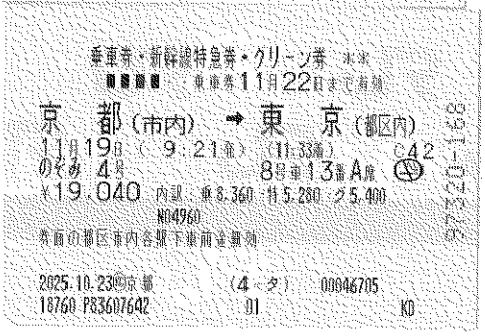

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車14番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046708
18763 P83607642 01 KD
11-0227-5

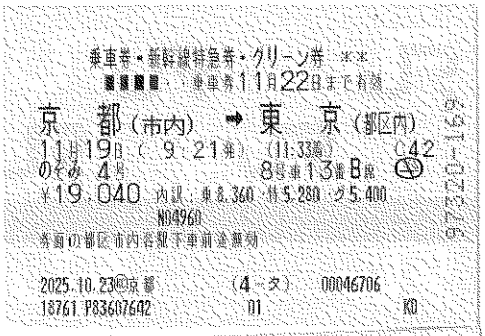

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車15番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046709
18764 P83607642 01 KD
11-0227-6


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車15番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046710
18765 P83607642 01 KD
11-0227-7


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車12番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046703
18758 P83607642 01 KD
11-0227-0


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車12番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046704
18759 P83607642 01 KD
11-0227-1


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車13番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046705
18760 P83607642 01 KD
11-0227-2

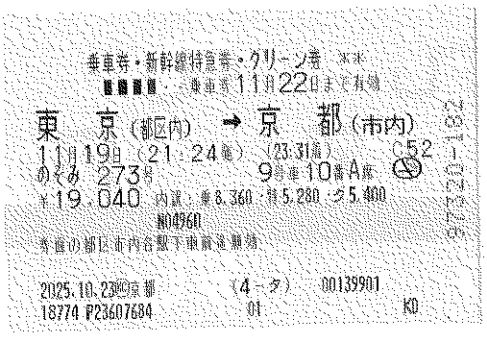

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車13番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046706
18761 P83607642 01 KD
11-0227-3


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月22日まで有効
京 都（市内） ➡ 東 京（都区内）
11月19日（ 9：21発） （11:33着） C42
のぞみ 4号 8号車14番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23㈭京都 （4－タ） 00046707
18762 P83607642 01 KD
11-0227-4

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

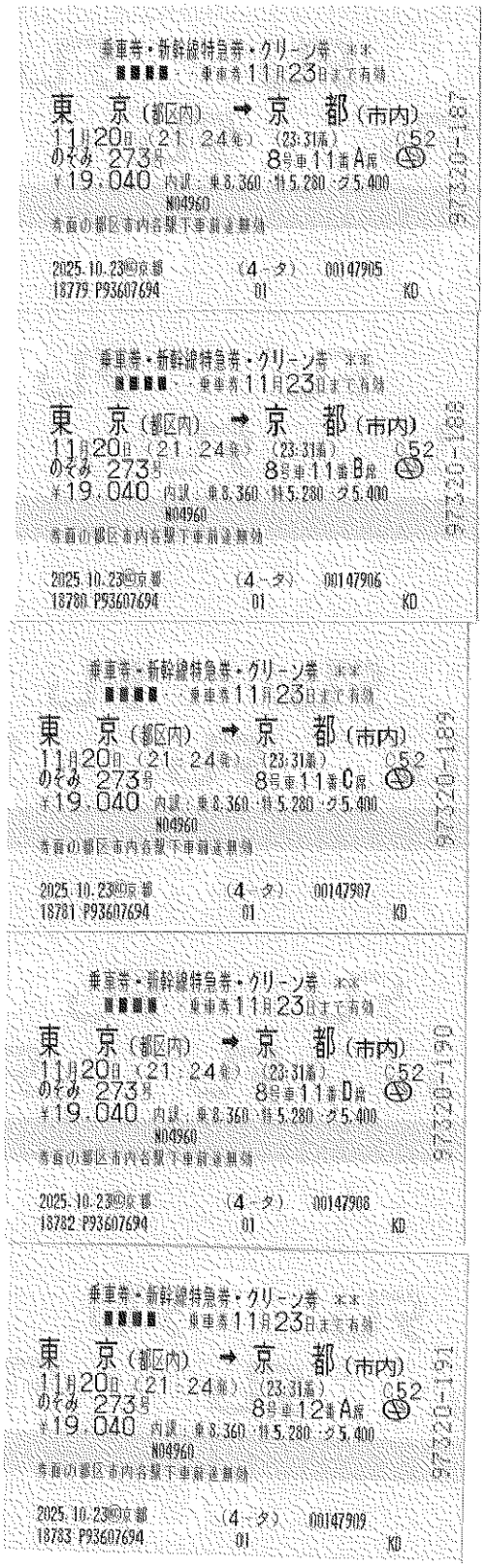
04-001 (14/18)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (15/18)

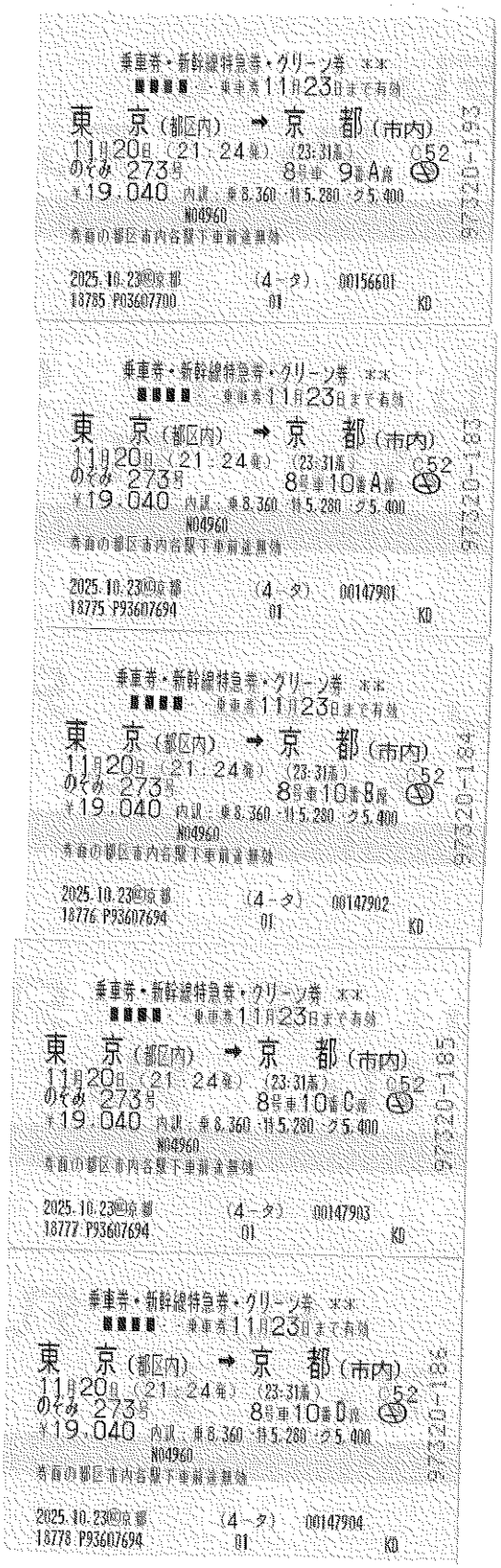

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車11番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147905
18779 P93607694 01 KD
6521-0220-181

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車11番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147906
18780 P93607694 01 KD
6521-0220-182

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車11番C席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147907
18781 P93607694 01 KD
6521-0220-183

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車11番D席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147908
18782 P93607694 01 KD
6521-0220-184

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車12番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147909
18783 P93607694 01 KD
6521-0220-185


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車 9番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00156601
18785 P03607700 01 KD
6521-0220-179

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車10番A席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147901
18775 P93607694 01 KD
6521-0220-178

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車10番B席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147902
18776 P93607694 01 KD
6521-0220-180

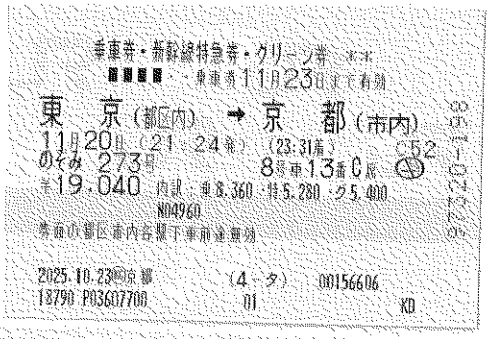
乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車10番C席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147903
18777 P93607694 01 KD
6521-0220-181

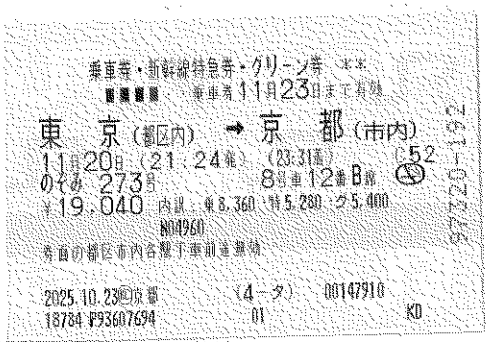
乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車10番D席
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23 京都 （4－タ） 00147904
18778 P93607694 01 KD
6521-0220-182

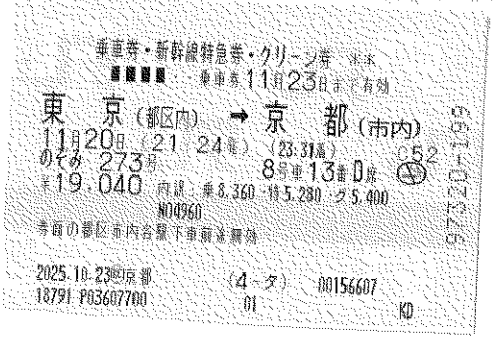
要綱 第６号様式

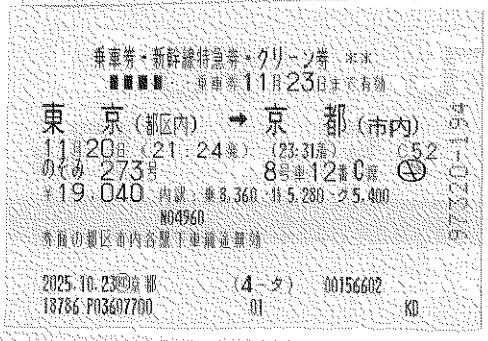
# 支出調書（一般用）

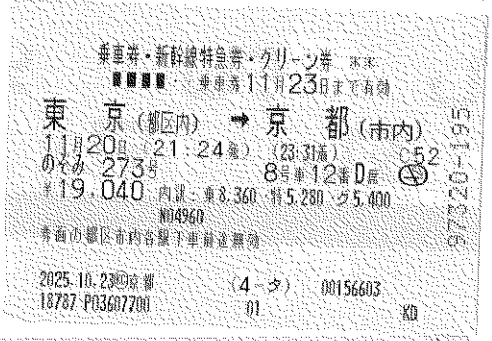
04-001 (16/18)

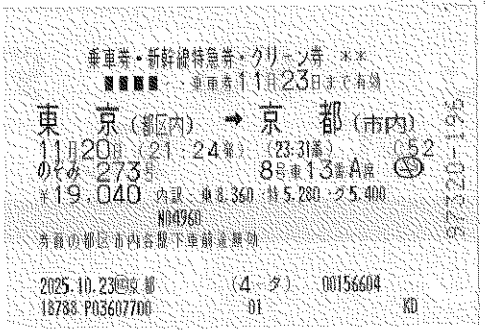

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車13番C席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156606
18790 P03607708 01 KD
6551-0227

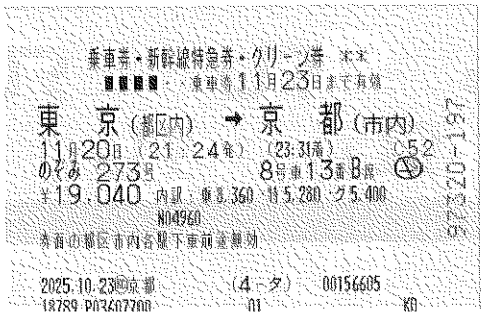

乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車12番B席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00147910
18784 P03607694 01 KD
2751-0227


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車13番D席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156607
18791 P03607700 01 KD
6551-0227


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車12番C席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156602
18786 P03607700 01 KD
6551-0227


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車12番D席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156603
18787 P03607700 01 KD
6551-0227


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車13番A席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156604
18788 P03607700 01 KD
6551-0227


乗車券・新幹線特急券・グリーン券 ※※
■■■■■ 乗車券 11月23日まで有効
東 京（都区内） ➡ 京 都（市内）
11月20日（21：24発） （23:31着） ○52
のぞみ 273号 8号車13番B席 (A)
¥19,040 内訳 乗8,360 特5,280 グ5,400
N04960
券面の都区市内各駅下車前途無効
2025.10.23◎京都 （4－タ） 00156605
18789 P03607700 01 KD
6551-0227

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (17/18)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

この[redacted]はお取引後お持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 07121104312 40 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0231 [redacted] | | | |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取引金額 ￥14，800[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 料金 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| ｲ4，55 | ￥440[redacted] | |

お振込先・お受取人

[redacted]

ｱｲﾉﾀｸｼｰﾁｹｯﾄ（ｶ様

ｼﾞﾕｳﾐﾝｼﾕﾄｳｷﾖｳﾄｼｶｲｷﾞｲﾝﾀﾞﾝ

様

ご依頼人

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

04-001 (18/18)

## ご 請 求 書

2025 年 12 月分

2025 年 12 月 10 日作成

会員番号 [redacted]

登録番号 T9130001016825

お取扱期間 2025年11月01日～2025年11月30日

604-8571
京都府京都市中京区
寺町通御池上ル上本能寺前町４８８

京都市下京区高辻通室町西入繁昌町310番地
愛のタクシーチケット株式会社
代表取締役社長 山内 康[redacted]

チケット枚数 11 枚

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求金額 ¥14,800 円

支払期日 2026 年 01 月 10 日

お 支 払 方 法 お振込
金 融 機 関 名
支 店 名
口座種目・番号
口 座 名 義

平素は愛のタクシーチケットをご利用いただきありがとうございます。
ご請求書に関するお問い合わせは下記へご連絡下さい。
・ホームページ：https://ai-ticke.jp/contact/
・Eメールアドレス：aiticket-customer@ai-ticke.jp
※タクシーチケットの追加注文は裏面をご確認ください。

※お支払方法が口座振替の場合、お指定の前営業日までにご契約口座にご入金をお願いいたします。預金通帳には「NSタクシーチケット」等と表示されます。
※お支払方法がお振込の場合、振込手数料は会員様ご負担にてお願い申し上げます。
※お振込口座は、請求書の裏面に印刷しております。
※会員様個人情報保護のため、口座番号、口座名義を非表示としております。

### ご 利 用 明 細

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総合計 | | | ¥14,800 | |
| 愛のタクシーチケットご利用分 | | | ¥14,800 | |
| うち適格請求書発行事業者分 | | | ¥14,800 | |
| （内税10%） | | | (¥1,345) | |
| 会員番号 [redacted] | | | | |
| 愛のタクシーチケットタクシー料金 | | | | |
| ご利用日 | チケット番号 | | | 消費税率 |
| 2025/11/19 | 583262 | 27 | 900 | 10% |
| 2025/11/19 | 583262 | 28 | 1,000 | 10% |
| 2025/11/19 | 765032 | 24 | 1,400 | 10% |
| 2025/11/19 | 765032 | 25 | 1,700 | 10% |
| 2025/11/19 | 765032 | 26 | 1,800 | 10% |
| 2025/11/19 | 765032 | 27 | 1,800 | 10% |
| 2025/11/20 | 765032 | 07 | 900 | 10% |
| 2025/11/20 | 765032 | 22 | 1,300 | 10% |
| 2025/11/20 | 765032 | 23 | 1,400 | 10% |
| 2025/11/20 | 765032 | 28 | 1,200 | 10% |
| 2025/11/20 | 765032 | 29 | 1,400 | 10% |
| 小 計 | | | 14,800 * | 11 枚 |
| 会員番号 合計金額 | | | | ¥14,800 |

ご請求書（インボイス制度）に関する詳細なご説明資料をご希望の方は、
弊社ＨＰのお問い合わせフォームより資料請求をお願いいたします。
ＨＰお問合わせ→＜各種お問い合わせ＞よりご連絡種別「インボイス制度対応」を
選択ください。

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 05-001 | 09.16 | 会議費 | 会場費 | サマーセミナー開催に係る費用 | 292,800 | 292,800 |
| 合計 | | | | | | 292,800 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (1/11)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月16日 | 支出額 | 292,800 円 |
| 項目 | 会議費 | 充当額 | 292,800 円 |
| 細目 | 会場費 | 按分率 | |
| 摘要 | サマーセミナー開催に係る費用 | | |
| 備考 | | | |

０４第８号様式（第５条関係）

# 支 出 調 書 兼 出 張 記 録 書

会派名　自由民主党京都市会議員団

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支出年月日 | ７年　９月　１６日 | 整理No. | 1 |
| 使途項目 | 調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 | | |
| 期間 | ７年　７月　３０日　～　　年　　月　　日 | | |
| 調査目的<br>市政との関連性 | 佐藤尚之氏を講師に迎え、貴重なご経験、高い見識から、市政運営における情報発信の在り方など京都市政の更なる推進に向けた知見を得るため。 | | |
| 調査先<br>その選定理由 | 株式会社電通において、コピーライター、CMプランナーなどを経て、コミュニケーション・ディレクターとしてキャンペーン全体を構築する仕事に従事され、現代社会における情報発信の在り方等について高い見識をお持ちの方であるため。 | | |
| 調査項目 | 情報過多となった現代社会における情報発信の在り方等 | | |
| 調査手法 | 講師による６０分の講演を聴取し、質疑応答の時間を設け、さらに見識を深める | | |
| 調査結果 | （調査によって得た知見・成果）<br>・　今後１００年２００年と長く愛される京都になるために必要なことは京都ファンを増やすこと。今、支持して下さっている方を大切にすることが、新たな京都ファンを増やすことにつながる。<br>・　情報量が増え続ける現代社会においては、99.996%の情報がスルーされている。SNSやYouTubeの活用することが重要なことではない。コアファンにより共感してもらうことが重要であり、口コミで関心層が広がり新規獲得につながる。<br>・　１日にYouTubeにアップされる動画を見るには約８０年かかる。そのような現状において、興味関心がない人に認知してもらうことは困難。 | | |

・　企業やブランドが大切にしている価値を支持してくれているファンを大切にし、ファンを元にして中長期的に売り上げや価値を上げていくことが重要。
・　「パレートの法則」のとおり、２０％のファンが８０％の売上を支えてくれている。ファンの数を増やさなくても、コアファンが喜べば売上が増える。その他の顧客を大切にするとファンが離れていくので、今、愛してくれているポイントをもっと磨き上げることが大切。
・　家族や知人の推奨によって、新規購入や参加したいという気持ちに繋がることが多い。特にＺ世代は親友と母親の意見に同調する傾向が高い。
・　価値観が近い「類友」（その商品を愛する人の周りに、その商品を愛するタイプの人がいる）が重要。ファンから類友に伝えてもらうことが、伝えるのが困難となった現代社会におけるマーケティングの最重要キーポイントであり、１人のファンを１人と数えるのではなく「１人のファンの後ろに１００人のファンがいる」ことを踏まえ、取り組むことが重要。

　将来、ＰＡ（パーソナルアシスタント）が主流になることが予想される中で、ＰＡに勝てるアプローチは知人や家族が言う「ファンの言葉」である。

＜質疑応答＞
・　YouTubeチャンネル登録数が多いからファンが多いのではない。また、なぜファンになってもらったのか。そのポイントを知る事が必要。
・　行政として平等公正が求められる中においても、一部のファンを取り込んでいる町もある。様々な分野において一部ファンを大事にしていくことで平等を担保できるのではないか。
・　ファンは感情で動いている。多数決で見ない方がよい。
・　例えば、「京都に住みたい」とAIに尋ね、「京都は古い、観光客も多い、住むには大変」という答えがあったとしても、京都ファンの親友に伝統文化が生き続けている京都に住む意義などを聞いたことで「住んでみたい」と思えるようになる。
・　ファンを大切にすること、それがトップダウンからボトムアップへ進化することにつながる。

| | |
|---|---|
| | （収集した資料） |

注１　使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
　２　支出年月日は、当該活動に要した全ての支出が完了した日を記入してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 行程・費用 | 行　　程 | 内容、費用の積算内訳等 | | 費用（円） |
| | 7月30日 | 講師　謝礼 | | 110，210 |
| | 〃 | 講師　交通費（実費相当）<br>東京⇔京都　新幹線グリーン往復 | | 38，080 |
| | 〃 | 会議室料<br>ワイヤレスマイク<br>有線マイク<br>来賓控室料 | | 141,570<br>（振込手数料770円含む） |
| | 〃 | 職員　交通費<br>京都市役所⇔ブライトンホテル　タクシー<br>往路 1,200円<br>復路 1,300円＋振込手数料440円 | | 2,940<br>（振込手数料440円含む） |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合　　計 | | | 292,800 |
| | 按分割合 | | 政務活動費支出額 | 292,800 |
| 備　　考 | ・サマーセミナーに係る費用のうち職員交通費について<br>京都市役所と会場（京都ブライトンホテル）の往復タクシー代を計上。<br>自民党京都市会議員団の会派職員が会場で使用する機材の運搬に使用。<br>サマーセミナー後の懇親会には職員は同席せず、サマーセミナーのみに同席するためのものだった。そのため全額を政務活動費にて計上する。<br><br>・サマーセミナー後の懇親会について<br>懇親会の会場は別会場で行っており、本件の会議室料に懇親会開催に係る費用は一切含まれていない。 | | | |

（領収書等貼付欄）

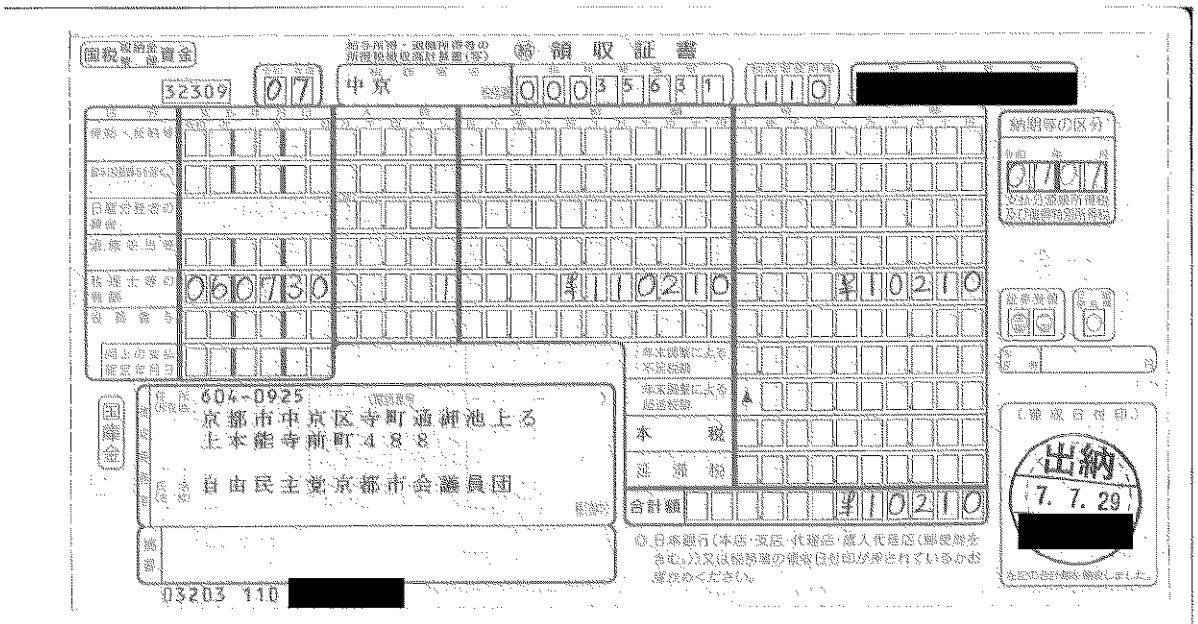
別紙参照

注１　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。
　２　会派で出張を行った場合は、参加者の氏名を備考欄に記載してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

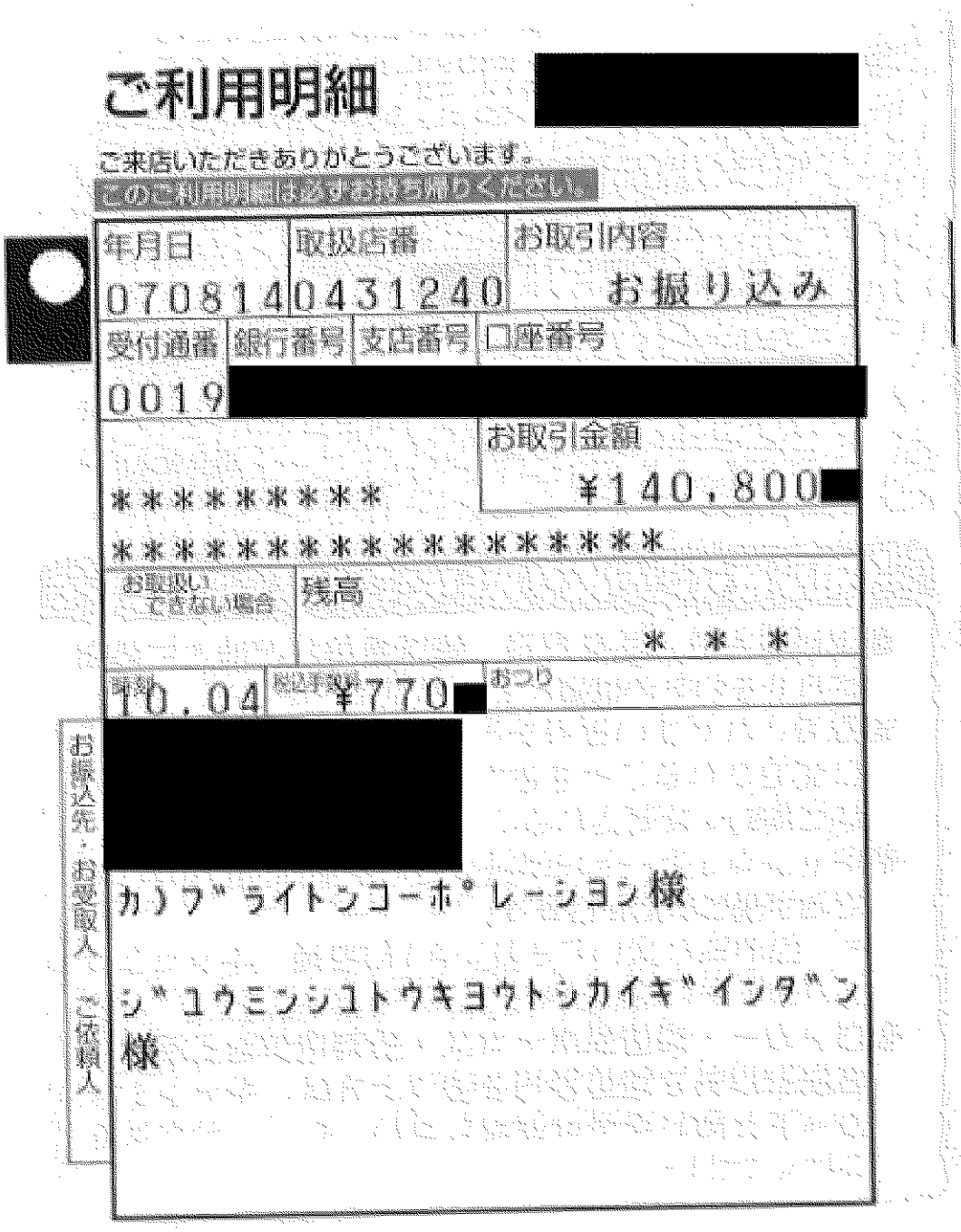
05-001 (2/11)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (3/11)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお手もとにお持ち帰りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070814 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0019 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

￥140,800[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 手数料 | 税金等 | おつり |
|---|---|---|
| 10.04 | ￥770[redacted] | |

お振込先・お受取人・ご依頼人

[redacted]

カ）ブライトンコーポレーション様

ジユウミンシユトウキヨウトシカイキインタン

様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (4/11)

自由民主党　京都市会議員団

御中

## 請　求　書

STATEMENT OF ACCOUNT

株式会社ブライトンコーポレーション

〒279-0011　千葉県浦安市美浜1-9-1 [redacted]

TEL: 047-350-8829

登録番号：T9040001029951

請求年月日：2025/08/06

請求書Ｎｏ：W1000000705-00

お客様番号：[redacted]

Page :　1 / 1

| ご請求金額 TOTAL AMOUNT | ￥140,800 |
|---|---|

| ご利用日 DATE | 項　目 DESCRIPTION | ご利用金額 AMOUNT | 備　考 REMARKS |
|---|---|---|---|
| 2025/07/30 | ホテルご利用代 | 140,800 | 92311 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

お支払いは、2025/08/31 迄に下記の銀行口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。
誠に恐縮ではございますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます。

軽減税率対象品目および税率ごとの対価の額は添付のご請求明細に記しております。

[redacted]

口座名義：株式会社ブライトンコーポレーション

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (5/11)

## ご請求明細書

### BANQUET RECEIPT

自由民主党　京都市会議員団　御中

日付　：　2025年 07月 30日（水）
会場名：

ご人数：19　名様
予約No.：[redacted]

京都ブライトンホテル
TEL　：　075-441-4411
(本社)株式会社ブライトンコーポレーション
登録番号　：　T9040001029951
〒279-0011
千葉県浦安市美浜1-9-1

| 項目名 ITEM | 税抜金額 NET PRICE | 税込金額 UNIT PRICE | 数量 QUANTITY | 金額 AMOUNT | 備考 REMARKS |
|---|---|---|---|---|---|
| 室料 | 220,000 | 242,000 | 1 | 242,000 | 割引50% 特別割引 |
| 有線マイク | 4,000 | 4,400 | 2 | 8,800 | |
| ワイヤレスマイク | 5,000 | 5,500 | 2 | 11,000 | |
| お控室料 | 44,000 | 48,400 | 1 | 48,400 | 割引100% 特別割引 |
| [ 小　計 ] | | | | 310,200 | |
| 10%対象　¥140,800<br>消費税　¥12,800 | | | | | |
| 合計 DETAILS TOTAL | | | | ¥310,200 | -169,400 |

| | | |
|---|---|---|
| 総合計《割引後》 TOTAL | ¥140,800 | 前受金内訳 ADVANCE DETAILED |
| 前受金額 ADVANCE | ¥0 | |
| ご請求金額 TOTAL | ¥140,800 | |
| 内消費税 | ( 12,800) | |
| お一人様 Per Person | ¥7,410 | |

発行日　2025年 07月 31日（木）
BNO　92311－DM

印紙税申告納付につき市川税務署承認済

ご署名

※印がついている商品は軽減税率対象となります。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (6/11)

## ご 請 求 書

2025 年 09 月分

2025 年 09 月 10 日作成

会員番号 [redacted]

登録番号 T9130001016825

お取扱期間 2025年08月01日～2025年08月31日

604-8571
京都府京都市中京区
寺町通御池上ル上本能寺前町４８８

[redacted]

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町710番地
愛のタクシーチケット株式会社
代表取締役社長 山内 康範

チケット枚数 2 枚

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求金額 ¥2,500 円

お支払日 2025 年 10 月 10 日

お支払方法 お振込
金融機関名
支店名
口座種目・番号
口座名義

※お支払方法が口座振替の場合、振替日の前営業日までにご契約口座にご入金をお願いいたします。預金通帳には「ASタクシーチケット」等と表示されます。
※お支払方法がお振込の場合、振込手数料は会員様にご負担にてお願い申し上げます。
※お振込口座は、請求書の裏面に記載しております。
※会員様個人情報保護のため、口座番号、口座名義を非表示としております。

平素は弊のタクシーチケットをご利用いただきありがとうございます。
ご請求書に関するお問い合わせは下記へご連絡下さい。
・ホームページ：https://ai-ticke.jp/contact/
・Eメールアドレス：aiticket-customer@ai-ticke.jp
※タクシーチケットの追加注文は裏面をご確認ください。

### ご 利 用 明 細

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総合計 | | | ¥2,500 | |
| 愛のタクシーチケットご利用分 | | | ¥2,500 | |
| うち適格請求書発行事業者分 | | | ¥1,200 | |
| (内税10%) | | | (¥109) | |
| うち免税事業者分等 | | | ¥1,300 | |
| 会員番号 [redacted] | | | | |
| 愛のタクシーチケットタクシー料金 | | | | |
| ご利用日 | チケット番号 | | 消費税率 | |
| 2025/07/30 | 583262 17 | 1,200 | 10% | |
| 2025/07/30 | 583262 26 | 1,300 | ー | |
| 小 計 | | 2,500 * | 2 枚 | |
| 会員番号 合計金額 | | | ¥2,500 | |

ご請求書（インボイス制度）に関する詳細なご説明資料をご希望の方は、
弊社ＨＰのお問い合わせフォームより資料請求をお願いいたします。
ＨＰお問合わせ→＜各種お問い合わせ＞よりご連絡種別「インボイス制度対応」を
選択ください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (7/11)

1. お振込みでのお支払いは、下記指定口座へお振込みください。

●お振込手数料は、会員様負担でお願い申しあげます。

お振込指定口座

[redacted]

＜口座名義＞ 愛のタクシーチケット株式会社

2. タクシーチケットの追加注文は弊社ホームページからご注文下さい。

愛チケ＞新規申込・追加注文＞タクシーチケット追加注文
https://ai-ticke.jp/contact/ticket-order/

※FAXでのご注文は下記タクシーチケット追加注文書をご利用ください。
FAX:075−354−9836
送信される際は裏表ご確認ください。

ご注文日 年 月 日

会員様名

ご担当者名 ご連絡先お電話番号

| | 会員番号（チケット券面９桁の数字をご記入ください） | 部署名 部門名ごとに会員番号をお持ちの方はご記入ください | | | | | | | | | | | | チケット注文（1冊つづり枚数） 額面 | 冊数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 会員番号 | 部署名 | | | | | | | | | | | | | |
| | 券面印字指示（ご登録済みの場合はご記入不要）<br>ひらがな・漢字＝全角<br>ｶﾀｶﾅ・ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ・数字＝全角・半角可<br>記号＝全角1文字可 | 印字内容 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 3,000円 | |
| | | 全角12文字<br>半角24文字 | | | | | | | | | | | | | 3,300円 | |
| 2 | 会員番号 | 部署名 | | | | | | | | | | | | | |
| | 券面印字指示（ご登録済みの場合はご記入不要）<br>ひらがな・漢字＝全角<br>ｶﾀｶﾅ・ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ・数字＝全角・半角可<br>記号＝全角1文字可 | 印字内容 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 3,000円 | |
| | | 全角12文字<br>半角24文字 | | | | | | | | | | | | | 3,300円 | |

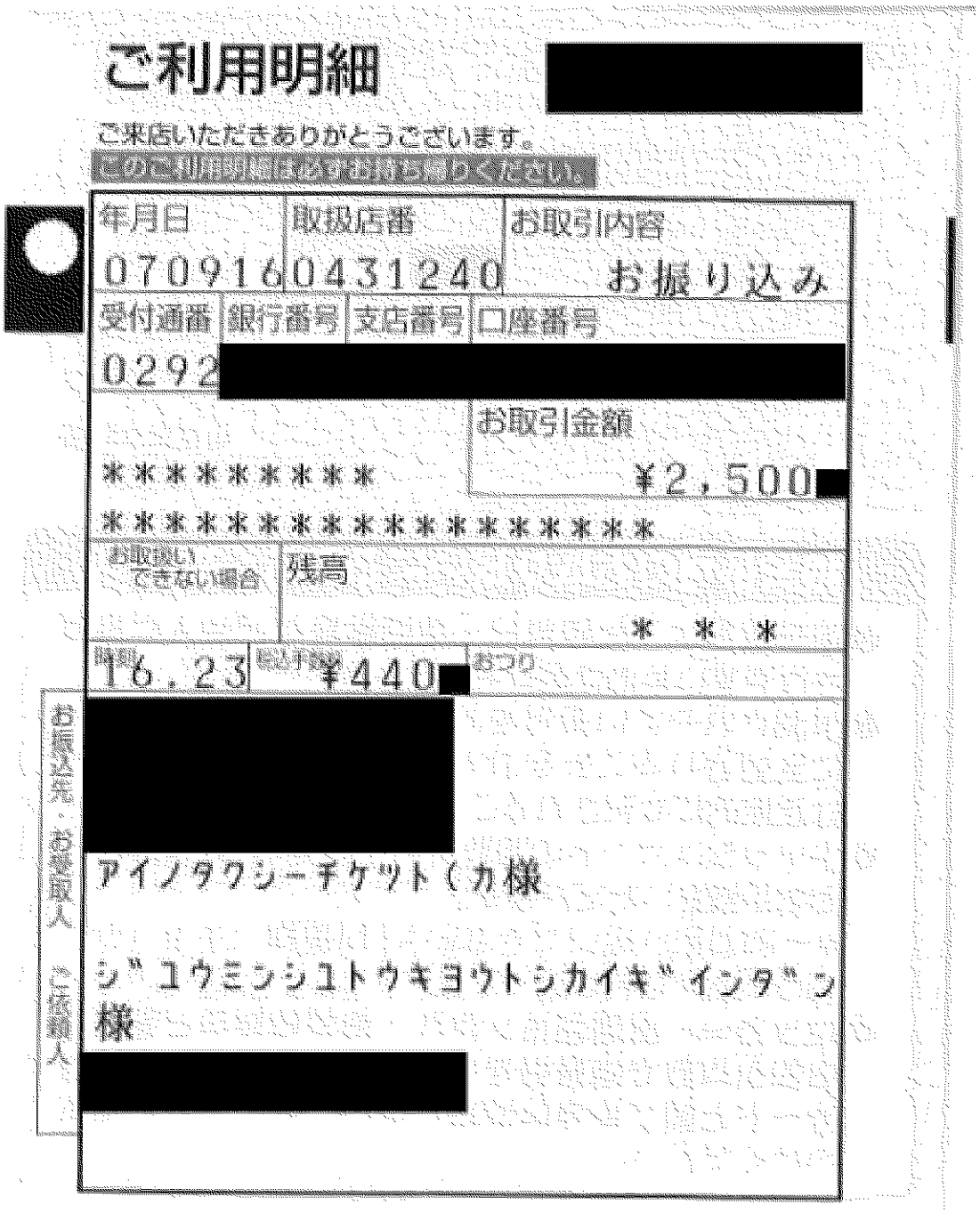
※チケットの設定額は、３，０００円～３０，０００円迄の間で、１，０００円単位でご指定いただけます。
※チケット券面への印字をご希望の方は、枠内にご指示ください。（既にご登録済みの場合はご記入不要です）
※発行冊数は弊社所定の基準（ご利用状況・お支払実績）により変更する場合がございますので予めご了承ください。
※会員様名、ご住所、お電話番号等の重要な事項の変更がございましたら、伝言メモでお知らせください。変更届をお送りさせていただきます。
・チケットは変更手続き後の発送となります

（伝言メモ欄）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (8/11)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
| --- | --- | --- |
| 070916 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
| --- | --- | --- | --- |
| 0292 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

￥2,500[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高

＊　＊　＊

時刻 16.23　[redacted] ￥440[redacted]　おつり

お振込先・お受取人　ご依頼人

[redacted]

アイノタクシーチケット（カ様

ｼﾞﾕｳﾐﾝｼﾕﾄｳｷﾖｳﾄｼｶｲｷ゛ｲﾝﾀ゛ﾝ

様

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (9/11)

## 領　収　書

自由民主党京都市会議員団

代表幹事　寺田　一博　様

金 額 ￥１１０，２１０－

但し、サマーセミナー講師　謝礼　として

上記金額正に領収いたしました。




令和　７　年　７　月　３０　日

住所 [redacted]

氏名 佐藤尚之 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (10/11)

## 領　収　書

自由民主党京都市会議員団

代表幹事　寺田　一博　様

金 額　￥３８，０８０－

但し、サマーセミナー講師　交通費　として

上記金額正に領収いたしました。

令和　７　年　７　月　３０　日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

05-001 (11/11)



ekitan

2025年07月30日(水) 13:30出発

## 東京→京都

**13:30発→15:44着** 乗換0回 所要時間2時間14分 **19,040円**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 13:30 出発 | １９番線発 | 東京 | きっぷ 8,360円 |
| 3駅 (2時間14分) | | のぞみ37号 博多行き | グリーン：10,680円 |
| 15:44 到着 | １３番線着 | 京都 | |

©2025 駅探

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 07-001 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 京都民報購読料　４月～９月 | 4,080 | 4,080 |
| 07-002 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 読売新聞購読料　４月～９月 | 28,800 | 28,800 |
| 07-003 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 毎日新聞購読料　４月～９月 | 29,400 | 29,400 |
| 07-004 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 産経新聞購読料　４月～９月 | 29,400 | 29,400 |
| 07-005 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 朝日新聞購読料　４月～９月 | 29,400 | 29,400 |
| 07-006 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 日経新聞購読料　４月～９月 | 33,000 | 33,000 |
| 07-007 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 京都新聞購読料　４月～９月 | 29,400 | 29,400 |
| 07-008 | 04.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　４月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-009 | 05.19 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　５月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-010 | 06.11 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　６月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-011 | 07.07 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　７月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-012 | 08.07 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　８月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-013 | 09.18 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　９月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-014 | 10.09 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　１０月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-015 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 読売新聞　１０～３月分 | 28,800 | 28,800 |
| 07-016 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 毎日新聞購読料　１０～３月分 | 29,400 | 29,400 |
| 07-017 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 産経新聞購読料　１０～３月分 | 29,400 | 29,400 |
| 07-018 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 朝日新聞購読料　１０～３月分 | 29,400 | 29,400 |
| 07-019 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本経済新聞購読料　１０～３月分 | 33,000 | 33,000 |
| 07-020 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 京都新聞購読料　１０～３月分 | 29,400 | 29,400 |
| 07-021 | 10.17 | 資料購入費 | 新聞代 | 京都民報購読料　１０～３月分 | 4,630 | 4,630 |
| 07-022 | 11.11 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　１１月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-023 | 12.12 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　１２月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-024 | 01.28 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　１月分 | 2,750 | 2,750 |
| 07-025 | 02.16 | 資料購入費 | 新聞代 | 日本教育新聞購読料　２・３月分 | 5,500 | 5,500 |

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 07-026 | 03.10 | 資料購入費 | その他 | 住宅地図　全市分 | 186,010 | 186,010 |
| 合計 | | | | | | 586,520 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-001 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 4,080 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 4,080 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 京都民報購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-001 (2/2)

自由民主党京都市会議員団　様

しんぶん赤旗 領収書

2025年 4月～2025年 9月

4,080円(税込)

| 新聞・雑誌名 | 税率 | 部数 | 金額(税込) |
|---|---|---|---|
| 「京都民報」 | 10% | 6 | 4,080 |

(取扱先)
日本共産党中京地区委員会
TEL 075-801-2591

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8%対象 | 0 円(税抜) | 消費税 | 0 円 |
| 10%対象 | 3,708 円(税抜) | 消費税 | 371 円 |

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 4/28

扱者 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

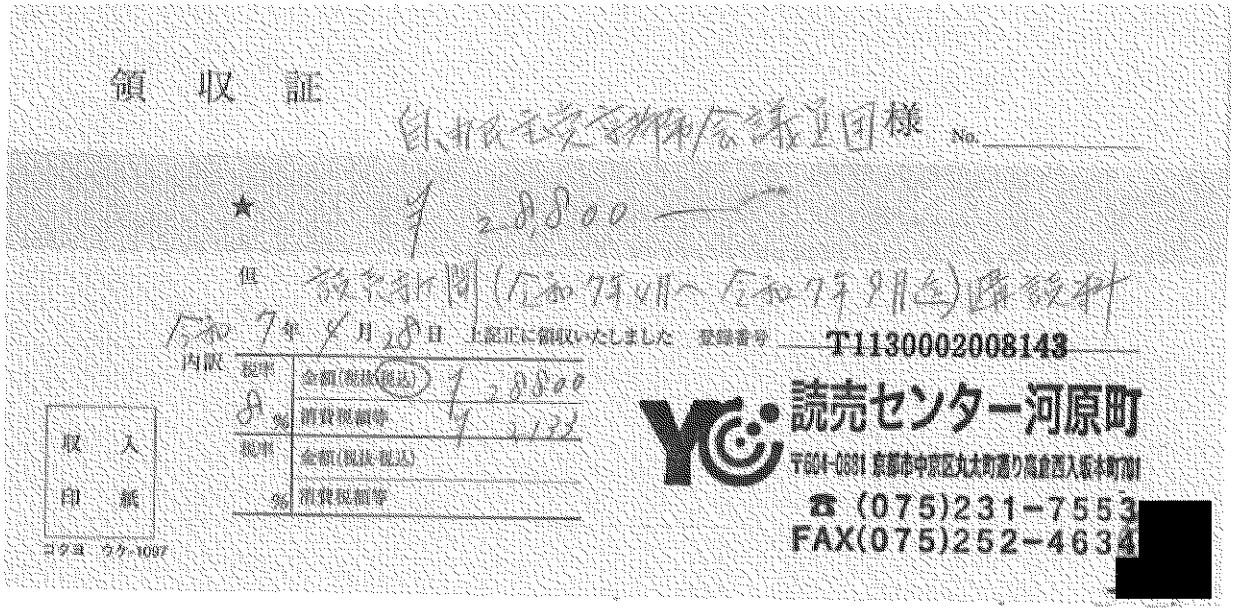
07-002 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 28,800 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 28,800 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 読売新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-002 (2/2)



領　収　証

自治会予防接種様 No.

★ ¥2,800－

但 被接種1回（令和7年11月～令和8年3月迄）領収

令和7年4月28日 上記正に領収いたしました 登録番号 T1130002008143

内訳

| 税率 | | |
|---|---|---|
| | 金額(税抜(税込)) | ¥2,800 |
| 8% | 消費税額等 | ¥122 |
| 税率 | 金額(税抜・税込) | |
| % | 消費税額等 | |

収入印紙

読売センター河原町

〒604-0831 京都市中京区丸太町通り高倉西入仏光寺町781

☎ (075)231-7553

FAX(075)252-4634

[redacted]

コクヨ ウケ-1097

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-003 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 毎日新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-003 (2/2)

## 毎日新聞 領収証

7年 4月分

自由民主党　京都市会議員団　様

[redacted]

照会No.（ [redacted] ）

| 銘柄名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *毎日新聞 | 6 | 29,400 |

(0%対象 29,400 消費税 2,178X10%対象 0 消費税 0)

*軽減対象

合計金額

29,400円

令7年 4月28日

［ 7年 4月から 7年 9月の先入金分］

毎日新聞　三条販売所
中京区三条通富小路西入中之町18
TEL：075-221-1870　FAX：075-221-1871

適格事業者登録番号　T1810055337213

毎日新聞 領収印

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-004 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 産経新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-004 (2/2)

毎日新聞 領収証

7年 4月分

自由民主党 京都市会議員団 様 [redacted]

照会No.（ [redacted] ）

| 銘柄名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *産経新聞 | 6 | 29,400 |

(8%対象 29,400 消費税 2,178X10%対象 0 消費税 0)

*軽減対象

合計金額

29,400円

令和 4月28日

［7年 4月から 7年 9月の先入金分］

毎日新聞 三条販売所
中京区三条通富小路西入中之町18
TEL：075-221-1870 FAX：075-221-1871

適格事業者登録番号 T1810055337213

毎日新聞 領収印

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

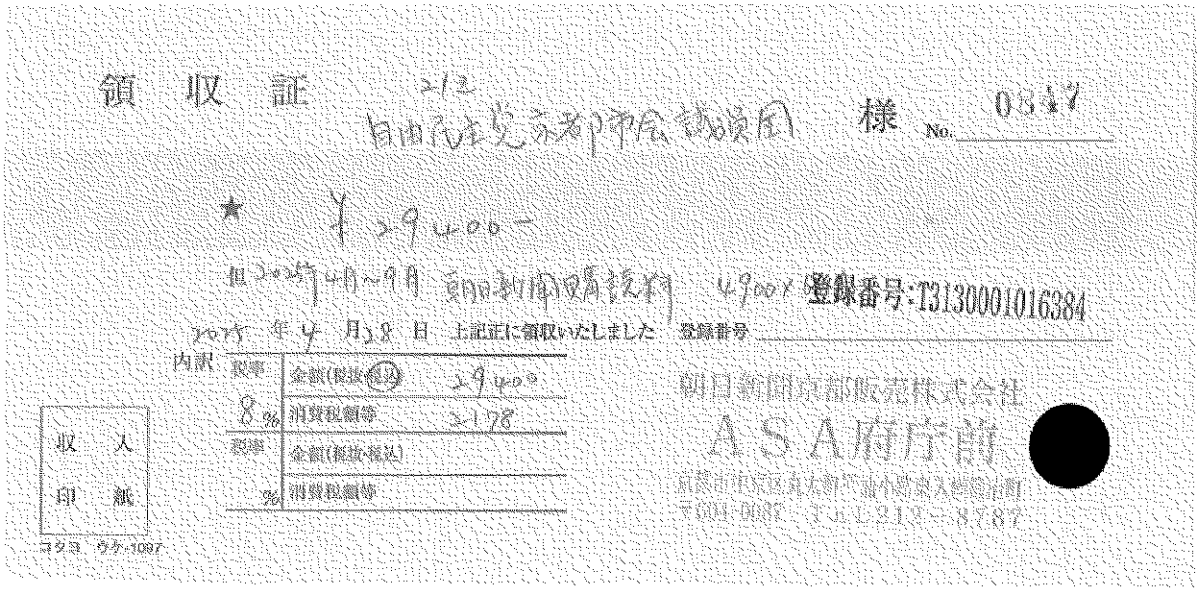
07-005 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 朝日新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-005 (2/2)



領 収 証

様 No. 0347

★ ¥2,400-

4,900×

登録番号:T3130001016384

年 4 月 28 日 上記正に領収いたしました

登録番号

内訳

| | | |
|---|---|---|
| 税率 | 金額(税抜価格) | ¥2,400 |
| 8% | 消費税額等 | ¥178 |
| 税率 | 金額(税抜価格) | |
| % | 消費税額等 | |

収入印紙

朝日新聞京都販売株式会社

ＡＳＡ府庁前

〒604-0932 ☎075-213-8787

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

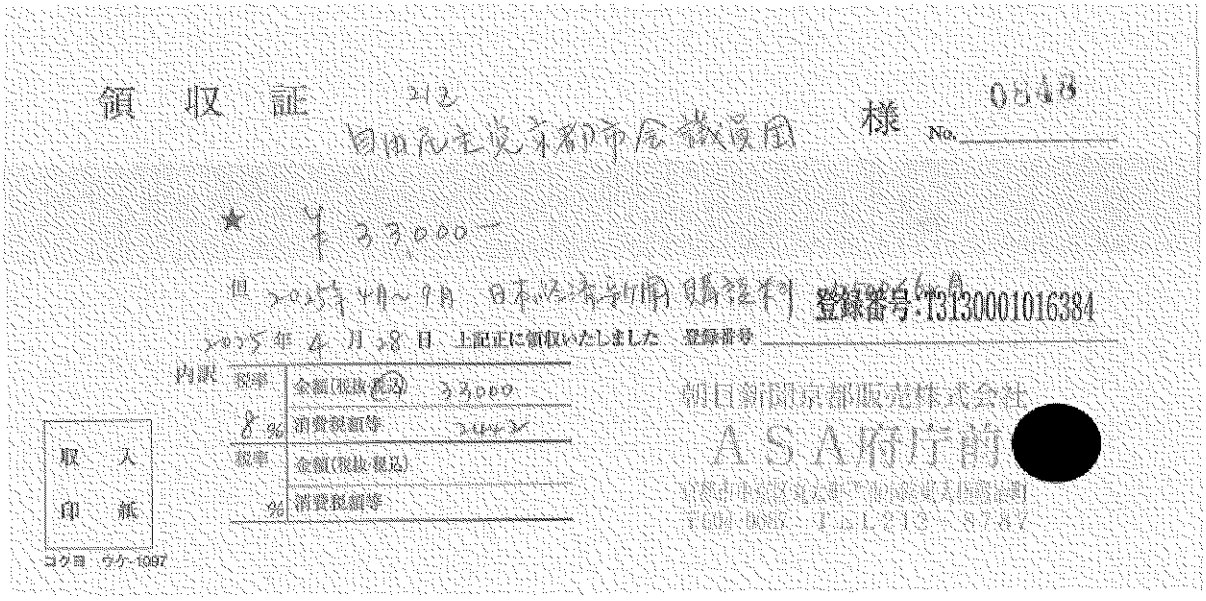
07-006 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 33,000 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 33,000 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日経新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-006 (2/2)



領収証

様 No.

★ ¥ 3,000-

但 2015年4月～9月 日本経済新聞 購読料

2015年 4月 28日 上記正に領収いたしました 登録番号

登録番号:T1130001016384

内訳 税率 8% 金額(税抜・税込) 3,000 消費税額等

税率 % 金額(税抜・税込) 消費税額等

朝日新聞販売株式会社

ASA府庁前

取 入 印 紙

コクヨ ウケ-1097

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-007 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 京都新聞購読料　４月～９月 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-007 (2/2)

2025 4月～
年9月分

## 領収証

ID( )

No*

自由民主党京都市会議員団議員室 様

| 銘柄 | 部 | 金額 |
|---|---|---|
| 2025 4/1～9/30 @4900 | 6 | 4900 |
| 合計 ※は軽減税率対象品目 | ¥29400 | |

お知らせ 領収日 7年4月28日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 (内消費税 )
10%対象 (内消費税 )

領 京都新聞 収

京都新聞販売㈱ 御所南販売所
〒604-0872 中京区東洞院通夷川上ル三本木五丁目493
TEL: 075-606-5205 FAX: 075-253-2580
京都新聞販売株式会社 登録番号 T3130001023323

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-008 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　４月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-008 (2/3)

## 振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加入者名 | 日本教育新聞社 | | | | | | | | | | |
| 金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | |
| | | | | | | 2 | 7 | 5 | 0 | | |
| 振込先 | 銀行 | | | | | | | | 支店 | | |
| ご依頼人 | ふりがな [redacted] 自由民主党　京都市会議員団 | | | | | | | | | | |
| 料金 | （消費税込み） 円 | | | | | | | | | 日附印 | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |

（ゆうちょ銀行）

この受領証は、大切に保管してください。

CVS収納用収入印紙貼付欄

（お客様控）



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-008 (3/3)

## 請　求　書

2025 年 4 月 3 日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹 [redacted]
東京都港区[redacted]
電話 03（[redacted]
〈お支払い先〉
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義 株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円（内税） | 顧客コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004759709 |
|---|---|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の顧客コードを入力してください。

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 円 | |
| 今回入金額 | | | | 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | | | | 円 | |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/04-2025/04 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-009 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月19日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　５月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-009 (2/2)

## 請　求　書

2025 年　5 月　7 日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。


株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長
東京都港区[redacted]
電話 03（[redacted]）


（お支払い先）
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004769258 |
|---|---|---|---|---|---|

（内税）

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/04-2025/04 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/05-2025/05 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/05-2025/05 |

振替払込請求書兼受領証（振込金（並手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2 | 7 | 5 | 0 |

銀行　支店

[redacted]

自由民主党　京都市会議員団

料金　円　日附印

'25.5.19

（ゆうちょ銀行）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-010 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月11日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　６月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-010 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-010 (3/3)

## 請　求　書

2025 年　6 月　4 日

自由民主党　京都市会議員団　様

株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長 [redacted]
東京都港区[redacted]10 [redacted]
電話 03 ([redacted])0008 (代表) [redacted]
《お支払い先》 [redacted]
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

| 合計請求額 | 2,750 円 |
|---|---|

| 顧客コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004776088 |
|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の顧客コードを入力してください。

（内税）

| | 品　名 | 部　数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/05-2025/05 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/06-2025/06 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/06-2025/06 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

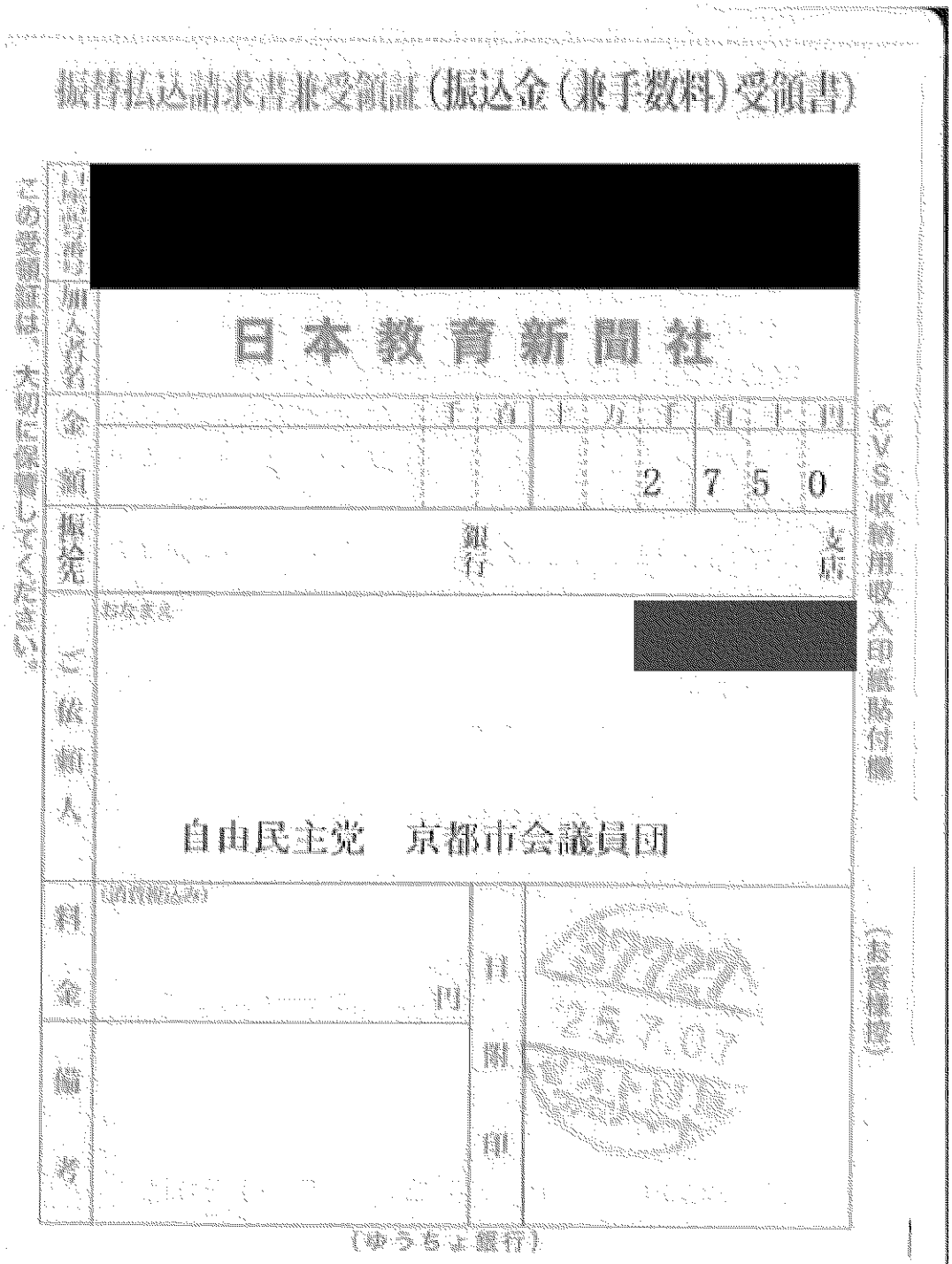
07-011 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月７日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　７月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-011 (2/3)



振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

金額 2,750

振込先 銀行 支店

[redacted]

ご依頼人 自由民主党　京都市会議員団

料金 円

備考

日附印

CVS収納用収入印紙貼付欄

（お客様控）

（ゆうちょ銀行）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-011 (3/3)

## 請　求　書

2025 年　7 月　3 日

自由民主党　京都市会議員団　　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。


株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹 [redacted]
東京都港区[redacted]
電話 03（[redacted]）[redacted]
（お支払い先[redacted]）
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社


| 合計請求額 | 2,750 円 |
|---|---|

（内税）

| 顧客コード | [redacted] |
|---|---|

| 請求書番号 | 0004782281 |
|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の顧客コードを入力してください。

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/06-2025/06 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/07-2025/07 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/07-2025/07 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-012 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月７日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　８月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-012 (2/3)



振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

| 金額 | 千 | 百 | 十 | 五 | 千 | 百 | 十 | 四 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2 | 7 | 5 | 0 |

振込先 銀行 支店

[redacted]

ご依頼人 自由民主党　京都市会議員団

料金（振込手数料） 円

日附印 77-10-2 5.8.-7 京都市役所西 40550

備考

（ゆうちょ銀行）

CVS収納用収入印紙貼付欄

（お客様控）

ご記入ください。太枠の中だけを

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-012 (3/3)

## 請　求　書

2025年　8月　5日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申しあげます。
下記の通りご請求申しあげます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長 [redacted]
東京都港区[redacted]
電話 03（[redacted]）[redacted]
《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義 株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円（内税） | 請求コード [redacted] | 請求書番号 0004787644 |
|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の請求コードを入力してください。

| | 品　名 | 部数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/07-2025/07 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/08-2025/08 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/08-2025/08 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-013 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月18日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　９月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-013 (2/2)




## 請　求　書

2025年　9月　3日

自由民主党　京都市会議員団　様

株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長
[redacted]
東京都港区[redacted]
電話　03（[redacted]）0408（代表）
（お支払い先）
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004793862 |
|---|---|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

（内税）

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/08~2025/08 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/09~2025/09 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/09~2025/09 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-014 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月９日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　１０月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-014 (2/2)

## 請　求　書

2025 年　10月　3　日

自由民主党　京都市会議員団　　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長
東京都港区[redacted]
電話　03（[redacted]）[redacted]（代表）
《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004799538 |
|---|---|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

（内税）

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/09-2025/09 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/10-2025/10 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/10-2025/10 |

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

金額　¥ 2,750

振込先　銀行　支店

ご依頼人　[redacted]

自由民主党　京都市会議員団

料金　円

備考

日附印

（ゆうちょ銀行）

CVS振込用収入印紙貼付欄

（通信欄）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-015 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 28,800 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 28,800 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 読売新聞　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-015 (2/2)



領　収　証

自治体主宰研修会講師謝金様 No.

★ ¥28,800－

但 茶系列(仕和7年10月～仕和8年3月)時給分

仕和7年10月17日 上記正に領収いたしました 登録番号 T1130002008143

内訳

| | | |
|---|---|---|
| 税率 | 金額(税抜・税込) | ¥28,800－ |
| 8% | 消費税額等 | ¥2,133 |
| 税率 | 金額(税抜・税込) | |
| % | 消費税額等 | |

収入印紙

読売センター河原町

〒604-0081 京都市中京区丸太町通り高倉西入坂本町[illegible]

☎ (075)231-7553

FAX(075)252-4634

コクヨ ウケ-1097

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-016 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 毎日新聞購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-016 (2/2)

毎日新聞 領収証

7年10月分

自由民主党　京都市会議員団　様

[redacted]

照会No.（[redacted]）

| 銘柄名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *毎日新聞 | 6 | 29,400 |

(8%対象 29,400 消費税 2,178)(10%対象 0 消費税 0)

*軽減対象

**合計金額**

**29,400円**

令7年10月17日

［7年10月から 8年 3月の先入金分］

毎日新聞　三条販売所
中京区三条通富小路西入中之町18
TEL：075-221-1870　FAX：075-221-1871

適格事業者登録番号　T1810055337213

毎日新聞 領収印

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-017 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 産経新聞購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-017 (2/2)

毎日新聞 領収証

7年10月分

自由民主党　京都市会議員団　様

照会No.（[redacted]）

| 銘柄名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *産経新聞 | 6 | 29,400 |

(8%対象 29,400 消費税 2,178X10%対象 0 消費税 0)

*軽減対象

合計金額

29,400円

支払 7年10月17日

［ 7年10月から 8年 3月の先入金分］

毎日新聞　三条販売所
中京区三条通富小路西入中之町18
TEL：075-221-1870　FAX：075-221-1871

毎日新聞 領収印

適格事業者登録番号　T1810055337213

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

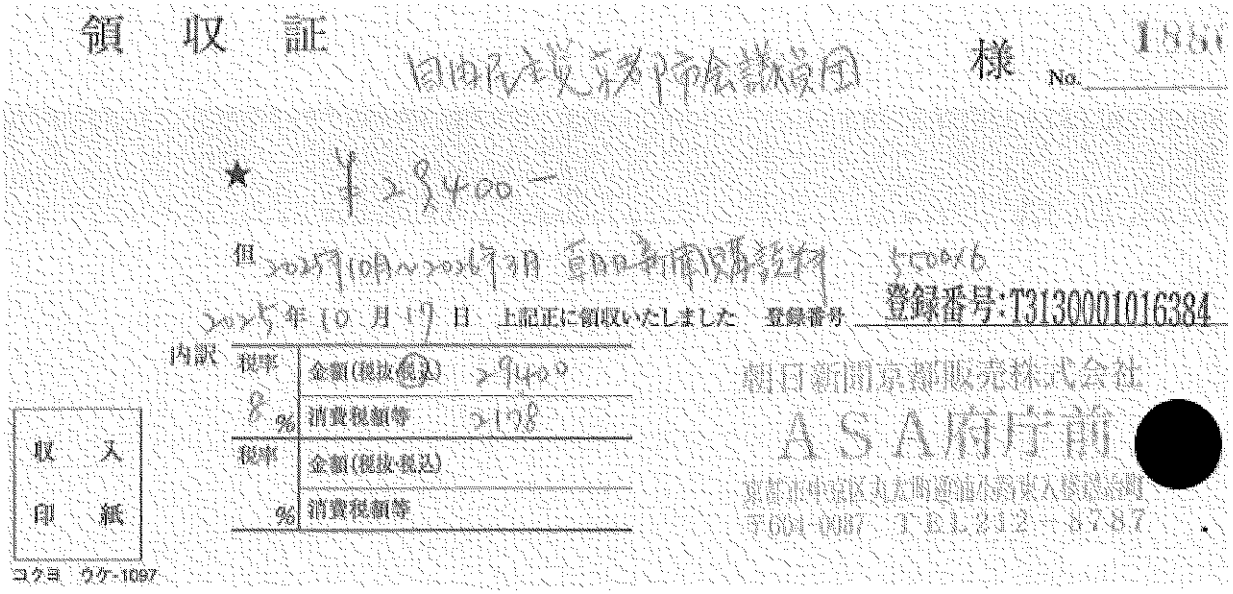
07-018 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 朝日新聞購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-018 (2/2)



領　収　証　　様　No. 1861

★ ¥2,400－

但 2025年10月1日～2025年12月 夏期手当(賃貸)駐車料

2025年10月1日 上記正に領収いたしました　登録番号 T3130001016384

内訳

| 税率 | | |
|---|---|---|
| 8% | 金額(税抜・税込) | ¥2,222 |
| | 消費税額等 | ¥178 |
| 税率 | 金額(税抜・税込) | |
| % | 消費税額等 | |

収入印紙

コクヨ ウケ-1087

朝日新聞京都販売株式会社

ＡＳＡ府庁前

京都市中京区五条通油小路東入橋本町

〒604-0087 ＴＥＬ 212-8787

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-019 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 33,000 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 33,000 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本経済新聞購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-019 (2/2)



領　収　証

様 No.

★ ¥33,000-

但

20XX年 10月 17日 上記正に領収いたしました 登録番号 登録番号:T3130001016384

内訳

| 税率 | | |
|---|---|---|
| | 金額(税抜・税込) | 33,000- |
| 8 % | 消費税額等 | ふくまず |
| 税率 | 金額(税抜・税込) | |
| % | 消費税額等 | |

収入印紙

コクヨ ウケ-1097

朝日新聞京都販売株式会社

ASA府庁前

京都市中京区東大路通御池東入笹屋町

〒604-0867 TEL 212-0767

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-020 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 29,400 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 29,400 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 京都新聞購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-020 (2/2)

## 領 収 証

ID( [redacted] )

No* [redacted]

2025年10月分

京都市役所
本庁舎2F

自由民主党京都市会議員団議員室 様

| 銘　　柄 | 部 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 京都新聞セット※ | 1 | 29,400 |
| 合　　計 | | ¥29,400 |
| ※は軽減税率対象品目 | | |

お知らせ　領収日2025年10月07日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥29,400(内消費税 ¥2,178)

京都新聞販売㈱　御所南販売所
〒604-0872 中京区東洞院通夷川上ル三本木五丁目493
TEL：075-606-5205　　FAX：075-253-2580
京都新聞販売株式会社 登録番号 T3130001023323

領 京都新聞 収

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-021 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月17日 | 支出額 | 4,630 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 4,630 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 京都民報購読料　１０～３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-021 (2/2)

しんぶん赤旗 領収書

自由民主党京都市会議員団　様

2025年10月～2026年 3月

4,630円(税込)

| 新聞・雑誌名 | 税率 | 部数 | 金額(税込) |
|---|---|---|---|
| 「京都民報」 | 10% | 5 | 3,950 |
| 「京都民報」 | 10% | 1 | 680 |

(取扱先)
日本共産党中京地区委員会
TEL 075-801-2591

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8%対象 | 0 円(税込) | 消費税 | 0 円 |
| 10%対象 | 4,630 円(税込) | 消費税 | 421 円 |

領収年月日 2025.10.17

扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-022 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月11日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　１１月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-022 (2/2)

## 請　求　書

2025 年　11月　6　日

自由民主党　京都市会議員団　様

株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹 [redacted]
東京都 [redacted]
電話　03（[redacted]）[redacted]
《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード [redacted] | 請求書番号 | 0004804889 |
|---|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

（内税）

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/10-2025/10 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/11-2025/11 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/11-2025/11 |

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
|---|---|---|
| 07-11-11 | 4067 | A93270018 |

取扱店　ｷｮｳﾄｾﾞｽﾄｵｲｹﾅｲ
払込口座 [redacted]
払込金額　*2,750　料金　*0

振替受付票
[redacted]
日本教育新聞社
[redacted]
[redacted]

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
[redacted]

入金額　*2,750
おつり　*0

商品のご案内のため [redacted] では個人情報の利用同意をお願いしています

印紙税申告納付につき銀町税務署承認済

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-023 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月12日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　１２月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-023 (2/2)

## 請　求　書

2025 年　12月　3 日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

日本教育新聞

株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹 [redacted]
東京都港区[redacted]
電話 03 ([redacted])
《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004810658 |
|---|---|---|---|---|---|

（内税）

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

| | 品　名 | 部 数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/11-2025/11 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/12-2025/12 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2025/12-2025/12 |

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

| 金額 | 千 | 百 | 十 | 一 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2 | 7 | 5 | 0 |

口座記号番号 [redacted]

振替先 日本教育新聞社

ご依頼人 自由民主党　京都市会議員団

料金 円

通信欄

日附印 25.12.12

（ゆうちょ銀行）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-024 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 2,750 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 2,750 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　１月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-024 (2/2)




# 請　求　書

2026年　1月　7日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。


株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 [redacted]
東京都港区[redacted]
電話　03（[redacted]）[redacted]（代表）


《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円 | 顧客コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004815987 |
|---|---|---|---|---|---|

（内税）　【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の顧客コードを入力してください。

| | 品　名 | 部数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2025/12-2025/12 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2026/01-2026/01 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2026/01-2026/01 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-025 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月16日 | 支出額 | 5,500 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 5,500 円 |
| 細目 | 新聞代 | 按分率 | |
| 摘要 | 日本教育新聞購読料　２・３月分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-025 (2/3)

2月分

## 請　求　書

2026年　2月　4日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。


株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹長
東京都港区[redacted]
電話 03 ([redacted])
《お支払い先》
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義 株式会社日本教育新聞社


| 合計請求額 | 2,750 円 | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004821046 |
|---|---|---|---|---|---|

（内税）

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

| | 品　名 | 部数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 2,750 円 | 2026/01-2026/01 |
| 今回入金額 | | | | 2,750 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2026/02-2026/02 |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2026/02-2026/02 |

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

| 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 2 | 7 | 5 | 0 |

銀行　支店

[redacted]

自由民主党　京都市会議員団

26.2.16

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-025 (3/3)

3月分

## 請　求　書

2026 年　2 月　10 日

自由民主党　京都市会議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。


株式会社 日本教育新聞社
代表取締役 小林 幹 長 [redacted]
東京都港区 [redacted]
電話 03 ( [redacted] ) 8 [redacted]


（お支払い先）
・振替払込 [redacted]
・銀行振込 [redacted]
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

| 合計請求額 | 2,750 円（内税） | 読者コード | [redacted] | 請求書番号 | 0004822803 |
|---|---|---|---|---|---|

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

| | 品　名 | 部　数 | 期　間 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前回請求額 | | | | 円 | |
| 今回入金額 | | | | 円 | |
| 差引繰越額 | | | | 円 | |
| 今回請求額 | | | | 円 | |
| 合計請求額 | 日本教育新聞 | 1部 | 1ヶ月分 | 2,750 円 | 2026/03-2026/03 |

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

[redacted]

日本教育新聞社

金額 2,750

振替 加入者名 日本教育新聞社

通信欄 自由民主党　京都市会議員団

料金 円

備考

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月10日 | 支出額 | 186,010 円 |
| 項目 | 資料購入費 | 充当額 | 186,010 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | |
| 摘要 | 住宅地図　全市分 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 (2/6)


領収証 宅急便コレクト お問い合わせ送り状番号 [redacted]

8年7月10日

お問い合せ先 TEL:0752223718 〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488

宅急便コレクト

領収金額（代金引換額）の訂正はできません。右記金額を正に領収致しました。

代金引換額（税込） 186,010円
消費税額等 16,910円

入金内訳 現金 円 商品券 円

自由民主党 京都市会議員団 様

発送元 TEL:075-812-2250 〒604-8811
京都府京都市中京区壬生賀陽御所町
3番地1京都幸ﾋﾞﾙ4F
株式会社ｾﾞﾝﾘﾝ 京都営業所 様

品名 住宅地図など F26030002969
0451_1

領収分

印紙税申告納付につき京橋税務署承認済

運送料一万円未満

ヤマト運輸株式会社

商品および代金の内容に関するお問合せは上記発送元へご連絡下さい。

*ご連絡記載*
（領収証貼付用）

伝票No.

領収種別 現金(売上)

ヤマト運輸（株）
過月

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 (3/6)

## 請 求 書

No.F26030002969

自由民主党
京都市会議員団 様
お客様コードNO [redacted]
〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町４８８

TEL: 0752223718

2026年03月09日

株式会社 ゼンリン [redacted]

京都営業所
〒604-8811
京都市中京区壬生賀陽御所町３－１
京都幸ビル４Ｆ
TEL:075-812-2250
FAX:075-812-2252
所長 池田 正史
登録番号 T5290801002046

下記のとおりご請求申し上げます。

| お支払い方法 | 代金引換 |
|---|---|
| お支払い期日 | — |

注文書番号
納品書番号
納品日付 検収日付

**合計金額 ¥186,010-** （消費税等込み）

| 消費税率 | 伝票値引後金額 | 消費税金額 | 対象金額（税込） |
|---|---|---|---|
| 10.00% | 169,100 | 16,910 | 186,010 |

| 商品名 | 種別 | 消費税率<br>単価（税抜） | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 京都市北区 202601<br>[26101011D] | | 10.00%<br>13,300 | 1 | 13,300 |
| 京都市上京区 202505<br>[26102011D] | | 10.00%<br>11,400 | 1 | 11,400 |
| 京都市左京区 202508<br>[26103011D] | | 10.00%<br>19,000 | 1 | 19,000 |
| 京都市中京区 202505<br>[26104011D] | | 10.00%<br>13,300 | 1 | 13,300 |
| 京都市東山区 202507<br>[26105011D] | | 10.00%<br>10,450 | 1 | 10,450 |
| 京都市下京区 202506<br>[26106011D] | | 10.00%<br>11,400 | 1 | 11,400 |
| 京都市南区 202601<br>[26107011D] | | 10.00%<br>12,350 | 1 | 12,350 |
| 次ページへ続く | | | | |

| 御買上金額 | 消費税 | 御買上合計金額 | 御入金額 | 御請求額 |
|---|---|---|---|---|
| 169,100 | 16,910 | 186,010 | 0 | 186,010 |

【備考】
代金引換のためお振込みは不要です。なお、本書は適格請求書（インボイス）としてご利用いただけます。

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 (4/6)

No.F26030002969

| 商品名 | 種別 | 消費税率<br>単価（税抜） | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 京都市右京区1(中心部) 202512<br>[26108A10U] | | 10.00%<br>17,100 | 1 | 17,100 |
| 京都市右京区2(京北) 202412<br>[26108B10L] | | 10.00%<br>10,450 | 1 | 10,450 |
| 京都市伏見区 202511<br>[26109011D] | | 10.00%<br>19,000 | 1 | 19,000 |
| 京都市山科区 202504<br>[26110011D] | | 10.00%<br>15,200 | 1 | 15,200 |
| 京都市西京区 202509<br>[26111011D] | | 10.00%<br>16,150 | 1 | 16,150 |
| ＊＊小　　計＊＊ | | | | 169,100 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 (5/6)

## 納品書

No. F26030002969

自由民主党
京都市会議員団 様

お客様コードNO. [redacted]

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町４８８

TEL： 0752223718

2026年03月09日

[redacted]
株式会社 ゼンリン

京都営業所
〒604-8811
京都市中京区壬生賀陽御所町３－１
京都寺ビル４Ｆ
TEL:075-812-2250
FAX:075-812-2252
所長 池田 正史

下記のとおり納品致しますのでご査収ください。

注文書番号 _____

合計金額 ¥186,010-- （消費税等込み）

| 商品名 | 種別 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 京都市北区 202601 [26101011D] | | 13,300 | 1 | 13,300 |
| 京都市上京区 202505 [26102011D] | | 11,400 | 1 | 11,400 |
| 京都市左京区 202508 [26103011D] | | 19,000 | 1 | 19,000 |
| 京都市中京区 202505 [26104011D] | | 13,300 | 1 | 13,300 |
| 京都市東山区 202507 [26105011D] | | 10,450 | 1 | 10,450 |
| 京都市下京区 202506 [26106011D] | | 11,400 | 1 | 11,400 |
| 京都市南区 202601 [26107011D] | | 12,350 | 1 | 12,350 |
| 京都市右京区1(中心部) 202512 [26108A10U] | | 17,100 | 1 | 17,100 |
| 京都市右京区2(京北) 202412 [26108B10L] | | 10,450 | 1 | 10,450 |
| 京都市伏見区 202511 [26109011D] | | 19,000 | 1 | 19,000 |
| 京都市山科区 202504 [26110011D] | | 15,200 | 1 | 15,200 |
| 次ページへ続く | | | | |

| 御買上金額 | 消費税 | 御買上合計金額 | 御入金額 | 御請求額 |
|---|---|---|---|---|
| 169,100 | 16,910 | 186,010 | 0 | 186,010 |

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

07-026 (6/6)

No.F26030002969

| 商品名 | 種別 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 京都市西京区 202509 [26113011D] | | 16,150 | 1 | 16,150 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ＊＊小　　計＊＊ | | | | 169,100 |

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 08-001 | 05.12 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　４月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-002 | 05.21 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料４月分 | 8,031 | 3,763 |
| 08-003 | 05.23 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料４月分 | 5,373 | 4,836 |
| 08-004 | 06.16 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　５月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-005 | 06.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料５月分 | 5,701 | 5,131 |
| 08-006 | 06.26 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　4-5 月分 | 11,880 | 10,692 |
| 08-007 | 06.26 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料５月分 | 6,140 | 5,526 |
| 08-008 | 07.08 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　６月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-009 | 07.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料６月分 | 5,701 | 5,131 |
| 08-010 | 07.25 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料６月分 | 5,485 | 4,937 |
| 08-011 | 08.07 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　７月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-012 | 08.21 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　6-7 月分 | 11,880 | 10,692 |
| 08-013 | 08.21 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料７月分 | 5,430 | 4,887 |
| 08-014 | 08.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料７月分 | 5,702 | 5,132 |
| 08-015 | 09.04 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　８月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-016 | 09.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料８月分 | 5,922 | 5,330 |
| 08-017 | 09.25 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料８月分 | 5,168 | 4,651 |
| 08-018 | 10.09 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　９月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-019 | 10.22 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料９月分 | 5,327 | 4,794 |
| 08-020 | 10.22 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　８～９月分 | 11,880 | 10,692 |
| 08-021 | 10.27 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料９月分 | 5,922 | 5,330 |
| 08-022 | 11.04 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　１０月分 | 2,585 | 2,327 |
| 08-023 | 11.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　１０月分 | 5,922 | 5,330 |
| 08-024 | 11.26 | 通信運搬費 | FAX 使用料 | FAX 使用料　１０月分 | 5,355 | 4,819 |
| 08-025 | 12.04 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　１１月分 | 2,585 | 2,327 |

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 08-026 | 12.24 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　１０～１１月分 | 11,880 | 10,692 |
| 08-027 | 12.24 | 通信運搬費 | FAX使用料 | FAX使用料　１１月分 | 5,187 | 4,668 |
| 08-028 | 12.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　１１月分 | 5,922 | 5,330 |
| 08-029 | 01.26 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　１２月分 | 5,922 | 5,330 |
| 08-030 | 01.28 | 通信運搬費 | FAX使用料 | FAX使用料　１２月分 | 5,412 | 4,870 |
| 08-031 | 02.20 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　１２月分 | 2,145 | 1,930 |
| 08-032 | 02.20 | 通信運搬費 | FAX使用料 | FAX使用料　１月分 | 4,952 | 4,456 |
| 08-033 | 02.20 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　１２～１月分 | 11,880 | 10,692 |
| 08-034 | 02.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　１月分 | 5,921 | 5,328 |
| 08-035 | 03.06 | 通信運搬費 | その他 | 令和７年度分　NHK放送受信料 | 7,282 | 6,553 |
| 08-036 | 03.23 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　１月分 | 1,925 | 1,732 |
| 08-037 | 03.24 | 通信運搬費 | FAX使用料 | FAX使用料　２月分 | 5,401 | 4,860 |
| 08-038 | 03.25 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　２月分 | 5,921 | 5,328 |
| 08-039 | 04.20 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　２月分 | 1,925 | 1,732 |
| 08-040 | 04.24 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | ネット使用料　２～３月分 | 11,882 | 10,694 |
| 08-041 | 04.24 | 通信運搬費 | FAX使用料 | FAX使用料　３月分 | 5,429 | 4,886 |
| 08-042 | 04.27 | 通信運搬費 | 電話使用料 | スマートフォン使用料　３月分 | 5,923 | 5,330 |
| 08-043 | 05.20 | 通信運搬費 | インターネット等使用料 | インターネットプロバイダー料　３月分 | 1,925 | 1,732 |
| 合計 | | | | | | 216,432 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-001 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月12日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　４月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-001 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細書をお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070512 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0211 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

￥2，145[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊　＊　＊ |

| 消費税 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 13，39 | ￥440[redacted] | |

[redacted]

ニフティ（カ様

ジ゛ミントウ　シマモト　キヨウシ゛様

お振込先・お受取人　ご依頼人

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-001 (3/3)

出力日：2025/05/07 10:03

# 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 | 請求書発行日 | 2025年5月4日(日) |
|---|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | 請求書番号 | B1396445D0 |
| | | 締日 | 2025年4月30日(水) |
| | | 支払期限 | 2025年6月20日(金) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名：2025年04月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 銀行振込 |
|---|---|
| 振込先 | [redacted]ニフティ(カ<br>[redacted]ニフティ(カ |
| 備考 | ■契約番号 [redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-002 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月21日 | 支出額 | 8,031 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 3,763 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料４月分 | | |
| 備考 | プラン利用料・オプション使用料・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料を９割按分で計上。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。上記の１割（418円）<br>今回<br>の契約にあたり発生した契約事務手数料全額（3850円）は団運営の口座より支出。スマートフォン機種本体は団運営の口座で全額支払いしており、本件には一切含まれない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-002 (2/5)



払込受領証
(RECEIPT)
（銀行・ＣＶＳ用）

払込人氏名(CUSTOMER NAME)

自由民主党京都市会議
員団　様

受取人 ＫＤＤＩ株式会社

ご請求年月／金額
2025年 5月
¥8,031
(うち消費税等)
( ¥730 )

ご請求コード(CUSTOMER CODE)
[redacted]

受領印欄

収入印紙
出納
7. 5. 21
[redacted]

(銀行,CVS→お客様渡し)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-002 (3/5)

INVOICE FOR SERVICES
## 請求金額のご案内 （ お支払期日　5月26日 ）

KDDI株式会社 [redacted] ＜登録番号＞ T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 5月 5日

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0002705# 05044 071102 000000 25051

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２５年７月ご利用分より１番号あたり月額３円となります。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、お支払期日までに払込票によりお支払い願います。取扱金融機関でお支払いの場合、入金確認に１週間程度かかりますのでご注意ください。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 5月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 4月 |
| お支払期日 DUE DATE | 2025年 5月26日 |
| ご請求金額 TOTAL AMOUNT DUE | 8，031円 |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

◆「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。
◆ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

### サービス別ご利用料金

| | |
|---|---|
| ａｕ電話料金 | 8，031円 |
| （内訳）[redacted] | （ 8，031円） |
| ※うち消費税等 １０％対象 | 730円 |
| （対象税込額は８，０３１円でした。） | |
| ※ａｕ合計台数 １台 | |

| | |
|---|---|
| ａｕポイント | ５月 ２日 現在 |
| 合計 | 30ポイント |

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

72 KDDI株式会社 払込取扱票
口座番号 [redacted] 金額 8，031円
収納機関番号 52012 お客様番号 [redacted] 確認番号 058117
ご請求年月 2025年 5月 お支払期限 2025年 5月26日
33 8600170000225000000080312520120000000000
702120250564801754990000080316000000000000000

自由民主党京都市会議員団 様
CVS収納用（CVS本部保管）
(91)936464-2202505648017541000000
250613-0-008031-5

払込金受領証（金融機関控）
口座番号 [redacted]
加入者名 KDDI株式会社
金額 8，031円
お支払期限 2025年 5月26日
払込人氏名 自由民主党京都市会議員団 様
2025年 5月 [redacted]

払込受領証 (RECEIPT)（銀行・CVS用）
お払込先 CUSTOMER NAME 自由民主党京都市会議員団 様
受取人 KDDI株式会社 [redacted]
ご請求年月／金額 2025年 5月 ¥8，031
（うち消費税等） （ ¥730 ）
ご利用ガイド GUIDANCE CODE [redacted]
受領印欄 収入印紙 印

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-002 (4/5)

05048 071102 0002705 0000154 0000229000003

## 料金項目集計表

<凡例> [ ]：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 5月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 8，031円 |
| ●ａｕ電話料金 | 8,031 | | |
| ▼プラン利用料 | 3,138 | | |
| 基本使用料 | | 865 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 2,273 | |
| ▼オプション使用料 | 660 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 660 | |
| ▼手数料・諸費用 | 3,500 | | |
| 契約事務手数料 | | 3,500 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 730 | | |

●総合計 8，031円

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-002 (5/5)

料金内訳書 <凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様 ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 5月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 8,031円 |
| ご利用番号 [redacted] | 8,031 | | お客様コード [redacted] |
| <4月ご利用内訳> | 8,031 | | ご利用月数は２０２５年 5月で 2ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 3,138 | | |
| スマホミニプラン＋ 5G | | 865 | 4月 9日～ 4月30日（日割） |
| スマホミニプラン＋ 5G／データ | | 2,273 | 日割 |
| ▼オプション使用料 | 660 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 660 | 4月 9日～ 4月30日（日割） |
| ▼手数料・諸費用 | 3,500 | | |
| 契約事務手数料 | | 3,500 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 730 | | 10%消費税の課税対象額 7,301円 |
| | | | ●総合計 8,031円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

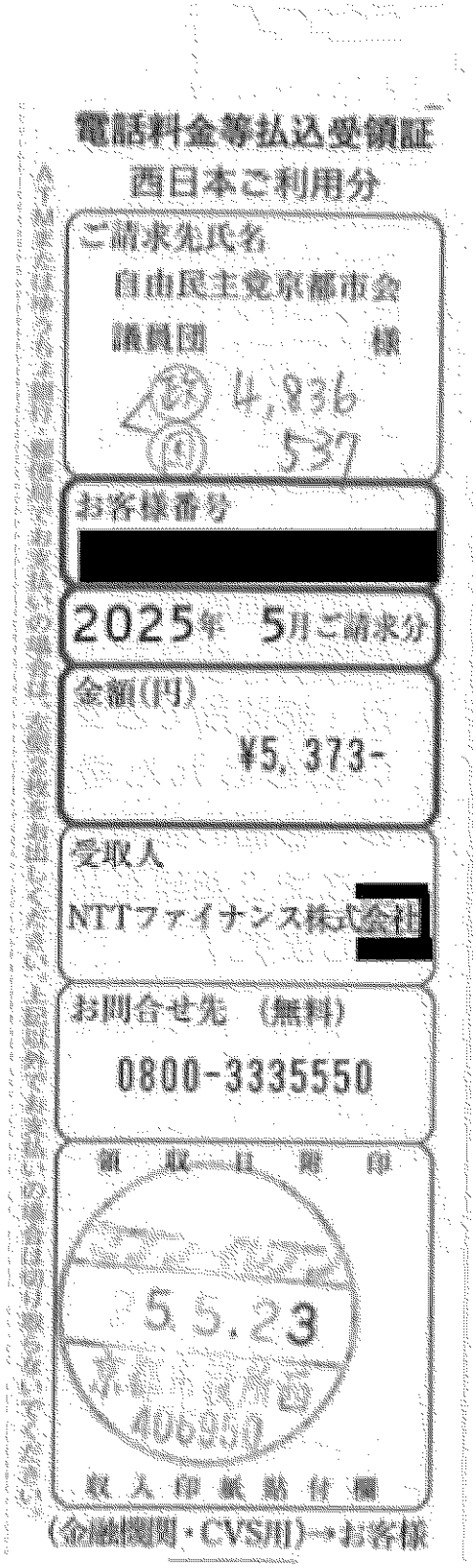
08-003 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月23日 | 支出額 | 5,373 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,836 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | FAX使用料４月分 | | |
| 備考 | ９割按分だが小数点以下切り上げのため「一部充当」としている。政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で団主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-003 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

4,936
537

お客様番号
[redacted]

2025年 5月ご請求分

金額(円)
¥5,373-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

収入印紙貼付欄
55.23

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-003 (3/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

FAX

Webでのお問い合わせ先

02505210104123273４

00866

NTTファイナンス

[redacted]
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年　５月１８日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６
ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121003 00866 00855 C0 J
01 000000 J 0　25050310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）<br>お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１<br>[redacted] | ２０２５年　５月ご請求分 | ５，３７３円 | ２０２５年　６月　２日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００６０１１）
１０％対象請求額（税込）　５，３７３円　うち消費税等　４８８円
ご請求額合計　５，３７３円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへお払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-003 (4/4)

[redacted] (2/2ページ)

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 5月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,373 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 4月 1日～ 4月30日 | 合 算 |
| | 952 | ＩＮＳ通話料 | 4月 1日～ 4月30日 | 合 算 |
| | 3 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 488 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇合計 | | | | |
| 5,373 | 5,373 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２４年４月利用料分から２０２５年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１、１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において ユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121003 00866 00855 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

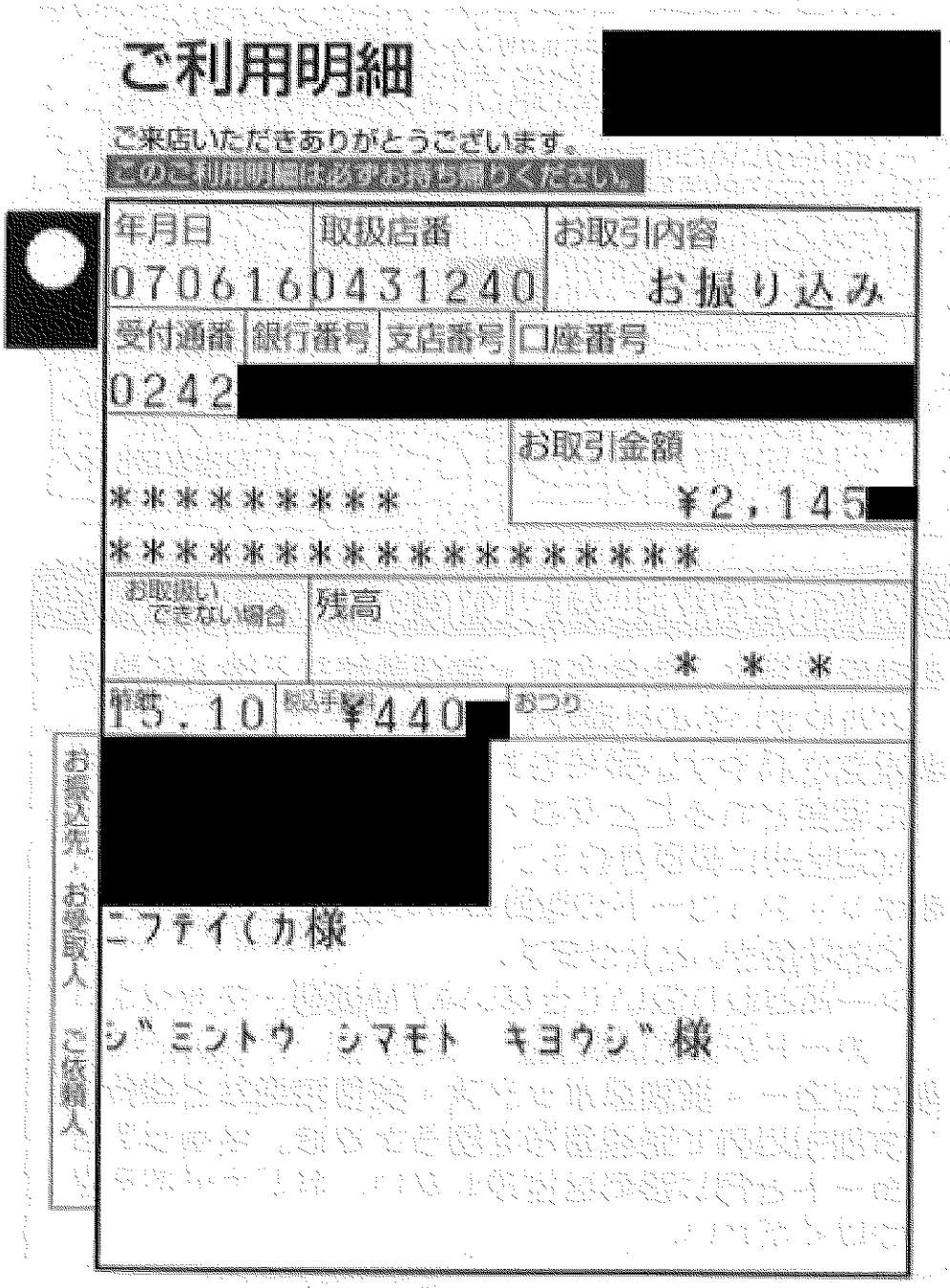
08-004 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月16日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　５月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-004 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
| --- | --- | --- |
| 070616 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
| --- | --- | --- | --- |
| 0242 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

¥2,145[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高

＊ ＊ ＊

15.10 振込手数料 ¥440[redacted] おつり

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

ニフティ(カ様

ジ゛ミントウ シマモト キヨウジ゛様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-004 (3/3)

出力日：2025/06/04 09:07

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード [redacted]） |
|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 |

| 請求元 |
|---|
| 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2025年6月4日(水) |
| 請求書番号 | B1396445E0 |
| 締日 | 2025年5月31日(土) |
| 支払期限 | 2025年7月22日(火) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名： 2025年05月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支払方法 | 銀行振込 |
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ<br>[redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号 [redacted]<br>■契約法人名:自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者:寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

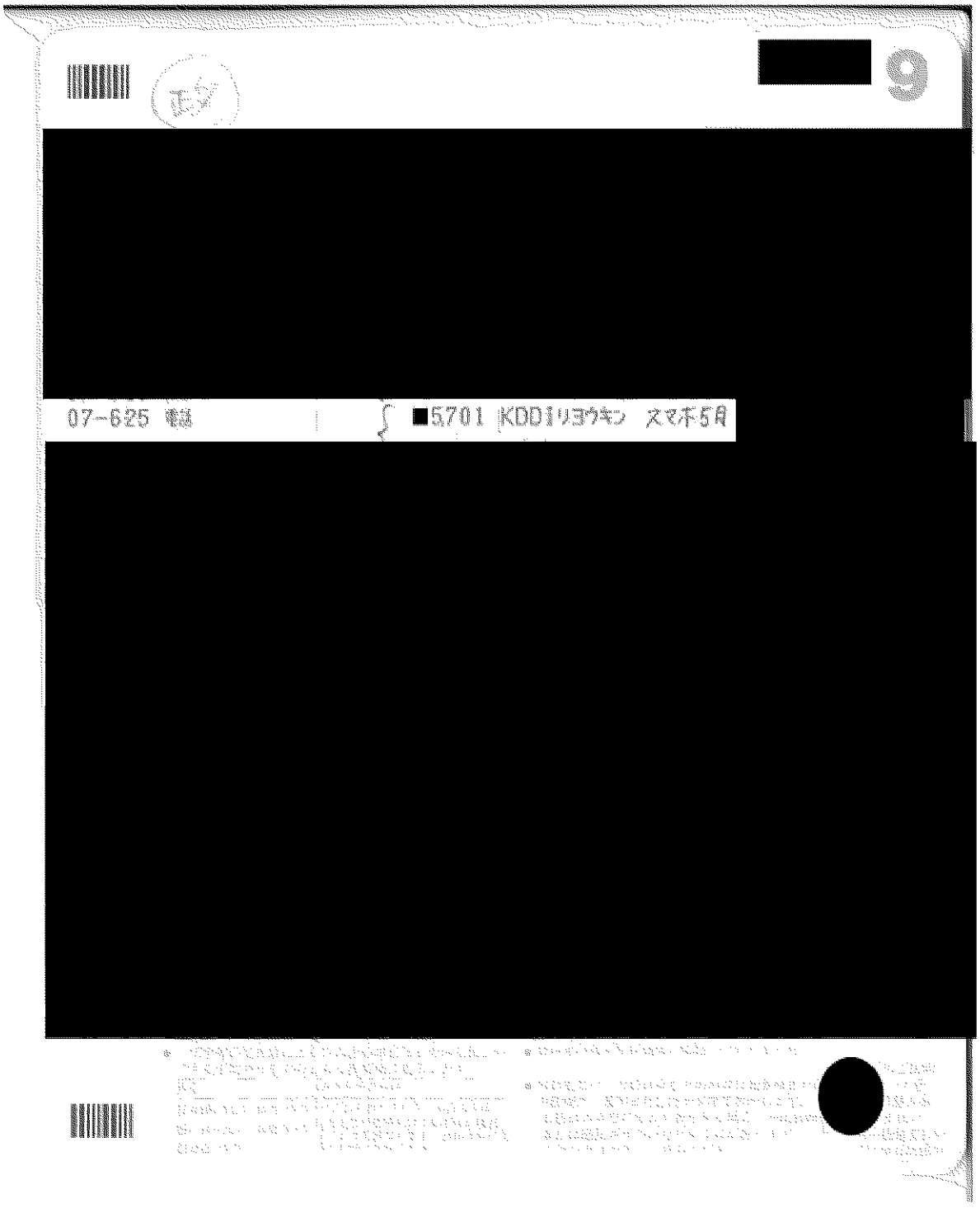
08-005 (1/6)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月25日 | 支出額 | 5,701 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,131 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料５月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択） | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-005 (2/6)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-005 (3/6)

06054 181102 0002891 00005486 00001/00004

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 6月25日 ）

KDDI株式会社[redacted] <登録番号>
T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 6月 6日

604-0925 郵便区内特別
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0002891# 06054 181102 100000 2506I

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２５年７月ご利用分より１番号あたり月額３円となります。
●ａｕ ＩＤ不要でカンタンにお手続きできる専用ＱＲを始めました。
請求書内に掲載の専用ＱＲから、紙請求書発行のお手続きが可能です。
※ご利用状況により掲載されない場合があります。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 6月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 5月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年 6月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，701円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用料金**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，701円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，701円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 518円 |
| （対象振込額は5，701円でした。） | | |
| ※ａｕ合計回数 1台 | | |

ａｕポイント 6月 3日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定 [redacted]ポイント

［うち消費税等］は請求額内の税込合計額から逆算して算出しております。

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 固定電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 領収書についてのご案内

［個人のお客さま］ ご希望のお客さまのみ、ご利用料金の「領収書」を掲載いたします。
※My au／My UQ mobileでも「領収書」をダウンロードできます。
［法人のお客さま］ ご希望を問わず、ご利用料金の「領収書」を掲載いたします。

「領収書」の掲載など、詳しくは以下のご案内サイトをご確認ください。
<ご案内サイト>
下記URLもしくはQRコードからご確認ください。
http://kddi-t.jp/fnK

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-005 (4/6)

06054 181102 0002891 00005485 00003/00004

料金項目集計表 <凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様 ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 6月 6日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5，701円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5,701 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,280 | | |
| 基本使用料 | | 1,180 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇデータ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０%） | 518 | | |
| | | ●総合計 | 5，701円 |

9割 5,131円 政務活動費
1割 570円 自費

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-005 (5/6)

04054 T81102 0002891 00005484 00004/00004

料金内訳書 <凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様 ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 6月 6日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，701円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,701 | | お客様コード [redacted] |
| ＜5月ご利用内訳＞ | 5,701 | | ご利用月数は2025年 6月で 3ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,280 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,180 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ/データ | | 3,100 | データ利用量は0GB～1GBです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 518 | | 10%消費税の課税対象額 5，183円 |
| | | | ●総合計 5，701円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-005 (6/6)

06054 T81102 0002891 00005485 00002/00004

２０２５年 ６月 ６日

自由民主党京都市会議員団 様

ＫＤＤＩ株式会社

ご請求コード：[redacted]

## ａｕの料金改定に関するお知らせ

平素はＫＤＤＩ・沖縄セルラーの通信サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
本お知らせは、４月末日時点でのお客さまのご契約状態に基づいてご案内させていただいております。
弊社では、今後も安定かつ高品質な通信をお客さまにご利用いただけるサービスを提供するため、２０２５年８月１日（金）よりａｕの各料金プランの月額料金を改定するとともに、料金プランの特典として各種サービスを追加します。
改定内容の詳細については、弊社ホームページからご確認ください。

■弊社ホームページでのご案内内容
・料金プラン改定内容
・料金プランの特典として提供するサービス
・新たに提供開始する料金プラン
ｈｔｔｐｓ：／／ｋｄｄｉ－ｌ．ｊｐ／ｂ２Ｑ
または、「ＫＤＤＩ 法人」で検索し、ＫＤＤＩホームページ上部の「ａｕの料金改定に関するお知らせ」をクリックしてください

■お問い合わせ
上記、弊社ホームページ下部の「料金の改定に関するお問い合わせ」ウェブフォームからお問い合わせください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

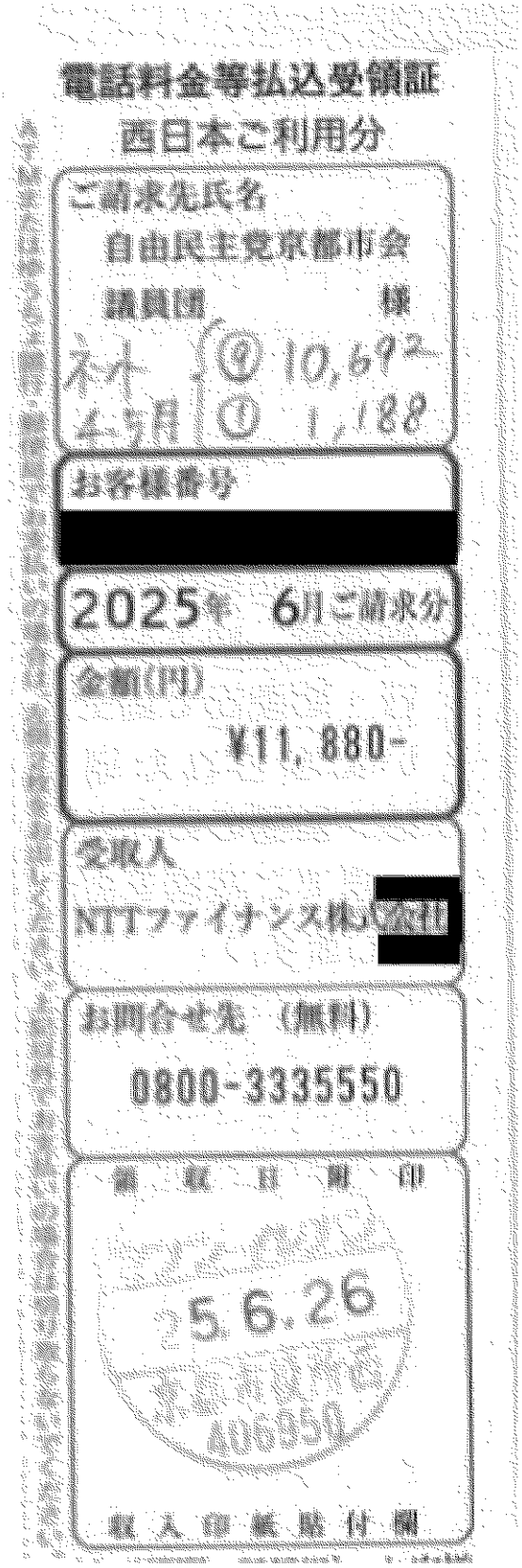
08-006 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月26日 | 支出額 | 11,880 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,692 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ネット使用料　4-5月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-006 (2/3)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

ネット ② 10,692
ムラ月 ① 1,188

お客様番号
[redacted]

2025年 6月ご請求分

金額(円)
¥11,880-

受取人
NTTファイナンス株式会社
[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-333550

領収日附印
25.6.26
[redacted]
406950

収入印紙貼付欄

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-006 (3/3)

[redacted] ( 2/ 2ページ)

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 6月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | 5月分 | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | プレッソ 光ネクスト FHS利用料 4月 1日～ 4月30日 | 含 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10% | |
| ○ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| | | 6月分 | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | プレッソ 光ネクスト FHS利用料 5月 1日～ 5月31日 | 含 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10% | |
| ○ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| ○合計 | | | |
| 11,880 | 11,880 | 合計 2か月分のご請求額です。 | |

ユニバーサルサービス料金には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20091191004 18750 18664 00 1

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

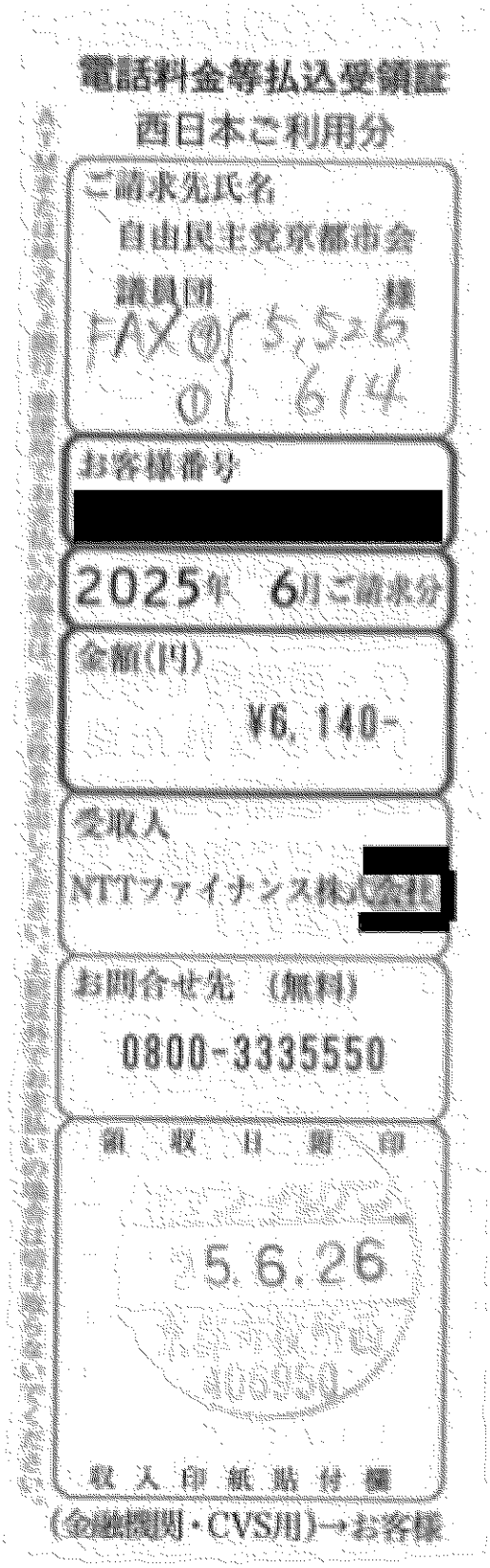
08-007 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月26日 | 支出額 | 6,140 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,526 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料５月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-007 (2/3)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

FAX 0( 5,526
01 614

お客様番号
[redacted]

2025年 6月ご請求分

金額(円)
¥6,140-

受取人
NTTファイナンス株式会社 [redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
5.6.26

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-007 (3/3)



| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 6月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 6,140 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） 5月 1日～ 5月31日 | 合算 |
| | 1,649 | ＩＮＳ通話料 5月 1日～ 5月31日 | 合算 |
| | 3 | ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。 | 合算 |
| | 558 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇合計 | | | |
| 6,140 | 6,140 | 合計 | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの数用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 18753 18667 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

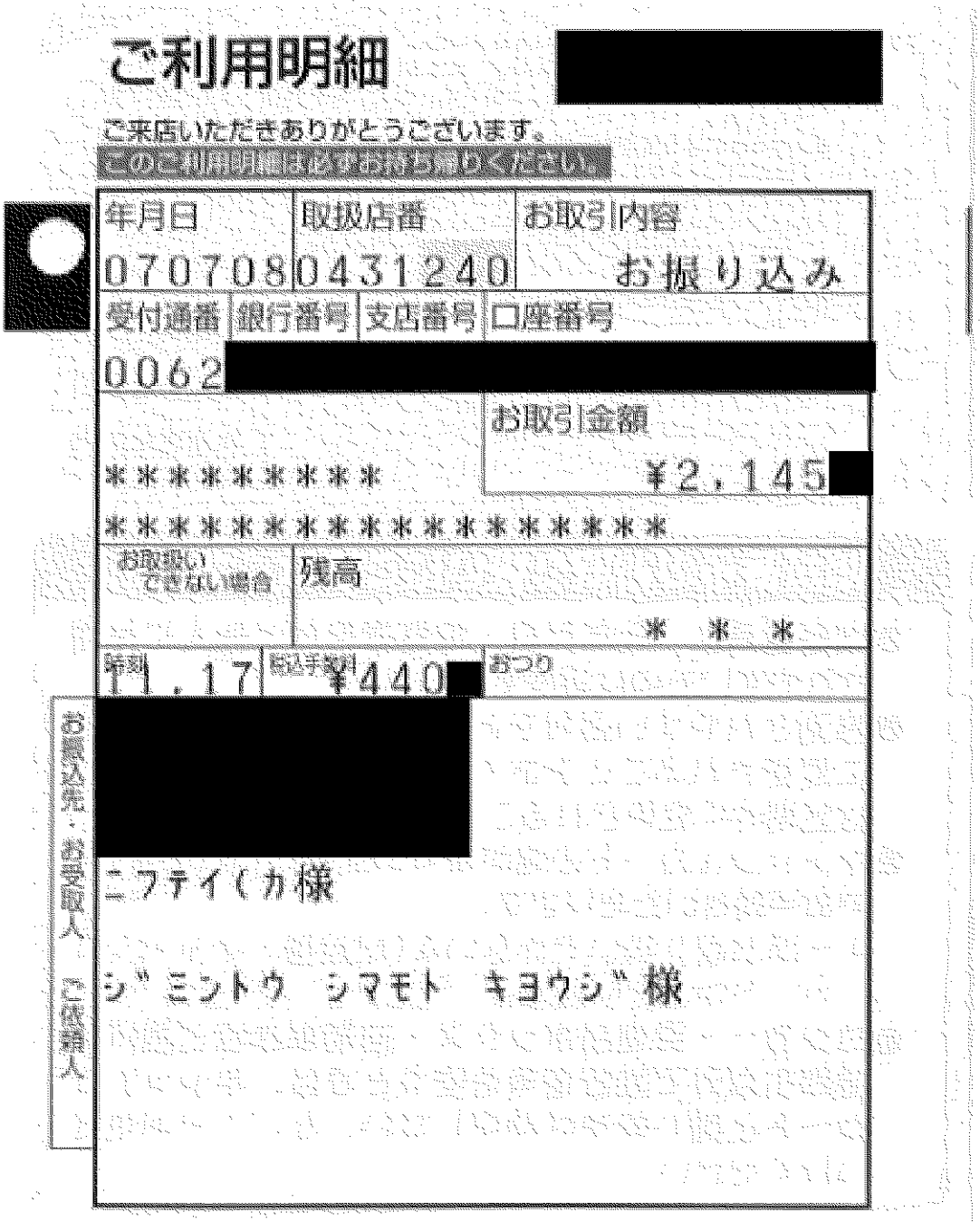
08-008 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月８日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　６月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）<br>政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-008 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお大切にお持ちください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070708 | 043124O | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0062 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

¥2,145[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 時刻 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 11:17 | ¥440[redacted] | |

[redacted]

ニフテイ(カ様

ジ゛ミントウ シマモト キヨウシ゛様

お振込先・お受取人 ご依頼人

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-008 (3/3)

出力日：2025/07/08 09:04

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 | 請求書発行日 | 2025年7月7日(月) |
|---|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | 請求書番号 | B1396445F0 |
| | | 締日 | 2025年6月30日(月) |
| | | 支払期限 | 2025年8月20日(水) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名： 2025年06月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 銀行振込 |
|---|---|
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ |
| | [redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号 [redacted]<br>■契約法人名:自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者:寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

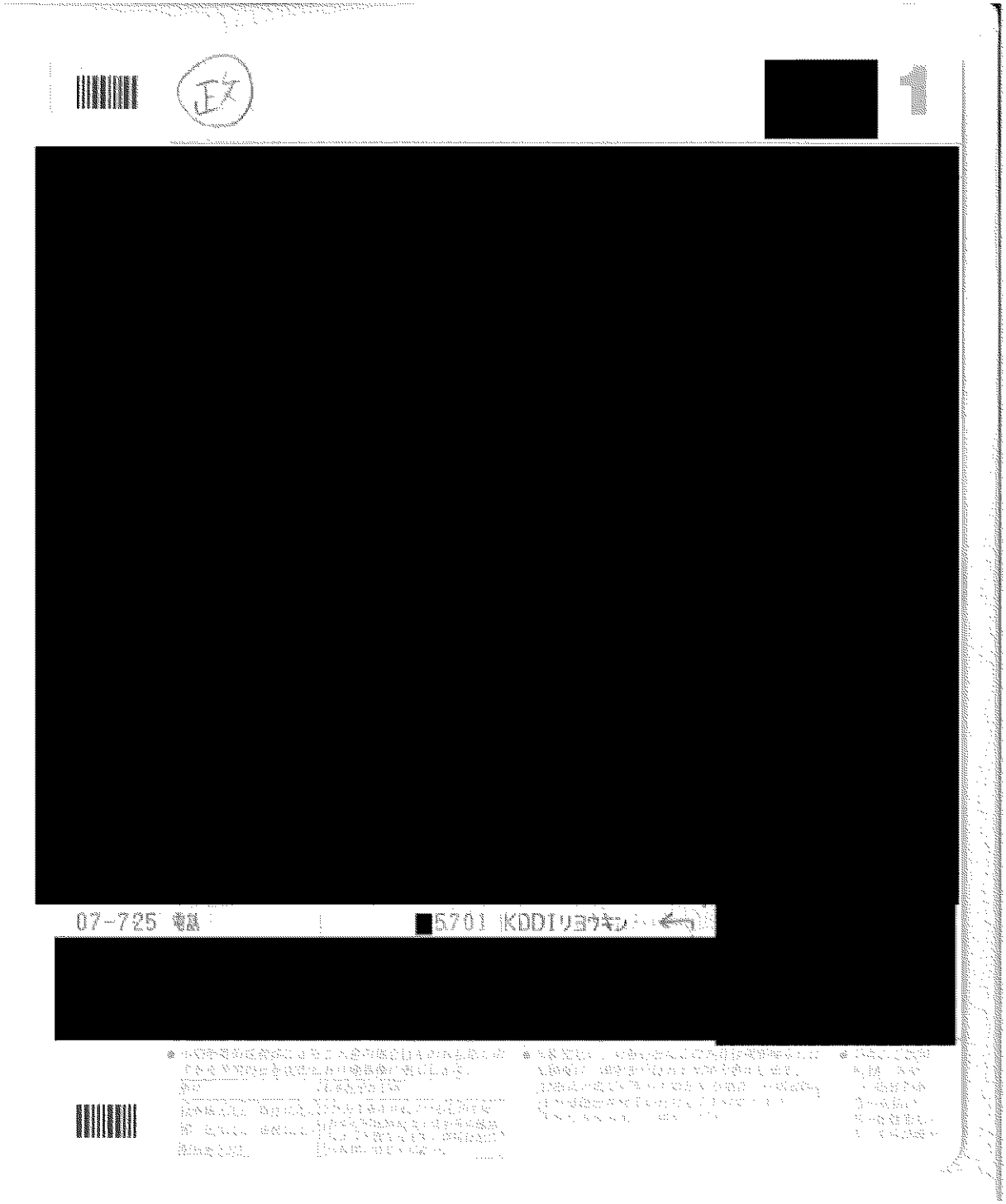
08-009 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月25日 | 支出額 | 5,701 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,131 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料６月分 | | |
| 備考 | ９割按分で計上。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-009 (2/5)


[redacted]
07-725
[redacted]5701 KDDIリョウキン
[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-009 (3/5)

07044 T81102 0002620 0000000 00001/00003

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 7月25日 ）

KDDI株式会社 ＜登録番号＞ T9011101031552

604-0925 〔郵便区内特別〕
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0002620# 07044 T81102 0000000 2507I

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 7月 5日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２５年７月ご利用分より１番号あたり月額３円となります。
●ａｕ ＩＤ不要でカンタンにお手続きできる専用ＱＲを始めました。
請求書内に掲載の専用ＱＲから、紙請求書廃止のお手続きが可能です。
※ご利用状況により掲載されない場合があります。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 7月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 6月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年 7月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，701円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用料金**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，701円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，701円） |
| ※うち消費税等 １０％対象 | | 518円 |
| （対象税込額は5，701円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 １台 | | |

ａｕポイント 7月 2日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定 [redacted]ポイント

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

**お問い合わせ先** ◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年 6月ご請求分（ 5 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 6 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社 [redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，701円 |
| うち消費税等 TAX | 518円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-009 (4/5)

07344 151102 0002620 0000495 0000270000

## 料金項目集計表

<凡例> ｕ：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都府連絡会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 7月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 5，701円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5,701 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,280 | | |
| 基本使用料 | | 1,180 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 518 | | |
| | | | ●総合計 5，701円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-009 (5/5)

07054 187108 0006020 0000004354 0000574000015

## 料金内訳書

<凡例> U：税込料金、＊：軽減料金等、☆：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 7月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(内) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，701円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,701 | | お客様コード [redacted] |
| ＜ 6月ご利用内訳 ＞ | 5,701 | | ご利用月数は２０２５年 ７月で １４ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,280 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,180 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 518 | | １０％消費税の課税対象額 ５，１８３円 |
| | | | ●総合計 5，701円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

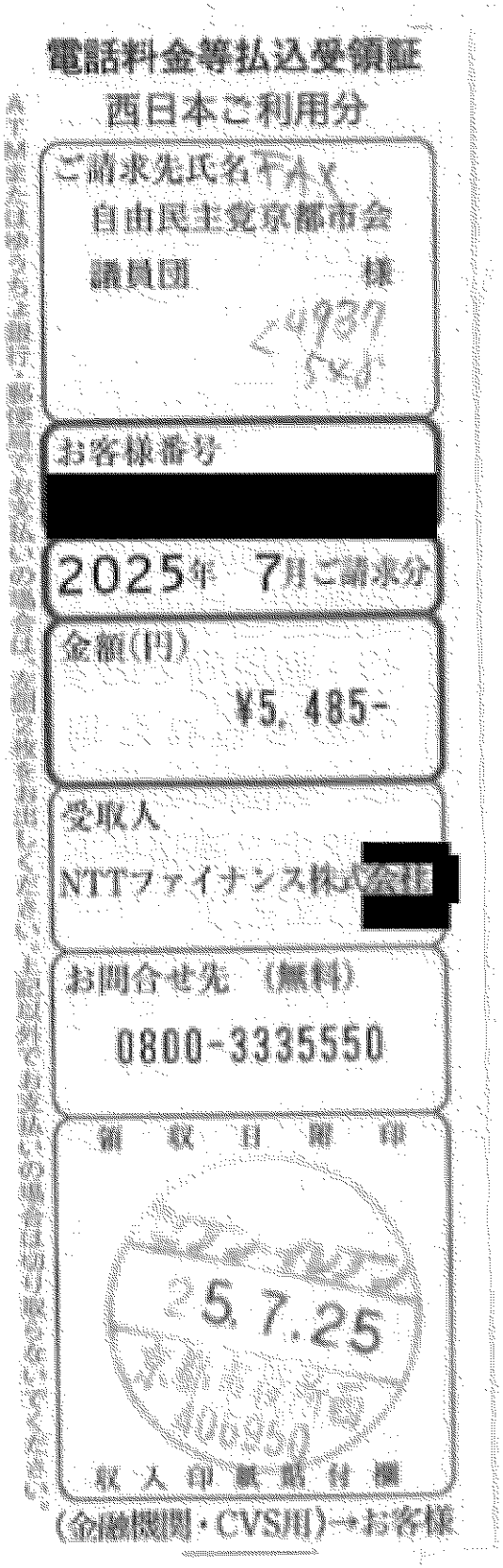
08-010 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月25日 | 支出額 | 5,485 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,937 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | FAX使用料６月分 | | |
| 備考 | ９割按分だが小数点以下切り上げのため「一部充当」としている。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-010 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

お客様番号
[redacted]

2025年 7月ご請求分

金額(円)
¥5,485-

受取人
NTTファイナンス株式会社
[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日印

25.7.25

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-010 (3/4)

[redacted] ( 2 / 2ページ)

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 7月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,485 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 6月 1日～ 6月30日 | 含 算 |
| | 1,054 | ＩＮＳ通話料 | 6月 1日～ 6月30日 | 含 算 |
| | 3 | ユニバーサルサービス料他 | 1番号分のご請求となります。 | 含 算 |
| | 498 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ご合計 | | | | |
| 5,485 | 5,485 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり９１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会が１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121003 01102 01084 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-010 (4/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

02507210104123652６

01102

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

[redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年　７月１７日発行
発行会社　委託：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【選付先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６
ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121003 01102 01084 00 J
01 000000 10　25070310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）／お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－９０９１<br>[redacted] | ２０２５年　７月ご請求分 | ５，４８５円 | ２０２５年　７月３１日（木） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　５，４８５円　うち消費税等　４０８円
ご請求額合計　５，４８５円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト［ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／］でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

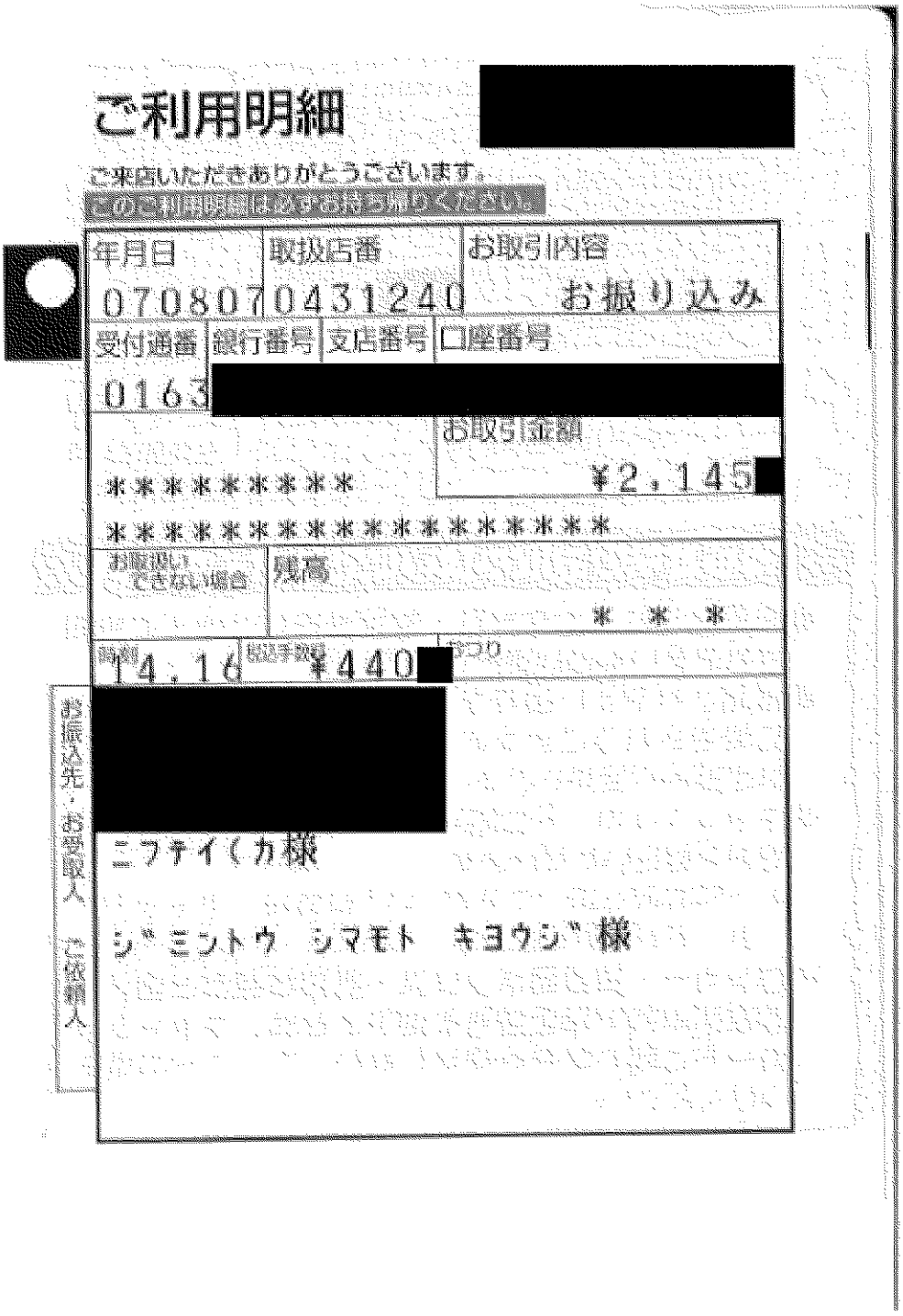
08-011 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月７日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　７月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で計上按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-011 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070807 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0163 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
￥2，145[redacted]

お取扱いできない場合 残高
＊ ＊ ＊

時刻 14：16 振込手数料 ￥440[redacted] おつり

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

ニフテイ（カ様

ジ゛ミントウ シマモト キヨウジ゛様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-011 (3/3)

出力日：2025/08/04 09:30

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 | 請求書発行日 | 2025年8月4日(月) |
|---|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | 請求書番号 | B1396445G0 |
| | | 締日 | 2025年7月31日(木) |
| | | 支払期限 | 2025年9月22日(月) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名：2025年07月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 銀行振込 |
|---|---|
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｨ(ｶ<br>[redacted] ﾆﾌﾃｨ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号 [redacted]<br>■契約法人名:自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者:寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

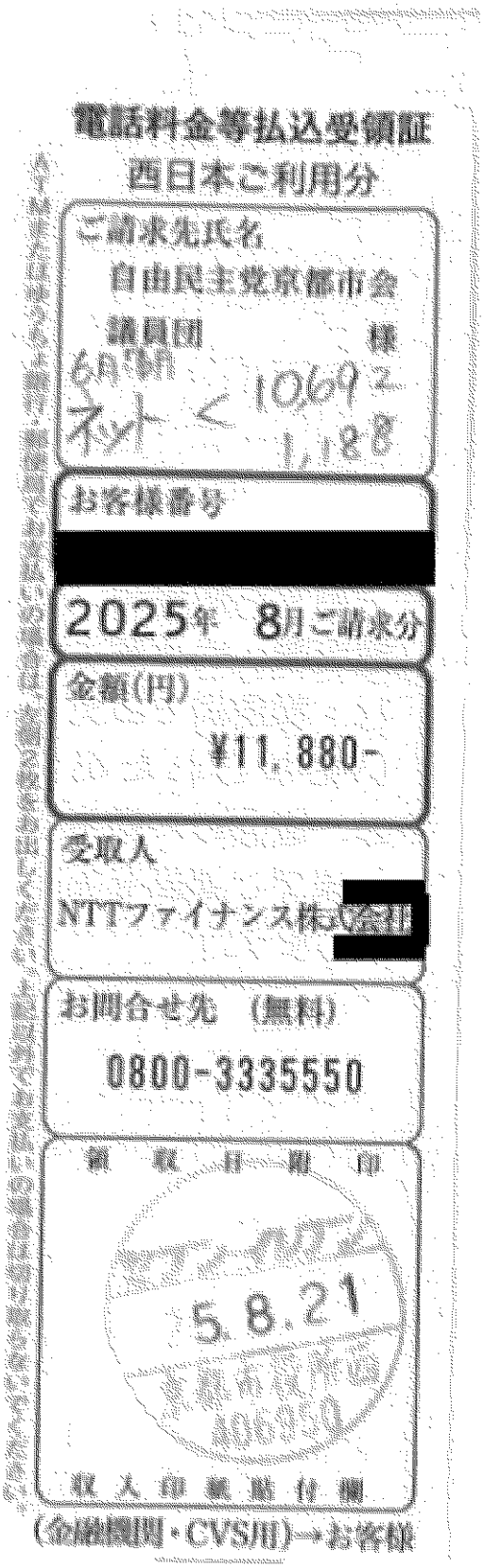
08-012 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月21日 | 支出額 | 11,880 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,692 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ネット使用料　6-7月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-012 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

6月分
ネット < 1069 2
1,188

お客様番号
[redacted]

2025年 8月ご請求分

金額(円)
¥11,880-

受取人
NTTファイナンス株式会社[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
NTTファイナンス
5.8.21
京都市役所前
郵便局

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-012 (3/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

604－0925
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
488
京都市役所　2階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

*650181*

18858

ネット
6月.7月

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス [redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年　８月１７日発行
発行会社　差出　ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121004 18858 18759 00 J
01 000000 10　25080310J

*0025812101044671690*

025082101044671690

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　2ページ）

| お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年 8月ご請求分 | 11，880円 | 2025年 9月 1日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　１１，８８０円　うち消費税等　１，０８０円
ご請求額合計　１１，８８０円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト［ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／］でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-012 (4/4)

[redacted] （ 2／ 2ページ）

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 8月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕 | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | 7月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＩＰＳ利用料 6月 1日～ 6月30日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| | | 8月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＩＰＳ利用料 7月 1日～ 7月31日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| ◇合計 | | | |
| 11,880 | 11,880 | 合計 2か月分のご請求額です。 | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 18858 18759 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

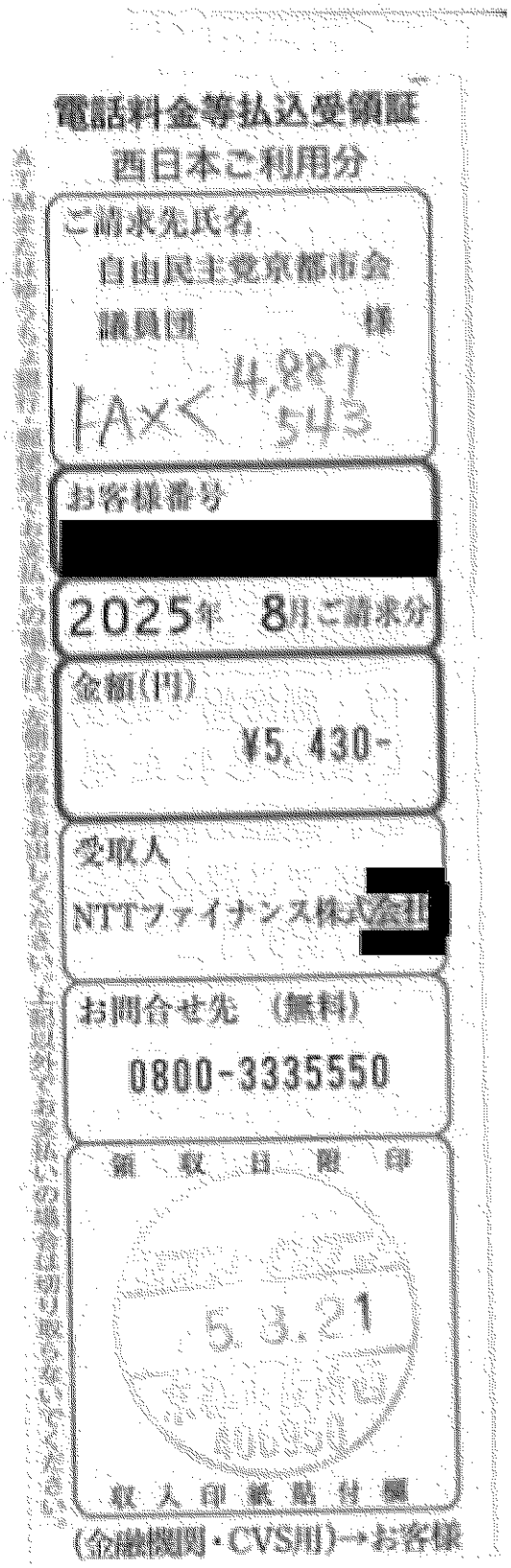
08-013 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月21日 | 支出額 | 5,430 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,887 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料７月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-013 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

4,887
FAX< 543

お客様番号
[redacted]

2025年 8月ご請求分

金額(円)
¥5,430-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日印
5.3.21

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-013 (3/4)

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

FAX

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年　８月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【選択先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１、ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
利用コード　M20021121004 18861 18762 00 1
01 000000 1 0　250803101

Webでのお問い合わせ先

02508210104423063S

18861

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　2ページ）

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | ２０２５年　８月ご請求分 | ５，４３０円 | ２０２５年　９月　１日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　５，４３０円　うち消費税等　４９３円
ご請求額合計　５，４３０円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

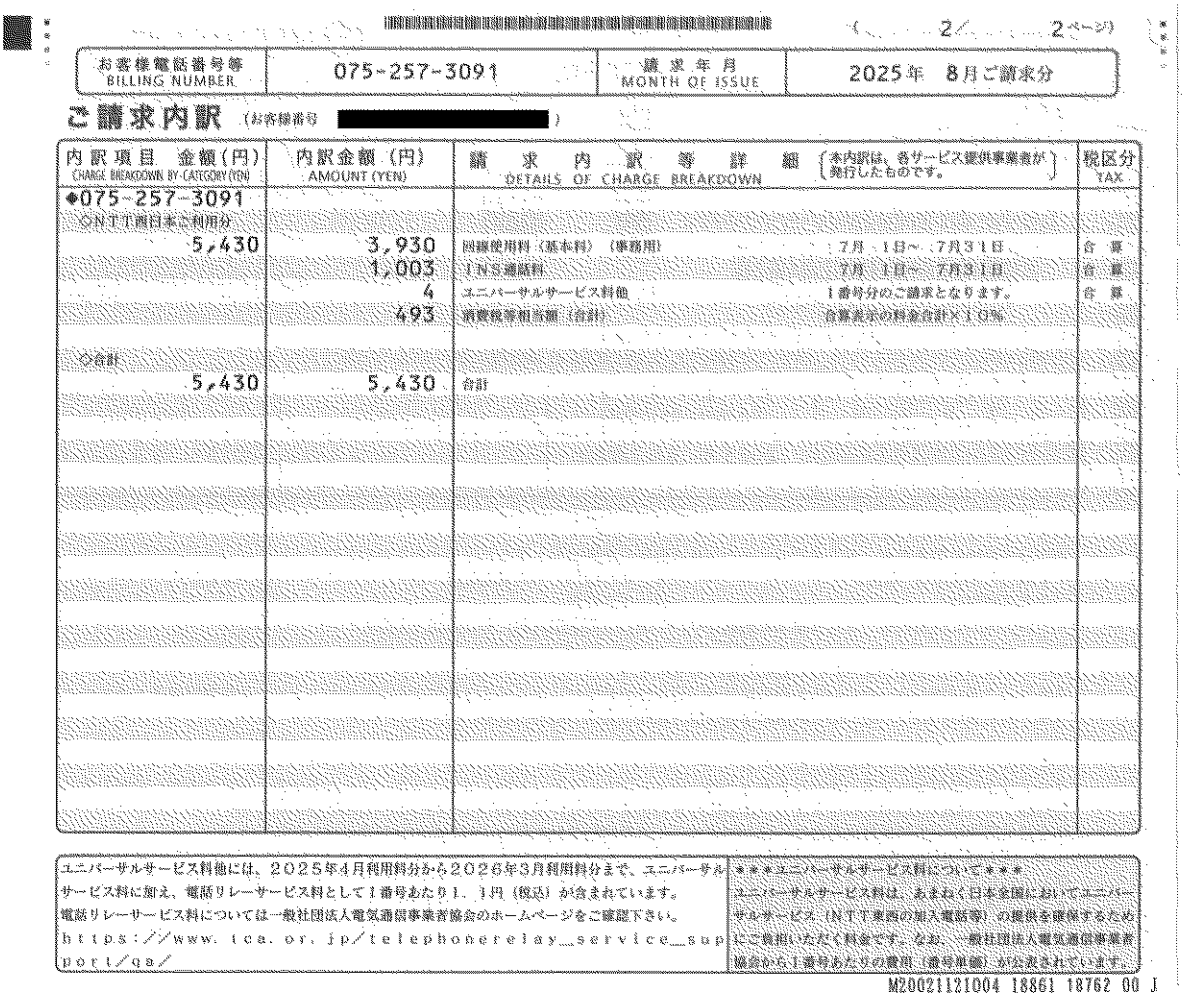
＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト［ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／］でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへお払い込みを お願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-013 (4/4)



（2/2ページ）

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 8月ご請求分 |
|---|---|---|---|

**ご請求内訳**（お客様番号 [redacted]）

| 内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY-CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,430 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 7月 1日～ 7月31日 | 合 算 |
| | 1,003 | ＩＮＳ通話料 | 7月 1日～ 7月31日 | 合 算 |
| | 4 | ユニバーサルサービス料他 | 1番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 493 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 5,430 | 5,430 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｃａ．ｏｒ．ｊｐ／ｔｅｌｅｐｈｏｎｅｒｅｌａｙ＿ｓｅｒｖｉｃｅ＿ｓｕｐｐｏｒｔ／ｑａ／

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において ユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 18861 18762 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-014 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月25日 | 支出額 | 5,702 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,132 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料７月分 | | |
| 備考 | ９割按分で計上。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-014 (2/5)

08044 781121 0003814 00006351 09001/00003

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 8月25日 ）

KDDI株式会社 <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003814# 08044 781121 100000 25081

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 8月 5日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２５年７月ご利用分より１番号あたり月額３円となります。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 8月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 7月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年 8月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，702円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ********* |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

### サービス別ご利用料金

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ端末料金 | | 5，702円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，702円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 518円 |
| （対象税込額は5，702円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 1台 | | |

ａｕポイント 8月 2日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年 7月ご請求分（ 6 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 7月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社 [redacted]
〒163-8003 東京都新宿区西新宿２丁目３番２号 KDDI本社ビル

印紙税申告納付につき新審税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，701円 |
| うち消費税等 TAX | 518円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ********* |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-014 (3/5)

08044 181121 0803814 00006350 00002/00003

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：消費税計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党東京都連合議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 8月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 5，702円 |
| ●au電話料金 | 5,702 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,280 | | |
| 基本使用料 | | 1,180 | |
| スマホミニプラン＋ 5G/データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 518 | | |
| | | | ●総合計 5，702円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-014 (4/5)

## 料金内訳書

<凡例> ①：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党東京都市会議議員団 様

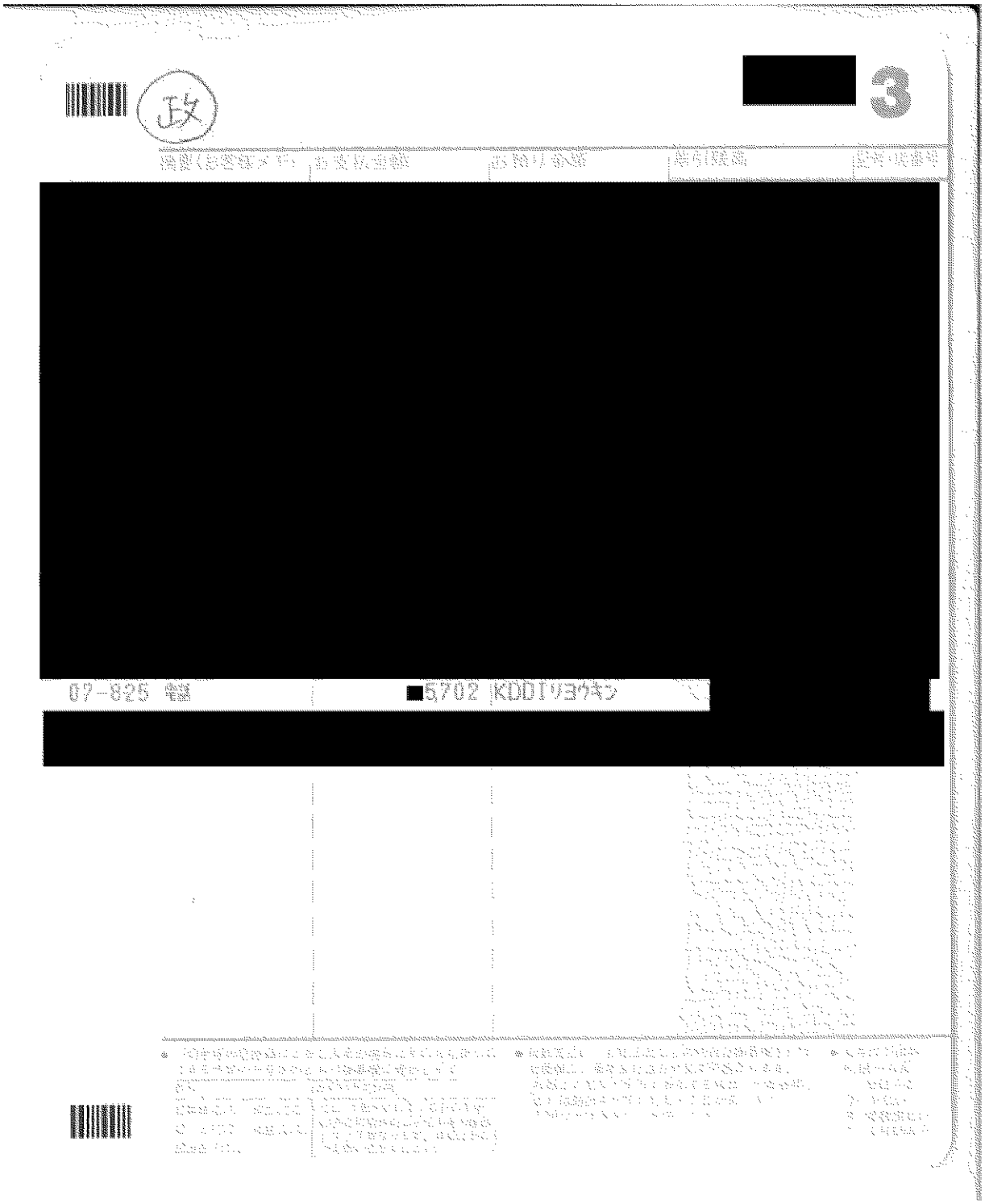
ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 8月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，702円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5，702 | | お客様コード [redacted] |
| <ご利用内訳> | 5，702 | | ご利用月数は２０２５年 ８月で ５ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4，280 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1，180 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3，100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 518 | | １０％消費税の課税対象額 ５，１８４円 |
| | | | ●総合計 5，702円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-014 (5/5)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-015 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月４日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　８月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）<br>政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で収支按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-015 (2/3)

出力日：2025/09/04 09:16

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 | 請求書発行日 | 2025年9月4日(木) |
|---|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | 請求書番号 | B1396445H0 |
| | | 締日 | 2025年8月31日(日) |
| | | 支払期限 | 2025年10月20日(月) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名： 2025年08月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 銀行振込 |
|---|---|
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ<br>[redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-015 (3/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070904 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0183 | [redacted] | | |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取引金額 ￥2,145[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 手数料 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 15,44 | ￥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

ニフテイ（カ様

ジ゛ミントウ シマモト キヨウシ゛様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-016 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月25日 | 支出額 | 5,922 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料８月分 | | |
| 備考 | ９割按分で計上。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-016 (2/5)

09054 TB1121 0004015 00006994 00001/00003

INVOICE FOR SERVICES
**口座振替のご案内**（口座振替日　9月25日）

KDDI株式会社 [redacted> <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府　京都市　中京区　寺町通　御池上る
上本能寺前町　４８８

自由民主党京都市会議員団　様

0004015# 09054 TB1121 000000 2509.1

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年 9月 5日

**お知らせ** INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ご登録住所に変更はございませんか？
ＫＤＤＩからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引っ越しなどご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きは「ａｕ住所変更」「ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ住所変更」で検索をお願いいたします。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 9月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 8月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年 9月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，922円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

**サービス別ご利用料金**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，922円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，922円） |
| ※うち消費税等　１０％対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5，922円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数　１台 | | |

ａｕポイント　9月 2日 現在
合計　[redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定　[redacted]ポイント

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から繰り戻して算出しております。

9月分 5,330
1月分 592

**お問い合わせ先**
◆ａｕ　ａｕ携帯電話から　１５７　一般電話から　０１２０－９７７－０３３
受付時間　９時～２０時（年中無休・無料）　◆ｐａｙｐａｙ　ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年　8月ご請求分（　7　月利用分）

自由民主党京都市会議員団　様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を　8月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社 [redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，702円 |
| うち消費税等 TAX | 518円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-016 (3/5)

09034 181121 0004015 00006595 00002/00003

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

利用先：東京都市会議員団 様　ご請求コード：[redacted]　発行日：2025年 9月 5日　1 頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5,922円 |
| ●au電話料金 | 5,922 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5Gノーデータ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | |
| | | ●総合計 | 5,922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-016 (4/5)

09654 781127 0004015 00006393 00003/00003

料金内訳書 <凡例> 込：税込料金、※：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

[redacted]都庁第一本庁舎 様 ご請求コード [redacted] 発行日：2025年 9月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●au電話料金 | | | ●合計 5,922円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,922 | | お客様コード [redacted] |
| <8月ご利用内訳> | 5,922 | | ご利用月数は2025年 9月で 6ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ 5G | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5G／データ | | 3,100 | データ利用量は0GB～1GBです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | 10%消費税の課税対象額 5,384円 |
| | | | ●総合計 5,922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-016 (5/5)

[redacted] 5

[redacted]

07-925 電話 [redacted]5,922 KDDIリョウキン スマホ代 8月 [redacted] RT

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

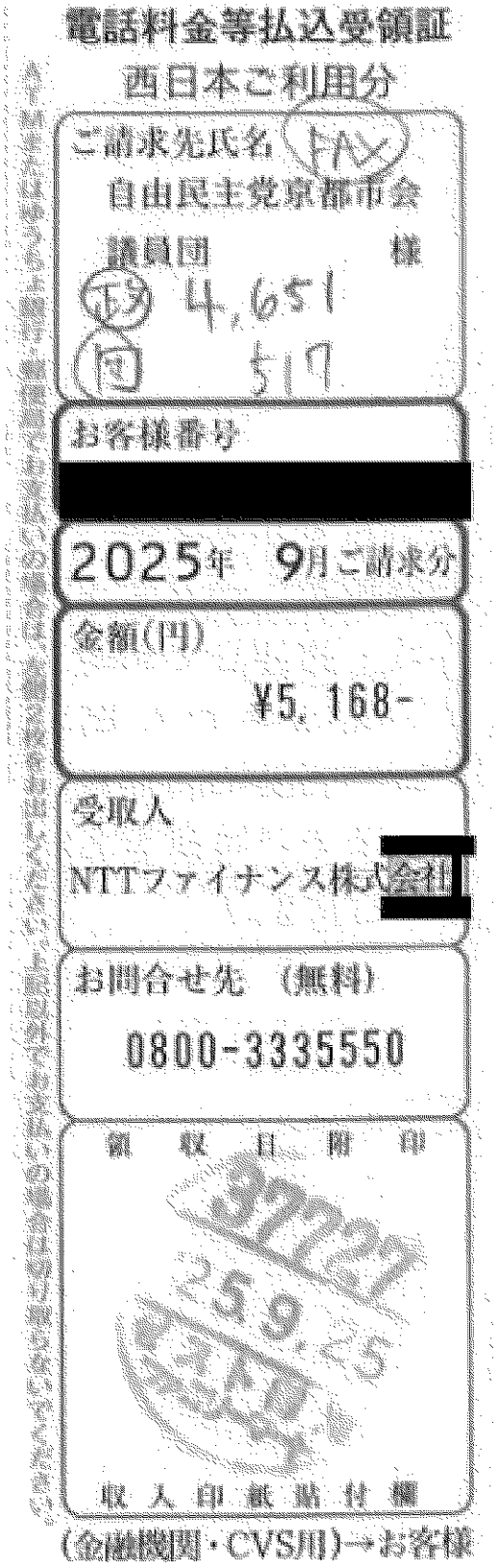
08-017 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月25日 | 支出額 | 5,168 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,651 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料８月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-017 (2/4)



電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

自由民主党京都市会

議員団 様

㊮ 4,651

㊐ 517

お客様番号

[redacted]

2025年 9月ご請求分

金額(円)

¥5,168-

受取人

NTTファイナンス株式会社 [redacted]

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日印

取入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-017 (3/4)

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８
京都市役所 ２階
自由民主党京都市会議員団 様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

02509210104122519 1

24406

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日 ２０２５年 ９月１８日発行
発行会社 差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先 ０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６－００２５ 大阪市城東区森之宮１－６－１１１ ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
利用コード M20021121002 24406 24207 00 1 01-000000 1 0 25090310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | 2025年 9月ご請求分 | ５，１６８円 | 2025年 9月30日（火） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）

| | | |
|---|---|---|
| １０％対象請求額（税込） | ５，１６８円 うち消費税等 | ４６９円 |
| ご請求額合計 | ５，１６８円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊ ＮＴＴファイナンスからのお知らせ ＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト［ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／］でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at any of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-017 (4/4)

[redacted] (2／2ページ)

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 9月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目・金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,168 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 8月 1日～ 8月31日 | 合 算 |
| | 765 | ＩＮＳ通話料 | 8月 1日～ 8月31日 | 合 算 |
| | 4 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 469 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 5,168 | 5,168 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121002 24406 24207 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-018 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月９日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。振込手数料440円含む。９割按分（<br>小数点以下繰上のため「一部補充」を選択） | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-018 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお受け取りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071009 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0066 | [redacted] | | |

| お取引金額 |
|---|
| ¥2，145[redacted] |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 手数料 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 11，40 | ¥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

ニフテイ（カ様

ジ゛ミントウ シマモト キヨウシ゛様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-018 (3/3)

出力日：2025/10/06 10:46

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 |
|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　＠ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2025年10月4日(土) |
| 請求書番号 | B139644510 |
| 締日 | 2025年9月30日(火) |
| 支払期限 | 2025年11月20日(木) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名：2025年09月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支払方法 | 銀行振込 |
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ<br>[redacted] ﾆﾌﾃｲ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-019 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月22日 | 支出額 | 5,327 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,794 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-019 (2/4)



請求書（西日本ご利用分）

604－0925
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
488
京都市役所　2階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

025102101042041179

17788

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1－2－70

発行年月日　2025年10月17日発行
発行会社　差出　NTTファイナンス（株）
東京都港区港南1－2－70
お問合せ先　0800－3335550（無料）
【置付先】
〒536　大阪市城東区森之宮1－6
－0025　－111　NLC森の宮ビル6F
社内コード　M20021121004 17788 17712 00 J
01 001000 10　25100310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／2ページ）

| お客様電話番号簡（BILLING NUMBER）お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| 075－257－3091 | 2025年10月ご請求分 | 5，327円 | 2025年10月31日（金） |

お　知　ら　せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社（登録番号：T8010401005011）

| | | |
|---|---|---|
| 10%対象請求額（税込） | 5，327円 | うち消費税等　484円 |
| ご請求額合計 | 5，327円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　NTTファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が8，000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊NTT西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト（http://flets-w.com/wari/）でご確認ください。
＊NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-019 (3/4)



| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 10月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,327 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 9月 1日～ 9月30日 | 含 算 |
| 909 | 909 | ＩＮＳ通話料 | 9月 1日～ 9月30日 | 含 算 |
| 4 | 4 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 含 算 |
| 484 | 484 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| | | | | |
| ○合計 | | | | |
| 5,327 | 5,327 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

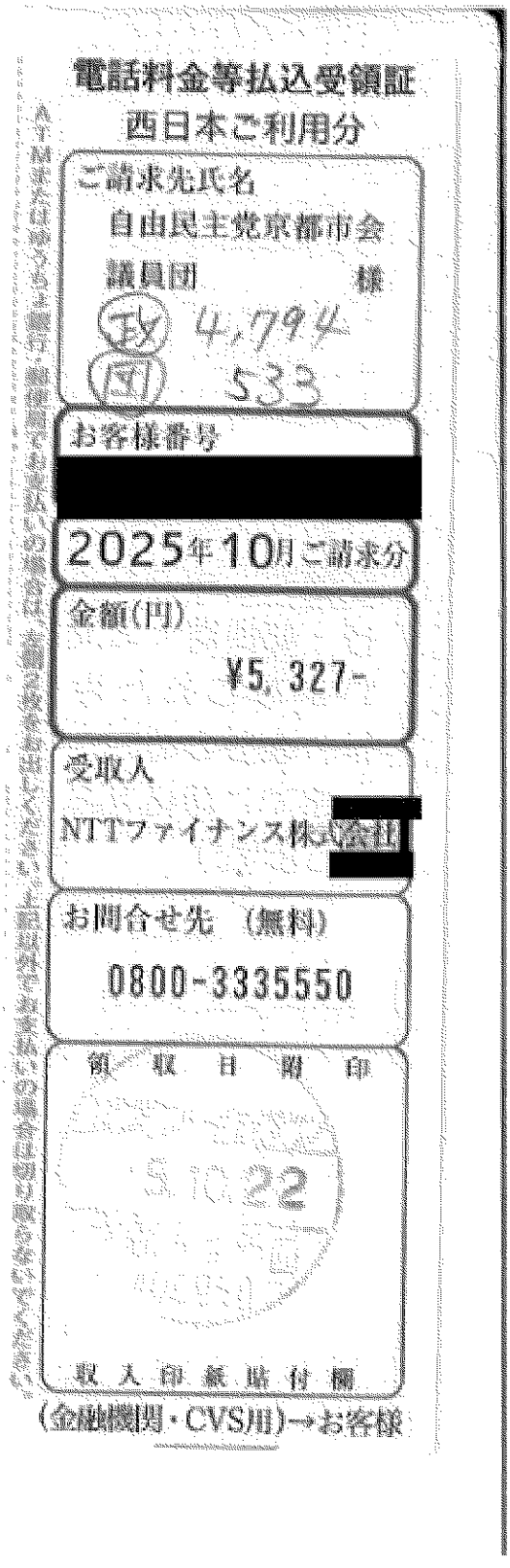
＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 17788 17712 00 1

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-019 (4/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様
(EY) 4,794
(団) 533

お客様番号
[redacted]

2025年10月ご請求分

金額(円)
¥5,327-

受取人
[redacted]
NTTファイナンス株式会社
[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
5.10.22

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-020 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月22日 | 支出額 | 11,880 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,692 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ネット使用料　８～９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-020 (2/4)

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

0251021010422819 32

17785

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社 [redacted]
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年１０月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【郵付先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６
ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社内コード　M20021121004 17785 17709 00 1
01 00/000 1 0　25100310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年10月ご請求分 | １，８８０円 | 2025年10月31日（金） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　１１，８８０円　うち消費税等　１，０８０円
ご請求額合計　１１，８８０円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割，Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-020 (3/4)

[redacted]

（ 2／ 2ページ）

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 10月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | 9月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＰＨＳ利用料 8月 1日～ 8月31日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| | | 10月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＰＨＳ利用料 9月 1日～ 9月30日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| ◇合計 | | | |
| 11,880 | 11,880 | 合計 2か月分のご請求額です。 | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

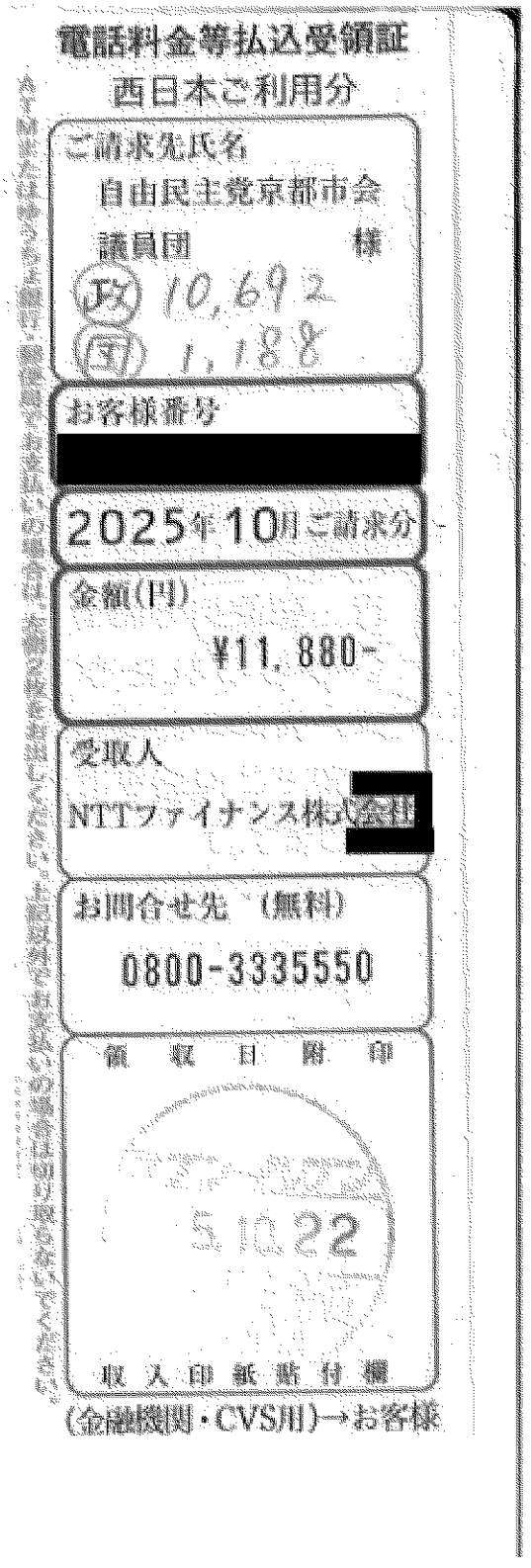
＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において ユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 17765 17709 00 1

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-020 (4/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

(F) 10,692
(国) 1,188

お客様番号
[redacted]

2025年10月ご請求分

金額(円)
¥11,880-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領収日附印
5.10.22

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-021 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月27日 | 支出額 | 5,922 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-021 (2/5)

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 10月27日 ）

KDDI株式会社[redacted] ＜登録番号＞ T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003743# 10044 161121 000000 25101

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年10月 5日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ご登録住所に変更はございませんか？
ＫＤＤＩからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引っ越しなどご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きは「ａｕ住所変更」「UQ ｍｏｂｉｌｅ住所変更」で検索をお願いいたします。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年10月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年 9月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年10月27日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5,922円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用料金**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5,922円 |
| （内訳）[redacted] | （ | 5,922円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5,922円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 1台 | | |

ａｕポイント 10月 2日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

**お問い合わせ先**
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年 9月ご請求分（ 8 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 9 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社[redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5,922円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-021 (3/5)

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年10月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5,922円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5,922 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | |
| | | ●総合計 | 5,922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-021 (4/5)

## 料金内訳書

＜凡例＞ U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

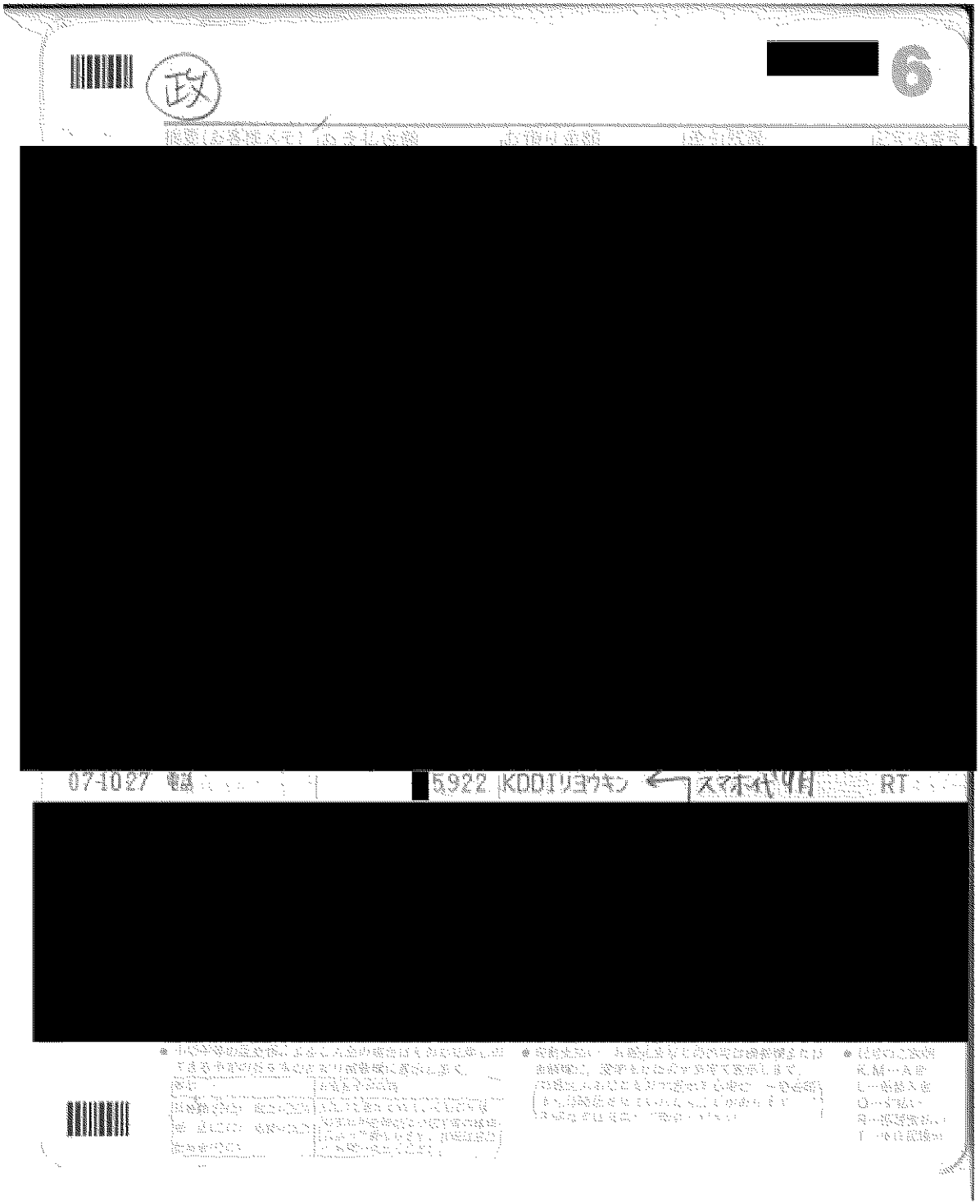
ご請求コード [redacted] 発行日：2025年10月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，922円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,922 | | お客様コード [redacted] |
| ＜ 9月ご利用内訳＞ | 5,922 | | ご利用月数は２０２５年１０月で 7ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | １０％消費税の課税対象額 ５，３８４円 |
| | | | ●総合計 5，922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-021 (5/5)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-022 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月４日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　１０月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-022 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

この[redacted]はお大切にお持ちください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071104 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0291 | [redacted] | | |

| | お取引金額 |
|---|---|
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | ￥2，145[redacted] |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊　＊　＊ |

| 手数料 | 振込金額 | おつり |
|---|---|---|
| ￥4，24 | ￥440[redacted] | |

お振込先・お受取人・ご依頼人

[redacted]

ニフテイ（カ様

ジ゛ミントウ　シマモト　キヨウシ゛様

10月2

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-022 (3/3)

出力日：2025/11/04 10:20

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） | 請求元 |
|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　＠ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2025年11月4日(火) |
| 請求書番号 | 81396445J0 |
| 締日 | 2025年10月31日(金) |
| 支払期限 | 2025年12月22日(月) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名：2025年10月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支払方法 | 銀行振込 |
| 振込先 | [redacted] ﾆﾌﾃｨ(ｶ<br>[redacted] ﾆﾌﾃｨ(ｶ |
| 備考 | ■契約番号：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-023 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月25日 | 支出額 | 5,922 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料　１０月分 | | |
| 備考 | ９割按分で計上。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-023 (2/5)

11074 Y81121 0003815 00006319 00001/00003

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 11月25日 ）

KDDI株式会社[redacted] <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003815# 11074 Y81121 000000 25111

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年11月 8日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ご登録住所に変更はございませんか？
ＫＤＤＩからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引っ越しなどご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きは「ａｕ住所変更」「ＵＱ ｍｏｂｉｌｅ住所変更」で検索をお願いいたします。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年11月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年10月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年11月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5,922円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

### サービス別ご利用料金

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5,922円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5,922円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5,922円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 1台 | | |

ａｕポイント 11月 5日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定 [redacted]ポイント

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年 10月ご請求分（ 9月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記ＫＤＤＩ料金を 10月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5,922円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |

KDDI株式会社[redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-023 (3/5)

11074 T81121 0003815 00006318 00002/00003

## 料金項目集計表 <凡例> 〒：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様　ご請求コード [redacted]　発行日：2025年11月 8日　1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 5,922円 |
| ●au電話料金 | 5,922 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5G/データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | |
| | | | ●総合計 5,922円 |

9月 5,330

10月 592

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-023 (4/5)

11074 T81121 0003815 00006318 00003/00003

## 料金内訳書

<凡例> 1：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年11月 8日 1頁

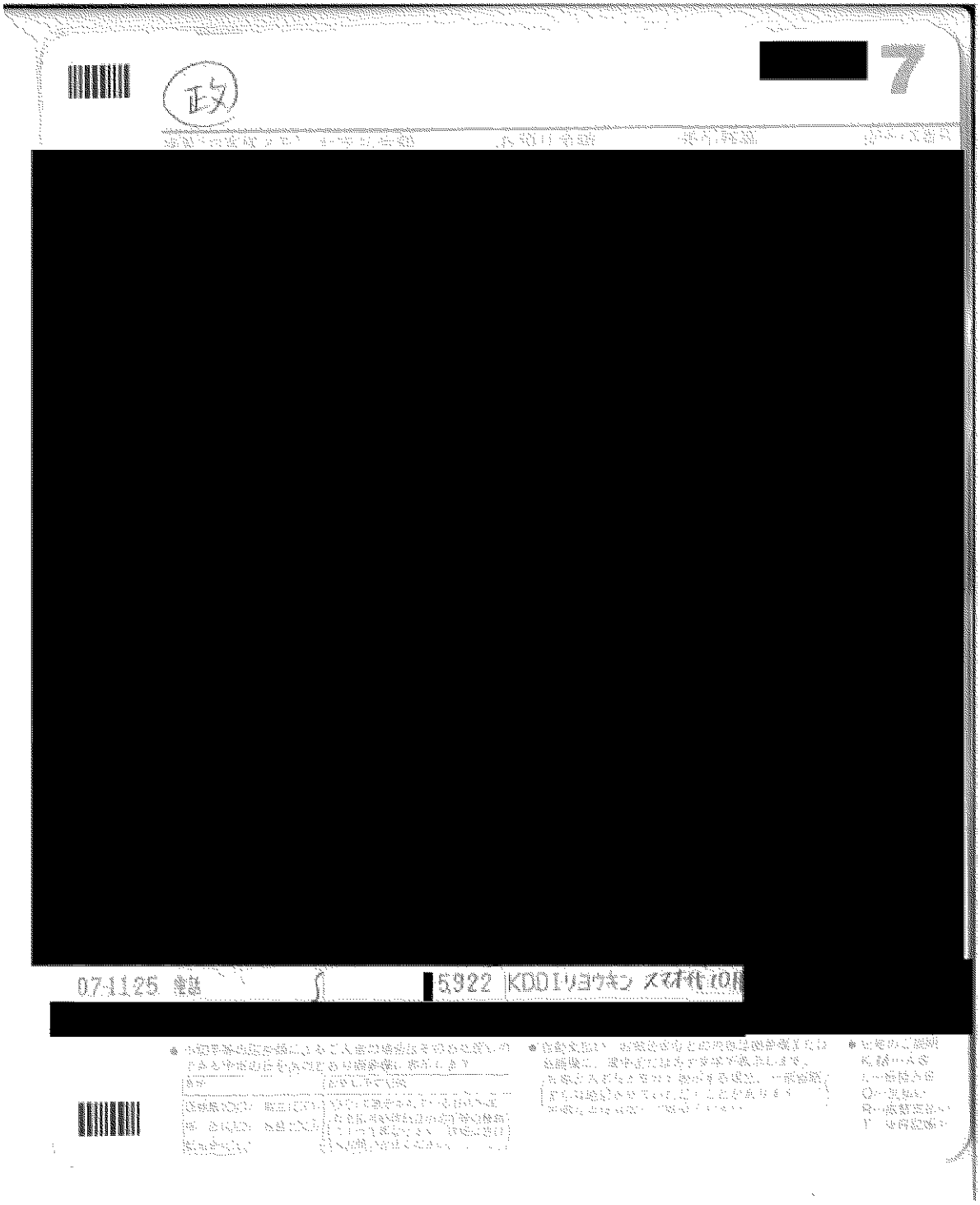
| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，922円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,922 | | お客様コード [redacted] |
| <10月ご利用内訳> | 5,922 | | ご利用月数は２０２５年１１月で、８ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋　５Ｇ | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋　５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート　ｗｉｔｈ　Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | １０％消費税の課税対象額：５，３８４円 |
| | | | ●総合計 5，922円 |

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-023 (5/5)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-024 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月26日 | 支出額 | 5,355 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,819 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　１０月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-024 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様
(9月) 4,819
(10月) 536

お客様番号
[redacted]

2025年11月ご請求分

金額(円)
¥5,355-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日捺印
5.11.26

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-024 (3/4)

[redacted]

（ 2／ 2ページ）

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 11月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕 | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,355 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | １０月 １日～１０月３１日 | 合 算 |
| 935 | 935 | ＩＮＳ通話料 | １０月 １日～１０月３１日 | 合 算 |
| 4 | 4 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| 486 | 486 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇合計 | | | | |
| 5,355 | 5,355 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において ユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121002 23760 23583 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-024 (4/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

0251121010381063 65

23760

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス [redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年１１月１８日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【置付先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６
ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121002 23760 29583 00 J
01 100000 18　25110310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（1／2ページ）

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | 2025年11月ご請求分 | ５，３５５円 | 2025年12月　1日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）

| | | |
|---|---|---|
| １０％対象請求額（税込） | ５，３５５円 | うち消費税等　４８６円 |
| ご請求額合計 | ５，３５５円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

上下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-025 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月４日 | 支出額 | 2,585 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 2,327 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　１１月分 | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）<br>政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-025 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお受け取りください

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 07120404 | 31240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0063 | [redacted] | | |

| | お取引金額 |
|---|---|
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | ￥2，145[redacted] |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊　＊　＊ |

| 時刻 | 受付番号 | おつり |
|---|---|---|
| 11．23 | ￥440[redacted] | |

お振込先・お受取人　ご依頼人

[redacted]

ﾆﾌﾃｲ(ｶ様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ　ｼﾏﾓﾄ　ｷﾖｳｼﾞ様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-025 (3/3)

出力日：2025/12/04 08:55

## 請　求　書

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted] | 請求元 | |
|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区　寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　＠ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | [redacted] |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2025年12月4日(木) |
| 請求書番号 | B1396445K0 |
| 締日 | 2025年11月30日(日) |
| 支払期限 | 2026年1月20日(火) |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名：2025年11月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支払方法 | 銀行振込 |
| 振込先 | [redacted] |
| 備考 | ■契約番号　：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-026 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月24日 | 支出額 | 11,880 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,692 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ネット使用料　１０～１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-026 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 えいと 様
10,692
1,188

お客様番号
[redacted]

2025年12月ご請求分

金額(円)
¥11,880-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
25.12.24
406950

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-026 (3/4)

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る二本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

0251221010423594 92

15391

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年１２月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社内コード　M20021121D04 15391 15326 00 J
01 110000 1 0　25120310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様ご請求番号（BILLING NUMBER）<br>お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年12月ご請求分 | １１，８８０円 | 2026年 1月 5日（月） |

お知らせ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）

| | | |
|---|---|---|
| １０％対象請求額（税込） | １１，８８０円　うち消費税等 | １，０８０円 |
| ご請求額合計 | １１，８８０円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

（下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへお払込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-026 (4/4)

[redacted]

（ 2／ 2ページ）

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年12月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目、金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | １１月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 １０月 １日～１０月３１日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| | | １２月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 １１月 １日～１１月３０日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| ◇合計 | | | |
| 11,880 | 11,880 | 合計 ２か月分のご請求額です。 | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 15391 15326 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

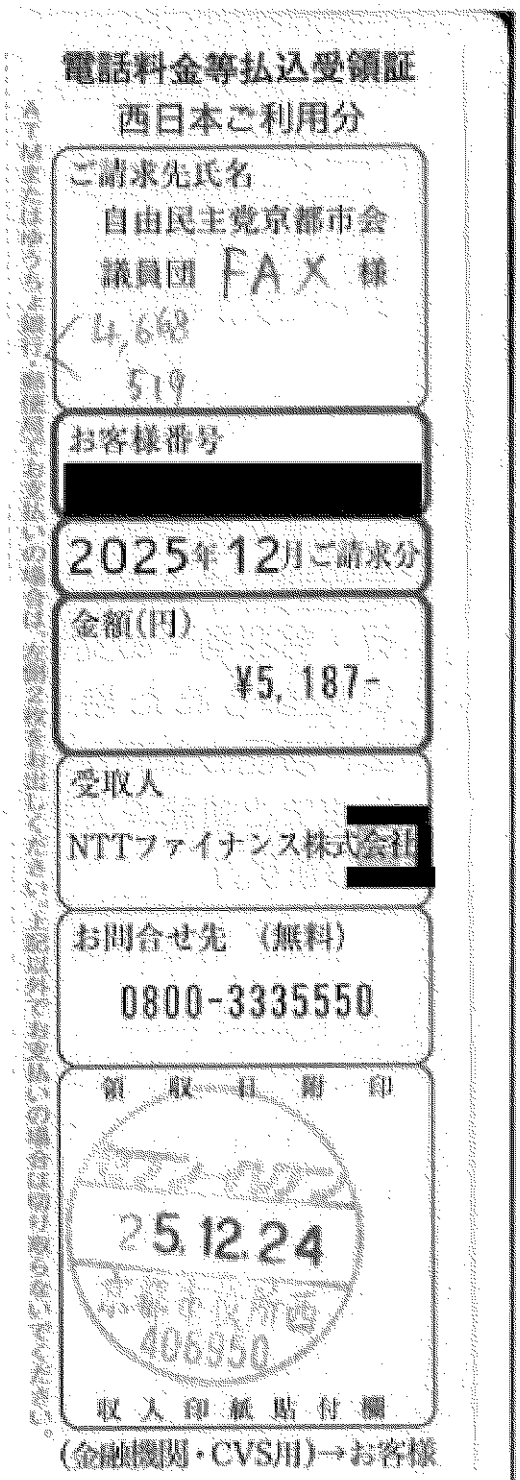
08-027 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月24日 | 支出額 | 5,187 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,668 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-027 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 FAX 様

4,668
519

お客様番号
[redacted]

2025年12月ご請求分

金額(円)
¥5,187-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
25.12.24

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-027 (3/4)



請求書（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

02512210104199485O

15395

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２５年１２月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【届付先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M200211210041539515330 00 J
振 110000-6　25120310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）<br>お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | 2025年12月ご請求分 | ５，１８７円 | 2026年 1月 5日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　５，１８７円　うち消費税等　４７１円
ご請求額合計　５，１８７円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of the designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-027 (4/4)

[redacted]

（ 2／ 2ページ）

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 12月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted]）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕 | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,187 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | １１月 １日～１１月３０日 | 合 算 |
| | 782 | ＩＮＳ通話料 | １１月 １日～１１月３０日 | 合 算 |
| | 4 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 471 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 5,187 | 5,187 | 合計 | | |

ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月利用料分から２０２６年３月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として１番号あたり１．１円（税込）が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.fca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において ユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から１番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

M20021121004 15395 15330 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-028 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月25日 | 支出額 | 5,922 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料　１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-028 (2/5)

12044 781121 0003698 00006243 00001/00003

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 12月25日 ）

KDDI株式会社[redacted] <登録番号>
T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年12月 5日

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003698# 12044 781121 000000 25121

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●国際電話のダイヤル手順の変更について
２０２７年４月より、国際電話のダイヤル手順が変わります。
変更前 ：００１－０１０－国番号－相手先電話番号
または ０１０－国番号－相手先電話番号
変更後：０１０－国番号－相手先電話番号
本変更に伴い国際電話の通話料金は電話回線のご契約先から請求されます

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年12月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年11月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2025年12月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，922円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

### サービス別ご利用料金

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，922円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，922円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5，922円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 1台 | | |

| | |
|---|---|
| ａｕポイント | 12月 2日 現在 |
| 合計 | [redacted]ポイント |
| ２０２９年 ５月３１日失効予定 | [redacted]ポイント |

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先 ◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐａｙｐａｙ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025 年 11 月ご請求分（ 10 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 11 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社[redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，922円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-028 (3/5)

## 料金項目集計表

<凡例> 〔：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted]

発行日：2025年12月 5日

1枚

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5,922円 |
| ●au電話料金 | 5,922 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5Gデータ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | |
| | | ●総合計 | 5,922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-028 (4/5)

## 料金内訳書

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

内山民主党京都市会議団幹 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2025年12月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，922円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,922 | | お客様コード [redacted] |
| <11月ご利用内訳> | 5,922 | | ご利用月数は２０２５年１２月で、９ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | １０％消費税の課税対象額 ５，３８４円 |
| | | | ●総合計 5，922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-028 (5/5)

[redacted] 9

正文

[redacted]

07-1225 普通 [redacted] 5922 KDDIリョウキン スマホ1用

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

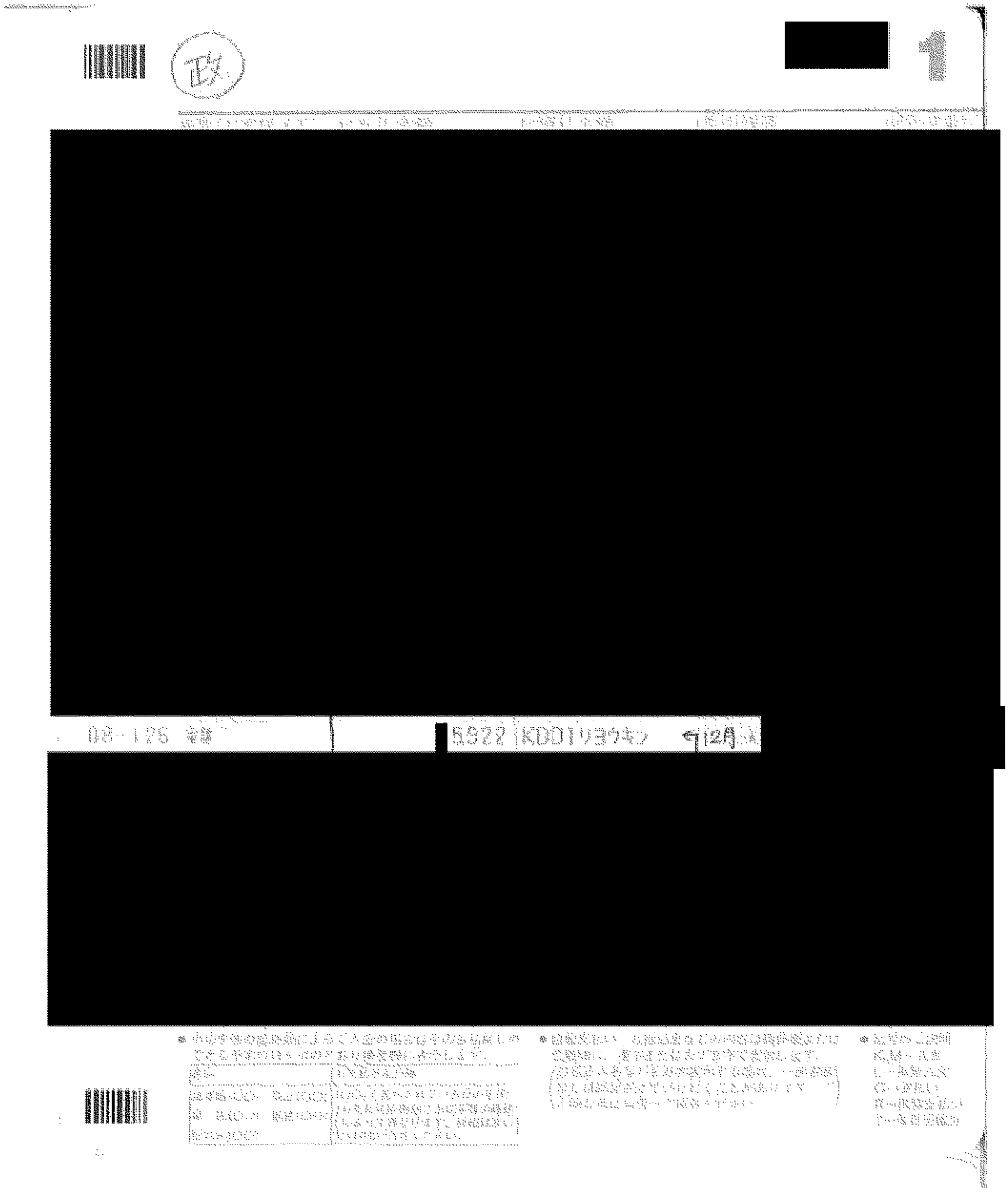
08-029 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月26日 | 支出額 | 5,922 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | スマートフォン使用料　１２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。小数点以下繰上のため「一部補充」を選択。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-029 (2/5)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-029 (3/5)

01074 T01121 0003530 0000000 0000 0000

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 1月26日 ）

KDDI株式会社[redacted] <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 ４８８

自由民主党京都市会議員団 様

0003530# 01074 T01121 0000000 2601I

発行年月日 DATE OF ISSUE 2026年 1月 8日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２６年１月ご利用分より１番号あたり月額２円となります。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 1月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2025年12月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2026年 1月26日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，922円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用明細**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，922円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，922円） |
| ※うち消費税等 １０％対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5，922円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 １台 | | |

ａｕポイント 1月 5日 現在
合計 [redacted]ポイント
２０２９年 ５月３１日失効予定 [redacted]ポイント

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025年 12月ご請求分（ 11 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記ＫＤＤＩ料金を １２月 ２５ 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社[redacted]
〒163-8003 東京都新宿区西新宿２丁目３番２号（KDDIビル）

印紙税申告納付につき新潟税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5,922円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-029 (4/5)

## 料金項目集計表

＜凡例＞ U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2026年 1月 8日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5，922円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5，922 | | |
| ▼プラン利用料 | 4，480 | | |
| 基本使用料 | | 1，380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ/データ | | 3，100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | |
| | | ●総合計 | 5，922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-029 (5/5)

## 料金内訳書

<凡例> 【】：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様　ご請求コード：[redacted]　発行日：2026年 1月 8日　1頁

| ご利用項目 | 金額（円） | 内訳（円） | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●au電話料金 | | | ●合計 5,922円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,922 | | お客様コード [redacted] |
| <12月ご利用内訳> | 5,922 | | ご利用月数は2026年 1月で10ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ 5G | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5G／データ | | 3,100 | データ利用量は0GB～1GBです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 3 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | 10%消費税の課税対象額：5,384円 |
| | | | ●総合計 5,922円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-030 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 5,412 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,870 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　１２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-030 (2/4)

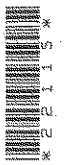
[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

FAX



Webでのお問い合わせ先





02601210104116853 5

22272



NTTファイナンス

[redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２６年　１月１９日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【選付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121002 22272 22115 00 J
61 000000 10 26010310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）<br>お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１<br>[redacted] | ２０２６年　１月ご請求分 | ５，４１２円 | ２０２６年　２月　２日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）

| | | |
|---|---|---|
| １０％対象請求額（税込） | ５，４１２円 | うち消費税等　４９２円 |
| ご請求額合計 | ５，４１２円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、ぴーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

（下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-030 (3/4)



| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 1月ご請求分 |
|---|---|---|---|

**ご請求内訳**（お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN（本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,412 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | １２月 １日～１２月３１日 | 合 算 |
| | 986 | ＩＮＳ通話料 | １２月 １日～１２月３１日 | 合 算 |
| | 4 | ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 492 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 5,412 | 5,412 | 合計 | | |

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

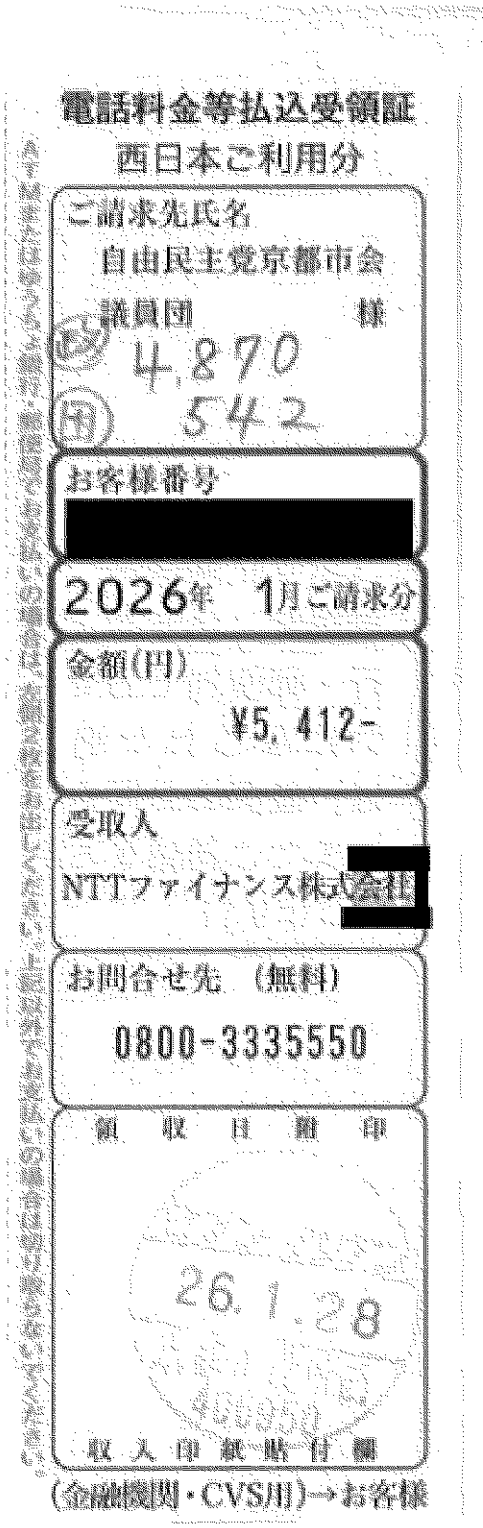
電話ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月から２０２５年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121002 22272 22115 00 1

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-030 (4/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

¥ 4,870
㊞ 542

お客様番号
[redacted]

2026年 1月ご請求分

金額(円)
¥5,412-

受取人
NTTファイナンス株式会社[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日捺印
26.1.28

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

この受領証は、領収書または振替払込請求書兼受領証の代わりにはなりません。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-031 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月20日 | 支出額 | 2,145 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 1,930 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　１２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。12月分より契約内容見直し・口座振替への変更のため前月以前と価格が変更になっている。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-031 (2/3)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-031 (3/3)

出力日：2026/01/05 10:04

## 請　求　書

（口座振替のお知らせ）

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） |
|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 |

| 請求元 |
|---|
| 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2026年1月4日(日) |
| 請求書番号 | BI396445L0 |
| 締日 | 2025年12月31日(水) |
| 振替日 | 2026年2月20日(金) |

| 請求金額 | 2,145 円 |
|---|---|

件名： 2025年12月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,950 | 195 | 2,145 |

| 10%対象（税抜） | 1,950 | 消費税額 | 195 | 請求金額（税込） | 2,145 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 口座振替 |
|---|---|
| 備考 | ■契約番号　：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。上記記載のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

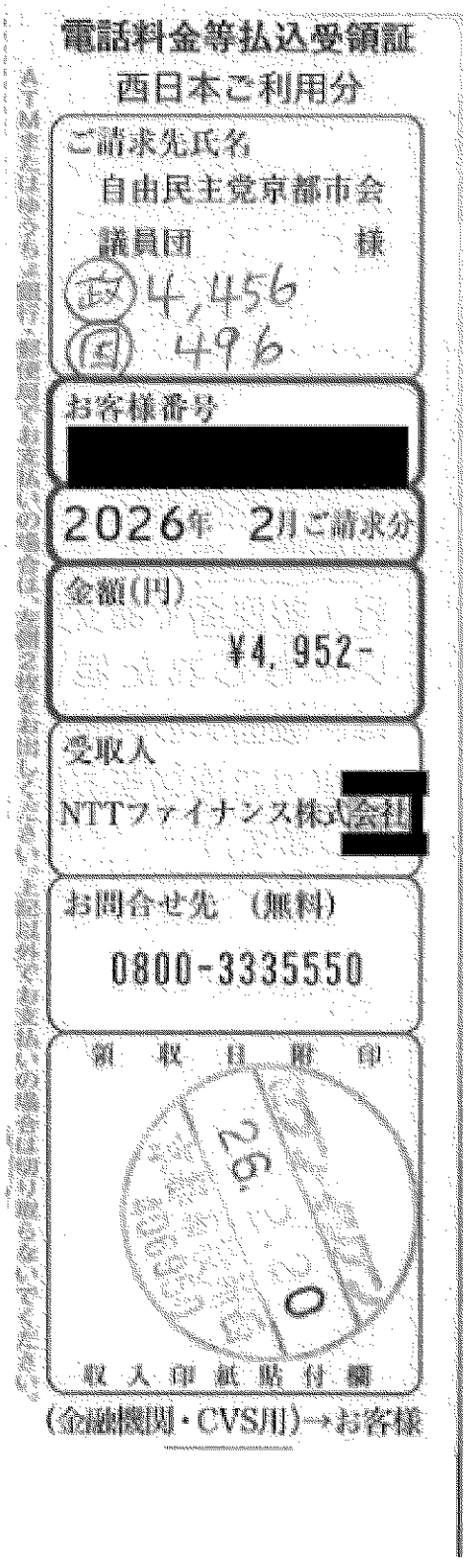
08-032 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月20日 | 支出額 | 4,952 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,456 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-032 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

政 4,456
国 496

お客様番号
[redacted]

2026年 2月ご請求分

金額(円)
¥4,952-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-032 (3/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

02602210104360744 4

13058

NTTファイナンス [redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２６年　２月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【郵便先】
〒５３６－００２５　大阪市城東区森之宮１－６－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121004 13058 13011 00 1
01 000006 1 6　260203101

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1／　2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | 2026年　2月ご請求分 | ４，９５２円 | 2026年　3月　2日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　４，９５２円　うち消費税等　４５０円
ご請求額合計　４，９５２円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-032 (4/4)

[redacted]



| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 2月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 4,952 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 1月 1日～ 1月31日 | 合 算 |
| | 569 | ＩＮＳ通話料 | 1月 1日～ 1月31日 | 合 算 |
| | 3 | 電話ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 450 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 4,952 | 4,952 | 合計 | | |

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月から２０２６年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年は３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121004 13058 13011 00 1

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-033 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月20日 | 支出額 | 11,880 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,692 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ネット使用料　１２～１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-033 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

正 10,692
王 1,188

お客様番号
[redacted]

2026年 2月ご請求分

金額(円)
¥11,880-

受取人
NTTファイナンス株式会社 [redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
26.2.20

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-033 (3/4)



請求書（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通錦池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

02602210104396814７

13055

NTTファイナンス

[redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２６年　２月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【翌付先】
〒５３６　－００２５　大阪市城東区森之宮１－６
－００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社内コード　M200211210041 3055 13008 00 J
印 110006 10　26020310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 2026年 2月ご請求分 | １１，８８０円 | 2026年 3月 2日（月） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　１１，８８０円　うち消費税等　１，０８０円
ご請求額合計　１１，８８０円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊ＮＴＴファイナンスからのお知らせ＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへの払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office or docomo shop

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-033 (4/4)

[redacted] (1ページ/2ページ)

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 2月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted]）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | 1月分 | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 | 12月 1日～12月31日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×10% | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | | |
| | | 2月分 | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 | 1月 1日～ 1月31日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×10% | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | | |
| ◇合計 | | | | |
| 11,880 | 11,880 | 合計 | 2か月分のご請求額です。 | |

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月から２０２６年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年は３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121004 13055 13008 00 J

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

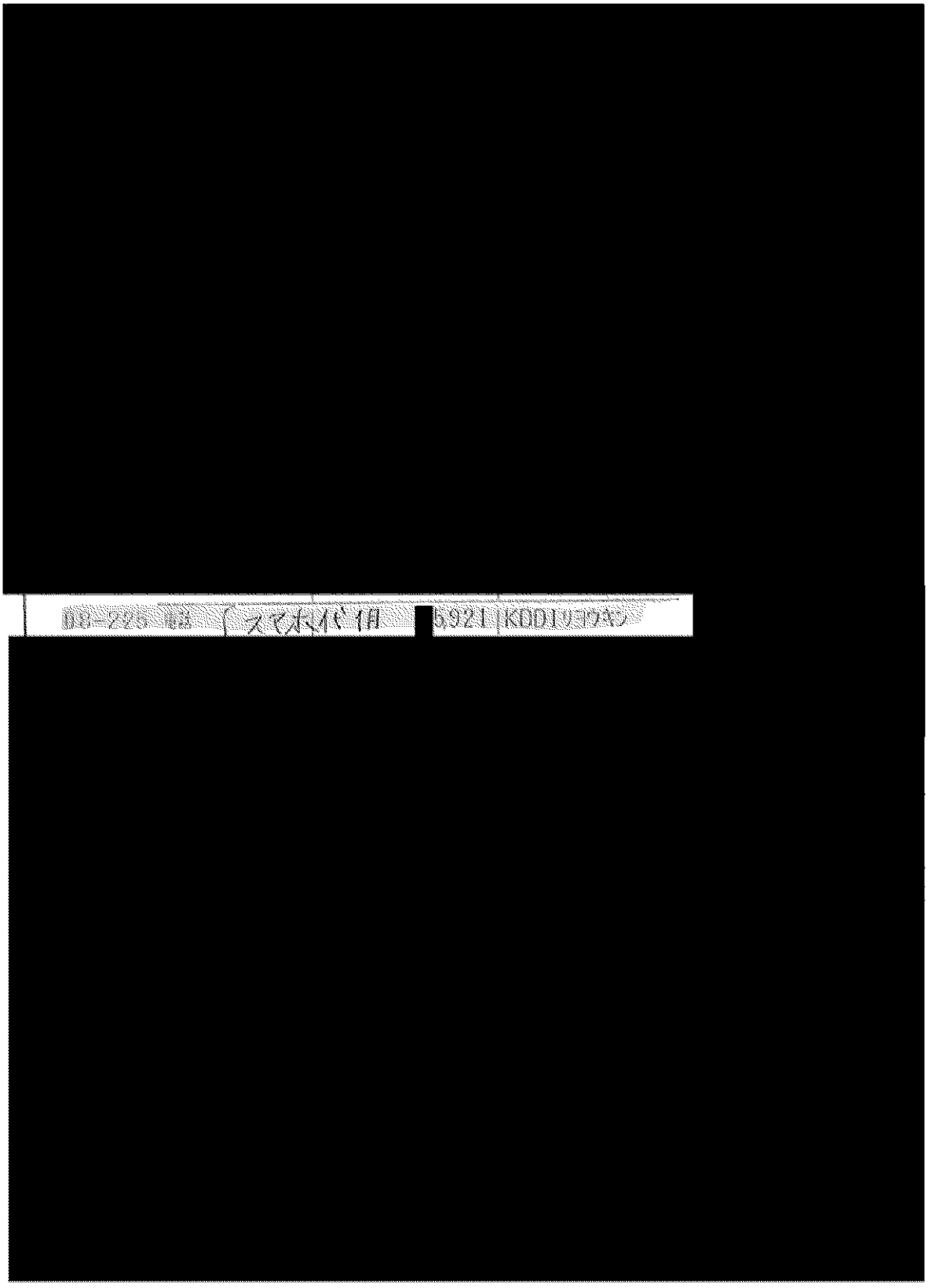
08-034 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月25日 | 支出額 | 5,921 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,328 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | スマートフォン使用料　１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-034 (2/5)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-034 (3/5)

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 2月25日 ）

KDDI株式会社[redacted] ＜登録番号＞ T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003838# 02054 781121 000000 26021

発行年月日 DATE OF ISSUE 2026年 2月 6日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ユニバーサルサービス料の番号単価の改定について
ユニバーサルサービス料は２０２６年１月ご利用分より１番号あたり月額２円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 2月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2026年 1月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2026年 2月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，921円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

### サービス別ご利用料金

| | |
|---|---|
| au電話料金 | 5，921円 |
| （内訳）[redacted] | （ 5，921円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | 538円 |
| （対象税込額は5，921円でした。） | |
| ※au合計台数 1台 | |

auポイント 2月 3日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定 [redacted]ポイント

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先
◆au au携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆povo WEBのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2026年 1月ご請求分（ 12 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 1月 26 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，922円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

KDDI株式会社[redacted]

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-034 (4/5)

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：軽減税率等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党東京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted]

発行日：2026年 2月 6日

1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | ●合計 | 5，921円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5,921 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋（５Ｇ／データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート（ｗｉｔｈ ＣＬａｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | |
| | | ●総合計 | 5，921円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-034 (5/5)

料金内訳書 <凡例> U：複込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金 KDDI株式会社

自由民主党東京都市会議員団 様 ご請求コード [redacted] 発行日：2026年 2月 6日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，921円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,921 | | お客様コード [redacted] |
| ＜１月ご利用内訳＞ | 5,921 | | ご利用月数は２０２０年 ２月で１１９月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | １０％消費税の課税対象額 ５，３８３円 |
| | | | ●総合計 5，921円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-035 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月６日 | 支出額 | 7,282 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 6,553 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 令和７年度分　NHK放送受信料 | | |
| 備考 | 務調査活動以外でNHKを視聴することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-035 (2/2)

| 口座番号 | [redacted] | 加入者名 | 京都市会計管理者 |
|---|---|---|---|

納入通知書 収領書 (公)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地　京都市役所内

自由民主党京都市会議員団　団長　橋村　芳和

様

| 年度 | 会計 | No. |
|---|---|---|
| 07 | 01 | 00000000005 |

| | | |
|---|---|---|
| 款 | 15 | 諸収入 |
| 項 | 07 | 雑入 |
| 目 | 04 | 雑入 |
| 節 | 04 | 総務雑入 |
| 細節 | 00 | |

下記の金額を納入してください。
ただし　令和６年度ＮＨＫ放送受信料として

納期　令和 8年 3月19日　まで

| 金額 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | ￥ | 7 | 2 | 8 | 2 |

令和 8年 3月 4日
京都市長

京都市会計管理者之印

上記の金額を領収しました。

証券による納付の場合，証券金額の支払がなかった時は，この領収書は，失効します。

京都市指定金融機関
京都市収納代理金融機関
京都市区会計管理者

201844

（納入場所）

○ 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関所出張所（ただし窓口開所時間に限る。）※京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）

○ 次の金融機関の本店・支店・出張所
銀行　みずほ，三菱ＵＦＪ，三井住友，
京都，北陸，滋賀，京都，
池田泉州，南都，但馬，鳥取大正
信用金庫　京都，京都中央
信用組合　京都，近畿産業
その他　近畿労働金庫，京都市農業協同組合，
京都農業協同組合，京都中央農業協同組合，
京都府信用農業協同組合連合会

○ 近畿２府４県の区域内に所在する，ゆうちょ銀行貯金窓口及び郵便局

受入日付印

出納 8. 3. 6 [redacted]

ZCP113　整理番号 (001)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

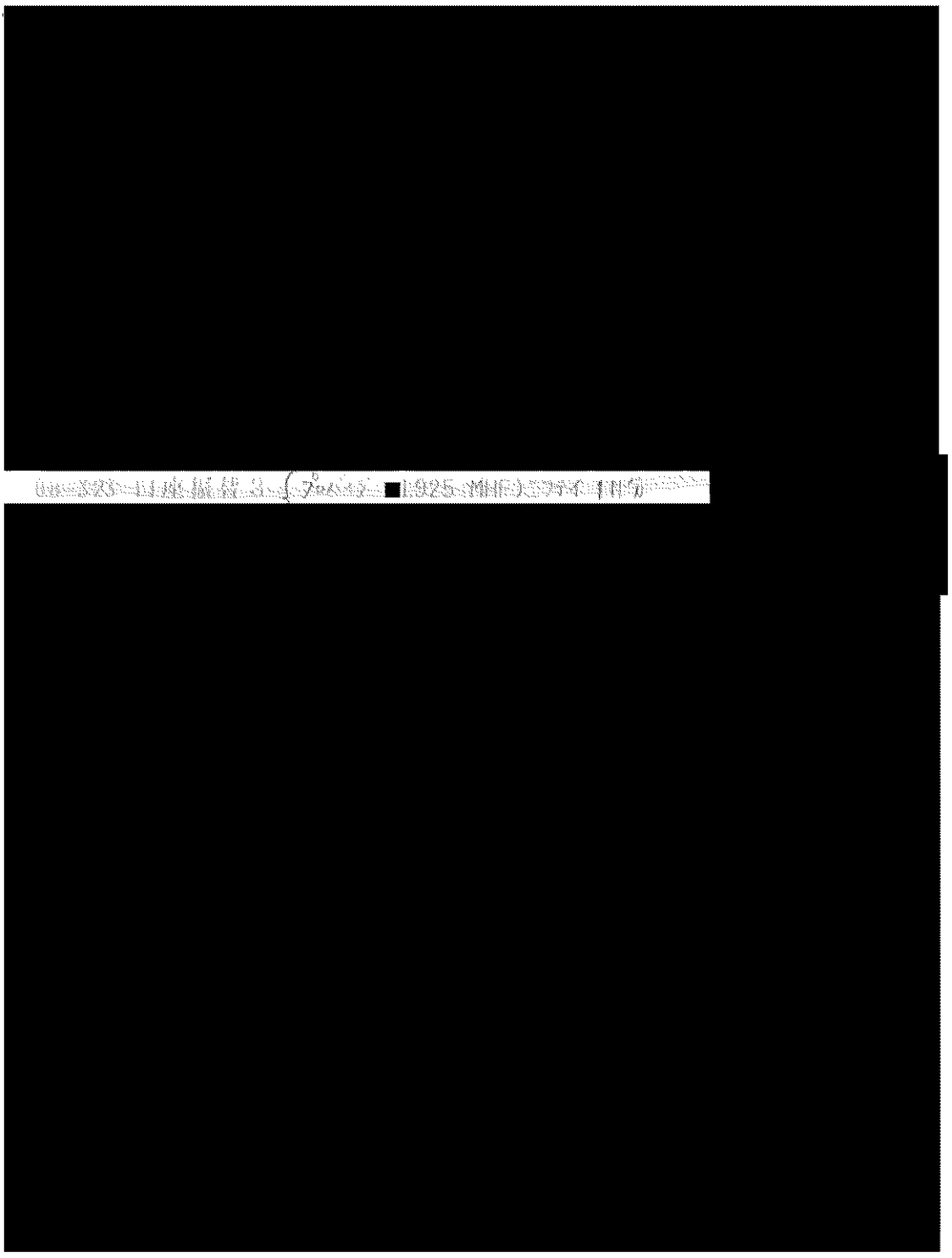
08-036 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月23日 | 支出額 | 1,925 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 1,732 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-036 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-036 (3/3)

出力日：2026/06/22 17:14

## 請　求　書

（口座振替のお知らせ）

@nifty

| 請求先　（発行先コード [redacted]） | 請求元 | 請求書発行日 | 2026年2月4日(水) |
|---|---|---|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 | 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 | 請求書番号 | B1396446A8 |
| | | 締日 | 2026年1月31日(土) |
| | | 振替日 | 2026年3月23日(月) |

| 請求金額 | 1,925 円 |
|---|---|

件名：2026年01月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,750 | 175 | 1,925 |

| 10%対象（税抜） | 1,750 | 消費税額 | 175 | 請求金額（税込） | 1,925 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 口座振替 |
|---|---|
| 備考 | ■契約番号 [redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。上記記載のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

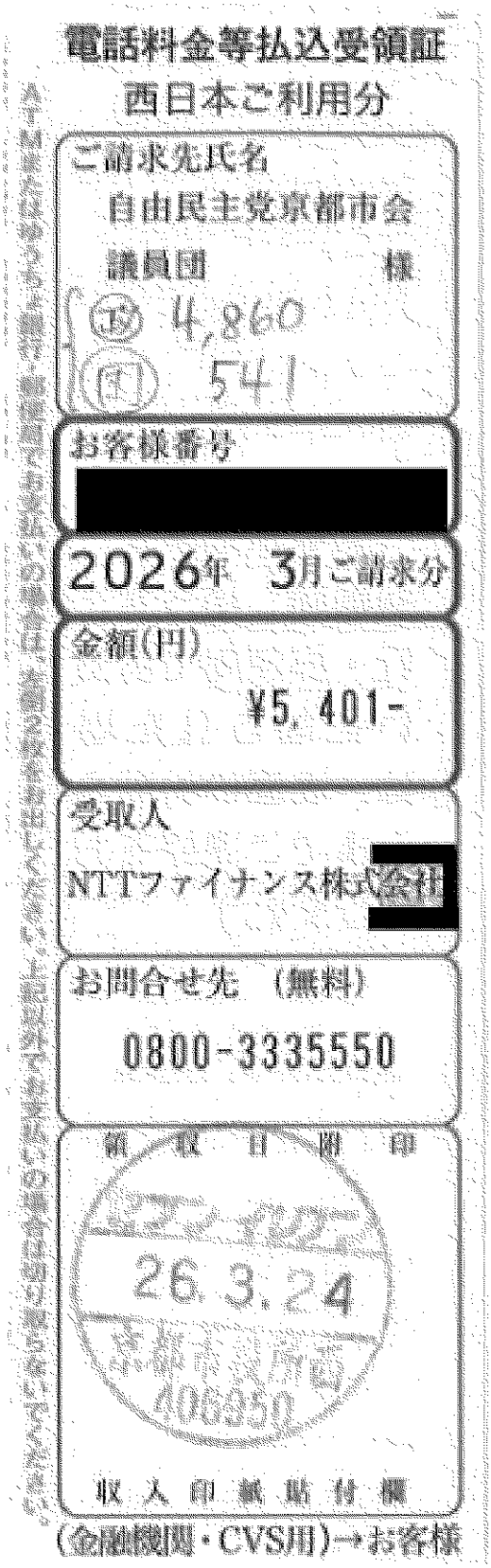
08-037 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月24日 | 支出額 | 5,401 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,860 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-037 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

(主) 4,860
(円) 541

お客様番号
[redacted]

2026年 3月ご請求分

金額(円)
¥5,401-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

収取日附印
26.3.24
京都北郵便局
406350

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ご利用ありがとうございました。
お手数ですが、裏面をご確認の上、お支払いください。
なお、裏面をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り離さないでください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-037 (3/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先


NTTファインナンス
NTTファインナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０


発行年月日　２０２６年　３月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファインナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　－００２５　大阪市城東区森之宮１－６　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121002 21442 21300 00 1
01 000000 10　26030310J

0260321010414018 58

21442

日頃、ＮＴＴファインナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様電話番号等（BILLING NUMBER）<br>お客様番号（CUSTOMER NUMBER） | 請求年月（MONTH OF ISSUE） | ご請求金額（TOTAL AMOUNT） | お支払期限（DUE DATE） |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１<br>[redacted] | ２０２６年　３月ご請求分 | ５，４０１円 | ２０２６年　３月３１日（火） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファインナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファインナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　５，４０１円　うち消費税等　４９１円
ご請求額合計　５，４０１円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファインナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、ぴーんと割、ぴーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファインナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-037 (4/4)

[redacted] ( 2 / 2 ページ)

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 3月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted] ）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,401 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | 2月 1日～ 2月28日 | 合 算 |
| | 977 | ＩＮＳ通話料 | 2月 1日～ 2月28日 | 合 算 |
| | 3 | 電話ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合 算 |
| | 491 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ◇合計 | | | | |
| 5,401 | 5,401 | 合計 | | |

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月から２０２６年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年は３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121002 21442 21300 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-038 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月25日 | 支出額 | 5,921 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,328 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | スマートフォン使用料　２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-038 (2/5)

[redacted]

[redacted]

08-325 電話 [redacted]5921 KDDIリョウセンスマホ代2月

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-038 (3/5)

03054 181121 0003391 00003791 0@001/00003

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 3月25日 ）

KDDI株式会社 <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003391# 03054 181121 003000 26031

発行年月日 DATE OF ISSUE 2026年 3月 6日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●「ブロードバンドユニバーサルサービス料」のご負担について
「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」開始に伴い、当社では２０２６年3月ご利用分からブロードバンドサービスをご契約されているお客さまにご負担をお願いすることといたしました。（初年度は3月分の1回のみ）詳細は「ブロードバンドユニバーサルサービス　KDDI」でご検索ください。

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 3月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2026年 2月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2026年 3月25日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，921円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用料金**

| | | |
|---|---|---|
| ａｕ電話料金 | | 5，921円 |
| （内訳） | [redacted] | （ 5，921円） |
| ※うち消費税等 10%対象 | | 538円 |
| （対象税込額は5，921円でした。） | | |
| ※ａｕ合計台数 1台 | | |

ａｕポイント 3月 3日 現在
合計 [redacted]ポイント
2029年 5月31日失効予定 [redacted]ポイント

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先 ◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2026年 2月ご請求分（ 1 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 2月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社 [redacted]
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号 KDDIビル

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，921円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-038 (4/5)

03054 181127 0005391 00005791 00002/00003

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：自社率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都府連合議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2026年 3月 6日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 5，921円 |
| ●ａｕ電話料金 | 5,921 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | |
| | | | ●総合計 5，921円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-038 (5/5)

05054 1811.21 0000335Y1 0500S790 0000370000S

## 料金内訳書

<凡例> U：税込料金、※：免税料金等、#：軽減税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2026年 3月 6日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●au電話料金 | | | ●合計 5，921円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,921 | | お客様コード [redacted] |
| <2月ご利用内訳> | 5,921 | | ご利用月数は2026年 3月で、1年 0ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ 5G | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5G/データ | | 3,100 | データ利用量は0GB～1GBです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | 10%消費税の課税対象額 5，383円 |
| | | | ●総合計 5，921円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-039 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年４月20日 | 支出額 | 1,925 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 1,732 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-039 (2/3)

[redacted] 5

[redacted]

08-420 口座振替３ R7年分 [redacted]1,925 MHFﾆﾌｲ ←プロパイ2月分 RT

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-039 (3/3)

出力日：2026/03/04 09:37

## 請　求　書

（口座振替のお知らせ）

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） |
|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 |

| 請求元 |
|---|
| 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br>[redacted]<br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2026年3月4日(水) |
| 請求書番号 | B1396446B0 |
| 締日 | 2026年2月28日(土) |
| 振替日 | 2026年4月20日(月) |

| 請求金額 | 1,925 円 |
|---|---|

件名： 2026年02月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,750 | 175 | 1,925 |

| 10%対象（税抜） | 1,750 | 消費税額 | 175 | 請求金額（税込） | 1,925 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 口座振替 |
|---|---|
| 備考 | ■契約番号：[redacted]<br>■契約法人名：自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者：寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。上記記載のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

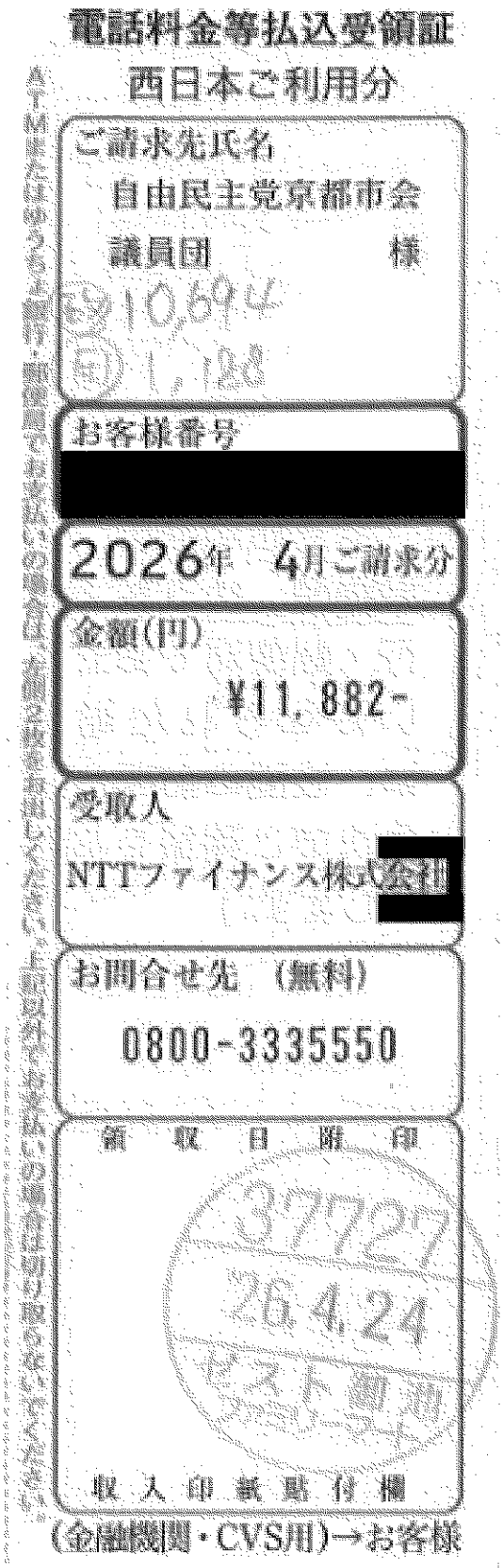
08-040 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年４月24日 | 支出額 | 11,882 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 10,694 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | |
| 摘要 | ネット使用料　２～３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。小数点以下繰上のため<br>「一部補充」を選択。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-040 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

お客様番号
[redacted]

2026年 4月ご請求分

金額(円)
¥11,882-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATM(または窓口)・郵便局でお支払いの場合は、本領収書を提出してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-040 (3/4)

[redacted] (2/2ページ)

| お客様ご請求番号 BILLING NUMBER | [redacted] | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 4月ご請求分 |
|---|---|---|---|

## ご請求内訳 （お客様番号 [redacted]）

| 内訳項目 金額（円） CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額（円） AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN （本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。） | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | 3月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,940 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 2月 1日～ 2月28日 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10% | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,940 | 5,940 | （小計） | |
| | | 4月分 | |
| ◇ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | |
| 5,942 | 5,400 | フレッツ 光ネクスト ＦＨＳ利用料 3月 1日～ 3月31日 | 合 算 |
| | 2 | ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 合 算 |
| | 540 | 消費税等相当額（合計） 合算表示の料金合計×10% | |
| ◇ＮＴＴ西日本分（小計） | | | |
| 5,942 | 5,942 | （小計） | |
| ◇合計 | | | |
| 11,882 | 11,882 | 合計 2か月分のご請求額です。 | |

電話ユニバーサルサービス料は，あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料金には、２０２５年４月から２０２６年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年は３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121004 13196 13152 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-040 (4/4)

[redacted]

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

0260421010441499905

13196

NTTファイナンス [redacted]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２６年　４月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121004 13196 13152 00 J
01 000000 10　26040310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（　1ページ　2ページ）

| お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 2026年　4月ご請求分 | １１，８８２円 | 2026年　4月30日（水） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）
１０％対象請求額（税込）　１１，８８２円　うち消費税等　１，０８０円
ご請求額合計　１１，８８２円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、ぴーんと割、ぴーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｉｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへお払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

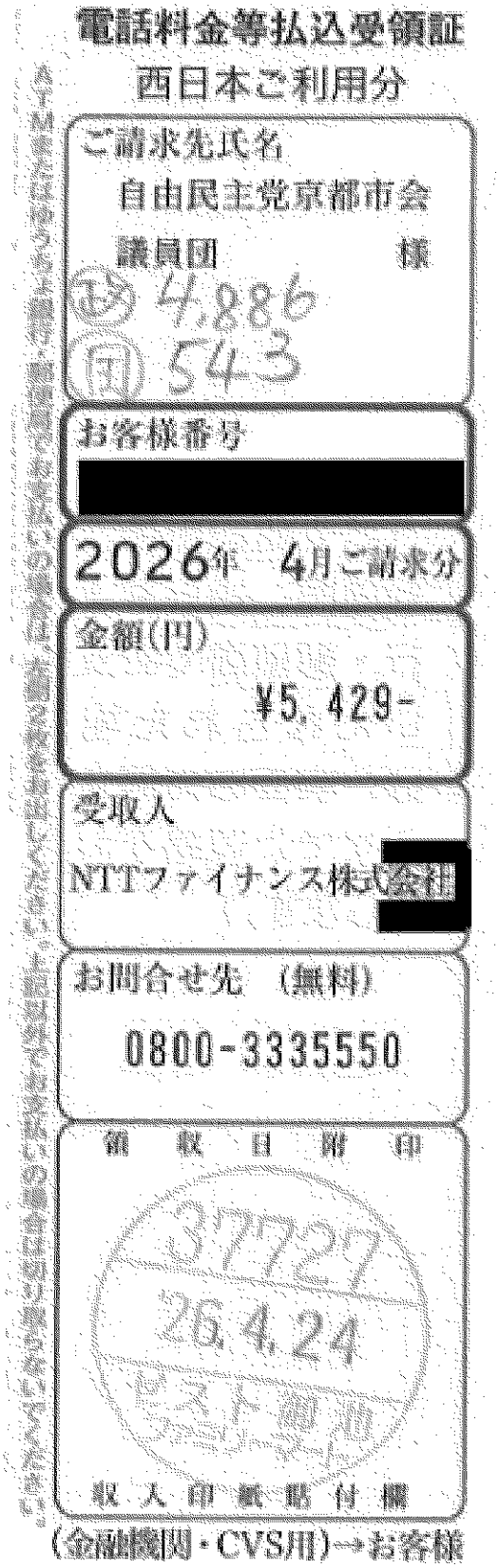
08-041 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年４月24日 | 支出額 | 5,429 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 4,886 円 |
| 細目 | FAX使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | FAX使用料　３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でFAXを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-041 (2/4)



電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
自由民主党京都市会
議員団 様

(3) 4,886
(団) 543

お客様番号
[redacted]

2026年 4月ご請求分

金額(円)
¥5,429-

受取人
NTTファイナンス株式会社[redacted]

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
377277
26.4.24
ゆうちょ銀行

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-041 (3/4)

[redacted] (2/2ページ)

| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 075-257-3091 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 4月ご請求分 |
|---|---|---|---|

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

| 内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額 (円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。) | | 税区分 TAX |
|---|---|---|---|---|
| ◆075-257-3091 | | | | |
| ○ＮＴＴ西日本ご利用分 | | | | |
| 5,429 | 3,930 | 回線使用料（基本料）（事務用） | ３月１日～３月３１日 | 合算 |
| | 1,003 | ＩＮＳ通話料 | ３月１日～３月３１日 | 合算 |
| | 3 | 電話ユニバーサルサービス料他 | １番号分のご請求となります。 | 合算 |
| | 493 | 消費税等相当額（合計） | 合算表示の料金合計×１０％ | |
| ○合計 | | | | |
| 5,429 | 5,429 | 合計 | | |

電話ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国において電話のユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。

電話ユニバーサルサービス料他には、２０２５年４月から２０２６年３月利用分まで、電話ユニバーサルサービス料（税込２．２円／番号）に加え、電話リレーサービス料（税込１．１円／番号）が含まれます。ブロードバンドユニバーサルサービス料は、２０２６年は３月利用分のみ税込２．２円／回線を適用します。

M20021121004 13199 13155 00

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-041 (4/4)

**請求書**（西日本ご利用分）

６０４－０９２５
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
４８８
京都市役所　２階
自由民主党京都市会議員団　様

郵便区内特別

Webでのお問い合わせ先

0260421010438869 42

13199

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南１－２－７０

発行年月日　２０２６年　４月１７日発行
発行会社　差出：ＮＴＴファイナンス（株）
東京都港区港南１－２－７０
お問合せ先　０８００－３３３５５５０（無料）
【還付先】
〒５３６　大阪市城東区森之宮１－６
００２５　－１１１　ＮＬＣ森の宮ビル６Ｆ
社用コード　M20021121004 13199 13155 00 J
01 000000 1 6　26040310J

日頃、ＮＴＴファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1／ 2ページ）

| お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) | 請求年月 (MONTH OF ISSUE) | ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) | お支払期限 (DUE DATE) |
|---|---|---|---|
| ０７５－２５７－３０９１ [redacted] | ２０２６年　４月ご請求分 | ５，４２９円 | ２０２６年　４月３０日（木） |

お　知　ら　せ

【ＮＴＴファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名：ＮＴＴファイナンス株式会社（登録番号：Ｔ８０１０４０１００５０１１）

| | | |
|---|---|---|
| １０％対象請求額（税込） | ５，４２９円　うち消費税等 | ４９３円 |
| ご請求額合計 | ５，４２９円 | |

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

＊＊＊　ＮＴＴファイナンスからのお知らせ　＊＊＊
奇数月のご請求額が８，０００円未満の場合は、翌月分の偶数月に２ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

＊＊＊ＮＴＴ西日本からのお知らせ＊＊＊
フレッツ光の割引サービス（光もっともっと割、Ｗｅｂ光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、フレッツ光クロスの月額利用料割引、光はじめ割クロス）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はＮＴＴ西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月、翌々月に解約した場合に解約金は発生いたしません。
詳しくはＮＴＴ西日本フレッツ公式サイト（ｈｔｔｐ：／／ｆｌｅｔｓ－ｗ．ｃｏｍ／ｗａｒｉ／）でご確認ください。
＊ＮＴＴ西日本請求額のうち、料金回収代行分はＮＴＴファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-042 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年４月27日 | 支出額 | 5,923 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 5,330 円 |
| 細目 | 電話使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | スマートフォン使用料　３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-042 (2/5)

[redacted] 5

[redacted]

08-427 [redacted] KDDI [redacted] 5,923 KDDIリョウキン スマホ3月

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-042 (3/5)

INVOICE FOR SERVICES
## 口座振替のご案内 （ 口座振替日 4月27日 ）

KDDI株式会社[redacted] <登録番号> T9011101031552

604-0925
京都府 京都市 中京区 寺町通 御池上る
上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団 様

0003455# 04044 783521 100000 26041

発行年月日 DATE OF ISSUE 2026年 4月 5日

### お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ＮＴＴ東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
●ＪＡＰＡＮローミング（非常時事業者間ローミング）開始のご案内
災害等によりご契約されている携帯電話事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、他の携帯電話事業者の４Ｇ回線設備に切り替えて通信を可能とするサービスを４月から開始しました。
詳しくはこちらからご確認ください。
ｈｔｔｐ://ｋｄｄｉ-ｔ.ｊｐ/ｓｉＺ

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

| | |
|---|---|
| ご請求年月 MONTH OF ISSUE | 2026年 4月 |
| ご利用年月 BILLING PERIOD | 2026年 3月 |
| 口座振替日 DATE FOR TRANSFER | 2026年 4月27日 |
| 口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE | 5，923円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

**サービス別ご利用料金**

| | |
|---|---|
| ａｕ電話料金 | 5，923円 |
| （内訳）[redacted] | （ 5，923円） |
| ※うち消費税等 １０%対象 | 538円 |
| （対象税込額は5，923円でした。） | |
| ※ａｕ合計台数 １台 | |

ａｕポイント 4月 2日 現在
合計 [redacted]ポイント
２０２９年 ５月３１日失効予定 [redacted]ポイント

うち消費税等 は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先
◆ａｕ ａｕ携帯電話から １５７ 一般電話から ０１２０－９７７－０３３
受付時間 ９時～２０時（年中無休・無料） ◆ｐｏｖｏ ＷＥＢのサポートページをご確認ください

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2026年 3月ご請求分（ 2 月利用分）

自由民主党京都市会議員団 様

ＫＤＤＩをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記ＫＤＤＩ料金を ３ 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社[redacted]

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

| | |
|---|---|
| ご請求コード CUSTOMER CODE | [redacted] |
| 領収金額 AMOUNT RECEIVED | 5，921円 |
| うち消費税等 TAX | 538円 |
| 金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION | [redacted] |
| 支店名 BRANCH | |
| 口座番号 ACCOUNT NUMBER | ＊＊＊＊＊＊＊＊ |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-042 (4/5)

84064 181121 0003455 00006423 00002700004

## 料金項目集計表

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、#：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都府連会議用財 様

ご請求コード [redacted] 発行日：2026年 4月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ご利用料金の内訳 | | | ●合計 5，923円 |
| ●au電話料金 | 5,923 | | |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| 基本使用料 | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ 5Gノーテータ | | 3,100 | |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート with Cloud | | 900 | |
| ▼電話ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（10%） | 538 | | |
| | | | ●総合計 5，923円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-042 (5/5)

## 料金内訳書

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、＃：旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

自由民主党京都市会議員団 [redacted] 様

ご請求コード：[redacted] 発行日：2026年 4月 5日 1頁

| ご利用項目 | 金額(円) | 内訳(円) | 備考 |
|---|---|---|---|
| ●ａｕ電話料金 | | | ●合計 5，923円 |
| ご利用番号 [redacted] | 5,923 | | お客様コード [redacted] |
| ＜ 3月ご利用内訳＞ | 5,923 | | ご利用月数は２０２６年 3月で 1年 4ヶ月目です。 |
| ▼プラン利用料 | 4,480 | | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ | | 1,380 | |
| スマホミニプラン＋ ５Ｇ／データ | | 3,100 | データ利用量は０ＧＢ～１ＧＢです。 |
| ▼オプション使用料 | 900 | | |
| 故障紛失サポート ｗｉｔｈ Ｃｌｏｕｄ | | 900 | |
| ▼電話ユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 2 | | |
| ▼電話リレーサービス料 | 1 | | |
| ▼消費税等相当額（１０％） | 538 | | １０％消費税の課税対象額 ５，３８５円 |
| | | | ●総合計 5，923円 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-043 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年５月20日 | 支出額 | 1,925 円 |
| 項目 | 通信運搬費 | 充当額 | 1,732 円 |
| 細目 | インターネット等使用料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | インターネットプロバイダー料　３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でインターネットを使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-043 (2/3)

出力日：2026/04/21 11:08

## 請　求　書

（口座振替のお知らせ）

@nifty

| 請求先　（発行先コード：[redacted]） |
|---|
| 〒604-8571<br>京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８京都市役所内２Ｆ<br><br>TEL：075-222-3718<br><br>自由民主党　京都市会議員団<br>御中 |

| 請求元 |
|---|
| 〒169-8333<br>東京都新宿区北新宿<br>２－２１－１　新宿フロントタワー<br><br>TEL：0570-03-3993<br>ニフティ株式会社　@ｎｉｆｔｙ法人会員センター<br><br>登録番号：T7011101079619 |

| | |
|---|---|
| 請求書発行日 | 2026年4月4日(土) |
| 請求書番号 | B1396446C0 |
| 締日 | 2026年3月31日(火) |
| 振替日 | 2026年5月20日(水) |

| 請求金額 | 1,925 円 |
|---|---|

件名： 2026年03月請求書

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

| 前回請求金額 | 入金額 | 調整金額 | 繰越金額 | 今回請求金額（税抜） | 今回消費税額 | 今回請求金額（税込） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1,750 | 175 | 1,925 |

| 10%対象（税抜） | 1,750 | 消費税額 | 175 | 請求金額（税込） | 1,925 |
|---|---|---|---|---|---|

| 支払方法 | 口座振替 |
|---|---|
| 備考 | ■契約番号：[redacted]<br>■契約法人名:自由民主党　京都市会議員団<br>■管理責任者:寺田　一博　　様<br><br>請求に関するよくあるご質問はこちらからご確認下さい → https://biz.nifty.com/faq/ |

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。上記記載のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

08-043 (3/3)

08-520 口座振替3 ■L925(MHF)ニファイプロパイダ3月

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 09-001 | 04.28 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ４月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-002 | 05.12 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 14,806 | 13,325 |
| 09-003 | 05.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ５月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-004 | 06.16 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 7,530 | 6,777 |
| 09-005 | 06.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ６月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-006 | 07.28 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ７月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-007 | 08.07 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 11,473 | 10,326 |
| 09-008 | 08.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ８月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-009 | 09.04 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 3,434 | 3,091 |
| 09-010 | 09.19 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | ＬＡＮ変換アダプタ購入費 | 3,217 | 3,217 |
| 09-011 | 09.19 | 備品消耗品費 | 複写料 | コピー利用料　4～9 月分 | 103,189 | 92,870 |
| 09-012 | 09.29 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ９月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-013 | 10.22 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 無線 LAN 子機　購入費 | 5,324 | 4,792 |
| 09-014 | 10.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 １０月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-015 | 11.04 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 14,823 | 13,340 |
| 09-016 | 11.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 １１月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-017 | 12.12 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 4,810 | 4,329 |
| 09-018 | 12.17 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | マイクスタンドホルダー購入費 | 1,089 | 544 |
| 09-019 | 12.23 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | HDMI ケーブル購入費 | 7,247 | 6,522 |
| 09-020 | 12.29 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 １２月分 | 25,740 | 23,166 |
| 09-021 | 01.28 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | 文具購入費 | 12,554 | 11,298 |
| 09-022 | 02.27 | 備品消耗品費 | 複写機等リース料 | コピー・FAX 複合機リース代 ２～３月分 | 5,148 | 4,633 |
| 09-023 | 03.18 | 備品消耗品費 | 複写料 | コピー利用料　10～3 月分 | 191,067 | 171,960 |
| 09-024 | 03.18 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | パソコン購入費 | 461,736 | 415,562 |
| 09-025 | 03.18 | 備品消耗品費 | 事務用品購入費 | ハードディスク・ＤＶＤ読込ドライブ | 26,180 | 23,562 |

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | | | | | 994,642 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-001 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　４月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-001 (2/2)

[redacted] 7

[redacted]

07-428 口座振替４ [redacted]25740 INS ﾐﾂﾋﾞｼUFJ銀ﾘｰｽ料分 RT

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-002 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月12日 | 支出額 | 14,806 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 13,325 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-002 (2/4)



振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団 文具

政 12,668
国 1,408

様

ご請求番号 [redacted]

受領金額 14,076円

(内消費税) 1,279円

手数料 円

受取人
(株)大塚商会

受領印

収納日付印

(CVS収納用)

収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)

振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団

政 657 文具
国 73

様

ご請求番号 [redacted]

受領金額 730円

(内消費税) 66円

手数料 円

受取人
(株)大塚商会

受領印

収納日付印

(CVS収納用)

収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-002 (3/4)

## 請 求 書 政 文具

2025年 4月28日発行 ページ 1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団 御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0004 0001~0002 01 000168 000129# 5 000000

[redacted]

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted] 請 求 No. [redacted]

〒102-8573 東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671 Fax 03-3514-7674
［ SC ： 563121 ］
登録番号T1010001012983

2025年 4月28日締 2025年 5月28日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥730
（内消費税等 ： 66 ）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [ 消費税区分 ] [ 本体金額 ] [ 消費税額 ] | | | |
| | | 課税 10% 664円 66円 | | | |
| | | <合計> 664円 66円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 4/28 | TM5A527239 | | | | |
| | 5136553 | ﾌｨｯﾄｶｯﾄｶｰﾌﾞ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ 抗菌ｸﾞﾘｯﾌﾟ 刃 | 1 | 332 | 332 |
| | | 渡り65mm ﾌﾞﾙｰ 1本 | | | |
| | 5137970 | ﾌｨｯﾄｶｯﾄｶｰﾌﾞ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ 抗菌ｸﾞﾘｯﾌﾟ 刃 | 1 | 332 | 332 |
| | | 渡り65mm ﾋﾟﾝｸ 1本 | | | |
| | | [redacted]課税対象合計 664円 消費税等 10% | | | |
| | | 合 計 | | | 664 |

＊-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-002 (4/4)

## 請　求　書

文具

2025年 4月24日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000066 000051# 1 000000

[redacted]
株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 644041 ］
登録番号T1010001012983

2025年 4月24日締　2025年 5月24日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥14,076
（内消費税等 ： 1,279）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | 〔消費税区分〕〔本体金額〕〔消費税額〕 | | | |
| | | 課税　10%　12,797円　1,279円 | | | |
| | | ＜合計＞　12,797円　1,279円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 4/24 | TM5A485377 | | | | |
| | 1275186 | PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚x10冊) | 2 | 3850 | 7700 |
| | 4180625 | ふせん 75×50mm 4色混色 1パック(10冊) | 1 | 697 | 697 |
| | 9188679 | 両開きパイプ式ファイル A4タテ 500枚収容 5 | 1 | 4400 | 4400 |
| | | 0mmとじ 背幅66mm 青 1セット(10冊) | | | |
| | | ■課税対象合計　12,797円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 12797 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-T0-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

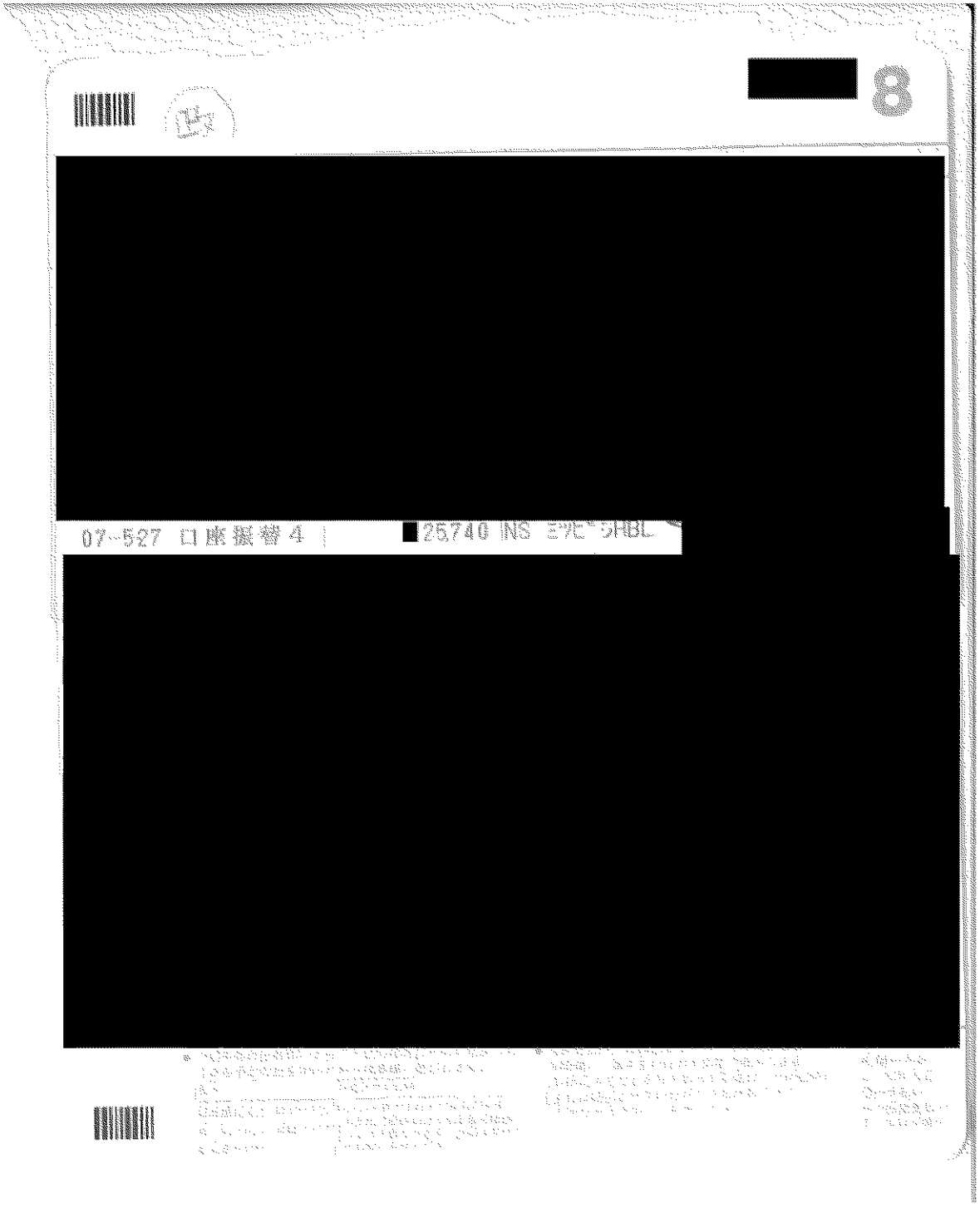
09-003 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月27日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　５月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-003 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (1/9)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月16日 | 支出額 | 7,530 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 6,777 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で文具を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (2/9)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (3/9)

請　求　書

文具

2025年 6月 4日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0002-0004 0002-0002 01 000061 000042 5 000000

株式会社 大塚商会

[redacted]

お客様コード [redacted]　請求 No.

〒102-8573　東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［SC : 377951］
登録番号T1010001012983

2025年 6月 4日締　2025年 7月 4日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
3344
（内消費税等 : 304）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [消費税区分] [本体金額] [消費税額] | | | |
| | | 課税 10% 3,040円 304円 | | | |
| | | <合計> 3,040円 304円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 6/ 4 | TW5B231842 | | | | |
| | 0158833 | ｼﾝﾌﾟﾘｰｽﾞ Zﾌｧｲﾙ A4ﾀﾃ 120枚収容 背幅17mm ｵﾚﾝｼﾞ 1冊 | 1 | 260 | 260 |
| | 0158840 | ｼﾝﾌﾟﾘｰｽﾞ Zﾌｧｲﾙ A4ﾀﾃ 120枚収容 背幅17mm 黄緑 1冊 | 1 | 260 | 260 |
| | 0158857 | ｼﾝﾌﾟﾘｰｽﾞ Zﾌｧｲﾙ A4ﾀﾃ 120枚収容 背幅17mm 水色 1冊 | 1 | 260 | 260 |
| | 2173841 | ｼﾞｪｯﾄｽﾄﾘｰﾑ 4色ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ 0.7mm（軸色:透明）1本 | 1 | 350 | 350 |
| | 3168776 | ｼﾞｪｯﾄｽﾄﾘｰﾑ 4色ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ 0.7mm（軸色:水色）1本 | 1 | 350 | 350 |
| | 3182789 | 油性ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ ｼﾞｪｯﾄｽﾄﾘｰﾑ 0.7mm 黒 1本 | 10 | 104 | 1040 |
| | 8139313 | ｼﾝﾌﾟﾘｰｽﾞ Zﾌｧｲﾙ A4ﾀﾃ 120枚収容 背幅17mm ﾋﾟﾝｸ 1冊 | 1 | 260 | 260 |
| | 8139320 | ｼﾝﾌﾟﾘｰｽﾞ Zﾌｧｲﾙ A4ﾀﾃ 120枚収容 背幅17mm 黒 1冊 | 1 | 260 | 260 |
| | | ■課税対象合計 3,040円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 3040 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-T0-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (4/9)

## 請　求　書

2025年 6月 5日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000158 000087# 1 000000

[redacted]
株式会社 大塚商会
[redacted]

お客様コード [redacted]　請　求　No.

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 106972 ］
登録番号T1010001012983

2025年 6月 5日締　2025年 7月 5日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：
店舗名：[redacted]
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
875
（内消費税等　：　79）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [消費税区分] [本体金額] [消費税額] | | | |
| | | 課税　10%　796円　79円 | | | |
| | | <合計>　796円　79円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 6/ 5 | TM5B252332 | | | | |
| | 5143919 | ｶﾗｰｸﾘｱﾎﾙﾀﾞｰ 薄型ｴｺﾉﾐｰﾀｲﾌﾟ A4 ﾌﾞﾙｰ | 1 | 199 | 199 |
| | | 厚さ0.15mm 1ﾊﾟｯｸ(10枚) | | | |
| | 5143926 | ｶﾗｰｸﾘｱﾎﾙﾀﾞｰ 薄型ｴｺﾉﾐｰﾀｲﾌﾟ A4 ｸﾞﾘｰﾝ | 1 | 199 | 199 |
| | | 厚さ0.15mm 1ﾊﾟｯｸ(10枚) | | | |
| | 5143933 | ｶﾗｰｸﾘｱﾎﾙﾀﾞｰ 薄型ｴｺﾉﾐｰﾀｲﾌﾟ A4 ﾚｯﾄﾞ | 1 | 199 | 199 |
| | | 厚さ0.15mm 1ﾊﾟｯｸ(10枚) | | | |
| | 5143940 | ｶﾗｰｸﾘｱﾎﾙﾀﾞｰ 薄型ｴｺﾉﾐｰﾀｲﾌﾟ A4 ｲｴﾛｰ | 1 | 199 | 199 |
| | | 厚さ0.15mm 1ﾊﾟｯｸ(10枚) | | | |
| | | ■課税対象合計　796円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 796 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-T0-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (5/9)

## 請　求　書

2025年 6月 6日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000047 000033# 1 000000

[redacted]
株式会社大塚商会

お客様コード [redacted]　請　求　No.

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 012928 ］
登録番号T1010001012983

2025年 6月 6日締　2025年 7月 6日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥2827
（内消費税等 ： 257 ）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [ 消費税区分 ] [ 本体金額 ] [ 消費税額 ] | | | |
| | | 課税　10%　2,570円　257円 | | | |
| | | <合計>　2,570円　257円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 6/ 6 | TM5B284274 | | | | |
| | 0144469 | 水性ｻｲﾝﾍﾟﾝ ｿﾌﾄ 細字 0.7mm 赤 1本 | 10 | 67 | 670 |
| | 0144476 | 水性ｻｲﾝﾍﾟﾝ ｿﾌﾄ 細字 0.7mm 青 1本 | 10 | 67 | 670 |
| | 5190289 | ｿﾞｪﾙﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ ﾊﾟｲﾛﾃｭｰﾌﾞ 替芯 JF-0.5芯 黒 1ﾊﾟｯｸ(5本) | 1 | 350 | 350 |
| | 7132568 | 油性ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ替芯 細字0.7mm ﾌﾞﾗｯｸ 1ｾｯﾄ(10本) | 1 | 440 | 440 |
| | 7132582 | 油性ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ替芯 細字0.7mm ﾚｯﾄﾞ 1ｾｯﾄ(10本) | 1 | 440 | 440 |
| | | ■課税対象合計　2,570円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 2570 |

*-29997-ZU-O -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (6/9)

## 請　求　書

文具4

2025年 6月10日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

1001 0001-0002 0001-0001 01 000131 000094#1 000000

[redacted]
株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 993251 ］
登録番号T1010001012983

2025年 6月10日締　2025年 7月10日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：
店舗名：
口座：[redacted]
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
484
（内消費税等　：　44）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | 〔消費税区分〕〔本体金額〕〔消費税額〕 | | | |
| | | 課税　10%　440円　44円 | | | |
| | | ＜合計＞　440円　44円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 6/10 | TM5B345386 | | | | |
| | 7132575 | 油性ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ替芯 細字0.7mm ブルー 1ｾｯﾄ(10本) | 1 | 440 | 440 |
| | | ■課税対象合計　440円 消費税等　10% | | | |
| | | | | 合計 | 440 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (7/9)

注文書(控) 文具

1 / 1 ページ

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年 6月 3日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | メーカー | 品番／型番 |
|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 / 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 / 金額(税抜) |
| [redacted] | キングジム ショプリーズ Zファイル A4タテ 120枚収容 幅17mm ホワイト 578SP-OR 1冊 | キングジム | 578SP-OR |
| | | ¥260 | 1 ¥260 |
| | キングジム ショプリーズ Zファイル A4タテ 120枚収容 幅17mm 黄緑 578SP-YG 1冊 | キングジム | 578SP-YG |
| | | ¥260 | 1 ¥260 |
| | キングジム ショプリーズ Zファイル A4タテ 120枚収容 幅17mm 青 578SP-LB 1冊 | キングジム | 578SP-LB |
| | | ¥260 | 1 ¥260 |
| | 三菱鉛筆 ジェットストリーム 3色ボールペン 0.7mm (軸色:透明) SXE3450007.T 1本 | 三菱鉛筆 | SXE3450007.T |
| | | ¥350 | 1 ¥350 |
| | 三菱鉛筆 ジェットストリーム 3色ボールペン 0.7mm (軸色:赤) SXE3450007.R 1本 | 三菱鉛筆 | SXE3450007.R |
| | | ¥350 | 1 ¥350 |
| | 三菱鉛筆 油性ボールペン ジェットストリーム 0.7mm 黒 SXN15007.24 1本 | 三菱鉛筆 | SXN15007.24 |
| | | ¥104 | 10 ¥1,040 |
| | キングジム ショプリーズ Zファイル A4タテ 120枚収容 幅17mm ピンク 578SP-P 1冊 | キングジム | 578SP-P |
| | | ¥260 | 1 ¥260 |
| | キングジム ショプリーズ Zファイル A4タテ 120枚収容 幅17mm 黒 578SP-BK 1冊 | キングジム | 578SP-BK |
| | | ¥260 | 1 ¥260 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥3,040 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | ( 10%対象 | ¥3,040<br>¥3,040) |
| 消費税 | ( 10%対象 | ¥304<br>¥304) |
| 合計(税込) | ( 10%対象 | ¥3,344<br>¥3,344) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (8/9)

## 注文書(控)

文具

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年 6月 4日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | | 品番／型番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格（税抜） | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| [redacted] | TANOSEE カラーリングホルダー 横型コンパクトタイプ A4 ブルー 幅30.15mm 1パック(10枚) | | オリジナル | ECHA4-10B | |
| | | | ¥199 | 1 | ¥199 |
| | TANOSEE カラーリングホルダー 横型コンパクトタイプ A4 グレー 幅30.15mm 1パック(10枚) | | オリジナル | ECHA4-10G | |
| | | | ¥199 | 1 | ¥199 |
| | TANOSEE カラーリングホルダー 横型コンパクトタイプ A4 レッド 幅30.15mm 1パック(10枚) | | オリジナル | ECHA4-10R | |
| | | | ¥199 | 1 | ¥199 |
| | TANOSEE カラーリングホルダー 横型コンパクトタイプ A4 イエロー 幅30.15mm 1パック(10枚) | | オリジナル | ECHA4-10Y | |
| | | | ¥199 | 1 | ¥199 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥796 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | ( 10%対象 | ¥796<br>¥796) |
| 消費税 | ( 10%対象 | ¥79<br>¥79) |
| 合計(税込) | ( 10%対象 | ¥875<br>¥875) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-004 (9/9)

注文書(控) 文具

1／1 ページ

(株) 大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年 6月 5日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | | 品番／型番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| [redacted] | 三菱鉛筆 水性サインペン ラブ細字 0.7mm 赤 MYT7 15 1本 | | 三菱鉛筆 | MYT7.15 | |
| | | | ¥67 | 10 | ¥670 |
| | 三菱鉛筆 水性サインペン ラブ細字 0.7mm 青 MYT7.33 1本 | | 三菱鉛筆 | MYT7.33 | |
| | | | ¥67 | 10 | ¥670 |
| | ゼブラ ジェルボールペン バイフェーブ0.5 ブラック 5本パック(5本) | | ゼブラ | P-BIO-RJF5-BK5 | |
| | | | ¥350 | 1 | ¥350 |
| | パイロット 油性ボールペン替芯 細字0.7mm ブラック BKRF-6F-B 1セット(10本) | | パイロット | BKRF-6F-B | |
| | | | ¥440 | 1 | ¥440 |
| | パイロット 油性ボールペン替芯 細字0.7mm ブルー BKRF-6F-L 1セット(10本) | | パイロット | BKRF-6F-L | |
| | | | ¥440 | 1 | ¥440 |
| | パイロット 油性ボールペン替芯 細字0.7mm レッド BKRF-6F-R 1セット(10本) | | パイロット | BKRF-6F-R | |
| | | | ¥440 | 1 | ¥440 |
| 分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。<br>※(軽)…軽減税率対象商品 | | | | 小計(税抜) | ¥3,010 |
| | | | | 送料(税抜) | ¥0 |
| | | | | 課税対象額 | ¥3,010<br>(10%対象 ¥3,010) |
| | | | | 消費税 | ¥301<br>(10%対象 ¥301) |
| | | | | 合計(税込) | ¥3,311<br>(10%対象 ¥3,311) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

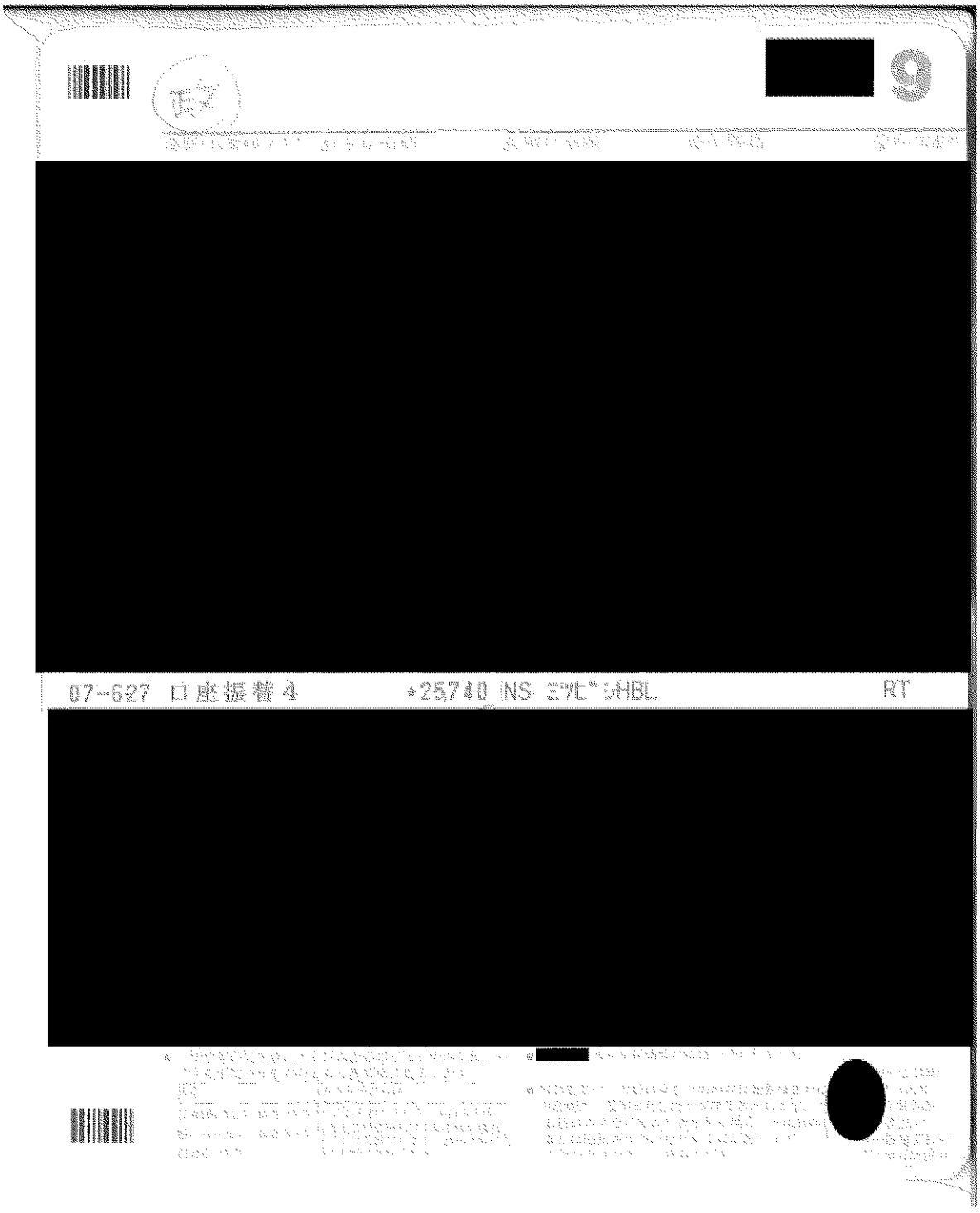
09-005 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月27日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　６月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-005 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

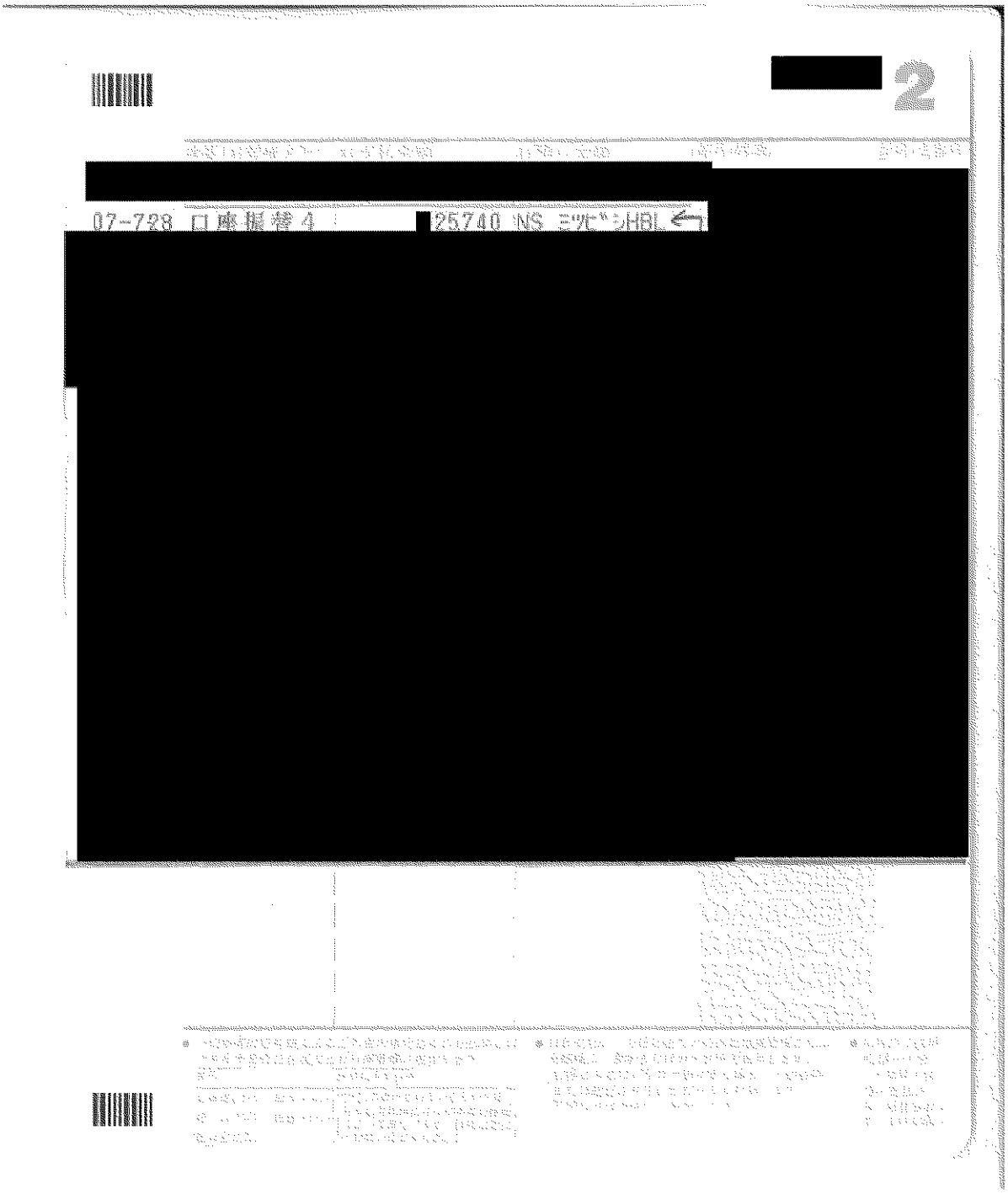
09-006 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月28日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　７月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-006 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

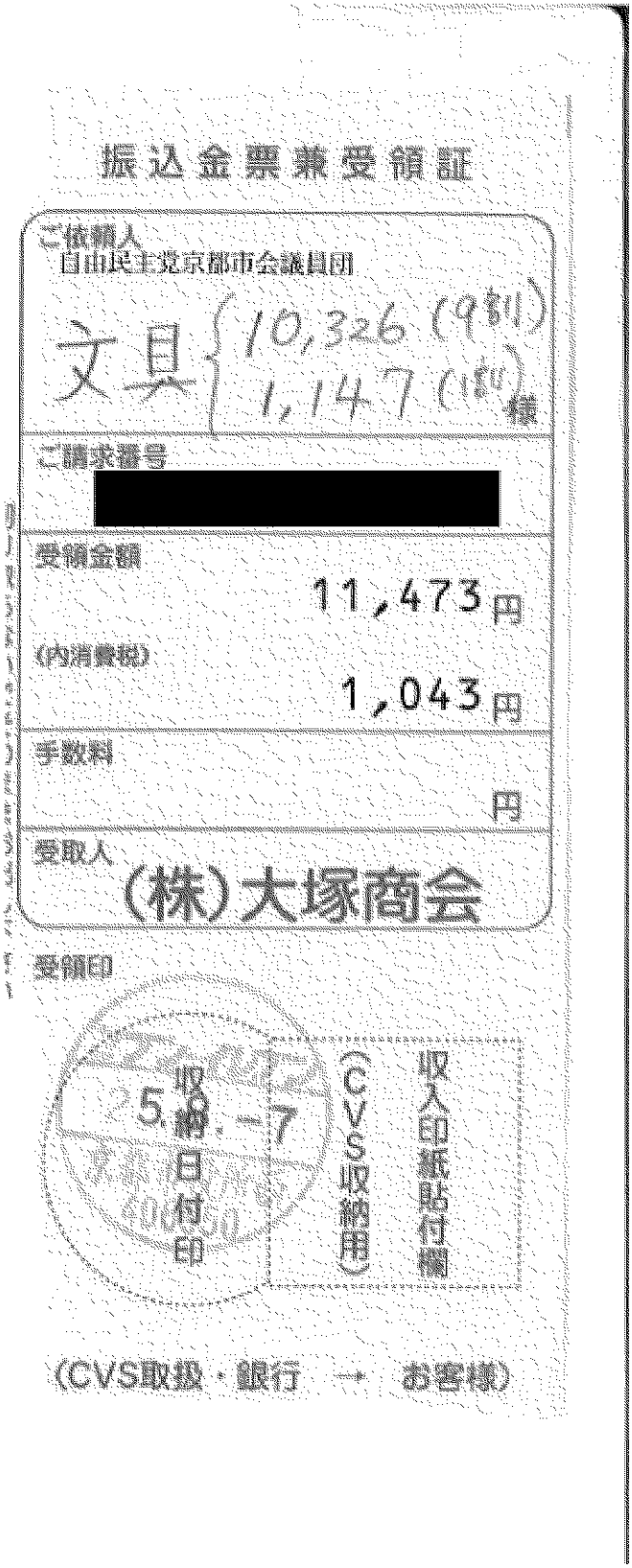
09-007 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月７日 | 支出額 | 11,473 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 10,326 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | ９割按分だが小数点以下切り上げのため一部充当を選択。政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-007 (2/5)



振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団

文具 10,326 (9%)
1,147 (10%) 様

ご請求番号
[redacted]

受領金額 11,473円

(内消費税) 1,043円

手数料 円

受取人
(株)大塚商会

受領印

収納日付印 5.8.-7

(CVS収納用)

収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-007 (3/5)

## 請 求 書

文具

2025年 7月30日発行 ページ 1 / 1

[redacted]

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団 御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000073 000059# 1 100000

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted] 請 求 No. [redacted]

〒 102-8573 東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671 Fax 03-3514-7674
[ SC : 418370 ]
登録番号T1010001012983

2025年 7月末日締 2025年 8月29日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人： 株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥ 11,473
（内消費税等 ： 1,043）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [ 消費税区分 ] [ 本体金額 ] [ 消費税額 ] | | | |
| | | 課税 10% 10,430円 1,043円 | | | |
| | | <合計> 10,430円 1,043円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 7/30 | TM5C388220 | | | | |
| | 1275186 | PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚x10冊) | 2 | 3850 | 7700 |
| | 5141205 | ﾎﾞｯｸｽﾌｧｲﾙ(ﾅﾁｭﾗﾙ) 軽量ｴｺﾀｲﾌﾟ A4ﾖｺ | 3 | 512 | 1536 |
| | | 背幅100mm 1ﾊﾟｯｸ(5冊) | | | |
| | 5199169 | ﾎﾟｽﾄ･ｲｯﾄ ﾌｨﾙﾑｲﾝﾃﾞｯｸｽ 厚口 ﾏﾙﾁｶﾗｰ4 | 3 | 398 | 1194 |
| | | 40×18mm 1ﾊﾟｯｸ(3冊) | | | |
| | | ■課税対象合計 10,430円 消費税等 10% | | | |
| | | | | 合 計 | 10430 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-100000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-007 (4/5)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
|---|
| 2025/07/29 |
| 出荷日 |
| 2025/07/29 |
| 納品日 |
| 2025/07/30 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
|---|---|
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1275186 PPCSW-A4 | ＰＰＣ用紙 ＳＮＯＷ ＷＨＩＴＥ Ａ４ １箱（５０００枚：５００枚ｘ１０冊） | 2 ケース | 2 | 3,650 （１０％） | 7,700 | |
| 5141205 TSBFL-A4E | ボックスファイル（ナチュラル） 経量エコタイプ Ａ４ヨコ 背幅１００ｍｍ １パック（５冊） | 3 パック | 3 | 512 （１０％） | 1,536 | |
| 5199169 686MC-4N | ポスト・イット フィルムインデックス 厚口 マルチカラー４ ４０×１８ｍｍ １パック（３冊） | 3 パック | 3 | 398 （１０％） | 1,194 | |
| | １０％課税対象合計 （消費税合計） | | | | 10,430 （ 1,043） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 1,043 | |
| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | | | | 合計 | 11,473 | |

| 重量 | 便数 | 個口数 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 46 | 01 | 3 | 1/1 |

| お客様コード | [redacted] |
|---|---|
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5C388220 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-007 (5/5)

## 注文書(控)

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年 7月29日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田　一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | | 品番／型番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| | TANOSEE PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚×10冊) | | オリジナル | PPCSW-A4 | |
| | | | ¥3,850 | 2 | ¥7,700 |
| | TANOSEE ボックスファイル(ナチュラル) 収容ニコタイプ A4ヨコ 背幅100mm 1パック(5冊) | | オリジナル | TSBFL-A4E | |
| | | | ¥512 | 3 | ¥1,536 |
| | 3M ポスト・イット フィルムインデックス 再貼 マルチカラー 4 40×18mm 686MC-4N 1パック(35片) | | 3M | 686MC-4N | |
| | | | ¥398 | 3 | ¥1,194 |
| | | | | 小計(税抜) | ¥10,430 |
| | | | | 送料(税抜) | ¥0 |
| | | | | 課税対象額 | ¥10,430<br>(10%対象 ¥10,430) |
| | | | | 消費税 | ¥1,043<br>(10%対象 ¥1,043) |
| | | | | 合計(税込) | ¥11,473<br>(10%対象 ¥11,473) |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の
消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-008 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月27日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　８月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-008 (2/2)

[redacted] 3

[redacted]

07-827 口座振替 4 [redacted]25,740 INS ｺﾝﾋﾞﾆNBL

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-009 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月４日 | 支出額 | 3,434 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 3,091 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | ９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外で文具を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-009 (2/5)



振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団
文具 3091 343 様

ご請求番号
[redacted]

受領金額 3,434 円

(内消費税) 312 円

手数料 円

受取人
(株)大塚商会

受領印

収納日付印 5.9 (CVS収納用) 収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-009 (3/5)

## 請　求　書

支具

2025年 8月28日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000042 000033#1 000000

[redacted] 株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先: たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
[ SC : 596838 ]
登録番号T1010001012983

2025年 8月28日締　2025年 9月27日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申しあげます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
3434
（内消費税等　：　312）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | [消費税区分][本体金額][消費税額] | | | |
| | | 課税　10%　3,122円　312円 | | | |
| | | <合計>　3,122円　312円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 8/28 | TM5C911638 | | | | |
| | 0152266 | ｲﾚｰｻﾞｰ付ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ用ﾏｰｶｰ ﾏｸﾞﾈｯﾄ付極細 黒 1本 | 2 | 97 | 194 |
| | 2160681 | ﾏｸﾞﾈｯﾄ付両面ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ A4 W303×H213mm 1枚 | 2 | 1,168 | 2336 |
| | 4169682 | 抗菌ﾏｸﾞﾈｯﾄｲﾚｰｻﾞｰ M 1個 | 2 | 296 | 592 |
| | | [redacted]課税対象合計　3,122円 消費税等 10% | | | |
| | | 合計 | | | 3122 |

*-29997-ZU-0 -FR-N0-T0-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-009 (4/5)

## 注文書(控)

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年 8月27日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田　一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | 品番／型番 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格（税抜） | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| [redacted] | ｺｸﾖ ﾚｰｻﾞｰ替ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ用ﾏｰｶｰ ﾏｸﾞﾈｯﾄ片 極細 黒 PN-B100D 1本 | | コクヨ | PM-B100D | |
| | | | ¥97 | 2 | ¥194 |
| | TANOSEE ﾏｸﾞﾈｯﾄ対応ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ A4 W303×H213mm 1枚 | | オリジナル | HN-MWB-A4 | |
| | | | ¥1,168 | 2 | ¥2,336 |
| | TANOSEE 抗菌マグネットイレーザー M 1個 | | オリジナル | MGER-M-K | |
| | | | ¥296 | 2 | ¥592 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥3,122 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | | ¥3,122 |
| | ( 10%対象 | ¥3,122) |
| 消費税 | | ¥312 |
| | ( 10%対象 | ¥312) |
| 合計(税込) | | ¥3,434 |
| | ( 10%対象 | ¥3,434) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-009 (5/5)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted]様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
|---|
| 2025/08/27 |
| 出荷日 |
| 2025/08/27 |
| 納品日 |
| 2025/08/28 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
|---|---|
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0152266 0152266 | イレーザー付ホワイトボード用マーカー マグネット付 極細 黒 １本 | 2 本 | 2 | 97 （１０％） | 194 | |
| 2160681 NN-MWB-A4 | マグネット付両面ホワイトボード Ａ４ Ｗ３０３×Ｈ２１３ｍｍ １枚 | 2 枚 | 2 | 1,168 （１０％） | 2,336 | |
| 4169682 MGER-M-K | 抗菌マグネットイレーザー Ｍ １個 | 2 個 | 2 | 296 （１０％） | 592 | |
| | １０％課税対象合計 （消費税合計） | | | | 3,122 （ 312） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 312 | |

| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | 合計 | 3,434 | 重量 1 | 便数 01 | 個口数 1 | 頁 1/1 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| お客様コード | [redacted] |
|---|---|
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5C911638 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-010 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月19日 | 支出額 | 3,217 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 3,217 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | |
| 摘要 | ＬＡＮ変換アダプタ購入費 | | |
| 備考 | 本件に係る業務の大部分は政務調査活動に関連するものの、全てが政務調査活動に該当するとは言い難いため、費用については他の備品消耗品と同様、９割を政務活動費として按分することとする。領収書のただし書が空欄となっているが、納品書記載の物品の購入に係る支出で間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-010 (2/3)

## 領　収　書

No. 046306　　2025 年 9 月 17 日

自由民主党京都市会議員団　様

¥3,217-

但し

| 内訳 | | |
|---|---|---|
| 81 | 現　金 | |
| 813 | 小切手 | |
| 811 | 振　込 | |
| 82 | 手　形 | |
| 83 | 相　殺 | |
| 84 | 手数料 | |
| 86 | 値　引 | |
| 89 | 引　落 | |

収入印紙

OA機器・文[illegible]

OFFICE ENSEMBLE 株式会社 [redacted]

代表取締役 [redacted]

T[redacted]

□オフィス環境営業本部　京都市中京区三条通大宮西入ル　TEL(075)672-0312 FAX(075)672-0313 〒603-8444
□ショールーム・タケウチ　京都市中京区三条通大宮西入ル　TEL(075)841-3105 FAX(075)821-0715 〒604-8374
□ウィルポート京都三条　京都市中京区大宮通三条上ル　TEL(075)841-3115 FAX(075)821-0715 〒604-8327

係

[redacted]

---

[illegible]

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

株式会社 タ ケ ウ チ
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区三条通大宮西入上瓦町69番地
TEL.(075)841-3105 FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先コード | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年09月16日 | 00633388 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ｻﾝﾜｻﾌﾟﾗｲ USB-CVLAN1WN<br>USB-LAN変換ｱﾀﾞﾌﾟﾀ | 1 | 本 | 2,925 | 2,925 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 摘要 | | |
|---|---|---|
| | 頁合計 | 2,925 |
| | 消費税 | 292 |
| | 伝票合計 | 3,217 |

（　10%対象：2,925　消費税：　292　8%対象：0　消費税：　0　）
※は、軽減税率対象商品

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-010 (3/3)

**職員用デスクトップPCのLANポート破損に伴う機器購入について**

職員２が使用しているデスクトップPCにおいて、LANケーブル接続ポートが経年劣化により物理的に破損し、固定が不十分な状態となった。このため、LANケーブルが正しく接続されず、インターネットへの接続が断続的または不能となる状況が発生した。
その影響により、メールの送受信や各種オンライン業務に支障を来し、政務調査活動の遂行にも影響が生じたことから、当該PCにはUSBポート経由でLANケーブルを接続可能とする変換アダプタを購入し、対応することとした。
なお、本件に係る業務の大部分は政務調査活動に関連するものの、全てが政務調査活動に該当するとは言い難いため、費用については他の備品消耗品と同様、９割を政務活動費として按分することとした。

商品写真は以下の通り。



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-011 (1/3)

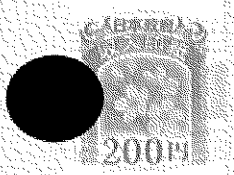
| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月19日 | 支出額 | 103,189 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 92,870 円 |
| 細目 | 複写料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー利用料　4～9月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-011 (2/3)

## 領 収 証




自由民主党京都市会議員団 様

**¥96,915**

但し 2025年3月12日～2025年9月16日のコピー機使用料として

令和 7年 9月 19日

上記 正に領収いたしました

[redacted]
京都市中京区二条通大宮西入ル
登録番号：T1130001021510

株式会社[redacted]

| 内訳 | |
|---|---|
| カラーコピー | 6,531 枚 |
| 2色コピー | 0 枚 |
| モノクロコピー | 13,553 枚 |

（すべて税率10%）

## 領 収 証

自由民主党京都市会議員団 様

**¥6,274**

但し 2025年3月12日～2025年9月16日のコピー機使用料として

令和 7年 9月 19日

上記 正に領収いたしました

[redacted]
京都市中京区二条通大宮西入ル
登録番号：T1130001021510

株式会社[redacted]

| 内訳 | |
|---|---|
| カラーコピー | 200 枚 |
| 2色コピー | 0 枚 |
| モノクロコピー | 2,920 枚 |

（すべて税率10%）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-011 (3/3)

'25-09-16 17:26 宛先- 2573091 様 送信元-(株)ﾀｹｳﾁ 672-0813 P0001/0002 T-673 U-516

(再送) 自由民主党議員団 [redacted] 様 (2枚) 竹内ダイワ千より

2025年3月12日～2025年9月16日 自由民主党京都市会議員団様 コピーご利用明細

| NO | ご利用者 | ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 2色ｺﾋﾟｰ | ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 合計枚数 | ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 2色ｺﾋﾟｰ | ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 合計 | 税込 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １１円/枚 | ５.５円/枚 | １.２円/枚 | | | | | | |
| 1 | 議員団 様 | 6,531 | 0 | 13,553 | 20,084 | ¥71,841 | ¥0 | ¥16,264 | ¥88,105 | ¥96,915 |
| 2 | 井上よしひろ 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 3 | 加藤昌洋 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 4 | さくらい泰広 様 | 0 | 0 | 52 | 52 | ¥0 | ¥0 | ¥62 | ¥62 | ¥68 |
| 5 | 繁 隆夫 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 6 | しまもと京司 様 | 562 | 0 | 1 | 563 | ¥6,182 | ¥0 | ¥1 | ¥6,183 | ¥6,801 |
| 7 | 下村あきら 様 | 1 | 0 | 31 | 32 | ¥11 | ¥0 | ¥37 | ¥48 | ¥52 |
| 8 | 田中明秀 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 9 | 田中たかのり 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 10 | 津田大三 様 | 0 | 0 | 86 | 86 | ¥0 | ¥0 | ¥103 | ¥103 | ¥113 |
| 11 | 寺田一博 様 | 0 | 0 | 12 | 12 | ¥0 | ¥0 | ¥14 | ¥14 | ¥15 |
| 12 | 窶 きくお 様 | 3 | 0 | 4 | 7 | ¥33 | ¥0 | ¥5 | ¥38 | ¥41 |
| 13 | 谷口みゆき 様 | 0 | 0 | 48 | 48 | ¥0 | ¥0 | ¥58 | ¥58 | ¥63 |
| 14 | 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 15 | 西村義直 様 | 2 | 0 | 9 | 11 | ¥22 | ¥0 | ¥11 | ¥33 | ¥36 |
| 16 | 橋村芳和 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 17 | 平山たかお 様 | 0 | 0 | 8 | 8 | ¥0 | ¥0 | ¥10 | ¥10 | ¥10 |
| 18 | みちはた弘之 様 | 0 | 0 | 1 | 1 | ¥0 | ¥0 | ¥1 | ¥1 | ¥1 |
| 19 | 椋田隆知 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 20 | 森田 守 様 | 0 | 0 | 5 | 5 | ¥0 | ¥0 | ¥6 | ¥6 | ¥6 |
| 21 | 山本しゅうじ 様 | 0 | 0 | 21 | 21 | ¥0 | ¥0 | ¥25 | ¥25 | ¥27 |
| 22 | 山本恵一 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 23 | 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| 24 | スカウト議連 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 合計 | 7,099 | 0 | 13,831 | 20,930 | 78,089 | 0 | 16,597 | 94,686 | ¥104,148 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議員団ＦＡＸ | 200 | 0 | 2,920 | 3,120 | ¥2,200 | ¥0 | ¥3,504 | ¥5,704 | ¥6,274 |

保さ 修正 安かりまろ〃 安かりまろ

| | |
|---|---|
| 先生方小計 | ¥7,234 |
| 事務局小計 | ¥103,189 |
| 総合計 | ¥110,422 |

103,189 < (9割) 92,870
(1割) 10,319

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

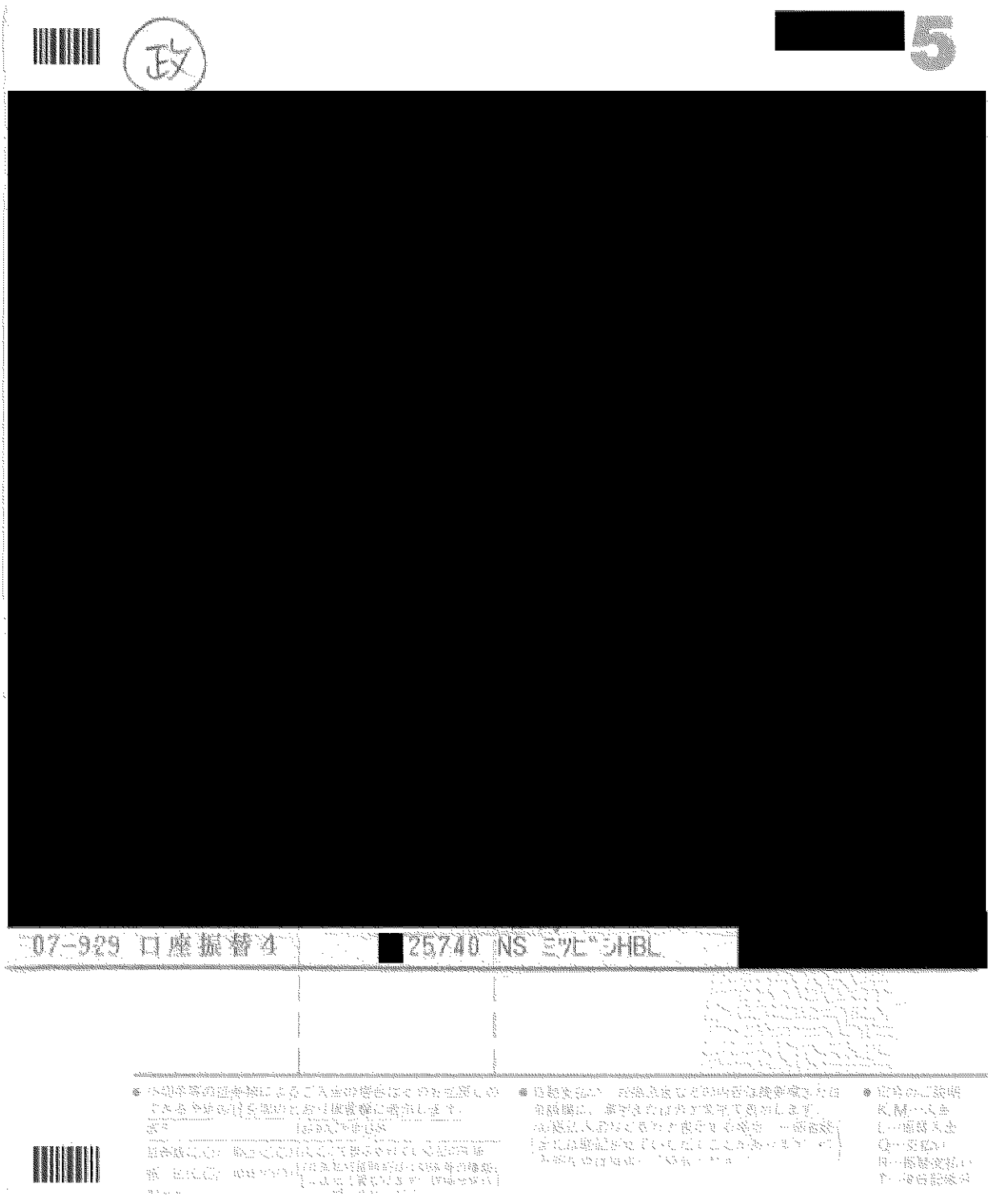
09-012 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月29日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-012 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-013 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月22日 | 支出額 | 5,324 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 4,792 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | |
| 摘要 | 無線LAN子機　購入費 | | |
| 備考 | ９割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。領収書のただし書が空欄となっているが、納品書記載の物品の購入に係る支出で間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-013 (2/3)

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

株式会社 タ ケ ウ チ
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区三条通大宮西入上瓦町69番地
TEL(075)841-3105　FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先コード | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年10月22日 | 00634754 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| @ｺﾀｴ　WI-U2-433DMS<br>BUFFALO小型無線LAN子機 最大433Mbps | 2 | 個 | 2,420 | 4,840 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 摘要 | | |
|---|---|---|
| | 員　合計 | 4,840 |
| | 消費税 | 484 |
| | 伝票合計 | 5,324 |

（　10%対象:4,840　消費税:　484　8%対象:0　消費税　0　）
#-※は、軽減税率対象商品

## 領　収　書

No. 046330　　2025 年 10 月 22 日

自由民主党京都市会議員団　様

¥5,324-

但し

| 内訳 | | |
|---|---|---|
| 81 | 現　金 | 5,324 |
| 813 | 小切手 | |
| 811 | 振　込 | |
| 82 | 手　形 | |
| 83 | 相　殺 | |
| 84 | 手数料 | |
| 86 | 値　引 | |
| 89 | 引　落 | |

収入印紙

OA機器・ｽﾁｰﾙ什器・ｵﾌｨｽ用品
OFFICE ENSEMBLE　株式会社 [redacted]
代表取締役 [redacted]
〒[redacted]
□ｵﾌｨｽ環境営業本部　京都市[redacted]入ル　TEL(075)672-0312　FAX(075)672-0313
〒601-8444
□ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞﾀｹｳﾁ　京都市中京区三条通大宮西入ル　TEL(075)841-3105　FAX(075)821-0715
〒604-8374
□ﾊｰﾄﾋﾙ京都三条　京都市中京区大宮通三条上ル　TEL(075)841-3115　FAX(075)821-0715
〒604-8327

係 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-013 (3/3)

無線 LAN 子機購入について

前回購入した「職員用デスクトップ PC の LAN ポート破損に伴う機器（USB-LAN 変換アダプタ）」については、当該 PC の有線接続不具合の暫定的な対応として導入したものである。しかし、同アダプタを使用してもインターネット接続が安定せず、結果として有線接続から Wi-Fi 接続へ移行する必要が生じたため購入。

当会派では、これまで職員用 PC が Wi-Fi 接続に対応していなかったことから、市会 LAN（市会独自の Wi-Fi）を利用していなかった。しかし、Wi-Fi 接続が可能になったことにより、市会 LAN に接続することで、市会イントラネット上の情報を職員が直接閲覧・操作できる環境を整備できるようになった。これにより、従来は議員のみが閲覧可能で、職員側では逐次依頼が必要であった会議動画・関連資料のダウンロード、登庁状況の確認などの作業を、職員自身がより迅速かつ効率的に行えるようになり、業務上の利便性の向上が期待できる。

なお、不具合が発生していたのは職員２名中１名の PC であったが、上記の業務をもう 1 名の職員も行えるようにするため、2 台分の機器を購入したものである。

商品写真は以下のとおり。



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

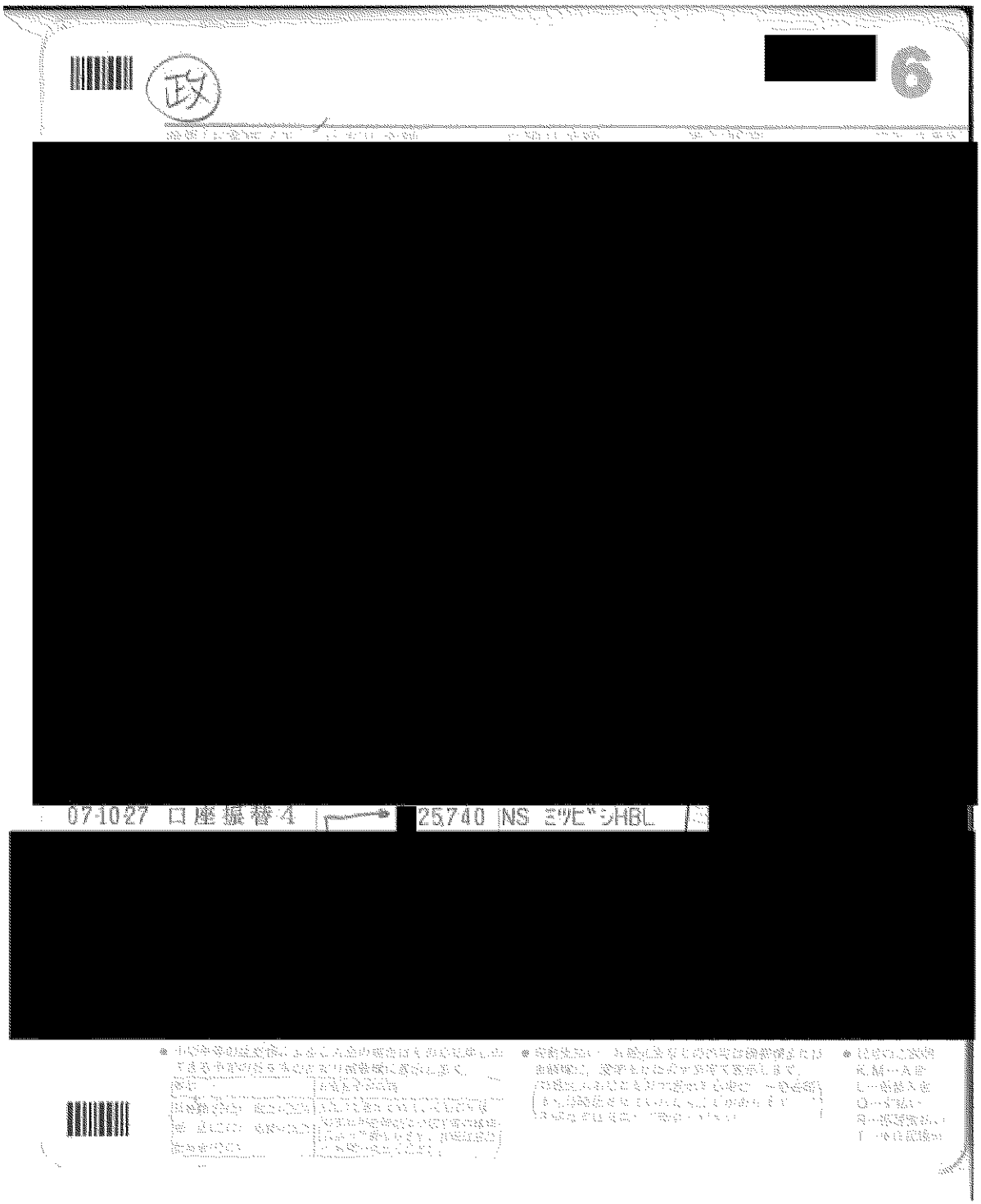
09-014 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月27日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　１０月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-014 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

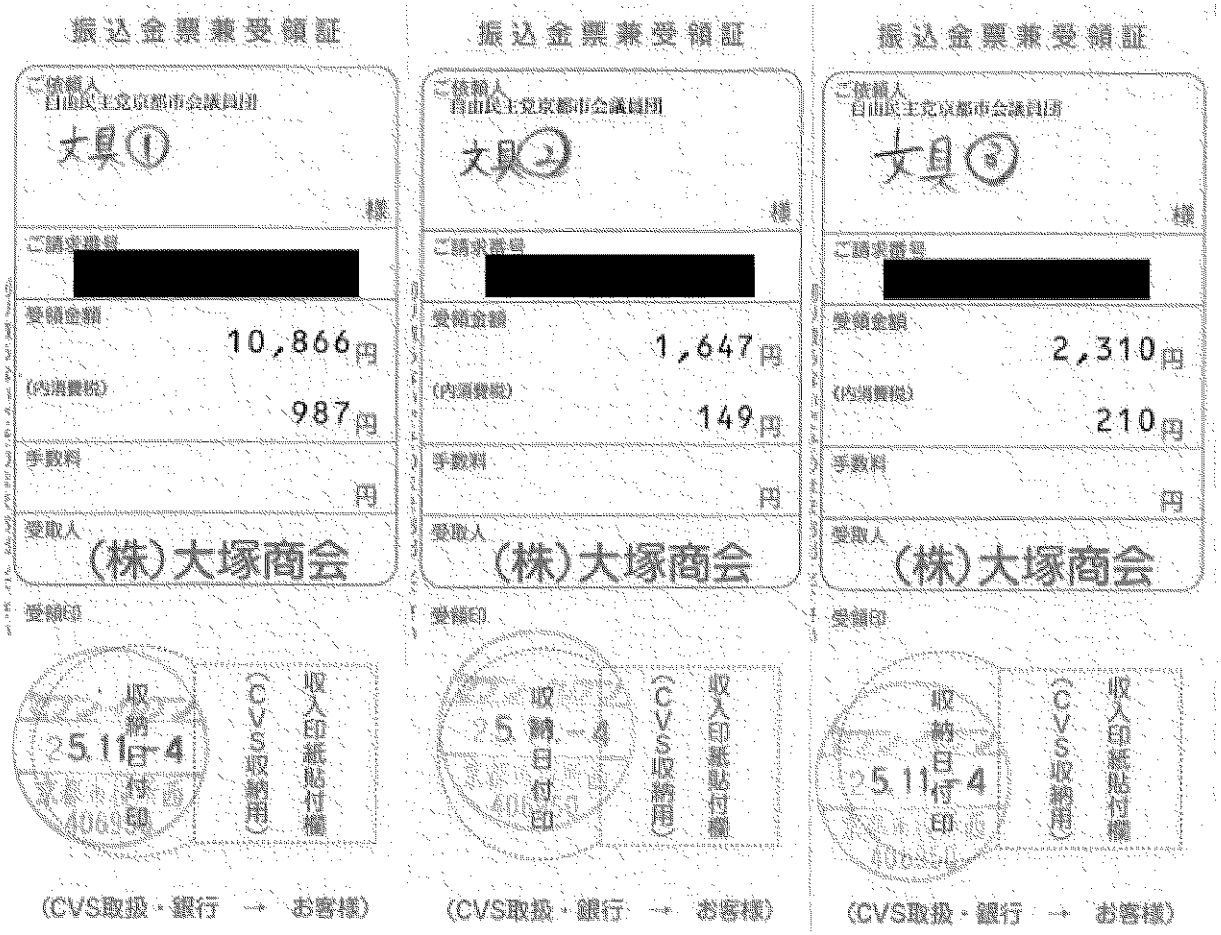
09-015 (1/11)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月４日 | 支出額 | 14,823 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 13,340 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で文具を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (2/11)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (3/11)

## 請　求　書　文具①

2025年10月28日発行　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0004 0001-0002 01 000070 000047# 5 000000

[redacted]

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 748328 ］
登録番号T1010001012983

2025年10月28日締　2025年11月27日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥10866
（内消費税等　：　987）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | ［消費税区分］［本体金額］［消費税額］ | | | |
| | | 課税　10%　9,879円　987円 | | | |
| | | ＜合計＞　9,879円　987円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 10/28 | TM5E143833 | | | | |
| | 1162219 | 針収納型リムーバブル ホッチキス ブルー 1個 | 2 | 707 | 1414 |
| | 1275186 | PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚x10冊) | 2 | 3850 | 7700 |
| | 4180632 | ふせん 75×75mm 4色混色 1パック(10冊) | 1 | 765 | 765 |
| | | ■課税対象合計　9,879円 消費税等　10% | | | |
| | | 合　計 | | | 9879 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (4/11)

## 請　求　書

文具②

2025年10月29日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2002 0003-0006 0003-0003 01 000093 000063 5 000000

[redacted]
株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
〔 SC ： 844037 〕
登録番号T1010001012983

2025年10月29日締　2025年11月28日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥ 1,647
（内消費税等 ： 149）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | 〔消費税区分〕〔本体金額〕〔消費税額〕 | | | |
| | | 課税　10%　1,498円　149円 | | | |
| | | ＜合計＞　1,498円　149円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 10/29 | TMSE196065 | | | | |
| | 1286373 | ﾗﾍﾞﾙｼｰﾙ ｷﾚｲにはがせるﾀｲﾌﾟ ﾏｯﾄ･ﾎﾜｲﾄ | 2 | 549 | 1098 |
| | | A4 12面 四辺余白 角丸 1冊(10ｼｰﾄ) | | | |
| | 5123041 | 油性ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ替芯紙製ﾊﾟｯｹｰｼﾞ 0.7mm黒ｼ | 1 | 400 | 400 |
| | | ｼﾞｪｯﾄｽﾄﾘｰﾑ多色・多機能用 1ﾊﾟｯｸ(5本) | | | |
| | | ■課税対象合計　1,498円 消費税等　10% | | | |
| | | 合　計 | | | 1498 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (5/11)

## 請　求　書

文具③

2025年10月31日発行　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2002 0004-0008 0004-0004 01 000094 000060 5 000000

[redacted]

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請　求　No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 190970 ］
登録番号T1010001012983

2025年10月末日締　2025年11月29日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申しあげます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
2310
（内消費税等　：　210）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | 〔消費税区分 1〕 本体金額 1 消費税額 〕 | | | |
| | | 課税 10% 2,100円 210円 | | | |
| | | ＜合計＞ 2,100円 210円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 10/30 | TM5E213773 | | | | |
| | 9108036 | 油性ボールペン替芯紙製パッケージ 0.7mm黒ソフトリーム多色・多機能用 1セット(10本) | 1 | 700 | 700 |
| | 9108049 | 油性ボールペン替芯紙製パッケージ 0.7mm赤ソフトリーム多色・多機能用 1セット(10本) | 1 | 700 | 700 |
| | 9108062 | 油性ボールペン替芯紙製パッケージ 0.7mm青ソフトリーム多色・多機能用 1セット(10本) | 1 | 700 | 700 |
| | | ■課税対象合計 2,100円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 2100 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (6/11)

## 注文書(控)

文具

（株）大阪商会、
たのめーるインフォメーション 殿

2025年10月29日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | 品番／型番 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格（税抜） | ご注文数量 | 金額（税抜） |
| [redacted] | 三菱鉛筆 uni ユニ ナノダイヤ 0.5mm 2Bシャープペン替芯 SXR8007K.24 12ケース10個 | | 三菱鉛筆 | SXR8007K.24 | |
| | | | ¥700 | 1 | ¥700 |
| | 三菱鉛筆 uni ユニ ナノダイヤ 0.5mm Bシャープペン替芯 SXR8007K.15 12ケース10個 | | 三菱鉛筆 | SXR8007K.15 | |
| | | | ¥700 | 1 | ¥700 |
| | 三菱鉛筆 uni ユニ ナノダイヤ 0.5mm Fシャープペン替芯 SXR8007K.33 12ケース10個 | | 三菱鉛筆 | SXR8007K.33 | |
| | | | ¥700 | 1 | ¥700 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計（税抜） | | ¥2,100 |
| 送料（税抜） | | ¥0 |
| 課税対象額 | | ¥2,100 |
| | （10%対象 | ¥2,100） |
| 消費税 | | ¥210 |
| | （10%対象 | ¥210） |
| 合計（税込） | | ¥2,310 |
| | （10%対象 | ¥2,310） |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (7/11)

文具

## 注文書(控)

（株）大塚商会
ためのーるインフォメーション 殿

2025年10月29日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田　一博

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | メーカー | 品番／型番 |
|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 / 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 / 金額(税抜) |
| [redacted] | ｺｸﾖﾖｳﾋﾝ ｶﾗｰﾍﾞｽﾄ ｶﾗｰﾌｧｲﾙ ﾌｧｲﾙﾍﾞｽﾄ A4ﾖｺ 10ﾎﾟｹｯﾄ 青 | エーワン | 31275 ﾍﾞｽﾄ |
| | | ¥549 / 2 | ¥1,098 |
| | 油性ｻｲﾝﾍﾟﾝ 細ﾀｲﾌﾟ 0.7mm 黒 ﾌﾞﾗｯｸ 10本ｾｯﾄ | 三菱鉛筆 | SXR8007K5P.24 |
| | | ¥400 / 1 | ¥400 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の
消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | |
|---|---|
| 小計(税抜) | ¥1,498 |
| 送料(税抜) | ¥0 |
| 課税対象額 | ¥1,498<br>(10%対象 ¥1,498) |
| 消費税 | ¥149<br>(10%対象 ¥149) |
| 合計(税込) | ¥1,647<br>(10%対象 ¥1,647) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (8/11)

文具

## 注文書(控)

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年10月27日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田　一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | | 品番／型番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格（税抜） | ご注文数量 | 金額（税抜） |
| [redacted] | マックス 針線綴専リムーバー ホッチポン ブルー RZ－10S 1個 | | マックス | | RZ-10S ﾌﾞﾙｰ |
| | | | ¥707 | 2 | ¥1,414 |
| | TANOSEE PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚×10冊) | | オリジナル | | PPCSW-A4 |
| | | | ¥3,850 | 2 | ¥7,700 |
| | TANOSEE ふせん 75×75mm 4色混色 1パック（10冊） | | オリジナル | | TM7575-MI |
| | | | ¥765 | 1 | ¥765 |
| 分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。<br>※(軽)…軽減税率対象商品 | | | | 小計(税抜) | ¥9,879 |
| | | | | 送料(税抜) | ¥0 |
| | | | | 課税対象額 | ¥9,879<br>( 10%対象 ¥9,879) |
| | | | | 消費税 | ¥987<br>( 10%対象 ¥987) |
| | | | | 合計(税込) | ¥10,866<br>( 10%対象 ¥10,866) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (9/11)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎　２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
| --- |
| 2025/10/27 |
| 出荷日 |
| 2025/10/27 |
| 納品日 |
| 2025/10/28 |

株式会社　大塚商会　たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
| --- | --- |
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1162219 RZ90050 | 針収納型リムーバー　ホッチポン　ブルー　１個 | 2 個 | 2 | 707 （１０％） | 1,414 | |
| 1275186 PPCSW-A4 | ＰＰＣ用紙　ＳＮＯＷ　ＷＨＩＴＥ　Ａ４　１箱（５０００枚：５００枚ｘ１０冊） | 2 ケース | 2 | 3,850 （１０％） | 7,700 | |
| 4180632 TM7575-MT | ふせん　７５ｘ７５ｍｍ　４色混色　１パック（１０冊） | 1 パック | 1 | 765 （１０％） | 765 | |
| | １０％課税対象合計（消費税合計） | | | | 9,879 （ 987） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 987 | |

| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | 合計 | 10,866 | 重量 | 便数 | 個口数 | 頁 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | 44 | 01 | 3 | 1/1 |

| お客様コード | [redacted] |
| --- | --- |
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5E143833 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (10/11)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
| --- |
| 2025/10/29 |
| 出荷日 |
| 2025/10/29 |
| 納品日 |
| 2025/10/29 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
| --- | --- |
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1286373 31275B | ラベルシール キレイにはがせるタイプ マット・ホワイト Ａ４ １２面 四辺余白 角丸 １冊（１０シート） | 2 冊 | 2 | 549 （１０％） | 1,098 | |
| 5123041 SXR07K5P24 | 油性ボールペン替芯組製パッケージ０．７mm黒ジェットストリーム多色・多機能用 １パック（５本） | 1 パック | 1 | 400 （１０％） | 400 | |
| | １０％課税対象合計 （消費税合計） | | | | 1,498 （ 149） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 149 | |
| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | | | | 合計 | 1,647 | 重量 1 便数 02 個口数 1 頁 1/1 |

| お客様コード | [redacted] |
| --- | --- |
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5E196065 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-015 (11/11)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
| --- |
| 2025/10/29 |
| 出荷日 |
| 2025/10/29 |
| 納品日 |
| 2025/10/30 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
| --- | --- |
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＯＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 9108036 SXR8007K24 | 油性ボールペン替芯組製パッケージ０．７mm黒ジェットストリーム多色・多機能用 １セット（１０本） | 1 セット | 1 | 700 （１０％） | 700 | |
| 9108049 SXR8007K15 | 油性ボールペン替芯組製パッケージ０．７mm赤ジェットストリーム多色・多機能用 １セット（１０本） | 1 セット | 1 | 700 （１０％） | 700 | |
| 9108062 SXR8007K33 | 油性ボールペン替芯組製パッケージ０．７mm青ジェットストリーム多色・多機能用 １セット（１０本） | 1 セット | 1 | 700 （１０％） | 700 | |
| | １０％課税対象合計（消費税合計） | | | | 2,100 （ 210） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 210 | |
| 備考： W 寺田一博 様 | | | | 合計 | 2,310 | |

| 重量 | 便数 | 個口数 | 頁 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 01 | 1 | 1/1 |

| お客様コード | [redacted] |
| --- | --- |
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5E213773 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本紙と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

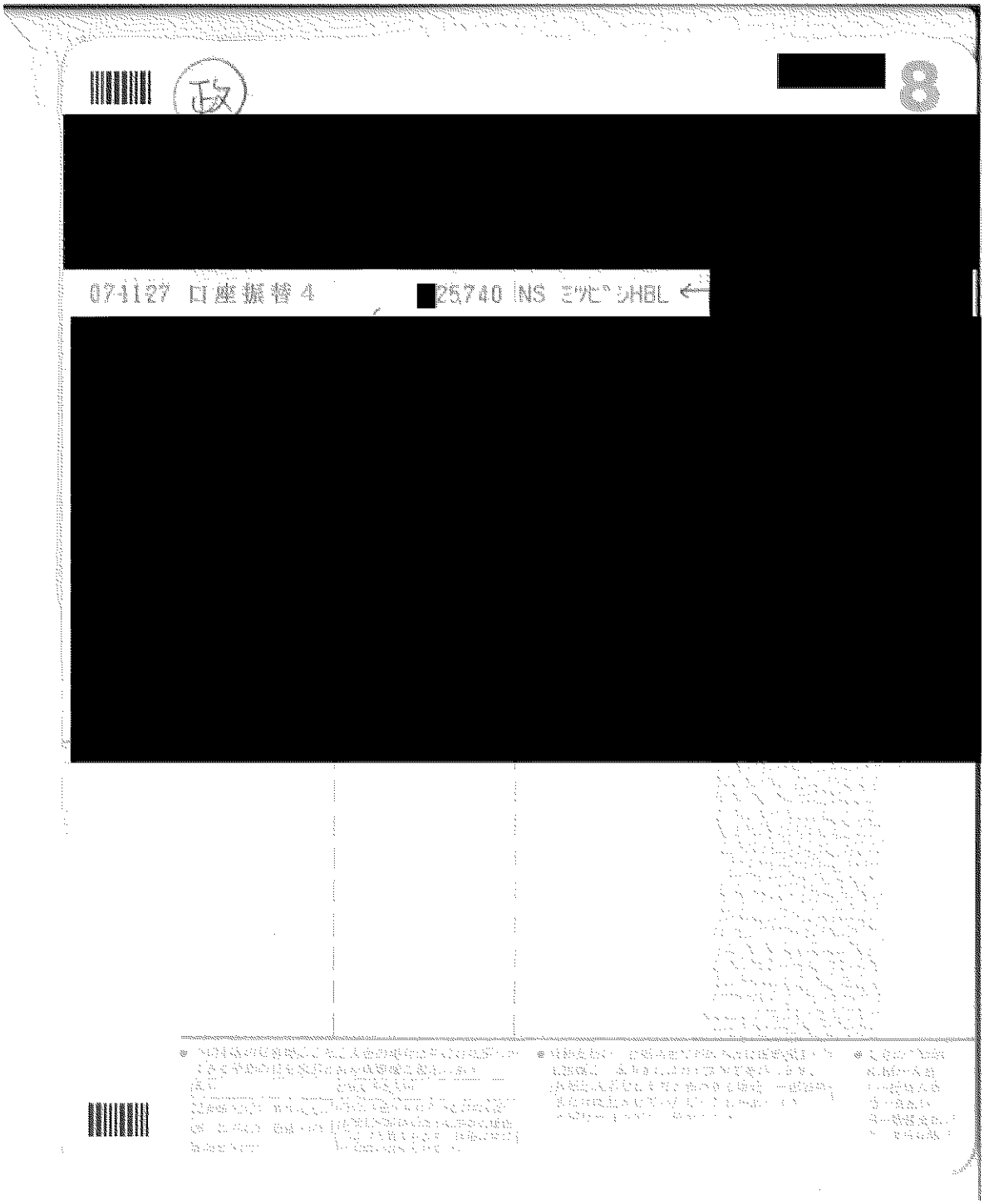
09-016 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月27日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-016 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (1/8)

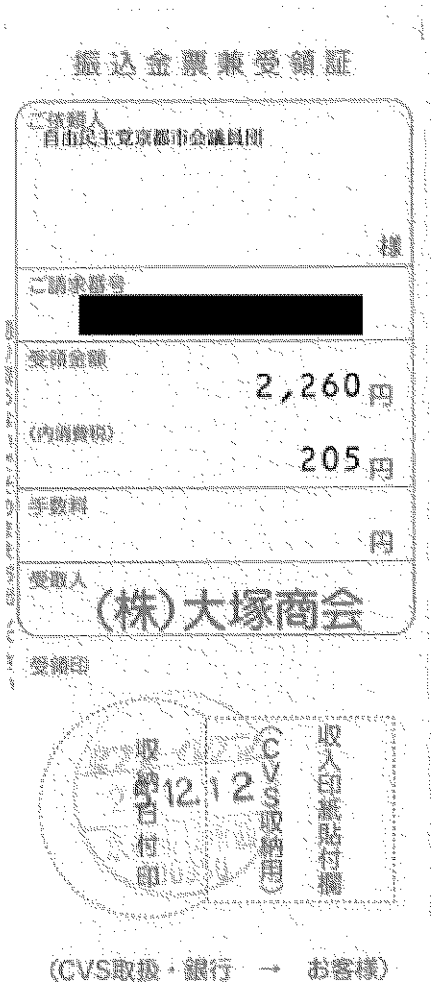
| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月12日 | 支出額 | 4,810 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 4,329 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で文具を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

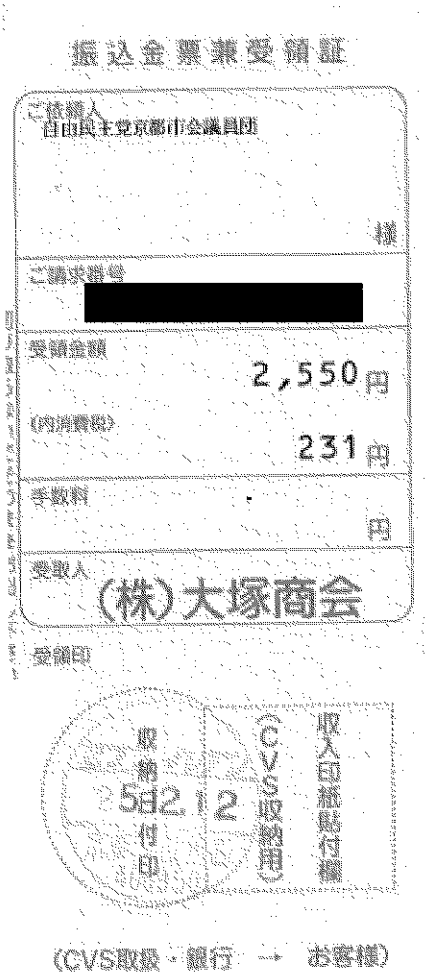
要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (2/8)

## 文具



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (3/8)

## 請　求　書

文具

2025年12月 3日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000086 000064# 1 100000

[redacted]

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請 求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 936945 ］
登録番号T1010001012983

2025年12月 3日締　2026年 1月 2日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
2260
（内消費税等 ： 205 ）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | ［消費税区分 ］［本体金額 ］［消費税額 ］ | | | |
| | | 課税 10% 2,055円 205円 | | | |
| | | ＜合計＞ 2,055円 205円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 12/ 3 | TM5F009061 | | | | |
| | 8174239 | ポスト・イット 超丈夫なインデックス エコノパック 4 | 1 | 2568 | 2568 |
| | | 0×18mm レッド/イエロー/ブルー 1パック(30冊) | | | |
| | 9988301 | 3M対象商品に使える20%OFFクーポン | | | -513 |
| | | ■課税対象合計 2,055円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 2055 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-100000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (4/8)

## 請　求　書

文具

2025年12月 2日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2001 0001-0002 0001-0001 01 000007 000077# 1 100000

[redacted]
株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請 求 No [redacted]

〒102-8573　東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 241197 ］
登録番号T1010001012983

2025年12月 2日締　2026年 1月 1日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
2550
（内消費税等 ： 231 ）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | ［消費税区分］［本体金額］［消費税額］ | | | |
| | | 課税 10% 2,319円 231円 | | | |
| | | ＜合計＞ 2,319円 231円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 12/ 2 | TM5E973880 | | | | |
| | 1275179 | PPC用紙 SNOW WHITE A3 1箱(1500枚:500枚x3冊) | 1 | 2319 | 2319 |
| | | ■課税対象合計 2,319円 消費税等 10% | | | |
| | | 合　計 | | | 2319 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-TO-100000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (5/8)

文具

## 注文書(控)

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年12月 1日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | | 品番／型番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| [redacted] | TANOSEE PPC用紙 SNOW WHITE A3 1箱(1500枚:500枚×3冊) | | オリジナル | | PPCSW-A3 |
| | | | ¥2,319 | 1 | ¥2,319 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥2,319 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | ( 10%対象 | ¥2,319<br>¥2,319) |
| 消費税 | ( 10%対象 | ¥231<br>¥231) |
| 合計(税込) | ( 10%対象 | ¥2,550<br>¥2,550) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (6/8)

文具

## 注文書(控)

(株) 大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2025年12月 1日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田 一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 | | メーカー | 品番／型番 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貴社明細管理番号 | 貴社摘要欄 | ご提供価格(税抜) | ご注文数量 | 金額(税抜) |
| [redacted] | 3M 強粘着メガネ用クロス コパック 100枚入 ﾚﾝｽﾞﾌｨｸｰﾌﾞﾙｰ 6861S-1 1ﾊﾟｯｸ(100枚) | | 3M | 6861S-1 | |
| | | | ¥2,568 | 1 | ¥2,568 |
| | 3M対象商品に使える20%OFFクーポン | | | | |
| | | | -¥513 | 1 | -¥513 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥2,055 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | ( 10%対象 | ¥2,055<br>¥2,055) |
| 消費税 | ( 10%対象 | ¥205<br>¥205) |
| 合計(税込) | ( 10%対象 | ¥2,260<br>¥2,260) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (7/8)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
| --- |
| 2025/12/01 |
| 出荷日 |
| 2025/12/02 |
| 納品日 |
| 2025/12/03 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
| --- | --- |
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8174239 6861S-1 | ポスト・イット 超文夫なインデックス ユコノパック ４０×１８mm レンド／イエロー／ブルー １パック（３０冊） | 1 パック | 1 | 2,568 （１０％） | 2,568 | |
| 9988301 CP00001 | ３Ｍ対象商品に使える２０％ＯＦＦクーポン | | | （１０％） | -513 | |
| | １０％課税対象合計 （消費税合計） | | | | 2,055 （ 205） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 205 | |
| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | | | | 合計 | 2,260 | 重量 1 便数 01 個口数 1 頁 1/1 |
| 商品明細欄外の＊マークはクーポン値引き対象商品です。 | | | | | | |

| お客様コード | [redacted] |
| --- | --- |
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5F009061 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-017 (8/8)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
|---|
| 2025/12/01 |
| 出荷日 |
| 2025/12/01 |
| 納品日 |
| 2025/12/02 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
|---|---|
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商 品 名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1275179 PPCSW-A3 | ＰＰＣ用紙 ＳＮＯＷ ＷＨＩＴＥ Ａ３ １箱（１５００枚：５００枚ｘ３冊） | 1 ケース | 1 | 2,319 （１０％） | 2,319 | |
| | １０％課税対象合計（消費税合計） | | | | 2,319 （ 231） | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 消費税等 | | | | 231 | |
| 備考： Ｗ 寺田一博 様 | | | | 合計 | 2,550 | |

| 重量 | 便数 | 個口数 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 13 | 01 | 1 | 1/1 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

| お客様コード | [redacted] |
|---|---|
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5E973880 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-018 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月17日 | 支出額 | 1,089 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 544 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 50/100 |
| 摘要 | マイクスタンドホルダー購入費 | | |
| 備考 | 政務活動に使用する割合に応じて５割で按分する。領収書のただし書が空欄となっているが、納品書記載の物品の購入に係る支出で間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-018 (2/2)

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

株式会社 タ ケ ウ チ
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区三条通大宮西入上瓦町69番地
TEL(075)841-3105　FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先コード | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年12月17日 | 00636929 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| MH80W<br>キョーリツマイクホルダーKC　MH-80W | 1 | 個 | 990 | 990 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 摘要 | | |
|---|---|---|
| | 頁合計 | 990 |
| | 消費税 | 99 |
| | 伝票合計 | 1,089 |

（　10%対象:990　消費税:　99　8%対象:0　消費税:　0　）
#:※は、軽減税率対象商品

## 領　収　書

No. 046331　　2025年 12月 17日

自由民主党京都市会議員団　様

¥1,089-

但し

収入印紙

OA機器・文具・事務用品
OFFICE ENSEMBLE　株式会社 タケウチ
代表取締役 竹内 裕貴
TEL(075)672-0312 FAX(075)672-0313

| 内訳 | | |
|---|---|---|
| 81 | 現金 | 1,089 |
| 813 | 小切手 | |
| 811 | 振込 | |
| 82 | 手形 | |
| 83 | 相殺 | |
| 84 | 手数料 | |
| 86 | 値引 | |
| 89 | 引落 | |

係

オフィス環境営業本部　京都市中京区寺町通御池上ル　〒601-8441　TEL(075)672-0312 FAX(075)672-0313
ショールーム タケウチ　京都市中京区三条通大宮西入ル　〒604-8374　TEL(075)841-3105 FAX(075)821-0715
ショールーム 京都三条　京都市中京区大宮通三条上ル　〒604-8327　TEL(075)841-3115 FAX(075)821-0715

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-019 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月23日 | 支出額 | 7,247 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 6,522 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | HDMI ケーブル購入費 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。広聴の場で使用するため購入。領収書のただし書が空欄となっているが、納品書記載の物品の購入に係る支出で間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-019 (2/2)

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

株式会社 タ ケ ウ チ
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区三条通大宮西入上瓦町69番地
TEL (075)841-3105　FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先コード | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2025年12月23日 | 00637123 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| KM-HD20-P100L<br>ﾌﾟﾚﾐｱAHDMIｹｰﾌﾞﾙ10m | 1 | 本 | 6,589 | 6,589 | |

| 摘要 | | |
|---|---|---|
| | 真合計 | 6,589 |
| | 消費税 | 658 |
| | 伝票合計 | 7,247 |

（　10%対象:6,589　消費税:　658　8%対象:0　消費税　0　）
#:※は、軽減税率対象商品

## 領　収　書

No. 046339　　2025 年 12 月 23 日

自由民主党京都市会議員団 様

¥ 7,247-

但し

| 内訳 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| 81 | 現金 | | | | 7 | 2 | 4 | 7 |
| 813 | 小切手 | | | | | | | |
| 811 | 振込 | | | | | | | |
| 82 | 手形 | | | | | | | |
| 83 | 相殺 | | | | | | | |
| 84 | 手数料 | | | | | | | |
| 86 | 値引 | | | | | | | |
| 89 | 引落 | | | | | | | |

収入印紙

係

OA機器・オフィス家具・用品
OFFICE ENSEMBLE 株式会社 タケウチ
代表取締役 竹内裕貴
TEL(075)672-0312
□オフィス環境営業本部　京都市南区久世上久世入ル　〒601-8444　TEL(075)672-0312　FAX(075)672-0313
□オフィスショールーム タケウチ　京都市中京区三条通大宮西入ル　〒604-8374　TEL(075)841-3105　FAX(075)821-0715
□ウォールギャラリー京都三条　京都市中京区大宮通三条上ル　〒604-8327　TEL(075)841-3115　FAX(075)821-0715

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-020 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月29日 | 支出額 | 25,740 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,166 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　１２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-020 (2/2)

[redacted]

[redacted]

07-1229 口座振替 4 [redacted]25740 NS ﾐﾂﾋﾞｼUFJ銀行HBL

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (1/6)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 12,554 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 11,298 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | 文具購入費 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で文具を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (2/6)

## 請 求 書

文具

2026年 1月23日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎 2F

自由民主党京都市会議員団 御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

1001 0001-0004 0001-0002 01 000270 000184# 5 000000

[redacted]

株式会社 大塚商会

お客様コード [redacted]　請 求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都 千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 177202 ］
登録番号T1010001012983

2026年 1月23日締　2026年 2月22日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますのでお手数「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
1089
（内消費税等 ： 99 ）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | ［消費税区分］［本体金額］［消費税額］ | | | |
| | | 課税 10% 990円 99円 | | | |
| | | ＜合計＞ 990円 99円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 1/23 | TM5G076151 | | | | |
| | 3167047 | ｹｰｽ付きｸﾘｯﾌﾟﾎﾞｰﾄﾞ A4 1枚 | 2 | 495 | 990 |
| | | ■課税対象合計 990円 消費税等 10% | | | |
| | | 合 計 | | | 990 |

＊-29997-ZU-O -FR-NO-TO-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (3/6)

## 請 求 書

文具

2026年 1月19日発行　　ページ　1 / 1

〒604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上
本能寺前町４８８
本庁舎　2F

自由民主党京都市会議員団　御中

ご担当：[redacted] 様

[redacted]

2002 0003-0006 0003-0003 01 000114 000077 5 000000

株式会社 大塚商会 [redacted]

お客様コード [redacted]　請 求 No. [redacted]

〒102-8573　東京都　千代田区飯田橋２－１８－４

お問合せ先：たのめーる業務課
Tel 03-3514-7671　Fax 03-3514-7674
［ SC ： 095402 ］
登録番号T1010001012983

2026年 1月19日締　2026年 2月18日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座にお願い致します。
銀行名：[redacted]
店舗名：
口座：
名義人：　株式会社大塚商会
＊国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
¥11,465
（内消費税等 ： 1,042）

| 日付 | 伝票番号 | 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ********** | | | |
| | | 〔消費税区分〕〔本体金額〕〔消費税額〕 | | | |
| | | 課税 10% 10,423円 1,042円 | | | |
| | | <合計> 10,423円 1,042円 | | | |
| | | ********** | | | |
| 1/19 | TM5F956834 | | | | |
| | 1275186 | PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚x10冊) | 2 | 3850 | 7700 |
| | 3685817 | 養生ﾃｰﾌﾟ 50mm×25m 厚み約0.13mm 若葉 1巻 | 1 | 258 | 258 |
| | 3685824 | 養生ﾃｰﾌﾟ 50mm×25m 厚み約0.13mm 透明 1巻 | 1 | 258 | 258 |
| | 4178576 | ｽﾃﾝﾚｽはさみ 刃渡り63mm 青 1本 | 4 | 335 | 1340 |
| | 5103937 | ｸﾘｯﾌﾟﾎﾞｰﾄﾞ A4ﾀﾃ ﾈｲﾋﾞｰ 1枚 | 1 | 289 | 289 |
| | 5103951 | ｸﾘｯﾌﾟﾎﾞｰﾄﾞ A4ﾀﾃ ﾋﾟﾝｸ 1枚 | 1 | 289 | 289 |
| | 5103968 | ｸﾘｯﾌﾟﾎﾞｰﾄﾞ A4ﾀﾃ ﾌﾞﾙｰ 1枚 | 1 | 289 | 289 |
| | | ■課税対象合計 10,423円 消費税等 10% | | | |
| | | | | 合 計 | 10423 |

*-29997-ZU-0 -FR-NO-T0-000000-00000-29995

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (4/6)

## 注文書(控)　文具

1 / 1　ページ

（株）大塚商会
たのめーるインフォメーション 殿

2026年 1月15日

貴社管理番号

自由民主党京都市会議員団

お問い合わせ番号 [redacted]

寺田　一博

※表示金額は税抜です。

| お申込番号 | 商品名 / 貴社明細管理番号 / 貴社摘要欄 | メーカー / ご提供価格(税抜) | 品番／型番 / ご注文数量 | 金額(税抜) |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | TANOSEE PPC用紙 SNOW WHITE A4 1箱(5000枚:500枚×10冊) | オリジナル | PPCSW-A4 | |
| | | ¥3,850 | 2 | ¥7,700 |
| | サンケーキコム ケース付きクリップボード A4 SCB-06-C 1枚 | サンケーキコム | SCB-06-C | |
| | | ¥495 | 2 | ¥990 |
| | 寺岡製作所 養生テープ 50mm×25m 厚さ約0.13mm 茶褐 T04100G-25 1巻 | 寺岡製作所 | T04100G-25 | |
| | | ¥258 | 1 | ¥258 |
| | 寺岡製作所 養生テープ 50mm×25m 厚さ約0.13mm 透明 T04100T-25 1巻 | 寺岡製作所 | T04100T-25 | |
| | | ¥258 | 1 | ¥258 |
| | ライオン事務器 ステンレスはさみ 刃渡り63mm 青 CS-160H 1本 | ライオン事務器 | CS-160H | |
| | | ¥335 | 4 | ¥1,340 |
| | TANOSEE クリップボード A4タテ ネイビー 1枚 | オリジナル | OR-7139-K | |
| | | ¥289 | 1 | ¥289 |
| | TANOSEE クリップボード A4タテ ピンク 1枚 | オリジナル | OR-7139-P | |
| | | ¥289 | 1 | ¥289 |
| | TANOSEE クリップボード A4タテ ブルー 1枚 | オリジナル | OR-7139-B | |
| | | ¥289 | 1 | ¥289 |

分納などの理由で、注文書に記載の消費税と納品書に記載の消費税は一致しない場合がございます。
※(軽)…軽減税率対象商品

| | | |
|---|---|---|
| 小計(税抜) | | ¥11,413 |
| 送料(税抜) | | ¥0 |
| 課税対象額 | ( 10%対象 | ¥11,413<br>¥11,413) |
| 消費税 | ( 10%対象 | ¥1,141<br>¥1,141) |
| 合計(税込) | ( 10%対象 | ¥12,554<br>¥12,554) |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (5/6)

〒 604-8571
京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８

本庁舎 ２Ｆ

自由民主党京都市会議員団

[redacted] 様
TEL 075-222-3718

## 納品書

（お買い上げ確認書）

| ご注文日 |
|---|
| 2026/01/15 |
| 出荷日 |
| 2026/01/19 |
| 納品日 |
| 2026/01/19 |

株式会社 大塚商会 たのめーる本部

〒102-8573
東京都千代田区飯田橋２－１８－４

お買い上げ商品のお問合せは下記インフォメーションへ
TEL 0120-570-185

| 出荷依頼ＮＯ | [redacted] |
|---|---|
| 貴社管理番号 | |

| お申込番号（ＥＤＰコード） | 商品名 | 注文数（単位） | 納品数 | 単価 | 金額 | 貴社明細管理番号／貴社摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1275186 PPCSW-A4 | ＰＰＣ用紙 ＳＮＯＷ ＷＨＩＴＥ Ａ４ １箱（５０００枚：５００枚×１０冊） | 2 ケース | 2 | 3,850 （１０％） | 7,700 | |
| 3685817 T041000-25 | 養生テープ ５０ｍｍ×２５ｍ 厚み約０．１３ｍｍ 若葉 １巻 | 1 個 | 1 | 258 （１０％） | 258 | |
| 3685824 T041007-25 | 養生テープ ５０ｍｍ×２５ｍ 厚み約０．１３ｍｍ 透明 １巻 | 1 個 | 1 | 258 （１０％） | 258 | |
| 4178576 871-BS | ステンレスはさみ 刃渡り６３ｍｍ 青 １本 | 4 本 | 4 | 335 （１０％） | 1,340 | |
| 5103937 OR-7139-K | クリップボード Ａ４タテ ネイビー １枚 | 1 枚 | 1 | 269 （１０％） | 269 | |
| 5103951 OR-7139-P | クリップボード Ａ４タテ ピンク １枚 | 1 枚 | 1 | 269 （１０％） | 269 | |
| 5103968 OR-7139-B | クリップボード Ａ４タテ ブルー １枚 | 1 枚 | 1 | 269 （１０％） | 269 | |
| | １０％課税対象合計（消費税合計） | | | | 10,423 （ 1,042） | |
| | 消費税等 | | | | 1,042 | |
| 備考： お取寄せ中の商品は別途お届け致します。 ＊ Ｗ 寺田一博 様 | | | | 合計 | 11,465 | 重量 45 / 便数 02 / 個口数 3 / 頁 1/1 |

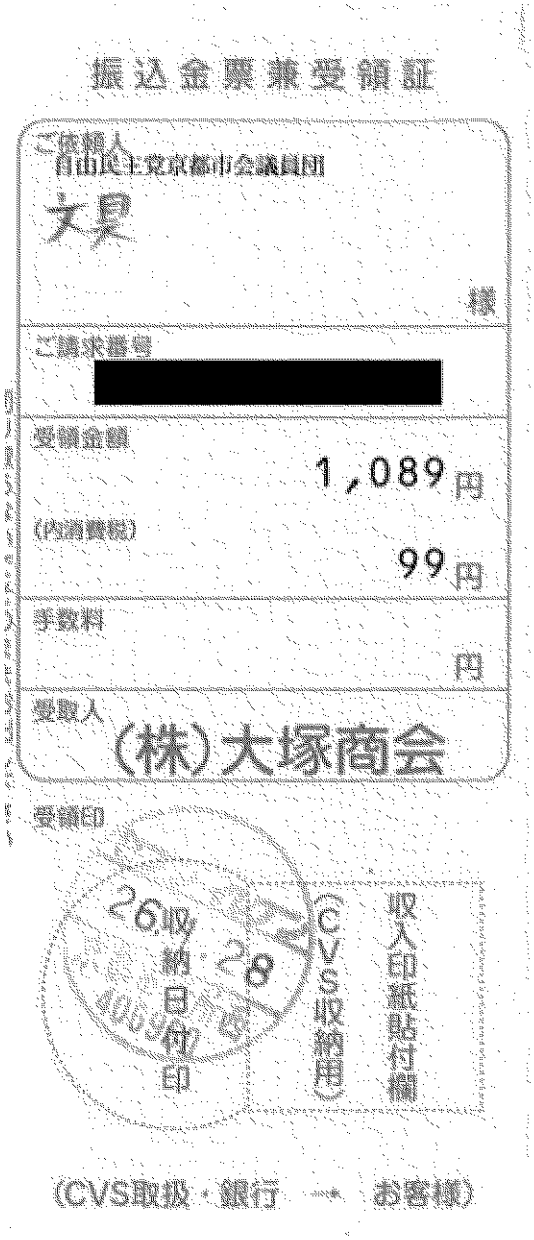
| お客様コード | [redacted] |
|---|---|
| お問合せ番号 | |
| 伝票番号 | TM5F956834 |

保証書が付いている商品は、販売証明となりますので、本証と保証書を一緒に保管してください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-021 (6/6)



振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団
文昊 様

ご請求番号 [redacted]

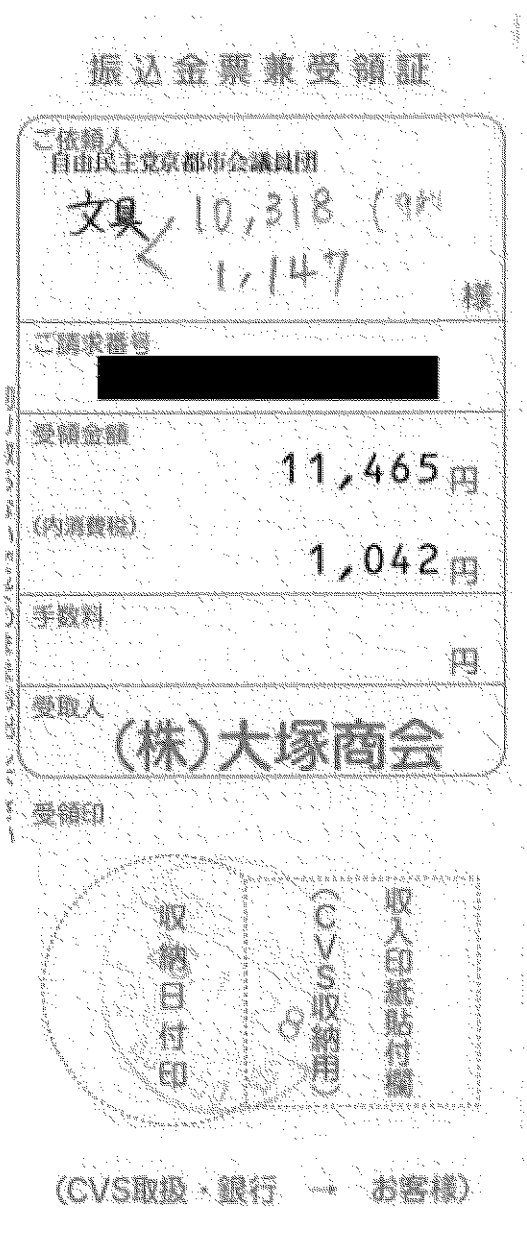
受領金額 1,089円
(内消費税) 99円
手数料 円
受取人 (株)大塚商会

受領印

26 収納日付印 28

(CVS収納用) 収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)



振込金票兼受領証

ご依頼人
自由民主党京都市会議員団
文昊 10,318 (内
1,147 様

ご請求番号 [redacted]

受領金額 11,465円
(内消費税) 1,042円
手数料 円
受取人 (株)大塚商会

受領印

収納日付印

(CVS収納用) 収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 → お客様)

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-022 (1/2)

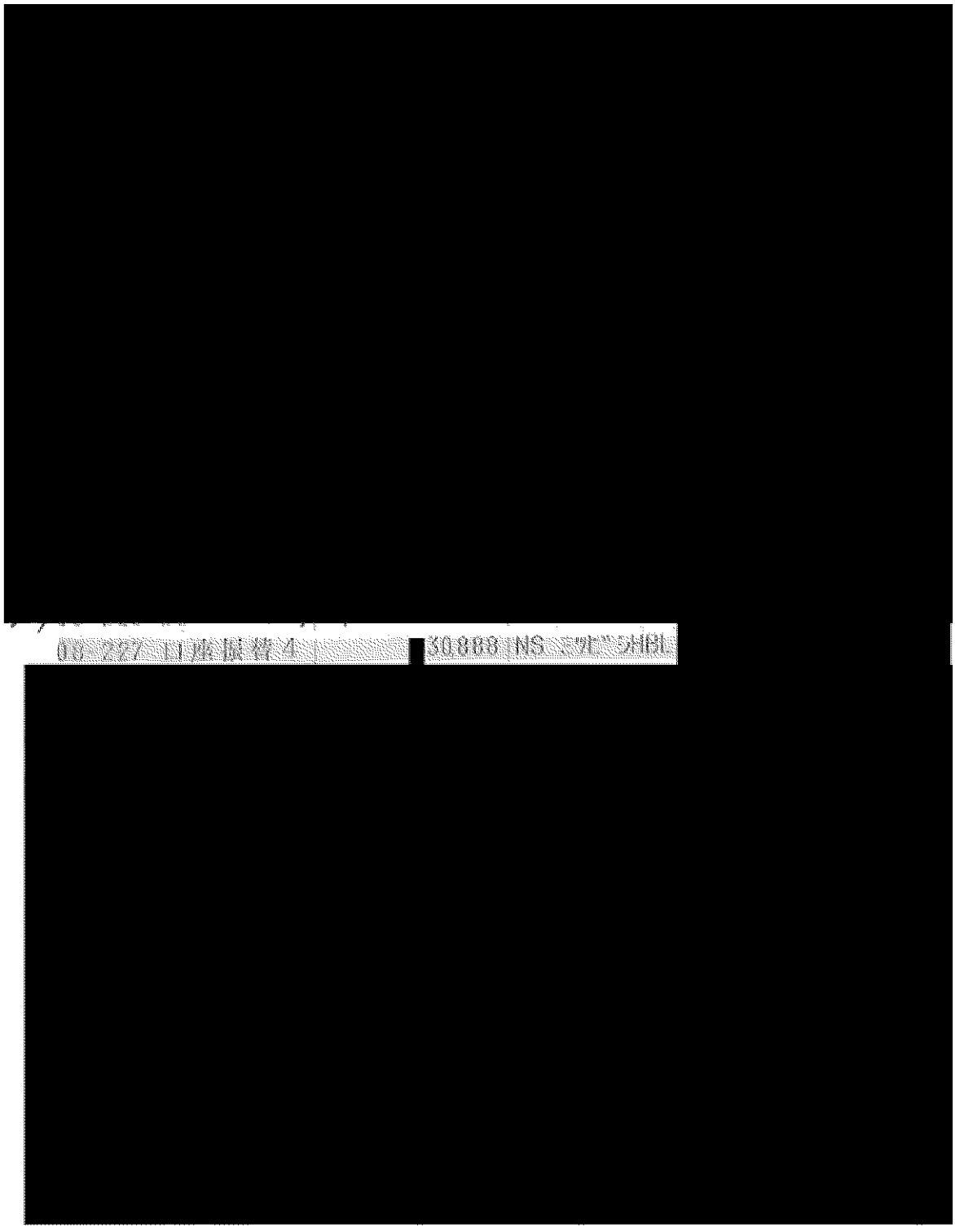
| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月27日 | 支出額 | 5,148 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 4,633 円 |
| 細目 | 複写機等リース料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー・FAX複合機リース代　２～３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。再契約した関係で価格が変更。毎月振替から年間一括支払いとなる。詳細は別紙参照。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-022 (2/2)

政務活動費　令和８年２月



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-023 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月18日 | 支出額 | 191,067 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 171,960 円 |
| 細目 | 複写料 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | コピー利用料　10～3月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外でコピー機を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-023 

## 領 収 証

自由民主党京都市会議員団 様

¥184,366

但し 2025年9月16日～2026年3月12日のコピー機使用料として

令和 8年 3月 18日
上記 正に領収いたしました

[redacted]

京都市中京区三条通大宮西入ル
登録番号：T1130001021510
株式会社ダイワ
[redacted]

| 内訳 | |
|---|---|
| ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 12,995 枚 |
| 2色ｺﾋﾟｰ | 0 枚 |
| ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 20,651 枚 |

（すべて税率10%）

## 領 収 証

自由民主党京都市会議員団 様

¥6,701

但し 2025年9月16日～2026年3月12日のコピー機使用料として

令和 8年 3月 18日
上記 正に領収いたしました

[redacted]

京都市中京区三条通大宮西入ル
登録番号：T1130001021510
株式会社ダイワ
[redacted]

| 内訳 | |
|---|---|
| ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 317 枚 |
| 2色ｺﾋﾟｰ | 0 枚 |
| ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 2,171 枚 |

（すべて税率10%）

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-023 (3/3)

2025年9月16日～2026年3月12日　自由民主党京都市会議員団様　コピーご利用明細

| NO | ご利用者 | ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 2色ｺﾋﾟｰ | ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 合計枚数 | ｶﾗｰｺﾋﾟｰ | 2色ｺﾋﾟｰ | ﾓﾉｸﾛｺﾋﾟｰ | 合計 | 税込 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １１円/枚 | 5.5円/枚 | 1.2円/枚 | | | | | | |
| 1 | 議員団　様 | 12,995 | 0 | 20,551 | 33,546 | ¥142,945 | ¥0 | ¥24,661 | ¥167,606 | **¥184,366** |
| 2 | 井上よしひろ 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 3 | 加藤昌洋　様 | 0 | 0 | 16 | 16 | ¥0 | ¥0 | ¥19 | ¥19 | **¥20** |
| 4 | さくらい泰広 様 | 21 | 0 | 56 | 77 | ¥231 | ¥0 | ¥67 | ¥298 | **¥327** |
| 5 | 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 6 | しまもと京司 様 | 361 | 0 | 1 | 362 | ¥3,971 | ¥0 | ¥1 | ¥3,972 | **¥4,369** |
| 7 | 下村あきら　様 | 14 | 0 | 30 | 44 | ¥154 | ¥0 | ¥36 | ¥190 | **¥209** |
| 8 | 田中明秀　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 9 | 田中たかのり 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 10 | 津田大三　様 | 0 | 0 | 3 | 3 | ¥0 | ¥0 | ¥4 | ¥4 | **¥4** |
| 11 | 寺田一博　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 12 | 富　きくお　様 | 3 | 0 | 4 | 7 | ¥33 | ¥0 | ¥5 | ¥38 | **¥41** |
| 13 | 谷口みゆき　様 | 1 | 0 | 312 | 313 | ¥11 | ¥0 | ¥374 | ¥385 | **¥423** |
| 14 | 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 15 | 西村義直　様 | 0 | 0 | 663 | 663 | ¥0 | ¥0 | ¥796 | ¥796 | **¥875** |
| 16 | 橋村芳和　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 17 | 平山たかお　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 18 | みちはた弘之 様 | 5 | 0 | 11 | 16 | ¥55 | ¥0 | ¥13 | ¥68 | **¥74** |
| 19 | 椋田隆知　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 20 | 森田　守　様 | 0 | 0 | 30 | 30 | ¥0 | ¥0 | ¥36 | ¥36 | **¥39** |
| 21 | 山本しゅうじ 様 | 0 | 0 | 36 | 36 | ¥0 | ¥0 | ¥43 | ¥43 | **¥47** |
| 22 | 山本恵一　様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 23 | 様 | 0 | 0 | 0 | 0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | ¥0 | **¥0** |
| 24 | スカウト議連 様 | 0 | 0 | 1,637 | 1,637 | ¥0 | ¥0 | ¥1,964 | ¥1,964 | **¥2,160** |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 合計 | 13,400 | 0 | 23,350 | 36,750 | 147,400 | 0 | 28,020 | 175,420 | **¥192,955** |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議員団ＦＡＸ | 317 | 0 | 2,171 | 2,488 | ¥3,487 | ¥0 | ¥2,605 | ¥6,092 | **¥6,701** |

| | |
|---|---|
| 先生方小計 | **¥8,589** |
| 事務局小計 | **¥191,067** |
| 総合計 | **¥199,656** |

184,366+6,701=191,067
コピー代① ②

9割 171,960
1割 19,107

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

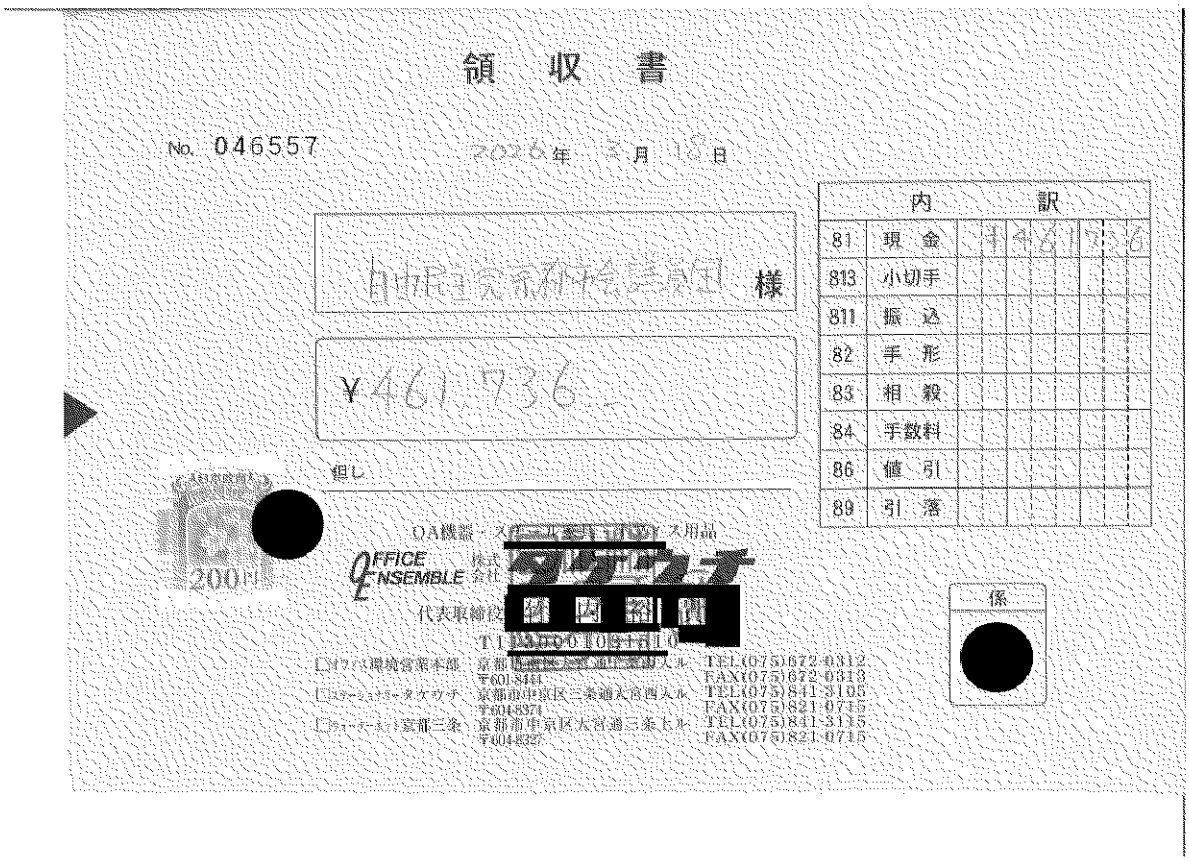
09-024 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月18日 | 支出額 | 461,736 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 415,562 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | パソコン購入費 | | |
| 備考 | 当該パソコンは汎用性の高い機器ではあるものの、実際の使用実態としては、会派における政務調査活動（各種資料作成、調査研究、関係機関との連絡調整等）において日常的かつ継続的に使用しているものである。按分割合については、他の備品消耗品と同様の考え方に基づき、調査研究活動等に充てる割合と整合を図り、９割としたものである。領収証但し書きが空欄となっているが、当該支出に係る領収書であることに間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-024 (2/4)



領　収　書

No. 046557　　2026年 3月 18日

[redacted] 様

¥461,736-

但し

| 内訳 | | |
|---|---|---|
| 81 | 現　金 | ¥461,736 |
| 813 | 小切手 | |
| 811 | 振　込 | |
| 82 | 手　形 | |
| 83 | 相　殺 | |
| 84 | 手数料 | |
| 86 | 値　引 | |
| 89 | 引　落 | |

200円

OA機器・スチール家具・オフィス用品

OFFICE ENSEMBLE 株式会社 [redacted]

代表取締役 [redacted]

T1130001094110

[redacted]
〒601-8441
TEL(075)672-0312
FAX(075)672-0313

[redacted]
〒604-8371
TEL(075)841-3105
FAX(075)821-0715

[redacted]
〒604-8327
TEL(075)841-3115
FAX(075)821-0715

係

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-024 (3/4)

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

**株式会社 タ ケ ウ チ**
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区三条通大宮西入上瓦町69番地
TEL(075)841-3105　FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先ｺｰﾄﾞ | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2026年03月18日 | 00041002 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| BD5A7PA-AAAB<br>11pオールインパソコン　７ＰＡ | 2 | 台 | 209,880 | 419,760 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 摘要 | | | 員　合計 | 419,760 | |
| | | | 消費税 | 41,976 | |
| | | | 伝票合計 | 461,736 | |

（　10%対象:419,760　消費税:　41,976　8%対象:0　消費税:　0　）
#:※は、軽減税率対象商品

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-024 

■支出内容説明（パソコン購入）

本件は、政務調査活動に使用するパソコンの更新として購入したものである。

従前使用していたパソコンについては、起動及び各種ソフトウェアの動作に著しい遅延が生じており、資料作成、情報収集等の政務調査活動に支障を来していた。また、経年劣化により突発的な故障のリスクも高い状態であったことから、安定的かつ効率的な政務調査活動の継続を目的として、年度末に新規購入を行ったものである。

なお、本機器については購入年度に限らず、次年度以降においても継続的に政務調査活動に使用する予定である。

加えて、近年の政務活動においては、広報広聴活動の重要性が増しており、各種データの整理・分析に加え、動画等のコンテンツ作成・編集業務も想定されることから、これらに対応可能な性能を有する機種を選定したものである。

■按分割合の考え方（按分率：９割）

当該パソコンは汎用性の高い機器ではあるものの、実際の使用実態としては、会派における政務調査活動（各種資料作成、調査研究、関係機関との連絡調整等）において日常的かつ継続的に使用しているものである。

また、広報広聴活動においても、政策内容の発信に係るデータ整理や資料作成、今後予定している動画編集等の業務に使用することを見込んでおり、いずれも政務活動の一環として位置付けられるものである。

按分割合については、他の備品消耗品と同様の考え方に基づき、調査研究活動等に充てる割合と整合を図り、９割としたものである。

なお、私的には利用していない。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

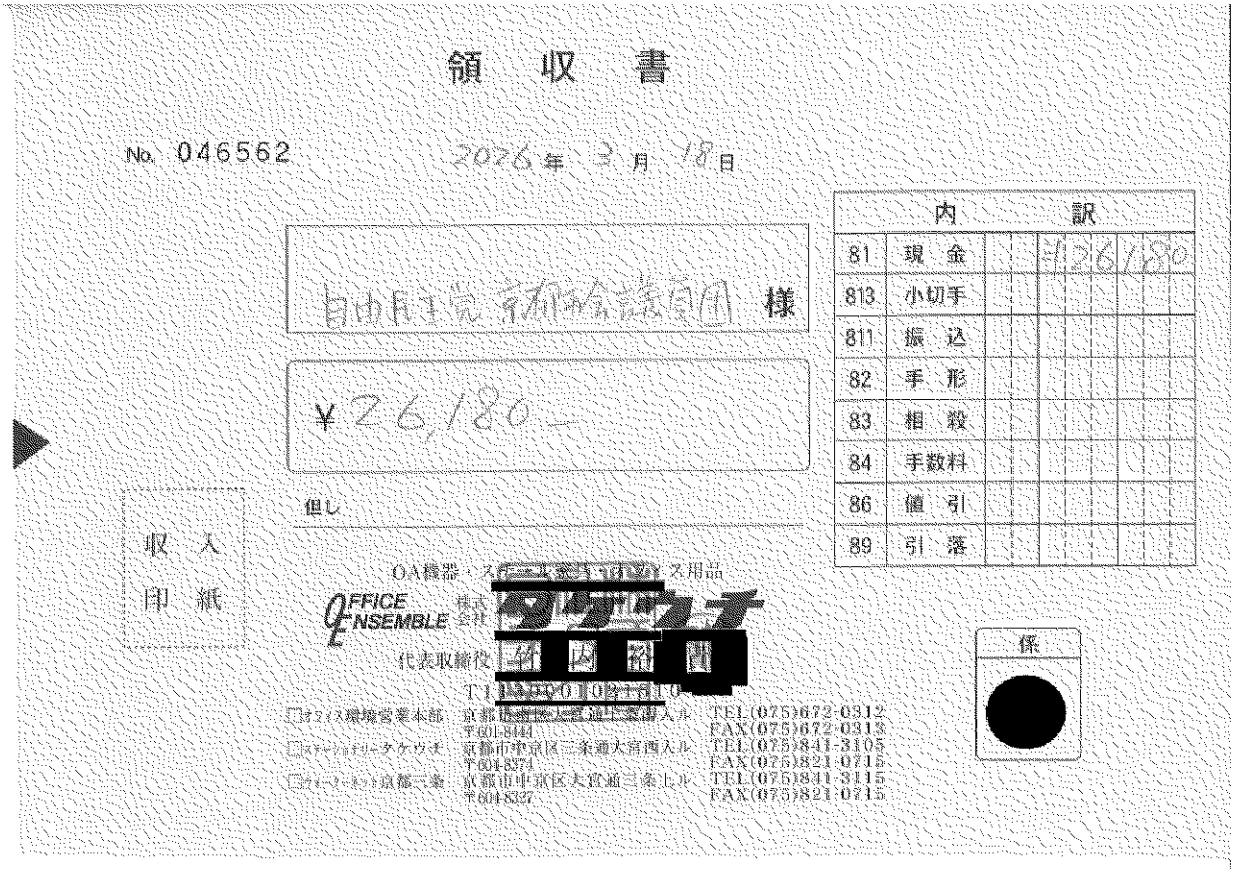
09-025 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月18日 | 支出額 | 26,180 円 |
| 項目 | 備品消耗品費 | 充当額 | 23,562 円 |
| 細目 | 事務用品購入費 | 按分率 | 90/100 |
| 摘要 | ハードディスク・ＤＶＤ読込ドライブ | | |
| 備考 | 政務調査活動以外で機器を使用することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９割で自主按分する。新PCにDVD読込機能がないため、外付けDVDドライブを、バックアップのためハードディスクを購入。本件価格は納品書参照。領収証の但し書きが空欄となっているが、当該支出に係る領収書であることに間違いない。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-025 (2/3)



## 領　収　書

No. 046562　　2026年 3月 18日

[redacted] 様

¥26,180-

但し

| 内訳 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 81 | 現　金 | | | | ¥ | 2 | 6 | 1 | 8 | 0 |
| 813 | 小切手 | | | | | | | | | |
| 811 | 振　込 | | | | | | | | | |
| 82 | 手　形 | | | | | | | | | |
| 83 | 相　殺 | | | | | | | | | |
| 84 | 手数料 | | | | | | | | | |
| 86 | 値　引 | | | | | | | | | |
| 89 | 引　落 | | | | | | | | | |

収入印紙

係 [redacted]

OA機器・ステーショナリー・オフィス用品

OFFICE ENSEMBLE 株式会社 [redacted]

代表取締役 [redacted]

〒[redacted]

□オフィス環境営業本部　京都市[redacted]　TEL(075)672-0312 FAX(075)672-0313
〒601-8444

□ステーショナリータケウチ　京都市中京区二条通大宮西入ル　TEL(075)841-3105 FAX(075)821-0715
〒604-8374

□オフィスセット京都二条　京都市中京区大宮通二条上ル　TEL(075)841-3115 FAX(075)821-0715
〒604-8327

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

09-025 (3/3)

## 納　品　書

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル

自由民主党京都市会議員団　様

株式会社 タ ケ ウ チ
代表取締役　竹内 裕貴
〒604-8374 京都市中京区二条通大宮西入上瓦町69番地
TEL(075)841-3105 FAX(075)821-0715
登録番号：T1130001021510

| 取引先ｺｰﾄﾞ | 伝票発行日 | 伝票番号 | 伝票区分 | 担当者 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | 2026年03月18日 | 00641213 | 掛売上 | [redacted] |

| コード／品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| HD-PCG2.0U3-GBA<br>ﾊﾞｯﾌｧﾛｰ USB3.2ｰﾄﾞﾗｲﾌﾞ2TB | 1 | 台 | 18,610 | 18,610 | |
| ｿﾌﾄ BAFFARO<br>ﾊﾞｯﾌｧﾛｰDVDﾄﾞﾗｲﾌﾞ DVSM-PLV8U2-WHB | 1 | 台 | 5,190 | 5,190 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 摘要 | | | 頁合計 | 23,800 | |
| | | | 消費税 | 2,380 | |
| | | | 伝票合計 | 26,180 | |

（ 10%対象:23,800 消費税: 2,380 8%対象:0 消費税: 0 ）
#:※は、軽減税率対象商品

要綱 第９号様式

支出調書 一覧表（令和 ７年度）　　会派名　自由民主党京都市会議員団　　（単位：円）

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10-001 | 04.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金４月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-002 | 04.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　４月分（職員1） | 249,271 | 236,807 |
| 10-003 | 04.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与４月分（職員２） | 313,160 | 297,502 |
| 10-004 | 05.19 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金５月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-005 | 05.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　５月分（職員1） | 243,621 | 231,440 |
| 10-006 | 05.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与５月分（職員２） | 302,949 | 287,802 |
| 10-007 | 05.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担）４月分 | 159,696 | 76,779 |
| 10-008 | 06.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金６月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-009 | 06.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　６月分（職員1） | 245,669 | 233,386 |
| 10-010 | 06.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与６月分（職員２） | 316,949 | 301,102 |
| 10-011 | 06.27 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）５月分 | 159,696 | 76,779 |
| 10-012 | 06.27 | 人件費 | 保険料 | 労働保険料　令和７年度分 | 158,140 | 107,086 |
| 10-013 | 06.30 | 人件費 | 賞与 | 会派職員賞与　夏季賞与分（職員１） | 367,040 | 348,688 |
| 10-014 | 06.30 | 人件費 | 賞与 | 会派職員賞与　夏季賞与分（職員２） | 419,040 | 398,088 |
| 10-015 | 07.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金７月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-016 | 07.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　７月分（職員1） | 233,747 | 222,060 |
| 10-017 | 07.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与７月分（職員２） | 299,757 | 284,769 |
| 10-018 | 07.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）夏季賞与及び６月分 | 198,020 | 188,119 |
| 10-019 | 08.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金８月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-020 | 08.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　８月分（職員1） | 244,179 | 231,970 |
| 10-021 | 08.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与８月分（職員２） | 300,283 | 285,269 |
| 10-022 | 08.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）７月分 | 80,820 | 76,779 |
| 10-023 | 09.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金９月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-024 | 09.26 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　９月分（職員1） | 238,218 | 226,307 |
| 10-025 | 09.26 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与９月分（職員２） | 301,020 | 285,969 |

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10-026 | 09.26 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）８月分 | 80,820 | 76,779 |
| 10-027 | 10.20 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金１０月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-028 | 10.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　１０月分（職員１） | 247,912 | 235,516 |
| 10-029 | 10.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与１０月分（職員２） | 321,896 | 305,801 |
| 10-030 | 10.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）９月分 | 83,884 | 79,689 |
| 10-031 | 11.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金１１月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-032 | 11.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　１１月分（職員１） | 251,950 | 239,352 |
| 10-033 | 11.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与１１月分（職員２） | 322,598 | 306,468 |
| 10-034 | 11.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１０月分 | 83,884 | 79,689 |
| 10-035 | 12.10 | 人件費 | 賞与 | 会派職員賞与　冬季分（職員１） | 372,890 | 354,245 |
| 10-036 | 12.10 | 人件費 | 賞与 | 会派職員賞与　冬季分（職員２） | 420,440 | 399,418 |
| 10-037 | 12.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金　１２月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-038 | 12.26 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　１２月分（職員１） | 258,606 | 245,675 |
| 10-039 | 12.26 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　１２月分（職員２） | 307,791 | 292,401 |
| 10-040 | 12.26 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１１月分 | 83,884 | 79,689 |
| 10-041 | 01.19 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金　１月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-042 | 01.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　１月分（職員１） | 252,802 | 240,161 |
| 10-043 | 01.28 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与１月分（職員２） | 306,563 | 291,234 |
| 10-044 | 01.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）冬季賞与分＋１２月給与分 | 202,261 | 192,147 |
| 10-045 | 02.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金　２月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-046 | 02.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　２月分（職員１） | 257,156 | 244,298 |
| 10-047 | 02.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与２月分（職員２） | 306,319 | 291,003 |
| 10-048 | 02.27 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１月分 | 83,884 | 79,689 |
| 10-049 | 03.18 | 人件費 | その他 | 会派職員　退職金掛金　３月分 | 60,000 | 57,000 |
| 10-050 | 03.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　３月分（職員１） | 254,820 | 242,079 |
| 10-051 | 03.27 | 人件費 | 給与 | 会派職員給与　３月分（職員２） | 313,441 | 297,768 |
| 10-052 | 03.27 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）　２月分 | 83,884 | 79,689 |

| 整理番号 | 日付 | 項目 | 細目 | 摘要 | 支出額 | 充当額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 10-053 | 04.28 | 人件費 | 保険料 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）３月分 | 83,540 | 79,363 |
| 合計 | | | | | | 9,812,854 |

第８号様式（第５条関係）

# 職　員　従　事　状　況　説　明　書

会派名　自由民主党京都市会議員団

1　基本情報等

(1)　職員の基本情報及び経費の計上状況（職員①）

| | |
|---|---|
| 氏　　名 | [redacted] |
| 生 年 月 日 | |
| 住　　所 | |
| 雇 用 期 間 | 令和2　年　8 月　24 日 ～　　年　　月　　日 |
| 所　定　の<br>勤 務 時 間 | ☑ 毎週　（ 月～金 ） 曜日　（ 8:30 ～ 17:30 ）<br>☐ 不定 |
| 所定の勤務地 | ☐ 議員事務所 ☐ 議員の自宅 ☑ その他　（　自由民主党京都市会議員団室　） |
| 計 上 に 係 る<br>経 費 の 内 容 | ☑ 給与 ☑ 社会保険料（事業主負担分）<br>☑ その他　（　賞与、労働保険料、中退共退職金掛金　） |
| 按 分 の 理 由 | ☑ 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合）<br>☐ 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合）<br>☐ その他　（　） |

2　従事内容等　（職員番号　1　）

| | | 従事時間 | 主な従事内容 | 従事割合 |
|---|---|---|---|---|
| 4月 | 調査研究活動等 | 146:19 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.8 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:16 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 5月 | 調査研究活動等 | 147:25 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.6 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:38 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 6月 | 調査研究活動等 | 152:43 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.6 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:36 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 7月 | 調査研究活動等 | 127:30 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:21 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 8月 | 調査研究活動等 | 140:23 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:22 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 9月 | 調査研究活動等 | 147:19 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:28 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 10月 | 調査研究活動等 | 155:24 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:30 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 11月 | 調査研究活動等 | 131:04 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:10 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 12月 | 調査研究活動等 | 150:58 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.6 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:38 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 1月 | 調査研究活動等 | 147:11 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:09 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 2月 | 調査研究活動等 | 138:08 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.6 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:31 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |
| 3月 | 調査研究活動等 | 145:52 | 市民の方からのご意見　議員へ報告、湯茶接遇、清掃、議員への電話の取次ぎ、来客応対、資料配布、会計帳簿管理、収支報告書作成など | 99.6 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:32 | 銀行振込、備品発注、備品等買出しなど | |

注　京都市政務活動費取扱要綱第３条第３項第３号イただし書の規定に基づき職員従事状況記録簿を作成しなかった場合を除き，この用紙を使用してください。

第２号様式（第３条関係）

# 職　員　従　事　状　況　説　明　書

会派名又は議員名　自由民主党京都市会議員団

1　基本情報等

(1)　職員の基本情報及び経費の計上状況（職員②）

| | |
|---|---|
| 氏　　名 | [redacted] |
| 生年月日 | |
| 住　　所 | |
| 雇用期間 | R4　年　5 月　25 日 ～　　年　　月　　日 |
| 所定の勤務時間 | ☑ 毎週　（ 月～金 ）曜日　（ 8:30 ～ 17:30 ）<br>☐ 不定 |
| 所定の勤務地 | ☐ 議員事務所 ☐ 議員の自宅 ☑ その他　（　自由民主党京都市会議員団室　） |
| 計上に係る経費の内容 | ☑ 給与 ☑ 社会保険料（事業主負担分）<br>☑ その他　（　賞与・労働保険料・中退共退職金掛金　） |
| 按分の理由 | ☑ 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合）<br>☐ 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合）<br>☐ その他　（　） |

(2)　職員の基本情報及び経費の計上状況

| | |
|---|---|
| 氏　　名 | |
| 生年月日 | 年　月　日生 |
| 住　　所 | |
| 雇用期間 | 年　月　日 ～　年　月　日 |
| 所定の勤務時間 | ☐ 毎週　（　）曜日　（　～　）<br>☐ 不定 |
| 所定の勤務地 | ☐ 議員事務所 ☐ 議員の自宅 ☑ その他　（　自由民主党京都市会議員団室　） |
| 計上に係る経費の内容 | ☐ 給与 ☐ 社会保険料（事業主負担分）<br>☐ その他　（　） |
| 按分の理由 | ☐ 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合）<br>☐ 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合）<br>☐ その他　（　） |

(3)　職員の基本情報及び経費の計上状況（職員③）

| | |
|---|---|
| 氏　　名 | |
| 生年月日 | 年　月　日生 |
| 住　　所 | |
| 雇用期間 | 年　月　日 ～　年　月　日 |
| 所定の勤務時間 | ☐ 毎週　（　）曜日　（　～　）<br>☐ 不定 |
| 所定の勤務地 | ☐ 議員事務所 ☐ 議員の自宅 ☐ その他　（　） |
| 計上に係る経費の内容 | ☐ 給与 ☐ 社会保険料（事業主負担分）<br>☐ その他　（　） |
| 按分の理由 | ☐ 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合）<br>☐ 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合）<br>☐ その他　（　） |

| 補足説明　※「1　基本情報等」及び「2　従事内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合 |
|---|
| |

注　該当する□には、レ印を記入してください。

（次頁に続く）

2　従事内容等　（職員番号　2　）

| | | 従事時間 | 主な従事内容 | 従事割合 |
|---|---|---|---|---|
| 4月 | 調査研究活動等 | 168:36 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:30 | 政令指定都市議連アーバンユース西日本勉強会　資料作成と会場手配等 | |
| 5月 | 調査研究活動等 | 168:20 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 98.3 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 2:50 | 政令指定都市議連アーバンユース西日本勉強会開催の資料作成手続き等 | |
| 6月 | 調査研究活動等 | 183:37 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 100.0 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:00 | | |
| 7月 | 調査研究活動等 | 183:44 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:10 | 関西ブロック政策研究会参加者確認と資料作成 | |
| 8月 | 調査研究活動等 | 144:44 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、新聞スクラップ等 | 100.0 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:00 | | |
| 9月 | 調査研究活動等 | 177:00 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:10 | 資料作成、議連提出 | |
| 10月 | 調査研究活動等 | 191:13 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成、新聞スクラップ等 | 99.7 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:30 | 資料作成、宿泊ホテル、新幹線チケット手続き等 | |
| 11月 | 調査研究活動等 | 158:35 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:05 | 資料作成、宿泊ホテル、新幹線チケット手続き等 | |
| 12月 | 調査研究活動等 | 171:39 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 99.9 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:10 | 資料作成、連絡 | |
| 1月 | 調査研究活動等 | 153:48 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成、新聞スクラップ等 | 100.0 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:00 | | |
| 2月 | 調査研究活動等 | 140:17 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 100.0 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:00 | | |
| 3月 | 調査研究活動等 | 185:15 | 議員報告資料メール確認、湯茶接遇、来客対応、議員への取り次ぎ、資料配布、議員依頼資料作成、会計業務、広報誌作成等 | 100.0 |
| | 調査研究活動等以外の活動 | 0:00 | | |

注　京都市政務活動費取扱要綱第３条第３項第３号イただし書の規定に基づき職員従事状況記録簿を作成しなかった場合を除き、この用紙を使用してください。

# 労働条件通知書

[redacted] 殿

令和 2 年　8 月　24 日

事業場名称・所在地　京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町48

使用者職氏名　自由民主党京都市会議員団
代表幹事 津田 大三

| | |
|---|---|
| 契約期間 | 期間の定めなし　期間の定めあり　(※)（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日） |
| | ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 |
| | 1 契約の更新の有無 |
| | 自動的に更新する・ 更新する場合があり得る・ 契約の更新はしない・ その他（　　） |
| | 2 契約の更新は次により判断する。 |
| | ・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力<br>・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況<br>・その他（　　） |
| | 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】<br>無期転換申込権が発生しない期間：　Ⅰ（高度専門）・ Ⅱ（定年後の高齢者）<br>Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 0 年 0 か月（上限10 年））<br>Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間 |
| 就業の場所 | 自民党市会議員団室他使用者の指定する場所 |
| 従事すべき業務の内容 | 議員団運営補助<br>【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】<br>・特定有期業務（　　開始日：　　完了日：　　） |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | 1 始業・終業の時刻等<br>(1) 始業（ 8 時 30 分）　終業（ 17 時 30 分）<br>【以下のような制度が労働者に適用される場合】<br>(2) 変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。<br>始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　　）<br>始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　　）<br>始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　　）<br>(3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。<br>（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、<br>（終業）　時　分から　時　分、<br>ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分）<br>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）　終業（　時　分）<br>(5) 裁量労働制；始業（　時　分）　終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。<br>○詳細は、就業規則第 18 条～第 21 条、第　条～第　条、第　条～第　条<br>2 休憩時間（ 60 ）分<br>3 所定時間外労働の有無（ (有)，無 ） |
| 休日 | ・定例日；毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他（　　）<br>・非定例日；週・ 月当たり　日、その他（ 夏季休暇・年末年始休暇 ）<br>・1年単位の変形労働時間制の場合--年間　日<br>○詳細は、就業規則第 22 条～第 23 条、第　条～第　条 |
| 休暇 | 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10 日<br>継続勤務6か月以内の年次有給休暇（ 有・ (無)）<br>→　か月経過で　日<br>時間単位年休（ 有・ (無)）<br>2 代替休暇（ 有・ (無)）<br>3 その他の休暇 有給（ 結婚、出産、服喪休暇 ）<br>無給（ 出産、生理、公事及び災害休暇 ）<br>○詳細は、就業規則第 25 条～第 29 条、第　条～第　条 |

（次頁に続く）

| | |
|---|---|
| 賃　　金 | 1　基本賃金　(イ) 月給（　　236,600 円）、　ロ　日給（　　円）<br>ハ　時間給（　　円）、<br>ニ　出来高給（基本単価　　円、保障給　　円）<br>ホ　その他（　　円）<br>ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等<br>2　諸手当の額又は計算方法<br>イ（ 通勤手当　　手当　[redacted]円／計算方法:　実費1ヶ月分　[redacted]　）<br>ロ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>ハ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>ニ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率<br>イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　125 ）％<br>月６０時間超　（　125 ）％<br>所定超（　100 ）％<br>ロ　休日　法定休日（　135 ）％、法定外休日（　125 ）％<br>ハ　深夜（　25 ）％<br>4　賃金締切日（　　）－毎月　15 日、（　　）－毎月　　日<br>5　賃金支払日（　　）－毎月　28 日、（　　）－毎月　　日<br>6　賃金の支払方法（ 本人指定の口座への振込　　）<br>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（ (無)，　有（　　））<br>8 昇給（時期等 毎年10月に行う　　）<br>9 賞与（(有)（時期、金額等 6月及び12月　　），無）<br>10 退職金（(有)（時期、金額等 中小企業退職金共済への積立　　），無） |
| 退職に関する事項 | 1　定年制（(有)（　60 歳），無 ）<br>2　継続雇用制度（(有)（　65 歳まで），無 ）<br>3　自己都合退職の手続（退職する　31 日以上前に届け出ること）<br>4　解雇の事由及び手続<br>○詳細は、就業規則第 39　条～第 44　条、第　　条～第　　条 |
| その他 | ・社会保険の加入状況（(厚生年金) (健康保険)　厚生年金基金　その他（　　））<br>・雇用保険の適用（(有)，無 ）<br>・その他<br>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。<br>労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算５年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「５年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。 |

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

# 労働条件通知書

令和 4 年　5 月　25 日

[redacted]　殿

事業場名称・所在地　京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町48

自由民主党京都市会議員団

使用者職氏名　代表幹事 津田 大三

| | |
|---|---|
| 契約期間 | 期間の定めなし　期間の定めあり　(※)（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） |
| | ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 |
| | 1 契約の更新の有無 |
| | [自動的に更新する・ 更新する場合があり得る・ 契約の更新はしない・ その他（　　）] |
| | 2 契約の更新は次により判断する。 |
| | [・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力<br>・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況<br>・その他（　　）] |
| | 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】<br>無期転換申込権が発生しない期間：　Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者）<br>Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 0 年 0 か月（上限10 年））<br>Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間 |
| 就業の場所 | 自民党市会議員団室他使用者の指定する場所 |
| 従事すべき業務の内容 | 議員団運営補助<br>【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】<br>・特定有期業務（　　開始日：　　完了日：　　） |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項 | 1　始業・終業の時刻等<br>(1) 始業（　8 時　30 分）　終業（　17 時　30 分）<br>【以下のような制度が労働者に適用される場合】<br>(2) 変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。<br>始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）（適用日　　）<br>始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）（適用日　　）<br>始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分）（適用日　　）<br>(3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。<br>（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、<br>（終業）　時　分から　時　分、<br>ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分）<br>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）　終業（　時　分）<br>(5) 裁量労働制；始業（　時　分）　終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。<br>○詳細は、就業規則第 18　条～第 21　条、第　条～第　条、第　条～第　条<br>2　休憩時間（　60 ）分<br>3　所定時間外労働の有無（ 有 ，無 ） |
| 休日 | ・定例日；毎週 土・日　曜日、国民の祝日、その他（　　）<br>・非定例日；週・月当たり　日、その他（夏季休暇・年末年始休暇　　）<br>・1年単位の変形労働時間制の場合一年間　日<br>○詳細は、就業規則第 22　条～第 23　条、第　条～第　条 |
| 休暇 | 1　年次有給休暇　6か月継続勤務した場合→　10 日<br>継続勤務６か月以内の年次有給休暇（ 有・ 無 ）<br>→　か月経過で　日<br>時間単位年休（ 有・ 無 ）<br>2　代替休暇（ 有・ 無 ）<br>3　その他の休暇　有給（ 結婚、出産、服喪休暇　）<br>無給（ 出産、生理、公事及び災害休暇　）<br>○詳細は、就業規則第 25　条～第 29　条、第　条～第　条 |

（次頁に続く）

| | |
|---|---|
| 賃　　金 | 1　基本賃金　(イ) 月給（　　276,200 円)、　ロ　日給（　　円)<br>ハ　時間給（　　円)、<br>ニ　出来高給（基本単価　　円、保障給　　円)<br>ホ　その他（　　円)<br>ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等<br><br>2　諸手当の額又は計算方法<br>イ（ 通勤手当　　手当　　円／計算方法:　実費1ヶ月分　　）<br>ロ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>ハ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>ニ（　　手当　　円／計算方法:　　）<br>3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率<br>イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　125 ）％<br>月６０時間超　（　125 ）％<br>所定超（　100 ）％<br>ロ　休日　法定休日（　135 ）％、法定外休日（　125 ）％<br>ハ　深夜（　25 ）％<br>4　賃金締切日（　　）－毎月　15 日、（　　）－毎月　　日<br>5　賃金支払日（　　）－毎月　28 日、（　　）－毎月　　日<br>6　賃金の支払方法（ 本人指定の口座への振込　　）<br>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（ (無)，有（　　））<br>8 昇給（時期等　　）<br>9 賞与（ (有)（時期、金額等 6月及び12月　　），無 ）<br>10 退職金（ (有)（時期、金額等 中小企業退職金共済への積立　　），無 ） |
| 退職に関する事項 | 1　定年制（ (有)（　60 歳），無 ）<br>2　継続雇用制度（ (有)（　65 歳まで），無 ）<br>3　自己都合退職の手続（退職する　31 日以上前に届け出ること）<br>4　解雇の事由及び手続<br><br>○詳細は、就業規則第 39　条～第 44　条、第　　条～第　　条 |
| その他 | ・社会保険の加入状況（ (厚生年金) (健康保険)　厚生年金基金　その他（　　））<br>・雇用保険の適用（ (有)，無 ）<br>・その他<br><br>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。<br>労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算５年を超える場合には、労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「５年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。 |

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

## 令和7年　補助内容確認

| | 職員1 | 職員2 |
|---|---|---|
| 4月 | 236,807 | 297,502 |
| 5月 | 231,440 | 287,802 |
| 6月 | 233,386 | 301,102 |
| 夏季賞与 | 348,688 | 398,088 |
| 7月 | 222,060 | 284,769 |
| 8月 | 231,970 | 285,269 |
| 9月 | 226,307 | 285,969 |
| 10月 | 235,516 | 305,801 |
| 11月 | 239,352 | 306,468 |
| 冬季賞与 | 354,245 | 399,418 |
| 12月 | 245,675 | 292,401 |
| 1月 | 240,161 | 291,234 |
| 2月 | 244,298 | 291,003 |
| 3月 | 242,079 | 297,768 |
| 合計 | 3,531,984 | 4,324,594 |

補助の内容についての確認書

私は，京都市会における会派である自由民主党京都市会議員団に雇用され，　令和７　年度において，同会派の活動の補助に当たりました。

同会派が同年度における政務活動費の収支報告書に添付し，京都市会議長に提出しようとする次の書類（該当するものの□にレ印をしています。）に，私が従事した状況についての記載がありますので，内容を確認しました。

☑ 職員従事状況記録簿

☑ 職員従事状況説明書

その結果，書類に記載された内容と，私が実際に従事した内容とは相違ありませんでした。

なお，同年度における活動の補助の対価として私が同会派から支給を受けた給与等のうち，政務活動費が充当されている額として同会派から示された額は，次のとおりです。

計　３，５３１，９８４円

令和８年　　３月　　２７日

補助職員名　[redacted]

補助の内容についての確認書

私は，京都市会における会派である自由民主党京都市会議員団に雇用され，令和７年度において，同会派の活動の補助に当たりました。
同会派が同年度における政務活動費の収支報告書に添付し，京都市会議長に提出しようとする次の書類（該当するものの□にレ印をしています。）に，私が従事した状況についての記載がありますので，内容を確認しました。

☑ 職員従事状況記録簿

☑ 職員従事状況説明書

その結果，書類に記載された内容と，私が実際に従事した内容とは相違ありませんでした。

なお，同年度における活動の補助の対価として私が同会派から支給を受けた給与等のうち，政務活動費が充当されている額として同会派から示された額は，次のとおりです。

計 ４，３２４，５９４円

令和８年 ３月 ２７日

補助職員名 

# 退職金共済手帳

符号・手帳種別
更新手帳

共済契約者番号
[redacted]

作成年月日
R 3,12, 7

共済契約者名
自由民主党京都市会議員団　様

被共済者番号
[redacted]

被共済者氏名
[redacted]様

当月振替

| 契約成立年月日 | 掛金月額 | 現在の掛金月額になった年月 | 口座振替開始年月 |
|---|---|---|---|
| R 2年 9月28日 | 30,000円 | R 2年12月 | H20年11月 |

| 助成区分 | 助成額(円) | 助成期間(年) | (月分) | (年) | (月分) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |


独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055
東京都豊島区東池袋1－24－1
電話 03(6907)1234


# 退職金共済手帳

符号・手帳種別
追加加入

共済契約者番号
[redacted]

作成年月日
R 4, 7,20

共済契約者名
自由民主党京都市会議員団　様

被共済者番号
[redacted]

被共済者氏名
[redacted]

当月振替

| 契約成立年月日 | 掛金月額 | 現在の掛金月額になった年月 | 口座振替開始年月 |
|---|---|---|---|
| R 4年 6月28日 | 30,000円 | R 4年 6月 | H20年11月 |

| 助成区分 | 助成額(円) | 助成期間(年) | (月分) | (年) | (月分) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |


独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055
東京都豊島区東池袋1－24－1
電話 03(6907)1234

# 【掛金納付状況票 及び 退職金試算票】《事業主保存用》

令和６年４月

＊令和６年４月１日現在のデータに基づき作成しております。見方については、裏面をご覧ください。

001/001
枚／枚中

共済契約者番号 [redacted]　　加入従業員数　２名

個人番号 [redacted]　被共済者氏名 [redacted]

契約成立年月日 令和　２年　９月２８日

掛金納付状況票

| R 6年 3月までの掛金月額別納付月数 | 未納 | 200円 | 300円 | 400円 | 500円 | 600円 | 700円 | 800円 | 900円 | 1000円 | 1200円 | 1400円 | 1600円 | 1800円 | 2000円 | 2500円 | 3000円 | 3500円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 4000円 | 4500円 | 5000円 | 6000円 | 7000円 | 8000円 | 9000円 | 10000円 | 12000円 | 14000円 | 16000円 | 18000円 | 20000円 | 22000円 | 24000円 | 26000円 | 28000円 | 30000円 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | 40 |

現在掛金月額 30,000円　現在月額になった年月 R 2年 12月

過去納期掛金　年　月～　年　月　円　月　未納　月

退職金試算票（単位：円）　R 6年 3月までの退職金試算額は 1,215,050 円です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R 6/ 4 | 1,245,150 | R 6/ 7 | 1,336,400 | R 6/10 | 1,429,550 | R 7/ 1 | 1,523,550 |
| R 6/ 5 | 1,275,300 | R 6/ 8 | 1,367,350 | R 6/11 | 1,460,800 | R 7/ 2 | 1,555,050 |
| R 6/ 6 | 1,305,700 | R 6/ 9 | 1,398,300 | R 6/12 | 1,492,050 | R 7/ 3 | 1,588,187 |

退職金の請求の際に添付する書類は、住民票（マイナンバー入り）です。

個人番号 [redacted]　被共済者氏名 [redacted]

契約成立年月日 令和　４年　６月２８日

掛金納付状況票

| R 6年 3月までの掛金月額別納付月数 | 未納 | 200円 | 300円 | 400円 | 500円 | 600円 | 700円 | 800円 | 900円 | 1000円 | 1200円 | 1400円 | 1600円 | 1800円 | 2000円 | 2500円 | 3000円 | 3500円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 4000円 | 4500円 | 5000円 | 6000円 | 7000円 | 8000円 | 9000円 | 10000円 | 12000円 | 14000円 | 16000円 | 18000円 | 20000円 | 22000円 | 24000円 | 26000円 | 28000円 | 30000円 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 22 |

現在掛金月額 30,000円　現在月額になった年月 R 4年 6月

過去納期掛金　年　月～　年　月　円　月　未納　月

退職金試算票（単位：円）　R 6年 3月までの退職金試算額は 324,000 円です。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R 6/ 4 | 351,000 | R 6/ 7 | 780,000 | R 6/10 | 870,000 | R 7/ 1 | 960,000 |
| R 6/ 5 | 720,000 | R 6/ 8 | 810,000 | R 6/11 | 900,000 | R 7/ 2 | 990,000 |
| R 6/ 6 | 750,000 | R 6/ 9 | 840,000 | R 6/12 | 930,000 | R 7/ 3 | 1,020,000 |

退職金の請求の際に添付する書類は、住民票（マイナンバー入り）です。

個人番号　　被共済者氏名

契約成立年月日

掛金納付状況票

| 年　月までの掛金月額別納付月数 | 未納 | 200円 | 300円 | 400円 | 500円 | 600円 | 700円 | 800円 | 900円 | 1000円 | 1200円 | 1400円 | 1600円 | 1800円 | 2000円 | 2500円 | 3000円 | 3500円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 4000円 | 4500円 | 5000円 | 6000円 | 7000円 | 8000円 | 9000円 | 10000円 | 12000円 | 14000円 | 16000円 | 18000円 | 20000円 | 22000円 | 24000円 | 26000円 | 28000円 | 30000円 |
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |

現在掛金月額　円　現在月額になった年月　年　月

過去納期掛金　年　月～　年　月　円　月　未納　月

退職金試算票（単位：円）　年　月までの退職金試算額は　円です。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

＊マイナンバー制度施行に伴い、退職金（解約手当金）の請求手続きには個人番号確認及び身元確認の書類の提出も必要となります。
詳しくは、中退共ホームページをご覧ください。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-001 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金４月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-001 (2/2)

07-4-18 口座振替３ ［redacted］ 60,000 チユウタイキヨウカケキン 4月分

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-002 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 249,271 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 236,807 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　４月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-002 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070428 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0058 | [redacted] | | |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取引金額 ¥204,056[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 日付 | 取扱手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 10.12 | ¥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

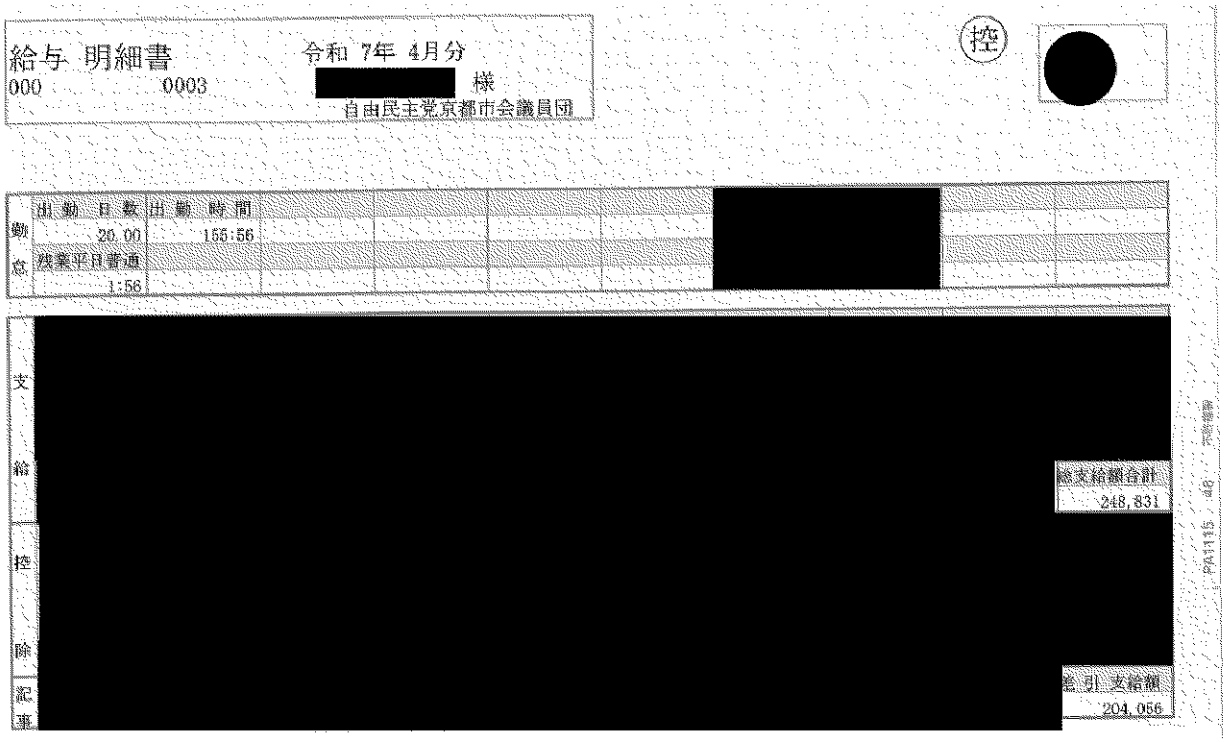
様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-002 (3/3)



給与 明細書
000 0003
令和 7年 4月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

勤怠

| 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|
| 20.00 | 165:56 |
| 残業平日普通 | |
| 1:56 | |

[redacted]

支給

控除

記事

総支給額合計
248,831

差引支給額
204,056

PA1115 4/6

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-003 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年４月28日 | 支出額 | 313,160 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 297,502 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与４月分（職員2） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-003 (2/3)

## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はぜひお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070428 | 043124 | 0 お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0059 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥247,900[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 時刻 | 税込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 10:13 | ¥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

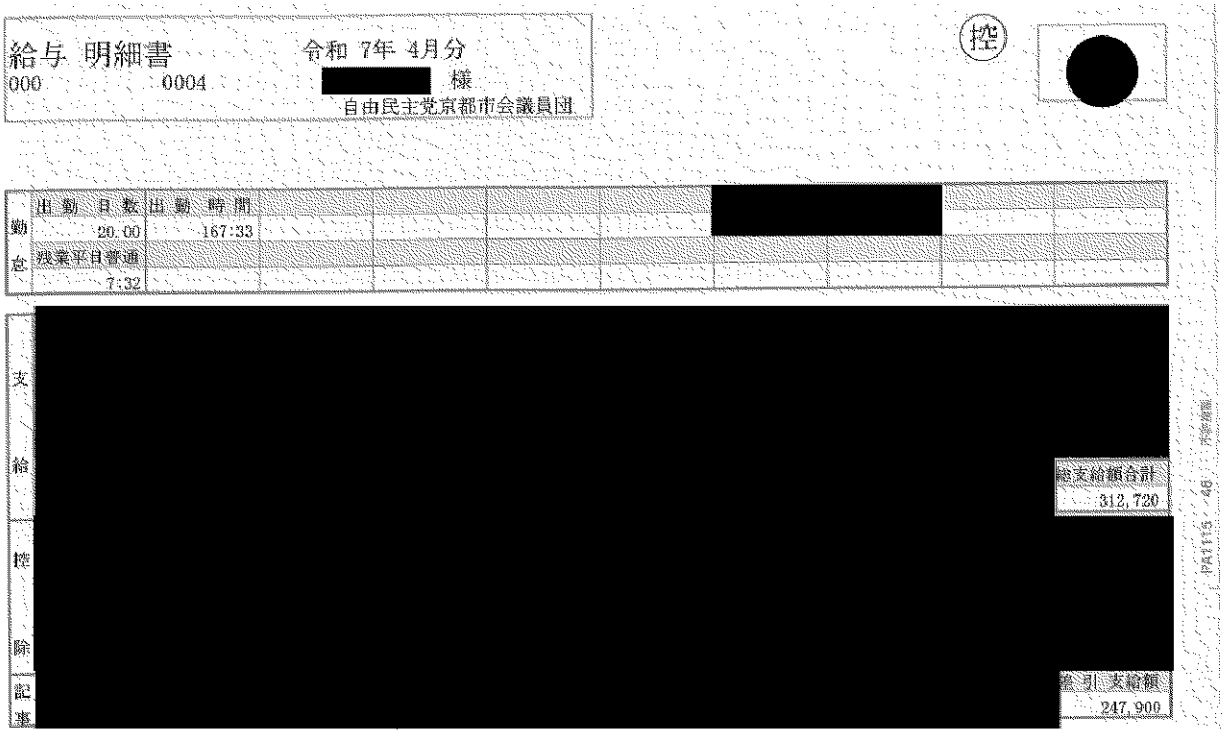
様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-003 (3/3)



給与 明細書 令和 7年 4月分
000 0004 [redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

勤怠

| 出勤 日数 | 出勤 時間 |
|---|---|
| 20.00 | 167:33 |
| 残業平日普通 | |
| 7:32 | |

支給

[redacted]

控除

[redacted]

記事

[redacted]

総支給額合計
312,720

差引 支給額
247,900

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

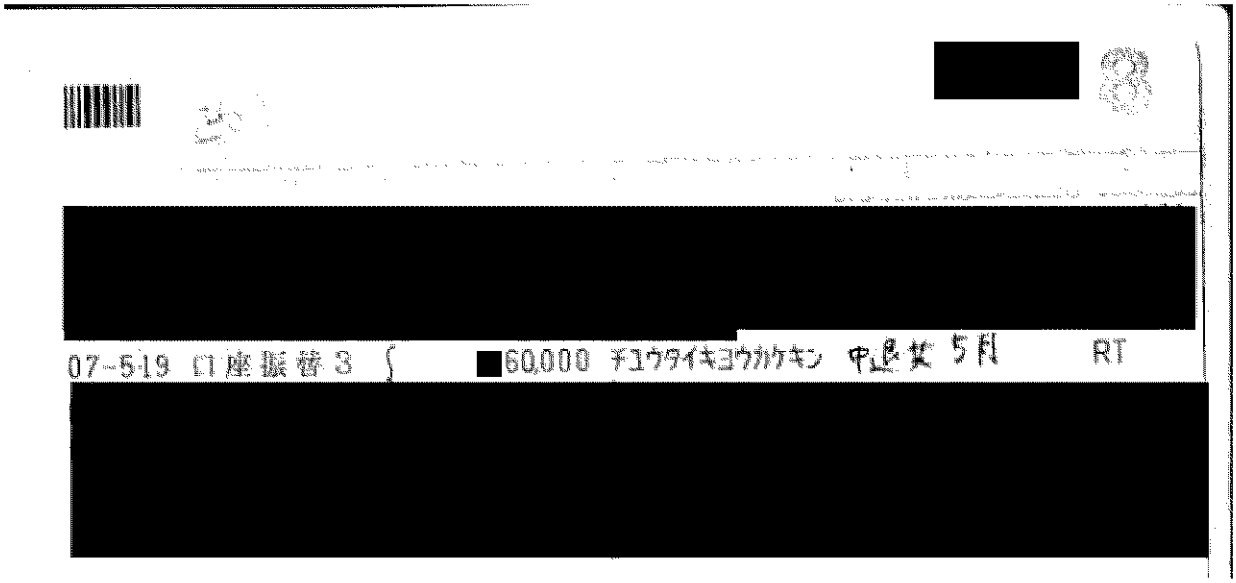
10-004 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月19日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金５月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-004 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

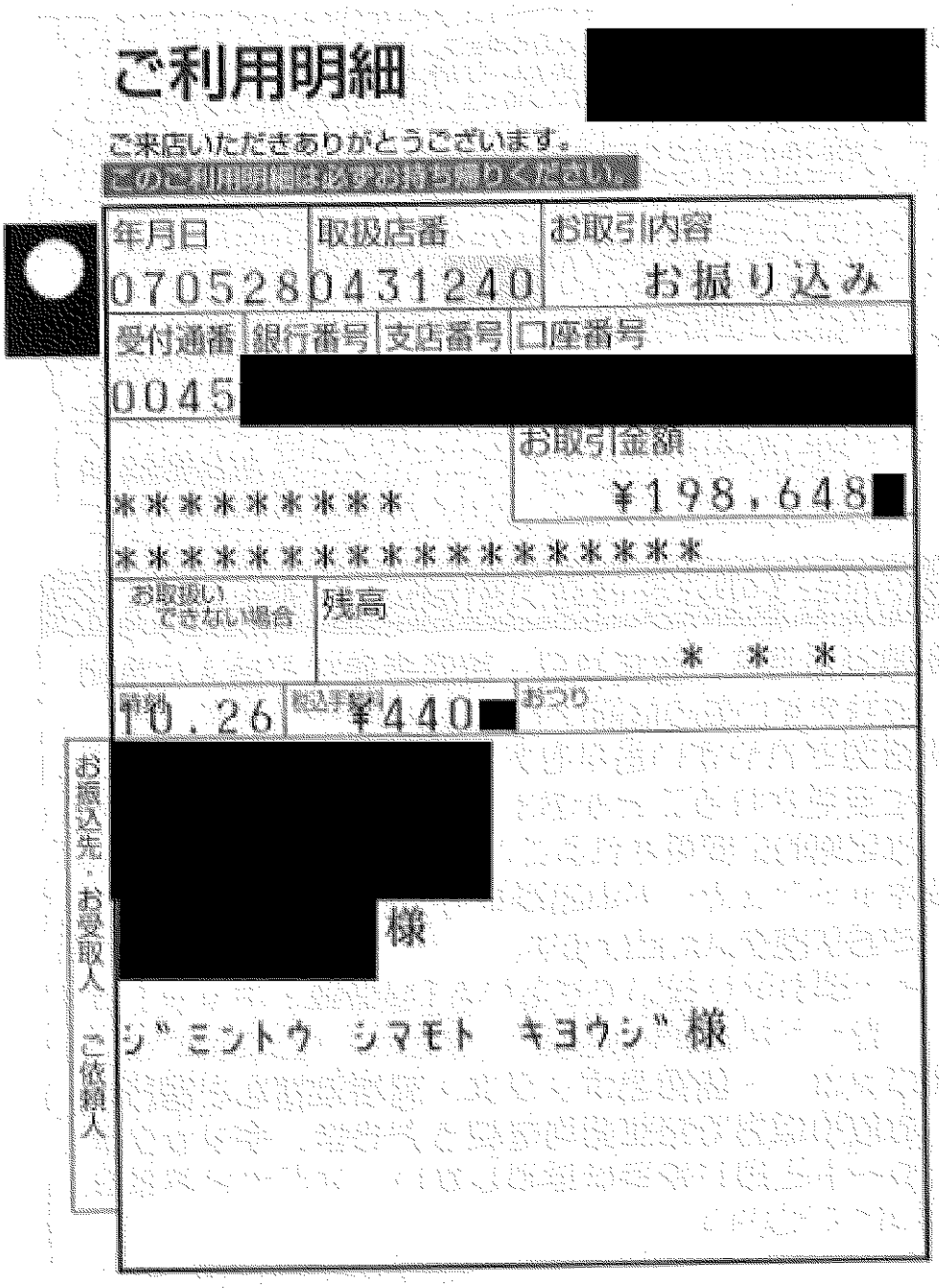
10-005 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月28日 | 支出額 | 243,621 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 231,440 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与　５月分（職員１） | | |
| 備考 | 9.5割按分（小数点以下繰上のため「一部補充」を選択）振込手数料440円含む<br>。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-005 (2/3)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細書をお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070528 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0045 | [redacted] | | |

お取引金額 ¥198,648[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

| お取扱いできない場合 | 残高 |
|---|---|
| | ＊ ＊ ＊ |

| 預入期間 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 10.26 | ¥440[redacted] | |

お振込先・お受取人・ご依頼人

[redacted]

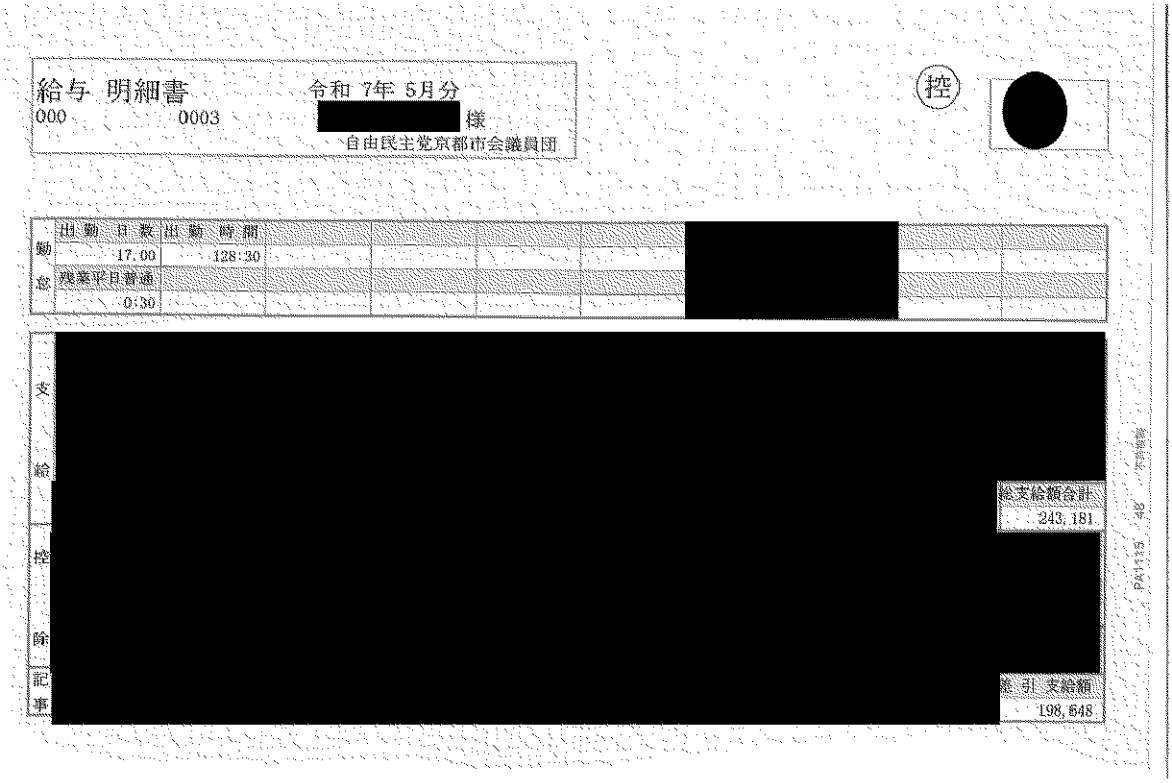
様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-005 (3/3)



給与 明細書
000 0003
令和 7年 5月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤 日数 | 出勤 時間 |
|---|---|---|
| | 17.00 | 128:30 |
| 残業平日普通 | | |
| | 0:30 | |

[redacted]

支給控除記事

総支給額合計
243,181

差引 支給額
198,648

PA1135 48

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

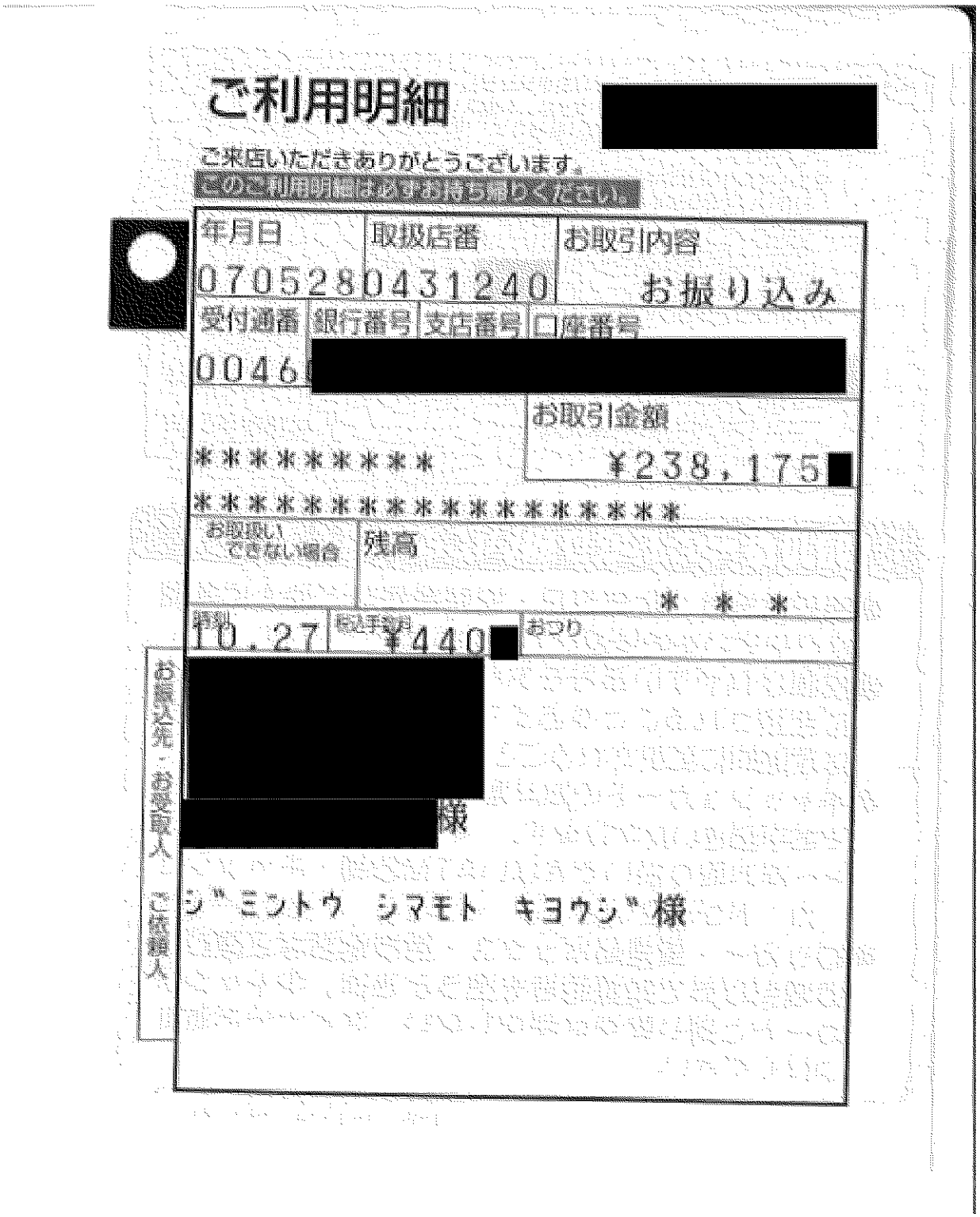
10-006 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月28日 | 支出額 | 302,949 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 287,802 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与５月分（職員２） | | |
| 備考 | 9.5割按分（小数点以下切り上げのため「一部充当」を選択）振込手数料440円<br>含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-006 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお受け取りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070528 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0046 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

¥238,175

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高

＊ ＊ ＊

| 時刻 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 10:27 | ¥440 | |

お振込先・お受取人

[redacted]

様

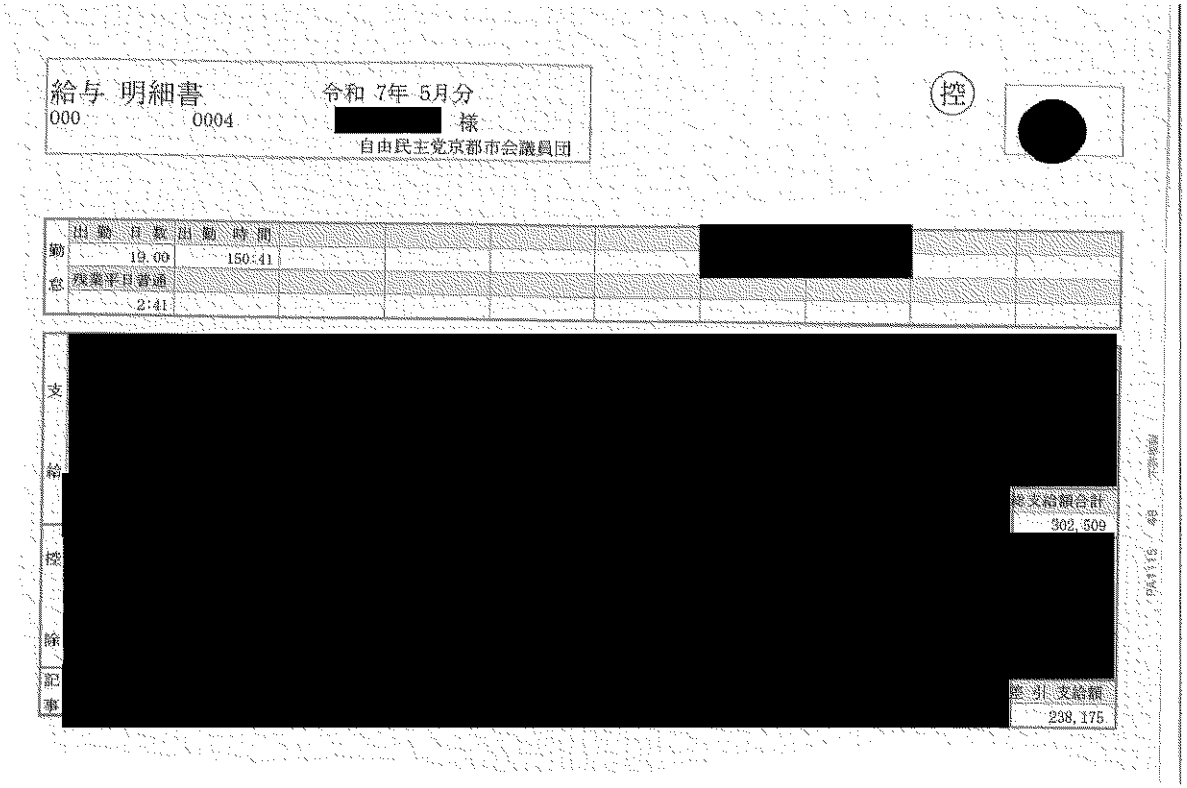
ご依頼人

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-006 (3/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

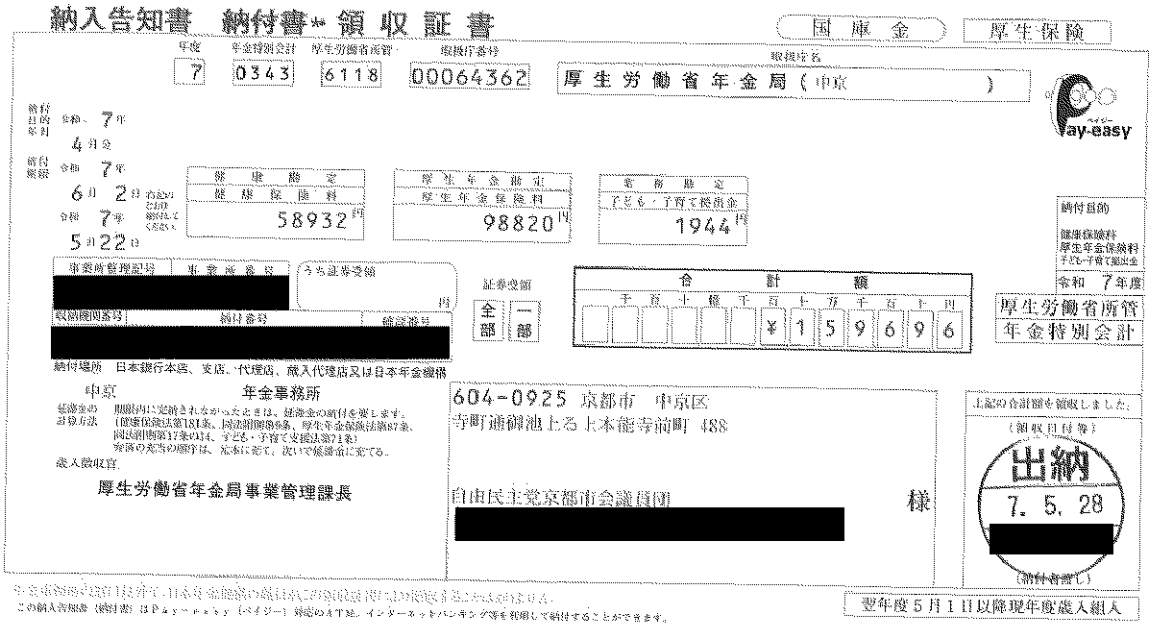
10-007 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年５月28日 | 支出額 | 159,696 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 76,779 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担）４月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。<br>76,779=80,820*95/100 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-007 (2/3)



納入告知書　納付書※　領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 歳入徴収官等 |
|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 |

取扱庁名　厚生労働省年金局（申京　）

Pay-easy（ペイジー）

納付目的年月　令和 7年 4月分

納付期限　令和 7年 6月 2日 / 令和 7年 5月22日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 雇用勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 58932円 | 98820円 | 1944円 |

納付目的　健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金　令和 7年度

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

合計額　千百十億千百十万千百十円　¥1,596,996

厚生労働省所管　年金特別会計

収納機関番号　納付番号　確認番号

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

申京　年金事務所

徴収金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国民年金法第96条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）
今回の充当の順序は、元本に対して、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　申京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

上記の金額を領収しました。
（領収日付等）
出納 7. 5. 28
（納付者署しょ）

年金事務所窓口に出向いて、日本年金機構の歳入代理店（銀行）等に納付することもできます。
この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

令和７年度５月１日以降現年度歳入組入

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-007 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年5月21日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年4月分の社会保険料

令和7年4月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 15,045 | 2,385 | 17,430 | 27,450 | 44,880 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 27,081 | 2,385 | 29,466 | 49,410 | 78,876 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育一 | | 1,944 | 29,466 | 49,410 | 80,820 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 58,932 | 98,820 | 159,696 |

9.5 { 76,779
0.5 { 4,041

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

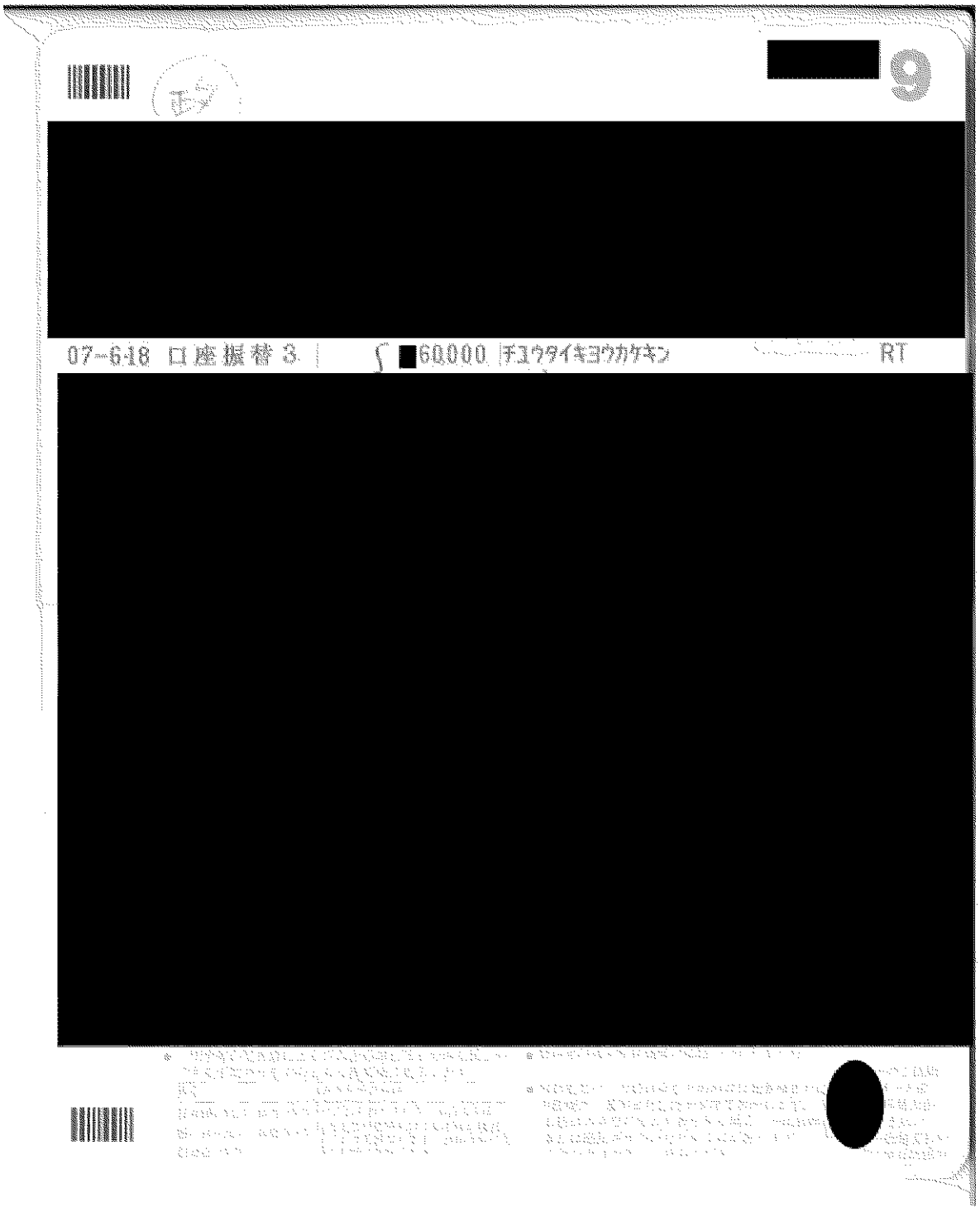
10-008 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金６月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-008 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

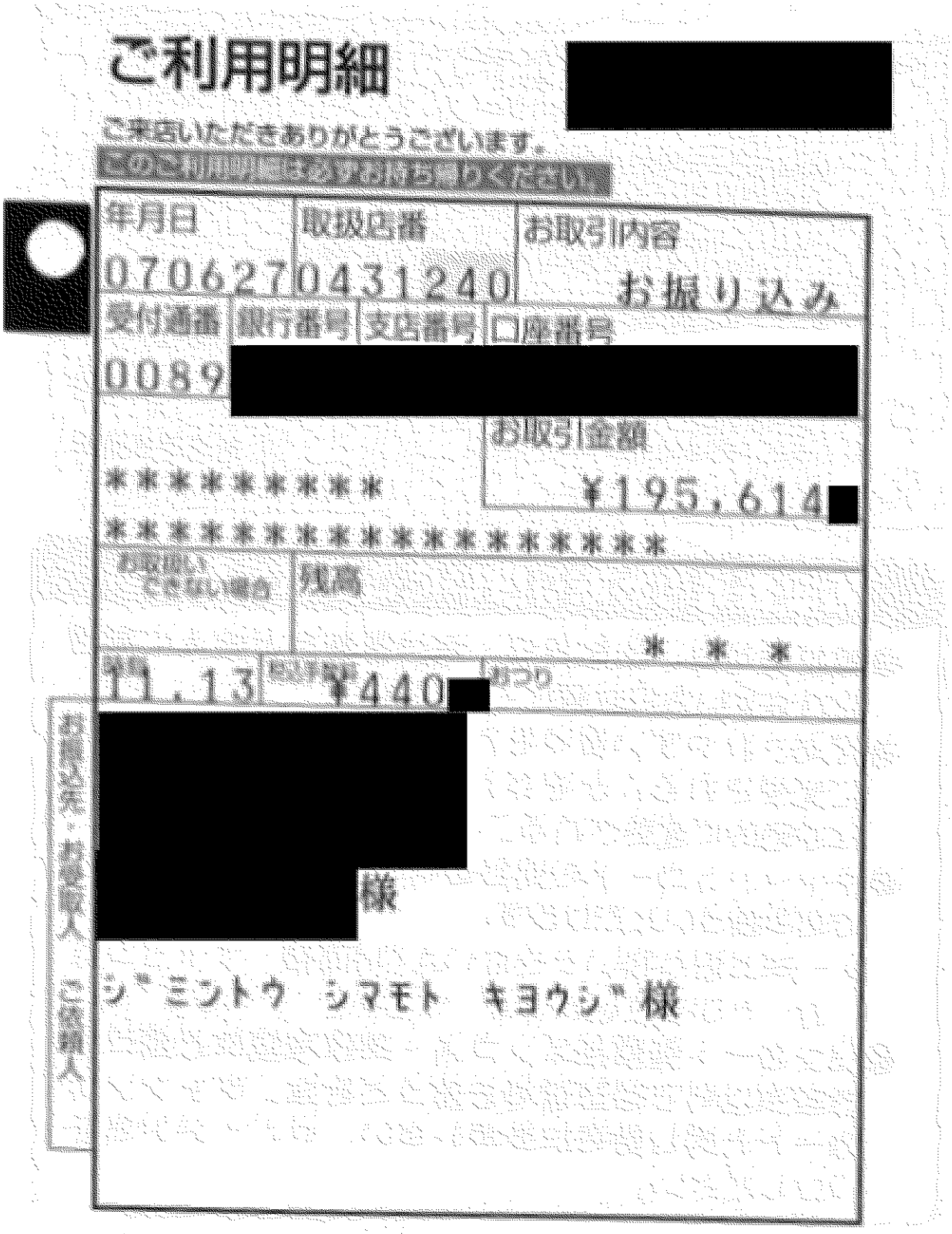
10-009 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月27日 | 支出額 | 245,669 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 233,386 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与　６月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。小数点以下切り上げのため、一部充当を選択。政務調査活動以外に従事することが全くなかったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で公主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-009 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070627 | 043 | 1240 お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0089 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥195,614 [redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合 残高

＊ ＊ ＊

11.13 ¥440 [redacted] おつり

[redacted]

様

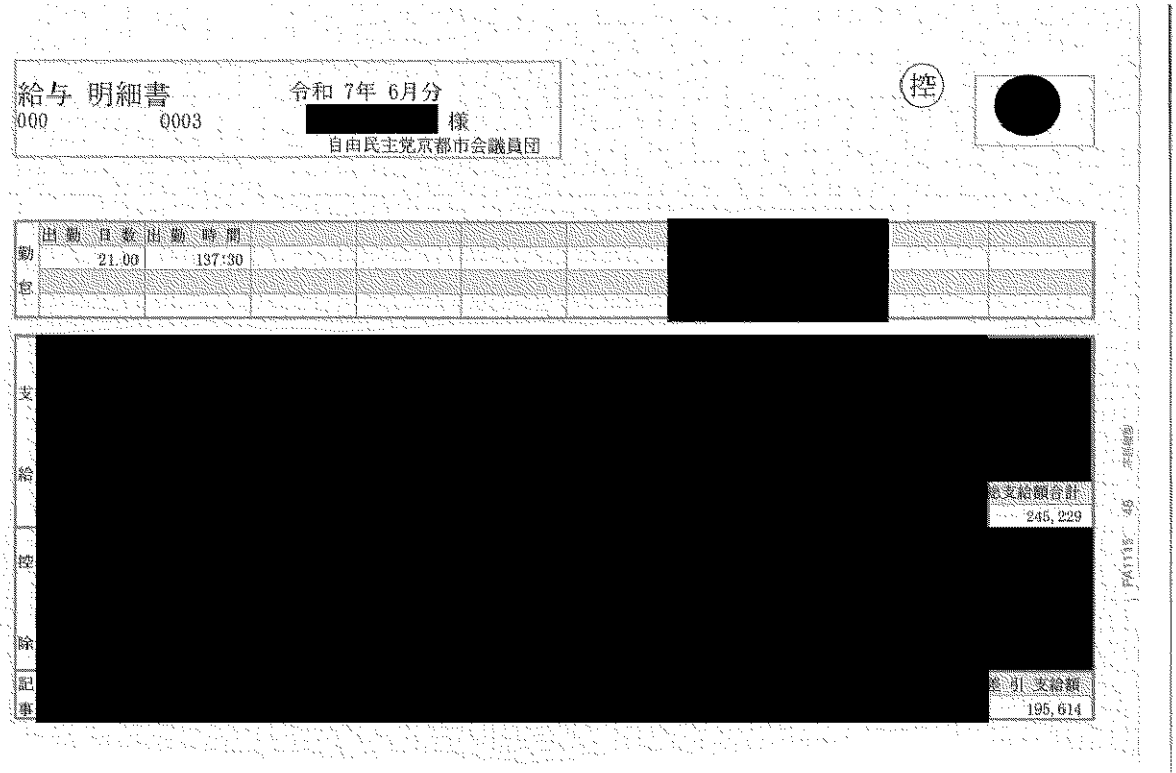
お振込先・お受取人 ご依頼人

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-009 (3/3)



給与 明細書 令和 7年 6月分
000 0003 [redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 21.00 | 137:30 |

[redacted]

支給 控除 記事

[redacted]

総支給額合計
245,229

差引支給額
195,614

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

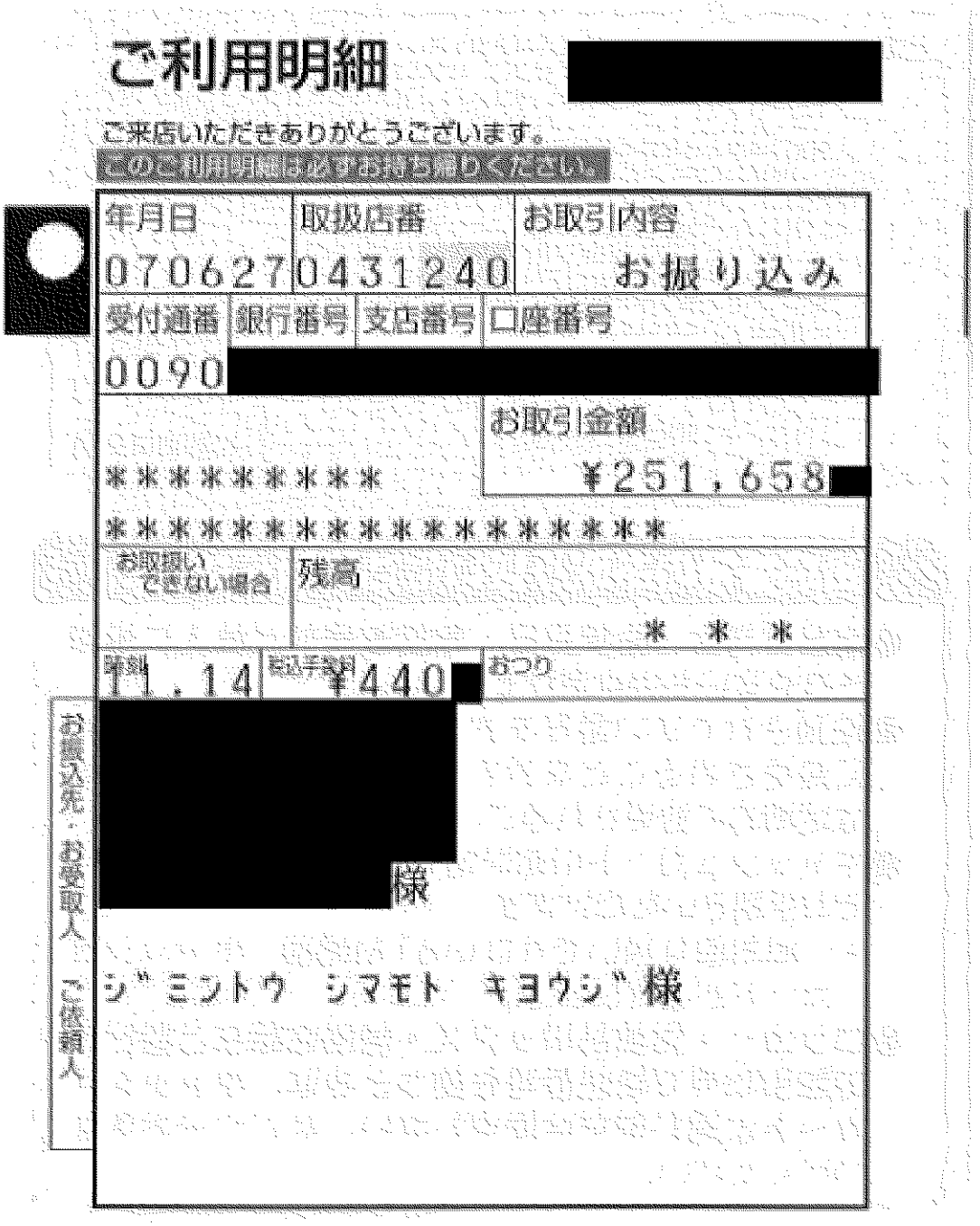
10-010 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月27日 | 支出額 | 316,949 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 301,102 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与６月分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。9.5割按分。小数点以下切り上げのため一部充当を選択<br>。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-010 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細票をお持ち帰りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070627 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0090 | [redacted] | | |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取引金額 ￥251,658[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合 残高 ＊ ＊ ＊

| 時刻 | 手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 11:14 | ￥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

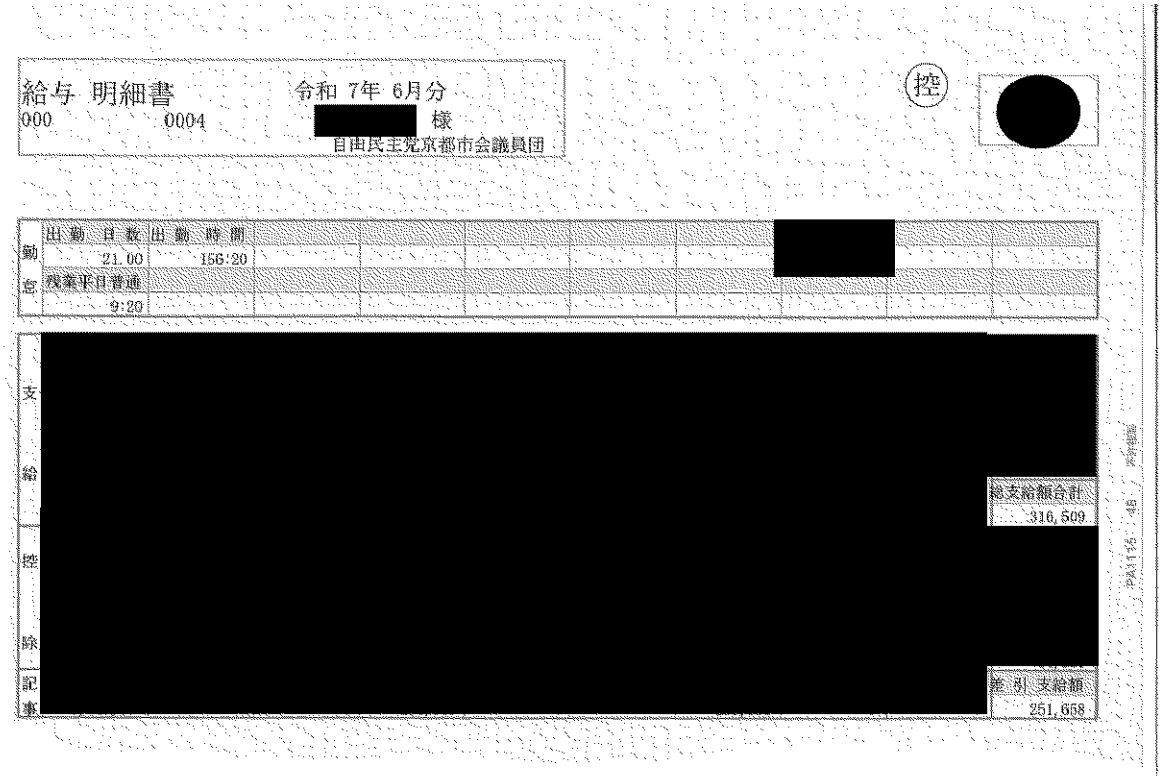
[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-010 (3/3)



給与 明細書
000 0004

令和 7年 6月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤 日数 | 出勤 時間 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 21.00 | 156:20 | | | | | | | | | | |
| | 残業平日普通 | | | | | | | | | | | |
| | 9:20 | | | | | | | | | | | |

[redacted]

| 支給 | 総支給額合計 |
|---|---|
| | 316,509 |
| 控除 | |
| 記事 | 差引 支給額 |
| | 251,658 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

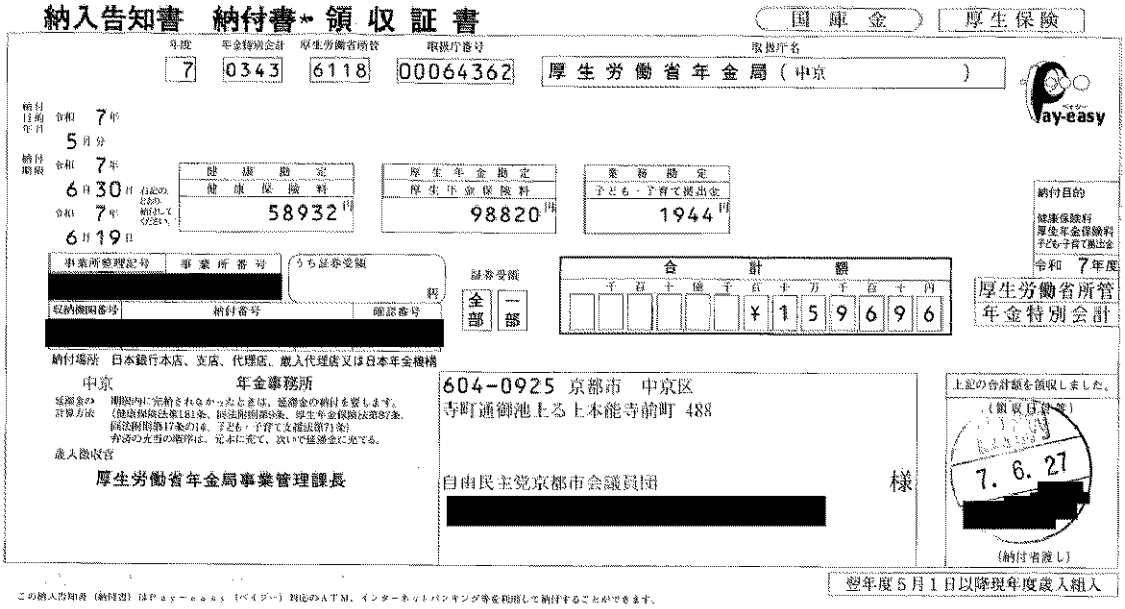
10-011 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月27日 | 支出額 | 159,696 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 76,779 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）５月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。<br>76,779=80,820*95/100 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-011 (2/3)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付期限年月　令和 7年 5月分

納付期限　令和 7年 6月30日 右記のお早めに納付してください。 令和 7年 6月19日

| 健康勘定 健康保険料 | 厚生年金勘定 厚生年金保険料 | 業務勘定 子ども・子育て拠出金 |
|---|---|---|
| 58932円 | 98820円 | 1944円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

| 事業所整理記号 | 事業所番号 | うち証券受領 |
|---|---|---|
| [redacted] | | 枚 |

| 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |

証券番号領 全部 一部

| 合計額 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千億 | 百億 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | ¥ | 1 | 5 | 9 | 6 | 9 | 6 |

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国法附則第8条、厚生年金保険法第87条、国法附則第17条の1等、子ども・子育て支援法第71条）
券面の充当の順序は、元本に完て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様
[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付印）
7. 6. 27
[redacted]
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-011 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年6月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年5月分の社会保険料

令和7年5月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 15,045 | 2,385 | 17,430 | 27,450 | 44,880 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 27,081 | 2,385 | 29,466 | 49,410 | 78,876 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育一 | | 1,944 | 29,466 | 49,410 | 80,820 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 58,932 | 98,820 | 159,696 |

9.5 76,779

0.5 4,041

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-012 (1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月27日 | 支出額 | 158,140 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 107,086 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 労働保険料　令和７年度分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。<br>107,086=112,723*95/100 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-012 (2/5)

## 納付書・領収証書

労働保険 国庫金

| 取扱庁名 | ※取扱庁番号 | 徴収勘定 | 労働保険特別会計 | 厚生労働省所管 | 令和 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 京都労働局 | 00075469 | 保険料収入及び一般拠出金収入 | 0847 | 6118 | 07 |

| 労働保険番号 | 都道府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 | ※CD | ※証券受領 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | | | | | | 全部 一部 |

翌年度５月１日以降 現年度歳入組入

※会計年度（元号：令和は９） 元号 9 年度 7

※徴定年度（元号：平成は７，令和は９） 元号 9 年度 7

※取扱区分 6 2

※過決区分

※内証券受領 円

| | | 十億 | 千 | 百 | 十万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内訳 | 労働保険料 | | | | 1 | 5 | 7 | 1 | 7 |
| | 一般拠出金 | | | | | | 1 | 6 | 9 |
| 納付額（合計額） | | | | ¥ | 1 | 5 | 8 | 1 | 4 | 0 |

納付の目的

1. 令和 7 年度概算 1 期

2. 増額精算…1 減額精算…2 期間の表示 全期（1期）…1 2期…2 3期…3 4期（翌年度第1期）…4

3. 令和 6 年度確定

(住所) 〒604-0125 [redacted]

(氏名) [redacted] 殿

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

7. 6. 27 [redacted]

（納付者渡し）

納付の場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-012 (3/5)

様式第6号（第24条 第25条 第33条関係）(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業（一括有期事業を含む。）

到達番号:202506121757286041
受付番号:202506180004541603
受付(電子申請)
令和07年06月18日
京都労働局

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力識別コード (項1)

(1)労働保険番号 [redacted] (項2)

| ※各種区分 | | | |
|---|---|---|---|
| 管轄(2) | 保険関係等 | 業種 | 産業分類 |
| 01 | 111 | 9416 | 93 |

令和 7年 6月 12日

あて先 〒 604－0846
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町４５１

(2)増加年月日（元号：令和は９） 元号 9 年 7 月 6 日 12 (項3)

(3)事業廃止等年月日（元号：令和は９） 元号 年 月 日 (項4) ※事業廃止等理由 (項5)

(4)常時使用労働者数 2 人 (項6)

(5)雇用保険被保険者数 2 人 (項7)

※保険関係 (項9) ※片保険理由コード (項10)

京都労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

| 概算保険料算定内訳 (7) 区分 | 算定期間 令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日まで | | |
|---|---|---|---|
| | (8) 保険料・一般拠出金算定基礎額 | (9) 保険料・一般拠出金率 | (10) 概算保険料・一般拠出金額 ((8)×(9)) |
| 労働保険料 | (イ) 8,189 (項11) 円 | (イ) 1000分の 18.50 | (イ) 151,496 (項12) 円 |
| 労災保険分 | (ロ) (項13) 円 | (ロ) 1000分の 3.00 | (ロ) (項14) 円 |
| 雇用保険分 | (ホ) (項15) 円 | (ホ) 1000分の 15.50 | (ホ) (項16) 円 |
| 一般拠出金 (注1) | (ヘ) 8,189 (項35) 円 | (ヘ) 1000分の 0.02 | (ヘ) 163 (項36) 円 |

| 概算保険料算定内訳 (11) 区分 | 算定期間 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日まで | | |
|---|---|---|---|
| | (12) 保険料算定基礎額の見込額 | (13) 保険料率 | (14) 概算保険料額((12)×(13)) |
| 労働保険料 | (イ) 8,189 (項20) 円 | (イ) 1000分の 17.50 | (イ) 143,307 (項21) 円 |
| 労災保険分 | (ロ) (項22) 円 | (ロ) 1000分の 3.00 | (ロ) (項23) 円 |
| 雇用保険分 | (ホ) (項26) 円 | (ホ) 1000分の 14.50 | (ホ) (項27) 円 |

(15)事業主の郵便番号（変更のある場合記入） (16)事業主の電話番号（変更のある場合記入）
(項28) (項29)

(17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

※概算有無区分 (項31) ※算調対象区分 (項32) ※データ指示コード (項33) ※再入力区分 (項34) ※修正項目

(8)(10)(12)(14)(20)の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

| (18) 申告済概算保険料額 | 136,826 円 | (19)申告済概算保険料額 | |
|---|---|---|---|
| (20) 過不足額 (イ) 充当額 | ((18)-(10)-(19)) 0 円 | (ハ) 不足額 ((10)+(19)-(18)) | 14,670 円 (項37) 1:労働保険料のみに充当 2:一般拠出金のみに充当 3:労働保険料及び一般拠出金に充当 |
| (ロ) 還付額 | ((18)-(10)-(19)) 0 円 (項38) | (21)増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(19)) | |
| | | (31)法人番号 | 3700150026655 (項39) |

(22)期別算定額

| | (イ)概算保険料額 | (ロ)労働保険料充当額 | (ハ)不足額 | (ニ)今期労働保険料 | (ホ)一般拠出金充当額 | (ヘ)一般拠出金額 | (ト)今期納付額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全額又は第1期(注2) | ((14)の(イ)-(17)-(24)の内訳の年度更新分) 143,307 円 | ((20)の(イ)-(労働保険料分のみ)) 0 円 | ((20)の(ハ)) 14,670 円 | ((イ)-(ロ)の(イ)-(ハ)) 157,977 円 | ((20)の(イ)-(一般拠出金分のみ)) 0 円 | ((10)の(ヘ)-(22)の(ホ)) (注2) 163 円 | ((ニ)-(ハ)) 158,140 円 |
| 第2期 | (チ)概算保険料額 ((14)の(イ)-(17)) 0 円 | (リ)労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の内) 0 円 | (ヌ)第2期納付額 ((チ)-(リ)) 0 円 | | | | |
| 第3期 | (ル)概算保険料額 ((14)の(イ)-(17)) 0 円 | (ヲ)労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の内-(22)の内) 0 円 | (ワ)第3期納付額 ((ル)-(ヲ)) 0 円 | | | | |

(25)事業又は作業の種類: その他の各種事業

(23)保険関係成立年月日:

(24)事業廃止等理由:

(26)加入している労働保険: ☑(イ) 労災保険 ☑(ロ) 雇用保険

(27)特掲事業: (ハ)該当なし

(28)事業場: (イ)所在地 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町４８８番地 (ロ)名称 自由民主党京都市会議員団 [redacted]

(29)事業主: 郵便番号 604 － 0925 電話番号 ( 075 ) 222 － 3718
(イ)住所（法人のときは主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町４８８
(ロ)名称 自由民主党京都市会議員団
(ハ)氏名（法人のときは代表者の氏名） 代表幹事 寺田 一輝

社会保険労務士記載欄

| 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏名 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 令和 7年 6月12日 | 松村 篤 | 075 － 708 － 6381 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-012 (4/5)

令和7年6月17日

自由民主党京都市会議員団
代表幹事 寺田 一博 様

京都府京都市下京区松原通烏丸西入玉津島町316番地2 川南ビル4階
みやこ社会保険労務士事務所
TEL 075-708-6381
FAX 075-708-6420

## 労働保険概算確定保険料・一般拠出金期別納付額

令和6年度労働保険確定保険料と令和7年度概算保険料、一般拠出金が下記のとおり決定しましたのでご通知申し上げます。

記

労働保険番号 [redacted]
事業の種類 その他の各種事業
加入労働保険 労災保険、雇用保険

確定概算保険料

| 労働保険 | 令和6年度確定保険料 | | 令和7年度概算保険料 | |
|---|---|---|---|---|
| 労災保険 | 24,567 | ① | 24,567 | ④ |
| 雇用保険 | 126,929 | ② | 118,740 | ⑤ |
| 合　計 | 151,496 | ③=①+② | 143,307 | ⑥=④+⑤ |

| | | |
|---|---|---|
| 一般拠出金（石綿健康被害救済法） | 163 | ⑦ |
| 申告済保険料(令和6年度概算保険料) | 136,826 | ⑧ |
| 令和6年度確定保険料不足分 | 14,670 | ⑨=③-⑧ |
| 令和7年度概算保険料充当分 | 0 | ⑩=⑧-③-⑪ |
| 還付額 | 0 | ⑪ |

期別納付額

| | | | | | 納付区分 | 振込 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 概算保険料 | 充当額 | 不足額 | 一般拠出金 | 納付額 | 納付期限 |
| 1期 | 143,307 | | 14,670 | 163 | 158,140 | 7月10日 |
| 2期 | | | | | | 10月31日 |
| 3期 | | | | | | 2月2日 |

納付期限が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。
概算保険料の延納基準額は40万円(労災保険または雇用保険のみ成立している事業は20万円)です。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-012 (5/5)

令和7年度分 労働保険料

| 雇用保険料 | [redacted] | | 本人負担合計 | 会社負担 |
|---|---|---|---|---|
| 4月 | 1,369 | 1,720 | 3,089 | 5,045 |
| 5月 | 1,337 | 1,664 | 3,001 | 4,901 |
| 6月 | 1,349 | 1,741 | 3,090 | 5,044 |
| 夏期 | 2,016 | 2,302 | 4,318 | 7,064 |
| 7月 | 1,283 | 1,646 | 2,929 | 4,785 |
| 8月 | 1,341 | 1,649 | 2,990 | 4,883 |
| 9月 | 1,308 | 1,653 | 2,961 | 4,840 |
| 10月 | 1,361 | 1,768 | 3,129 | 5,107 |
| 11月 | 1,383 | 1,772 | 3,155 | 5,153 |
| 冬期 | 2,048 | 2,310 | 4,358 | 7,126 |
| 12月 | 1,420 | 1,690 | 3,110 | 5,082 |
| 1月 | 1,388 | 1,684 | 3,072 | 5,019 |
| 2月 | 1,412 | 1,682 | 3,094 | 5,055 |
| 3月 | 1,399 | 1,722 | 3,121 | 5,100 |
| 合計 | 20,414 | 25,003 | 45,417 | 74,204 |

雇用保険料総額　　会派職員本人負担分　　政務活動費支出

（ 158,140 － 45,417 ） × 0.95 ＝ 107,086

112,723

112,723 × 0.05 = 5,637 団運営の口座より支出

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

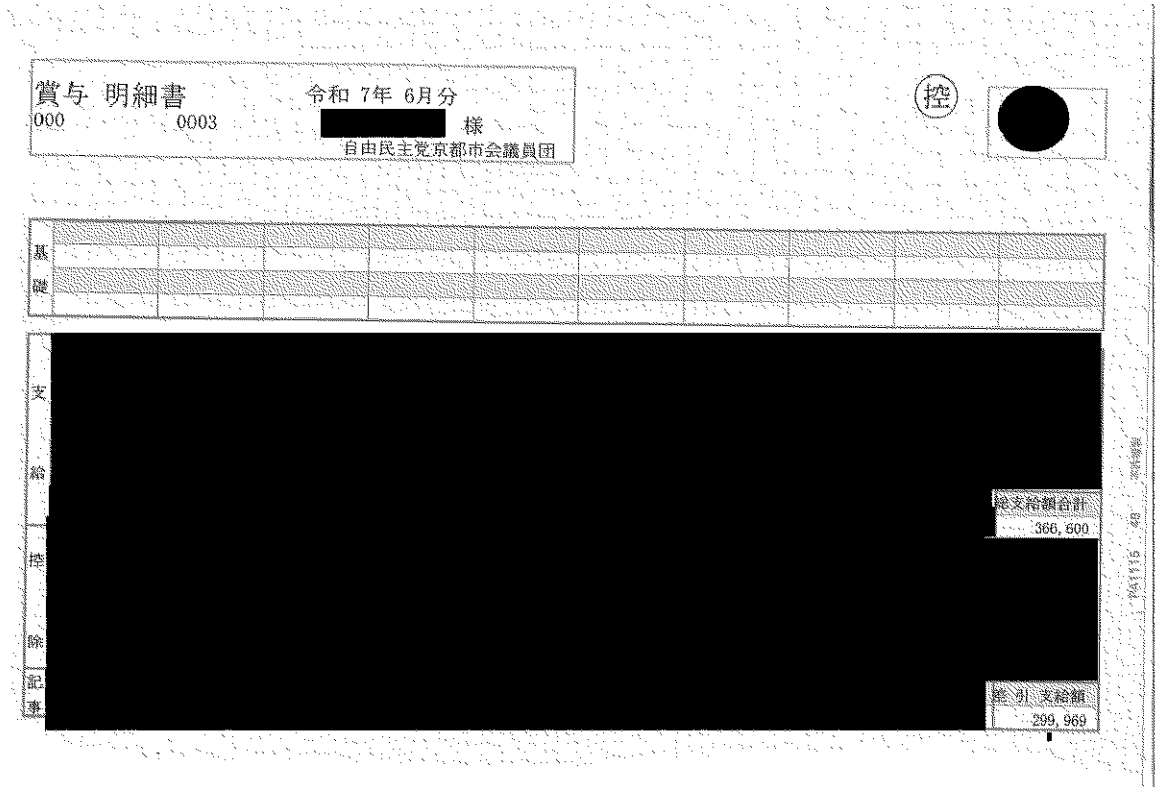
10-013 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 367,040 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 348,688 円 |
| 細目 | 賞与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員賞与　夏季賞与分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。<br>政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

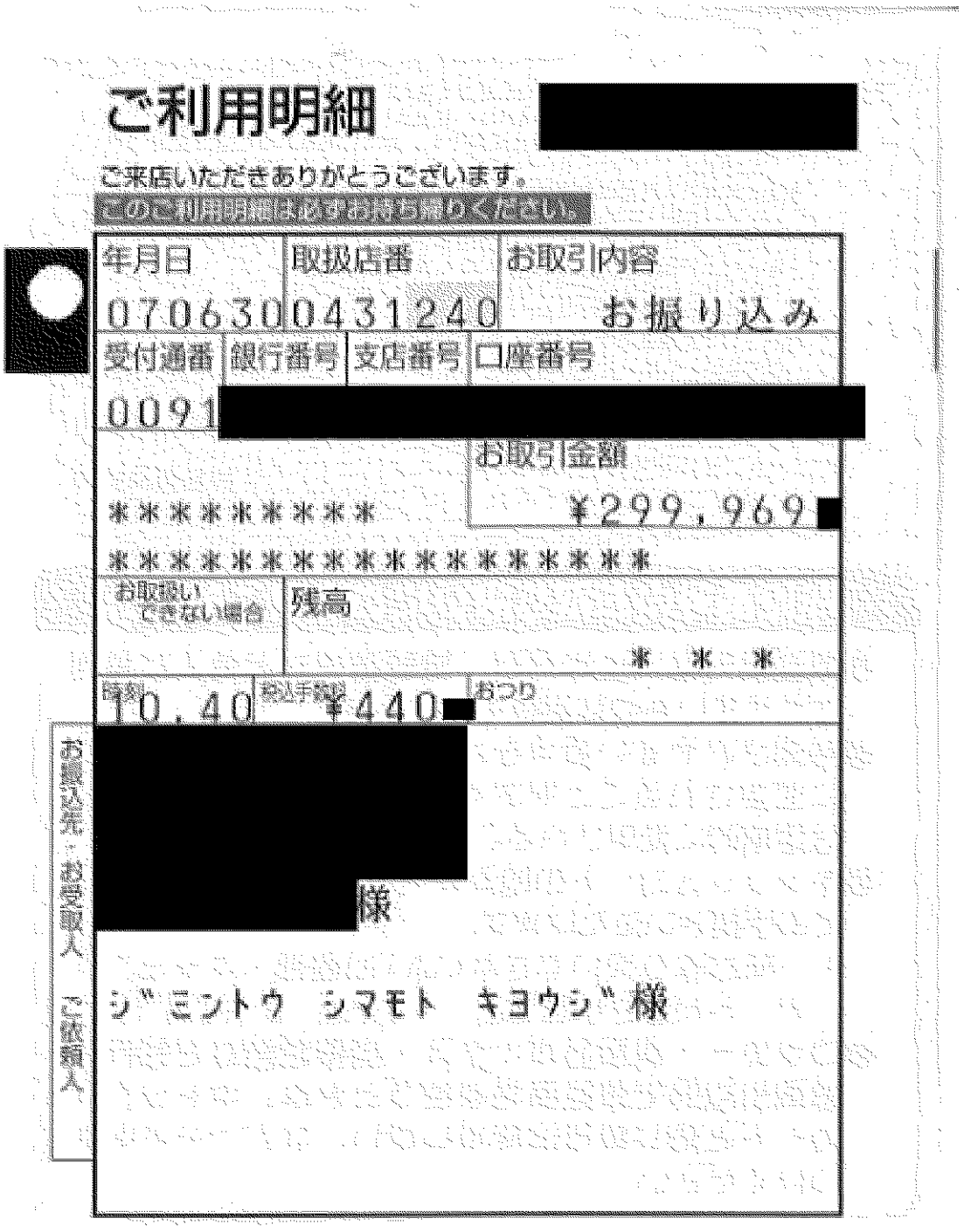
10-013 (2/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-013 (3/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070630 | 043124 0 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0091 | [redacted] | | |

お取引金額 ¥299,969

お取扱いできない場合 残高 ＊ ＊ ＊

時刻 10.40 税込手数料 ¥440 おつり

お振込先・お受取人 [redacted] 様

ご依頼人 ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

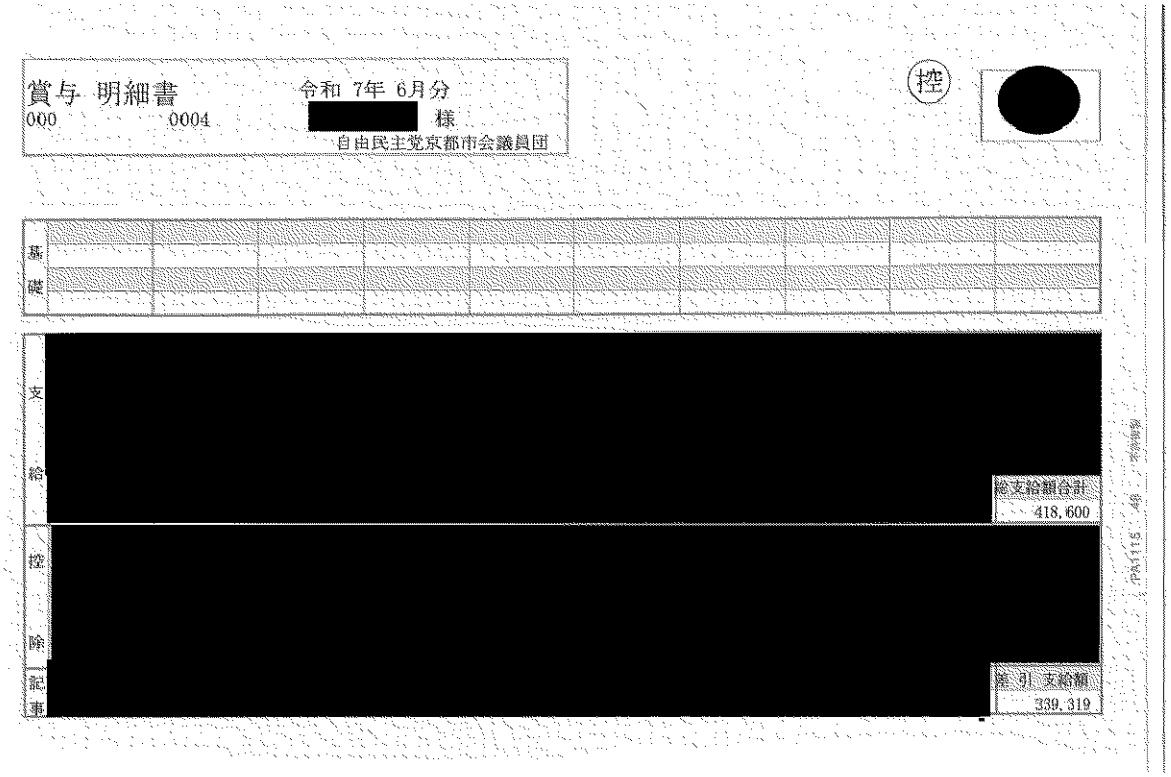
10-014 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 419,040 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 398,088 円 |
| 細目 | 賞与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員賞与　夏季賞与分（職員2） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

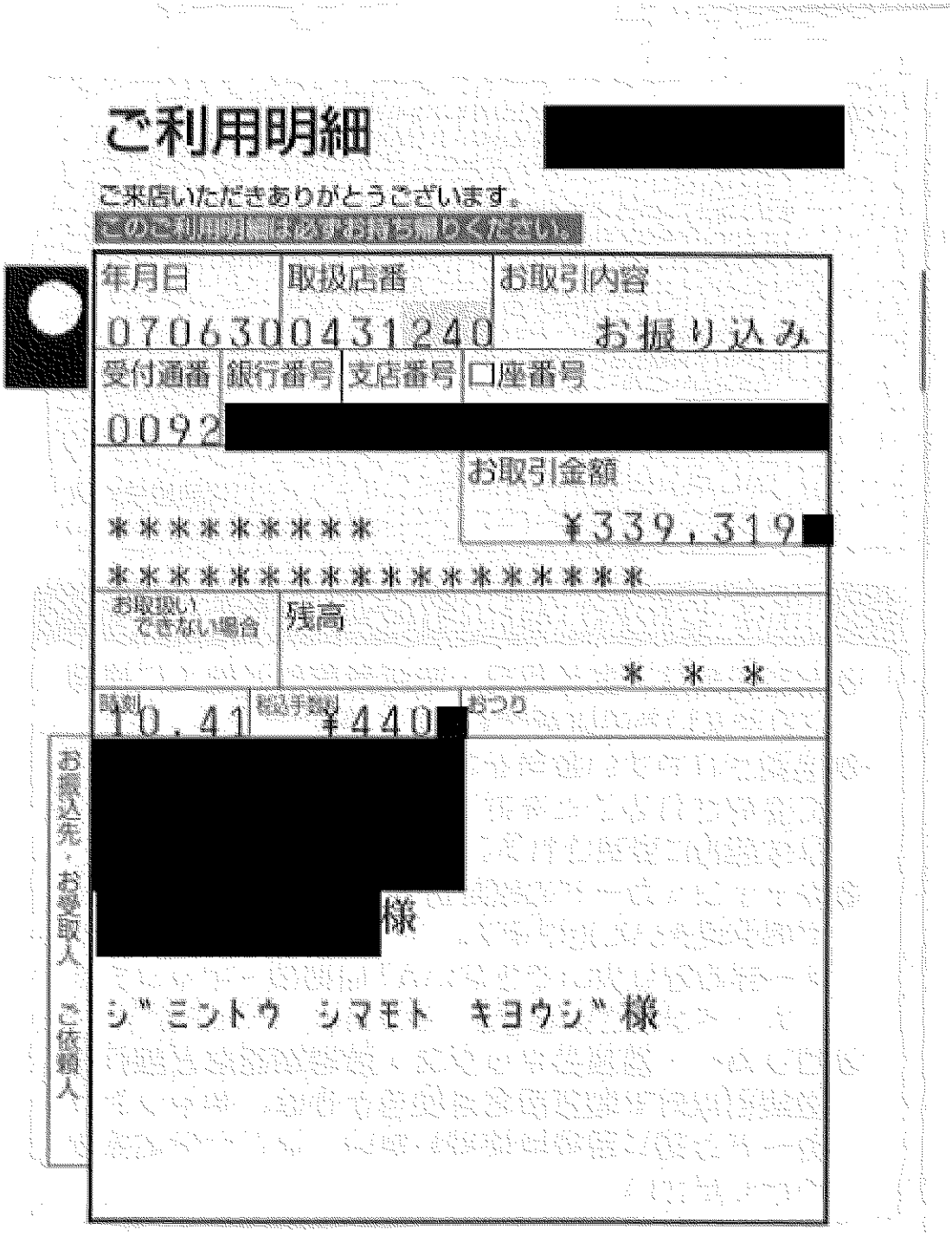
10-014 (2/3)


賞与 明細書
000 0004
令和 7年 6月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団
控
基礎
支給
[redacted]
総支給額合計
418,600
控除
[redacted]
差引支給額
339,319
PA1115 4/6

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-014 (3/3)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細書は必ずお持ち帰りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070630 | 043124 | 0 お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0092 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

¥339,319[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合 残高

＊ ＊ ＊

| 時刻 | 税込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 10：41 | ¥440[redacted] | |

[redacted]

様

お振込先・お受取人 ご依頼人

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

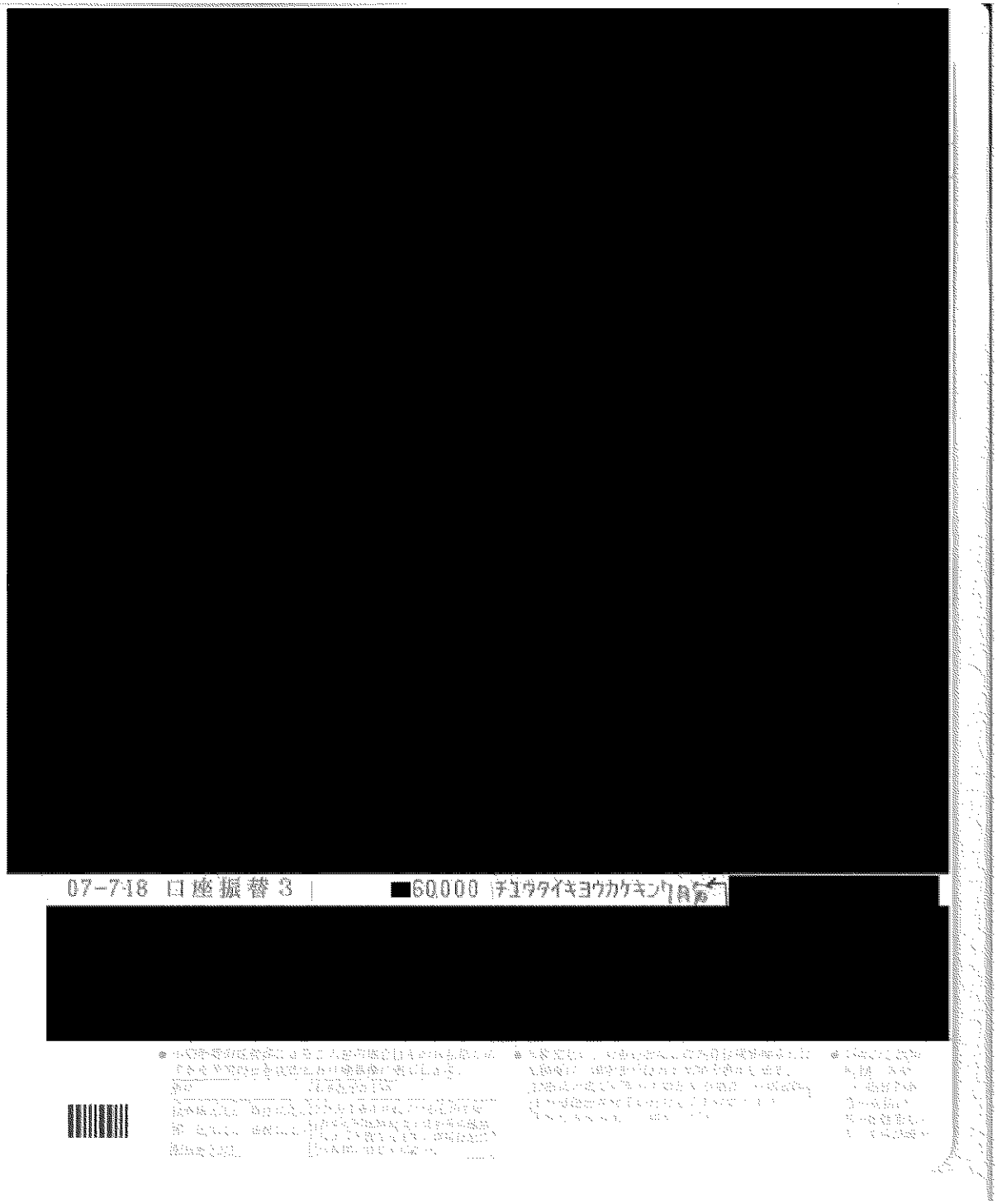
10-015 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金７月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-015 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

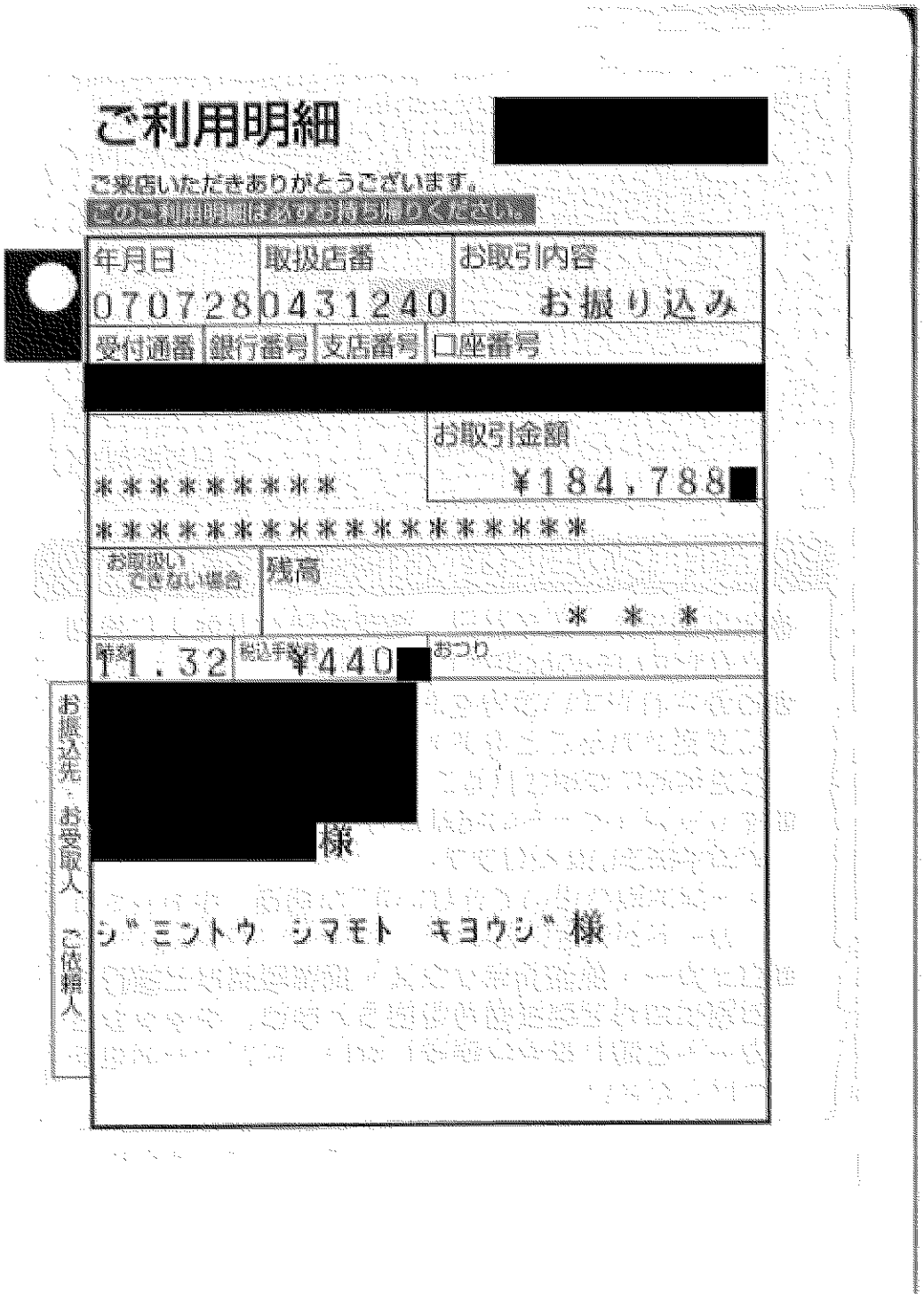
10-016 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月28日 | 支出額 | 233,747 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 222,060 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与　７月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。9.5割按分だが、小数点以下切り上げのため一部充当を<br>選択。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-016 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070728 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊＊
¥184,788[redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合
残高
＊ ＊ ＊

1,32[redacted] 振込手数料 ¥440[redacted] おつり

お振込先・お受取人・ご依頼人

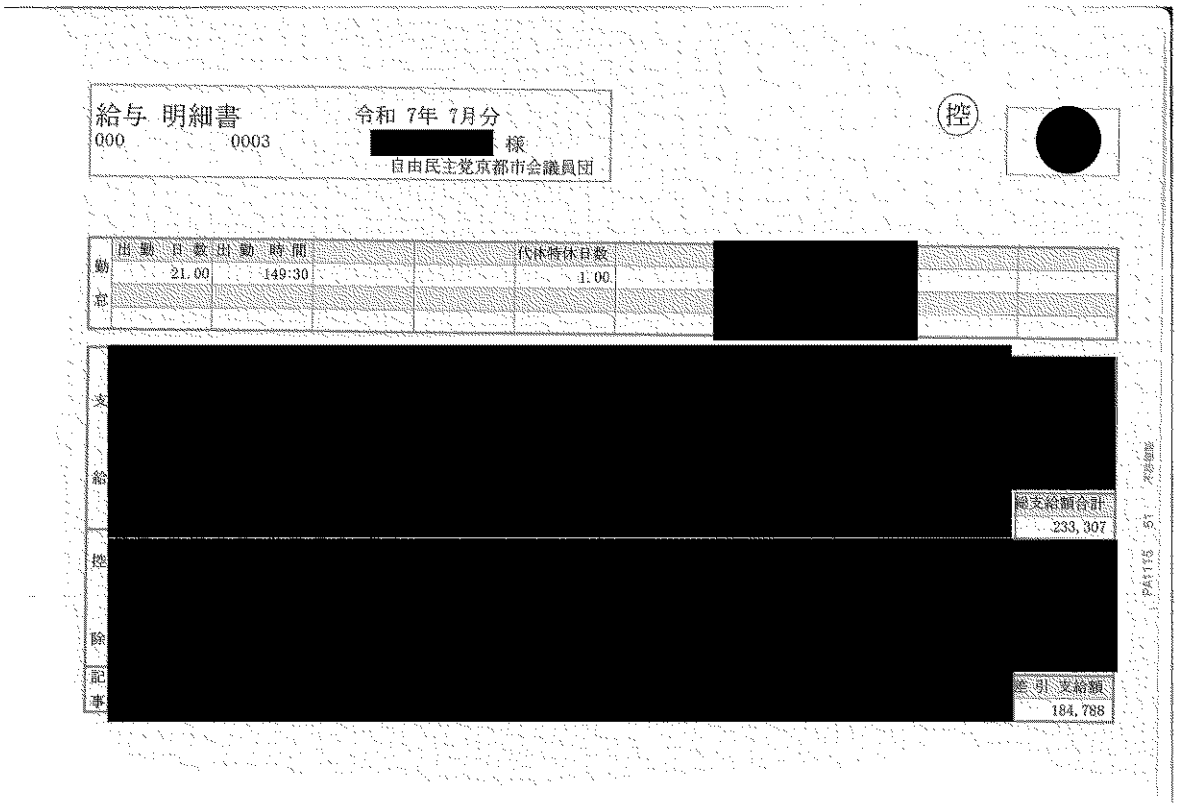
[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-016 (3/3)



給与 明細書
000 0003
令和 7年 7月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 | | 代休特休日数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 21.00 | 149:30 | | 1.00 | |

[redacted]

支給

[redacted]

総支給額合計
233,307

控除

[redacted]

差引支給額
184,788

記事

PA1115 51 [redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

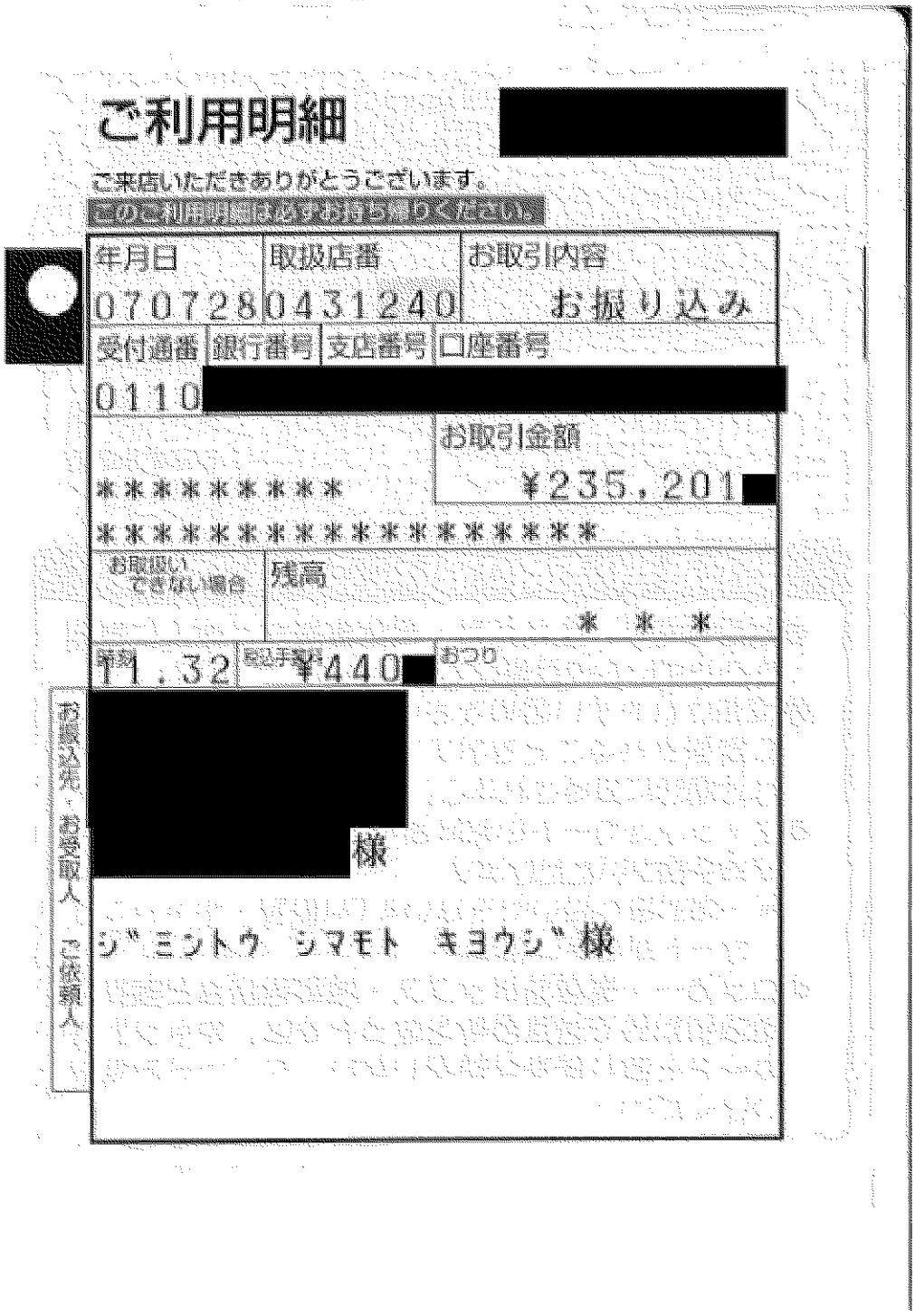
10-017 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月28日 | 支出額 | 299,757 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 284,769 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与７月分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-017 (2/3)



## ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお大切にお持ち帰りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070728 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0110 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊＊
¥235,201[redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合 残高
＊ ＊ ＊

| 手数料 | 振込手数料 | おつり |
|---|---|---|
| 1,32 | ¥440[redacted] | |

お振込先・お受取人 ご依頼人

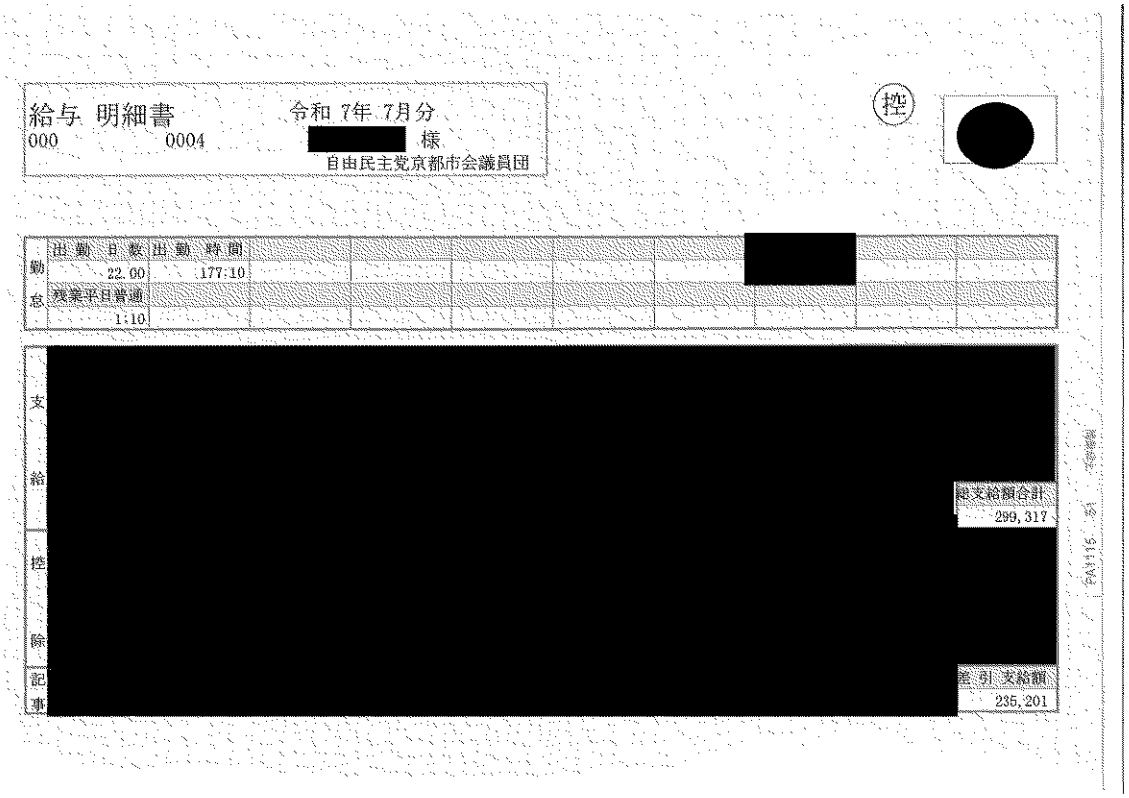
[redacted]
様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-017 (3/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

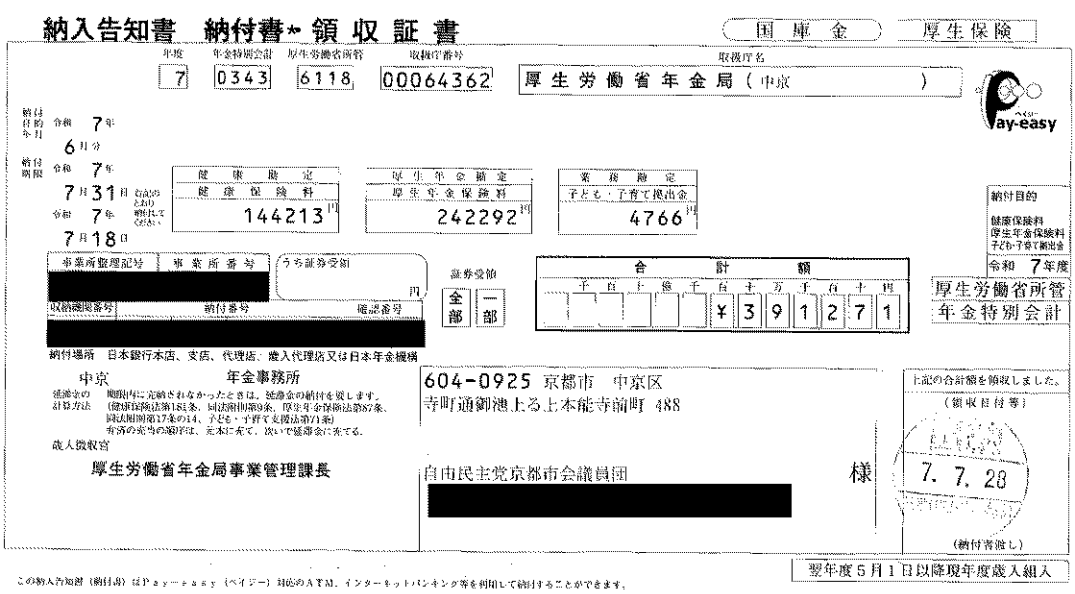
10-018 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年７月28日 | 支出額 | 198,020 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 188,119 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）夏季賞与及び６月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-018 (2/4)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付約月　令和 7年 6月分

納付期限　令和 7年 7月31日 ただしのときは翌月末までにお払いください
令和 7年 7月18日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 144213円 | 242292円 | 4766円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

| 事業所整理記号 | 事業所番号 | うち証券受領 |
|---|---|---|
| [redacted] | | 円 |

証券受領　全部　一部

| 合計額 |
|---|
| ¥391271 |

| 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

徴収金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、徴収金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）
有効の完当の期限は、元本に充て、次いで徴収金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
7. 7. 28
（納付書渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-018 (3/4)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年6月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年6月賞与の社会保険料

令和7年6月の賞与に対する社会保険料は下記のとおりです。
保険料は賞与額の千円未満を切り捨てた額に各保険料率を乗じて算出します。介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 賞与額 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 366,600 | 18,354 | 0 | 18,354 | 33,489 | 51,843 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 418,600 | 20,962 | 3,323 | 24,285 | 38,247 | 62,532 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 785,200 | 39,316 | 3,323 | 42,639 | 71,736 | 114,375 |
| | | | | | 会社負担計 | | | 子供子育一 | 2,822 | 42,642 | 71,736 | 117,200 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | | 85,281 | 143,472 | 231,575 |

{ (9.549) 111,340
{ (0.503) 5,860

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-018 (4/4)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年7月18日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年6月分の社会保険料

令和7年6月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 15,045 | 2,385 | 17,430 | 27,450 | 44,880 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 27,081 | 2,385 | 29,466 | 49,410 | 78,876 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育→ | | 1,944 | 29,466 | 49,410 | 80,820 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 58,932 | 98,820 | 159,696 |

9.5割 76,779-

0.5割 4,041-

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

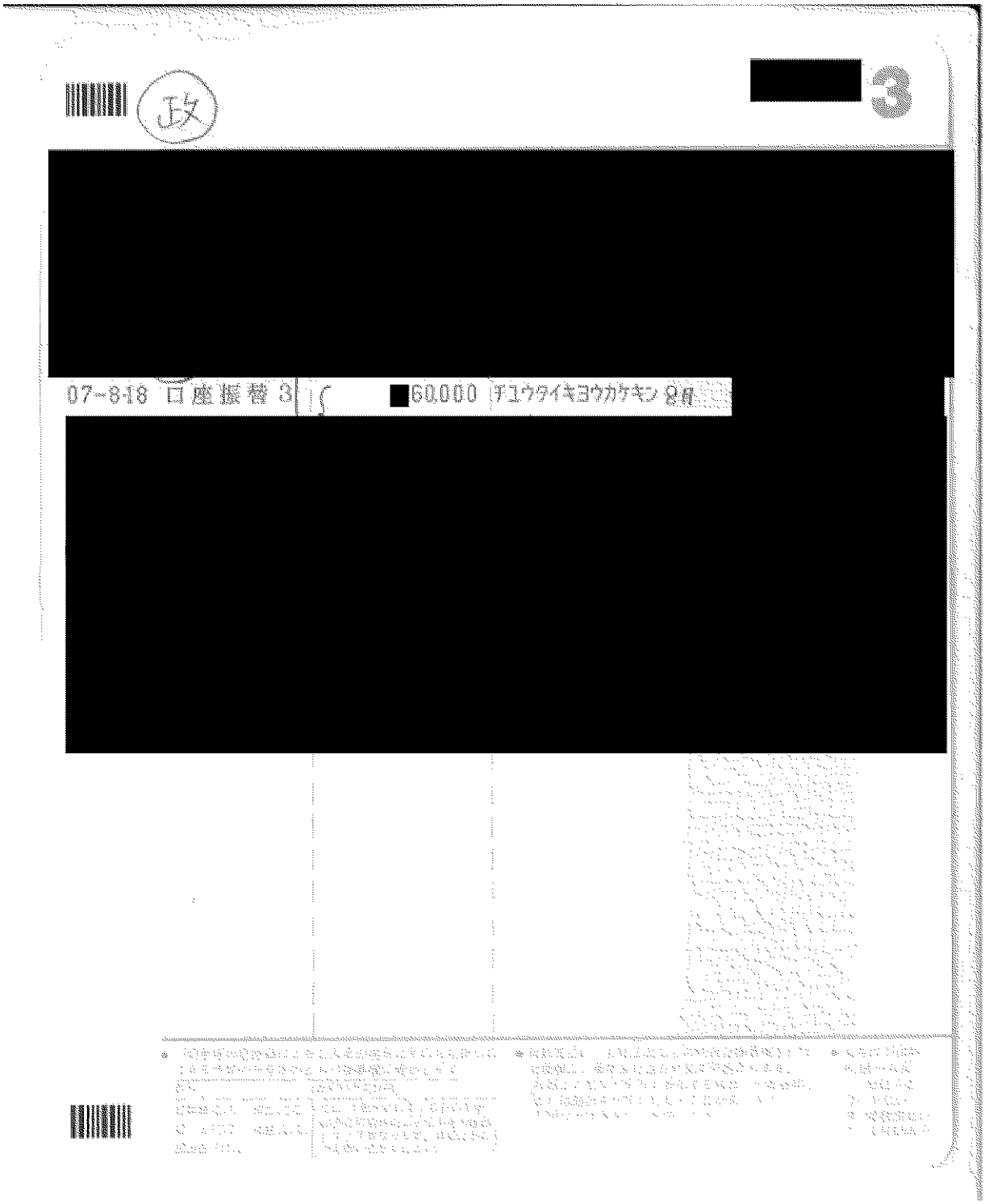
10-019 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金８月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-019 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

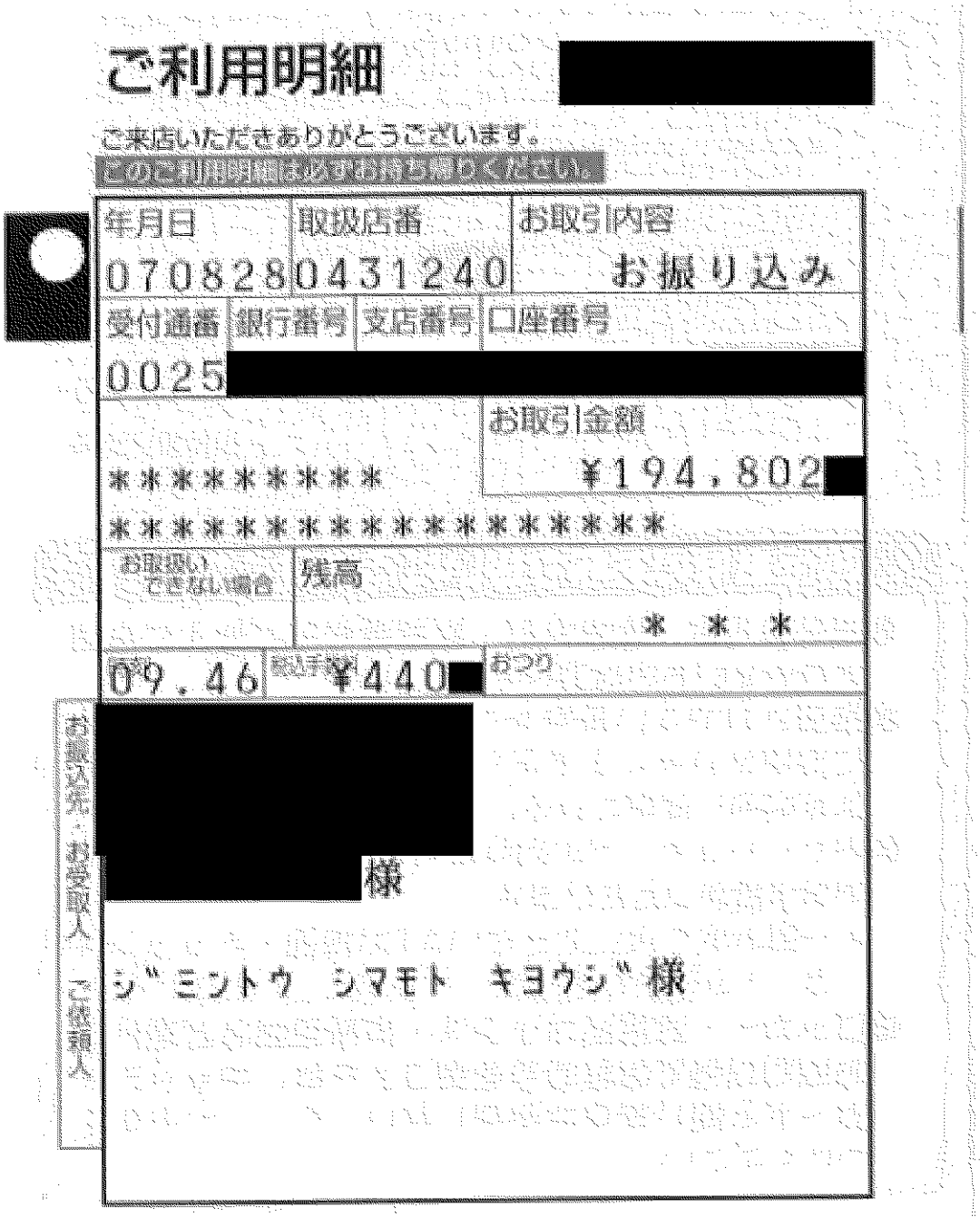
10-020 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月28日 | 支出額 | 244,179 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 231,970 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　８月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。<br>政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-020 (2/3)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細はお受け取りください。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070828 | 043124 0 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0025 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

¥194,802[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高

＊ ＊ ＊

09.46

取扱手数料 ¥440[redacted]

おつり

お振込先・お受取人 ご依頼人

[redacted]

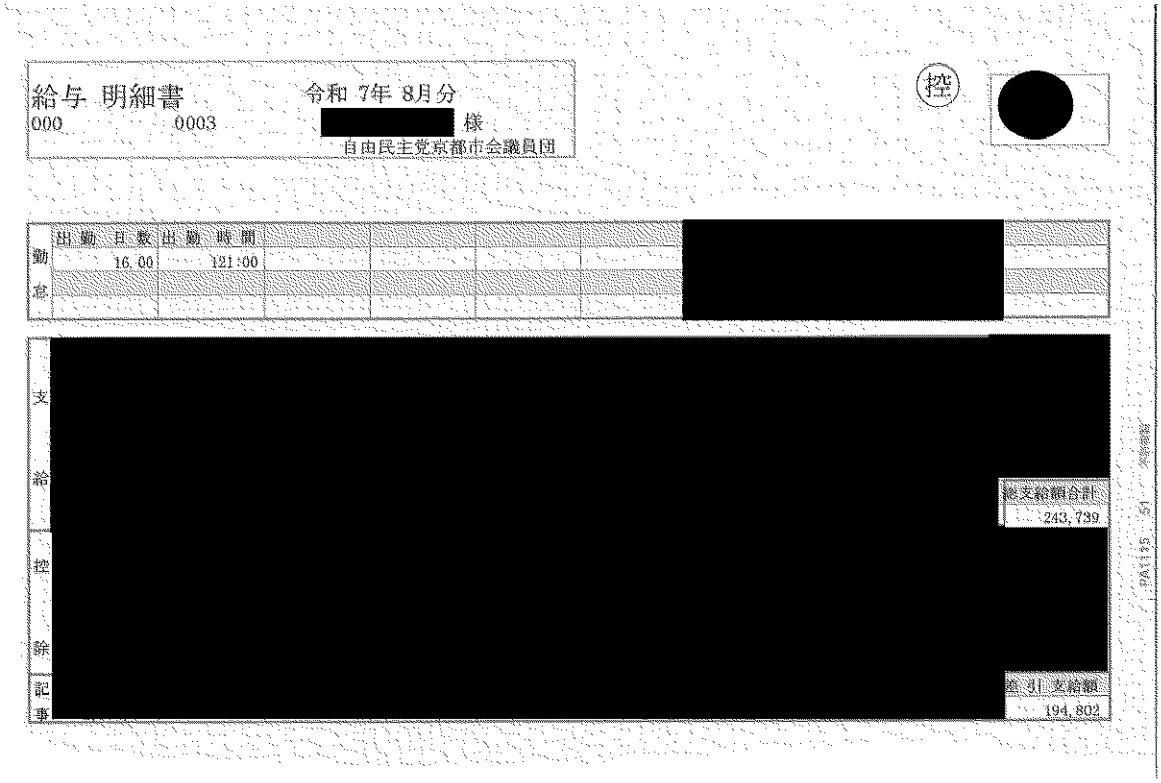
様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-020 (3/3)



給与 明細書
000 0003
令和 7年 8月分
[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

勤怠

| 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|
| 16.00 | 121:00 |

[redacted]

支給

控除

記事

総支給額合計
243,739

[redacted]

差引支給額
194,802

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

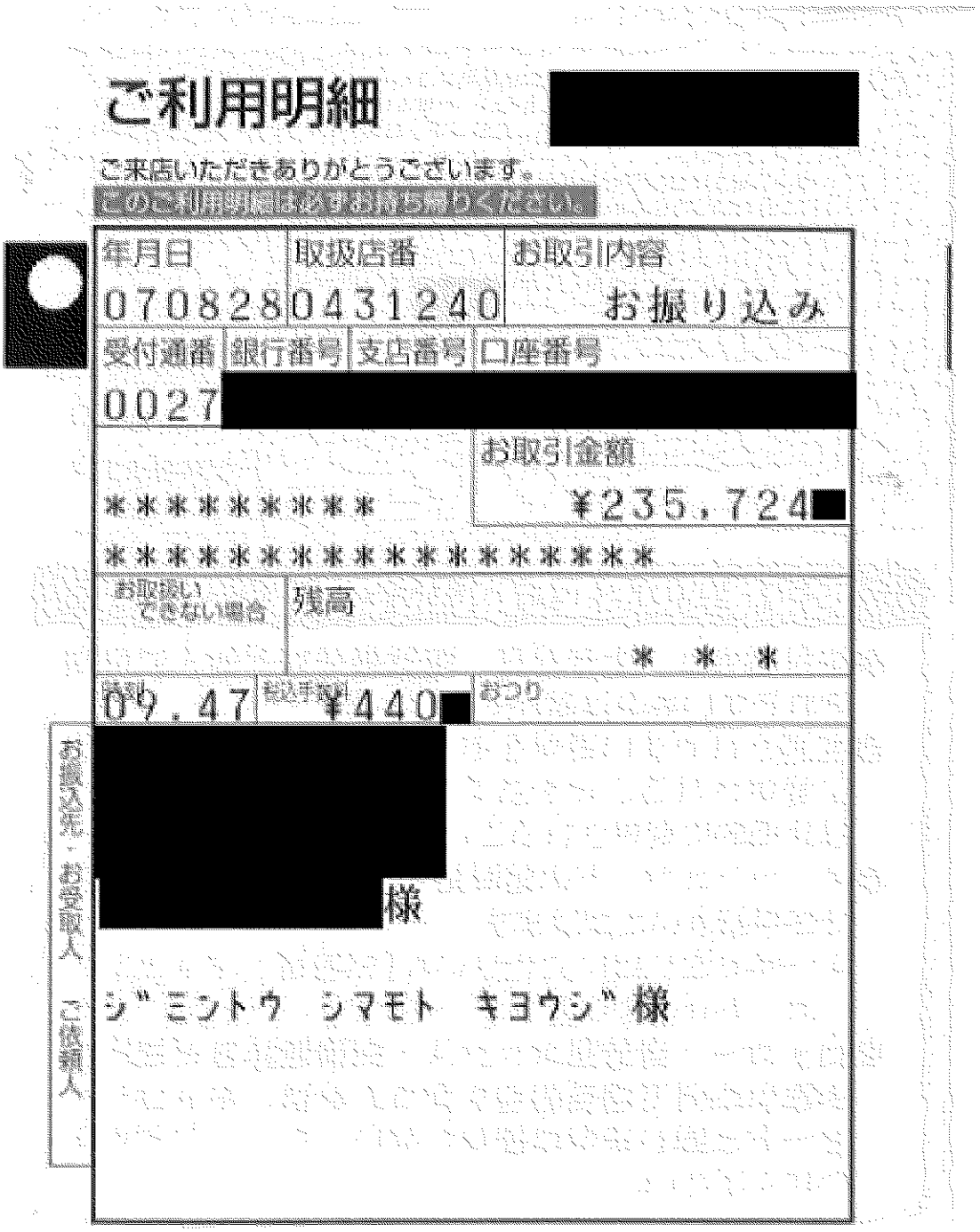
10-021 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月28日 | 支出額 | 300,283 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 285,269 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | |
| 摘要 | 会派職員給与８月分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。9.5割按分だが、小数点以下切り上げのため一部充当を<br>選択。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-021 (2/3)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070828 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0027 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

￥235,724[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱いできない場合

残高

＊ ＊ ＊

09.47

お振込手数料 ￥440[redacted]

おつり

お振込先・お受取人

[redacted]

様

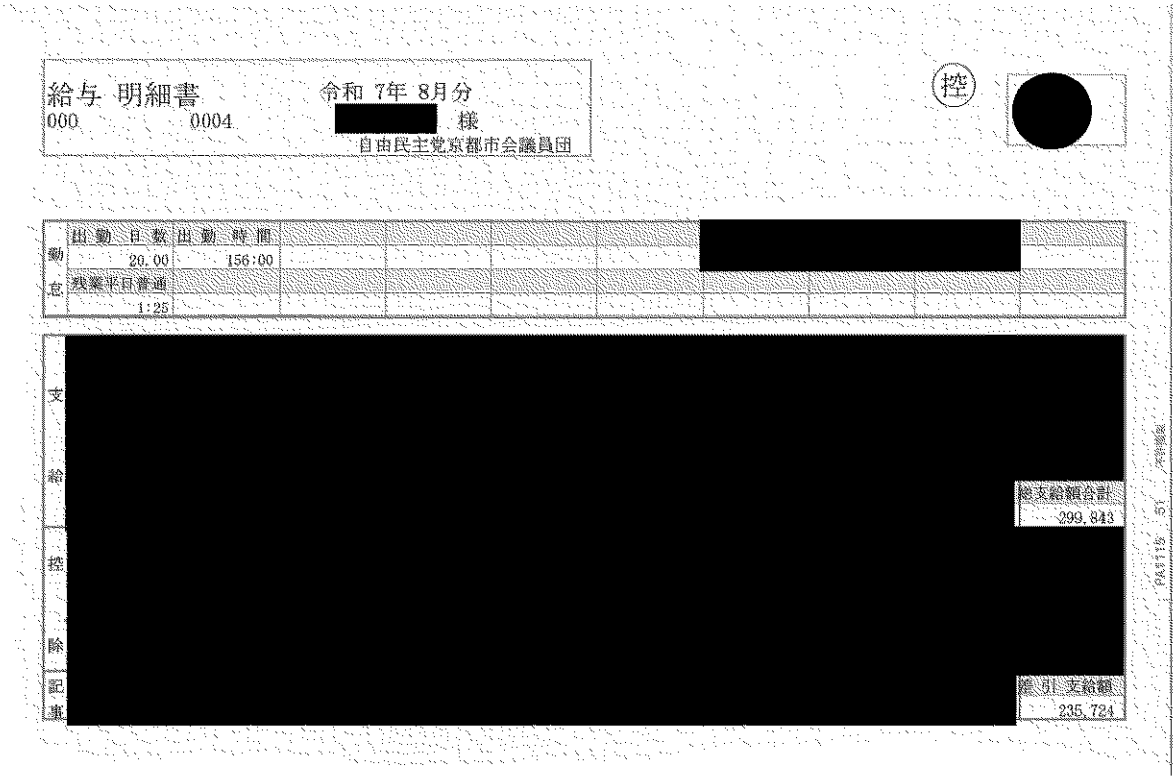
ご依頼人

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-021 (3/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

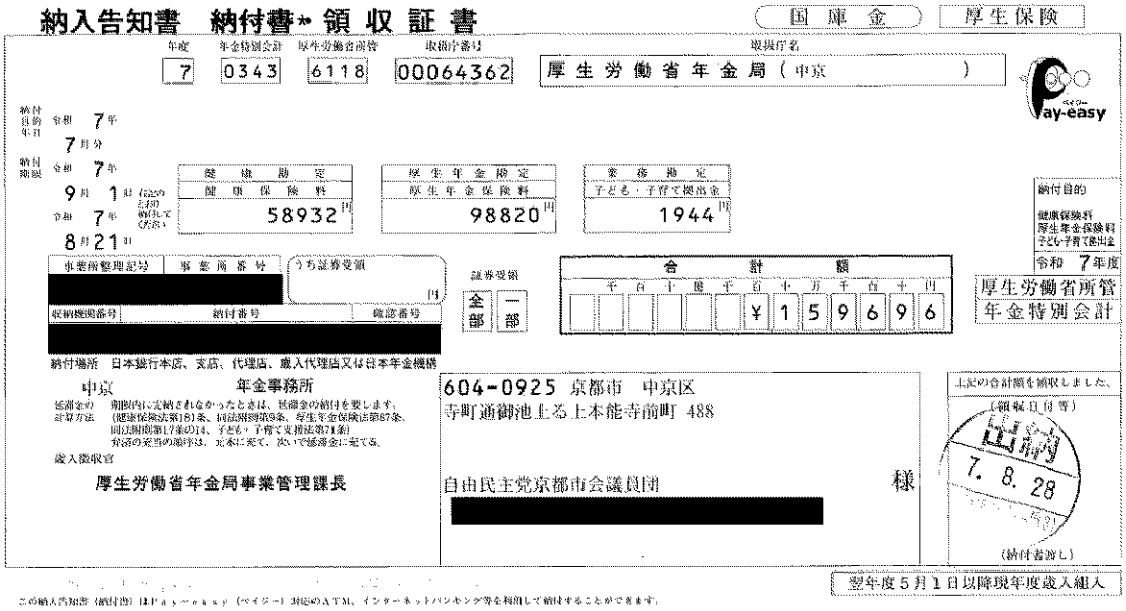
10-022 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年８月28日 | 支出額 | 80,820 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 76,779 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）７月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-022 (2/3)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 7月分

納付期限　令和 7年 9月 1日（この日を過ぎて納付しないでください）
令和 7年 8月21日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 58932円 | 98820円 | 1944円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

収納機関番号　納付番号　確認番号

証券受領　全部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 1 | 5 | 9 | 6 | 9 | 6 |

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

徴収金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、徴収金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法施行令第3条、厚生年金保険法第87条、同法施行令第3条の3、子ども・子育て支援法第71条）
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
日本銀行
7. 8. 28
（納付者控）
（納付者控除し）

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-022 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年8月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年7月分の社会保険料

令和7年7月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 15,045 | 2,385 | 17,430 | 27,450 | 44,880 |
| | | | | | | 本人負担計 | 27,081 | 2,385 | 29,466 | 49,410 | 78,876 |
| | | | | | | 会社負担計 子供子育→ | 1,944 | | 29,466 | 49,410 | 80,820 |
| | | | | | | 合計 2 人 | | | 58,932 | 98,820 | 159,696 |

95割 76,779
0.5割 4,041

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-023 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-023 (2/2)

[redacted] 4

[redacted]

07-9-18 口座振替 3 [redacted]60,000 デユウタイキヨウカケキン

中医共 1枚金 9月分

[redacted]

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

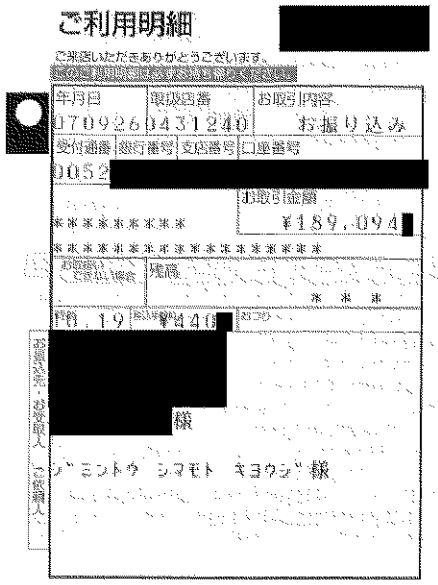
10-024 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月26日 | 支出額 | 238,218 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 226,307 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　９月分（職員１） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-024 (2/2)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱番号 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 0709260431240 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0052 | [redacted] | | |

お取引金額
¥189,094

[redacted]

様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

給与 明細書 令和 7年 9月分

000 0003 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 | | | 代休特休日数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 19.00 | 148:00 | | | 1.00 | | | | | |

[redacted]

| 支給 | |
|---|---|
| 控除 | |
| 記事 | |

総支給額合計 237,778

差引支給額 189,094

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

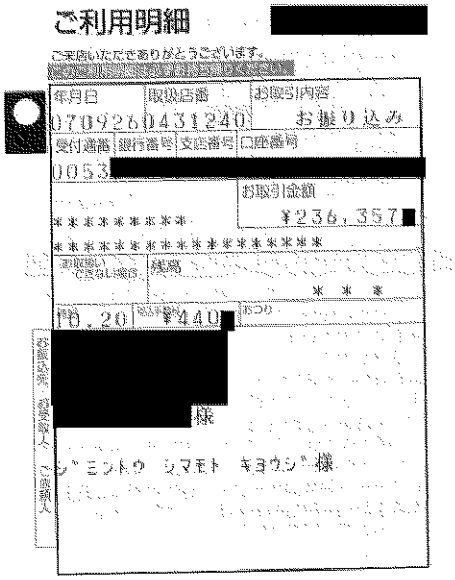
10-025 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月26日 | 支出額 | 301,020 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 285,969 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与９月分（職員２） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-025 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 070926 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0053 | [redacted] | | |

お取引金額 ¥236,357[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お取扱い できない場合 | 摘要 ＊ ＊ ＊

円 0.20 ¥440[redacted] おつり

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

お振込先 ご依頼人 ご依頼人

給与 明細書 令和 7年 9月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤 日数 | 出勤 時間 | [redacted] | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 18.00 | 144:00 | | | | | | | | | |
| | 残業平日普通 | | | | | | | | | | |
| | 1:48 | | | | | | | | | | |

[redacted]

| 支給 | 総支給額合計 |
|---|---|
| | 300,580 |

| 控除 | 差引支給額 |
|---|---|
| | 236,357 |

PA1115 5T 控除後

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-026 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年９月26日 | 支出額 | 80,820 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 76,779 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）８月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-026 (2/2)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年9月18日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年8月分の社会保険料

令和7年8月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 300 | 300 | 15,045 | 2,385 | 17,430 | 27,450 | 44,880 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 27,081 | 2,385 | 29,466 | 49,410 | 78,876 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育→ | | 1,944 | 29,466 | 49,410 | 80,820 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 58,932 | 98,820 | 159,696 |

**納入告知書　納付書＊領収証書**

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 収納官署名 |
|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 |

厚生労働省年金局（中京　）

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 8月分

納付期限　令和 7年 9月30日　令和 7年 9月18日

| 健康勘定 健康保険料 | 厚生年金勘定 厚生年金保険料 | 業務勘定 子ども・子育て拠出金 |
|---|---|---|
| 58932円 | 98820円 | 1944円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

収納機関番号　納付番号　確認番号

[redacted]

証券受領　全部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 1 | 5 | 9 | 6 | 9 | 6 |

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

保険料の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、徴収法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の13、子ども・子育て支援法第71条）
算定の基礎の明細は、表本に出て、次いで延滞金に出てる

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
収納
7. 9. 26
[redacted]
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

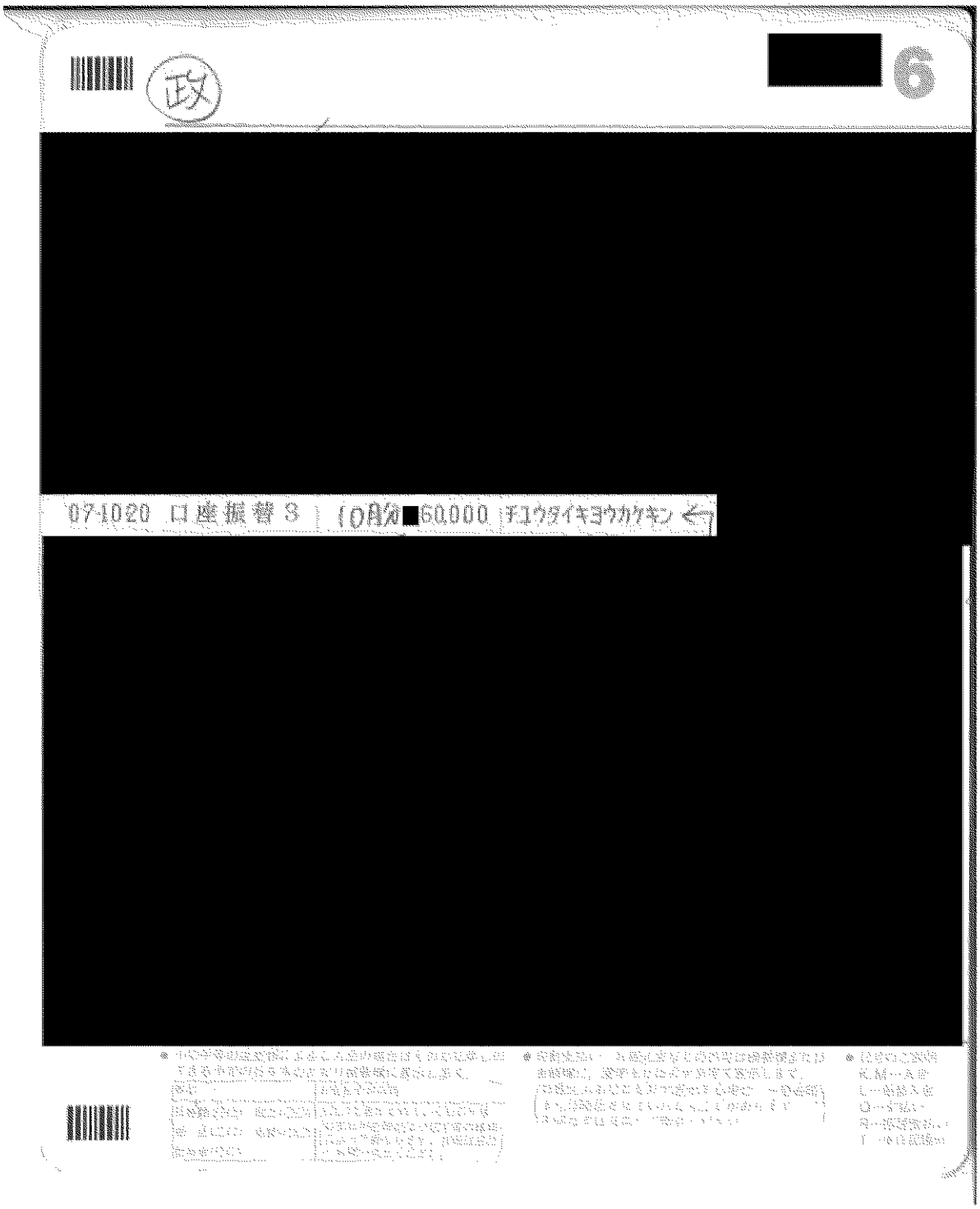
10-027 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月20日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金１０月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-027 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

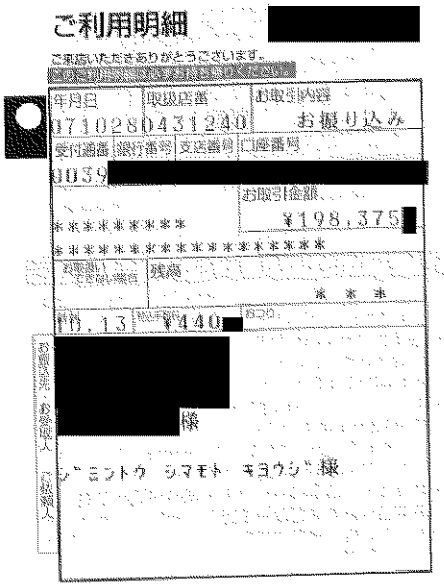
10-028 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月28日 | 支出額 | 247,912 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 235,516 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　１０月分（職員１） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-028 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご利用いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 971028043124O | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0039 [redacted] | | | |

お取引金額
¥198,375 [redacted]

*********

******************

お預かり金額 残高

* * *

11.13 ¥440 [redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷｮｳｼﾞ 様

お振込人 ご依頼人

給与 明細書 令和 7年10月分

000 0003 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 19.00 | 152:00 |

[redacted]

総支給額合計
247,472

[redacted]

差引支給額
198,375

支給 控除 記事

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

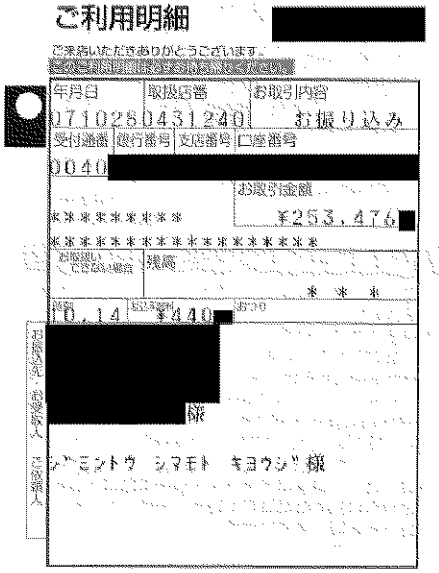
10-029 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月28日 | 支出額 | 321,896 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 305,801 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与１０月分（職員2） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-029 (2/2)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071025 | 043124 | 0 お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0040 | [redacted] | | |

お取引金額

＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥253,476[redacted]

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お預かり金額 残高

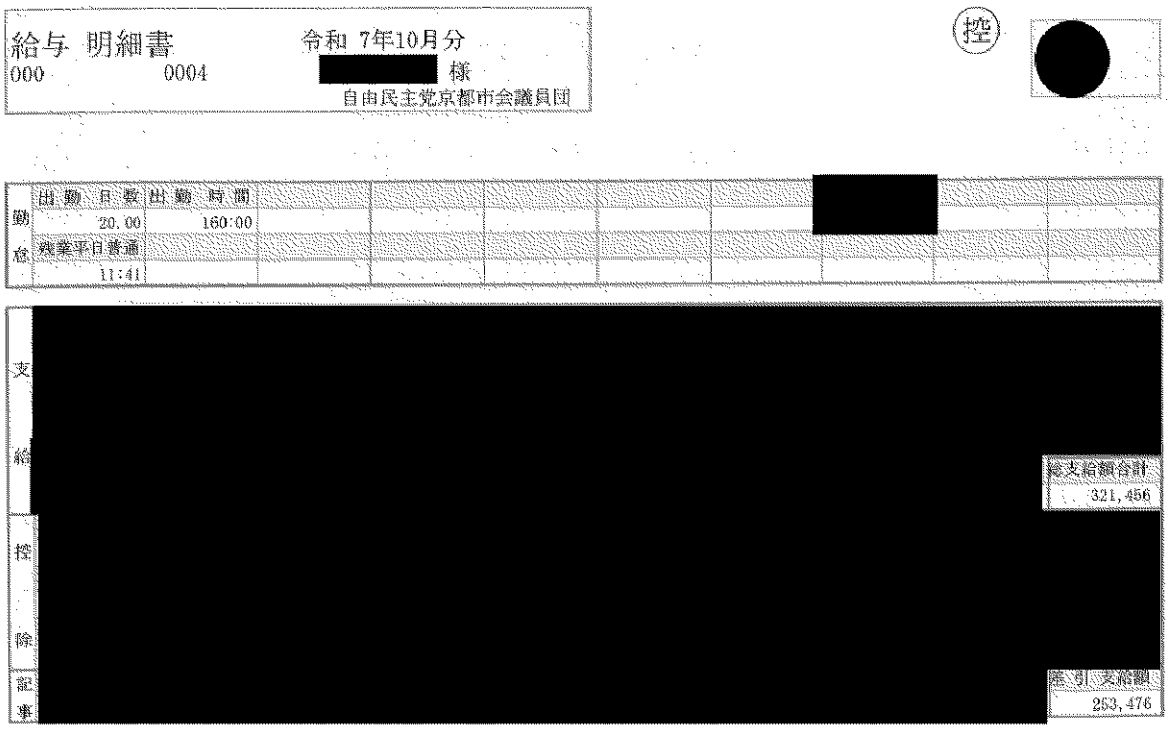
＊ ＊ ＊

0.14 ¥440[redacted] おつり

[redacted]

様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷｮｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 7年10月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

勤怠

| 出勤 日数 | 出勤 時間 |
|---|---|
| 20.00 | 160:00 |
| 残業平日普通 | |
| 11:41 | |

支給

控除

記事

[redacted]

総支給額合計 321,456

差引 支給額 253,476

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-030 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年10月28日 | 支出額 | 83,884 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,689 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）９月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-030 (2/3)

## 納入告知書　納付書＊領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 船生労働者商管 | 服扱庁番号 | 服扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 9月分

納付期限　令和 7年 10月31日（振込の場合は翌月10日までにお振込ください）
令和 7年 10月21日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 61256円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所管理記号　事業所番号　うち証券受領　円
[redacted]

証券受領　金部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 1 | 6 | 5 | 7 | 5 | 2 |

収納機関番号　納付番号　確認番号
[redacted]

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）
＊納付の金額の端数は、原本に充て、次いで徴収金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様
[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
出納
7. 10. 28
[redacted]
（納付者消し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-030 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年10月21日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年9月分の社会保険料

令和7年9月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | 本人負担計 | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | | 会社負担計 | 子供子育一 | 2,016 | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | | 合計 | 2 人 | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

(正) 79,689

(日) 4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

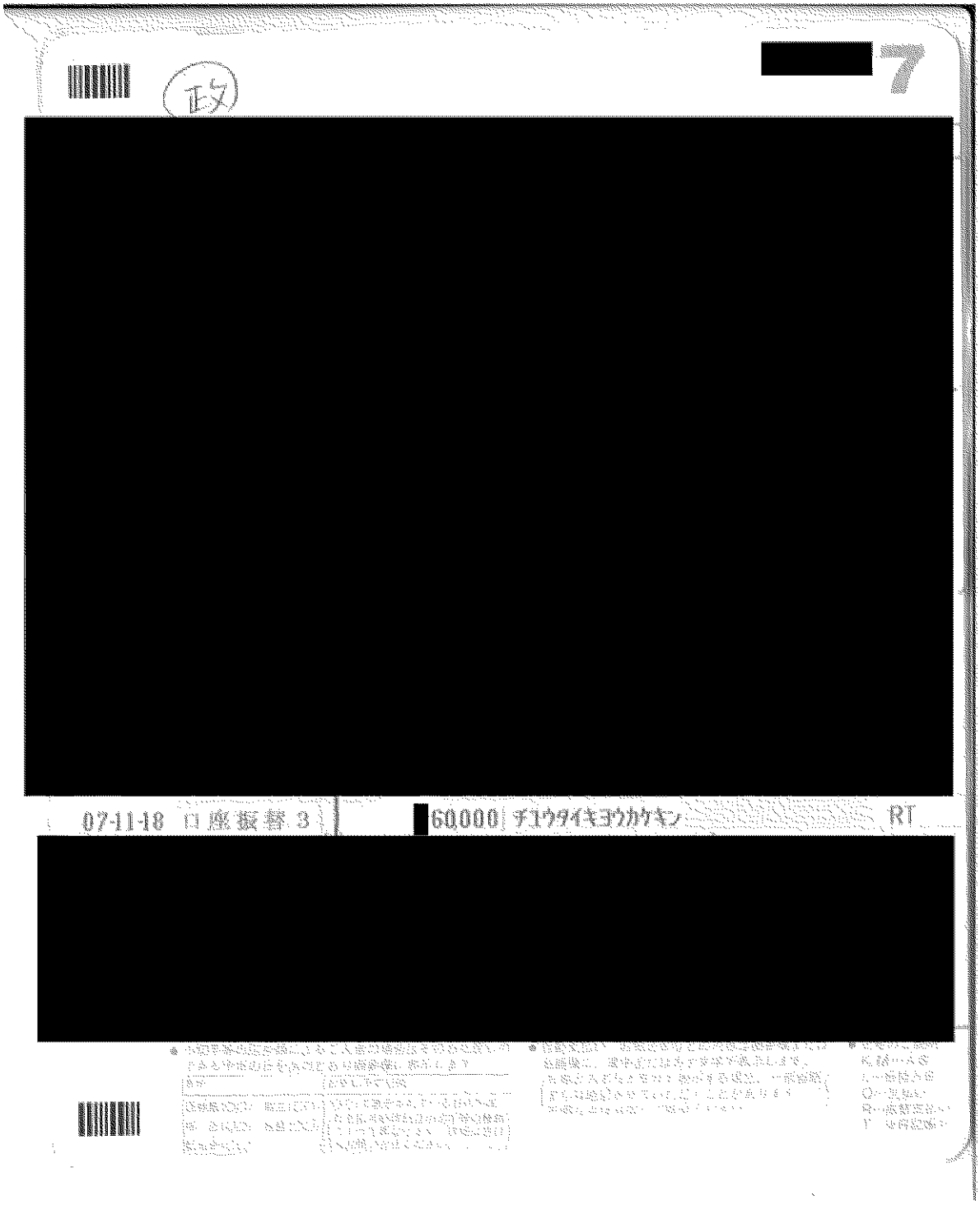
10-031 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-031 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-032 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月28日 | 支出額 | 251,950 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 239,352 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　１１月分（職員1） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-032 (2/2)

給与 明細書　令和 7年11月分
000　0003　[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 21.00 | 163:20 | | | | | | | | |
| 台 | 残業平日普通 | | | | | | | | | |
| | 1:20 | | | | | | | | | |

[redacted]

総支給額合計 251,510

差引支給額 202,251

ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071128 | 0431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0056 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥202,251 [redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

お預かり 残高
＊＊＊

円 0.21 ¥440 [redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷｮｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-033 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月28日 | 支出額 | 322,598 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 306,468 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与１１月分（職員2） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-033 (2/2)

給与 明細書　令和 7年11月分
000　0004　[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 | [redacted] |
|---|---|---|---|
| | 20.00 | 172:01 | |
| | 残業平日普通 | | |
| | 12:01 | | |

| | |
|---|---|
| 支給 | [redacted] |
| 控除 | [redacted] |
| 記事 | |

総支給額合計 322,168

差引支給額 254,174

## ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

[redacted]

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 0711280431240 | | お振り込み |
| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
| 0057 | [redacted] | | |

お取引金額
＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ¥254,174[redacted]
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

利用明細ご不要の場合 残高
＊＊＊

0.22 ¥440[redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-034 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年11月28日 | 支出額 | 83,884 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,689 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１０月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-034 (2/3)

## 納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 10月分

納付期限　令和 7年 12月 1日（あなたの大切な権利ですから忘れずに）
令和 7年 11月 19日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 61256円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　[redacted]　事業所番号　[redacted]

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 1 | 6 | 5 | 7 | 5 | 2 |

収納機関番号　[redacted]　納付番号　[redacted]　確認番号

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完結されなかったとき又は、延滞金の納付を要します。
（健康保険法第181条、国民年金法第90条、厚生年金保険法第87条、同法施行令第3条の4、子ども・子育て支援法第71条）
有効の完当の期手は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　[redacted]　様

上記の合計額を領収しました。
（納付者渡し）
出納
7. 11. 28
[redacted]

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応の金融機関、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-034 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年11月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年10月分の社会保険料

令和7年10月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育→ | | 2,016 | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

79,689

4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-035 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月10日 | 支出額 | 372,890 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 354,245 円 |
| 細目 | 賞与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員賞与　冬季分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。<br>政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-035 (2/2)

賞与 明細書　　令和 7年12月分
000　　0003　　[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 基礎 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | |

| 支給 | [redacted] | 総支給額合計 372,450 |
|---|---|---|
| 控除 | [redacted] | |
| 記事 | | 差引支給額 304,734 |

PA1115 51

ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 07121004312401 | | お振り込み |
| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
| 0253 [redacted] | | | |

お取引金額
¥304,734 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-036 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月10日 | 支出額 | 420,440 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 399,418 円 |
| 細目 | 賞与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員賞与　冬季分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-036 (2/2)

賞与 明細書　　令和 7年12月分
000　　0004　　[redacted] 様
自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 基礎 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 支給 | [redacted] | 総支給額合計 420,000 |
|---|---|---|
| 控除 | [redacted] | 差引支給額 340,366 |
| 記事 | | |

ご利用明細　[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 07121 | 00431240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0254 | [redacted] | | |

お取引金額
¥340,366[redacted]

残高
＊＊＊

[redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

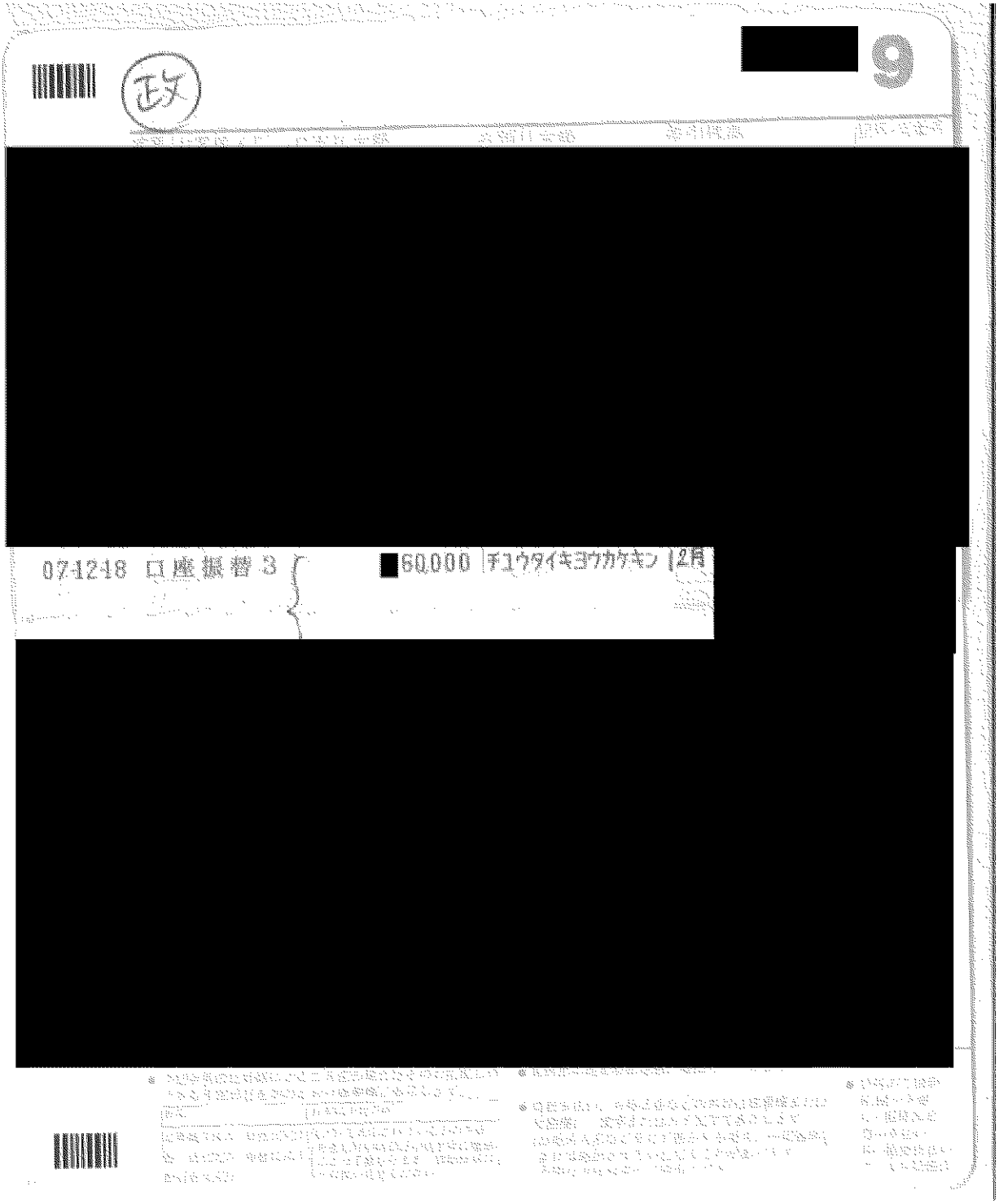
10-037 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金　１２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-037 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

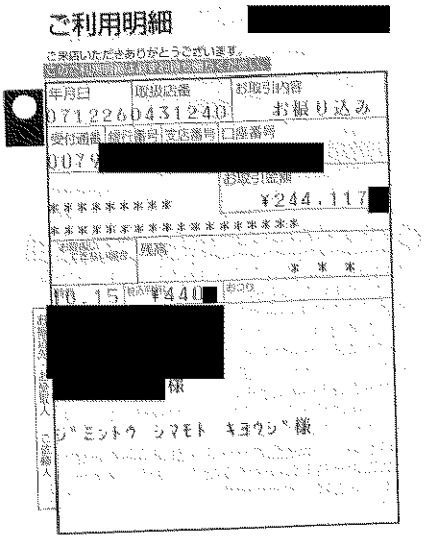
10-038 

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月26日 | 支出額 | 258,606 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 245,675 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　１２月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-038 (2/2)



ご利用明細

[redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

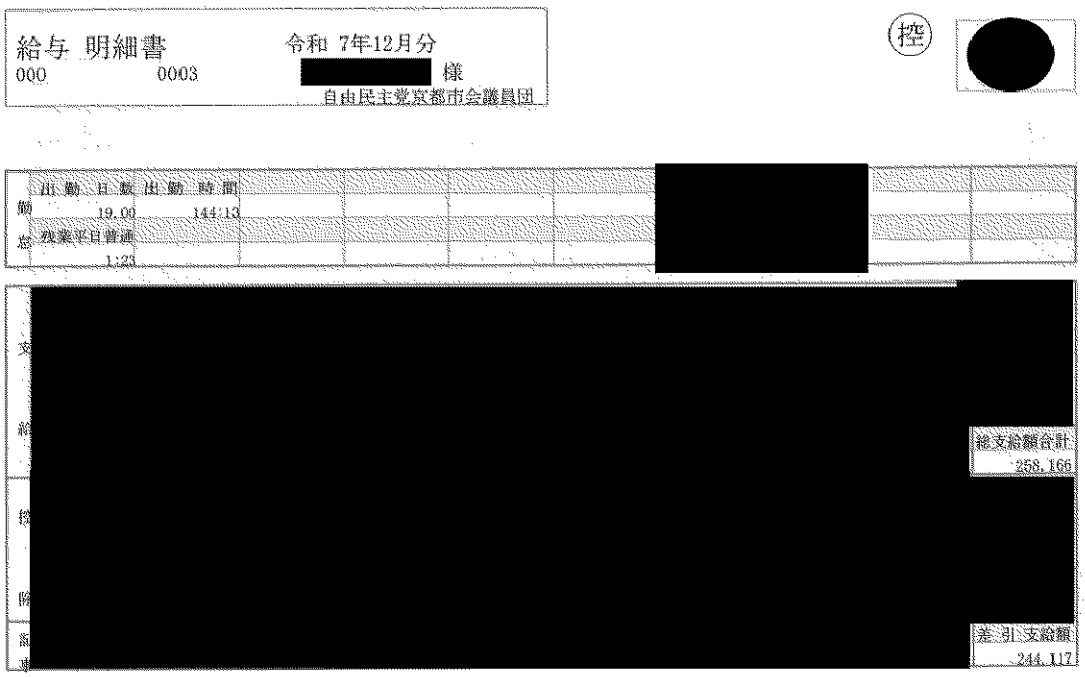
| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071226 | 043240 | お振り込み |

受付通番 [redacted]

お取引金額 ¥244,117

[redacted]

様



給与 明細書 令和 7年12月分

000 0003 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| 勤 | 19.00 | 144:13 |
| 怠 | 残業平日普通 | |
| | 1:23 | |

[redacted]

総支給額合計 258,166

差引支給額 244,117

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

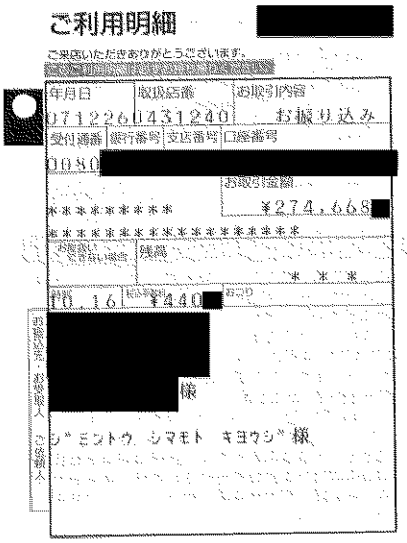
10-039 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月26日 | 支出額 | 307,791 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 292,401 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　１２月分（職員2） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-039 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 071226 | 043240 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0080 | [redacted] | | |

お振り込金額 ￥274,668

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

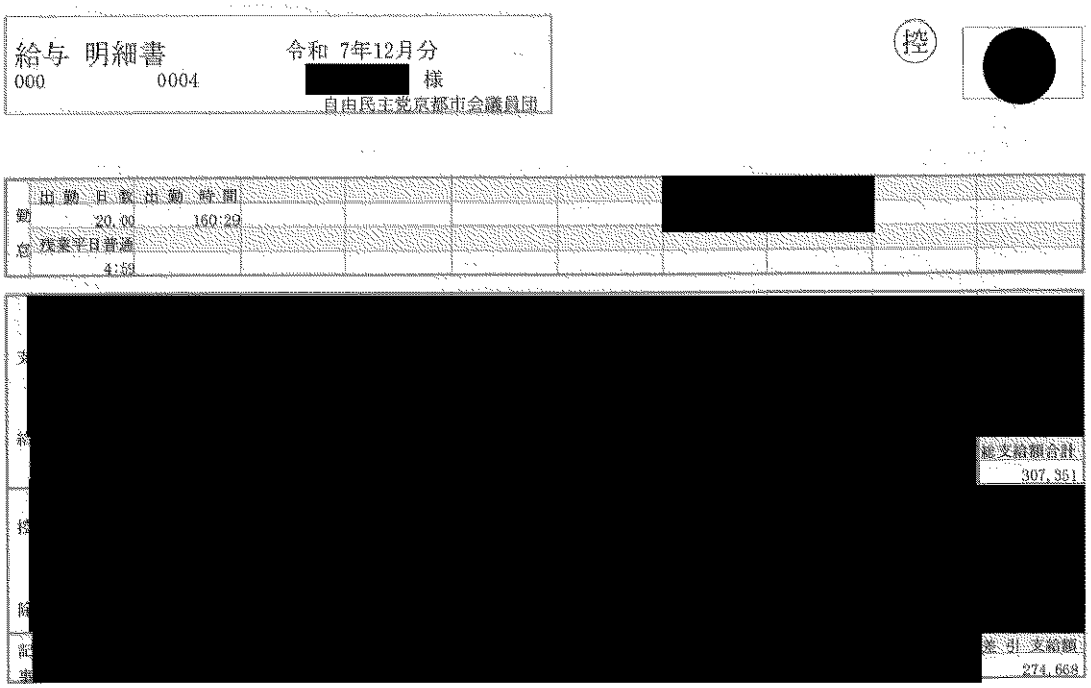
お預かり金額 残高

＊＊＊

手数料 ￥0,16 ￥440 [redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 7年12月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

勤怠

| 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|
| 20.00 | 160:29 |

残業平日普通

4:59

[redacted]

総支給額合計 307,351

差引支給額 274,668

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

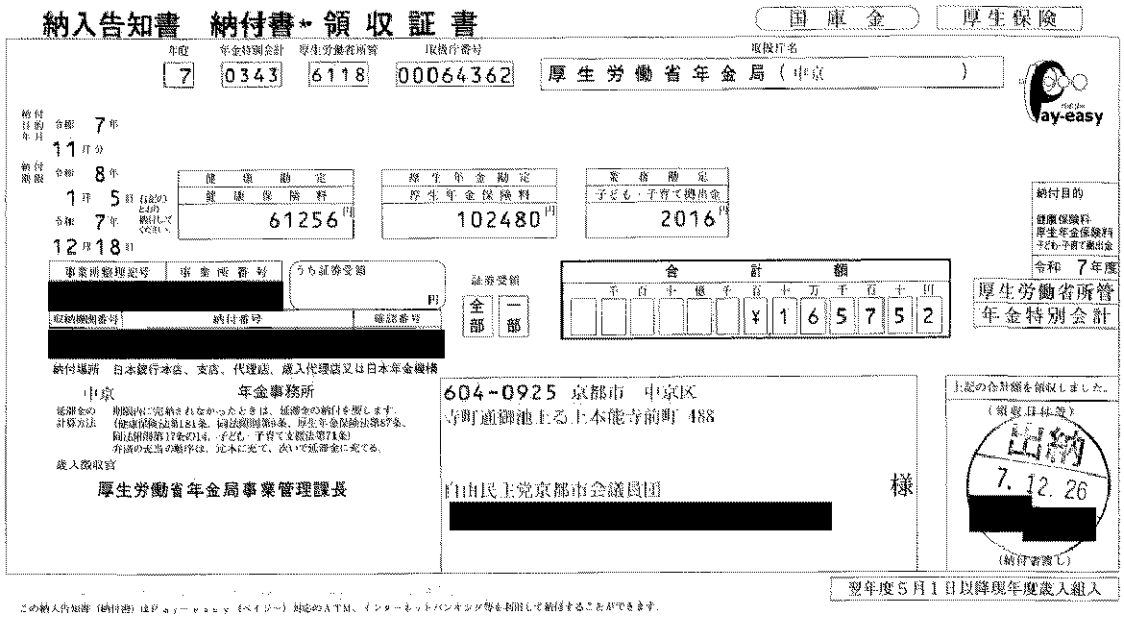
10-040 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年12月26日 | 支出額 | 83,884 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,689 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-040 (2/3)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 7年 11月分

納付期限　令和 8年 1月 5日（右記のとおり納付してください）
令和 7年 12月 18日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 61256円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金

令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | ¥ | 1 | 6 | 5 | 7 | 5 | 2 |

収納機関番号　納付番号　確認番号

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法施行令第6条、厚生年金保険法第87条、同法施行令第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市 中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

上記の合計額を領収しました。
（領収日付印）
収納
7. 12. 26
（納付者控）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-040 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年12月19日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年11月分の社会保険料

令和7年11月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | 本人負担計 | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | | 会社負担計 子供子育一 | 2,016 | | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | | 合計 2 人 | | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

(政) 79,689
(国) 4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-041 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月19日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金　１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-041 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

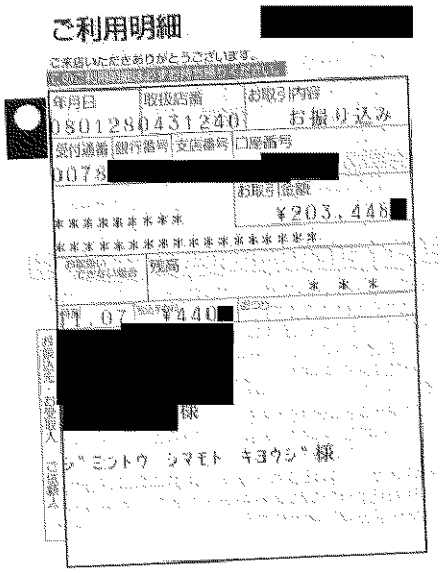
10-042 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 252,802 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 240,161 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　１月分（職員１） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-042 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 0801280431240 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0078 [redacted] | | | |

お取引金額 ¥203,448[redacted]

残高 ＊＊＊

¥440[redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷｮｳｼﾞ 様

給与明細書 令和 8年 1月分

000 0003 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 16.00 | 123:47 |
| 残業手当普通 | | |
| | 1:47 | |

[redacted]

| 差引支給額 |
|---|
| 203,448 |

| 控除合計 |
|---|
| 252,362 |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

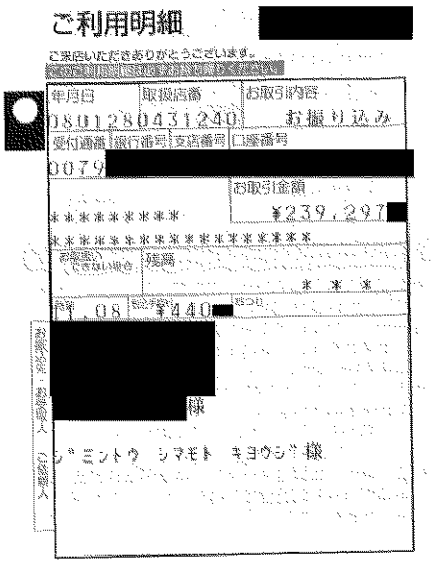
10-043 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 306,563 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 291,234 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与１月分（職員２） | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。振込手数料440円含む。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-043 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| | 0801280431240 | お振り込み |

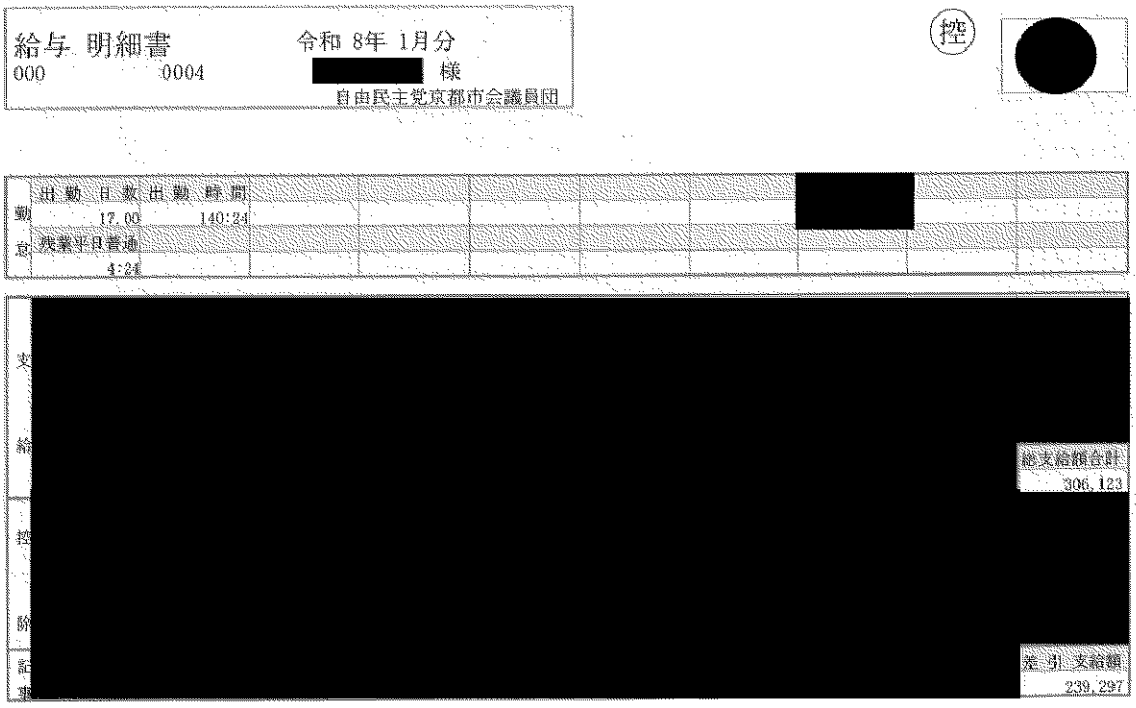
| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0079 | [redacted] | | |

お取引金額 ¥239,297[redacted]

残高 ＊＊＊

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 8年 1月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 17.00 | 140:24 |
| 残業平日普通 | | |
| 4:24 | | |

[redacted]

総支給額合計 306,123

差引支給額 239,297

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

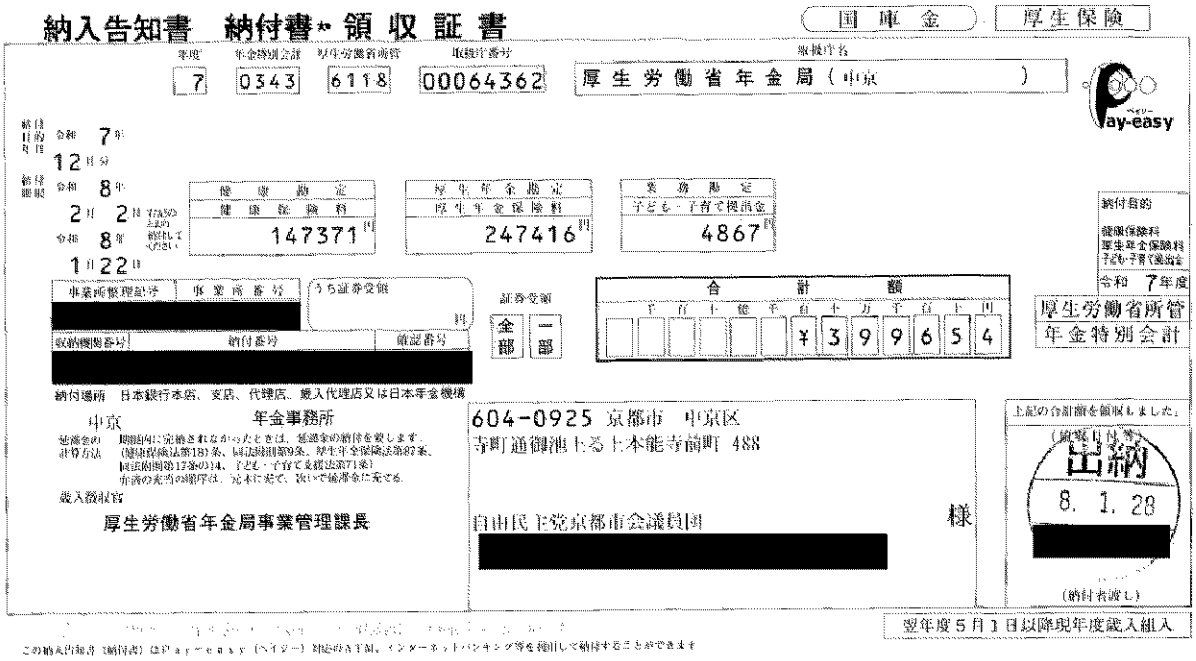
10-044 (1/4)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年１月28日 | 支出額 | 202,261 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 192,147 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）冬季賞与分＋１２月給与分 | | |
| 備考 | 118,377(冬季賞与) ＋ 83,884(12月給与) ＝ 202,261 から 9.5 割按分している。政<br>務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-044 (2/4)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付期日　令和 7年 12月分

納付期限　令和 8年 2月 2日（7万5000円以上の場合は令和 8年 1月22日）

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 147371円 | 247416円 | 4867円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

証券受領　金額　一部

合計額　¥399654

収納機関番号　納付番号　確認番号

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国民健康保険法第97条、厚生年金保険法第87条、国民年金法第97条の3、子ども・子育て支援法第71条）
本書の表示の納厚は、元本に対して、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
出納 8. 1. 28
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応ATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-044 (3/4)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和7年11月26日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年12月賞与の社会保険料

令和7年12月の賞与に対する社会保険料は下記のとおりです。
保険料は賞与額の千円未満を切り捨てた額に各保険料率を乗じて算出します。介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 賞与額 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 372,450 | 18,655 | 0 | 18,655 | 34,038 | 52,693 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 420,000 | 21,063 | 3,339 | 24,402 | 38,430 | 62,832 |
| | | | | | | 本人負担計 | 792,450 | 39,718 | 3,339 | 43,057 | 72,468 | 115,525 |
| | | | | | | 会社負担計 | | 子供子育→ | 2,851 | 43,058 | 72,468 | 118,377 |
| | | | | | | 合計 | 2 人 | | | 86,115 | 144,936 | 233,902 |

9.5賞与 112,458

0.5賞与 5,919

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-044 (4/4)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和8年1月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和7年12月分の社会保険料

令和7年12月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育→ | | 2,016 | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

9.5割 (政) ??,62?
0.5割 (団) 4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-045 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金　２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-045 (2/3)

[redacted] 2

[redacted]

08-2-18 口座振替 3( … [redacted] 60000 チユウライキヨウカケキン 2月分

[redacted]

※ 小切手での返金になる場合は手数料を差し引かせていただきます。

| 科目 | 入金口座番号 |
| --- | --- |
| 普通預金(口) | 当店(口) |
| 当座(口) | 振替(口) |

※ 番号を誤り、お振込みされた場合の手数料は負担いただきます。

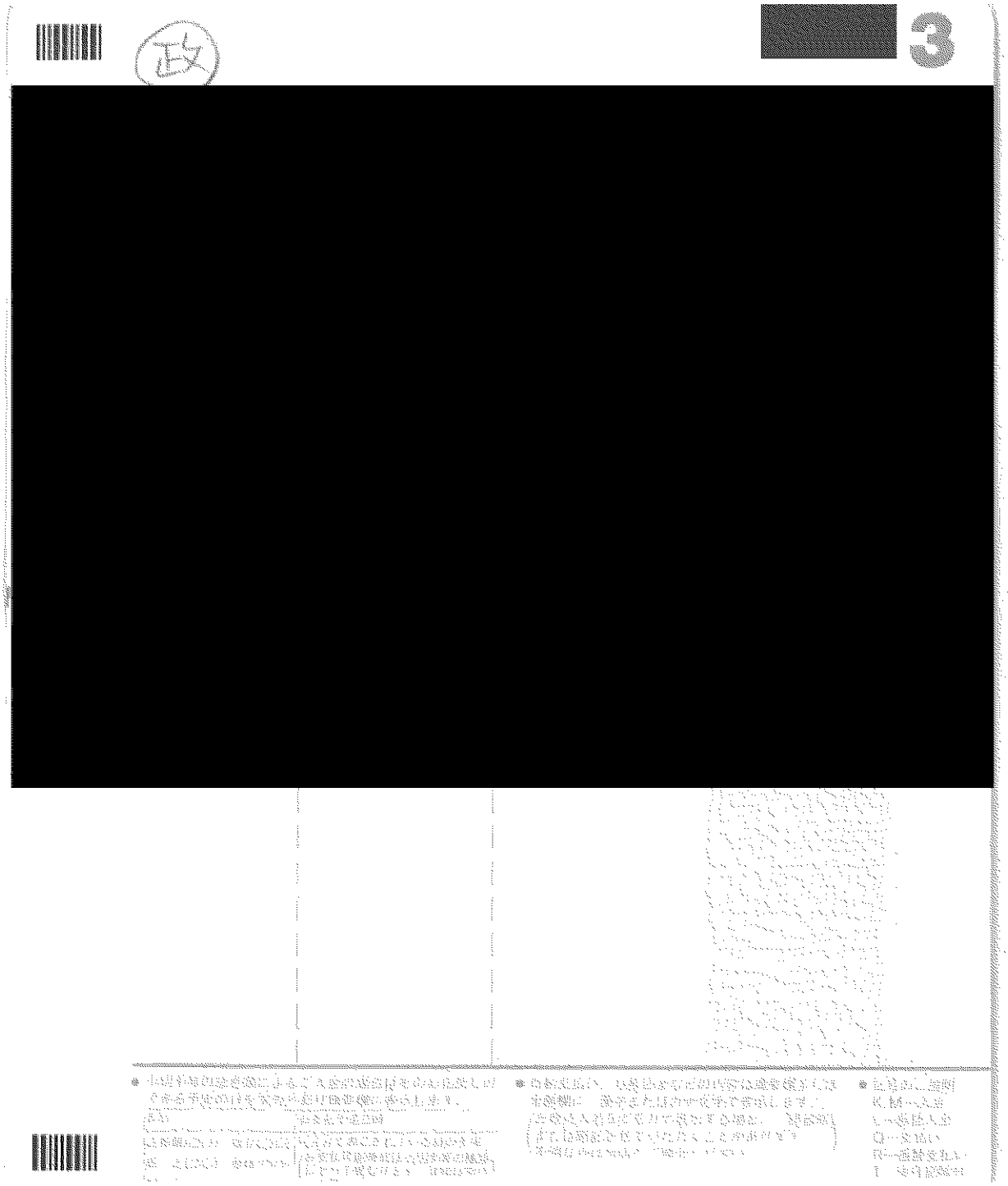
（お振込人名などの一部が表示されない場合、一部相殺または記載されていたことがあります。
不明な場合は、ご照会ください。）

※ 記号の意味
K,M…入金
L…振替入金
○…受払い
R…振替支払い
T…手形記載分

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-045 (3/3)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

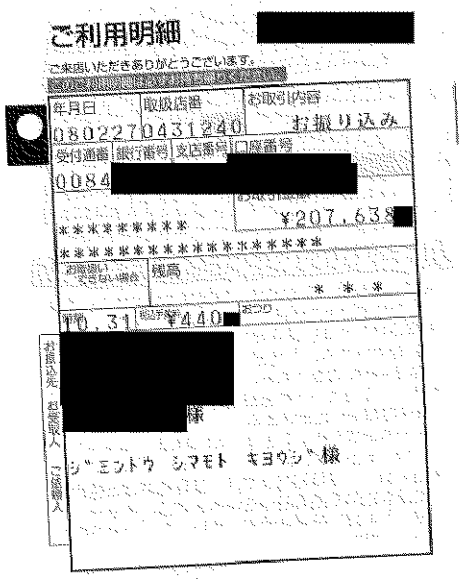
10-046 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月27日 | 支出額 | 257,156 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 244,298 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　２月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。<br>政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-046 (2/2)


ご利用明細

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 0802270431240 | | お振り込み |

受付通番 銀行番号 支店番号 口座番号

0084

¥207,63

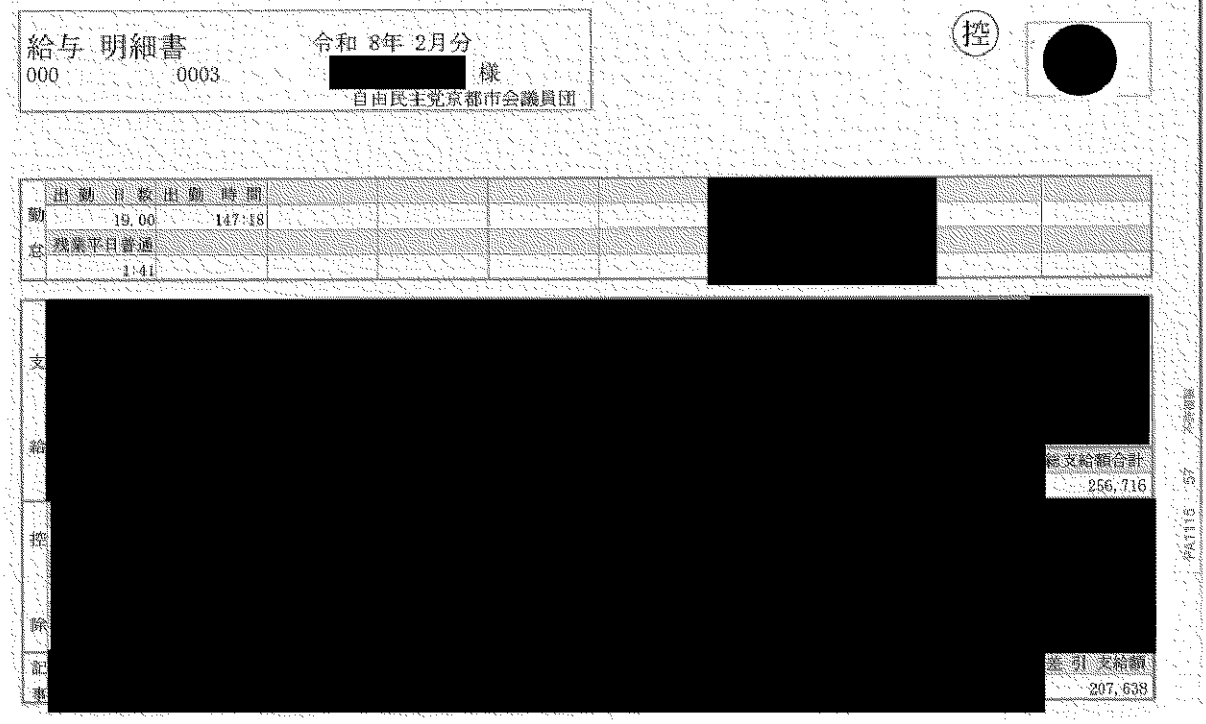
残高

¥440

0,31

様

ｼﾞｴﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様


給与 明細書 令和 8年 2月分

000 0003 様

自由民主党京都市会議員団

控

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 19.00 | 147:18 |
| 残業平日普通 | | |
| | 1:41 | |

支給

控除

記事

総支給額合計 256,716

差引支給額 207,638

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

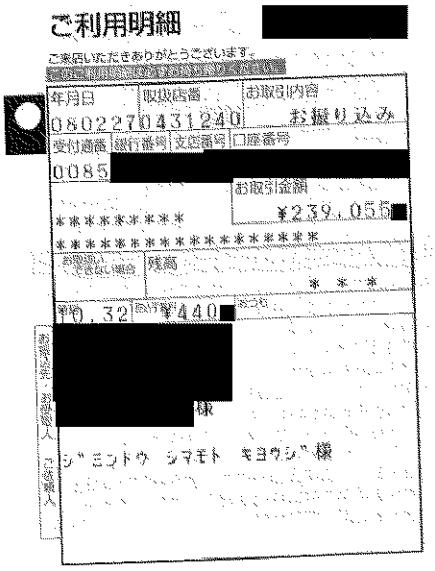
10-047 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月27日 | 支出額 | 306,319 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 291,003 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与２月分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-047 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 0802270431240 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0085 | [redacted] | | |

お取引金額 ¥239,055

********

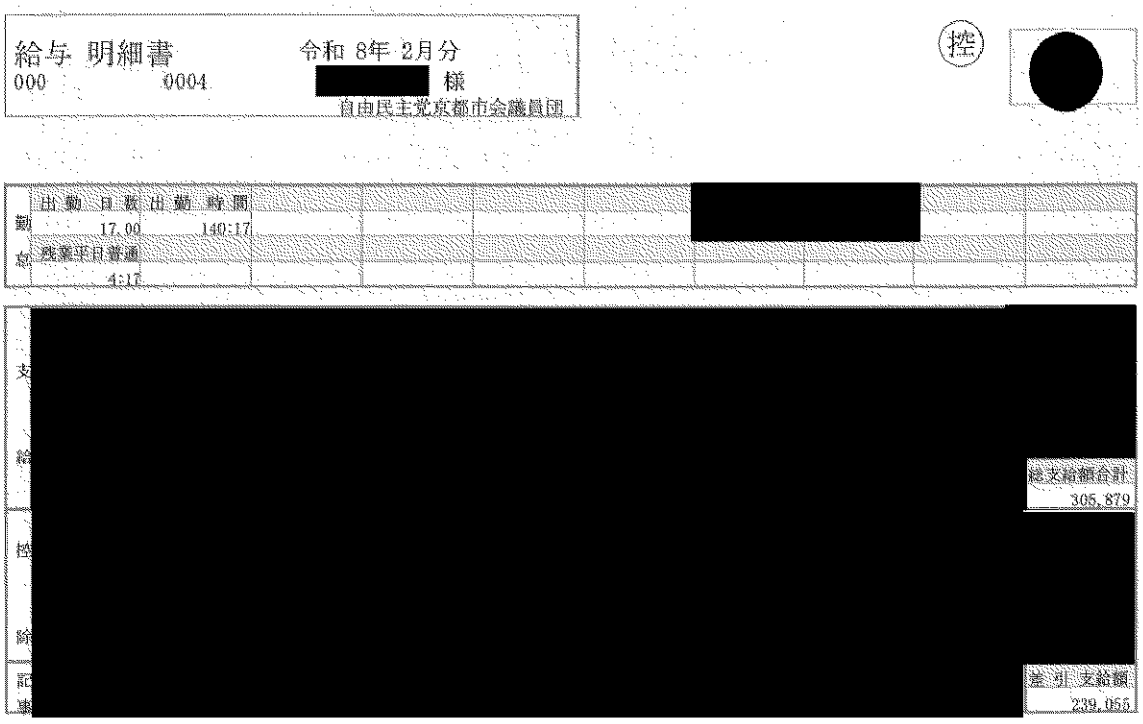
**********

残高 ＊＊＊

0.32 ¥440

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷｮｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 8年 2月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控

[redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 17.00 | 140:17 |
| 残業平日普通 | | |
| 4:17 | | |

[redacted]

総支給額合計 305,879

差引支給額 239,055

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

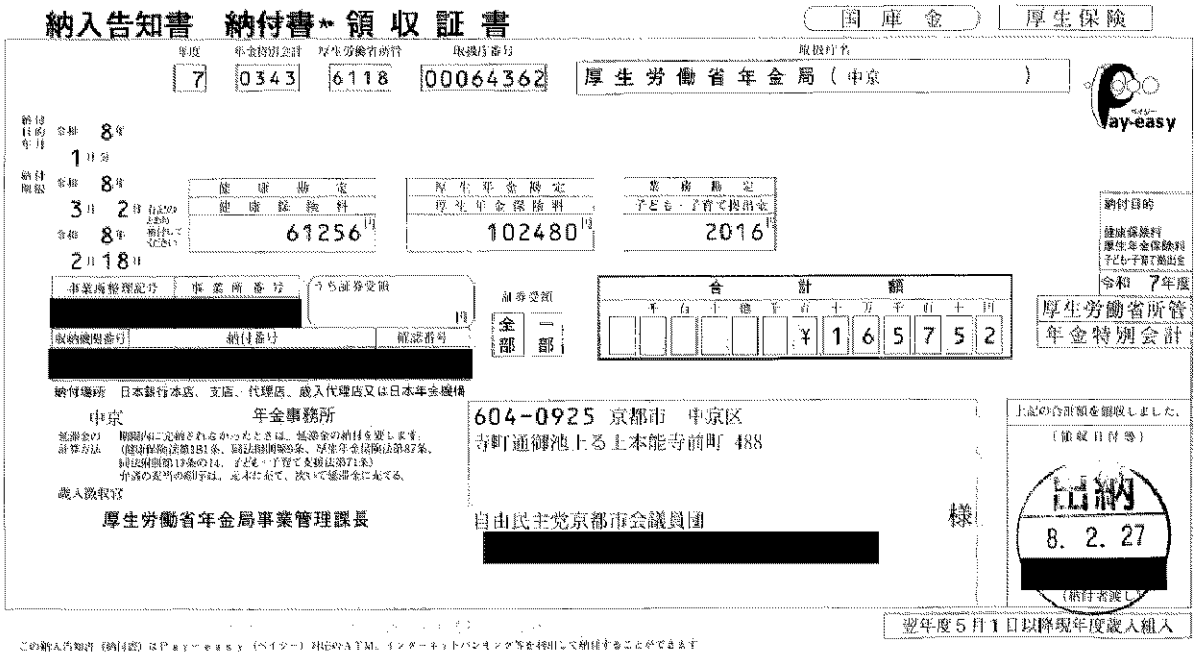
10-048 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年２月27日 | 支出額 | 83,884 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,689 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）１月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-048 (2/3)



納入告知書　納付書＊領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 |
|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 |

取扱庁名：厚生労働省年金局（申京　　）

Pay-easy

納付目的年月：令和 8年 1月分

納付期限：令和 8年 3月 2日（右記の金額を納付してください）
令和 8年 2月18日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 61256円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的：健康保険料／厚生年金保険料／子ども・子育て拠出金

令和 7年度　厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　うち証券受領　円

収納機関番号　納付番号　確認番号

[redacted]

証券受領：全部　一部

合計額：¥165,752

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

申京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国税通則法第９条、厚生年金保険法第87条、国税通則法第19条の14、子ども・子育て支援法第71条）
弁済の充当の順序は、元本に先だって、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　申京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様

[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
日納 8. 2. 27
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等金融機関にて納付することができます

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-048 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和8年2月19日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和8年1月分の社会保険料

令和8年1月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育一 | | 2,016 | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

(政) 9.5割 79,689

(国) 0.5割 4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-049 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月18日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 57,000 円 |
| 細目 | その他 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　退職金掛金　３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-049 (2/2)



要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

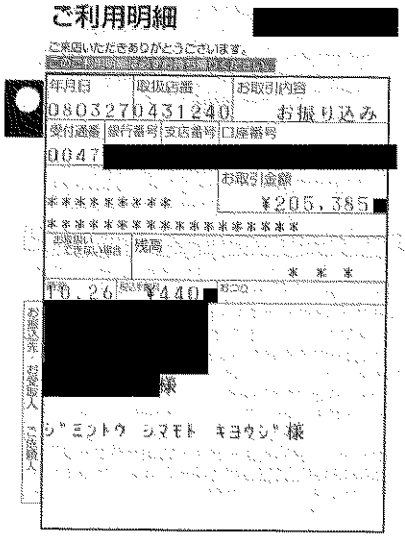
10-050 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月27日 | 支出額 | 254,820 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 242,079 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　３月分（職員１） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。<br>政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で凵主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-050 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱時間 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 08032704312 40 | | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0047 | [redacted] | | |

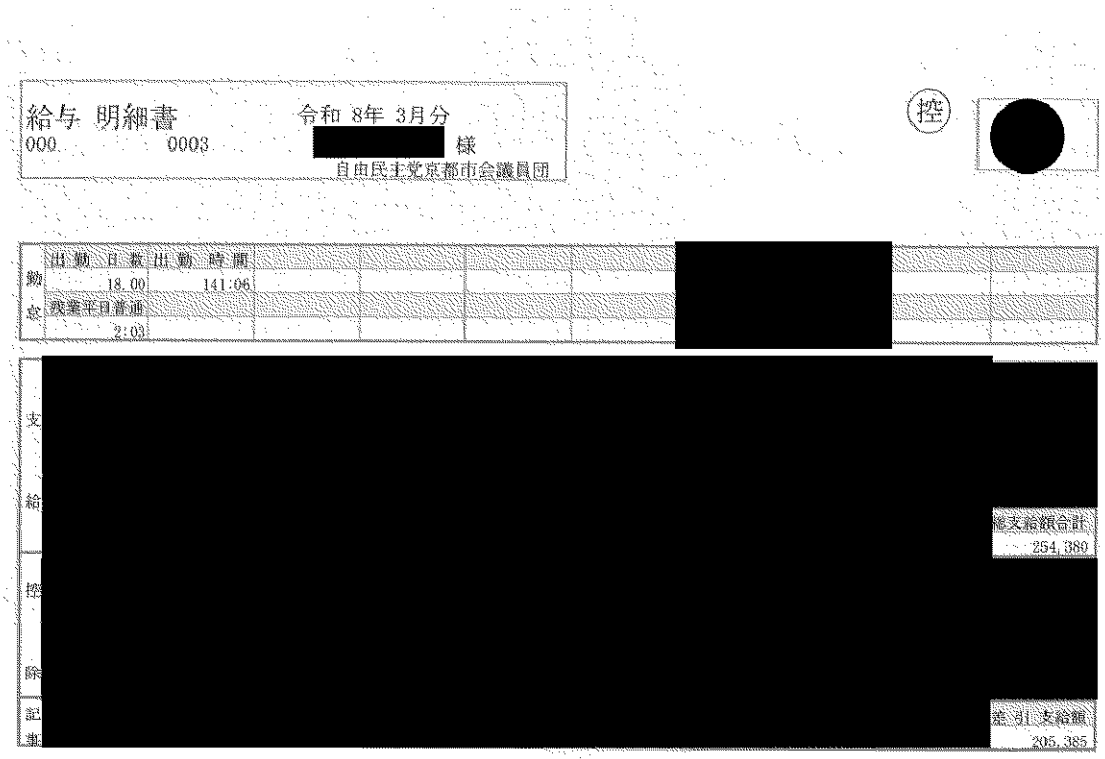
お取引金額 ¥205,385

残高 ＊＊＊

10.26 ¥440 [redacted]

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 8年 3月分

000 0003 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 | [redacted] |
|---|---|---|---|
| | 18.00 | 141:06 | |
| | 残業平日普通 | | |
| | 2:03 | | |

支給 [redacted]

控除 [redacted]

記事

| 差引支給額 |
|---|
| 205,385 |

| 総支給額合計 |
|---|
| 254,389 |

PA116 57 労働保険

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

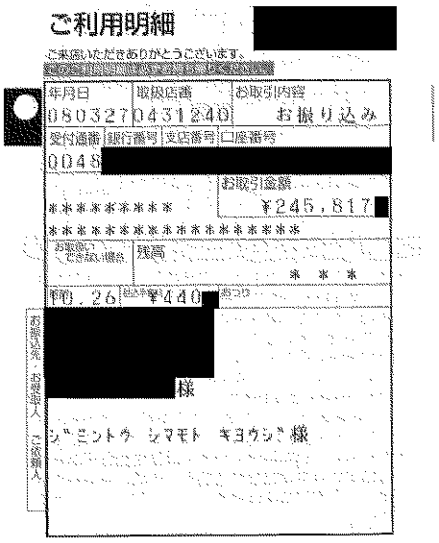
10-051 (1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月27日 | 支出額 | 313,441 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 297,768 円 |
| 細目 | 給与 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員給与　３月分（職員２） | | |
| 備考 | 振込手数料440円含む。政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-051 (2/2)



ご利用明細 [redacted]

ご来店いただきありがとうございます。

| 年月日 | 取扱店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 080327 | 043124 | お振り込み |

| 受付通番 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| 0045 | [redacted] | | |

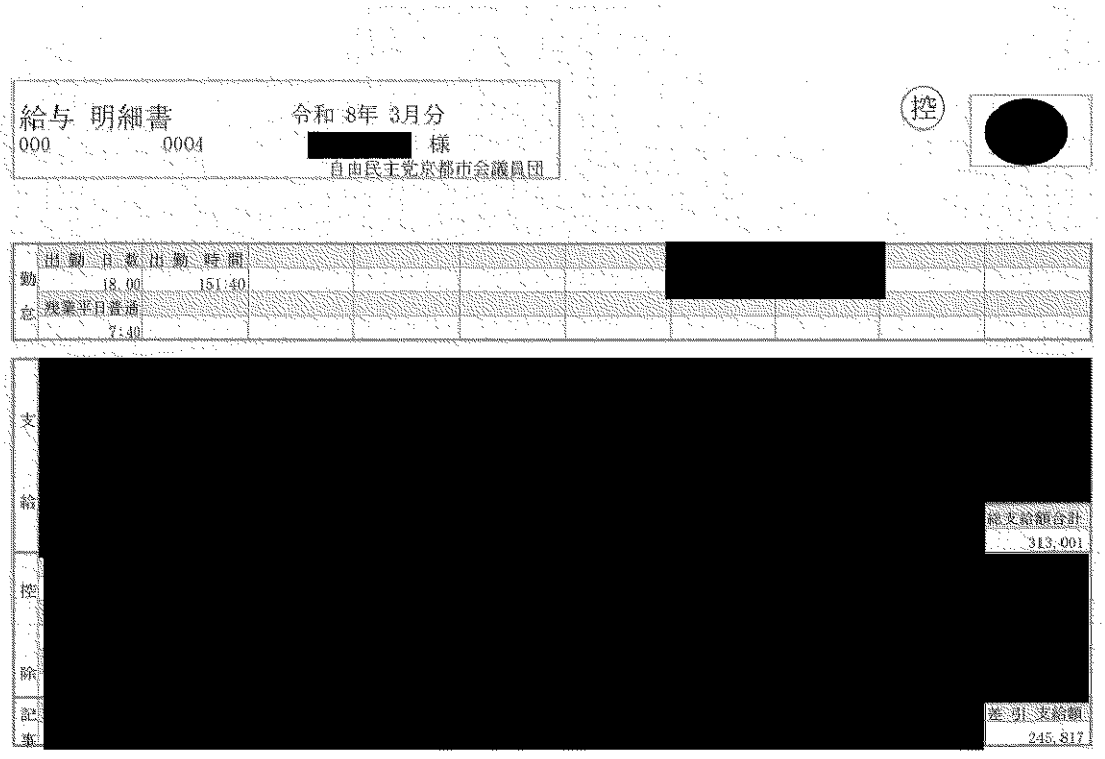
お取引金額
**********
¥245,817
**********

お取扱いできない場合 残高
＊＊＊

¥0.26 ¥440

[redacted] 様

ｼﾞﾐﾝﾄｳ ｼﾏﾓﾄ ｷﾖｳｼﾞ 様



給与 明細書 令和 8年 3月分

000 0004 [redacted] 様

自由民主党京都市会議員団

控 [redacted]

| 勤怠 | 出勤日数 | 出勤時間 |
|---|---|---|
| | 18.00 | 151:40 |
| 残業平日普通 | 7:40 | |

[redacted]

支給 控除 記事

純支給額合計 313,001

差引支給額 245,817

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

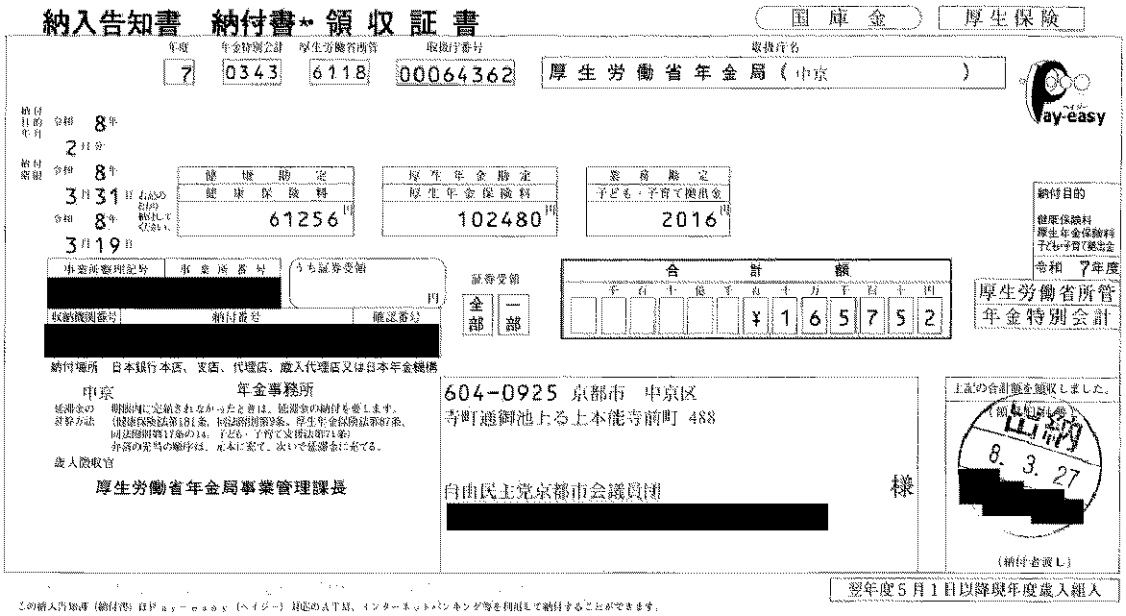
10-052 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年３月27日 | 支出額 | 83,884 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,689 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）　２月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-052 (2/3)



納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金特別会計 | 厚生労働省所管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 8年 2月分

納付期限　令和 8年 3月31日 右記の日付の納付は、延滞金を徴収します。
令和 8年 3月19日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 基礎勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 61256円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号　事業所番号　[redacted]

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

合計額　¥165752

収納機関番号　納付番号　確認番号　[redacted]

納付場所　日本銀行 本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国税通則法第60条、厚生年金保険法第87条、同法施行令第3条の14、子ども・子育て支援法第71条）
券面の番号の順序は、原本に基づく。次いで延滞金に基づく。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　[redacted]　様

上記の合計額を領収しました。
[redacted]
8. 3. 27
（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）は、Ｐａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-052 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和8年3月18日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和8年2月分の社会保険料

令和8年2月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 12,036 | 0 | 12,036 | 21,960 | 33,996 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 16,048 | 2,544 | 18,592 | 29,280 | 47,872 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 28,084 | 2,544 | 30,628 | 51,240 | 81,868 |
| | | | | | 会社負担計 | 子供子育→ | | 2,016 | 30,628 | 51,240 | 83,884 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | 61,256 | 102,480 | 165,752 |

政 79,689

国 4,195

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-053 (1/3)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和８年４月28日 | 支出額 | 83,540 円 |
| 項目 | 人件費 | 充当額 | 79,363 円 |
| 細目 | 保険料 | 按分率 | 95/100 |
| 摘要 | 会派職員　社会保険料（事業主負担分）３月分 | | |
| 備考 | 政務調査活動以外従事することが全くなったとは言い切れないため、抑制的に９．５割で自主按分する。 | | |

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-053 (2/3)

## 納入告知書　納付書＊領収証書

国庫金　厚生保険

| 年度 | 年金事務センター | 厚生労働省管管 | 取扱庁番号 | 取扱庁名 |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 0343 | 6118 | 00064362 | 厚生労働省年金局（中京　） |

Pay-easy

納付目的年月　令和 8年 3月分

納付期限　令和 8年 4月 30日（右記の日までに納付してください）　令和 8年 4月 20日

| 健康勘定 | 厚生年金勘定 | 業務勘定 |
|---|---|---|
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 子ども・子育て拠出金 |
| 60568円 | 102480円 | 2016円 |

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 8年度
厚生労働省所管
年金特別会計

| 事業所整理記号 | 事業所番号 | うち証券受領 |
|---|---|---|
| [redacted] | | 円 |

| 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |

証券受領　全部　一部

| 合計額 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | ¥ | 1 | 6 | 5 | 0 | 6 | 4 |

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

中京　年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、国税通則法第９条、厚生年金保険法第87条、国民年金法第94条の14、子ども・子育て支援法第71条）
完済の金額の端数は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

604-0925 京都市　中京区
寺町通御池上る上本能寺前町 488

自由民主党京都市会議員団　様
[redacted]

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）
出納 8. 4. 28
[redacted]
（納付者控）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この納入告知書（納付書）は、Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

要綱 第６号様式

# 支出調書（一般用）

10-053 (3/3)

自由民主党京都市会議員団 御中

令和8年4月20日

みやこ社会保険労務士事務所

## 令和8年3月分の社会保険料

令和8年3月分の社会保険料は下記のとおりです。
介護保険、厚生年金の該当・非該当は同月における年齢で算出しています。

記

| 状況 | 健保No. | 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 健保報酬 | 厚年報酬 | 健康保険料 | 子育て支援金 | 介護保険 | 健康保険計 | 厚生年金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 | [redacted] | | | 240 | 240 | 11,868 | 0 | 0 | 11,868 | 21,960 | 33,828 |
| | 4 | | | | 320 | 320 | 15,824 | 0 | 2,592 | 18,416 | 29,280 | 47,696 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 本人負担計 | | 27,692 | 0 | 2,592 | 30,284 | 51,240 | 81,524 |
| | | | | | 会社負担計 | | 子育て拠出金→ | 2,016 | | 30,284 | 51,240 | 83,540 |
| | | | | | 合計 | 2 人 | | | | 60,568 | 102,480 | 165,064 |

(政) 79,363 (9.5割)
(国) 4,177 (0.5割)